

新保守主義の経済社会政策：レーガン、サッチャー、中曽根三政権の比較研究

山本, 健兒 / 杉浦, 克己 / 川上, 忠雄 / 萩原, 進 / 増田, 壽男 / 鎌倉, 孝夫 / 山本, 喜久治 / 粕谷, 信次 / 藤川, 昌弘 / 金子, 勝

(出版者 / Publisher)

法政大学出版局

(巻 / Volume)

5

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

566

(発行年 / Year)

1989-11-24

《比較経済研究所研究シリーズ 5》

新保守主義の経済社会政策

レーガン、サッチャー、中曽根三政権の比較研究

法政大学比較経済研究所

川上忠雄・増田寿男編

法政大学出版局

まえがき

1970年代末、左前になった新旧のアングロサクソン世界国家、イギリスとアメリカに1つの異変が起きた。高成長終焉の経済危機のただなかに、衝撃的影響力を持つ新しい保守主義の思潮が台頭し、その思潮を主要な支えとするサッチャー、レーガン政権が生まれたのである。そして、戦後資本主義世界においていわば対照的な地位をえた日本にも、明らかにその思想的影響を強く受けた中曽根政権が生まれた。

サッチャー、レーガン、中曽根3政権とその経済社会政策の展開は、おのおのの国の社会と経済に消し難い刻印を押した。しかし、すでに中曽根政権、ついでレーガン政権が退場した。その新保守主義の政策路線は次期政権によって継承されると表明されはしたが、すでにいくつかの破綻が表面化し、いや応なく変化が始まっている。そして記録的な長期政権となったサッチャー政権にも、ようやく容易に克服し難い問題が立ち現われ始めたかにみえる。その意味で、これら新保守主義諸政権とその経済社会政策を総括してみるときがそろそろ来たのではあるまいか。

法政大学比較経済研究所の3番目のプロジェクト、「新保守主義の経済社会政策」は、1986年、これら新保守主義3政権の経済社会政策の比較研究をテーマとして発足した。そしてすでに『経済のマネージャビリティ——新自由主義からの批判に耐えうるか』をまとめて世に問うた。これは、これらの政権が拠り所とした新保守主義の経済理論が、現代資本主義の枠組を構成するケインズ経済学とその「管理された経済」(managed economy)の考えに対する集中的な批判をおこなっている以上、たんなる政策の比較研究としてだけでは十分な成果をあげることはおぼつかない、と考え、ケインズ経済学を改めて問い直しつつ、それをめぐる今日の論争を整理しようとしたものである。

この準備作業を踏まえ、新保守主義3政権の経済社会政策そのものの比較研究をおこなうことが本書の主題である。ただ、政権を前提として単に政策とその効果を分析するという狭く限定された手法をとらず、政権そのものの成立過程とその構成の政治的イデオロギー的性格とくに注目しつつ、その経済社会政策の特質と歴史的意味を確めることに力を注いだ。

序章は、高成長終焉後アメリカ、イギリス両国に登場した諸政権の経済危機打開策の実験をふり返り、そのなかにレーガン、サッチャー政権の経済危機打開策とそのパフォーマンスを位置づける。

第1, 2, 3章は、アメリカのレーガン政権とその経済社会政策を扱う。マネタリスト、サプライサイダーの考えに影響を受けながら、彼らによる革命は挫折あるいは不在だったといえる金融政策と税制改革の顛末、核心の課題である生産性停滞の打開が緒についたのかどうか、そしてそのもとで労使関係はどう変化したか、がとりあげられる。

第4, 5, 6章は、イギリスのサッチャー政権とその経済社会政策を扱う。サッチャー革命において核心となる中期金融財政戦略、民営化、労使関係政策の展開、そのサッチャー革命を歴史的に準備した労働党左派の実験の失敗、それに特殊領域としての地域政策の変化がとりあげられる。

第7, 8章は、日本の中曽根政権とその臨調・行政改革を扱う。新保守主義がファッションのように論壇に流行しながら、実際の経済社会政策は、曖昧性、両義性、便宜性をいちじるしい特徴としたこと、それは、根本的には、日本に新保守主義の唱える新自由主義的経済社会政策を改めて採用しなければならぬ国内的必然性がなく、もっぱら対外的契機を媒介として提起されたこと、が明らかにされる。さらに、国鉄の分割・民営化の、日本的な企業主義的労使慣行の全面化を強制することを狙いとした日本の特殊性、異常性が探られる。

なお、補章は、新自由主義経済政策をめぐる村上泰亮-吉富勝論争を回顧し、とくに変動相場制をめぐる村上説に批判的な検討を加える。

3年余の研究を重ね、執筆を終えて一同がいま感じているのは、限られた時間と紙幅で扱うにはテーマが余りにも大きすぎたということである。だ

が、戦後資本主義世界が大きな転機に立たされている以上、現代資本主義がどう転換していくのかを見通すトータルな構図が切実に求められているのではあるまいか。われわれには荷が勝ちすぎたかも知れないが、新保守主義諸政権とその経済社会政策を解明することで、トータルな構図（あるいは少なくともその一部）を描き出そうと努めた次第である。

米英日3国の比較研究を通じて、新保守主義が労働組合・労働運動の衰退を背景とし、さらにそれを推進したということ、しかもその中心に「日本化」(Japanization)があるということ、が浮かび上がった。これは、資本主義世界の今日の大転換のなかで、経済の再生が日本的労使関係ときわめて強い関係を持っている、ということであろう。ただ、本来新保守主義政権の前に複合的に提起された問題——インフレ高進を核心とする短期の経済危機の打開の問題と長期の衰退の打開にかかわる福祉国家の再編の問題——を十分結びつけて論じる総合的分析に到達できなかった点でなお悔いが残る。しかし、新保守主義諸政権の経済社会政策についての最初の総合的比較研究として、問題を投げかける力作をそろえることができたと自負してよいと思う。さきに世に問うた『経済のマネージャビリティ』について、本書が読者の関心を呼ぶことができれば幸いである。

本プロジェクトの研究の過程では、いちいち名前をあげるのは差し控えるが、多くの方々から報告をいただき、貴重な示唆を受けた。ここに感謝の意を表しておきたい。また本書の刊行にあたっては、前書につづいて法政大学出版社の平川俊彦さんにお世話になった。

1989年10月2日

川上 忠雄
増田 寿男

目 次

まえがき

序 章	新保守主義政権の登場	川上忠雄	1
I	戦後世界の終焉とイギリス、アメリカにおける新保守主義政権の登場		1
II	経済危機打開策の諸実験		9
III	「市場の失敗」と「国家の失敗」の後にくるもの		43
第1章	レーガンの大いなる実験	杉浦克己	61
I	はじめに		61
II	リベラリズムの時代の終焉と新保守主義の時代の開幕		62
III	レーガン経済政策の理論的支柱		70
IV	レーガノミックスの実態		77
V	無理な「実験」の国際的帰結		103
VI	経済管理の新たな体制に向かう		111
第2章	アメリカにおける生産性問題	山本喜久治	129
	——「下」からの改善は成功するか——		
I	はじめに		129
II	産業構造の変動とその特色		131
III	生産性と競争力回復の課題		142
IV	生産組織革新と国際競争への対応		156
V	まとめ		169
第3章	転換期の労使関係とレーガン政権	萩原 進	180
I	レーガン政権に与えられた宿題		180
II	レーガン政権下の労使関係		193
III	転換期の労使関係		205
第4章	イギリス資本主義の危機とサッチャリズム	増田寿男	224
I	はじめに		224

II	サッチャー政権の性格	225	
III	経済・社会戦略	232	
IV	サッチャリズムの意義と限界	263	
V	イギリスの選択——むすびにかえて	290	
第5章	労働党のオルターナティブ喪失過程と サッチャリズムの成立		金子 勝 303
I	はじめに	303	
II	労働党左派の進出と新経済戦略の形成	304	
III	疑似マネタリズムと新経済戦略の放棄	313	
IV	公共支出削減と自発的所得政策の破綻	323	
V	地方財政統制と労働党の政策破綻	332	
VI	党内民主主義改革と労働党の分裂	342	
VII	おわりに	346	
第6章	イギリスの地域問題とサッチャー政権		山本健児 352
I	はじめに	352	
II	サッチャー政権の地域政策	353	
III	サッチャー政権の地域問題への影響	357	
IV	むすび	373	
第7章	日本における新保守主義の位相		粕谷信次 382
	——第2臨調と中曽根政治の特質——		
I	はじめに	382	
II	第2臨調・中曽根行革における「新自由主義」の位相	395	
III	「戦後日本の総決算」政治にみる新保守主義的統合の位相	431	
IV	総括と展望	445	
第8章	国鉄の「分割・民営化」		鎌倉孝夫 457
	——その日本の特殊性・異常性——		
I	国鉄「分割・民営化」は成功か——分析視点	457	
II	国鉄「分割・民営化」の背景と理由	460	
III	「分割・民営化」の異常性とJRの実態	497	
補章	「新自由主義経済政策批判」の回顧と展望		藤川昌弘 529

序章 新保守主義政権の登場

I 戦後世界の終焉とイギリス、アメリカにおける新保守主義政権の登場

戦後世界の終焉が明らかになるにつれ、1970年代なかば過ぎからイギリスとアメリカ両国において新しい保守主義思想が大きくなるとなって台頭し、やがてその思想を支えにする政権を誕生させた。サッチャー政権とレーガン政権である。

アメリカとイギリス両国は、第2次世界大戦の戦勝国であり、ソ連との冷戦に至る戦後処理の過程をとおして「アメリカの平和」(Pax Americana)としての戦後資本主義世界をつくりあげ、そして支えた主役とその補佐役であった。この戦後資本主義世界は、第1次世界大戦後のそれとは異なり、十分な安定を確保し、経済の大発展——資本主義史上例のない異常な高成長を実現することができた。この大発展のうちに、かつての敗戦国、西ドイツ、日本があいついで経済的に台頭し、さらに一群の新興工業諸国が出現した。ところが、この世界的な高成長のなかで、世界体制の重い負担を背負った英米両国には、停滞、衰退の様相が現われた。それは、世界的な高成長の終焉、くり返し襲来する小破局とスタグフレーションの危機とともに、はっきり表面化したのである。そればかりではない。英米両国は、いまや耐えがたい重荷となってしまった世界体制保持のためのコミットメントをあるいは修正しあるいは撤収する挫折、抑鬱の対外政策の展開を同時に余儀なくされた。これら2国において、戦後世界のゆきづまり、高成長の終焉とともににはじまった戦後世界そのものの終焉の危機は、もっとも鋭い形をとって現われたといえよう。

新保守主義は、戦後世界終焉の危機がもっとも鋭く現われた英米両国の、その危機への1つの回答にほかならなかった。新保守主義はすぐれてアング

ロサクソンの現象であった。それは、戦後体制の常識、コンセンサスをはっきり否定しようとした。とくにイギリスの場合、ケインズ主義によって社会主義の方向へさまよい出た誤りの戦後史を、さらに、それを容認追隨した保守党の誤りの戦後史を総括し、自分たちこそが正しい新時代を開くのだ、と主張した。

サッチャー、レーガンの新保守主義政権とは一体どのような性格の政権なのだろうか。

それは、なによりもまず、戦後社会に定着した思想と制度的仕組みを根本から、言葉どおりの意味でラディカルに問い直そうとする新しい保守主義⁽¹⁾思想の大きなうねりを支えにして登場した。

この新保守主義思想による問い直しは、強烈な個人主義の復権を原点にすえており、合理主義的な手段の国家観、すなわち道具⁽²⁾となってあれこれの社会目的を実現してくれる国家という国家理解を告発する。その矛先は、いうまでもなく、戦後体制に定着したケインズ流の「管理する国家」、そして「福祉国家」へ向けられている。国家の介入は益がなく、個人の活力を奪い、依頼心を植えつけてしまう、というわけである。「市場の自由にゆだねよ！」経済的自由主義がその結論なのだ。その背後には市場システムの自己調整力への確信がある。だが、新保守主義の射程は、認識論、存在論、科学方法論から法律、宗教、家族、教育、ボランティア活動にまで⁽³⁾拡がっている。その拡がりにおいて、新保守主義の思想は内容的に伝統的な保守主義の思想とおおむね重なっている。新保守主義を範疇的に旧保守主義から区別すべきではないであろう。ただ、そのラディカルな原理的問い直しとそれにもとづく民衆主義的な戦闘性という点で、伝統的な保守主義にはない体質を持つのである。

第2に、最重要の課題となった経済危機打開策として、新保守主義政権は、「小さな政府」を打ち出し、「自由放任」(laissez faire)、すなわち自由な市場システムのもとで民間の活力を再生させて経済危機を克服しようとした。

サッチャー政権もレーガン政権も、ケインズ政策批判をバックにしながらか、戦後政治のコンセンサス——政府は完全雇用の実現を第一義的な目標と

して経済に政策的に介入する——を公然と否認した。失業対策よりインフレ抑制をはっきり優先させ、しかもそれを通貨量の伸びを抑制する金融政策によって達成しようと試みた。そして政府活動については、財政規模そのものを縮小させ、民間の活力を再生させること、無駄でゆきすぎの社会保障関係支出などの削減 (spending cut) —— 「フリーランチなんてありはしない」⁽⁴⁾ ('There's no such thing as a free lunch') ——、補助金整理、税制改革 (tax reform) と減税 (tax cut)、それに各種規制の廃止と緩和 (deregulation) がおこなわれた。さらに、イギリスでは、民営化 (privatization)、すなわち国有企業の株式売却による民営化、国営住宅の払い下げも実行に移された。

第3に、新保守主義政権は、自国の衰退を表面化させたこの経済危機を、たんに経済危機としてではなく、同時にモラルの危機としてとらえ、家族、学校の規律、コミュニティへの無償の奉仕、古き良き時代の諸価値の復権をノスタルジックに訴え、「法と秩序」の維持を強調した。

サッチャー政権もレーガン政権もただ保守派の口癖としてモラルの危機を語ったのではない。いずれも1960年代の若者たちやその他もろもろの要素の社会的反乱を、そしてその結果獲得された解放をはっきり名指して、まき返そうとしたのである。犯罪の増加、個人的ならびに政治的暴力、法の無視、学校の規律低下、離婚、墮胎の増加、薬物の蔓延、ポルノの氾濫、そしてすたれゆく行儀作法……。これらすべてが1960年代の解放の結果なのであり、イギリスでは栄光の「ヴィクトリア朝主義」を、アメリカでは「アメリカ的生活様式」⁽⁵⁾の誇りを駄目にしてしまったというのである。そしてその責任は、「なんでも認め許してしまう」('permissive') 労働党あるいは民主党に帰せられる。ともあれ、新保守主義政権のこの「小さな政府」は、かつてのヴィクトリア朝自由主義が唱えた「夜警国家」がまさにそうであったように、「法と秩序」の侵害に対しては厳罰をもって懲らしめようと待ちかまえる番犬国家にはかならなかった。

第4に、新保守主義政権は、強いナショナリズムをもう1つのトレード・マークに採用した。

レーガンは「強いアメリカ」を掲げ、ソ連を核軍拡競争で音をあげさせるために軍事支出を威勢よく増額した。そればかりか、同盟諸国との通商交渉

において次第に声高に相手の非をならすようになった。サッチャーはさすがに「強いイギリス」とはいわなかったが、もっとマイナーにフォークランド⁽⁶⁾紛争で強硬政策を採り、EC統合に対しても国民的利益をこわもてで突っぱった。このナショナリズムは、冷徹な現実政策というよりは過去の栄光へのノスタルジアに近い。しかし、それだけに、衰退する世界国家、あるいはかつての世界国家の国民の心の傷をなぐさめ、いやす快い響きがある。そして実際、これまでの栄光のコミットメントを修正、撤回する挫折と抑鬱の対外政策に深く誇りを傷つけられた両国民は、このナショナリズムに熱狂的な支持を与えたのである。

最後に、新保守主義政権は、高成長をとおして進行した生活水準の上昇とともに新しく台頭した中産階級を社会的基盤とし、戦後政治の力学を突き破るその新しい力学に依存している。

イギリスでは、国民的な中産階級化がすすみ、階級的投票態度が目立って衰えた。⁽⁷⁾その中産階級には、コーポラティズム体制の最有力集団、労働組合とその運動——とりわけ「不満の冬」——への不満、嫌悪、それに恐怖が育っていた。したがって、いわば沈みつつある船の中で出口もみえずなおもつづけられようとする階級対立の政治は、現実から浮き上がりつつあったのである。移民労働者に対する人種的反感もたまっていた。新保守主義は、そのような新しい変化を一足先に自覚的につかんで、政策の標準をこの新しい中産階級に合わせたのである。戦後のコンセンサス、そのもとでの社会主義者と保守主義者の同盟のそとに、労働組合官僚主義によっても、政府や大企業の世界によっても包みこまれ代表された⁽⁸⁾と感じもしない幾百万の人々——「中流」(middle)の全体が排除されてきた！ その発見にもとづいて、この中産階級が持つ、あるいは持ちたいと願っている、すべての家族のための財産所有権、自発的努力、無償の公共奉仕、小企業倫理などがクローズアップされる。

アメリカでは、「ニューライト」あるいは「民衆主義的保守」(populist conservative)⁽⁹⁾と呼ばれる草の根保守の社会運動がふき出してきた。この運動は、いまや「中流アメリカ人急進派」(Middle American Radicals)として知られるようになった、総人口の4分の1をも占める下層中産階級——とり

わけ白人——を基盤としている。彼らは、はげしい労働とアメリカ的理念への忠誠にもかかわらず、リベラルな政府、そのテクノクラートによって不正な負担を押しつけられていると感じている。1960年代の社会的政治的激動への反動として出発し、「憤激の政治」を特徴とし、人工妊娠中絶とポルノへの反対、ERAへの反対、強制バス通学への反対、学校での自発的礼拝の承認、同性愛への反対、銃砲所持取り締まり反対、重税反対、民主的に代表されていない労働組合の規制など、個別の争点をとりあげる運動として発展した。そのような主張において、これらニューライトは、きびしい文化、教育批判を通じて家族中心のモラルを再確立しようとする、原理主義的なキリスト教ニューライトといまやほとんど重なっている。力関係の転機をはっきりみせつけたのは、カリフォルニアの納税者の反乱、プロポジション13の勝利⁽¹⁰⁾だった。

彼らは、共和党からはっきり自立しているばかりか、ダイレクトメールによる資金調達によって選挙を左右する力をもつに至った。彼らの運動は、1880、90年代の民衆主義の運動以来という深刻さで、東部エスタブリッシュメントの政治権力と慣習を突き崩している。彼らこそ保守主義のなかの新しい多数派なのである。

このような新しい中産階級の台頭は、マルクスのいう意味において、すなわち生産手段の所有関係において異なる、新たな階級が生まれたことを意味するわけではない。長くつづいた戦後高成長の過程において、「脱工業化」ともいわれる第3次産業の肥大化、専門職、技術者または管理者層の比重増大という基礎的な変化とともに、日ごましい生活水準の上昇、高等教育の普及、社会階層間流動の活発化などがすすみ、矛盾した性格をもつホワイトカラーが労働者化するよりは、むしろ逆に本来的な工場労働者のかなりの部分が生活と意識の上でホワイトカラー、あるいは小所有者にひきつけられていったといえよう。階級的連帯よりは社会的地位への関心が勝るようになる。かつて勃興する産業資本家たちを^{ミドルクラス}中産階級と呼んで以来、もともと相対的なミドルの範囲は下へ下へと移動してきた。そして戦後の新たな発展をとおして、一大部分がまた新たに付け加えられたわけである。マルクスが『共産党宣言』で見通した、単一の平均的な労働者階級への収斂と階級闘争の先

鋭化というシナリオとは逆に、ますます多層化し流動化した労働者に収斂への求心力以上の遠心力が働いて、「中」意識の大集合をつくりだした。その大集合は、けっして相互の連帯をもって収斂したのではない。しかし、たんに幻想によるのではなく、社会関係の変化に根拠をもって、生活水準と社会的地位について共通の意識を持つに至っている。その意味では、これも階級には違いない。⁽¹¹⁾そして彼らは、より狭い範囲をさした以前の用語法でもミドルと呼ばれた戦前からの中産階級の人々とは異なり、世界政策の挫折にはひどく傷つき、ノスタルジックなモラルの復権やナショナリズムへ走りやすいし、経済危機がやってくると、自分たちが努力して築き上げてきた仕事や地位、財産を守ろうと、攻撃的な保守へ向かう。

もっとも、イギリスとアメリカの新保守主義政権についてこのように共通点だけをみるのでは、それぞれの本質的特徴のいくつかと両政権の登場の意義の重要な相違とをつかみ損ってしまうことになる。

同じく新保守主義思想を支えにしたとはいっても、アメリカの宗教的性格を強く持った草の根保守の運動ほどの活力はイギリスのそれにはない。イギリスでもたしかに草の根保守が支えになっているのだが、むしろサッチャーが上からその屑と運動をつくっていこうとする性格がいちじるしい。そしてアメリカ政治にとっては世界政策の比重が依然として高いのに、イギリス政治にとってはすでにそうではなく、むしろ労働問題の比重が高い。新中産階級の強い反発も、アメリカでは1960年代の、反戦、公民権運動、フェミニズムなど、ニューディール連合の枠を突き破っていった若者世代、少数派あるいは少なくともこれまで有効に組織されてない人たちの社会的反乱へと向けられたのに、イギリスでは、なによりもまず、1970年代はじめを頂点とし、ふたたび79年に「不満の冬」となって噴き出した労働者の出口のみえぬ反乱へ向けられたのである。これは、アメリカが世界国家として、蒙る打撃が大きい代わり、その世界政策を手抜きあるいは部分的に撤収することによって息ぬきをする余裕があるといえるのに、衰退がさらに深刻で、いち早く世界国家そのものからずり落ちてしまったイギリスには、その余裕さえなく切羽詰まっていることを示している。

まさにその点にかかわって、レーガン政権がその経済政策に主要に役立て

たのは、サブライサイド・エコノミックス——それも多分に粗悪な質の——であったのに、サッチャー政権のそれはマネタリズムであった。この違いは両政権のプロフィールを大きく変えた。レーガンは国民に旧き良きアメリカをすぐさま再生する夢を売った。その経済政策の考え方は、「喜びの経済学」(economics of mirth) と名付けられた。これにひきかえ、サッチャーのノスタルジアの対象はヴィクトリア朝のイギリスであり、あまりに遠く、現実のイギリスはあまりに衰退していた。サッチャーは夢を売らなかつた。彼女は、「政策の効果があがるまでに相当の期間を要するであろう、しかしその間、苦痛と犠牲を耐えしのぶように」と、国民にはっきり語った。彼女自身は「鉄の女」と呼ばれ、コンセンサスの政治に代わる彼女の政治は、「信念の政治」(conviction politics) と呼ばれたのである。⁽¹²⁾

英米両国に台頭した新保守主義の思想とその思想を支えにした政権の登場とは、同じように高成長をとおして新中産階級を生み出したうえ、その終焉によって戦後世界終焉の危機に直面し、根本的な再編過程に投げこまれた多くの国々に、大きな衝撃を与えた。新保守主義の思想の嵐が吹いた。そしてそれに影響を受けた政権が各地に生まれた。行政改革、財政再建、それに戦後政治の総決算を掲げて登場した日本の中曽根政権も、とりわけ強く影響を受けて成立した政権の1つにほかならなかつた。

しかし、戦後世界とその終焉の危機における位置、それまでにつくりあげてきた国家体制の内実の違いのゆえに、影響を受けたとはいえ、各国で同じ過程が進行するはずもなかつた。

西ドイツ、フランスなどヨーロッパ大陸諸国は、イギリスとアメリカ同様、1960年代末に大きな社会的反乱の爆発を経験したものの、世界政策の重荷を背負ってつまづくことなく、EC統合によって経済の不安定を緩和することができた。そしてまた西ドイツの、労働者を企業の共同決定に参画させた「社会的市場経済」にせよ、フランスの、経済計画にもとづく行政主導の経済運営にせよ、これらの国々は容易に一元的な経済的自由主義に還元できない、あるいはコーポラティズム的、あるいは権威主義的な国家体制、社会制度を発展させ定着させてきていた。それで、1970年代末以降これらの国に登場する諸政権とその経済危機打開策の展開はいちじりしく多様で、影響を

受けながらも、英米両国のそれとは性格もテンポも異にすることになった。

日本も、1960年代末の社会的反乱の経験を共有したが、世界政策の重荷はおろか、冷戦の負担さえたいして負わず、かえって局地戦争から大きな利益をえながら、高成長期をもっとも高い成長率で駆けぬけて経済大国として台頭した。むしろ「アメリカの平和」としての戦後資本主義世界を経済的に突き崩す尖兵となったのである。それは、「貿易立国」、輸出至上主義のコンセンサスをもって、「日本株式会社」と呼ばれるほどに協調関係の密な、国家官僚主導の政官財複合体をもち、そのもとに「日本的経営」という名で知られるようになる企業主義の——すなわち経営者のヘゲモニーがきわめて強い、独特の企業コーポラティズムとでもいうべき労使関係を形成して、開放的な世界市場における競争に力を集中してきたことによるものであった。それだけに、世界市場を不安定におとし入れた経済危機に大きな打撃を受けたが、その危機をいち早く1国的に克服した。しかし、皮肉にも、そのために他の国々からはげしい反発を呼び起こし、それへの対応を問われた。したがって、それ以降の、経済危機への対応は、一方で、とりわけ対外政策的に、もっとも徹底して自由市場的なものになるとともに、他方で、その担い手としては、強力な政官財複合体を温存しながら、その一角に労働運動の再編を通じて労働側のいっそうの参画を認め、国家レベルのコーポラティズム体制をも確立しようとするものとなる。こうして、日本の中曽根政権の新保守主義は、担い手の体質と政策のチグハグな、世にも奇妙な新保守主義である。したがってサッチャー、レーガン政権のそれに表向きもっとも近似していながら、そしてまたある面ではより自由市場的でさえありながら、哲学を信じこんでいるわけではなく、役に立つところだけをつまみ喰い的に利用するという御都合主義の性格を色濃くもつこと⁽¹⁴⁾になる。

さて、新保守主義は、果たして彼らのいうとおり、誤りの戦後史を総括し、正しい新時代を開くのだろうか。そのようなものとして、すでに戦後世界終焉の危機を收拾打開したのか、あるいはその日途をつけたのか。

われわれには、とてもそうは思えない。しかし、新保守主義のイデオロギーと現実の検討をとおして、戦後世界の終焉の実像とその意味もよくみえ

てくることになる。

新保守主義政権の経済社会政策の突っこんだ政策的検討は本論に譲って、この序章では、以下、1970年代はじめからのイギリス、アメリカ両国の歴代内閣とその経済危機打開策の展望を概観し、そのなかでのサッチャー、レーガン両政権とその打開策の位置をたしかめ、「市場の失敗」と「国家の失敗」の後にくるものを展望しておくこととしよう。

II 経済危機打開策の諸実験

戦後世界の終焉の危機は、1960年代末ヴェトナム戦争介入の破綻による「アメリカの平和」の危機、ならびにそれを支えた経済的高成長のフレームワーク、国際的な通貨・貿易体制の危機としてほぼ同時的にはじまった。高成長は終わった。そして経済危機は、「アメリカの平和」の部分的な決壊と絡みながら、資本蓄積の制約に根ざしたインフレ的な小破局とそれにつづくスタグフレーションの形をとって、くり返し襲来するようになった。先進資本主義諸国はインフレ・失業・国際収支赤字の三重苦に悩まされなければならなくなった。

先進資本主義諸国ではさまざまな政権があいついで登場し、それぞれに固有なやり方で戦後の常識から訣別しはじめ、独自の経済危機打開策の実験を試みた。なかでも、戦後世界体制維持の重荷を背負い、したがってまたその終焉の危機がもっとも鋭い形をとって現われたイギリスとアメリカでは、サッチャーとレーガンが登場するまでに、実は社会的政治的な振り子ははげしく左右に振れ、経済危機打開策の模索も明確な選択とついでその反対方向へのブレという強烈なダイナミズムを生み出していたのであった。

イギリスとアメリカの経済危機打開策の諸実験の展開のなかで、サッチャーとレーガンのそれがどのような位置に立つか——これを見ることで、新保守主義政権の意義もまたその限界も浮かび上がってこよう。

1 所得政策 1971-74年

高成長時代の終焉を告げる最初の世界的スタグフレーションが到来した

時、これと取り組んだのは、アメリカではニクソン共和党政権、イギリスではヒース保守党政権であった。

ニクソン政権は、周知のごとく、1969年1月、ヴェトナム戦争の收拾を旗印として登場した。しかし、経済政策についても、新たに重要問題として浮上しつつあったインフレに関して、保守へのシフト——しかも旧いタイプの保守でなく新しいタイプの保守へのシフトをもっていた。

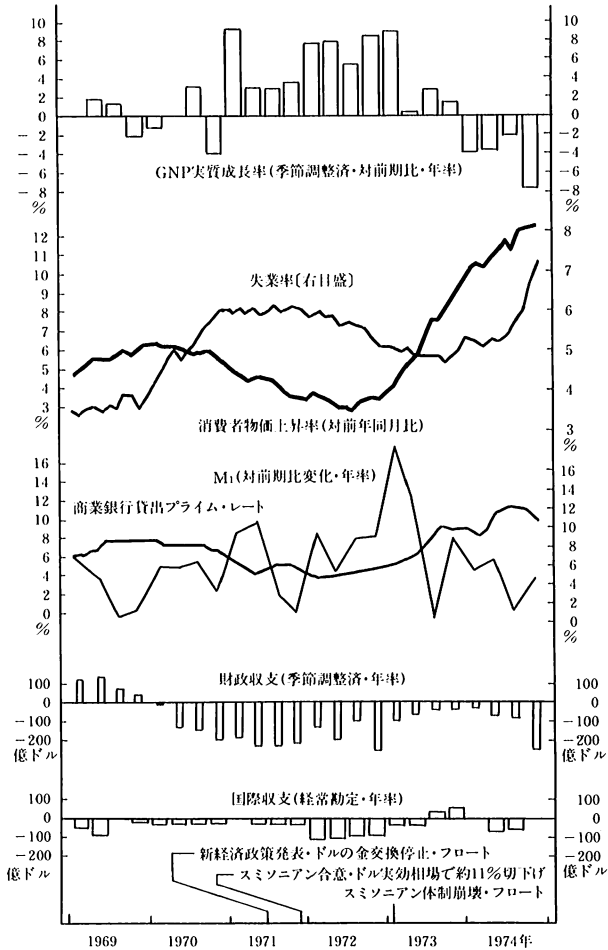
フリードマンの影響を受けたニクソンは、最初の経済報告で雇用と物価安定のトレード・オフが避けられないという考えを退けた。そして当初インフレ抑制の優先を認め、しかもそれを主に金融政策によって達成しようとした。彼の経済政策上のスタッフ、経済諮問委員会(CEA)議長のマクラッケン⁽¹⁵⁾、同委員のスタイン、それに行政予算局長シュルツ、大統領補佐官のうち連邦準備制度理事会(FRB)議長となるバーンズ、いずれも保守派であり、自然失業理論に影響を受けていた。マクラッケンはフリードマン派かと聞かれ、フリードマン風(Freedmanesque)と答えた。ただ金融政策のX%ルールには気を引かれるが、実施できる環境にはなく、また貨幣のみが重要だとは考えていなかった。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

だが、ニクソンは同時に失業に対してきわめて神経質だった。かつてFRBの金融引き締めのおかげで大統領選を失ったと思いこんでいた彼に徹底したインフレ抑制を求めるのは無理であった。実際には、ジョンソン政権末期にすでに財政政策も金融政策も引き締めに変じていた。したがって、FRBの引き締めが強すぎて景気後退を招くのではないかと、というのがニクソンの心配の種だった。シュルツもいち早く、フリードマンにしたがって、FRBがすでに抑えすぎの局面に入っているのではないかと懸念を表明した。⁽¹⁸⁾

ところが、ヴェトナム撤兵発表と軍事支出大幅減の見通しが加わって、110カ月におよんだ長期繁栄は終り、1969年10月から景気後退がはじまった。たちまち失業率は6%へ上昇した。にもかかわらず、物価上昇もほとんど減速しないで根強くつづいた(図1参照)。

ニクソン政権は、たちまち——自賛したところでは、「タイムリーに」——政策を転換した。1971年の大統領経済報告は、経済政策の鍵を「秩序あ

図1 アメリカの経済指標 (ニクソン政権期)



出所) *Survey of Current Business ; Economic Report of the President : Federal Reserve Bulletin.*

る拡大」においた。インフレ率の低下を継続させることも謳ったが、「現在われわれが第1にしなければならないことは、より急速な経済の拡大を保証すると同時に、失業率を低下させることである」⁽¹⁹⁾。同時に提出された1972年度予算案において、歳出は、軍事費の大削減にもかかわらず、いわゆる

「ヴェトナムの配当」としての、州・地方政府の社会・経済政策のための「一般歳入分与」によって、164億ドル（対前年比5.2%増）ふえた。歳入では、新しく27億ドル相当の減価償却優遇措置が導入された。ヴェトナム戦争への介入縮小を相殺して余りある需要拡大策であった。この予算案を出したニクソンは、「いまや私はケインジアンである」と公言した。シュルツは、財政節度を強調する意味で、はじめて1971年度予算に「完全雇用均衡基準」を明示した。しかし、この基準が根強い膨張への圧力を制限できるとは誰も思わなかった。この頃からニクソンはCEAの意見を聴かなくなる。政策が期待した効果をあげず、理論上否定して出発したはずのインフレと失業のジレンマにさいなまれ、大統領選の前にじり貧になるのに業を煮やし、劇的な打開策を探し求めはじめた。ニクソンはコナリーを財務長官にすえた。⁽²⁰⁾

この精神分裂、ごちゃませ、二面性、あるいは折衷性というのがニクソンの経済政策を特徴づけた。しかし、それがまた当時のアメリカ社会の雰囲気ぴったりマッチしていた。上下両院ともに民主党が制してもいた。

この間、ニクソン政権は、政治軍事上の世界政策の再編に最大のエネルギーを投入していた。その作業は1971年7月のニクソン訪中の劇的な発表となって稔った。ニクソンは、中国と和解し、ヴェトナム和平の条件をつくりだすと同時に、中ソ間に楔を打ちこむことに成功した。単にそれだけではない。それは、アメリカにとってもはや耐えがなくなっていた負担——軍を派遣しても反共封じこめを遂行するという、第一義的な政治軍事上の世界政策の負担を、合理化し相当程度解除して、その分、社会的な沸騰状態にある国内の安定へ力を振り向けうることを意味した。グローバル・コミットメントから国内優先への退却がはじまったのである。

スタグフレーションへの思いきった打開策の探求も、政治軍事上の世界政策の再編と同じ性格の、経済上の世界政策の再編の形をとった。

1971年8月、イギリスからの金交換要求を合図に、「新経済政策」が抜き打ちに発表された。もう1つの衝撃だった。それは、(i)いっそう積極的な雇用拡大のための63億ドル相当の減税（投資税額控除、個人所得税免税額引き上げ、自動車物品税撤廃）、(ii)物価・賃金の90日間凍結、(iii)輸入課徴金（10%）、対外援助削減、(iv)ドルの金交換停止を内容としていた。政治軍事上

の世界政策の負担につづいて、アメリカにとってもはや耐え難くなっていたドル防衛などの経済上の世界政策の負担を解除し、その分財政金融引き締めの必要を免れて、国内の景気回復と失業解消に力を注ごうというのであった。

ドル防衛に固執してきた伝統的保守派とは異なり、フリードマンは変動為替相場制論者であった。それに1960年代の統制的なドル防衛措置の経験を経て、金融界の態度も軟化していたのである。他方、民主党支配の議会は、すでに前年、大統領に包括的な賃金物価統制を課する権限を与える経済安定法を制定していた。景気後退で大幅賃上げを価格に転嫁しにくくなっていた産業界も、賃上げを抑えるために政府の介入を期待した。ともあれ、「新経済政策」の発表は国民から熱狂的な支持を受けた。

アメリカにはすでにケネディ、ジョンソン政権の賃金・物価ガイドポストの実験が先行していた。しかし、その評価は分かれたままであった。そのような状況下⁽²¹⁾に、「ケインジアン」になり、積極的に景気を刺激しようとするニクソンが、インフレ心理の定着を直視せず、対外的不均衡から自然に働く歯止めを外してまで、需要拡大策をとりつづけようとして、結局、ニューエコノミクスが愛用した所得政策へ舞いもどったのは、ある意味で当然だったといえる。中間的手段を飛び越して、しかも確たる成算もなしに、包括的強制的な統制というきびしい手段を採ったところだけが、いわばニクソンのオリジナルであった。

物価・賃金統制は、凍結—緩和—再凍結の過程を経て、1974年4月に廃止されるまで3年近くつづけられた。その概要は表1のとおりである。

物価・賃金統制は、約3000名の職員、360の地区センターを持つ実施監督の全国システムに支えられた統制機構を生み出した(図2参照)。価格委員会は、年間売上高によって3グループに分類し、1億ドル以上の企業には、価格変更についての事前届出承認制を敷き、また四半期毎に価格・コスト・利益についての報告を義務づけた。500万ドル未満の企業には、報告を免除したが、やはりガイドラインの遵守を求め、適切な記録の保存と必要な場合立入り検査を受けることを義務づけた。違反には中止命令が発せられ、罰金が課された。公労使三者構成の賃金評議会は、従業員規模別に賃金改訂を3グ

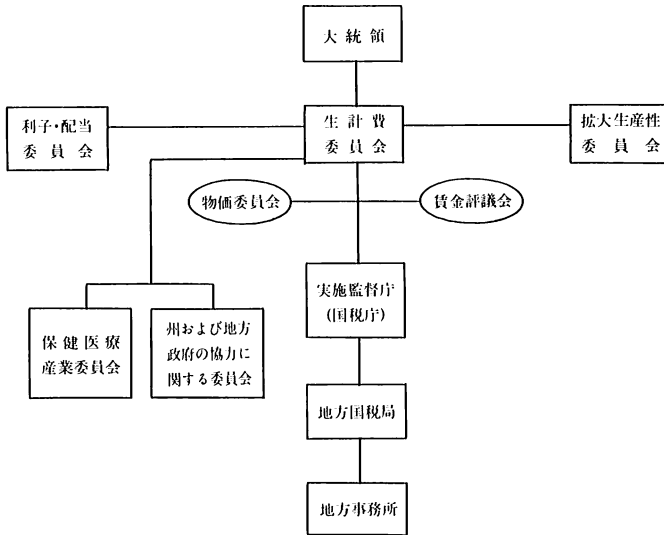
表1 ニクソン政権の所得政策の推移

段階	期間	賃金	物価	実績(年率%)		
				名目賃金	消費者物価	実質賃金
第1段階 凍結	1971年 8月15日 ～1971年 11月13日	1971年 8月14日以前 1カ月の最高 水準以下に 凍結	同左(未加工 農産物を除 く)	2.4	1.9	0.5
第2段階 強制規制	1971年 11月14日 ～1973年 1月10日	ガイドライ ン設定(賃金 5%,付加給 付0.7%)	ガイドライ ン設定(2.5 %) 値上げはコ スト上昇分 のみ承認,値 上げの事前 承認制	7.3	3.4	3.8
第3段階 自主規制	1973年 1月11日 ～1973年 6月12日	ガイドライ ン(同上) 値上げの事 前承認制廃 止	ガイドライ ン(同上) 値上げの事 前承認制廃 止	6.3	8.3	-1.9
第3.5段階 物価再凍 結	1973年 6月13日 ～1973年 7月17日	同上	最長60日間 の物価再凍 結(未加工農 産物を除く) 値上げの事 前承認制復 活 農産物の輸 出規制	7.6	9.6	-1.8
第4段階 産業別強 制規制	1973年 7月18日 ～1974年 4月30日	同上	産業別の選 別統制 食料品,医療 の凍結解除			

出所) 労働省『海外労働経済月報』1974年4月号。

ループに分類し、5000人以上の従業員を対象とする賃金改訂は事前届出承認制とした。1000人未満を対象とする賃金改訂といえども、一般的な監視と立入り検査を受けることにした。しかし、未加工農産物、有価証券、輸出入取引、個々の注文による物品およびサービス、特定の不動産などが当初より統制対象から外された。ガイドラインに違反していないかどうかの判断は、当

図2 ニクソン政権の所得政策機構



初よりけっして容易ではなく、しかも統制が長びくにつれ、公正を確保するため、各種の例外要求の取り扱いがふくれ上がっていったことになった。

最初しばらくのあいだ、統制は効果をあげた(図1参照)。たしかに物価も賃金も上げ足を弱めた。しかし、インフレを終息させないままでの財政金融両面からの需要拡大策は、好況が到来するとたちまち全社会的な債務爆発を引き起こしていった。金交換の歯止めを外されたFRBの積極的な姿勢のもとで、公債も住宅ローンも消費者信用も、それに会社債務までもいちじるしくふくらんだ。それとともに物価上昇と賃金上昇は駆け足となった。それに物価・賃金統制のありとあらゆる悪弊があらわれた。不合理、不公正についての不満が急速に高まり、熱狂的支持ではじめられた統制なのに、もうつづけることはできなくなってしまった。

もう少し大きくみておくなら、ニクソンが再編した、対外的にはいわば手抜きの新世界政策は、1973-74年、その当然の帰結を迎えたのである。市場システムに本来そなわっていたインフレへの歯止め——ドルの金交換——を外してまで追求しようとした繁栄のための需要拡大策は、世界的なインフレ

高進を引き起こした。それにヴェトナム戦争の事実上の敗北、対外的な政治軍事上のコミットメントの限界を認めたことは、アラブの独自行動——第4次中東戦争と石油禁輸となつてはね返ってきた。そして、この2つが重なつて、OPECの原油価格大幅値上げがまかりとおつた。ニクソン政権そのものがインフレ高進・第4次中東戦争・石油危機の小破局の衝撃によって決定的なダメージを受け、ウォーターゲート事件で深刻な大統領府不信を引き起こして、葬られてしまったのである。

イギリスのヒース政権もまた、1970年6月、新しい保守のプログラム、第2次世界大戦後のコンセンサスからはっきり訣別するかにみえる自由市場的プログラムを用意して、スタグフレーションのただなかに登場した。総選挙に勝つうえで大きな役割を演じたのは、インフレを一気に収束させるという約束であった。選挙綱領はほかに労働組合改革、経済への国家介入の縮小、公式の所得政策の回避、政府支出削減と所得税減税、それに福祉におけるより大きな選別などを含んでいた。

いち早く落ち目になったイギリス経済は、じつは1961年のポンド危機以来、効果をあげられず成長を損なうストップ・ゴー政策への反省とともに、いち早く所得政策を常時服用しなければならなくなっていた。すぐ前のウィルソン政権も、1965年4月から1969年12月まで、1年間の賃金・物価凍結立法を含む所得政策を展開し、生産性協約の締結を奨励した。そして強制的な所得政策への労働者の反感がストライキと賃金爆発となって噴き出してくるようになると、自書『紛争にかえて——労使関係への政策』を発表、労使関係改革を企てたが果たせなかったのである。⁽²³⁾ 労働党政権のこの軌跡は、つぎの保守党政権のすすむ道を用意していたといえる。ただヒース政権は、労使関係の改革については最重要の政策として継承したが、反感の集中した所得政策⁽²⁴⁾については、それに代わる方策をはっきり提案することのないまま、単にそれから遠ざかろうとしているかのようであった。

だが、発足当初の決然たる言葉にもかかわらず、ヒース政権の経済政策運営を実際に特徴づけたのは「Uターン」だった。⁽²⁵⁾

景気後退のなかに登場したヒース政権の最初の1年の政策運営の主眼は、

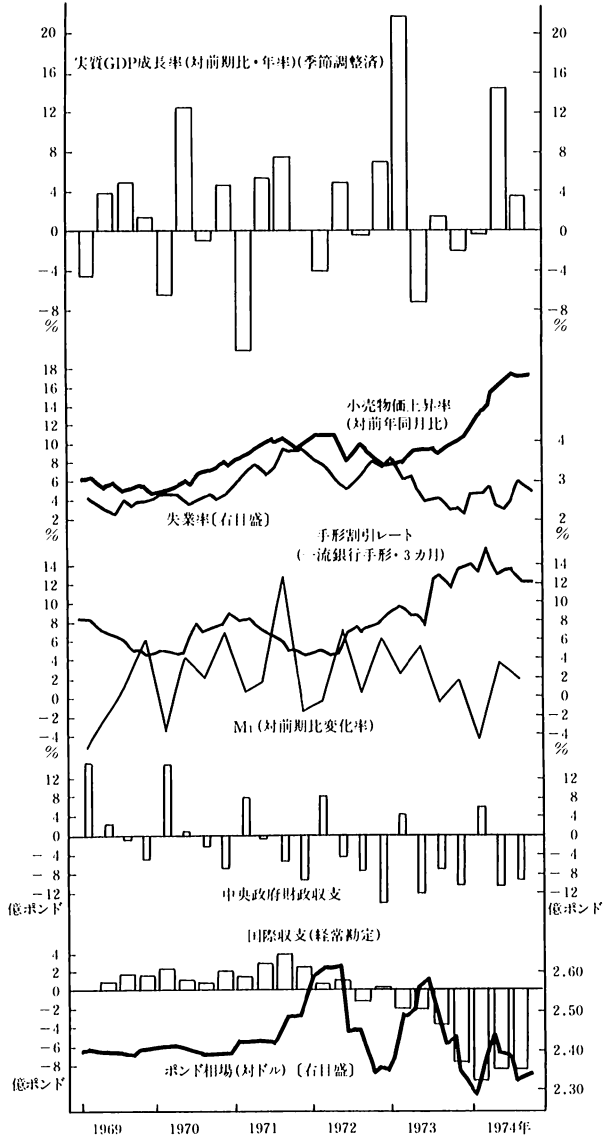
インフレ抑制と労使関係法におかれた。所得税減税にはそれと一対の歳出削減がおこなわれ、金融政策も抑制的だった。公共部門の賃上げも抑えられた。そして71年8月には労使関係法を成立させた。これは、イギリスで最初の包括的な労働法であったが、廃案となった労働党の法案からストライキについての可否投票と調停中の争議休生命令期間の条項をよりきびしくして引き継いだばかりか、組合に対して個人の権利を守り、組合の争議行為についての民事上の免責の範囲を狭め、かつ2次的ストライキを不当労働行為と規定した。ヴォランタリズムの領域に政府があえて介入し、統制のきかないショップ・スチュワードたちの非公認ストライキや2次的ストライキに手を焼いていたTUC（労働組合会議）や単産の幹部たちを取り込むことによって労使関係の安定をもたらそうとしたのである。ヒース政権は大変な決意をもって労使関係の中央突破的再編に手をつけた。その意味で、戦後史に終止符を打とうとする政権であった。

ところが、国際通貨危機が先行き不安を呼び、失業がさらにふえ、100万人を越えるのをみると（図3参照）、1971年7月、ヒース政権は公共事業計画を発表し、購買税をカットし、金融も緩和した。さらに、1972年初頭、一段と拡張的な予算を組み、公共部門借入限度枠（PSBR）を前年の13億ドルから33億ドルへ引き上げた。しかもただ拡張的となっただけではない。ヒース政権は、倒産したロールス・ロイス、アッパー・クライド造船所の国有化、産業に介入し多額の補助金を支出する権限を通産省に与える工業法、炭鉱閉鎖方針の逆転、ブリティッシュ・スチールの野心的な投資計画などを実行する破目に陥った。

そのうえ、当初組合の頭越しに国民的利益を人々に訴え、過大な賃上げ要求に抵抗する責任を経営者団体に説いていたヒース政権は、いやいや所得政策⁽²⁶⁾へ追いこまれていった。

1972年の夏、失業が減少に転じるとすぐ、不動産投機に先導されて、インフレが再燃した（図3参照）。世論に押されて、政府とCBI（英国産業連盟）とTUCのあいだの協議がはじまった。政府は自発的な所得政策を望んだ。しかし、TUCが応じなかった。認められる賃上げ幅が狭すぎることで、物価抑制措置が尻ぬけになること、配当利子などその他の所得の規制との不公平

図3 イギリスの経済指標 (ヒース政権期)



出所) Monthly Digest of Statistics ; Financial Statistics.

などが直接の理由だった。けれども、すでに導入されていた労使関係法が政府と労働組合の関係をひどく悪化させつつあった。TUCは、左派組合のイニシアティブのもとに、労使関係法上の登録の拒否を決定し、さらにこれに違反した組合の追放へ動いた。そして1972年に入ると、多発する争議のなかで労使関係法にもとづく2次ピケット中止命令がつぎつぎに出され、その違反者の逮捕をめぐる、抗議ゼネスト計画、非常事態宣言、軍の出勤と、社会的緊張は極点に高まっていった。この物情騒然たるなかで、政府は、結局、1972年11月から90日間価格、配当および賃金を凍結する強制的所得政策に乗り出したのである。

ヒース政権の最後までつづけられた所得政策の概要は、表2のとおりである。

この所得政策のもとで、なんとか斜陽から脱け出し、成長率を高めて完全雇用を達成しようと、PSBRをさらに50%拡大する83年度予算が組まれたことが見逃せない。金融政策も拡張的になっていた。これではいかにきびしい物価・賃金統制を課しても、支えきれぬものではなかった(図3参照)。労使関係法で戦後史に終止符を打つかにみえたヒースは、依然として戦後コンセンサスの人だった⁽²⁷⁾のである。

世界政策国家から脱落してECの1加盟国となる苦渋の選択の途上にあつたイギリスにおいては、経済政策の成否はすぐさま政権を左右するほどの決定的重要性を持っていた。労使関係法への反発に、物価抑制が尻ぬけになつた所得政策第3段階への反発が合流した争議の大波のなかで、ヒース政権は非常事態宣言と石炭不足からの工場の週3日操業に追いこまれた。そして「国を治めるのはだれか」を問う総選挙においてまで敗れてしまった。

ニクソン政権もヒース政権も、新しい保守の要素を持ち、インフレ的な経済危機に直面して、インフレ抑制を重視し、戦後経済政策の大前提となつてきたコンセンサス——政府は完全雇用実現のために政策的に介入すべきである(アメリカにおける1946年雇用法とイギリスにおけるベヴァリッジ報告)——から少しでも脱け出そうと試みた最初の政権であつた。しかし、その遂行のために必要なだけの政策理論的反省とそれにもとづく心理的断絶を欠い

表2 ヒース政権の所得政策の推移

段階	期間	賃金	物価	実績(年率%)		
				名目賃金	小売物価	実質賃金
前段階 自粛	1971年7月 ～1972年 10月	——	英国産業連盟(CBI)が価格引上げ自粛申し合わせ	13.8	7.0	6.4
第1段階 凍結	1972年11月 6日 ～1973年 2月	政府のTUCに対する自主規制の説得失敗後に導入。配当、利子ともに90日間凍結	90日間凍結	3.0	7.4	-4.1
第2段階 強制規制	1973年4月 1日 ～1973年 10月	物価賃金準則(1ポンド・プラス4%=平均年8%)(1人あたり年250ポンドを上限)	①輸出入品、薬品、季節食品を除外。 ②価格引上げは生産単位あたり「許容コスト増」を超えてはならない。(労働コスト増の50%のみ転嫁できる) ③物価委員会の事前承認制	16.4	11.9	4.0
第3段階 強制規制	1973年11月 7日 ～1974年 2月	①賃上げは7%または週2.25ポンド以内(1人あたり年350ポンドを上限) ②敷居条項(小売物価が1973年10月の水準を7%以上上まわるなら、週40ペンス、それ以上1%増ごとに40ペンスの賃上げを認める) ③さらに1%の賃上げを賃金委員会の承認制で、生産性向上、格差是正、割増賃金などのために認める	①事前承認制続行 ②事前承認を必要とする企業の範囲拡大(年売上高5000万ポンド以上)	……	15.5	……

出所) 労働省『海外労働経済月報』1974年5月号: U.K., *Monthly Digest of Statistics*.

ており、腰がふらついていた。したがって、実際に失業が増大すると、これまでの慣習どおりケインジアン的な需要拡大策を採り、さらに所得政策をたんにそれを補完するものとして、すなわちケインジアンの理論づけどおり、インフレーションのトレード・オフを緩和するものとして、採用したにとどまった。所得政策にはそれ以上の意味はこめられていなかった。

所得政策、とりわけ物価・賃金の変動を法的強制によって統制しようとする強制的所得政策は、たしかに市場システムのなかに異質な原理、異質な機構を持ちこむものである。しかし、その凍結とか一律何%アップまでは認めるとかという機械的な基準を、無数の活動する経済主体に長期間押しつけつけることには、本来的な無理があるというべきであろう。機械的な基準は、あくまで経済の変化してゆく実態に根拠を持たない、機械的な基準なのである。したがって、遅かれ早かれ、コストその他の諸条件の変動にともなう価格の変化を柔軟に受け入れるために、各種の例外措置を積み重ねていなくてはならなくなる。それはしかしみずからぬけ穴をつくってやることをも意味している。しかも、物価・賃金統制は全面的であることによってはじめに社会的公正を確保しようといえるが、個別の審査と例外措置の適用は、根本的には統制機関の集めうる情報と違反に対する制裁とに限界があるため、範囲を拡げれば拡げるほど、さまざまな不合理、不公正な決定を生むことを避けるわけにはいかなくなる。こうして強制的な所得政策には、不合理、不公正への反発を呼び起こすことによって自分の基盤を掘り崩してしまう固有の傾向が潜んでいるというべきであろう。

そのうえ、たとえば強力的な制裁と罰則をとともなっているとしても、市場システムの側で、財政金融政策がインフレ的なままでは、所得政策が長期にわたってインフレを抑制することは不可能なのである。法のぬけ穴を利用するか闘へもぐるかして、やがて必ずインフレは表面化せずにはいない。そしてその際、とくに尻ぬけになりやすい物価（および利潤）が賃金を置いてけぼりにして上昇し、その点での社会的不公正感と政策不信を決定的にってしまうわけである。

ともあれ、世界的な高成長の諸条件が失われたにもかかわらず、ドル一金交換の制度的歯止めを外したうえ、インフレ期待の定着によって破綻が明らかとなったケインズの需要拡大策を採っては、たちまちインフレを高進させ、所得政策がこれまで以上の決定的不信を買って立往生するのは必定だった。戦後経済政策の慣習総体の、いかえれば「管理された経済」(managed economy) そのものの徹底した洗い直しが求められていたといわねばならない。しかも両政権のUターンは、戦後からの断絶、転回を意味するその作

業がいかに容易でないかを示したのである。

2 社会契約 1974-78年

インフレ高進・第4次中東戦争・石油危機の小破局とそれにつづいた第2のより深刻な世界的スタグフレーション——この難題と取り組んで、はっきり異なるタイプの打開策を展開したのは、イギリスにおけるウィルソン、ついでキャラハンの労働党政権であった。

ウィルソン政権が1970年に総選挙でついで以来、労働党内には、ますます活気づく生産点や地域の草の根の活動家たちに呼びかけ、労働者統制 (workers' control) をすすめる対案経済戦略 (alternative economic strategy) をもって新しい社会主義へ向かおうとする、新しい左派の潮流が強力に台頭してきていた。その新潮流を代表したのが、1971年に労働党全国執行委員会議長となったトニー・ベンであった。全国執行委員会の多数を制した彼は、新しい路線の模索にかかるとともに、前ウィルソン政権の労使関係改革の企図以来冷えきっていた TUC との関係修復へ向かった。1972年2月、全国執行委員会、議会労働党、および TUC の3者間の調整委員会が発足した。この調整委員会は、労使関係法を破棄し、政府の関与しない、任意の和解調停制度を導入することで合意した後、労働党、TUC 双方が別々に起草した文書をもとに、政策プログラムについての討議を開始した。それが、やがて⁽²⁸⁾ 1972年7月、全国執行委員会の手で、労働党の1972年の対案経済戦略の綱領⁽²⁹⁾ (Labour's Programme for Britain, 1972) へまとめあげられた。そしてさらに、このように広汎な政策的合意こそが、非常事態ともいえる深刻な経済危機のさなかに、労働党と TUC とのあいだにふたたび強い信頼関係を回復させたばかりか、のちに労働党政権が再登場した時、その政策的合意を土台として、物価と所得についての両者の「社会契約」(Social Contract) を成立⁽³⁰⁾ させることになった。

1972年綱領は、いちじるしく積極的な介入主義の綱領であった。それは、経済戦略として、完全雇用を次期労働党政権のもっとも緊急の目標として掲げ、必要が生じたら需要拡大策をとること、政府はすでにそのためのかなりの権限を持っているが、民間の権力に対して公的政策のコントロールをいっ

そう強める措置を提起することを明らかにした。低投資こそが停滞の根本原因とみなされたが、その解決のために、部門、地域、企業に選別的な投資補助金の再導入、公的所有の拡大、金融機関の資金運用をコントロールする投資庁、産業や企業を公的部門へと結びつける「国営持株会社」(state holding company)、それに多国籍企業の行動の規制のための国家からの重役派遣や株式保有などが提起された。そのうえで綱領は、低投資を打開するこれらの産業政策が実行されるとするなら、「経済拡大と完全雇用にもっとも危険な脅威は、インフレーション、とりわけその国際収支への影響がデフレーション政策によって迎えられる場合のそれである」(LP [1972] p. 13) とした。そして「包括的だが柔軟な物価統制」を導入する意図を宣言した。そして最後に、この対案の推進力を確保するのが産業民主化の推進であった。

1972年綱領の文言は、より介入主義的でない、穏健な社会民主主義者の反対をできるだけ回避しながら、民衆の運動的支持を得ようとして、意識的に「空中に浮かべられていた」(‘floated’)。そしてたしかに狙った効果をえつつあった。だが、新しい左派の優勢な全国執行委員会とその下部諸委員会、とくに産業政策委員会においては、その後も作業がつづけられた。物価統制は徹底され、価格変更のみでなく、投資計画、利益について、主要な企業から事前の情報提供を求めて審査し、政府と企業が契約 (programme contracts —のちに planning agreement となる) を結ぶという経済計画方式が浮上した。しかも契約の締結は任意ではなく、強制されるべきであるとされた。この計画方式は、原案を起草したスチュアート・ホランドによれば、「命令的⁽³¹⁾とまではいえないとしても、指標的以上のもの」であった。

この綱領が発表されて間もなく、3者調整委員会において、左派組合のリーダー、ジャック・ジョーンズらが、綱領が賃金についてふれていないこと、「自由な団体交渉」が重要であることを指摘して、もっともデリケートで、この委員会においてそれまでタブーだった所得の規制についての討論が開始された。73年2月には、労働党とTUC共同の対案、「経済政策と生計費」が発表された。こうした準備のうえに、労働党が政権に返り咲くとすぐに、政府とTUCのあいだに「社会契約」が交わされることになった。

「社会契約」は、強制力の代わりに相互の信頼に依存した紳士協定であっ

た。政府側が、すでに労働党綱領で公約し、TUC との共同文書でも合意した、物価統制をはじめとする広汎な経済社会政策プログラムを実施し、労働組合側は、大幅の賃上げを自粛し、賃金の伸びを生産の伸びと釣り合いのとれたものにして、政府のインフレ抑制に協力する、という内容であった。⁽³²⁾

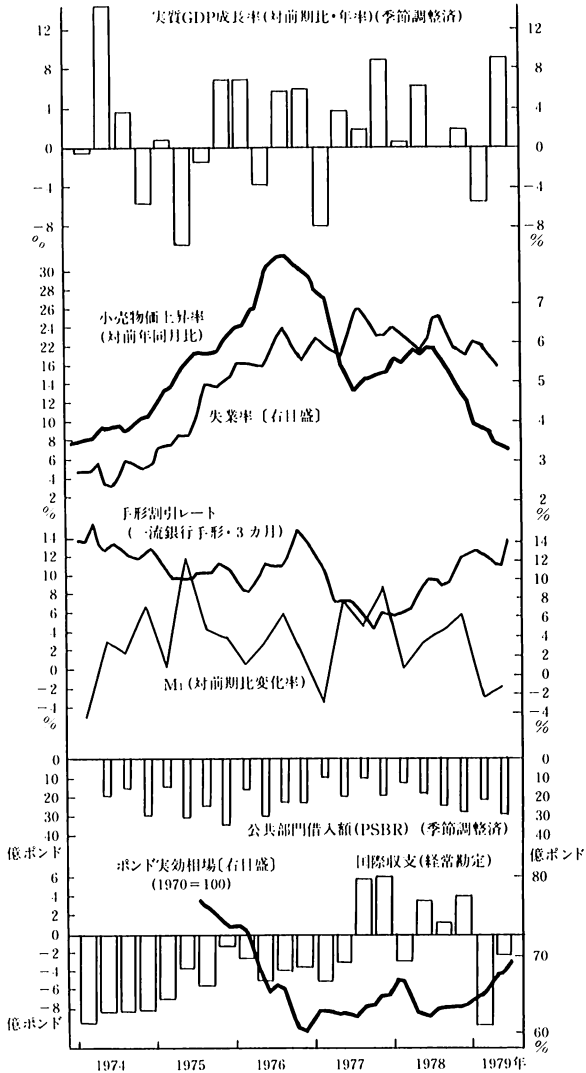
1974年3月、ウィルソン内閣が発足した時、経済危機は恐るべき様相を呈していた。労働争議の大波と全工場の週3日操業、ふえはじめた失業とすでに年率13%でなおも急上昇する物価、1年にほとんど80億ポンド膨張した国内信用と年40億ポンド近くに達したPSBR。そしてなによりも、石油危機の影響をまだ受けていないのに年率40億ポンドもの経常収支赤字（図4参照）……。

しかも、総選挙で多数を制しきれず、自由党の閣外協力を求めなければならなかったウィルソン政権は、国民意識の鋭い分裂に直面した。一方に、既成の労働組合指導部を非公認ストライキではげしく突き上げ、乗り超えようとするショップ・スチュアードたちの運動の大きな高まりがあった。しかも彼らにはいまや社会変革の夢があった。他方で、しかし、労働党の階級的支持基盤は日立って脆弱になっていた。労働者の階級帰属的な投票態度はいちじるしく衰え、問題別の投票態度へ変化してきていた。⁽³³⁾すでに労働者の40%が保守党へ投票するようになっていた。それにインフレ高進と労働争議の大波に襲われ、中産階級化した部分にはパニックと恐怖が広がっていた。

だが、「社会契約」を締結したにもかかわらず、ウィルソン政権は、インフレ心理を鎮静させようもない、きわめて生ぬるい財政金融引締め措置を選んだ。物価統制も尻ぬけだった。1975年2月にはインフレ率は20%（6月には26%）に達し、PSBRは76億ポンドにもふくらんだ。他方、労働組合も「社会契約」を守らなかった。TUCは当面の賃上げを過去の物価上昇分を補償する範囲までに限るよう申し合わせた。しかし、労働組合は将来の物価上昇をみこんで賃上げを要求したから、賃金も29%（6月には32%）の上昇を示した（図4参照）。

効き目のある措置が緊急に必要だった。ウィルソン政権は財政に「現金限度」を新設するとともに、1975年8月、「社会契約」を自発的な所得政策の形をとるものへ再編した。TUCとCBIとからの提案をふまえて政府が立法

図4 イギリスの経済指標 (ウィルソン, キャラハン政権期)



出所) 図3に同じ。

措置をとったのである。過去の物価上昇分を補償する賃上げでなく、反対に賃上げの範囲内に物価上昇を抑えこむという目標が掲げられた。その手段と

して、政府は、貨金交渉の領域を自由に放置したまま、価格設定をする経営者に対して広汎な法律上ならびに行政上の制裁措置を用意した。この自発的な所得政策は、第1段階（1975年8月—76年7月）、第2段階（1976年8月—77年7月）、第3段階（1977年8月—78年7月）、第4段階（1978年8月—79年4月）と、労働党政権の全期間にわたって展開された。

しかし、労働党の対案戦略綱領（1972年、73年）がかき立てた、社会を変える夢は、はやばやとすっかり色あせてしまった。

経済政策の3本柱として構想された、①「新しい公企業」（選択的国有化とそれらを統轄する企業庁）、②「計画協定」（planning agreement）（価格統制下におかれた大企業の投資計画とそれへの国家資金投入について政府・経営者・労働者代表間で協定する）、③新しい工業法（政府に広汎な介入統制権限を与える）は、いずれもウィルソン、キャラハン内閣によって文字どおり換骨奪胎されてしまった。「空中に浮かべられた」プログラムは、議会労働党と内閣によって、いよいよあしらわれたのである。それにこれらの成功を保証する力とされた「産業民主主義と労働者統制」についても、重役会の労使代表同数制というブロック報告を生んだだけで、それも実行はサボられてしまった。

このような展開を決定的にしたのは、ポンド危機であった。1976年に入ると、異常な財政赤字がつづくなかでポンド相場が落勢を強め、巨額のポンド残高の逃避がはじまった。基軸通貨国としての重荷の最後の整理が絡んでいたのである。キャラハンはきびしい条件を出すIMFを嫌ってバイパスしようとしたが、アメリカ政府も西ドイツ政府もIMFの融資条件を満たした場合にのみ貸付けをおこなう意思を表明した。キャラハン内閣は、社会契約のもとに、産業戦略、輸入統制などで新しい統制経済を説く対案戦略を断固としてすすめるか、それともIMFの要求するきびしい財政金融引き締め措置をとるかをめぐって、分裂を賭した閣内討論をおこなわねばならなかった⁽³⁴⁾。キャラハン内閣は、結局、後者の道を選んだ。IMFとの合意の上で発表されたのは、①歳出削減によるPSBRの思いきった圧縮（1977-78年度、1778-79年度に予想される102.5億ポンド、115億ポンドを、それぞれ87億ポンド、86億ポンドへ）、②国内信用膨張限度目標（DCE）の設定（1977年4

月までの1年には90億ポンド、1978年4月までの1年には77億ポンド)であった。

この引き締め措置は十分な効果を発揮した(図4参照)。消費者物価は7%台にまで落ち、ポンドも安定を取りもどした。

しかし、所得政策の第1段階、第2段階で2年つづきの実質賃金の下落を経験した労働者たちは、もはや社会契約なるものになんの魅力も感じなくなっていた。それどころか、幻滅とともにだまされたという想いが募っていた。所得政策の第3段階はもはやTUCから金額についての裏書きをえられなかった。さらに第4段階は、ついに、いかなる意味でも「社会契約」としては成立しなかった。TUC定期大会(1978年9月)は「自由な団体交渉」への復帰を圧倒的多数で可決したのである。労働党の所得政策はこうしてしだいに自発性を失い、強制的性格を強めてゆき、最後には「社会契約」から無縁のものに変質してしまった。「社会契約」の消滅である。⁽³⁵⁾そしてそれは、同時に、拠り所を失った自発的所得政策の、ひいては労働党政権そのものの崩壊をもたらさずにはいなかった。1978年秋からまたもや所得政策に公然と挑戦する賃上げ争議の大波がわき起こった。「不満の冬」の到来だった。法で定められた賃上げ枠5%の2倍、3倍を超える水準での妥結があいつぎ、政府の企業に対する制裁措置は政治問題化した。労働党左派の一部が棄権して、保守党の制裁措置廃止提案が下院をとおり、さらに翌1979年3月、政府不信任案も成立してしまった。

労働党政権の社会契約路線は、経済過程への介入権限をますます強化する政府が、民衆主義的に民衆の下からの参加介入を同時に呼びかけながら、労働組合という強力な社会団体とのあいだの直接の約束によって協調して政治をおこなおうとする、コーポラティズム路線の1つの極致にほかならなかった。⁽³⁶⁾それは、経済危機のなかで、議会政治を民衆主義的に超えてゆく要素を、そしてまた社会的に契約された政策内容からすれば資本主義を超えてゆく要素をはらんでいたといえる。その成否は、直接には、政府の側の物価抑制プラス社会改革、労働組合の側の賃上げ自粛の実行如何によったが、長い目でみれば、社会改革が労働者の参画のもとに必要な投資を確保し生産性停滞を打破する新しい方式を生み出せるかどうかにかかっていた。それは難

題である。

ところが、労働党政権はほとんどその第一歩でつまずいてしまったといえよう。直接の成否の鍵となる物価抑制に必要な財政金融引き締めについて、イニシアティブをとることができなかった。キャラハン首相をはじめ、議会労働党主流の右派は、もともと資本主義を超えてゆく対案戦略を本気で実行する意志を持っていなかったが、さりとて別の打開策を持ち合わせていたわけではない。そして物価抑制を第1として、抵抗を排しても必要なだけの引き締めに向かう決意はなかったし、また仮にその決意を持ったにしても、労働組合を説得できるだけの強い信頼関係を失ったままであった。彼らには、完全雇用を第1とする戦後のコンセンサスの縛りをこっそり緩めながらも、結局、問題の生じているケインズの需要管理政策とその補完物としての所得政策を漫然とつづけること、すなわち形だけの財政金融引き締めをやりながら、「社会契約」をただ「自発的」所得政策に利用することしかできなかったのである。しかし、それは、結果として二重三重に「社会契約」に違反することにならずにはすまなかった。

だが、問題は対案戦略を唱えた新しい左派の側にもあった。

彼らは、たしかにケインズの需要管理政策に見切りをつけていた。そして彼らのなかでも新しい社会主義への移行を真剣に考えた人々は、インフレと国際収支赤字に対して物価統制と輸入統制を緊急措置として提案し、この緊急措置を強力な挺子に、産業戦略を実行に移して、新しい労働者統制型の社会主義へすすもうとしたのである。それは一見思いきった革命的打開策であるかにみえる。しかし、彼らの対案戦略は、トロツキーの過渡的綱領とは性格を異にしていた。過渡的綱領は、それ自体の要求の体制内での実現性の有無が問題ではない。労働者が切実な関心を持つが、資本主義体制の受け入れ難い要求を掲げることによって、運動を高揚させ、体制を危機に追いこみ、革命的跳躍へつなげる環とする、というのが、過渡的綱領の役割の核心であり、過渡という言葉の意味である。⁽³⁷⁾しかし、労働者統制の対案戦略は、資本主義の市場システムからそのような仕方⁽³⁷⁾で断絶するのではなく、その市場システムの内⁽³⁷⁾に非市場的な要素を持ちこみ、市場の働きを上下から統制しつつ、実際に生産と投資の停滞から脱け出そうとするところに、その戦略の核

心があった。社会主義はもはや不連続の断点の向こう側にあるのではなかったのである。この両者の相違こそ、労働党内のさまざまな色合いのトロツキー派と労働者統制派とのあいだの当時の主要な論争点の1つであった。とするなら、すなわち崩壊の深まるなかで社会主義へ跳躍するのではないとするなら、トニー・ベンと労働者統制派にとっては、統制経済を導入するにせよ、財政金融政策をどうするのか、市場システムの性格、働きをふまえて、どうバランスをとるのかきびしく問われていたというべきである。

しかし、トニー・ベンも労働者統制派も、眼前にあるインフレ原因そのもの、膨張する財政赤字と信用とに対してははっきり抑制的な態度をとるのを回避していた。これを見逃すわけにはいかない。財政金融政策はヒーリイ蔵相任せ、そして彼を後に裏切りと非難することになる。もともと72年綱領作成過程において、価格についての突っこんだ討議が右派の掌握する財政金融委員会でおこなわれるのを抑え、産業政策委員会でおこなわれたことは象徴的であろう。そしてトニー・ベンがおこなった綱領についての講演は、産業政策について生き生きと語っても、インフレ抑制については何も語っていない。⁽³⁹⁾彼らも、結局、資本蓄積の制約に根ざしたケインズの需要管理政策のゆきづまり、「管理された経済」のゆきづまりを真に総括して乗り越えることにはなっていなかったといえよう。あるいはまた、統制を無限定に信奉したあたり、結局、彼らの批判した、旧型の、市場システム全否定の社会主義のゆきづまりをも真に総括し乗り越えることになっていなかったといえるかも知れない。

この間、アメリカでは、ニクソン失脚の後を継いだフォード政権がいわば羅針盤を失った舟で悪戦苦闘した末、1977年、カーター民主党政権が登場していた。

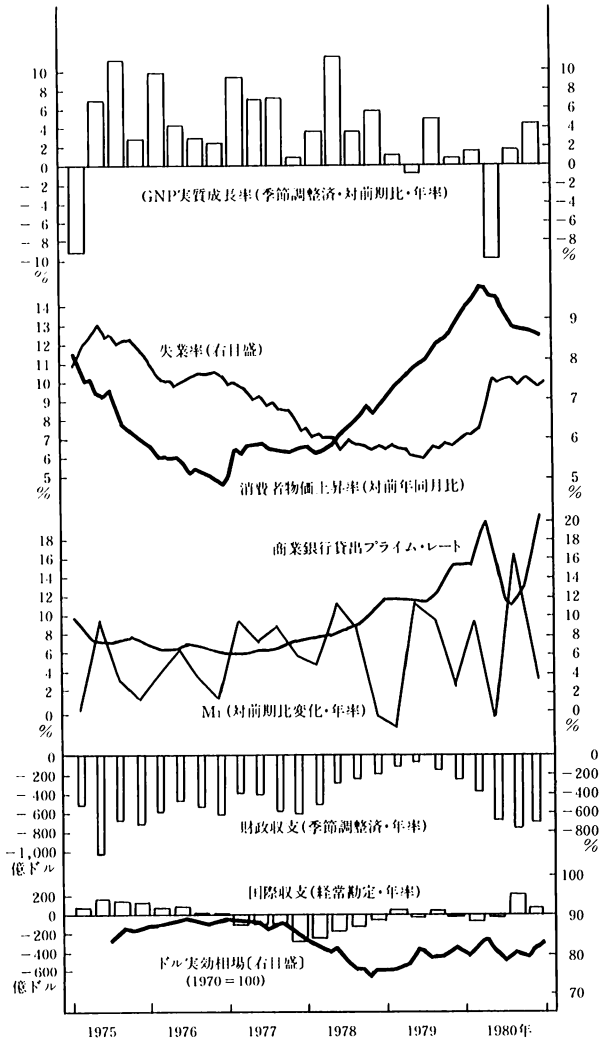
南部から出たいささか保守寄りのカーターは、1960年代の社会的爆発をとおして強い遠心力が働き、色あせ力を失ったニューディール連合を奇跡的に修復して、大統領選に勝った。カーター政権は、ニューディール連合の上に乗ったアメリカ的コーポラティズムの、おそらく最後の政権であった。だが、頼みのニューディール連合の力はひどく衰えていたうえ、強大な大統領

府への不信と反感がつづいていた。それに、「偉大な社会」以来ふえつづける社会福祉関係の既定経費のために、カーターには政策選択の余地そのものがいちじるしく限られていた。政権発足当時すでにアメリカ経済はスタグフレーションから脱け出し、好況に入っていたが、インフレは年率5.2%の勢いを残しており、失業率は7.4%と高かった(図5参照)。しかし、カーターは、国民の幻滅感を背景に骨の折れる世界政策のコミットメントからいっそう撤回し、国内へ集中しようとしたが、リベラルな伝統にしたがって進歩と改革を力強くすすめることはできず、かといってなお尾を引いていたインフレ心理を鎮静させることも、表面化してきた生産性停滞問題に手を打つこともしなかったのである。

カーター政権は、当初完全雇用(ただし完全雇用失業率は4.9%に引き上げられていた)を政策の中心に据え、「経済をふたたび前進させる」というケネディの業績の再現を試みた。カーターはなにか新しい危機打開策を提出したのではなかった。古いレコードをまたかけようとすること自体、アメリカ経済の危機がまだイギリスほどには煮つまってはいなかったことを示している。もっとも古いレコードを終りまでかけつづけることはできなかったのであるが。ともあれ、手段は減税と通貨供給増の加速による金利引き下げという需要拡大策であった。しかし、その減税は、戻し税を中心とする貧相なもので、しかも戻し税そのものは議会によって否決されてしまった。したがって大幅な金融緩和が主力となった。しかし、物価の安定していたケネディ政権当時の状況とは決定的に異なって、ドル一金交換の制度的爾止めは外れていたうえ、インフレ期待が根強く底流にあったから、需要拡大策はたちまちインフレ再燃を招いた。それにカーター政権の世界政策からの召喚の報いとしてイラン-イラク戦争・第2次石油危機も加わった。インフレ・中東戦争・石油危機につづく新しい小破局である。

カーター政権は、いや応なく、インフレ抑制を第1の課題と認め、財政金融引き締め政策へ転換した。新任ウォルカー連邦準備制度理事会議長は、1979年10月、運営方法を利子率重視から銀行準備重視へ変更すると発表した。政府はその支持を表明し、また予定していた減税を取りやめ、非国防支出の実質伸び率を半分にすることとした。そのうえ企業と労働組合の自発的

図5 アメリカの経済指標（カーター政権期）



出所) 図1に同じ。

協力をとりつける所得政策を発表した。

無策のカーターは、経済政策においてほとんど保守派へ転向したといってもよかった。そのことによって自分の支持基盤、ニューディール連合を損な

い、その支持を失っていく破目に陥った。ニューディール連合は彼の任期中に最終的に崩れ落ちてしまったのである。後世に残る彼の最大の事績とはまさにこのことであろう。にもかかわらず、他方で、カーターのインフレ対策は、おっかなびっくりの態度が災いして、なかなか本気であると認めてもらえなかった。インフレ心理は衰えなかったのである。インフレは2桁に近い勢いを維持するなかで、利子率は20%にまで上がって、景気後退を引き起こし、失業は7%を越えた(図5参照)。こうしてまたも現職の大統領が大統領選に勝つことができなかった。

3 新保守主義とレッセ・フェール 1979年以降

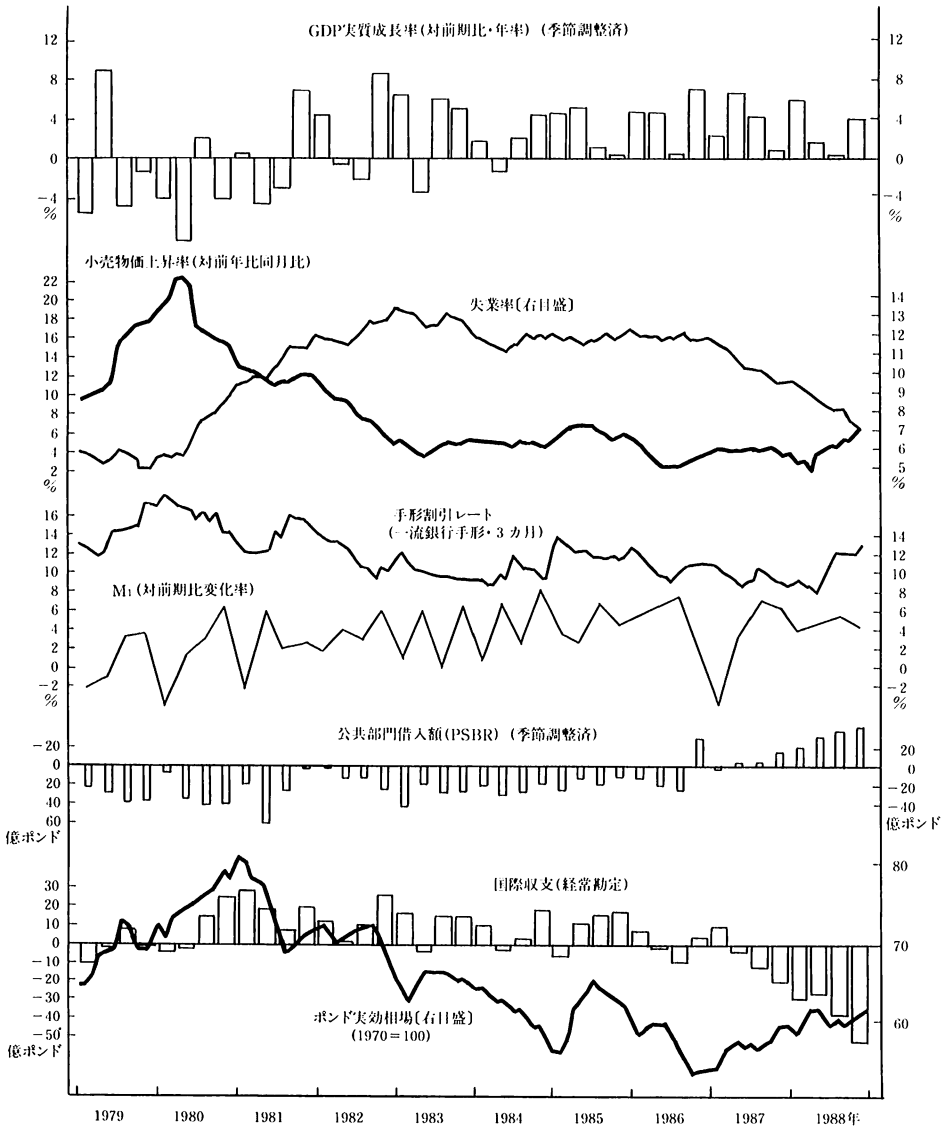
インフレ高進・イラン-イラク戦争・第2次石油危機の小破局とそれにつづく第3の世界的スタグフレーション——これがつぎの経済危機だった。これに代わって取り組むことになったのが、ふたたび保守政党の政権——サッチャー政権とレーガン政権であった。だが、両保守政権は、これまでの保守とはかなり異質なところのある、新保守主義の政権であって、サッチャリズム、レーガノミックスというそれぞれの固有名詞を付けられた経済政策によって何よりも特徴づけられる。

まったく余裕のなかったイギリスに1979年に登場した新政権の焦眉の課題は、依然として経済危機の打開であった。「不満の冬」の後、失業は5.4%だったが、賃金は年率15%、消費者物価は年率19%で上昇しつつあった。そして経常収支も第1四半期に9.4億ポンドの大赤字だった(図6参照)。

サッチャーは、1974年の敗北によって結党以来のアイデンティティの危機におちた保守党のなかから急浮上したニューリーダーだった。彼女自身、一種のイデオロギー革命、そしてそれによる戦後史の書き直しを体現していた⁽⁴⁰⁾。

保守党内の反乱は、保守党がつづけて敗れた1974年の2つの総選挙の間にはじまった。口火をきったのは、ヒース内閣の閣僚の1人だったキース・ジョーゼフである。彼は、戦後30年間の「社会主義」、つまり介入主義、それにその流れを逆転できなかった保守党政府を告発した。そして、主張した。「われわれにとって健全な貨幣は流行おくれとみなされてきたのかも知

図6 イギリスの経済指標 (サッチャー政権期)



出所) 図3に同じ。

れない。われわれはみな失業の恐怖に支配されてきた。これこそ、われわれを自分たちのより良い判断に背を向けさせ、失業から脱け出そうと支出を試みさせた当のものだ。完全雇用は、すでにウィルソン政権によって1967年以降事実上放棄されていたが、だれもあえてそういう者はいなかった。ところが、ジョーゼフがはじめて公然とタブーを破った。戦後の経済政策上の、いな戦後政府そのものの拠って立つべきコンセンサスを否認したのである。彼は市場の復権の立場から経済政策の洗い直しをおこなうためにサッチャーなどととも政策研究センターを設立した。それがのちにサッチャー派のシンクタンクに成長する。

ヒース政権の失敗の総括から保守党にはつぎの二者択一が求められたのである。「管理された経済」を認めてすすむのか、それをもっと根本的に批判して、もっと根本的な改革を提起するのか。サッチャーは、後者を選んだ。そして1975年、ヒース辞任後党主となった。彼女の根本的な批判は、一にも二にも強大すぎる国家に向けられた。その重税と束縛、政府にたよる癖のついた国民の自立心の腐蝕、官僚主義と非効率などが、あらゆる角度から強烈に批判された。彼女の根本的な改革とは、長年の政治的ベシミズムから脱け出し、ヴィクトリア朝のレッセ・フェールを回帰すべき理想とした。市場の自己調整力への固い信念にもとづく、(1)規制撤廃 (deregulation) ——物価・賃金、配当、信用および外国為替相場に対する管理の廃止、ケインジアン的な完全雇用のための介入を否認した、(2)マネタリズムの金融政策および(3)財政規模圧縮——減税と歳出削減、税制改革、(4)民営化 (privatization) ——補助金整理、国営企業の民営化、公営住宅の払い下げ、(5)地方行政改革、それに、(6)労働組合の不法行為をきびしくとがめ、組合運営の民主化と組合員個人の権利の侵害を防ごうとする労資関係改革……。しかも彼女は、これらを断固としてやりとおそうとしたのである。まさに対決は必至であった。

サッチャー政権の経済社会政策の具体的展開の分析は4、5、6、章にゆずるが、そのパフォーマンスだけを先取りしてみておけば、これまでの10年間、サッチャー政権はその対決のすべてに勝ちぬき、深刻な経済危機打開のための構造的再編をおしすすめた。まさにはサッチャー革命であった。

サッチャー政権の成功は、いくつかの好運にも助けられた。北海油田が本

格的に稼動しはじめたし、フォークランド紛争は救世主のように作用した。保守党内のサッチャー派と「ウェット」派との妥協で成立した第1次サッチャー内閣は、すぐさまウェット派が閣僚を占める領域で労資関係再編や福祉国家の見直しに手をつけることができず、それが労働運動とのせつかな正面対決を巧まず避ける効果をもたらした。また、「社会契約」の崩壊を容易に総括できない労働党が、左派の伸長のもとで対立を深めた末に分裂し、社会民主党が出現したこと、それに自由党が伸長したことが、不人気を恐れず思いきった政策を実行できる環境をつくりだしたといえる。

しかし、サッチャー政権自身がインフレ抑制を第1優先の政策目標にすえ、きびしい金融引き締めをおこない、財政についても、その妨げとならぬよう、PSBRの圧縮を強力に押しすすめたこと、しかもそれと同時に、企業にも労働者にも政府の救済や支援を当てにできない旨を周知徹底させたことが、決定的な意味を持ったと認めるべきであろう。救済や支援を求めて政府に泣きつく癖のついていた経営者たち、貸金抑制についてさえ立法措置を当てにするようになっていた経営者たちも、政府から突き離されてはじめて、いや応なく、工場閉鎖があいつぐなかで、死に物狂いで生き残りのための方策を自力で講じなければならなくなった。社会的雰囲気が大きく変化した。高雇用下に突出した非公認ストライキによって強い戦闘力を蓄えてきていたショップ・スチュアードたちの運動は、すでに「不満の冬」以来国民的支持を失って孤立気味だった。それに、職種や企業ごとに分立し、経営に無関心な、ぬき難い労働者主義(labourism)を引き継いでいたから、不況と工場閉鎖に対抗する有効な手段を持っていなかった。きびしい金融引き締め下に経営側がいつせいに攻勢に出ると、ショップ・スチュアードたちの運動と組織は総崩れになったのである。

サッチャー政権は、きびしい金融引き締めが予告どおり不況を深め、世論の支持を失った2年間を持ちこたえたあと、インフレ鎮静のうえに景気回復がすすむにつれ(図6参照)、高い支持をえるようになった。圧勝した1983年の総選挙において、フォークランド紛争を機とする愛国主義の高まりに押し上げられつつ、保守党はなんと労働組合票の50%、労働者階級票の55%をさらったのである。長期政権の基礎はこうして固められた。

マーガレット・サッチャーとトニー・ベンは危機の時代が生んだ双生児である。2人はいくつかの重要な点で瓜二つである。以下ピーター・ジェンキンの鋭い切り口を味わおう。

ベンとサッチャーは、戦後を支配したいわゆるコンセンサスの政治を打ち破るために登場した。コンセンサスの政治とは、ベンにとっては労働党政府の資本主義との協調であり、サッチャーにとっては社会主義に対する宥和であった。2人ともコンセンサスを攻撃するためにそれを誇張して語り、ウィルソン、キャラハン内閣やヒース政権をその一色で塗りつぶした。革命を唱える説に共通する特徴だが、ベン主義もサッチャー主義も、裏切りの理論にもとづいている。裏切ったのは、ベンにとっては、シティやIMFやEC官僚の道具に堕ちたキャラハン首相であり、サッチャーにとっては、Uターンによっていま一度社会民主主義的なコンセンサスへ舞いもどったヒース首相である。裏切りの理論は、裏切られるなにか——神聖なもの、ある種の慣習、想い出すべき黄金時代など——があることを要求する。ない場合には発明されなければならない。それは、ベンにとっては、大戦直後に驚くべき活力を表わした民衆と真の社会主義であり、サッチャーにとっては、真の保守主義とヴィクトリア朝である。こうして2人はともに危機の時代にふさわしい原理主義者である。ベンとサッチャーは、ケインズの墓の上で踊る。ただし、ベンにとってケインズ主義が資本主義のボロボロになった支柱だからであり、サッチャーにとってはそれが社会主義のエンジンだからである。ベンとサッチャーは、ともに思想の転回を、しかも同じく民衆主義的で反国家的な方向へ経験した。そして最後に、2人は熱情を共有している。その熱情をもって、2人はイギリス政治の温度を上げ、新しい理想主義を鼓吹したのである (Jenkins [1987] pp. 50-54)。

だが、サッチャーとベンの違いはいったいどこにあったのか？

サッチャーは、政党を掌握し、実際に政権について政策を実行に移した。ベンは、夢のある綱領を書くことはできたが、そして工業相にまではなつたが、1976年の危機的討論において勝者となることはできなかった。旧来の左翼の発想からすれば、一方は資本主義の擁護、他方は社会主義への移行が課題であり、課題の困難さが違うと言いわけすることができるかも知れない。

しかし、それは本当の説明とはなりえない。ベンは、さきに指摘したように、産業民主主義と労働者統制の進展のうえに、市場内経済計画の手法で政府の介入を強めながら、社会主義へすすもうとしていたのだからである。

ケインジアン的需要管理のコンセンサスへの批判において、サッチャーとベンのあいだには重要な相違があった⁽⁴¹⁾。

破綻したケインジアン的需要管理をきっぱり否認して、サッチャー政権は、インフレ抑制を第1とし、そのためにマネタリズムの金融政策を採用した。マネタリズムは貨幣信用理論としてはちやちなものである。しかし、金融節度を強制する点で1つの勘所をおさえており、昔から信用に締めりがなくなった時に重用されてきた。マネタリズムの理論そのものというより、この役割に正当に着目したところに、ケインジアン的需要管理が信用の締まりを念入りに失ってしまい、しかもスタグフレーションを理論上適切に扱うことができないという混迷状況において、サッチャー政権こそがはじめて経済危機打開に相当の成功をおさめえた主要な原因を帰すことができよう。サッチャー政権こそ、ケインジアン⁽⁴²⁾の失敗、需要管理政策のゆきづまりを的確に突いたのである。この点ははっきり確認する必要がある。ベンと労働者統制派は、緊急統制から全面統制へと一見思いきった革命的対策を用意しているかにみえながら、いったい全面統制のもとでもまだ存在しつづけるイングランド銀行はいかに行動するのか、大蔵省はどれだけ借りるのかについても示そうとはしなかった。この欠落こそが、ベンとその対案戦略を労働党の導き手とその理論たらしめなかった欠落であったといって過言ではあるまい。

しかし、サッチャリズムは果たして本当に成功したのか。

真の保守革命を緒につけ、経済再生の条件をつくり出した。サッチャー派は自賛する。しかし、たしかに民主主義国家におけるケインジアン的需要管理のゆきづまりを的確にとがめたとはいえ、サッチャー政権は、果たして本当にヴィクトリア朝風の(?)活力ある市民社会、活力ある市場経済を実現する方向へすすんだのであろうか。サッチャー政権は、未来を担う若者の相当大きな部分を、取り返しのつかないほど長期にわたって失業、あるいはそれを恐れる状態においた。それに社会のもっとも活動的な主体であったとい

えるショップ・スチュアードたちの運動を経営者たちがたたきつぶすのをすさまじく促進した。しかし、それに代わる代償をどこで獲得し、新しい主体をどこにつくりだしたのであろうか。そもそもヴィクトリア朝時代の社会とは、労働者がまだ十全な市民としては取り扱われず、国家はなによりも番犬国家であり、労働者の団結をしばしばうさんくさいものとして取り締まる社会であった。その社会の一人前の主体、担い手として認められたのは、貴族と大商人について、新興の中産階級として台頭した工場主までであった。そのような社会を黄金時代として思い描くこと自体に、重大な問題が潜んでいるというべきだろう。現に、サッチャーの保守原理主義そのものが、左翼の側からばかりでなく「ウェットな」保守派からも、民主主義を破壊するものとして告発されている。そして、このような犠牲を払っていまなお、シティは別として、既存の工業にはスクラップ化が目立ち、したがって北海油田枯渇後の経済の展望ははっきりしていない。

1年以上おくれて登場したレーガン政権にとっても、経済危機——インフレと失業、それに生産性の停滞の打開こそが中心的課題となった。レーガンは、大統領選挙戦で国民に「暮らしはよくなったか」と問いかけて、カードを追いこんだのである。⁽⁴⁴⁾

インフレと失業の状態は、イギリスほど破局的ではなかった。だが、レーガン就任当時、失業率は7.4%なのに、賃金は年率8.2%、消費者物価は年率12.4%で上がっていた（図7参照）。再度の2桁インフレの再燃であった。猶予はならなかった。

しかし、アメリカは、いち早く役割を降りてしまったイギリスとは異なり、依然としてその世界政策によって戦後世界を枠付ける世界国家であり、いまや唯一の基軸通貨国でもあった。それだけに、一方では、世界政策とその破綻からくる耐えがたい負担と衝撃から国内に問題を生じることとなり、政府はその世界政策の建て直しと再編を重要な課題とせざるをえない。ところが、他方では、アメリカは、世界国家であり、基軸通貨国であること自体から、イギリスとは異なり、問題解決に豊富な資源、機会を利用しうることになる。とりわけ、その政治軍事上または経済上の世界政策をいわば手抜き

することを、あるいはその地位を悪用することをさえ、国民的問題を解決する手段とする立場にある。

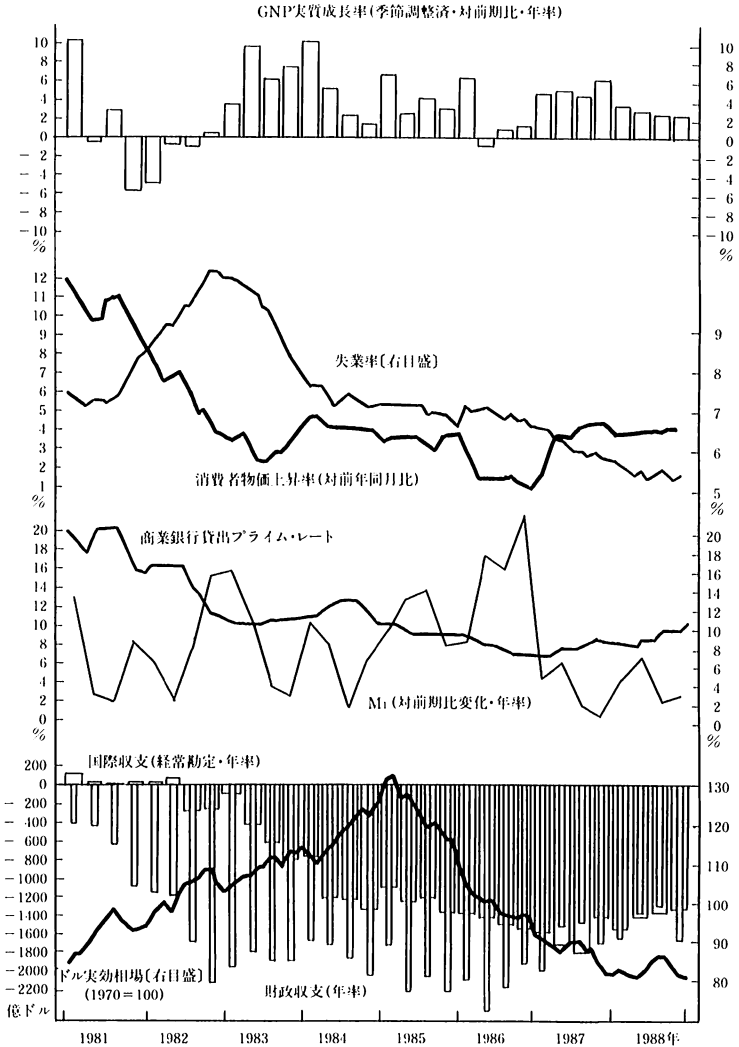
ニクソン政権の経済政策の失敗以降の経験からして、アメリカでも、1980年までに、これまでの政策——ケインジアン的需要管理は失敗だったという感情がこの40年間でもっとも強まっていた。経済政策の右への決定的な転換の条件がととのった⁽⁴⁵⁾。

インフレ抑制を第1に優先させるなら、サッチャリズムの方策とスタイルを採用する選択がありえた。その場合、インフレ期待を鎮静させるためにきびしい金融引き締め政策を貫いて、失業がふえても赤字財政による需要拡大策を発動しないこと、しかもある期間その苦痛を耐えしのぶべきであると率直に国民に訴えかけることが必要であったといえる。だが、アメリカ国民は、ヴェトナム戦争とそれを機とする社会的爆発を通じて、夢破れ、幻滅し、心に痛手を負って、引き裂かれていた。そして政府、なかでも大統領府への不信はその後の出来事によって深まるばかりであった。これまで国民に誇りを与え統合してきたアメリカ的民主主義、アメリカ的生活様式は色あせてしまっていた。そして一時代を担ってきたニューディール連合の修復しがたい崩壊が明らかとなった。このアメリカにおいて真に優先すべきは、国民の心の傷をいやすこと、新しいばら色の夢をもって国民のアイデンティティを取りもどすことであった。経済政策はその手段とならなければならない。そうとすると、苦い真実に対面させ、分裂と対決に火を注ぐことは、ここアメリカでは得策ではなかった。現に、「フリーランチなんてありはしない」と語って、共和党に伝統的な緊縮主義の経済政策を主張した右派のゴールドウォーターは、1976年の大統領選挙に大敗していた。またアメリカではそうまでする必要もなかったのである。1979-80年に共和党はサッチャリズムの採用を拒絶した⁽⁴⁶⁾。

レーガン政権は「強いアメリカ」とともに、すでにふれたように「喜びの経済学」を選択した。

「喜びの経済学」とはなにか？ その核心は、大減税が、だれにも痛みを与えることなく経済問題を解決し、誇るにたるアメリカ的生活様式と偉大なアメリカを取りもどしてくれるという魔法にあった。

図7 アメリカの経済指標（レーガン政権期）



出所) 図1に同じ。

ゴールドウォーターの惨敗後1977年までに、サプライサイド経済学、それもラッファー曲線をもってする粗悪なサプライサイド経済学が議会共和党の教義となった。大減税の Kemp=ロス法案が用意された。彼らの考えでは、

大減税が、だれにも苦痛を与えず、労働と資本を増加させ、生産性問題も解決して、税収も減税分を補うだけ増加させるはずであった。レーガンはいち早くこの法案に賛意を表わした大統領候補にほかならなかった。後から集められたジョージ・シュルツ、アーサー・バーンズ、アラン・グリーンズパン、ミルトン・フリードマン、ポール・マクラッケン、チャールズ・ウォーカーなどマネタリストを含む他のレーガン候補助言者たちの多くは、この考えに反対を表明したが、すでに後もどりはきかなかつた。⁽⁴⁷⁾

レーガンもまた共和党のこれまでの伝統になかった新しい要素をむしろ基盤として政治的に台頭していた。⁽⁴⁸⁾

新しい要素とは、なによりもまず、「ニューライト」あるいは「民衆主義的保守」⁽⁴⁹⁾ (populist conservative) と呼ばれる草の根保守の社会運動である。I でみたように、彼らは、1960年代の社会的爆発と民主党の対応への「怒り」に突き動かされて、減税、学校での祈りの復活、堕胎とポルノの禁止など、個々の課題をとりあげて立ちあがった。この運動は、いまや1880、90年代の民衆主義の運動以来という深刻さで東部のエスタブリッシュメント、既成の政治の権力と慣習を突き崩している。彼らこそ保守主義のなかの新しい多数派なのである。そのほかにもう1つ、大学やマス・メディアや政府機関において「ニューライト」に呼応する「新保守主義」⁽⁵⁰⁾ (Neo conservatism) が生まれている。彼らの多くは、元ニューディール支持者であった。1960年代の「民主主義の行き過ぎ」と社会福祉政策の「負担し過ぎ」に反発し、旧いリベラリズムのなかに堅持すべきもの——自由と市場を見出してリベラルを離れたのである。政権にあるリベラルたちを中流の、社会工学の専門家たちの「新しい階級」と攻撃する。彼らは小さい集団だが、アーヴィング・クリストルやダニエル・ベルを擁し、社会的影響力は大きい。

なお、戦後アメリカの伝統的保守思想の核は、バーク以来の社会有機体的な保守と1890年代に民衆主義への反動として生まれた反国家的な自由主義⁽⁵¹⁾との同盟と総合から成っていたが、この潮流も、ジョージ・ギルダーやミルトン・フリードマンらを新しい旗手として、活力を増している。

ともあれ、レーガンの選択した「喜びの経済学」は、その核心において、みずからを欺き、国民を欺くものにほかならなかった。魔法が現実を変えよ

うもないことは、冷静な計算からただちに明らかになることである。⁽⁵²⁾しかし、みずからをも国民をも欺きとおすことを通じて、レーガンは1960年以來ようやく国民に夢を与えることに成功したといえる。

基本的な政策展開の分析は第1, 2, 3章に譲り、そのパフォーマンスだけを確認しておく、レーガン政権は、カーター政権末期に登用されたウォルカーFRB議長のマネタリスト的なきびしい金融引き締め政策堅持のお蔭で、インフレ心理の鎮静に成功したあと、その大減税政策によって力強い好況をもたらすことができた。失業も減った。生産性を上げるはずの投資もかなりふえた(図7参照)。ウォルカーの金融政策とレーガンの大減税は、ポリシー・ミックスの妙をみせたのである。国民は満たされ、レーガンは圧倒的人気をえた。

だが、この好況は、政府が意図した減税のサプライサイド効果によるものより、むしろ意図せざる、常識外れの財政赤字のケインズ効果によるものであった。⁽⁵³⁾これは否定しようがない。アメリカ国民は、その結果、レーガン政権からの贈り物として異常に巨額な財政赤字を背負いこんでしまったのだ。それだけではない。利子率ではなく銀行の支払準備を重視したFRBの金融政策が、これまた意図せざる、常識外れの高金利と世界中からの資金集中とドル高とを引き起こした。そしてそれこそが、財政大赤字にもかかわらず、クラウディング・アウトを起こすことなく、投資ブームのための資金供給を保証した。しかし、同時に、不自然なドル高下に経常収支の大赤字が生じ、しかもそれは海外からの資金流入によって隠蔽されつづけたのであった。アメリカの経常収支赤字は、ニクソン、カーター政権当時にはまだ一時的なもので、しばらくすると黒字にもどすことができた。ところが、「ドル高は強いアメリカの象徴」と公言し、輸出の倍ほど輸入する事態を放置した財務長官を持つレーガン政権のもとで、経常収支赤字は2000億ドルもの水準にふくれ上がり、あっという間にアメリカを世界最大の債権国から世界最大の債務国へ突き落としてしまった。アメリカ国民は、レーガン政権からのもう1つの贈り物として、異常に巨額な経常収支赤字を背負いこんでしまったのである。

こうしてレーガン政権はインフレと失業の難問を解決したのではけっして

ない。国民からその苦しみを取り除いて、自国民よりはむしろ世界市場の他の国々の国民をひどく悩ます「双子の赤字」に転化したただけだったのである。これが「喜びの経済学」の帰結である。「双子の赤字」は、しかし、やがてアメリカ国民にすさまじい重圧をかけないではないであろう。

III 「市場の失敗」と「国家の失敗」の後にくるもの

サッチャー政権とレーガン政権の登場は、結局、戦後世界終焉の危機の核心が「国家の失敗」にあること、かつて「市場の失敗」ゆえに介入に乗り出した国家、そして戦後世界をつくり出しかつ支えてきた国家もまた失敗したこと、を明らかにした。新保守主義政権登場の歴史的意義はそこにある、といえる。

経済学の次元では、それはケインズ革命の挫折を確認した。ワルラス的な市場均衡という、市場システムへの信仰告白のうえに成り立っていた新古典派経済学に対して、市場システムの自己調整力の欠如を突きつけ、理性的な政府による社会工学的な介入を説いたケインズ経済学の挫折である。これは、新保守主義政権の金融引き締めによるインフレ収束の成功からして、否定できない。政権が依拠しようとしたマネタリズムの公式とX%ルールがうまく実現されたかどうかにかかわらず、この点を見落としてはなるまい。

とすると、「市場の失敗」と「国家の失敗」という2つの失敗のあと、われわれはどこへいくのか？ どこへいけばいいのか？

まず、資本主義における「国家の失敗」がじつは対抗的な社会主義における「国家の失敗」とも対応していることに、われわれは気づかないわけにはいかない。周知のごとく、ソ連においては、スターリンの死後ただちに、中央集権指令型の計画経済の失敗、不活性化が問題化した。いく度かの経済改革の試みが失敗に終わったが、今日いっそう深刻となった停滞のなかから、ソ連、中国、東欧諸国あげてこれまででもっとも徹底した経済改革に取り組みはじめている。私有財産と貨幣に原理的に反発し、市場システムを根本的に否定して出発したマルクス主義的な社会主義が、その修正、なんらかの形で

表3 世界シス

時期区分	個人	労資関係	産業	企業形態
19世紀 (1770-1870)	市民 (財産と教養のある) 労働貧民 (選挙権ナシ、) (階級意識)	団結禁止法撤廃 主従法 職能別労働組合	繊維工業 (原料を世界市場から買い、製品を世界市場に広く売る)	無数の個人企業 (蓄積資金の) (自己調達)
20世紀 (1870-1970)	労働貧民の市民化 大衆社会 市民の自立の空洞化	主従法撤廃 労働組合法 産業別労働組合 フォーティズム →「組織人」、 企業主義	重化学工業 (巨大な固定資本としての装置)	株式会社 (市場を支配する独占体と資本集団)
21世紀 (1970-)	(コミュニティ復権) (自律協同する個)	(フレックスタイム) (在宅勤務) (労働の人間化) (経営参加・統制) (日本的経営)	(脱工業化) (情報化) (知識集約化)	(ベンチャー・ビジネス) (軽薄短小)

の市場システムの名誉回復へともどらざるをえないことは、いまや否定しようもない。社会主義とはなにか、が深刻に問い直されている。

こうして戦後世界の終焉の危機とは、じつは、たんに戦後資本主義世界の危機を意味するのではない。それと対抗的に形成された戦後社会主義世界の危機をも同時に意味している。戦後資本主義世界が、「市場の失敗」を市場の不完全性と理解して、なおも資本主義の枠内で、ケインズ流の国家介入による「管理された経済」をもって経済を編成したとすれば、戦後社会主義世界は、「市場の失敗」を市場システムそのものの終焉とみなし、対抗的に、資本主義の枠をこえて、国家の指令による計画経済をもって経済を編成した。ところが、対抗しあったその双方がいま「国家の失敗」を認めざるをえなくなっているわけである。戦後世界終焉の危機は、したがって、「市場の失敗」の後に出現した両極的対抗の戦後世界体制、「米ソ対抗下の平和」

テムの転換

経済システム	国 家	世界システム			
		国際関係	中心・半周辺・周辺		
自由な市場 (レッセ・フェール)	名望家政党 夜警国家 (番犬国家) 救済法 自由貿易帝国主義	大英帝国艦隊 自由な多角貿易 金本位制 (基軸通貨ポンド)	イギリス フランス アメリカ ロシア 日本	ドイツ 植民地 従属国	
不完全競争 →「市場の失敗」 →ケインズの 市場管理	大衆政党 圧力団体 政策国家 →福祉国家 社会保障 帝国主義	世界戦争 →安全保障体制 「核の傘」 GATT IMF (基軸通貨ドル)	アメリカ アラブ産 油国 NIEs イギリス ドイツ フランス 日本 ソ連	途上国	
{所得政策} {社会契約} {新自由主義}	{小さな政府} {コーポラティズム} {草の根民衆主義}	{太平洋新時代} {金の廃貨} {3極化} {グローバル化と地域主義} {国際的政策協調}	{冷戦の終焉} {日本の世紀}	{3(ないし4)グル ープ化と政策協調 あるいは対立?}	

(Pax Russo-Americana) の、「国家の失敗」による没落の危機にはかならない。

ところで、視野をもっと大きく拡げて世界史の流れをふり返ってみると、20世紀なかば「市場の失敗」を前提に米ソ両極を中心として対抗的に編成された戦後世界とは、19世紀のイギリスを単一の中心として編成された自己調整的な市場世界から転化したもの、そこからの変化と再編成のいわば終着点であったとみることができる。戦後資本主義と戦後社会主義とは、そのはげしいイデオロギー的対立にもかかわらず、世界史のある同一の段階を代表する双生児だったのである。19世紀の市場世界は、産業革命、機械制大工業としての繊維工業、個人企業、雇用契約期間の短く移動性の高い、しかもまだ社会的政治的に市民として十分包摂されていない工場労働者、それに商業手形とポンド、夜警国家などをその成立条件としていた。これに対し、戦後世界

は、いわゆる第2次産業革命、重化学工業、株式会社（および国有企業）、長期雇用で定着的な（さらには労働市場を分断し内部化した）、しかも社会的政治的に市民として包摂され、生活水準も上昇した労働者、それに株式・社債とドル、政策国家、ひいては福祉国家などをその成立条件としたのである。その戦後世界が今日ゆきづまって、危機に立っている。そればかりではない。すでに戦後の発展をとおして、エレクトロニクス、多国籍企業、情報化と国際化、中産階級化、それに金の廃貨など新しい世界システムの成立条件になるのではないかと思われる「新生事物」も続々現われてきている。とするなら、戦後世界の終焉の危機は、たんにケインズ的な介入主義国家の失敗やあるいはまたマルクス的な社会主義国家の失敗にとどまらず、20世紀的な世界システムそのものの没落と再編の大きな転機を意味しているといわなければならない。「市場の失敗」と「国家の失敗」は、こうして20世紀的な世界システムの生成と没落を画しているのである。

いまわれわれに見通せるかぎりで、この大きな世男史の転換の構図をまとめてみるなら、表3のようになる。転換したあとどこへすすむのかはまだよく分からない。だが、すでにさまざまな立場の人々によって数多くのデッサンが描かれている。それらのキー・ワードは、相互に矛盾している場合もあって無条件に受け入れるわけにはいかないのだが、少なくとも今後の展開のある側面、ある傾向をとらえてはいるといえよう。その意味で〔 〕に入れて取り上げておいた。

さて、もう一度問いなおそう。このように大きな歴史的転換の構図のなかで、「市場の失敗」と「国家の失敗」という2つの失敗のあと、われわれはどこへいくのであろうか？

ふたたび市場へといういま流行の処方箋をそのまま受け入れることは、「市場の失敗」の歴史を塗りつぶしてしまわないかぎり、とてもとてもできるものではない。そしてその塗りつぶしこそフリードマンの大仕事の1つなのだが、ここでは立ち入らないことにしよう。⁽⁵⁴⁾ 自前の答を出すには、新保守主義者たち、とくにそのなかの真の自由主義を名乗る人々の主張を鵜呑みにするのではなく、どういう意味で国家が失敗したのか、全面的にか部分的にか、無条件にか条件つきでか、を自分で問い直さなくてはなるまい。そして

そのためにはさらに、ケインズにただよりかかるのではなく、そもそも市場はどういう意味で失敗したのかを確認し直すことも必要だといえよう。

ケインズ流に経済を管理しようとした国家の失敗の核心は、その需要管理政策がインフレーションを引き起こして効力を失ってしまったところにある。拡大に積極的で、収縮には気乗り薄な、バランスを失した需要管理のくり返しが、インフレ心理を定着させてインフレ高進を招き、ますますふくらんでゆく期待を上まわる途方もない規模の需要拡大策でなければもはや一時的効果さえあげられない、というところへ追いこまれてしまったところにある。そして財政的手段による需要収縮策を難しくしたのは、国民の受益者化であり、政治の利益政治化であった。福祉国家化による既定経費の大膨張には、多かれ少なかれ、その弊が含まれていたといえよう。

しかし、この意味での「国家の失敗」は、財政政策によってではなく、むしろ金融政策に節度を回復することによって正すことができる。インフレーションとはマネタリーな現象であり、したがってまたマネタリーな方策によってのみ収束させることが可能なのである。財政政策自体の節度の回復には、国民に節度を回復し、大衆民主主義の政治に節度を回復する困難な文化革命を必要とするかも知れない。それは真の意味での政治の復権を意味することになるであろう。しかし、財政政策は、たとえその間大赤字を出すことがあっても、赤字公債の中央銀行引受けないし買入れ操作によって金融引き締めを直接脅かさないかぎり、インフレ収束に害をなさない。これらこそ、IIでみたように、サッチャー、レーガンの両政権の経済危機打開策の実験が、それぞれに先行する諸政権の経済危機打開策の実験と比べて決定的に良いパフォーマンスをもって証明したところである。またそれは、じつは、第1次石油危機のあと、法律による強制的な所得政策に頼ることなく、すぐれて金融的な総需要抑制政策を実施した日本と西ドイツが、他国に先駆けたインフレ抑制と好況への移行の実績によって、いち早く証明していたところでもあった。狭い意味のマネタリズムの理論の正誤そのもの⁽⁵⁵⁾はともかく、マネタリズムに鼓舞されて実施されたきびしい金融引き締めがケインズ流管理国家の失敗の核心を実践的に突いたわけである。

今日の「国家の失敗」は、さらに、マルクス=レーニン流の中央集権指令

型計画経済国家の失敗をも視野に入れて、もっと深く掘り下げて理解する必要がある。とりわけ無数の主体をもつ多元的で多様な複雑な社会とその情報、知識の集中の限界（ハイエク）、それに政府の外部性の限界（ブキャナン）、さらにそれらの限界について無知で、鼻もちならない社会工学をふりまわすテクノクラートのいわゆる「設計主義的合理主義」とその限界（ハイエク）などがはっきり確認されるべきであろう。そのような作業からは当然にも、これまでにおそらく肥大化した国家活動を、たしかな根拠にもとづいてさまざまに削減、縮小し、あるいは逸脱を防ぐためのルールを確立する方向の提案がなされる。

だが、同時にまた、「国家の失敗」がケインズの理解の欠陥を突く以上のものではなかったこと、レッセ・フェール信奉の批判者たちが主張するのは異なり、国家の経済過程への政策的介入そのものを否定するものではなかったことも確認しておく必要がある。くり返していると期待に読みこまれてしまう、インフレ率と失業率のあいだの微妙な選択と「ファイン・チューニング」というようなものではなく、経済がカタストロフィに陥った、あるいは陥る危険のある局面での救済・安定化のための国家の政策的介入の決定的な意義は、消し去ることはできない⁽⁵⁶⁾。それはニューディールが実証したところであるばかりか、戦後の一見安定した経済体制は、その巨大化したニューディール国家の存在を継承したばかりか、世界大に発展させ、それを大前提として、その安定を実現しているわけである。カタストロフィの恐れからの救済・安定化のための全面的な出動は、戦後世界終焉の危機においていまだ現実のものとはなっていない。しかし、そのような出動をするであろうという見通しが、大きな安心感を与えていることは明らかであるし、クライスラー社救済やメキシコ累積債務支払不能を機とする金融政策の転換には現実の出動の先触れをみることができるであろう。

要するに、「市場の失敗」を否定しえないかぎり、国家介入そのものを否定し去ることはできないのである。

ところで、新保守主義政権の登場にあたっては、周知のとおり、ケインズ流管理国家の失敗の核心として、もう1つ、福祉国家の失敗が主張された。すなわち、それが成長を通じて完全雇用と高福祉の実現を追求しながら、か

えて、その高福祉・高負担が労働意欲、投資意欲をそぎ、ただ飯根性を養って、民間の活力を損ない、長期的には成長力の衰えと経済停滞をもたらした、というのである。

IIでは、インフレ的な小破局とそれにつづくスタグフレーションという循環的な経済危機の打開策に焦点を当ててみたので、この面に光を当てることができなかつた（第7章参照）。しかし、英米両国にとっては、長期的な停滞ないし衰退（decline）の傾向こそは、循環的な問題とともに歴代の政権がますます深刻に直面しなければならなかつた構造的な問題であつた。一言だけふれておくと、この構造的な問題は、さきの循環的な問題とは違って、労使関係のあり方、およびそれを規定する社会的文化的諸要因が絡み、それも国内的にだけでなく国際的に絡み、それ自体はるかに複雑であつたし、それに取り上げる立場、評価基準自体がいくつもありうる問題でもあつた。しかし、サプライサイダーのように、そのような難問を主として経済的刺激的の有無に還元していわば^{たぐひの}唯物論的に理解し、対策を講じようとするのは、余りにも乱暴としかいいようがない。

現に、この領域でのサッチャー、レーガン両政権のパフォーマンスは、けつして華々しいものではなかつた。とくに、レーガン政権の大減税の実験の失敗は、労働意欲や貯蓄意欲を経済的刺激によってたやすく左右できるという幻想をはっきり打ち砕いたといえる。それに、両政権ともに、正面から福祉国家本体に手をつけようとはしなかつた。いくつかの角度からその「行き過ぎ」をとがめ、国家負担を減らそうと主張しただけだつたし、実際にもそれ以上には出なかつた。福祉支出は、増勢をにぶらせ、対GDP比率は上げ止まつたか少し下がつたという程度である。「国家の失敗」の告発にもかかわらず、福祉国家を否定し去ることはできなかつたといつてよからう。

経済停滞からの脱出の方策としては、むしろ両政権下に直接には企業のイニシアティブですすめられた労使関係再編が重要であろう。ジャパナイゼーションと呼ばれ、たしかにその一面を持つ労使関係改革は、一方で、QCや職務の柔軟性などを持ちこもうとし、他方で、これに敵対的だつた既存の戦闘的労働組合の組織と運動の苦しい弱体化をともなつている。両国に歴史的に形成されてきた労使関係は根本的な転換を迫られているかにみえる。

さて、そもそも「市場の失敗」とはなんであったのか。

ケインズのみた大量の非自発的失業は、じつは、一般的な需要不足の傾向や単なる周期的恐慌の産物ではない。かつてないカストロフィすなわち1929年大恐慌によるアメリカ経済の内部的なゆきづまりの暴露とともに始まったイギリス中心の世界市場システムそのものの崩壊、そしてその結果としての「不確実性」の異常な高まりから生じたのであった。それは、したがって、システム自体を再建し、崩れ落ちたシステムそのものへの信頼を回復しなくては解決できない性格のものであった。現実の状況そのものによってそのような大仕事を果たす意義を与えられたのが、ケインズの需要拡大策であり、ニューディールだった。それは、すでに指摘したように、戦後ケインジアン「ファイン・チューニング」とはおよそ異なる意義をもつ政府介入にほかならなかった。

だが、このイギリス中心の世界市場システムの崩壊は、新しく登場した株式会社的資本蓄積の自己調整力の限界に根ざし、中心国イギリスの対外的不均衡の累積から生じた。そのようなものとして、すぐれて国際的な、あるいは国際関係的な破局であった。

もともと、中心国の資本蓄積の過程で周期的に内的諸矛盾を成熟させながら、それを対外的不均衡として表現し、そのため世界貨幣金の流出による信用収縮という貨幣的メカニズムの働きによって規制されるというのが、資本主義世界市場システムに固有の運動様式、資本蓄積様式であった。そして株式会社の登場は、証券発行による資本蓄積によって、そのような内的諸矛盾の成熟の制約を緩和し、同時にまた貨幣的メカニズムの規制の働きをもボカしてすすむ、より高次の、いわば自己調整的な株式会社的資本蓄積様式をもたらすものであった。ところが、固定資本の巨大な鉄道業や重化学工業企業の生産力を包摂した株式会社的資本蓄積の自己調整力は完全ではなかった。自己調整力の限界は、対外的な不均衡が構造的に累積した時に表面化した。経常収支の赤字は資本流入によってかなりの程度カバーされうる。しかし、対外的な構造的な不均衡が累積をつづければ、ついには貨幣的メカニズムの規制が働かざるをえない。金（外貨）準備の流出による信用収縮、物価下落が強制されて、対外均衡回復の方向へ向かうわけである。しかし、すでにその

規制に抵抗する巨大株式会社の集団が登場している以上、貨幣的メカニズムはもはや対外均衡回復を保証できず、かえって市場システムそのものの崩壊、すなわちポンド中心の金本位制の崩壊と世界市場そのものの解体へ結果してしまっただ。これこそ株式会社の資本蓄積の限界であり、同時にまた資本主義世界市場システムの自己調整力の喪失の核心にほかならなかつた。⁽⁵⁷⁾

そうとするなら、ケインズが市場システムの自己調整力の喪失を閉鎖体系の中で考え、したがってまた対外貨幣と対内貨幣を極力分離して国家による需要管理の処方箋を書いたことには、重大な難点があつたということになる。対外的な調整にこそ問題を生じていたのであるから、対外均衡から切り離して国内均衡を追求するのではなく、対外均衡を確保しながら国内均衡を追求する処方箋を必要としていたはずだからである。このような重大な難点を持ちながらケインズの処方箋が有効でありえたのは、大陸国家であるかブロック形成によってか、1つの近似的な閉鎖的世界を形成しえた国、あるいは卓越した国際競争力を持ち、構造的な経常収支黒字を持った国だけであつた。しかし、その場合にも、その有効性は恒久的なものとはなり難く、やがてインフレ高進によって破綻する運命を秘めていたわけである。「国家の失敗」は、したがって、国家そのものの失敗ではなく、「市場の失敗」の性格を十分みきわめきれなかつたケインズの処方箋の難点ゆえの失敗にほかならなかつた。しかし、同じように閉鎖体系で物を考えるフリードマンらマネタリストたちも、この点では、じつは同じ難点を共有しているといふべきだが。

このようにみてくると、いつそう重大な事実が明らかになる。すなわち、今日われわれの眼前に起きている事態は、市場の自己調整力に固い信仰を持つ人々やサッチャー、レーガンが声高に主張したように単なる「国家の失敗」ではないということである。「国家の失敗」に「市場の失敗」が重なっている。「国家の失敗」はたんにインフレと失業として内部的に現われているだけではなく、経常収支の構造的な不均衡の累積として同時に対外的に現われている！ それは「国家の失敗」に促された再度の「市場の失敗」以外の何物でもあるまい。

レーガン政権の役割はこの点で象徴的である。自己調整の不全から、かつ

でのイギリス中心の世界市場システムの崩壊につづいて、米ソ対抗下のアメリカ中心の戦後資本主義世界市場システムこそが崩れ落ちようとしているのに、レーガン政権の経済政策はその点への適切な配慮をまるで欠いているように展開したからである。レーガン政権の経済政策は、むしろ対外均衡を犠牲にして大きく損ないつつ、そのことによって少なくとも当面のインフレと失業の問題を打開し、国内の均衡を回復する結果となった。

当面する戦後世界終焉の危機、インフレと失業と米ソ対抗下のアメリカ中心の戦後資本主義世界市場システムの崩壊の危機において、1国的な解決はありえない。根本的には1930年代においてもそうだったが、なお限られた範囲で1国的解決の余地が残されていた。しかし、運輸と通信の革命、多国籍企業化、それに人々の生活をまきこんだ国際化によって国民国家とその国境が相対化された。その今日、そのような余地はもはや残されていない。アメリカにとって代わりうるような強大な国民国家も登場してはいない。したがって、今日の経済危機の打開には、いや応なしに国際協調が不可欠となる。それは、とりもなおさず、「国家の失敗」のみを声高に批判してレッセ・フェールへ回帰する代わりに、国家の限界を冷静にわきまえながら、「市場の失敗」をカバーする国家活動の新しいあり方を生み出すことにほかならない。それも、もはや強力な一元的な中心が対外均衡にも配慮するというのではなく、いまや相対化された国民諸国家が多能的に行動しながら相互間の均衡を確保するものでなくてはなるまい。そのためにはむしろ外国為替相場についての協調ばかりではなく、経済社会政策全般にわたっての協調が要求されるのはいうまでもない。サミットやG5、G7での試みは、まだそのほんの一步、しかし意義深い一步であろう。このような国民諸国家の協調システムは、やがてソ連や中国などの参加をも展望しうるのではあるまいか。

以上の検討から明らかなように、新保守主義政権は、戦後世界終焉の危機、「国家の失敗」に「市場の失敗」が重なった危機を止揚して、彼らを主人公とする新時代を開くものではまだない。

レーガン政権は、それ自身が2つの複合的失敗を体現しているときえいえる。サッチャー政権といえども、まだその政権自身にトンネルから出たあと

の展望がみえているわけではとてもない。両政権は「国家の失敗」を突いてたしかに大きな衝撃を与えた。そしてそのある側面は今後継承されることとなろう。しかし、両政権はなお大きな転機のなかの過渡的なものの一つということにとどまるであろう。その点は、両政権が依拠した社会的基盤、流動的な問題別投票態度をとる新しい中産階級の多面的性格——彼らはなによりも「自立した個人」ではなく、大組織に管理操作される人々である——を十分にとらえてはいないことからいいうるようになる。

そうであるとすれば、労働党あるいは民主党のリベラルの側からのオルターナティブも、大変難産ではあろうが、やがて出現してくるであろう。⁽⁵⁸⁾

しかし、新保守主義政権の検討をわたわれわれには、そのオルターナティブが真にオルターナティブであるためには、それは、民衆主義的であると同時に、ぜひとも金融的節度を持つこと、それも1回限りのものでなく、新しく共同でつくりだしていくべき世界的なシステムに対して自覚的に責任を分け持つて協調するものであることを必須とするように思われる。民衆主義的であることと世界システムに対して自覚的に責任を分け持つことは、これまで最も無縁な事柄、あるいは相反する事柄でさえあった。しかし、今日その2つを結合することが求められている。狭い視野の労働者主義 (labourism) とナショナリズムからぬけ出ることなしに、今日の転機に社会的ヘゲモニーをとりもどすことはけっしてできないであろう。

[注]

(1) 保守主義思想の最近の大きなうねりを新保守主義と総称することは、必ずしも英米両国で定着しているとはいえない。New Rightとも総称する。アメリカでは、うねりの主流として台頭したものをNew Rightと呼ぶのが一般的であるし、ミルトン・フリードマンら経済学者たちの一群の主張はNeo Liberalismと呼ばれている。そして1960年代にリベラルから分岐したダニエル・ベルら一群の知識人の主張をNeo Conservatismと呼んでいる(後出)。しかし、これらがファンダメンタリズムと民衆主義に傾斜しているところに、共通の新しさを認めうる。ただし、それも1970年代末に忽然と現われたわけではない。1970年初頭のニクソン、ヒース両政権はすでになりの程度新保守主義的であった。

(2) Hayek [1973, 76, 79]; Friedman [1962]; Buchanan [1977]; Gil-

- der [1981].
- (3) たとえば, Kemp [1979]; Falwell [1981] など。なお, Levitas [1986]; Medcalf & Dolbeare [1985]を参照せよ。
 - (4) この言葉は保守主義の踏み絵のようなものであり, フリードマンにはこれを表題にした小論集 [1975] がある。
 - (5) イギリスについては Marwick [1982], アメリカについては Bloom [1987] をみよ。
 - (6) フォークランド紛争がサッチャー政権に対して持った意味については, Barnett [1982] をみよ。
 - (7) それは1970年と1979年に大きく崩れた。Franklin [1985] 参照。
 - (8) 保守党議員, ハウエルの言葉。北岡 [1985] pp. 83-100による。
 - (9) アメリカのニューライトについては, Medcalf & Dolbeare [1985], Gottfried & Fleming [1988], 佐々木 [1984] をみよ。
 - (10) 納税者の反乱については, Rabushka & Ryan [1982]; Sears & Citron [1982] をみよ。
 - (11) 労働者階級論については, 川上 [1987] を参照せよ。
 - (12) Stein [1984] chap. VII.
 - (13) Jenkins [1987] chap. III.
 - (14) 日本の新保守主義については, 佐々木 [1986]; 大嶽 [1987]; 佐々木・新藤・田中・石川 [1987] を挙げておこう。
 - (15) Nixon [1970] p. 3.
 - (16) Norton [1977] p. 184; Stein [1984] 邦訳 p. 137.
 - (17) Stein [1984] 邦訳 pp. 140-143.
 - (18) *Ibid.*, 邦訳 pp. 137, 155.
 - (19) Nixon [1971] p. 5.
 - (20) Stein [1984] 邦訳 pp. 166-167。マクラッケンは, 当局が近い将来インフレをコントロールする努力に失敗したと認め, ほどなくして辞任した (Norton. [1977] p. 188)。
 - (21) アメリカにおける当時の所得政策論争は Shultz & Aliber [1966] にまとめられている。
 - (22) Sweezy [1978] をみよ。
 - (23) この過程については, 熊沢 [1976] をみよ。
 - (24) イギリスにおける1960年代の所得政策の功罪についてのさまざまな評価は, Parkin & Summer [1972] にまとめられている。
 - (25) Hennessy & Seldon [1987] pp. 222-225.
 - (26) Browning [1986] pp. 44-49; Hennessy & Seldon [1987] pp. 227-229.
 - (27) Hennessy & Seldon [1987] p. 235.

- (28) 社会契約成立にあたってのもっとも重要な舞台となったこの3者調整委員会については、すでに Castle [1980] ; Jones [1986] ; Wilson [1979] などの、それにふれた重要な自伝が出されている。
- (29) 1972年綱領は、討論呼びかけ文書の性格が強かった。その後の委員会の作業を汲み上げ、これをいっそう発展させてまとめられたのが1973年綱領 (Labour's Programme for Britain, 1973) であり、さらにそれがみがき上げられ、1974年宣言 (Labour Party Manifesto, October 1974) となった。
- (30) 以下社会契約の成立の経緯については、Hatfield [1978] による。なお、Hennessy & Seldon [1987] chap. 8 も参照した。
- (31) Hatfield [1978] p. 125.
- (32) 政府は当初経営者側とも社会契約を結びたい意向であった。しかし、英国事業連盟 (CBI) に断われ、果たせなかった。
- (33) Franklin [1985].
- (34) IMF 融資の経緯については、Sunday Times May 14, 21, 28, 1978 および Browning [1986] pp. 72-94による。なお、それを機とする労働党左派の退潮については、Glyn & Harrison [1980] をみよ。
- (35) 社会契約の崩壊過程については、川上 [1979] をみよ。
- (36) 今日の危機におけるコーポラティズム路線の意味については、Goldthorpe [1984] をみよ。
- (37) Trotsky [1973] を参照せよ。
- (38) Hatfield [1978] pp. 118-119.
- (39) Benn [1974] pp. 76-83.
- (40) サッチャー登場の経緯については、主として Jenkins [1987] pp. 60-65 による。
- (41) ジェンキンス [1987] はこの点になると、当てにならない。ケインジアン的需求管理を合理的なものとし、ベンとサッチャーをそれに挑戦する非合理として並べるだけだからである。
- (42) 川上 [1989] pp. 249-253, 277-283を参照せよ。
- (43) Pym [1984].
- (44) 1980年の大統領選挙については、Ranny [1981] ; Ferguson & Rogers [1981] ; Schlesinger [1986] をみよ。
- (45) Stein [1984] 邦訳 p. 283.
- (46) *Ibid.*, 邦訳 pp. 247-249.
- (47) *Ibid.*, 邦訳 pp. 278-297.
- (48) 以下、アメリカの保守思想の説明は、主として Medcalf & Dolbeare [1985] chap. 8, 9, 10による。
- (49) Phillips [1982] が最初に用いた表現。

- (50) この意味での新保守主義については, Kristol [1976]; Bell [1976]; Steinfels [1979] を参照せよ。
- (51) これはまた, 新しく台頭した会社の利益, 主張と親和的なところから, Corporate Liberalism とも呼ばれる (Lustig [1982])。
- (52) 否定しようのない計算が Stein [1984] pp. 263-274 に示されている。
- (53) 例えば, Samuelson [1984] をみよ。
- (54) 川上 [1989]; 清水 [1989] をみよ。
- (55) フリードマン貨幣論の立ち入った評価については, 川上 [1989] をみよ。
- (56) 川上 [1989] pp. 299-305参照。
- (57) より立ち入った説明は, 川上 [1989] pp. 260-265 をみよ。
- (58) そのような模索として, イギリスにおいては, Holland [1987, 1988]; Mitchell [1989]; Radice [1989]; GLC [1985], アメリカについては, Abbott & Levy [1985]; Rothenberg [1984] をあげておこう。

[参考文献]

- 大嶽秀夫 [1987] 「中曽根政治のイデオロギーとその国内政治的背景」『レビューアサン』1号,
- 川上忠雄 [1979] 「社会契約の崩壊」『月刊労働問題』264号,
- [1987] 「マルクスによる革命観の選択」粕谷信次ほか『社会観の選択』社会評論社,
- [1989] 「金の廃貨と経済のマネージャビリティ」川上忠雄・杉浦克己編『経済のマネージャビリティ』法政大学出版局,
- 北岡勲 [1985] 『イギリス保守主義の展開』御茶の水書房,
- 熊沢誠 [1976] 『国家のなかの国家』日本評論社,
- 佐々木毅 [1984] 『現代アメリカの保守主義』岩波書店,
- [1986] 「保守化と政治的意味空間——日本とアメリカを考える」岩波書店,
- 新藤宗幸・田中直毅・石川真澄 [1987] 「討論 中曽根政治をどう位置づけるか」『世界』8月号,
- 清水敦 [1989] 「貨幣の規制力の意味と限界——フリードマン理論の検討」川上忠雄・杉浦克己編『経済のマネージャビリティ』法政大学出版局,
- Abbott, P. & Levy, M. B. [1985] *The Liberal Future in America*, Greenwood Press.
- Barnett, A. [1982] "Iron Britannia," *New Left Review*, No. 134.
- Bartlett, B. R. [1981] *Reaganomics*, Connecticut, 邦訳『レーガノミックス』(斎藤精一郎訳)ダイヤモンド社,

- Beer, S. H. [1982] *Britain against Itself : The Political Contradictions of Collectivism*, W. W. Norton.
- Behrens, R. [1980] *The Conservative Party from Heath to Thatcher : Policies and Politics 1974-1979*, Saxon House.
- Benn, T. [1974] *Speeches by Tony Benn*, Nottingham.
- Berrington, H. (ed) [1984] *Change in British Politics*, Frank Cass.
- Bell, D. [1976] *The Cultural Contradictions of Capitalism*, Basic Books.
- [1985] Bell, D & Thurlow, *The Deficits : How Big? How Long? How Dangerous?* New York U.P. 邦訳『財政赤字』（中谷巖訳）TBSブリタニカ。
- Bloom, A. [1987] *The Closing of the American Mind*, New York. 邦訳『アメリカン・マインドの終焉』（菅野盾樹訳）みすず書房。
- Browning, P. [1986] *The Treasury and Economic Policy, 1964-1985*, Longman.
- Buchanan, J. M. [1977] *Democracy in Deficit : The Political Legacy of Lord Keynes*, New York. 邦訳『赤字財政の政治経済学』（深沢実・菊池威訳）文真堂。
- , Rowley, C.K. & Tollisos, R.D. (ed.) [1987] *Deficits*.
- Castle, B. [1980] *The Castle Diaries, 1974-6*, Weidenfeld & Nicolson.
- Cole, J. [1987] *The Thatcher Years : A Decade of Revolution in British Politics*, BBC Books.
- Falwell, J. [1981] *Listen America!*, New York.
- Ferguson, T. & Rogers, J. (ed) [1981] *The Hidden Election : Politics and Economics in the 1980 Presidential Campaign*, New York.
- Franklin, M. N. [1985] *The Decline of Class Voting in Britain : Changes in the Basis of Electoral Choice, 1964-1983*, Clarendon Press.
- Freedman, M. [1978] *The New Liberalism : An Ideology of Social Reform*, Oxford U. P.
- Friedman, M. [1962] *Capitalism and Freedom*, Univ. of Chicago P., 邦訳『資本主義と自由』（熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳）マクロウヒルブック。
- [1975] *There's No Such Thing as a Free Lunch*, La Salle, Illinois.
- Gilder, G. [1981] *Wealth and Poverty*, New York.
- Glyn, A. & Harrison J. [1980] *The British Disaster*, Pluto Press.
- Goldthorpe, J. H. (ed.) [1984] *Order and Conflict in Contemporary Capitalism : Studies in the Political Economy of Western European Nations*, Clarendon House. 邦訳『収斂の終焉』（稲上毅ほか訳）有信堂。

- Gottfried, P. & Fleming, T. [1988] *The Conservative Movement*.
- Greater London Council [1985] *The London Industrial Strategy*, GLC.
- Green, D. G. [1987] *The New Right : The Counter-Revolution in Political, Economic and Social Thought*, Brighton.
- Hamby, A. L. [1985] *Liberalism and Its Challengers : FDR to Reagan*, Oxford U. P.
- Hatfield, M. [1978] *The House the left Built*, London.
- Hayek, F. A. [1973, 76, 79] *Law, Constitution and Liberty*, Routledge and Kegan Paul. 邦訳『法と立法と自由』(矢島欽次・水吉俊彦訳) 春秋社.
- Hennessy, P. & Seldon, A. (ed.) [1987] *Ruling Performance : British Governments from Attlee to Thatcher*, Basil Blackwell.
- Holland, S. [1987] *The Global Economy : From Meso to Macroeconomics*, Weidenfeld & Nicolson.
- [1988] *The Market Economy : From Micro to Mesoconomics*, Weidenfeld & Nicolson.
- Holmes, M. [1985] *The Labour Government, 1974-79 : Political Aims and Economic Reality*, Macmillan.
- Jenkins, P. [1987] *Mrs Thatcher's Revolution : The Ending of Socialist Era*, Jonathan Cape, London.
- Jones, J. [1986] *Union Man*, Collins.
- Kemp, J. [1979] *American Renaissance : A Strategy for the 1980's*, New York.
- King, D. S. [1987] *The New Right : Politics, Markets and Citizenship*, Macmillan.
- Koerner, K. F. [1985] *Liberalism and Its Critics*, Croom Helm.
- Krieger, J. [1986] *Reagan, Thatcher and the Politics of Decline*, Polity Press.
- Kristol, I. [1976] "What Is a Neoconservative?" *Newsweek*, Jan. 19, 1976.
- Labour Party [1972] *Labour's Programme for Britain*.
- [1973] *Labour's Programme for Britain*.
- [1974] *Labour Party Manifesto*.
- Levitas, R. (ed.) [1986] *The Ideology of the New Right*, Cambridge.
- Lustig, R. J. [1982] *Corporate Liberalism : The Origins of Modern American Political Theory, 1890-1920*, Univ. of California Press.
- MacInnes, J. [1987] *Thatcherism at Work*, Open University Press.
- Marwick, A. [1982] *British Society Since 1945*, Penguin.

- Maynard, G. [1988] *The Economy under Mrs Thatcher*, Basil Blackwell.
- Medcalf, L. J. & Dolbeare, K. M. [1985] *Neo Politics : American Political Ideas in the 1980s*, Temple Univ. Press.
- Miliband, R. et al (ed.) [1987] *Socialist Register 1987*, Merlin Press.
- Mitchell, A. [1989] *Competitive Socialism*, Unwin.
- Moran, M. [1977] *The Politics of Industrial Relations : The origins, life and death of the 1971 Industrial Relations Act*, Macmillan.
- Nixon, R. [1970] *The Economic Report of the President*, Washington.
— [1971] *The Economic Report of the President*, Washington.
- Norton, H. S. [1977] *The Quest for Economic Stability : Roosevelt to Reagan*, Univ. of South Carolina Press.
- Parkin, M. & Summer, M. T. (ed.) [1972] *Incomes Policy and Inflation*, Manchester Univ. Press.
- Penniman, H. R. (ed.) [1981] *Britain at the Polls, 1979 : A Study of the General Election*, American Enterprise Institute for Public Research.
- Phillips, K. [1982] *Post Conservative America : People, Politics and Ideology in a Time of Crisis*, Random House.
- Piore, M. J. & Sabel, C. F. [1984] *The Second Industrial Divide : Possibilities for Prosperity*, Basic Books.
- Pym, F. [1984] *The Politics of Consent*, London. 邦訳『保守主義の本質』(戸沢健次訳) 中央公論社.
- Rabushka, A. & Ryan, P. [1982] *The Tax Revolt*, Hoover Inst.
- Radice, G. [1989] *Path to Power : The New Revisionism*, Macmillan.
- Ranny, A. (ed.) [1981] *The American Elections of 1980*, American Enterprise Institute for Public Policy Research.
- Rothenberg, R. [1984] *The Neoliberals*, New York.
- Samuelson, P. [1984] Evaluating Reaganomics, *Challenge* Nov. Dec. 1984.
- Sandoz, E. & Crabb, Jr., C. V. (ed.) [1981] *A Tide of Discontent : The 1980 Elections and Their Meaning*, Washington.
- Sears, D. O. & Citron, J. [1982] *Tax Revolt : Something for Nothing in California*, Harvard U. P.
- Schlesinger, jr., A. M. (ed.) [1986] *History of American Political Election, 1789-1984 : Supplement Vol. 1972-1984*, New York.
- Shultz, G. P. & Aliber, R. Z. (ed.) [1966] *Guidelines, Informal Controls, and the Market Place*, Univ. of Chicago Press. 邦訳『所得政策論争』(金森久雄・丸茂明則監訳) 東洋経済新報社.

- Skidelsky, R. (ed.) [1988] *Thatcherism*, Chatto & Windus.
- Smith, D. [1988] *Mrs Thatcher's Economics*, Heinemann.
- Stein, H. [1984] *Presidential Economics*, New York. 邦訳『大統領の経済学』（上志田征一訳）日本経済新聞社。
- Swanstrom, T [1985] *The Crisis of Growth Politics : Cleveland, Kucinici, and the Challenge of Urban Populism*, Temple U. P.
- Sweezy, P. [1978] Debt and the Business Cycle, *Monthly Review*, June 1978,
- Thompson, G. [1986] *The Conservative's Economic Policy*, Croom Helm.
- Trotsky, L. [1973] *The Transitional Programme for Socialist Revolution, with Introductory Essays by J. Hansen & G. Novack*, New York.
- Wilson H. [1979] *Final Terms 1974-76*, Weidenfeld & Nicolson.

第1章 レーガンの大いなる実験

I はじめに

レーガン政権は、アメリカにとって現代世界における新たな局面を切り拓くべきものとして登場した。共和党の1980年綱領は、インフレ・不況・失業・工場遊休およびソ連の脅威・第3世界の離反・アメリカの世界体制の動揺・イラン人質問題に焦点をさだめて、「経済的活力と国際的影響力の引き続く下降スパイラル現象」という現状認識を打ち出し、「米国衰退の原因となった民主党の政治家たちは、これを逆転させるための構想も理念も持っていない」という批判を反対党にあびせつつ、「こんな風ではなかったはずである。われわれ共和党は衰退を食い止め、逆転させることができる最適の党として名乗りをあげる」と訴えた。そして、経済面で《大幅な連邦所得税の減税》《企業活動の政府管理からの解放》《国防費増額と浪費や不正の除去による経費節減とによる予算の均衡化》などを公約し、外交・軍事面では、《ソ連との軍縮交渉は行なうが、第2次米ソ戦略兵器制限交渉（SALT II）新条約は、ソ連の軍事的優位を保障するだけのものであるから、上院での批准は拒否する必要がある》《米戦略核戦力の一部として中性子爆弾の開発・生産・配備を支持する》《新型大陸間弾道弾（ICBM）MX と新型戦略爆撃機の開発・生産・配備を推進する》《ソ連の侵略軍に抵抗するための兵器をアフガニスタンに送る》⁽¹⁾などの公約を掲げた。

その後、レーガン政権は、インフレの抑制・景気の高揚・失業の削減という点では経済的に成功し、外交・軍事面においても、ゴルバチョフ政権との間で米ソ首脳会談を達成して、平和的共存関係を再確立し、さらにアメリカ国内の政治的統合に成功して自ら再選を果たし、ブッシュ共和党政権をも実現した。⁽²⁾レーガン政権は、アメリカ政治過程としても世界政治過程としても

新たな局面を切り拓いたといえよう。もちろん新局面といっても、その性格規定は多様な観点から果たしえよう。ただ本書においては、すでに『経済のマネージャビリティ』において見てきた現代資本主義経済の新保守主義的な現状認識を踏まえて、レーガン、サッチャー、中曽根3政権を新保守主義の体制として比較研究しようとしているので、本章における議論は、1980年代のアメリカ政治経済体制が新保守主義的な現状認識との関連でいかなる意味で新たな局面に入ったといえるのかについて検討することになる。

新自由主義的な思想がいずれもケインズの的な経済管理を批判してきたことから、問題の中心は現代の国家と市場の関係に帰着する。新自由主義的な現状の認識、新たな解釈と実践の提示が、現実がいかなる体制をもたらしつつあるのか、具体的には、真に「小さな政府」が実現されて、経済が市場の自動調整作用に委ねられうる方向に進んできたのか、かならずしもそれが実現されているわけではないとしたら、アメリカはいかなる混合経済あるいは国家独占資本主義の体制を実現しつつあるのか、そして新保守主義の思想はそこでいかなる意義を有しているのか、ここではこうした問題に答えていくことになる。

そこで初めにレーガン政権そのものを生起せしめた原因から明らかにしていこう。

II リベラリズムの時代の終焉と新保守主義の時代の開幕

レーガン大統領は、毎週のラジオ放送において、経済・財政・国防などの問題とともに、生活の質・家族・麻薬問題をもしばしば取り上げていた。アメリカ社会のありかたそのものについて、警鐘を鳴らし続けたわけである(Reagan [1987])。もともと共和党の公約にも、男女平等の権利を保障する憲法修正案(ERA)への反対、人工中絶の立法化への反対などの社会政策が重要な柱として入っていた。単に保守的な性格をもっていたというのではなく、運動としての保守的ポピュリズムを政権の重要な基盤にしていたという点にレーガン政権の基本的な特徴がある。アメリカにおける全国的な保守化の波は、1978年の中間選挙においてリベラル派の大物があいついで敗北した

とき明らかなものとなったが、この時期に表立ってきた保守主義勢力そのものは歴史的に根の深いものであった。⁽³⁾

保守主義の思想は、E. パークのいう、《人間は宗教的な動物であり、自然的な社会的秩序は宗教的正当性根拠をもつ》《社会は、ゆるやかな歴史的成長過程が生み出す自然で神秘的結合体であり、現在の諸制度は過去の英知を具現している》《英知、先入見、経験、慣習的とりきめは、理性、論理、抽象的完全性、形而上学、先見的構築よりも優れた嚮導原理である》《市民社会における人間の諸権利は直接的に本源的なものではなく、慣習的とりきめの所産であり、諸情念・意志の抑制から派生する》《社会組織は複雑で、常に多様な階級、身分、集団を包摂しており、分化、階級、リーダーシップは文明社会の不可避的な特徴である》《今まで試みられたことのない計画よりも既成の諸制度、既成の君主政治、既成の民主主義の方が信用がおける》などの諸命題に総合されているといってよい。アメリカの保守主義もおおむねはこの流れを受け継いでいるが、ロシターによると《平等に対する自由の優先性》《多数支配の可謬性と潜在的専制性》《自由、秩序、進歩における私有財産の第一義的重要性》《人間における宗教的感情と社会における組織的宗教の本質的役割》という点ではアメリカの保守主義も伝統的諸原理に同意見だが、その他の多くの原理においてアメリカの意味を付与したり、思い違いをしたり、関心を払おうとしなかったり、完全に意見を異にしたりしているという。そしてアメリカの保守主義あるいは右翼がパーク以来の伝統的原理から離れる理由として、アメリカの民主主義と産業主義という精神的風土、要するに「アメリカのユニークな歴史そのもの」を挙げる。しかし「名声の点では第一人者のラッセル・カーク」の「保守主義者宣言」を見ると《組織化された宗教によって支持され認められた不変的道德秩序》《不完全でほとんど不可変な人間性》《社会的階級および序列の必要性》《法による平均化の試みの愚劣さ》《自由と財産の不可分性》《貴族制度の優秀性》《理性の限界とそこからくる伝統と制度との重要性》《長年の慣行によらない進歩の不確実性》《政治的社会的権力分散の必要性》《権利と義務との均衡性》《教育的使命》《有機的共同体の第一義性》《社会的な安定と調和の美しさ》《人格の尊厳と不可侵性》《保守主義的ムードのもつ快樂》《保守主義的精神の優越性》《保

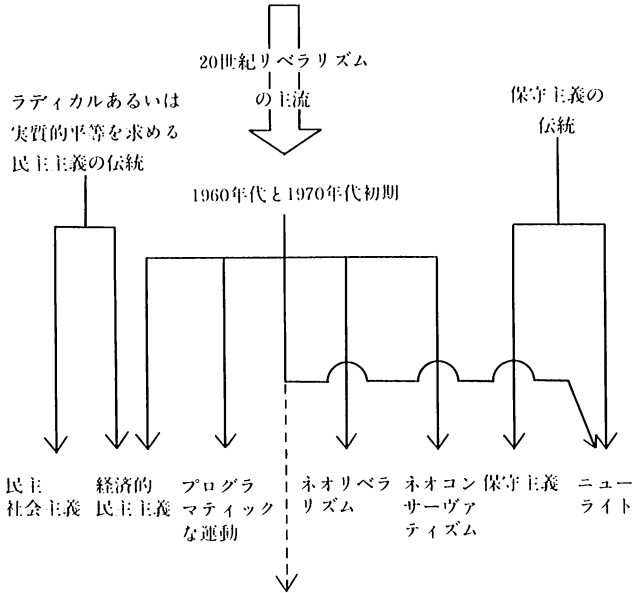
守主義的使命の引力》などの原理は基本的に本来の保守主義を継承したものである (Rossiter [1955] 邦訳 pp. 167-183)。

しかし保守主義の思想は多くの場合、急進的かつ過激な改革に対する既存の社会秩序の正当化の観念体系として成立してきたように (Rossiter [1955] 邦訳 pp. 11-12)、現代におけるアメリカの保守主義も、国内的には、ルーズベルト連合＝リベラル派による変革、国際的には、ソ連に代表される社会主義勢力の台頭という挑戦に対する防御のイデオロギーとして、中国革命・朝鮮戦争をきっかけとして1950年代にはマッカーシズムとして現われ、また1960年代の公民権運動とベトナム反戦運動に対しては、ゴールドウォーターの選挙戦に引き続く保守的ポピュリズムの台頭として発展してきたものである。それだけに、超越的な道徳的秩序に基礎をおき、国民の側にある英知と伝統とによって不断に政府の力を制限し、私有財産制と自由競争市場を重視して、共産主義に対してはいかなる犠牲を払ってでも対抗していくという特質をもっていた。

だが防御のイデオロギーという性格上、保守主義といっても決して単純ではないし、多様な保守主義が一斉にレーガン政権の成立に向けて連合して行くには、さらに特殊な状況すなわちアメリカ資本主義の現代における危機という特殊な事情がなければならなかった。しかもこうした状況にあっては、アメリカ的価値観に挑戦するものとされてきたリベラル派自体が混乱し、分裂してくるのであって、それを前提として保守主義の社会的台頭現象も見られるのである。むしろ保守主義の台頭をリベラル派の凋落と分裂という観点から見ておく必要があるわけである。

『ネオポリティックス』の著者は、「1980年代の主要な事実は、何十年間もあれほど支配的であったリベラリズムが本質的に解体してしまったということである。リベラル派中央は両側からあるいはその仲間からさえも攻撃にさらされてきた。多極化はきわめてはっきりしている」と述べて、図1のごときアメリカ政治配置を与えている (Mecalf and Dolbeare [1985] pp. 36-37)。こうした展開のなかで「ネオコンサーヴァティズムが初めに、そのルーツをまさにアメリカの歴史のうちに宿す保守主義の拡大しつつあった運動の方に鮮やかに移っていった。順繰りに、保守主義の運動の支持者の一部は一層右

図1 アメリカ政治配置の展開



出所) Medcalf and Dolbear [1985] p. 37.

に移って、『古き価値』に復帰しアメリカの軍事的能力を回復するために広範な人民的基盤を構築しようと新しい種類の『保守主義』すなわちニューライトの興隆を見た」, 「リベラリズムを放棄した第2の信念システムはネオリベラリズムであって、それは控え目に右に移って資本主義の新たな要請をその支配的なフレーム・オブ・レファレンスとした。次の展開は種々の(人種の平等, 性の平等, 環境と反核, そして反戦を求める)プログラマティックな運動で、それらは以前より厳密に関心のある特殊領域における改革にもっぱら集中する傾向に従った。もっと左に傾斜したりベラルのなかには、以前からあるアメリカの実質的平等を求める民主主義の伝統ことに昔のポピュリストやラジカルな労働運動指導者の流れに合流して、経済民主主義と自称する運動を構築しようとするものもあった」⁽⁴⁾。そして、このスペクトルの極左には、1960年代のニューレフトの残留者やアメリカ・ネオマルキストとともに、もともと実質的な平等を求める民主主義の伝統に従ってきた「民主主義的な社会主義者」がいる。こうして全体として保守化してきた政治配

置のなかでレーガン政権が基盤としたのはネオコンサーヴァティヴよりも右の諸潮流であった。次にはレーガンを支えた保守主義諸潮流を概観しておこう。

まず「ネオコンサーヴァティズムは、大学、メディア、統治機関のなかに確かな基盤のある少数だがはっきり目立つ数の知識人のきわめて自覚的な運動である。これらリーダーの多くはかつてニューディールの積極的な支持者であった。自らを社会主義者と考えていた者もある。リベラリズムとの決裂およびネオコンサーヴァティヴの運動への合流は、1960年代のうちで彼らが過激と見たものに対する反動であり、かつ彼らが関わってきた古いリベラリズムのいくつかの決定的な側面を推し進めようというこだわりでもあった」(Medcalf and Dolbeare [1985] p.133)。この流れは、ニューレフトのラディカルな要求や振る舞いだけでなく、リベラルの許容主義や懐柔的対応にも反発しているのであって、市民権運動や反戦運動は権威をあまりに無視する民主主義の過剰であると見ていた。この系統にはアーヴィング・クリストル、ダニエル・ベル、セイモア・リップセット、ダニエル・モイニハンなど『ザ・パブリック・インタレスト』や『コメンタリー』の執筆者が入るが、現実の政治姿勢は、《福祉国家支持、ただし官僚的押しつけやパターナリズムには反対》《市場重視》《「カウンター・カルチャー」あるいは秩序に対する脅威に対抗するものとしての伝統的価値および宗教の擁護》《「すべての人は最終的にはあらゆるものの等しい分け前をえて終るべきである」という平等主義に対する反対》《強力な反共的外交政策に固執》という点にあった。そしてこれは、1970年代中頃には、すでにアメリカの政治世界で1つの主要な勢力となっていた(Medcalf and Dolbeare [1985] pp. 133-135, また中野[1982] p.89以下)。

次に伝統的・バーク的な保守主義と1890年代の反国家統制主義的リベラリズムの同盟としての保守主義の本流は、戦後際立って反共的になっていたが、リベラリズムによる改革が内部矛盾を顕在化するのに対応して、「リベラリズムはもはや問題を解決するのではなく、むしろそれを創り出している」と訴え、リベラリズムとの相違を強調することによって勢力を伸長させてきた。彼らは、ベスト・アンド・ブライテストによる社会工学的な理性的社会

管理を嫌い、リベラリズムによる社会学と福祉国家主義が家族、宗教、勤労——これらこそは独立独行と個人主義との根拠であり、自由な市場と良き社会の必須の要因である——と結びついているアメリカの基本的価値観を掘り崩していると確信し、過度な政府支出・税金・政府規制こそが懸案の根因であるという現状認識をもって、均衡主義のもとでの小さな政府と軍事優先・福祉抑制とを主張した (Medcalf and Dolbeare [1985] pp.146-149)。もっともこの新しい装いをもつにいたった保守本流にも伝統的なバーク的保守主義と反国家統制主義的リベラリズムの流れをくむ思想、あるいはビッグ・ビジネス、多国籍企業のための環境作りを重視する共和党エスタブリッシュメントとよりはっきりした右翼的主張をかかげる共和党右派の間には価値観における大きな相違がはらまれていた。たとえば共和党右派の候補であるバリー・ゴールドウォーターの1964年選挙戦が保守主義の守勢から攻勢への転換を果たしたのだが、バーク的な伝統を重んじる保守主義者であるロシターは『ある保守主義者の良心』を「慢性的不毛性の歴然たるしるし」「二流保守主義者が貧り読んでいる怒りっぽく、杓子定規の、スローガンの、神話製造的、黒か白かの論文や演説集」「その生真面目さにもかかわらずこけ脅しの単純さの小冊子」と評し、「くだらないもの」であるといっている (Ros-siter [1955] 邦訳 pp.174-175)⁽⁵⁾。実際、穏健な保守主義者は、ルーズベルトの改革を受け入れ、労働運動には寛容で、憲法と市民的自由と法的手続きを尊重し、また国際主義的であるのに対して、過激な右翼は時計の針を逆に回そうとしてきたのである (リブセット)。したがって保守本流の側も内部矛盾をはらんでいたのだが、リベラリズムの解体という時代状況のなかで、それが顕在化しなかったものである。

最後に、「ポピュリスト保守主義」であるニューライトについて見よう。このニューライトこそは、現代のアメリカ政治における明らかに「最も重要な新勢力」である。しかも「それは単にもっとも新しくそして恐らくもっとも強力であるのみではなく、特殊に社会運動であって実際通常の意味での信念のシステムではない。それは、ある基本的な観点を共有し、現実に動員され、目標実現のため大きく踏み出す何百万もの人々から構成される社会運動である。」「ニューライトとして知られるこの社会運動は、重複する指導者を

もった争点志向型の組織の密接につながりあうネットワークをもっている。これら指導者とその組織は、相互に密接な個別のコミュニケーションをっており、またニュースレター、ジャーナルおよびダイレクトメールを通じて、問題になっている争点を強く支持する何百万もの選挙民とやはり密接な個別のコミュニケーションを維持している」。ここで問題になっている争点というのは、税金の削減、宗教的な価値と活動の復活、よりナショナリストティックな対外政策、労働組合の規制、男女平等権の憲法修正の粉碎、堕胎やポルノグラフィの禁止などの家族主義的活動、銃規制反対、犯罪を減らす種々のよりドラスティックな試みの支持などである。そしてここには2つのタイプがあるといわれる。第1はファンダメンタリストの宗教団体で、南部、中西部を中心に何千万ものアメリカ人が加わっている。第2は現在「ミドル・アメリカン・ラディカルズ」MARsとして知られるに至っている全国的に散らばっている全人口の25%から成る人民のグループで、「つらい仕事に従事しアメリカ的理想に忠実であるにもかかわらず、政府によって社会変化の不当に高い負担を強制的に負わされていると感じている下層の中産階級」から構成されている。彼らにとっての解決策は現在の統治者を追放して、ニューライト多数派の願いを叶えてくれる人を公職につけること以外になく、ここにある民主的で反金持ち的な姿勢ゆえに「ポピュリスト保守主義」と呼ばれている。だからラディカルであり、多数派であり、下層の中産階級であり、かつ保守主義であるという条件を同時に満たしているわけである (Medcalf and Dolbeare [1985] pp.165-167)。このニューライトと総称される今日の右翼のなかには、徹底した反共主義で、米ソ戦略兵器制限交渉SALT やパナマ運河返還条約に反対の固有の「ニューライト」や堕胎反対、バズイング反対、公立学校での礼拝支持、同性愛の罪悪視、ポルノ追放、男女平等権の憲法修正反対等を唱える「モラル・マジョリティ」など宗教右派を含んでいるが、こうした右派が民衆運動を引っ張っているところに現代アメリカの特徴がある。しかも共和党が、こうした民衆運動をも基盤とし、これら民衆運動を糾合している。しかしながら圧力団体と違って、利害の調整をすることによってそのエネルギーを吸収しうるわけではない。社会秩序の重視を唱えながら、逆に既成の体制からはみ出し、その秩序を破壊していく

可能性を秘めているわけで、いまや共和党最強のセクトが潜在的には内部矛盾をはらむ原因になっているといえよう。⁽⁶⁾

以上、主として価値観における転換の問題として検討してきたが、それを政治過程の問題として整理すると、転換のポイントは、リベラリズムの改革の進展がさらに質的な転換を遂げて急進的な変革を遂げていくかどうかという選択を突きつけたとき、アメリカの民衆はリベラル派から離れ、リベラリズムがアメリカ的価値と抵触するものと認識して、全体に保守化していった。民主党がその基盤とし、それがルーズベルト連合として糾合したりベラリズムの運動が解体し、その果てに進んだ保守化であってみれば、ネオコンサーヴァティヴ、装いを新たにした保守主義、ニューライト3派は共和党を中心として集まらざるをえない。ここには諸々の価値観や階級・階層の利害関係をそれぞれ独立の政党として表現してこなかったアメリカの政治的伝統も反映しているが、アメリカの2大政党制にもそれだけの柔軟性があったわけである。⁽⁷⁾だが、それはきわどい同盟関係から成り立っていたというほかない。とくに共和党がポピュリズム保守主義をかかえこんだことは、潜在的には党内に相当の緊張関係を包含することになった。とくにこれらの運動が中産階級の危機感から発するところが多く、極めて情念的な運動、その原動力がリベラリズムに対する憎悪であるような運動になっているのであって、それが同盟関係を揺さぶる原因になりかねない。この点で、レーガンの個人的魅力と指導力とが連盟関係の絆になっているのできわめて重要性を帯びてくるし、また単なる物的な利害調整をこえる「シンボリックな政治」(ロバート・ダレック)とならざるをえない側面をももつのである。

しかし政権を担当しつつ、なおかつ政治的同盟関係をも維持するためには、やはり現実に経済的要求を満たしていかなければならない。保守主義の思想が市場重視という点で一致しているとしても、現実の資本主義経済が市場の自動的調整機構のみによって機能しているわけではない。諸要求はかならずしも統一的ではないことも問題を難しくしている。レーガンのもとに集まった大連合が統一性を維持しうるかいは、経済政策の成否、一般的に国民的・資本主義世界的な経済の安定化というだけでなく、ことのほかレーガンが糾合した人々の要求を満たしうるかどうか、にかかるといえよう。そ

ここで、次にはレーガン政権の経済政策を規定している諸原理に注目しよう。

III レーガン経済政策の理論的支柱

サッチャー政権との比較から見ると、レーガンの経済政策の理論的な支柱としては、マネタリストに対してサプライサイダーの影響が強いことに特徴がある。しかしそれ独自に見ると、レーガンの経済政策を支えたのは決してサプライサイダーに限られていたわけではない。ケインズを批判したそれぞれの思想がなんらかの形でレーガン政権の成立や維持に関わっていたのである⁽⁸⁾。

たとえば大統領就任直前『ウォール・ストリート・ジャーナル』への投稿においてレーガンは、「私的セクターは、政府がそれに不当な負担を課しさえしなければ、自分のことは自分でやることができると信ずる。市場システムは多くの自己調整的仕組みを持っている」と原則を述べ、政府の活動についても「政府が私的企業よりも本来的により多くの知恵とより多くの善とをもつという観念は証明不可能である」「善意の政府諸計画もそれ自体の煩わしきゆえに失敗する可能性もあるし、現に失敗している、あるいは1つの問題を解決するために実施に移される法や規則がもっと悪質な別の問題を作り出してしまうかもしれない、という理解が一般的になってきている」と懸念を述べて、「政府の貨幣に対する欲望や収入を上回って支出しようとする傾向が慢性的インフレーションの根因である」とケインズ的需要管理を否定し、「私的セクターへの不生産的負担を削減するよう種々の規制を巻き戻すこと」を提唱した。そして諸規制のなかでももっとも重いものが租税負担であって、そのため市場の自己調整的な仕組みも働かず、新資本形成が妨げられるので、「貯蓄投資を奨励すべく租税政策を再建しなければならない」「われわれの提唱する所得税減税は、ファイン・チューニングという概念における経済の活性化ではなくて、もっと基礎的なものであって、人々のインセンティブや企業精神を奨励し、生産拡張や成長促進を狙いとする政策により慢性的な経済問題を正そうとするものである」と主張した。ここにはサプライサイドの経済学を中心とする反ケインズ経済学の種々の考え方が巧妙に組み

込まれているのである (Reagan [1981])。

したがってレーガン政権の本質を捉えようとするときには、前節で見た多様な新保守主義諸思想の「総合」としての政治体制という視点と並んで、反ケインズ理論の「総合」としての経済体制という視点が必要になろう。ただし前者においては情念が絆になっていたところがあったが、後者においては理性のレベルでの対立的視点を含んでいるだけに、「総合」といっても統一的に理論化されたという意味ではなく、そのいずれもが1つの政権によって実行されようとしたという意味でのみ用いられるに過ぎない。そのうえ序章で見たように、反ケインズ的な考え方は、カーター政権の時期にしだいに市民権を獲得しつつあったともいえるので、厳密にはレーガン政権下ではそれぞれの反ケインズ主義的な考え方が公式かつ自覚的に導入されていったという意味で「総合」という言葉を使うことができるのみである。そこでここでは、それぞれの経済思想や理論の性格を明らかにするとともに、それぞれの矛盾をも解明しておく必要がある。もっとものちに見るように、こうした矛盾がそのまま顕在化してレーガン政権が困難に陥ったわけではない。むしろそれは、対外経済関係に困難が累積せざるをえなかったアメリカ経済の病の一面を明らかにすることになろう。

反ケインズ経済学を概観するとき、たしかにケインズ経済学にたいしてもっとも根本的な批判をし続けたのは、マルクス経済学であった。ただスウィージーらの『マンスリー・レビュー』の場合、資本主義の根本矛盾を供給の限りない拡大に対する制限された需要と見る点で、ケインズの議論に近い所があって、スタグフレーションのなかでケインジアンに及びせられた批判をすべて免れうるわけではなかった。⁽⁹⁾これにたいして純粋に資本主義観を磨いていったハイエクの批判は、それが人間や社会の本質と関わる所にまで至っている点で評価出来るのだが、ただ市場のメカニズムに対する信頼は、現代の経済の歴史的な特質を軽視することになる。資本主義の高度に発展した段階における市場は、純粋に把握されたそれと異なっており、たとえこれまでの国家による管理のあり方が批判されるにしてもケインズの時代認識の重要部分が組み込まれることなしには妥当なものたりえないであろう。⁽¹⁰⁾したがってレーガン政権の理論的支柱として主として取り扱うべきなのは、マネ

タリスト、公共選択理論学派、サプライサイダー、ことに『経済のマネージャビリティ』で対象に入っていなかったサプライサイダーということになるろう。

1 マネタリスト

フリードマンに代表されるマネタリストの基本的アイディアは通貨数量説と自然失業率仮説にある。それは資本主義経済の安定性と市場の自動調整力とへの信頼を基礎としている。ここから政府による政策的介入の否定論、福祉政策の欠陥や非効率性による批判、負の所得税や授業料クーポン制の主張が生じてくる。フリードマンの保守的政治イデオロギーは、福祉政策の拡充に関して産業の国有化や消費者協同組合への方向を警戒する所によく表現されている。

しかしマネタリストのレーガン政権に対する独自の貢献は、まずその固有の経済理論にある。ことに長期的には失業率は自然失業率に一致すると仮定したうえで、自然失業率のもとでは物価上昇率が予想物価上昇率に等しくなるので、通貨当局が確固として貨幣ストックの伸び率を削減する政策を取り続ければ、ケインジアンのように失業率を犠牲にすることなしにインフレーションを終息することができるとした論理は、最大の争点になっていた問題の解決に向けての方向を確定した。

もともと資本主義経済の自動調節メカニズムは産業循環の過程を通して実現されるが、そのなかで恐慌・不況における収縮過程は過剰資本の整理、労資関係の再編、新たな価格関係の設定を達成するための必須の過程であった。マネタリストによる貨幣ストックの伸び率の抑制はこの収縮過程に包み込まれていた要因を無意識的に取り出すものとなっていた。したがってその主張はスタグフレーションのなかで現実的な力をもっていたのだが、貨幣的枠組と自然失業率仮説が統一的な理論として提示されているわけではない。だから一方では、伝統的に貨幣価値の安定を求める連銀が貨幣政策の独自の追求を試み、しかもかならずしも固定された率での貨幣ストックの増加というルールにこだわらなかったボルカーのもとでの連銀の政策展開がインフレ抑制という点で現実的であり成功したということになるとともに、他方、マ

ネタリストの側では貨幣ストックの増加率さえ管理すれば人々の期待が変更されて予想物価上昇率が下落するので失業率の上昇なしにインフレ抑制が可能であるという狂った経済見通しを作る楽観論を生み出すことになった。

フリードマンの場合、ハイエクとも異なって通貨は本来管理さるべきものである。ケインズにおいても、貨幣の価値の科学的管理がその後の一般的管理の経済理論的基点であったことを考慮に入れる必要がある。フリードマンのいう固定ルールは純粹に市場メカニズムに委ねることを意味していない。「貨幣的分析の理論的枠組」においてフリードマンが提出した名目所得決定モデルはケインジアン・モデルとは異なる経済管理の形態を与えうる。ケインズの全否定ではない所に注目すべきである。

自然失業率仮説は政府による雇政策が市場のメカニズムによりきわめて制限されざるをえないことを語っているが、サージェント=ウォーレスとバローの金融政策の長期的無力性命題は、合理的期待形成理論に基づいて、ルールに則った政策変数の動向は長期平均的には予想され尽くして経済行動に織り込まれるので、実物変数にはなんら影響を与えないことを明らかにした。財政政策の無力性論をも含めて合理的期待形成理論が示していることは、裁量的といわれる政府の政策もそれが一定の固定的なルールに従うまでになれば、それも含んだ1つの自動的な機構とならざるを得ないということである。これは管理の主体自体がメカニズムに包摂されることを表わしている。

したがってマネタリストの場合には、固定ルールのもとで管理主体も含んだ自動的メカニズムを客観的に解明する方向を目指しておれば興味ある結果が得られたであろう。しかしながら市場信仰のイデオロギーを反映して、実物レベルの理論においてはワルラス均衡論に逃れ出ることになる。ことに「ミクロ的な市場均衡がマクロ的完全雇用均衡と照応していると考える」ようになる(林 [1989] p. 182)。このことの政策論的な意義は公共選択理論が固執した均衡財政論やサプライサイダーが取り上げた税制改革に理論的に入ってはいけないことを示している。

2 公共選択学派

非市場的意志決定過程を、方法的個人主義に基づいて利己的・合理的な効用極大のそれとして捉えること自体は、近代経済学的分析の拡張と見なしうるが、こうした想定そのものが実際の政治的な意志決定にそぐわないものとなる可能性がある。ブキャナンやワグナーは方法的に欠けているこの部分を固有のイデオロギーで埋め、ケインズ批判を展開していった。ケインズの側にも国家の意志決定を知識階級による理性的なものに見なす「ハーヴェイ・ロードの前提」という問題をかかえており、批判の相当部分は妥当性もっていた。実際、政治家も普通の人間と異なった行動をとるわけではなく、次の選挙に当選することだけを考え、選挙民の関心を引くために経費膨張圧力をかけるし、選挙民のほうも租税負担の増加には反対するので、財政赤字が累積する傾向がある、したがって財政上の支出・収入の均衡化ルールが順守されねばならないのに、ケインズ経済学がこのルールを軽蔑する理論を提起してアメリカ経済および民主主義的政治に重大な損害をあたえた、とする彼らの主張はレーガン政権の成立過程でも大きな力を発揮した。

彼らの考え方は伝統的な健全財政の思想とも共通であり、それだけ支持基盤も広範であるが、それが逆に供給側の停滞に悩むアメリカ経済に対して大胆な再建プログラムをもって臨んでいたレーガン政権のなかでは消極的な位置に立たざるをえなくなるという弱みをもっていた。結局このレーガン政権こそが赤字財政を未曾有の水準にまで高めてしまった。もし財政憲法ルールから判断するならば、レーガン政権は決定的な誤りを犯したことになる。だが直接「利益」を受けたアメリカ国民がレーガンを再選したことを別にしても、このルールのみで業績の評価を下しえないのは世界国家アメリカにおける国民統合の意義を見るだけで明らかであろう。むしろ問題は彼らの理論があまりに狭い基礎に立脚する所にあるのである。

ブキャナン、ワグナーらの公共選択学派の主張は、「グラム＝ラドマン＝ホリングス法」に結実したとはいえ、レーガン政権の果たした業績からいうときわめて消極的なものであった。もちろん、他の新自由主義経済学がアメリカの経済的困難を解決することができたというわけではないが、局面転換という政治的役割から見ると、決定的な位置を占めるものではなかった。この

点でサプライサイダーの役割のほうが重要であったといえよう。

3 サプライサイダー

サプライサイド経済学の基本的視点は、第1に産出は投入の直接の結果である、そして第2にこの投入はインセンティブに対応する、というものである。この経済学は、基本的にインセンティブに注目する、インセンティブが変われば人々はそのビヘイヴィアを変える、ともいわれている。たしかにケインズ経済学においても累進課税が経済全体の消費性向を変えるという議論をするが、その場合でも個人のインセンティブは与件とされている。ケインジアンは政府が完全雇用を維持するように財政金融政策を通じて総需要を管理操作することにあるが、サプライサイド経済学によると、政府はこのような総需要管理による完全雇用の維持ができるわけではなくて、もし企業が最小限の干渉を受けて機能することが許されれば、それは投資もし革新もするので、それが生産をする商品に対する必要な需要を創出する、ということになる。

問題は、革新的投資を引き起こしていく楽観的アニマル・スピリッツ（ケインズ）が高税率により湿っているということにある。税率それも限界税率を切り下げよ、さすれば経済成長を高めることができる、これがサプライサイダーのエッセンスである。そして彼らはこうした主張はなにも新しいわけではない、現代的な装いをした古典派経済学であるともいう。むしろ反動的であって、「アダム・スミスに帰れ」というのがモットーだともいう。しかしそうしたサプライサイド経済学に基づいたレーガンの経済再建プログラムが「大胆で」「革命的で」「危険な実験」といわれるのはなぜであろうか。それはこの経済学がインセンティブというような半ば質的な要因に注目し、それが高い限界税率によって抑圧されているので、税率を下げることによってそれを動かそうとしているからであろう。対象を数学モデルによって捉え、その変数を量的に管理することに熱中するケインズ経済学に対して冷淡であったのはこれまでマルクスの経済学とハイエクの経済学とであったが、ここでサプライサイダーは古典派への回帰を唱えつつ新たな観点からケインズ経済学批判に加わったのである。

こうした性格をもっているだけに、この経済学は専門的な経済学者の支持を受けることは少なかった。しかしアカデミズムのなかにもフェルドシュタインやボスキンのように経済学の既存の手法によって同質の問題を捉えていた者もある。彼らは《社会保障年金制度はアメリカの個人貯蓄を半減させている》《資本所得に対する課税を廃止し、消費税で代替すれば、資本・労働比率は約2割方上昇し、労働所得の国民所得におけるシェアは上昇し、資本所得のシェアは低下する》《1960年代後半からのインフレにより、1970年代の終りには非金属・法人部門の資本所得に対する限界税率は約70%に達し、設備投資の停滞の主因となった》と主張している。ここで彼らは、社会保障年金制度の存在が、個々のアメリカ人について、個人貯蓄の大きさやその用いよう資本ストックの大きさに影響を及ぼしたり、あるいは等しい税収をあげる異なる形の税制が1人当たりの貯蓄量ひいては労働者1人当たりの資本ストック量に差異を生じさせたりする、関係を理論に組み込み、この理論モデルを経験的にも検証しようとしている。アカデミックな論述という点では彼らは、ブードー・エコノミックスといわれたラッファーなどのサプライサイダーとは異なるが、インセンティブの経済学という点では共通のものを持っている。

こうしたサプライサイダーの主張は、社会保障制度を批判し高い税率に怒りを感じていた保守的な人々のイデオロギーを「科学」によって論証するものとなったので、きわめて急速に広まっていった。そしてそれが生産性の停滞、資本の純投資の低下、個人貯蓄率の激減に悩んだアメリカ資本主義の一面を把握していたことも事実である。ただし彼らの分析については、きわめて重要な異論が提起されている (Leimer and Lesnoy [1980], Howrey and Hymans [1978] など)。そのうえ彼らは、問題をアメリカ資本主義の現段階に特有なものとして理解する努力はまったくしていない。彼らの分析はひとえにこれまでのケインズ的な政策の結果であり、したがって問題は国家がやり方を変えることによって解決するという楽観論を証明する方向に向かっていった。これがレーガン「革命」の実体をなしていたのであるが、こうした底の浅さがその失敗の基本原因であったといっても過言ではない。

アメリカ資本主義の構造の変革を求めるサプライサイダーは、合理的期待

学派をも含めて市場重視で構造的な変革や制度改革を提起していないマネタリストに対してきわめて積極的であり、それだけレーガノミックスにおいても主導性を発揮しやすかったが、関心が「やる気」といったような質的なものにあつたので政策の影響の効果が正確に予測できず、政権内部で見解の対立が生じた場合に過度に楽観的な見通しを立てることによって一応の問題処理をし、困難をより大きなものにする傾向があつた。問題は特に大きな財政赤字として生じたが、このときにもサプライサイダーの積極論が、伝統的あるいは公共選択理論学派の財政均衡論を抑える役割を果たし、対外経済関係により大きな無理を課すことになつたものである。

以上、レーガン政権を支えた経済理論は、経済政策の展開に相当の影響を及ぼしてきた。ただしこれをこえる評価は具体的な政策展開のなかで果たされるべきであろう。

IV レーガノミックスの実態

レーガノミックスはレーガン政権のもとの総合的な経済政策体系をいうが、それについて当事者のなかに2つの正反対の評価がある。一方は、行政管理予算局局長であつたデヴィッド・ストックマンによる「革命の失敗」という評価であり、他方は、経済諮問委員会委員長代理であつたウィリアム・ニスカネンによる「サプライサイド革命」なるものは存在しなかつたし、レーガノミックスは1970年代に始まつた政策変化の方向を加速するものであつたという評価である (Stockman [1986], Niskanen [1988])。

この2つの評価は、いずれも妥当しそうである。実際レーガノミックスの主要な柱について、いずれもカーター政権末期に先駆けがあつた。政策転換はすでに民主党が支配する議会をもつたカーター政権のもとで生じていた (Greenstein [1983] p. 24)。実質国防支出の大幅増大はカーター政権の提出した81会計年度からのものであつたし、1978年の中間選挙以降税制改革は議会の主要な争点となりしかもサプライサイダーの考え方は急速に力を強めつあつた。とくに金融政策に関してはボルカーが連銀総裁に任命され画期的

な新金融調整方式はすでに1979年に導入されていたのである。そこでニスカネンは「あとはただ、首尾一貫した経済プログラムをかけた、そのプログラムの根拠を議会や報道機関、アメリカ国民に向けて述べ伝えることのできる大統領がいればよいだけだった」という（Niskanen [1988] 邦訳 p.43）。

しかしこうした政策転換は、部分的な手直しで済むわけではなかった。議会もリベラル派の人物があいついで落選した1978年選挙を経ていた。変化は単にパワー・エリート内部のものではなく、広範な世論の転換を受けて生じていた。ゴールドウォーター以来の保守的ポピュリズムの高揚を基盤として、レーガンは時代にふさわしい時代の要求する大統領候補者であるということになっていた。しかもこうした広範な運動の背景をもってしても彼らの用意した総合的政策の転換が実現されるわけではなくて、既成の諸勢力からの激しい反発が起こってきたのである。前節で見たように、サプライサイダーはアメリカ経済の根底からの再生すなわち構造的な変革を求めていたのであって、ラディカルな改革としての「レーガン革命」を新政権に託したわけである。

さてレーガン政権にことよせて「革命」をやろうとしたストックマンが政権冒頭の半年間の過程を主導した。行政管理予算局局長として彼は「就任6週間のうちに1982会計年度予算の包括修正案を整え、しかもその大半が承認された」（Niskanen [1988] 邦訳 p.390）。この1981年3月10日レーガン大統領により提出された82会計年度予算の包括的な修正案の特徴は、一方で国防支出を一層増やし数百の裁量的国内プログラム支出を大幅に削減して歳出合計の実質伸び率をカーター予算よりわずかに削減するとともに、他方で個人所得税率の段階的引き下げや企業投資の減価償却期間の短縮化などによる減税を組み込んだ大幅の歳入減少を見込むことにより、財政赤字がさらに大幅になることにあったが、それに加えて83会計年度以降に提案予定の節約目標という項目があって、それもあわせてカーター予算よりわずかに財政赤字が増える、というところにあった。このうち国防予算については、ストックマンとワインバーガーとの間で実質増加率が（カーター予算の5%増加にたいして）7%の増加と決定されてから国防省の防衛力整備五カ年プランが決定され、それが後にソ連の脅威によってのみ決定さるべき予算とされ、死守さ

れていくのである (Stockman [1986] 邦訳 p. 135)。その他の支出については、行政管理予算局での審議が小項目の削減から検討し社会保障年金、退役軍人恩給、メディケアなど大項目での削減については後回しにされ、実際それがストックマンらによって用意され呈示されると議会の強い反対にあり、民主党がそれを主要な争点に掲げたことによって共和党としてもそれらで争うことを政治的に回避しようとして、結局、提案できるまでにいたらなかったのだが、結果的には「政治的発言権の弱い部分にしわ寄せされた」(馬場 [1988] p. 105)。「10-10-10」減税後の歳入見込を含めた財政収支の見通しはGNPの成長率予測に依存するが、このときの経済予測は「バラ色のシナリオ」として悪名高いものになった。こうした予測に力を貸したのは、サプライサイダーのいう減税⇒成長率の上昇⇒税収の拡大が短期的にも実現されるとする楽観論と合理的期待形成学派(マネタリスト・マークII)のいう当局が確固たる決断を示せば市場はそれに対応する期待を形成するので失業の苦しみなしにインフレ抑制ができるという楽観論とであった(吉富 [1984] pp. 74-88)。こうした無理な予測をしてもなお財政の均衡を達成できなかった——したがって共和党伝統の目標は他の目標の犠牲にされた——のみか、1985会計年度に15億ドルの赤字にするために特定できない支出節約の追加を約束せざるをえないありさまであった。

このようにして作成され2月中旬に経済再建計画の一環として議会に呈示されたカーター予算の修正案に対して「抵抗が、閣内でも議会でも、いたるところに出現した。全体としては、それは反革命にほかならなかった。レーガン革命の自由市場および反福祉国家理念を定着させまいとする、それは広範な政治分野からのシグナルだった」(Stockman [1986] 邦訳 p. 168)。しかしともかく種々の戦術が駆使されてレーガン修正案は当初の案に近い形で議会を通過した。しかし問題はここから始まった。支出の節約の約束を果たすためには、軍事費や社会保障の基幹部分の削減に進まざるをえないのであったが、関連の省庁や議会委員会が戦列を整えて削減を拒否したからである。6月中旬「追いつめられ、脅されていた議員たちが反撃に出、レーガン革命を途中でやめて動けなくしてしまった。あからさまな対立と感情むき出しの1週間の後、民主政治は主義を打ち負かした。アメリカ福祉国家は苦しい試

練をほとんど無傷で乗り切り、その後ずっと、議員たちは野放しのままに置かれている」(Stockman [1986] 邦訳 p.245)。ここで明確になってきたのは膨大な財政赤字の見込がはっきりした段階でサプライサイド、マネタリズムの経済学の理念に忠実に改革を強行しようとするストックマンの「専制」と理念も政治の手段に転化する現実的な「民主政治」の敵対的な関係であった。それはレーガン連合自身の分裂であり、ストックマンにいわせれば、「レーガン革命と政治の現実が正面衝突した結果」であった (Stockman [1986] 邦訳 p.319)。この点ではレーガン自身も独自の哲学をもっていたが、なによりも現実的な政治家であった。ここでストックマンが、もとレーガンについて次のように思っていたことは興味深い。「ロナルド・レーガン? “その男” は年齢以上に古びたイデオロギーの持ち主だった。一風変わった、反啓蒙主義者。その政治的基盤には、アメリカ政界の地平深くに棲息する、ありとあらゆる気違いじみた、周辺グループが付着していた。私の立脚点は、知的保守主義のそれである。いったい、どうすれば経済繁栄とロシア人防衛を同時に追求できるというのだろうか? モラル・マジョリティ。男女共用トイレの脅威。学校の祈りの復活。——これらニューライトの説教の数々を、私は評価していなかった」(Stockman [1986] p.68)。

ストックマンはまだ党内にとどまったが、彼の闘いは終わった。しかしレーガン政権はまだ始まったばかりであったし、その体制はブッシュ政権にも温存されていく。しかしそこには革命を実行しようとするものはもちろん保守派も後退して穏健派主導の体制が残されているのである。これもレーガノミックスである。次にはそれを金融政策、財政改革、財政赤字処理の観点からまとめておこう。

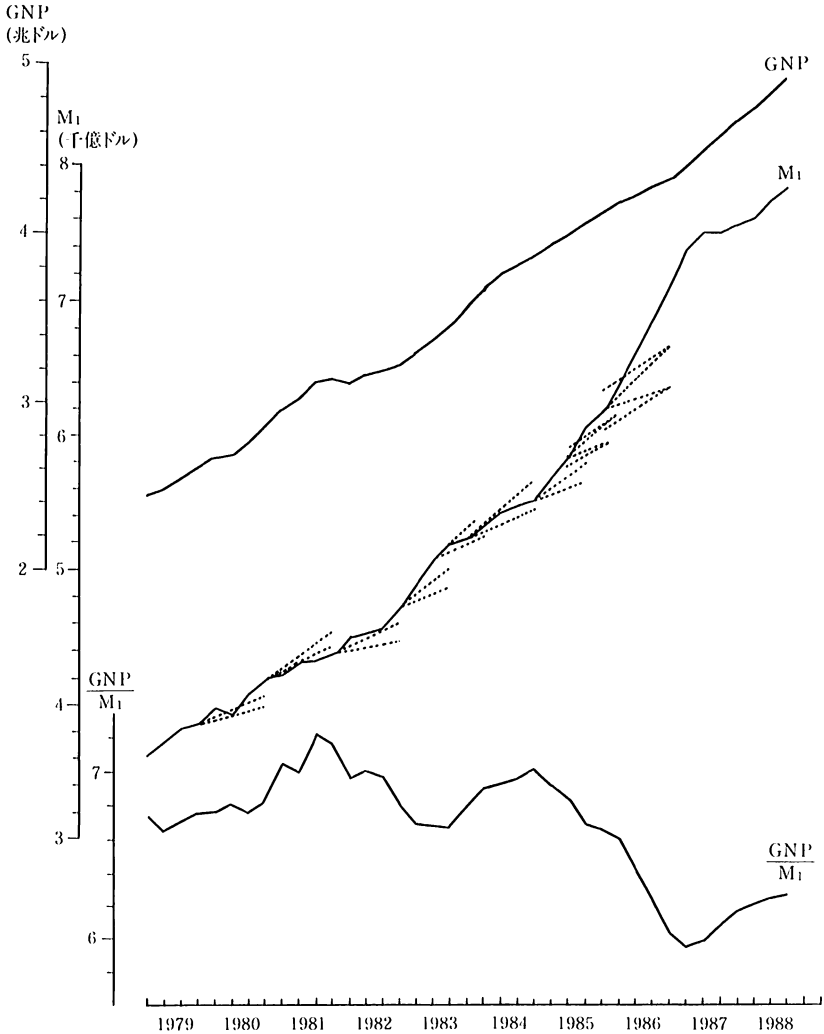
1 ボルカーの金融政策の展開

1979年10月ボルカーによって新金融調整方式が導入された時、金融政策はレーガンを選出した選挙戦に先だって大きな転換を果たした。新方式のポイントは、フェデラル・ファンド・レートの変動許容幅を広げて、貨幣集計量目標達成の制約になる度合いを弱めるというものであった。すでに金融集計量の増加率目標の公表は行なわれているので、これでマネタリストが主張し

続けたマネーサプライの伸びをコントロールするという方式を連銀の自発性に基づいて試みることになったわけである。もっとも連銀がマネタリストの論理を受け入れていたかどうかについては明らかではない。ボルカーの政治姿勢は、インフレ反対と連銀理事会 (FRB) への忠誠心を除けば明確ではないといわれる (Niskanen [1988] 邦訳 p. 226)。自称「実務的マネタリスト」というのは、インフレ抑制のためマネタリストの方式を利用する伝統的銀行家というほどの意味をもちうるからである。実際ニスカネンは、1982年秋以降FRBは名目GNPの安定経路を維持するルールに従っていたように見受けられると述べているが、ボルカーはマネタリストの方式は受け入れても現実認識や真実の意図は秘匿するという中央銀行家の伝統に従っていたのである (同上 p. 258, Carron [1982])。

実務的にも、FRBは貨幣ストックを重視する運営に移らざるをえなかった。というのは、フリードマンもいうように、インフレ加速の中で高金利・低金利の意味が金融の引き締め・緩和を示すものにならなくなったし、「マクロ経済政策の経験の蓄積から、政策の実施と最終目標への効果発現のタイムラグを考慮して、政策の『中間目標』を重視するようになった」からである (Friedman [1968], 春田 [1988] p. 202)。こうしてFRBは、新方式により、もともとは中央銀行の存在意義でありながらいまや国民的な課題となっている貨幣価値の安定＝インフレ抑制に向けて独自の政策を展開することになった。

まずマネーサプライ (さしあたり M_1) の伸び率固定ルールという観点から見ると、図2のように、1980年は乱高下ともいえる上下動をし、1981年は目標レンジを下回り、1982年は逆に大きく上回った。注目すべきは1951年から81年夏まで年3%の割合で安定して上昇してきた貨幣の流通速度が低下したことである。これは景気局面が戦後もっとも厳しい不況に陥り、そのなかでインフレを上回って高金利が課されたので、流動性需要が増したり、あるいは金融改革による新種預金の登場があったりしたことなどによるが (春田 [1988] p. 203, Stone and Thornton [1987])、このことは、まさに金融政策が出勤しなければならぬ厳しい局面においては、貨幣数量の伸びを確実に固定率に保つように管理することは不可能であるということを示している。し

図2 貨幣ストック (M_1) 規制と貨幣流通速度 (GNP/M_1)

出所) *Economic Report of the President, 1980-88* 各所。なお連邦公開市場委員会は、年初前年第IV四半期から当該年第IV四半期までの各種貨幣量の目標増加年率を示す。上図には M_1 の目標レンジを点線で示しているが、このうち83、85年については、年度前半目標レンジの上限をこえた上昇を示したのを容認して後半にはレンジを修正した。また86年には、前半当初のレンジを大きく上まわったが、後半特に新たなレンジ設定はなく、翌年以降も M_1 目標は公表されていない。

かしこれはFRBの政策が失敗であったということの意味しない。

本格的な金融の引き締めが(自覚的に)実行され、それに固有の結果をもたらし、物価上昇率を容認できる水準まで引き下げたからである。マネーサプライの変化は緩やかであるし、高金利もそれだけで直ちに引き締めを表現するわけではないが、しだいに物価上昇率が加速化しつつあり、期待インフレ率も上向いている段階においては、こうしたFRBの操作は厳しい引き締めを意味した。そのことは失業率の急上昇のなかでも、あるいは倒産企業数・債務額がかつてない水準に急上昇しても、これまでのようには金融を緩和しないというところに現われていた。ついには、1982年GNPは名目で3.7%、実質でマイナス2.5%にまで落ち込んだ。この間、レーガン政権はFRBの独立性を認め、その政策展開を支持し続けた。こうして当局の貨幣政策を通じてインフレを抑制することが確認され、期待形成における変更がなされた。この点で新規の労働協約における劇的な変化は最も重要性を持つものといえよう。

第2次石油危機以降アメリカの基幹産業企業は苦しい収益状態に落ち込んだ。経営は、コスト削減により競争力の回復を目指したが、このなかで労賃の改定と労働慣行の変更は大きな争点になっていた。レーガン政権は直接労資関係に介入したわけではないが、航空管制官のストに強権発動をした——少なくとも労働組合からはそう認識された。そしてFRBによる金融引き締め、経営困難に陥った企業の倒産、レイ・オフや工場閉鎖による解雇・失業増加を容認した。ここで基幹産業労働組合のこれまでの要求の実現が相当部分基幹部門の企業の寡占的支配力に依存していたことは重要である。経営の存続を賭けての闘争を敢行できるわけではない。組織率がしだいに落ち込みつつあったこと、旧来の闘争の方式では次第に労働者大衆を引き付けられなくなっていたこと、レーガン政権を選出した保守化の影響を受けていたこと、あるいは労働者自身インフレ加速に悩みつつあったこと等が労働運動・労資関係にとっての決定的な転換を実現するのに力を貸したといえよう。多くの労働組合は経営による譲歩の要求を拒否し得なかった。もちろんそれを契機に経営参加に進む場合がないわけではなかったが、おおむねは雇用保障を見返りにして労働コスト引き下げをもたらす措置を認めた。特に団体交渉

による平均賃金改定のうち初年度分は81年の9.8%上昇から82、83年には3.8、2.6%へと大幅に低下した。そのうえワーク・ルールの変更を含む労資関係の再編成は職場における資本の経営権を再建していったわけで、生産性の向上・コスト削減の基盤を与えた。いずれにしても経営・労組の関連を通じてインフレ抑制は構造化されていったわけである。

インフレの鎮静については、ドル高、石油価格など輸入品価格の低位という要因も重要であったが、ともかくこれまでの過程においてFRBの確固たる政策展開とレーガン政権の支持とがもっとも基本的な要件をなしていたことは否定できない。FRBの操作はマネタリズムの主張どおりではなかったが、成功した。むしろあえて不況を冒して引き締めを貫いたことによってインフレ鎮静を定着させた、という意味ではマネタリズムの理論にこだわらず伝統的な政策を貫いたことがインフレ抑制を果たしえたといえよう。マネタリズムの果たした役割は貨幣数量にこだわり経験法則からケインズ経済学を批判したことである。ケインズ経済学に対する理論的批判が先行していなければFRBの確固たる政策の継続はできなかつたであろう。

さて1982年の夏、景気後退の状況が明らかになって議会等からの金融緩和の要求が高まってきた。そのうえ不況にともないインフレが鎮静してくると物価の騰貴を前提に結ばれた支払い契約の負担が一挙に高まらざるをえないが、このときはそれが発展途上国の累積債務の支払い困難とそれに関わるアメリカ商業銀行の困難として現われた。そこでこの年10月、FRBは「操作上の変更」を行なう。新種預金の導入を見越してM₁重視を弱める方針を公表するのである。それは翌年一層進められ、M₁が目標あるいは監視レンジを上回って長期に増大する過程に入っていくのである。このなかでマネタリストはFRBに対する攻撃を加えることになるが、その後アメリカの物価上昇率はきわめて安定している。設備の稼働率も低く、労働力市場も相当に逼迫するまでは需給関係から価格を押し上げる力はないという状況が現出した。しかし長期の好況過程のうちに1987年夏以降失業率は6%を下回っている。そしてGNPデフレーターは1988年中頃には5%を上回り始めている。経営環境や国際環境は80年代の間に大きな変化をしているので、70年代と同様なスタグフレーションにただちに陥るわけではないが、レーガノミックスによ

りアメリカ経済が再生しえたとはかならずしも言いえないのでその危険がないわけではない。

金融上の改革の進展のなかで FRB の貨幣数量管理は複雑化せざるをえない。実際1987年には、 M_1 についての目標設定は公式にはずされるようになったが、それは M_1 の経済状態に対する反応の「不確定性」にあるとされていたのであって、当初の意図は果たされえないことになった。ただ FRB が、貨幣数量よりもむしろ名目 GNP に注目することもありうる。それにしても最終的に通貨の発行・流通を自由にするわけでも、金や商品バスケットを標準とするわけでもない。国際的には変動相場制を維持せざるをえないとすれば、FRB によるドル価値の管理問題は残らざるをえない。それらについてのコンセンサスがいまだないということは、問題に直面したところで制度的な変更を加えつつ現実的に解決されざるをえないということになるであろう。

2 税制改革

サプライサイダーは、財政それも税制の改革に関心を集中していた。それこそが供給力停滞の原因とされていた。レーガンも選挙戦中税制改革を繰り返し訴え、1981年2月議会で提出した「経済再建プログラム」にも1つの柱として、「個人所得税率を3年間にわたり年10%ずつ引き下げ、また企業設備投資の減価償却期間短縮によって雇川を創出する一連の提案」を行なうむね約束していた。サプライサイダーの税制改革は、実質的には、1978年ハンフリー＝ホーキンス法案に対する修正案として提案され、1978年および80年の選挙でリベラル派を脅かし、多数の共和党挑戦者を議会に送るのに力を貸したケンプ＝ロス法案に始まるといってよい。もろもろの妥協が成立して、この法案の延長上にレーガン政権のもとで1981年、経済再建税法 (ERTA: Economy Recovery Tax Act) が7月議会で可決され8月成立するが、そのポイントは個人所得税率の大幅引き下げと、減価償却引当・投資税額控除の増額による法人所得税の実効税率の引き下げとである。

まず個人所得税については、各所得層にわたってほぼ均等に3段階の限界税率の引き下げをした。84年までの累積減税は23%になったが、この間イン

フレが大きかったため、結局ほんの2,3%の削減にしかならなかった。だからインフレによる増税の調整が基本であったことになるが、ERTAではこれに加えて、85年以降は個人所得税構造にインデクセーション（一般物価水準にあわせて物価スライドすること）を導入した。また投資所得の最高税率を70%から50%に引き下げ、IRA（個人退職年金制度）とキーオ・プラン（自営業者退職基金制度）の拡充、相続税と贈与税の減税も行なわれた。これらは労働供給・貯蓄インセンティブを高め経済成長への刺激を与えるものとされている（*Economic Report of the President, 1982, p. 121*）。

次に法人所得税については、民主党政権時代から導入されている新規投資の奨励策たる償却期間の短縮と投資税額控除とがもちいられた。前者は加速償却制度（ACRS：Accelerated Cost Recovery System）といわれるもので、それまでは8.6年の産業設備償却期間を5年に、また23.8年の産業構築物償却期間を15年に短縮した。後者は3年以上の資産の購入に当たって税控除を認めるものである。いずれも既存の資本資産の税率を変えるわけではないが、新規投資の所得に対する実効税率を引き下げることによって、企業課税の削減を投資に結合し経済成長を進めようとするものである。このほかに「セーフ・ハーバー」リース条項（発足まもないなどの理由で黒字を計上しえない企業は上述の特典を利用できないので、その特典を一時他企業に移転のちに取り戻して利用する制度）、研究開発支出の増分に対する税額控除が与えられた。

この気前のいい企業減税については、いろいろの評価が生じたが、その1つに83年以降の活発な投資の盛り上がりがこの減税の成果であるという評価が、レーガン政権周回からも喧伝されるにいたった⁽¹¹⁾。たしかに表1に見るように、4%の実質課税後収益を与えるために必要な実質課税前収益率は、産業・商業建築物で2%以上下がって6%ほどになっているが、建設機械、一般産業設備、トラック・バス・トレーラーにいたっては4%を割り込んで87年には2.2~2.6%でいいことになっている。税金を課された結果むしろ収益性が高くなってしまっているわけで、次の表2によると鉱山業・自動車産業・運輸業では新規投資に対する実効税率は端的にマイナスに転化している（Pechman [1985] pp. 67, 65）。ここで実効税率というのは、「直接に法定税

表1 4%の税引き後実質収益を与えるために必要な
税引き前実質収益率 (1955-86)

	建設機械	一般産業 設備	トラック、 バス、 トレーラー	産業用建物	商業用建物
1955-59	8.9	9.5	10.8	8.0	8.0
1960-64	7.4	7.8	8.7	7.9	7.9
1965-69	6.5	6.9	7.5	7.6	7.6
1970-74	6.6	6.7	7.6	8.6	8.4
1975-79	6.1	6.4	7.6	9.0	8.7
1981	3.4	3.5	3.5	6.6	6.2
1982	3.1	3.3	3.1	6.4	6.1
1983	2.9	3.2	3.0	6.4	6.0
1984	2.9	3.1	2.9	6.4	6.0
1985	2.3	2.7	2.6	6.3	6.0
1986	2.2	2.6	2.5	6.3	6.0

出所) *Economic Report of the President, 1982*, p.123. 詳細な推定の根拠は省略。なお1955-79年の推計は *Auerbach and Jorgenson* [1980] によるとある。

表2 各種産業の新規償却資産に対する'実効税率 (1982)⁽¹⁾

	旧法 ERTA 以前	新法 ERTA
農業	32.7	16.6
鉱業	28.4	-3.4
金属(素材)産業	34.0	7.5
機械・器具工業	38.2	18.6
自動車工業	25.8	-11.3
食品工業	44.1	20.8
製紙工業	28.5	0.9
化学工業	28.8	8.6
石油精製業	35.0	1.1
運輸業	31.0	-2.9
公益事業	43.2	30.6
情報産業	39.8	14.1
サービス・商業	53.2	37.1

注) (1) 1981年に少なくとも50億ドルの新規投資のある産業が選ばれている。4%の税引き後実質収益率および8%のインフレ率が仮定されている。

出所) *Economic Report of the President, 1982*, p.124.

率を下げるのではなくて、投資インセンティブを使って税ベースを狭めることを通じ現実に達成されるそうした企業の支払い税額をもたらしうな税率」を意味するが (Pechman [1985] p. 61), 具体的には次の関係式により与えられる。すなわち、

$$\rho + \delta = (r + \delta)(1 - k - \tau z) / (1 - \tau)$$

ρ : 資本の限界生産物 δ : 経済の減価 (インフレ) 率

r : 実質割引率 k : 投資税額控除率

τ : 法人所得税率 z : 投資1ドル当たりの減価償却引当の現在価値

という関係において

$$\text{実効税率} = (\rho - r) / \rho$$

と定義されるものである。ある特定の新規投資1ドルに対して、投資税額控除 k や加速償却による減価償却引当の現在価値 z が十分大きくなると、 $\rho + \delta < r + \delta$ となるので、実効税率はむしろマイナスになるというわけである (Auerbach and Jorgenson [1980], Auerbach and Hines in Feldstein [1987], Auerbach and Hines [1988])。表3によると、ERTAにより1981年以降新規投資の実効税率が激減したことが明らかであろう。

こうした企業減税がどれほど投資を促進するとしても、それゆえサプライサイダーのいうように長期には供給力を増進し雇用を拡大するとしても、租税制度の中立性原則や公平性原則に著しく反するという批判を招くのは当然であった。法人税の減額分は国防費や社会保障費に相当する巨額なものになってしまったのである。そのうえサプライサイダーの視点からも、新規投資に対する優遇措置が既存の資産価値を損なう弊害を伴うこと、資産種類間・産業間のアンバランスが著しいものになって資源や投資配分における不効率が著しくなったこと、抜け穴の追加によりこの点では税法がさらに複雑なものになり簡明性原則に反すること、など問題を残した。「セーフ・ハーバー」条項は、せつかくの優遇措置も新規投資に関し支払うべき税額の削減が目的であれば、発足間もないあるいは構造的不況により赤字に陥っている企業には利用できないので、投資を促進しようとする意図が十分果たされない、そこで導入された制度であったが、優遇措置そのものが売買されて黒字の大企業がひとまず法人税を支払わなくて済むようになるので厳しく批判さ

表3 実効税率

年度	近視眼的期待を想定した場合		完全な先見を仮定した場合	
	設備	構築物	設備	構築物
1953	59%	48%	58%	49%
1954	53	46	54	48
1955	56	48	65	58
1956	59	50	65	59
1957	60	50	62	57
1958	54	47	49	44
1959	56	48	56	49
1960	54	47	48	40
1961	52	46	54	40
1962	38	43	47	46
1963	37	43	44	43
1964	28	40	38	42
1965	28	39	45	48
1966	31	41	41	51
1967	45	42	57	52
1968	41	48	57	61
1969	43	49	40	55
1970	53	48	45	52
1971	53	48	67	63
1972	10	42	42	57
1973	19	44	39	55
1974	33	53	54	74
1975	104	101	100	100
1976	11	42	42	63
1977	13	44	54	70
1978	22	47	59	73
1979	25	45	48	67
1980	27	44	46	64
1981	4	35	25	52
1982	-2	30	-38	25
1983	2	28	-1	27
1984	4	30	-8	22
1985	4	31	-7	23

出所) Auerbach and Hines による推計, Feldstein [1987] pp.176, 179,

れたのである。そのうえ1980年においてすら連邦税収入の13%であった法人税が（不況もあって）83年には8.6%にしかならないということになると、巨大赤字の最大級の原因であるという点からも非難されるにいたったのであ

る (Pechman [1985] p. 72)。

そこでレーガン政権の税制いじりは第2段階に入る。ここで改正を必然化していったのは、財政赤字の存在とあまりにひどいアンバランスの部分的手直しの必要とであった。まず1982年には、課税公平・財政責任法 (TEFRA : Tax Equity and Fiscal Responsibility Act) が制定されて、個人所得税関係で医療費・雑損控除対象額の縮減、法人税関係で法人に対する租税優遇措置の縮減、投資税額控除の限度額の縮小、1985、86年以降に予定されていた減価償却の追加的加速化の撤回、リース契約による投資税額控除・加速減価償却の拡充適用の再縮小、法人税納付時期の繰り上げ、徴税方法の改善として利子・配当に対する一律10%の源泉徴収課税制度導入など、消費税関係として航空関係諸税の引き上げ、電話利用税の引き上げ、タバコ税の時限的引き上げなどが決定された。もともと「必要性がなくなった制度の廃止」、「税制の抜け穴を封ずる措置」、「徴税方法の改善のための措置」というにしては、かなりの増税であった。ニスカネンは「TEFRA は、いかなる増税にも反対するという者と、莫大な財政赤字があるのだから納得のいく増税は支持するという者とを分かť分水嶺となった」といい、これをめぐる争いがしこりを残したことを明らかにしている (Niskanen [1988] 邦訳 p. 117)。

次に1983年にも税制の改正が行なわれた。前年に成立し83年7月から実施が予定されていた利子・配当源泉徴収課税については、金融業界の激しい反対運動を受けて議会内にも導入撤回の動きが高まり、財務省による実施延期の後、この撤回と別の納税遵守改善策 (裏打ち back-up 源泉徴収法) を含む利子・配当納税遵守法が制定された。もう1つ大きな変更は社会保障問題に取り組んでいたグリーンズパン委員会の起草になるもので、1983年社会保障改革法として結実したものである。⁽¹²⁾ 歳出面では老齢年金の給付開始年齢を2027年までに現在の65歳から67歳まで引き上げること、および給付のインフレ調整を遅らせることが決定されたが、税制面でも、①調整総所得と老齢・遺族・障害保険 OASDI 給付の半額との合計が世帯で32000ドル、個人で25000ドルを超える者について1984年以降年金給付の半額または先の合計額の超過分の半額のいずれか少ない額に対して他の所得と合算して課税がなされること、②社会保障税率を引き上げ、特に自営業者の老齢・遺族・障害保

表4 個人所得に対する限界連邦税率⁽¹⁾ (単位:%)

	中位所得の 半分の所得	中位所得	中位所得の 2倍の所得
従来法律による場合			
1980年			
所得税	18	24	43
社会保障税	6.1	6.1	0
計	24.1	30.1	43
1984年			
所得税	21	32	49
社会保障税	6.7	6.7	0
計	27.7	38.7	49
ERTAによる場合			
1984年			
所得税	16	25	38
社会保障税	7	7	0
計	23	32	38

注) (1) 所得稼得者1人の4人家族世帯の場合を仮定している。

出所) Niskanen [1988] 邦訳 p.125.

険および病院保険にかかる税率を被傭者・雇用人合計税率に引き上げること、③課税範囲は連邦政府と非営利団体のすべての新規職員に拡大され、また州・地方自治体の職員はもはや社会保障制度から脱退することは認められないこと、などが決定された。

フェルドシュタインなどの研究は福祉の充実が貯蓄率の減退をもたらすなどアメリカの供給面での低調の主要な原因の1つとしていた。サプライサイダーは基本的に反福祉的であった。ストックマンによる財政支出削減も福祉関係予算を最も重視していた。しかし現実には、マイノリティの同権化に関わると見なしてもよい「偉大な社会」的支出の相当程度は抑制されたが、白人大衆の福祉は老齢化にともない相当部分が制度化され、受給資格が権利化され、また行政府による裁量の余地も少なかったため制度自体の根本的変更は困難になっていた(馬場 [1987] p. 336, [1988] p. 104)。そこで大統領・議会ともに社会保障に関する政治的論議の継続そのものを回避しようとした(Niskanen [1988] 邦訳 pp. 62-64)。しかし莫大な財政赤字に直面していたのでグリーンспан委員会の主導権に委ねる形で小幅の変更がなされたわけで

表5 2つの仮定のもとでの人口十分位ごとの連邦、州および地方税の実効税率(1966-85) (単位:%)

	1966	1970	1975	1980	1985
婦着関係についてもっとも累進的想定をする場合					
第1十分位 ⁽¹⁾	16.8	18.8	21.2	20.6	21.9
第2十分位	18.9	19.5	19.9	20.4	21.3
第3十分位	21.7	20.8	20.5	20.6	21.4
第4十分位	22.6	23.2	22.0	21.9	22.5
第5十分位	22.8	24.0	23.0	22.8	23.1
第6十分位	22.7	24.1	23.3	23.3	23.5
第7十分位	22.7	24.3	23.6	23.6	23.7
第8十分位	23.1	24.6	24.4	25.0	24.6
第9十分位	23.3	25.0	25.3	25.7	25.1
第10十分位	30.1	30.7	27.1	27.3	25.3
全十分位	25.2	26.1	25.0	25.2	24.5
婦着関係についてもっとも累進的でない想定をする場合					
第1十分位 ⁽¹⁾	27.5	25.8	29.6	28.9	28.2
第2十分位	24.8	24.2	24.2	25.7	25.6
第3十分位	26.0	24.2	23.4	24.6	24.6
第4十分位	25.9	25.9	24.6	25.2	25.2
第5十分位	25.8	26.4	25.3	25.8	25.3
第6十分位	25.6	26.2	25.3	25.9	25.6
第7十分位	25.5	26.2	25.5	26.0	25.4
第8十分位	25.5	26.4	26.0	27.1	26.3
第9十分位	25.1	26.1	26.3	27.2	26.1
第10十分位	25.9	27.8	24.2	24.9	23.3
全十分位	25.9	26.7	25.5	26.3	25.3

注) (1) 第6%から第10%までの単位のみ含む。

出所) Pechman [1985] p.68,

ある。

さて1984年は大統領選挙の年であったが、財政赤字削減法 DEFRA による増税がなされた。ただそこには原理上論争になるものはなかった。こうして見ると、1981年の経済再建税法の結果、財政赤字があまりにも巨額になったことを受けて、1982年には課税公平・財政責任法、1983年には社会保障改革法、1984年には財政赤字削減法とかなり重要な一連の税制改革が継続して導入された。税収的には経済再建税法の大幅減税を後退させつつ部分的な手

直しをしたものである。これを租税構造変化の面から見ると、表4におけるように経済再建税法と社会保障改革法とによって、所得稼得者1人の4人家族世帯に対する連邦所得税と連邦社会保障税の限界税率は、税法に変化がなかったとすれば、いずれも大幅に生じていたはずの上昇を回避したということになる。詳細にいうと、限界税率は低所得層ではわずかの低下、中位の所得層では上昇、高所得層ではかなり大幅の低下を示した。その結果は、表5

表6 異なる税法のもとでの投資インセンティブ⁽¹⁾

[償却年数5年の資産]

実質利率	税法	インフレ率			
		4%	6%	8%	10%
1%	ERTA 以前 ⁽²⁾	.495	.473	.454	.436
	ERTA	.516	.500	.486	.472
	TEFRA	.495	.480	.466	.454
4%	ERTA 以前 ⁽²⁾	.462	.444	.427	.412
	ERTA	.492	.478	.465	.452
	TEFRA	.472	.459	.446	.435
7%	ERTA 以前 ⁽²⁾	.435	.419	.404	.390
	ERTA	.471	.458	.446	.434
	TEFRA	.452	.440	.428	.418
10%	ERTA 以前 ⁽²⁾	.412	.397	.384	.372
	ERTA	.452	.440	.429	.418
	TEFRA	.435	.423	.412	.402

注) (1) 投資1ドル当たり償却引当による税削減額と投資税額控除の現在価値。

(2) 9.5年以上の償却を仮定する。

出所) *Economic Report of the President, 1983, p.93.*

のように、連邦・地方税の所得階層別の実効税率において、高所得層でかなりの減少を示していることにも表現されている。いずれにしてもこれらの税制改革は累進性を弱めたといえよう。他方で法人税関係の場合には、経済再建税法の効果がきわめて大きかったということである。課税公平・財政責任法はこれをわずかだが弱める役割をした。このことは、表6におけるように、投資インセンティブを減価償却引当による税額削減の現在価値と投資税額控除の合計として見ると、どの実質割引率・インフレ率の組においてもインセンティブは経済再建法で高まり、課税公平・財政責任法によりかなり低下するが、経済再建法以前よりはまだ高水準であるということに示されている。ただ、この表は次のようにも読める。すなわちレーガノミックス以前は「税制が投資に不利で、インフレ率も8%と高く実効法人税率を高めていた。しかし、実質金利はせいぜい1%と低かった」。それに対して、レーガノミックス登場後は「税制は設備投資に有利になり、インフレ率も4%程度

に低下してきた。ところが……実質金利は83年以降、平均するとほぼ7%くらいである」。したがってこの表におけるインセンティブは前者で45.4セント、後者で45.2セントと変わらない。「つまり、レーガノミックス以前と以後とでは、投資インセンティブはほとんど変わっていないのである」（吉富[1984] pp.108-109）。したがって経済的効果を税制からのみ判断するのは誤りであるが、税制部分についてのみ評価をすれば、さきに述べたところが妥当であろう。

しかるにレーガン政権はこれで満足せず、さらに一層大胆な税制改革に乗り出した。まずレーガン大統領が1985年度予算教書の中で、赤字削減のための端的な増税は明確に否定する一方で、「公平、簡素、および成長促進をめざした歴史的な（税制）改革」のための勧告案を財務省に84年末までに提出させることを表明したのを受けて、財務省はこの11月「公平、簡素、経済成長のための税制改革」と題する報告書を大統領に提出した。そして翌年5月大統領案が発表され、12月下院歳入委員会最終案ができ下院で可決され上院に回された。86年5月上院財務委員会を通り6月上院で可決された。この8月上下両院協議会案がまとまり9月上下両院それぞれの承認をへて、10月大統領が署名し成立した。2年半のそれぞれの段階における審議によって内容に相当の修正が加えられたが、レーガン政権の基本的な考え方は生きているといえよう。

こうして制定された1986年税制改革法（TRA：Tax Reform Act）は、税制上の優遇措置が異常に拡大して、税制が複雑かつ不公平になってきており、それが資源配分を歪めて経済成長にも悪影響を及ぼすにいたったという認識にもとづいて、こうした優遇措置を整理し、公平・簡素・成長促進的な税制を構築するために制定された。すなわち構造の変革に重点があるので歳入に対しては中立的、1987年から1991年の5年間の合計で、個人所得税を1219億ドル減税し、法人所得税を1203億ドル増税し、全体としては税収に変わりを生じさせないようにされていた。

そこでまず個人所得税についての主要な改正点を見ると、①従来11~50%の14段階あった税率を15、28%の2段階に引き下げ、かつ累進性をより比例税率化し、②人的控除・概算控除を引き上げ、③（住宅ローンなどの）支払

表7 所得ごとの連邦税負担および連邦税率に対する1986年租税改革法 TRA の効果 (1988) (単位: %)

所得 (1986年の 貨幣価値) ⁽¹⁾	所得税負担の 変化率	平均税率	
		改革前	改革後
0ドル～ 10000ドル	-56.2	2.0	0.9
10000 ～ 15000	-27.8	5.4	3.9
15000 ～ 20000	-14.8	7.0	6.0
20000 ～ 30000	-8.5	8.9	8.1
30000 ～ 50000	-7.1	11.0	10.3
50000 ～ 100000	-9	13.9	13.7
100000 ～ 200000	-1.0	17.4	17.1
200000 ～	-9	13.6	13.4
全所得階層	-6.6	10.3	9.6

注) (1) ここでの所得の概念 (拡大定義の修正済) は可能な所得分類法の1つであり、86年税制改革法の配分効果を示すために税制合同委員会によって使用された、「経済的所得」というもう1つの方法は、財務省の85年大統領税制改革案で使われた。

出所) *Economic Report of the President, 1987, p.85.*

い利子・州地方所得税・州地方小売売上税などの諸控除を縮減し、また失業手当の課税減免措置の廃止・キャピタルゲイン課税の強化・個人退職年金勘定に対する優遇措置の縮減など種々の優遇措置を縮減し、④納税者が能動的に関与していない事業などに生じた損失について、原則として他の所得と相殺することを禁じて、タックス・シェルターを利用した節税を制限するようになった。要するに全体として減税をし、また課税対象ベースを広げることによって、限界税率を1965年の水準まで引き下げようとするものである。こうした改正によって納税回避の動きをきびしく制限することができ、種々の形態での所得に対する税負担が均等化するので水平的公平を進めるし、法定税率からみた所得税の累進性をなだらかにするにもかかわらず、個人連邦所得税の実効累進性を高めると推定されている (*Economic Report of the President, 1987, pp. 79-86*, なお表7参照)。

次に法人税について見ると、全体として増税にするというほかに、①従来の基本税率46%、5段階の税率構造から、基本税率34%、3段階の税率構造に変え、②投資税額控除を廃止し、償却期間を経済的なものに長期化するこ

表8 新規企業投資に関する実効限界税率
(単位：%)

資産の種類	実効限界税率 ⁽¹⁾		
	1980	1985	1989
設備	11.4	4.5	37.3
建造物	50.2	41.7	44.2
公益設備	34.0	32.7	43.8
在庫	48.5	47.7	43.4
土地	50.3	49.6	45.6
合計	40.2	37.2	42.1

注) (1) インフレ率も税引き後実質利率も同じであると仮定されている。
出所) Niskanen [1988] 邦訳 p.150.

とにより加速減価償却制度を縮減合理化し、特定産業分野への租税優遇措置を廃止・縮減する、③法人の個人への配当の二重課税は調整せず、法人から法人への配当については益金不算入率を85%から80%に引き下げ、④資産5億ドル以下の小銀行以外の法人に対する貸し倒れ引当金を廃止し、⑤キャピタルゲイン課税を強化する。こうした変更によって、全体的に資本コストは引き上げられるが、それぞれの投資の資本コストは均等的になり、新規投資からもたらされる所得に対する実効税率は大幅に引き上げられる——資産のうち設備については1980年段階よりも高くなる——が、しかし相互の実効限界税率は表8のように法人部門に関するかぎりほぼ等しい水準になる。しかし非法人投資や所有者居住の住居に関する実効税率はこれらのものよりはるかに低い水準にとどまったままであった。『大統領経済報告』は企業部門内部の資本コストひいては実効税率の均等化による投資再配分効果としていくぶん誇張されるきらいはあるがNNPを年0.1%ずつ増加すると見ている。あまり重要な大きさとはいえない (*Economic Report of the President, 1987*, pp. 88-89)。

この税制改革法 TRA は制度そのものの「歴史的」な転換を含むだけにその効果を量的に確定するのは困難である。ただし上述の『大統領経済報告』によると、「TRAは労働所得への限界税率を引き下げ、資本所得に対する限界税率を上昇させる」「TRAの直接の効果は、純賃金を6.2%上げ、貯蓄純収益を5.9%下げることになろう。こうした変化によって労働意欲は増加し、また、労働所得は増加するものの、その一部としての貯蓄は下落する」「資本・労働比率は下がっていく」。そして TRA の長期的効果として「基準となる成長経路と比べ、実質NNPは2.2%上昇し、総消費は3.6%上昇し、資本投入は0.4%下落し、労働投入は3.1%上昇する」と推定した。結局「TRAは経済福祉、NNP、消費を増進する」ということになる (*Economic*

表9 労働所得, 資本所得, 総生産に対する平均限界税率 (単位: %)

項目	TRA 以前	TRA
労働所得	41.6	38.0
連邦所得税	25.8	21.7
州・地方所得税および売上税 ⁽¹⁾	4.9	5.4
社会保障・メディケア税 ⁽²⁾	10.9	10.9
資本所得 ⁽³⁾	34.5	38.4
総生産 ⁽⁴⁾	39.8	38.1

注) (1) 税率は、(州・地方所得税および売上税を1985年のNNPで除して測った) 法定税率で、州・地方税 (TRAのもとでは売上税を除く) の控除制度に従って連邦所得税ベースから控除されている。

(2) 被雇用者および雇川者の両者に対する社会保障・メディケア税率は、給与支払いに対して課税される際、個人の総稼得労賃の限界部分に乗せられるべき税率。

(3) すべてのレベルの政府の租税を含む。

(4) 労働所得に対する税率×労働所得のシェア(0.75)+資本所得に対する税率×資本所得のシェア(0.25)。

出所) *Economic Report of the President, 1987, p.91.*

Report of the President, 1987, pp. 92-93)。しかし他方で TRA は「長期産出経路を2~4%引き下げる」という推定もある。というのは「当面もまた将来も、課税後賃金は上昇しても、消費財の課税後コストも上昇するであろうから、労働効果は上昇しそうもない。同様に、課税負担を労働と現存資本から新投資に転換する租税改革は、おそらく貯蓄を縮小し、資本を産業的用途から再配分するであろう。TRA は企業投資効率を増進するであろうが、潜在的効率の利得は大変小さいので、現実の利得は企業資本ストックの減少という直接的効果によって圧倒されてしまうであろう」(Hendershott [1988])。さらにニスカネンも、「課税ベースの拡大と課税所得に関する法定税率引き下げの効果を総合すると、世帯所得に対する実効限界税率はほんのわずか下がるに過ぎない」「個人所得税の改正は、所得を増やそうとする意欲にはほとんど影響を及ぼさないだろう。改正のおもな効果は、家計所得の源泉と支出の構成内容を変化させ、こうした決定に及ぼす税制の悪影響を減じることになろう」「法人税の改正は、法人部門の新規投資からもたらされる所得に対する実効税率を大幅に引き上げるだろう」と述べていることからすると、長

期的な産出と所得に「わずかに好影響を及ぼすだろう」といっても、その程度はあまり大きくないというようにみえる (Niskanen [1988] pp. 129, 149-151)。

短期的な経済的効果についても『大統領経済報告』はかなり楽観的である。TRAが投資の伸びを引き下げることが認められるが、ERTAおよびTEFRAにより高められた投資インセンティブがまだ残っており、TRAはそれを部分的に縮小するにすぎないとされている。そして次の5年間の年間総投資の基準値からの下落幅は、上限値でも2%以下にとどまると推定している。この点でも、ニスカネンは、「アメリカ人による総投資は、約3%減少するとみられる。国内投資はいくぶん大きく減少し、アメリカの対外投資は増加するだろう。企業による国内投資は8%も減少するとみられる」といくぶん悲観的見通しを述べている (Niskanen [1988] 邦訳 p. 151)。

実施間もなくで、見通しのどれが妥当か十分な資料もないが、各種限界税率を均等化するなど (表9参照)、TRAがサプライサイダーによる大胆な実験であることは再度確認しておきたい (Feldstein [1989] p. 1)。とくに税制は圧力団体など集団の利害が鋭く現われるところだが、不十分とはいえ、ここで諸々の優遇措置を除去するのに成功したのは大きな成果であろう。レーガンによる国民的統合の圧力なしには不可能であったろう。だが先述のように、アメリカの経済的停滞の主因が「大きな政府」にあるとする見解には問題がある。限界税率を引き下げても税収は全体として回復するだろうという楽観論が、短期的にはすでにくずれているが、長期的にも根拠があるとはいえない。だから、画期的な税制改革を実現してしまったことにより、今後しばらく増税はできなくなったし、債務負担を軽減するようなインフレ加速を意図することもできないので、1981年以降の減税による大幅財政赤字のつけは、主として財政支出の削減によって払うほかなさそうである (佐々木 [1988] p. 258)。ともかく、財政赤字がどう処理されてきたのか検討しよう。

3 財政赤字

財政赤字の原因はあえて収入以上の支出を行なったことにあるが、レーガン政権はもちろん議会にも均衡財政論は強いので、レーガン政権に関わるサ

表10 1981年レーガン連邦予算案と実際の結果

		会計年度	1980(1)	1981(2)	1982	1983	1984	1985	1986
レーガン 予算目標(3)	収入(減税を含む)		520.0	600.3	650.3	709.1	770.7	849.9	940.2
	支出目標		579.6	655.2	695.3	732.0	770.2	844.0	912.0
	収支目標		-59.6	-54.9	-45.0	-22.9	0.5	5.9	28.2
GNP比率 (%) ⁽⁴⁾	収入		20.3	21.1	20.4	19.7	19.3	19.3	19.5
	支出目標		22.6	23.0	21.8	20.3	19.3	19.2	19.0
レーガン 予算原案(5)	総収入		520.1	600.3	650.3	709.1	770.7	849.9	940.2
	国債費		52.5	64.1	68.2	68.9	67.8	64.9	62.8
	総支出		593.9	678.8	712.0	772.4	823.9	895.1	961.2
実際の経済 推移を反映 するレーガン 予算(6)	収支		-73.8	-78.5	-61.7	-63.3	-53.2	-45.2	-21.0
	総収入		520.1	604.0	631.2	625.6	654.3	706.1	743.9
	国債費		52.5	70.9	86.5	97.0	111.3	124.3	134.5
実際の 予算(7)	総支出		593.9	684.3	736.7	808.3	858.9	934.7	999.2
	収支		-73.8	-80.3	-105.5	-182.7	-204.6	-228.6	-255.3
	総収入		517.1	599.3	617.8	600.6	666.5	734.1	769.1
	国債費		52.5	68.7	85.0	89.8	111.1	129.4	136.0
	総支出		590.9	678.2	745.7	808.3	851.8	946.3	990.3
	収支		-73.8	-78.9	-127.9	-207.8	-185.3	-212.3	-221.2
(8) 連邦支出 構成(%)	国防費	レーガン案	22.9	23.9	26.5	29.3	31.0	34.0	35.7
		実際の結果	22.7	23.2	24.8	26.0	26.7	26.7	27.6
	個人への移 転支出	レーガン案	45.7	46.8	47.4	47.3	47.6	46.9	46.4
		実際の結果	47.0	47.7	47.8	48.9	46.9	45.0	45.4
	その他 交付金	レーガン案	9.6	8.1	6.6	5.9	5.4	4.9	4.7
		実際の結果	10.1	8.5	6.7	6.3	6.2	6.1	6.0
	国債費	レーガン案	8.8	9.4	9.6	8.9	8.2	7.3	6.5
		実際の結果	8.9	10.1	11.4	11.1	13.0	13.7	13.7
	その他	レーガン案	13.0	11.8	9.9	8.6	7.8	6.9	6.8
		実際の結果	11.4	10.4	9.2	7.7	7.1	8.5	7.3
(9) 連邦収入 構成(%)	個人 所得税	レーガン案	46.9	46.2	44.3	43.9	44.1	45.1	46.7
		実際の結果	47.2	47.7	48.2	48.1	44.8	45.6	45.4
	法人 所得税	レーガン案	12.4	10.8	9.6	9.7	9.3	8.4	7.7
		実際の結果	12.5	10.2	8.0	6.2	8.5	8.4	8.2
	社会保障税	レーガン案	30.9	31.1	33.0	33.8	34.2	34.8	34.8
		実際の結果	30.5	30.5	32.6	34.8	35.9	36.1	36.9
	国内 消費税	レーガン案	4.7	7.3	8.6	8.0	7.6	7.0	6.4
		実際の結果	4.7	6.8	5.9	5.9	5.6	4.9	4.3
	その他	レーガン案	5.1	4.7	4.5	4.6	4.9	4.6	4.3
		実際の結果	5.1	4.8	5.4	5.1	5.2	5.1	5.2

注) (1), (2) 1980年度は実際の値, 1981年度以降は見込の値である。ただしレーガン政権による予算の修正は1982年度からである。

(3), (4) 出所は *Budget Revisions, Fiscal Year 1982. Additional Details on Budget Savings*, April 1981, p. 5. 単位は10億ドル。なおレーガン大統領は1981年2月18日に経済再建計画を公表し、予算の修正原案を示したが、それにはまだ将来的節約目標を含んでいた。3月10日に提出された修正案では、さき予告されていた将来的節約目標のうち一部は特定され追加の節約目標とされたが、かなりの部分が特定されずに残っている。

(5), (6), (7) 出所は Carlson [1989] pp.29-30. 単位は10億ドル。レーガン予算原案は2月18日経済再建計画を分析したものである。「実際の経済推移を反映するレーガン予算」というのは、「バラ色のシナリオ」に代えて、もしもインフレ率、成長率、利率が実際の値であったとした場合(そのときは国債依存度も変わってくる)の収入・支出をシミュレートした結果である。「実際の予算」というのは各年に成立した実際の予算である。

(8), (9) 出所は Carlson [1989] pp.25-26. レーガン案および実際の予算に占めるそれぞれの項目の総収入および総支出に占める比率を%で示したものである。

プライサイダーやマネタリストの超楽観的経済見通しがなければ実際に起こったようなひどい財政赤字は存在しなかったであろう(表10参照)。「バラ色のシナリオ」のおかげで防衛費を増額し、社会保障費の削減を手控えても、なお大規模な減税が可能と判断していたのである。こうした過度の楽観論を生み出した経済理論に重大な問題があったわけだが、それとともに無視できないのは特定の政治的判断をもって行なわれていたことである (Stockman [1986] 邦訳 pp. 120-126, 吉富 [1984] pp. 102-103)。

ストックマンの回顧録によると、彼はこの夏には政府の財政赤字が大幅なものになるという見通しをえて、あらゆる機会をとらえて支出削減・収入増加に努めるようになる (Stockman [1986] 邦訳 pp. 320, 484-486)。しかしそれは失敗する。経費増額のチャンスを見出した国防関係者が「仮の方針」としての7%増額をソ連の軍事的脅威論を提起して守り、議会がストックマン介入による社会保障費の削減案を葬りレーガン政権に再び社会保障制度の基幹部分の改正を思い止まらせ、レーガン政権がその存在理由をかけて、また議会の諸勢力が固有の利害関係のため、減税法案を推進した、これらのことはそれぞれ根拠のあることであつた。回顧録によると、こうした流れにストックマンは敢然と挑み続けたようで、その結果、彼の主要な標的はレーガン政権内部やその身内となっていく。そして福祉国家予算は民主党と一緒に共和党の議員が選挙民のため選んだから残っているということを強く批判する (Stockman [1986] 邦訳 pp. 492-503, Niskanen [1988] 邦訳 pp. 54-55, 62-63, 158-159)。

ここで思い起こす必要があるのは、アメリカの伝統として財政均衡の考え方が一般的に強いというだけのことではなく、公共選択理論との関連で考慮してきたように、カリフォルニア州における反税運動の成功以後、連邦均衡予算憲法修正の運動は全米的なものとなっており、赤字が予想される予算、あるいは連邦税の対国民所得比ベースの増加を承認するには議会の特別多数決を必要とするという1982年の連邦憲法修正案は、大統領の支持をえ、上院の3分の2以上に承認され、下院では憲法修正に必要な3分の2の支持はえられなかったものの過半数は獲得したということである (Niskanen [1988] 邦訳 p. 103, Buchanan, Rowley and Tollison [1986] p. 374)。だからレーガン

政権内部においても議会においても財政均衡の理念についての公然たる反対は極めて困難であったはずである。したがって消極的に繰り返し承認されたものと考えざるを得ないが、財政均衡のため決定的に必要な措置をとらなかったという点では、この理念は自覚的に軽視されたわけである。

そこで財政均衡派は大幅赤字が経済的危機をもたらすという危機論を展開した。そのポイントはクラウドディング・アウト論だが、ケインジアン的にも反ケインジアン的にも、財政赤字は金利を上昇するか、マネーサプライを増加しインフレ加速につながるかすると説くので、金利上昇またはインフレ加速という経済危機をまねく恐れが生ずる。これらの議論そのものが誤りであったわけではないが、現実には金利は下がったし物価も安定してしまった(土志田 [1986] pp.116-122)。このことは単にアメリカ経済にのみ考察を限ってしまうと、全く理解できなくなるが、この点でレーガン政権の関係者には問題があった。ニスカネンは、『『レーガノミックス』といわれる総合的な経済政策は1981年、アメリカ経済のかかえていた主要な問題に取り組むために企図されたもので、それが他の国々に与える影響についてはほとんど無理解、無関心だった』と述べているが、こうした状態では財政赤字の経済的に包括的な説明は困難である(Niskanen [1988] 邦訳 p.1)。ともかく財政赤字の中でアメリカ経済は好況を維持したので、財政均衡派の危機説は成功しなかった。

こうして連邦政府の財政赤字は、カーターの担当した1981会計年度の789億ドルから、初めてレーガンが修正を施した1982会計年度には1279億ドル、1983会計年度には2028億ドルと急上昇した。そして1986会計年度まで2000億ドルの水準を維持した。暦年で見るとGNP比は、1983-86年4.5~5%という高い水準で、連邦公債残高は1980年末でGNPの34%から1987年末にはGNPの53%に跳ね上がり、公債利払い費もGNPの3%、歳出の13%を超えるに至った。レーガンは「大きな政府」をもたらすケインジアンを非難して政権を握ったのであって、まさにその政権がかように巨額の財政赤字を作ったことは歴史の皮肉というほかない。ただ「大きな政府」を非難する急先鋒を自己の陣営に引き付けていたことが、こうした予想を超える事態を可能にしたともいえる。しかしそのことは財政均衡のルールを確立しようとし

てレーガンを支持してきたグループにとって失望は大きいはずである。ストックマンの共和党に対する批判はそれを示すものであるし、ブキャナンも「長い間誤った考えにとって変わられてきた古い観念の復活は、うまくいっても、汚れない伝統のなかで推し進められてきた観念を受容するよりはずっと困難である。われわれはこうした復活が前進することを期待することができる。1986年現在、希望的兆候と失望的兆候とがともに観察される。今後の財政にかかわる政治は依然として予想できない」と述べている (Lee [1986] p. 179)。

そこでどうしても放置できない財政赤字の抑制のために制定されたのが、1985年財政均衡・緊急赤字管理法 (グラム=ラドマン=ホリングス法) であった。これは1974年議会予算管理法の部分修正として制定されたもので、財政赤字を段階的・強制的に削減して1991年度に赤字をゼロにするということを予算審議過程に組み込んでいた。すなわち毎年8月行政管理予算局と議会予算局の作成する赤字見積りが目標を100億ドル以上上回る場合には、超過額全部を削減するよう規定していたが、ことに9月議会が歳出削減または増税を決定できないときにも、とくに10月除外されたもの以外のプログラムの支出を超過赤字の全額分だけ一律に削減するものと規定していた。審議の結果社会保障費など予算の72%が全部または一部が削除免除となり、完全な一律削除は予算の28%で、うち半分は国防費で占められることになった。しかし1988年度予算についてはその赤字削減目標の達成が困難になって、1987年法の修正により、赤字削減のテンポを遅らせ、財政均衡の目標年次も93年度まで繰り延べた。法律に対する信頼がきずついたことは否定できない (佐々木 [1988] p. 261)⁽¹³⁾。ともかくこの法律によって行政府と議会が人為的に危機状態を作り出し巨額の財政赤字を処理しようというわけであるが、法の要請するメカニズムにも問題があるし、実際に増税をするか支出を削減するかの選択をするのは行政府・議会のいずれにとっても容易なことではない (Santow [1988] pp. 185-192)。

こうして1つの軌道が敷かれはしたが、財政赤字の解消にはまだ多くの困難がある。さらにこの財政赤字により損なわれたアメリカ経済の修復という困難な問題も発生している。というのは、この財政赤字に関連してアメリカ

経済はそれまでの軌道からそれて、別の軌道に入り込んでしまったからである。この財政赤字が需要を刺激して景気を支えたのかどうかという問題も重要だが、それとともに財政赤字が外国資本の流入により賄われ、アメリカが対外債務を負うということになって、外との関係で継続可能性の問題が出てきたのも重要である。レーガノミックスがアメリカ経済に何をもたらしたか総括しよう。

V 無理な「実験」の国際的帰結

これまでレーガノミックスを1つの実験と規定してきた。マルクスは経済過程が自然必然性をもつと認識していた。反対にケインズは特殊な歴史条件の中でこの経済を管理の対象となしうと見た。だがこの経済管理のなかで、これまでと同質・同程度のファイン・チューニングをもってしては、もはや管理できないジレンマを含んだ事態が生まれた。こうした困難を抱えたときの経済はもはや自動的に課題を処理されうるような対象ではない。もちろん経済機構が恣意的に動かしうるわけではないが、人間による選択が経済過程に入って来ざるをえない。実際何に注目し何を求めていくのか、それは政治過程によって決定されるというほかなかりう。こうした課題の解決を提起するのが政治過程であり、それを現実に達成するのは経済機構ということになる。経済機構自体は容易に構造変革できる対象ではないが、それにしても経済自体が課題を抱えたとき、政治的に働きかけることがまず出発点とならざるをえない。そのうえ現代の経済はケインズ的に管理されてきた政治経済体制であり、管理のシステムを含めて問題が指摘されてきた。新保守主義的な課題の解決の方向は意図としては国家による管理・統制を強化するのとは逆であるが、それにしても問題解決のためには経済の仕組みあるいは経済の構造や体質そのものの変革が必要であるとはっきり自覚されていたのである。それゆえわれわれはレーガノミックスが1つの実験であるといってきたのである。

レーガンはスタグフレーションのなかで保守化する大衆、直接にはレーガン連合を基盤としてきた。そして強い世界のリーダーとしてのアメリカ、備

値観においても安定し生活様式においても古き良きアメリカの再生を究極目標とするよう求められた。それを現実化する診断を書いたのはマネタリズム、公共選択理論、サプライサイダーなどの新自由主義の経済学であった。レーガンはそれを指針にしつつも、かならずしもそれに従わなかった。実際にレーガンがしてきたことは、新自由主義の経済学に従って問題を提起し解決の方向を示し巧妙な演説により説得しながらも、最終的には解答を政治過程に委ねたということである。サッチャー政権と比較するときレーガンの政策展開が不徹底であったことは明らかであるので、レーガノミックスが失敗であったという評価はありうる。しかし政治経済体制に対する政治的・経済的対応であったのだから、現実の政策展開過程を狭い観点からだけでなく多様な観点から総合的に評価する必要がある。

さしあたり考察されるべき評価のポイントは、まず政治過程からの要請をどれだけ果たしたかであり、次には経済理論の提示した診断がどれだけ実現され実際のどのような成果を得たかということであろう。ただこの2つの評価は矛盾することがある。たとえば、連銀の政策展開はかならずしもマネタリストの理論通りではなかったが、ともかくインフレ抑制には成功して、政治目標は現実に果たされた。また税制改革、ことにTRAは企業投資にかなりのマイナスというサプライサイダーの評価が目に見える。しかし税制から大企業など政治力のある部門中心に蓄積してきた優遇措置の堆積の相当部分を整理・除去して、税ベースを拡大し、むしろ税率を低下したことは、大企業経営者とともに共和党の基盤となっている下層の中産階級の公平に対する要望を汲んでいたのではないとも考えられる。したがってそれぞれの経済学の原理は貫徹しなかったものの、その政策展開によって国民ことにレーガンの支持者が満足したということは十分ありうる。

たしかにポピュリズム保守主義の大きな潮流に乗って政権を握ったレーガンが果たしていない固有の要求は多数ある。公立学校における礼拝にしても、バス通学にしても問題自体が先送り⁽¹⁴⁾されている。福祉国家も基本的部分は残っており、抜本的改革は回避された。こうした結果はアメリカの社会経済構造における供給側からの本格的な変革を求めた人々には相当の不満を残しているに違いない。しかしマジョリティーにとっての福祉国家を残しながら

ら、しかも「偉大な社会」から拡充されてきた人種平等化政策と関連する貧困対策の諸プログラムについては相当程度整理された（馬場 [1987] p. 336）。国民のマジョリティーあるいは保守派のうちでも穏健な部分にとつての1つのバランスある結末ということができなくもない。こうした結末も直接要望し提起して実現されうるわけではなく、福祉国家そのものを批判し変革を求める民衆運動の支持のもとにはじめて実現されえたことであろう。残つたのは穏健な保守派に基盤をおいたブッシュ政権であつて（篠川 [1989] p.295）、ポピュリズムのなかで提起されてきた要求や理念の実現は遠のいた。当然レーガン大連合に内在する矛盾が表面化する可能性はあるが、国内経済に限ると、アメリカはインフレを抑制したし、失業率も下がった。したがって1960-70年代のアメリカ政治経済体制の危機が1つの収拾を見たといつてよく、レーガンの構築した政治的な連合は今後の基軸的な体制として残つたわけである。だがそれとともに、アメリカの本格的な再生は切迫した政治課題であることをやめてしまったのである。

もともとレーガン政権は、連邦支出の削減・減税をともなう税制改革・規制緩和・通貨の安定という4つの柱からなる経済再建プログラムをもって出発した。この背後には「小さな政府」を実現し、インフレを抑え、アメリカ経済の貯蓄・投資構造を変え、生産性停滞から脱却しようとする意図が抱かれていた。しかも経済的に「大きな政府」がなぜ問題かといえ、それが資本蓄積に過大な負担を負わせ、その介入が資源配分における効率性を歪め、結局インフレや貯蓄・投資構造の歪曲や生産性停滞をもたらすからにほかならない。新保守主義の経済学は市場に対する裁量的な介入をやめれば市場自体はこうした経済的問題を解決する活力をもっているという市場に対する信頼を前提として政策理論を構築してきた。初めに用意されていた政策が徹底して維持されたわけではないので、この信頼が妥当なものであったかどうか答えは出ていない。しかしアメリカ経済の困難が政策の誤りにのみ由来するという議論は妥当であろうか。インフレは確かに抑制された。しかしすでに見たように、これは単にマネーサプライの伸び率抑制のみによって実現されたのではない。価格構造の基礎にある労資関係の変化が必須であつた。より実質的な経済関係に関わる貯蓄・投資構造（表11参照）の改善とか、生産性の

表11 GNPに占める総貯蓄・総投資の割合 (単位: %)

		1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
総貯蓄	合計	18.3	16.3	17.1	14.1	13.6	15.1	13.3	12.7	12.4
	民間総貯蓄	17.8	17.5	18.0	17.6	17.4	17.9	16.6	16.1	14.7
	個人貯蓄	4.7	5.0	5.2	4.9	3.8	4.4	3.1	2.9	2.3
	法人貯蓄	13.1	12.5	12.8	12.7	13.6	13.5	13.4	13.2	12.4
	政府収支	0.5	-1.3	-1.0	-3.5	-3.8	-2.8	-3.3	-3.4	-2.3
	連邦 州・地方	-0.6	-2.2	-2.1	-4.6	-5.2	-4.5	-4.9	-4.8	-3.5
総投資	合計	18.2	16.5	17.2	14.1	13.8	15.2	13.2	12.3	12.2
	民間総投資	18.1	16.0	16.9	14.1	14.7	17.6	16.0	15.7	15.7
	純外国投資	0.1	0.5	0.3	0.0	-1.0	-2.4	-2.8	-3.4	-3.5
統計誤差		0.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	-0.1	-0.3	-0.2

出所) *Economic Report of the President, 1989*, Table B-1, 28より計算した。

停滞からの脱却ということになると、狙いが実現されたという証拠はまだあがっていない。これらの問題については、本書第2章「アメリカにおける生産性問題——『下』からの改善は成功するか」および第3章「転換期の労使関係とレーガン政権」が重点的に検討しているのでそれを参照してほしいが、筆者は、現代のアメリカ経済は、商品経済的な短期的視点からの効率性が、長期的な資本蓄積と生産における効率性とに結実しない、資本主義の発展段階の観点からいうと、寡占体制の生産力基盤の長期的停滞化・衰退化の時期にある、成長率・生産性増加率の傾向的低下、生産関係の硬直化、産業構造調整の遅れなどは寡占体制そのものの歴史的傾向としてとらえうる、と考える。こうした傾向はさしあたり、次の4要因に起因すると見ている。①自動車文明に象徴されるアメリカの大量生産・大量消費による成長が活力を失い、経営・労資関係に硬直化を見せつつあること。②アメリカの外でアメリカ化にともなって大量生産方式による効率的な生産が導入されたためアメリカの競争力が相対的に落ちたこと。③アメリカ系多国籍企業は国家財政によるR & D費用負担の余力が少なくなって技術上の優位を維持しえなくなってくると、生産基地を外国に移すだけでは国際的にも有利な地位を保持しえないこと。④自動車産業のように、アメリカ市場に固執しつづける企業も多数残っており、経営・労資関係に硬直性をもたらすアメリカの文化・社会状況から脱却できないこと。もちろん政策のあり方がこれらの要因に影響

を与えないわけではない。実際総需要の浮揚をもたらすという意味のケインズの政策は戦後経済の好況条件を強化して蓄積を促進し、その順調な発展に大きく寄与してきた。それが経済実態をただ悪化したのみであるというのはあまりに近視眼的であろう。したがって外国に対するドル供給を可能にした戦後の需要拡大的政策の世界的規模での生産力拡大効果が衰え、先進国でのスタグフレーションをもたらしたり産業の国際競争力の減退をもたらしたりしたとき、もともっているケインズの政策を後退させたからといって悩みが解消するわけではない。もしサプライサイドの政策がいずれ長期的には貯蓄・投資構造を改善し生産性停滞状況を脱却することができるということを前提にして急速に減税するなど積極的な構造の変革に取りかかるとしたら、それはどこかに無理を生み出すことになるのではないか。この点で経済の対外関係はレーガノミックスを成功させた要因でもあったが、またその無理が表出した部面でもあったことに注目したい。

アメリカ経済はなんら基礎から再生したのではないことはその対外関係に現われている。極端な言い方をすれば、レーガノミックスは、外国から取り入れた資金で外国商品を買ひ、消費・投資・政府支出を賄ひ、国内の困難を一時的に隠蔽したに過ぎない。実際ボルカーのもとで79年新金融政策が採用されてから82年金融が緩和されるまでの時期、実質投資の22%の下落や低調なGNP変化を支配していたのは厳しい金融引き締めであって、長短実質金利は1%ほどの水準から6.5%の高水準に上昇し、企業の倒産率（登録数に対する倒産数比）は0.2%から1.1%に跳ね上がり、操業率も12%下落し、失業率は5.8%から9.5%に上昇した。アメリカの対外投資ポジションは米国人の外国資産と外国人の米国内資産とがともに増えてわずかに投資増になっているので、連銀の金融引き締めによる国内企業活動の収縮が主要な流れを形成していたといっただけでよいが、連銀が金融の緩和に転じてからドル相場がピークに達する85年にかけては、外との関係が資金の流れに大きな影響を及ぼすようになる。82-85年の間に実質でGNPは14%、個人消費は15%、政府購買額は14%そして投資は43%の増加を示すが、この間に輸入は輸出をはるかに超えて伸び、貿易収支が黒字から大幅な赤字に転じ、対外投資ポジションも一挙に2500億ドル悪化してアメリカが債務国になるのである。絶対額では

個人消費の増加額のほうが投資の増加額より大きいのが、投資の拡大は極めて印象的である。フェルドシュタインらは、景気回復局面におけるGNP構成要素の拡大速度を83-84年の回復期とそれ以前の回復期とで比較して、「1983-84年の経済回復は個人所得税減税によって金融された消費ブームの結果である」とか「回復は個人限界税率の削減によって引き起こされた労働の供給における増大を反映している」という命題は証拠によって支持されないと主張している。そして名目所得の増大が金融政策の鋭い変換によるものであり、実質GNPの急速な上昇の原因は、反インフレ金融政策によるドル高であるが、ドル高はまた財政赤字増加と税インセンティブの改善⇒設備・構築物投資の組み合わせから来る実質金利の上昇にも依存したという (Feldstein and Elmendorf [1989] pp. 27, 23)。レーガン政策による需要効果を認めないのだが、企業減税を実効税率の下落に関わる投資インセンティブという面だけではなく、優遇税制による企業減税を投資需要促進策と見れば財政が需要促進的であったともいえる。個人消費支出についても、実質週賃金が70年代以降、ことに80年代に入って相当に下落したときにも、高水準を維持し、アメリカの過剰消費体質が存続したという問題がある。この点で、所得税の減税と限定的な社会保障制度の縮減という財政政策は、削減される可能性のあった需要下落を食い止めたという点で需要促進的であったともいえよう。ただここで特に問題としたいのは、この景気回復が外との関係で初めて可能になっていることである。すなわちドル高、高金利、外国資本流入と財政収支・経常収支の「双子の赤字」とが相互規定的になっていることである。こうした状況を引き起こしているのは、日本・西ドイツなどにおける供給余力の存在と遊休資金の存在、連銀の金融緩和策への転換などを前提として、財政支出の不徹底な削減と大幅な減税の組み合わせが需給両面から回復過程を一挙に加速したことであろう。79年以降の投資の下落が大きかっただけに、加速償却や投資税額控除の強化による企業減税のみが投資の急上昇の原因であったとはいえないが、もっとも重要な原因の1つであったことは否定できない。⁽¹⁵⁾ それにしても巨額の資金が外国から流入し、国債に投資されたり、直接投資され、あるいは経常収支の赤字を賄うことができなかつたら、巨額の財政赤字が一層の高金利やインフレを避けることはできなかつた

であろう。ここにおいてアメリカの経済的安定が外国経済にはっきりと依存するようになったのである。このことは、資本主義が世界的な体制であるということを一般的にいう以上の内実を秘めていたのであって、外国の商品・資金・資本の独自の流入が、アメリカにおけるインフレなき投資主導の経済拡張、その中での実質高金利、ドル高、「双子の赤字」の組み合わせを初めて可能にしたのである。基軸通貨ドルの安定性が、アメリカ経済の対外相互依存の強まりのなかで、他の有力資本主義国からの協力と助力によってやっ(16)と維持できるという段階に入っていくのである。

1985年以降ドル安局面に移るが、アメリカ経済の状況が基本的に変わったわけではない。むしろドル安のなかで輸出が増加するものの、それは貿易収支の赤字の若干の削減に役立ったのみで、経常収支の赤字を解消するほどの勢いはない。『大統領経済報告』はアメリカ企業が国内価格にそった価格設定をしているのに対して、外国の輸出企業はドル安のなかで米国内価格を維持したことに注目している (*Economic Report of the President, 1988*, pp. 113-123)。アメリカ企業に対して、外国の輸出企業がドル安の影響を吸収して不利な為替相場のもとでアメリカ市場におけるシェアを維持しようとしている理由が、国際貿易の構造上の変化によるものであっても、ひとまず圧縮した利益を本国の労働者などに転稼したり生産性増加・競争力強化をしたりしたことによるものであっても、それはドル安に対する価格調整が外国の輸出企業のほうで柔軟に進められているということの意味するものである。もしアメリカ企業がドル安による増益を本格的な競争力強化に転化できなければ、低位の為替相場でも事態は振り出しに戻ってしまうであろう。1985-88年になるとアメリカ経済は消費需要の拡大を主として好況過程を持続し、この長期の好況にもかかわらず、投資の方は持続的に増大していく勢いを示さなかっただけでなく、表11のように、総投資すら1984年以降GNP比率をじりじりと下げてきている。失業率はきわめて低いが労賃上昇率は低く、物価も安定しているのは確かだが、こうした健全さも、外国からの安価な商品の流入に支えられているところが大きい。たしかに生産性の上昇率は他の先進資本主義国に比較して高い水準にあるが、ドル安に対応して産業構造を変え国際競争力を強化して経常収支を均衡化するほどの環境が構築されているわ

けではない。依然として外国資本に頼って弱体な貯蓄・投資構造を補うという歪んだ構造が持続しているなかでの表面的な活況なのである（Carroll [1987]）。こうして資本主義的に「不健全」な経済状況にあるからこそ、議会は貿易政策に活路を見出そうとするのであって、「公正な」貿易の名のもとに、慣行・慣習を含めた経済のあり方そのものに対して、日本を主たる相手として選択的要求をつきつけることにもなったのである。

こうして見ると、レーガノミックスのもとでも問題は根本的に解決されてはいないし、たとえばサプライサイダーなどのいう意味で根本的な解決に向けて相当の努力が継続しているともいえない。問題を一時的にせよ隠蔽したことによって安心しているように見える。もちろん、一時的であっても問題を隠蔽したことの意義は大きい。イギリスのサッチャー政権のような実験を世界国家であるアメリカはできない。メキシコの累積債務危機がアメリカ金融システムの危機に転化する可能性に直面して、連銀が金融緩和に転換せざるをえなかった理由もある。アメリカの政治的安定は資本主義世界の安定にとって決定的な要因である。にもかかわらず、レーガノミックスはアメリカの国際競争力の弱体化と莫大な累積債務という死重を残した。とくにアメリカの純国際投資ポジションは、1982年末の1369億ドルの債権国から87年末には3682億ドルの債務国に転落した。そして経常収支赤字が1000億ドルを超える状態を続けていく以上、債務額が引き続き急速に増額していくことは確実で、現在累積債務国に見られるようなサステナビリティ問題が起こる可能性を秘めている。ドルは基軸通貨であるからいかなる債務にたいしてもアメリカは自国通貨ドルで支払うるといわれる。しかし為替の取引がまったく市場に委ねられた場合には、相場下落がオーバー・シューティングなどの関係により過剰に生じて、それが現実にその国でのインフレを通して購買力においても価値を減じてしまう恐れが常にある。インフレとドル下落・ドル信認の危機とが相携えて進行する場合には、基軸通貨といえども崩壊する可能性はある。そもそも基軸通貨というのは、決して公式の制度のうえに成立したものではない。単に強力というだけでなく、国際金融世界の信認に基づいて形成されてきているのである。累積債務を放置してドルの価値を維持する努力を放棄すれば、それに代わる通貨があるか否かが重要な問題になる

が、いずれ市場はドルを離れる可能性なしとはいえない。実際、外国におけるドルの保有が、市場の逃避の結果、相当部分公的当局に限られてしまうような事態は異常である。基軸通貨国としてのアメリカの経済再生の必要性が対外関係を通して焦眉の急の問題になる場合もありうる⁽¹⁷⁾。

要するに、レーガンの実験が大きな無理をおかしていたわけである。レーガンは国内経済の成功を基礎にして、国内の政治的統合には成功している。しかしそれには膨大な財政赤字という代償を支払っている。この財政赤字が経済的な危機をただちにもたらしはしなかったのは外との関係を通じてであった。ところが、アメリカは外国に対して最大の債権国から一挙に最大の債務国に転落したわけで、レーガンの成功も外との関係のなかで償われざるをえなかったといえよう。その大胆な実験の無理が対外的な経済関係に表現されるということになっていたのである。

VI 経済管理の新たな体制に向かう

ケインズ的な経済管理というのは、財政金融の裁量的な運用であるといわれる。それを狭く解すると、現実にケインズ政策が実施せられたことがきわめて稀なものになってしまって、経済分析的なタームとしての意義を果たさないことになる。ここでは管理の意味を少し広く解して、ある程度安定した反応関数の範囲での定型的操作の経済的側面を経済管理のうちに含むことにする。失業保険はもとよりメディケア、メディケイドなどの社会保障制度も政府による経済社会管理の体制の一環に含めることになる。それは政府による資本主義社会の一定の形態による組織化を意味する。そうすると「大きな政府」は偶然的、臨時的なものでなければ経済管理に結びつくものといってよい。議会の審議も一定のきまったパターンをもつようになれば、ここでいう経済管理にかかわる資源配分上の意志決定と理解しうる。

ところで経済再建計画 (Economic Recovery Program) はケインズ的な景気対策のみではなく、労働、貯蓄、投資に対するインセンティブや貯蓄・投資構造の改善を含んでいた。反応関数そのものの変更を取り扱おうとしていた。現実の経済の政治的管理は、事実として小刻みな制度上の変化を含んで

いたのであって、単なる固定的制度、固定的ルールのもとでの経済の量的な操作に尽きるものではなかった。財政金融政策も、制度上、ルール上の柔軟な変更を含みながら実施され、全体として政府・議会の決定が経済を動かし、経済社会の組織化を進めることになっていたのです。こうした性格の定まった形をもつ反応関数の操作そのものを含めて管理という言葉を広義に用いる必要があるだろう。

広義の用法をとるのであれば、経済管理は特定の具体的経済目標をもった政策のみに限られはしないということになる。もちろん、軍事費や自由権にかかわる社会秩序を保持するための国家経費となると、経済管理のコストとは言い難い。しかしこの両者の間に社会保障費など社会権とかかわっている国家経費があるが、このコストも間接的には所得再配分を通じてマクロ経済的効果——消費性向の押し上げによる完全雇用促進効果——を持つと考えてよい。これらの費用はかならずしもマクロ経済政策としての自覚をもって実施せられるわけではないが、こうしたマクロ経済的効果を持つことが前もって期待されて実施されていることが多いと見られるので、広い意味での経済管理に入れても差し支えないはずだと考えてきたのである。反対にこうした管理をやめようとする一貫した政策も、客観的に経済に影響するだけでなく、主観的にも特定の効果を期待して実施されている。市場の復権を唱えて、経済介入を引き上げようという政策も、実際意識的に行なわれているのであって、経済管理の特殊な形態とされる資格を有している。

繰り返して述べてきたが、レーガノミックスは、量的なマクロ経済政策を維持するのに加えて、意識的な構造変革を狙った。特に税制改革は労働・貯蓄・投資に対する意欲を相当程度高める効果を期待して実施せられた。意図としては、管理、規制を廃止することによって、「大きな政府」のせいで十分な展開が妨げられていたこれらの意欲がおのずと改善せられるという形で、量的マクロ政策が実現しようとするものよりも人間の深みに入り込み経済構造の変革に進まんとしていたのである。こうした意味では、レーガノミックスは過程を市場に委ねたわけではなく、きわめて積極的な構造改革の実験であった。議論としては、ケインズの管理の無効性や現実の市場経済の調整能力が論ぜられているが、大恐慌以来導入されたいわゆるケインズ体制が

取り去られたその後の体制の安定性が問題になっているとは思われない。むしろ変革の方向が問題になっているのであって、結局は新たな形態の組織化への転換の問題に帰着せざるをえないのではないか。新自由主義の経済学はいずれも市場の自動調整力に対する強い信頼を表明しているが、彼らの論理を、「小さな政府」の実現、規制廃止の後に純粋な自由社会が期待されると解するのは、現在むしろ消極的な理解ではないか。それらを現代経済社会の変革の論理、より高次の管理の論理と読み込むほうが積極的な解釈ではないだろうか。

マネタリストの固定率ルールはこれをもって貨幣価値が市場に委ねられる形とは見なし難い。むしろ貨幣価値は公的に管理されるべきであるという思想の表明である。ハイエクとフリードマンの間には大きな溝があって、極端な言い方をすればフリードマンはケインズとは異なる管理の形態を現実的なものとして求めているといえよう。合理的期待形成学派は金融政策・財政政策の特定の形での展開が長期的には無効であるとしているが、短期的にはあるいは市場が意外とみなす政策についてはむしろそれが固有の効果を持つことを明らかにした。おそらく合理的期待形成学派が依拠する市場の期待形成過程は、かつてバンクがシティを対象として展開した伝統にもとづいた「管理」に類似するものと見てよい。バンクは特定の商会を通じて信号を送り、市場の期待を形成しつつ、市場を主導したのであって、それが結果的には市場の自動調節作用とされたのである。ケインズ政策においても、それが安定的に機能する場合——それが主としてビルト・イン・スタビライザーとか反循環政策に近い形で登場する段階——では、政府・議会のある程度確定された政策展開が市場によって予期され、それが市場の期待形成を長期には安定的にした。いずれの場合にも管理の実存は固有のメカニズムを生み出していたのであって、たとえ合理的期待形成論がいうように長期的には経済変動が1つのトレンドの回りの確率的に偶然の変動であるとしても、メカニズムに対応して変動の仕方に種々の形態がありえたのである。管理について考察されるとき裁量的政策によって変動の基準自体が変えられるのかどうかの主として問題とされてきたが、むしろ与えられた基準の回りの変動の形態に注目するならば、合理的期待形成論の期待形成モデルを、実在する管理の形

態を解明する1つの理論と解釈し直すことができよう。サプライサイダーのなかでも本来のブードー・エコノミックスは単純にネオクラシカルではない。彼らの市場観は純粋理論的ではなく、その理論はインセンティブという経済学のいわば前提となっているものに関心を集中していることからすると、反応変数の変化そのものを管理するやはりケインズとは異なる形態の管理に帰着すると解釈することもできよう。新しいポリシー・ミックスの提唱者といわれるフェルドシュタインはインセンティブの変化を含むモデルを考察している。ケインジアンと矛盾するわけではなく、それよりも及ぶところの深い議論を提起しようとしている。それが市場メカニズムの機能を一層引き出そうとする議論であっても、経済の構造変化を含んでいるところに、われわれの観点からみた積極性がある。

ストックマンはレーガンのもとでサプライサイダー革命を実現しようとして「政治」に破れた。彼は、その基盤と結びつく権益や権限のための政治に対して、理念や理想に基づく専制を対置した。しかしレーガノミックスは理念の実現過程に終らなかつた。政治的な闘争と妥協の過程であった。それは、サプライサイダー的にはアメリカ経済を変革しなかつたが、明らかに大きな転換点になっている。大きくはアメリカ経済が修正資本主義あるいは混合経済にあることにはかわりはない。だがそのあり方は変わった。福祉国家の一層の量的拡大はやみ福祉の対象は限定的になった。累進税制も税率削減という形で明確に制約されるにいたつた。管理の体制そのものが否定されたわけではなく、それは新たな形に姿を変えつつある。しかも経済行為の基礎にあるインセンティブや経済構造の変革が管理の対象に入りつつある。ケインズ的な経済管理よりは次元の高いものに転化しつつある。マルクス経済学は現代資本主義を国家独占資本主義として分析してきた。この基本構造に変わりはないであろう。しかし財政金融政策による経済の組織化の進展という意味での経済への国家の介入は、新保守主義の登場で新たな形態の国家介入に姿を変えるわけであるから、国家独占資本主義の第2局面という規定をあたえることができるであろう。しかもこれまでの国家独占資本主義がスタグフレーションという形でその内部矛盾を顕在化したのに対して、もちろんその恐れがまったくないわけではないにしても、その内部矛盾は主として生産力

的な発展に固有の限界をもつ経済の再生の実験が過度の負担を要するところに生じてくるのではないかと思われる。特にそれが外との関係に重大な緊張関係を創り出す可能性が強い。資本主義的には、基軸通貨とその価値をめぐる軋轢、「公正」な貿易関係をめぐる摩擦、先端技術開発にかかわる対抗関係、世界政策と軍事費の負担関係などが主要な問題領域になってくるのではないかと思われる。しかしここでは積極的に検討してこなかったが、現代社会を新保守主義とは異なった観点からも解釈しなおすことができるのではないだろうか。そのとき、現代世界はまた新たな姿をとって見えてくるであろう。

〔注〕

- (1) レーガンの選挙公約は外交・軍事および経済の領域のほかエネルギーおよび社会・内政領域に大別される。このうちエネルギー問題に関しては政府規制の排除、価格統制の撤廃、エネルギー省廃止を掲げ、社会・内政問題に関しては男女平等憲法修正反対、人口中絶の立法化反対、銃規制反対などの社会立法のほかいわゆるレーガン新連邦主義に関わる政策が挙げられていた。ただし共和党大会で男女平等憲法修正問題は綱領から削除された。
- (2) 大統領選挙においては、1970-80年代、カーター大統領の1期を除いて共和党の候補が民主党の候補を破っている。特に中西部の諸州は共和党で固まっている（Republican lock）。そこは宗教右派の根拠地でもあるが、民主党の方にもリベラルな候補を出すと保守的な南部をまとめられず、反対に保守的な階層に偏る候補を押すとマイノリティ・グループの強い支持を確保できないという、ルーズベルト連合の解体という弱点が一貫してあった。こうした基本的傾向に加えて、本来民主党の基盤である労働組合員の票もレーガンに流れたことがレーガン圧勝の原因をなした。しかしながら議会における政党勢力関係ではなお民主党優勢状況が続いている。実際この1960-80年代下院は常に民主党優位であるし、上院でも1981-87年を除いて民主党優位であった。ただそのことは共和党の大統領が議会の支持を確保することを決定的に困難にするわけではない。保守的な南部民主党グループなどへの協力要請の可能性もあったし、選挙民自身の保守化の圧力をバックとしていく可能性もあった。
- (3) ウォーターゲート事件直後の1976年選挙戦においては共和党はまだ組織の再建過程にあった。そして「1978年において共和党は国会レベルにおいても州議会レベルにおいてもともに著しい進出を見せた」（Peele [1984]

- p. 120)。そしてこのときリベラル派の凋落がはっきりしたのである。
- (4) 『ネオポリティックス』の著者は、「民主主義」という概念を2つの定義で用いている。まず procedural な定義は、市民が保有する参加の権利やメカニズムに関わるもので、平等の政治的・法的な側面に結び付く形式的なものであるのに対して、substantive な定義は、こうした形式的民主主義が社会的に達成するものに関わっており、社会的・経済的平等の概念と結び付く実質的なものである (Medcalf and Dolbeare [1985] p. 21)。ここでは後者を「実質的平等を求める民主主義」とした。
- (5) 共和党は大略3つの傾向に分けられる。第1のそして最も重要なのは共和党におけるイデオロギー配置における中央を占める共和党主流であり、第2ははっきりとしたイデオロギー的特徴をもった共和党右派であり、第3は民主党の一部と重なる共和党のリベラルな進歩的部分である。ニューディール以降共和党大統領候補はウィルキー、デューイ、アイクと穏健派から選ばれてきたが、それを民主党追随主義として批判した右派は1964年ゴールドウォーター指名に成功した。選挙そのものはジョンソンに惨敗を喫しその後右のニクソンも中道寄りの姿勢で大統領候補指名に成功するが、共和党は1964年の選挙戦を通じて大衆的基盤を確立する。特に1970年代のポピュリズムに基礎を置いた右派の進出は党内の緊張を高めるものであった (Peele [1984] pp. 121-2, 130-7. Boyte [1986] pp. 10-1)。
- (6) もともとプレッシャー・グループが政党を支えるといった単純な関係にあるわけではない。政党の固有の価値観や政策綱領には独自のものがあり、それがプレッシャー・グループの議会活動を支配する面もある。さらにポピュリズム保守主義の場合には、銃規制反対のように特定の産業と結合しているものもあるが、すべてがそうではなく、アメリカ的価値の再建を主として目指すときには利害の調整では済まないものがある。またその運動は政党の議会活動に支配されるわけではなく、それを超越する面をもっている。
- (7) 1960-80年代における政治的変動は第3次産業のウェイトの増大に見られる社会変動、サンベルト地帯への産業と人口の移動などの環境変化のなかで生じた。全体としてリベラル=ルーズベルト連合が、その一翼に配置してきた急進的部分の改革への要請をしないで容れられなくなって分裂し全体として後退するなかで、保守化が進んだということである。これが政党支持関係に及ぼした影響は民主党支持者の漸減と共和党支持者の漸増であった。そのポイントは北東部における人種構成の変化の結果伝統的な共和党支持基盤であった WASP が他地域に流出して民主党支持のカトリック系や黒人の比率が増え、また白人上流階級が民主党支持に変わってきたこと、そして南部においてはそこに流入してきた経営者や白人上流階級の民主党離れが進み南部で共和党が進出するようになったことである。全体

としては議会における民主党の相対的優勢状況に変わりはなく、争点の変化や大きな環境変化のなかで民主党すらも福祉や対外貿易関係に重点を移すなど相当柔軟に対応してきているといえよう。

- (8) ラルフ・ネーダー・グループによると、レーガン政権トップに位置する経済関係の高官のうち伝統的な共和党の基盤である財界から導入された人事はロナルド・リーガン財務長官、マルコム・ホルドリッジ商務長官、レイモンド・ドノバン労働長官などであり、ベリル・スプリンケル通貨問題担当次官、ジェリー・ジョーダン経済諮問委員会委員がマネタリスト、デイヴィッド・ストックマン行政管理予算局局長がサプライサイダーということになっている (Brownstein [1982] 各所)。ストックマン自身は「意見の対立する経済セクト」をサプライサイダー、マネタリスト、折衷主義者に分けている (Stockman [1986] 訳 p. 114)。もともと財務省で高い地位を占めることになるノーマン・チュア、クレイグ・ロバーツ、ステイーヴ・エンティンなどサプライサイダーの影響力は最も強力であった。このなかで固有の公共選択理論派は多くなかったようであるが、このグループから研究書を出版しているウィリアム・ニスカネン経済諮問委員会委員が挙げられよう。
- (9) 『マンスリー・レビュー』誌上でスウィーージーおよびマグドフは一貫してブルジョア経済学批判を展開してきた。彼らの基本的観点は、現代の恐慌を独占資本のもとでの過剰蓄積に求めようとするもので、その長期停滞性が本質的な性格だということにある。ケインズは近代経済学正統派理論が寡占や独占的競争を取り扱い始めた時期であったにもかかわらず、独占と停滞を結びつけることができず、独占理論を扱うマイクロ理論と切り離れたところにマクロの理論を構築した。ことに永続的な停滞性が基調であるだけに、矛盾が停滞およびインフレないしスタグフレーションとして現われざるをえない。しかしこの点はケインズ経済学には容易に把握出来ない点であった。このようにスウィーージーにとっては独占資本主義に固有の剰余価値の過剰な生産が経済危機の根本原因であるので、現代経済の困難は需要の側に現われることになる。この点ではセー法則批判を基本とするケインズとは共通の基盤の上にある。したがってサプライサイダーにたいして最も厳しい批判を加えることになる。そして貯蓄は不足していないこと、投資の方が停滞的であること、投資の停滞は企業所得に対する課税負担の減少とともに進行したこと、などを具体的に展開するのである。彼らはレーガン政権を、現実にファシストだとはいわないが、他の国・他の時代にはファシスト政府によりなされたことを実行するあからさまに権威主義的な体制であるとして、マネタリストやサプライサイダー批判を繰り広げるのである。しかし現代の危機の根本原因を独占資本主義に固有の剰余価値の過剰生産であるとしたうえで、需要面に問題を絞っていく基本的観

点ゆえに、現代におけるマネタリズムの果たすべき意義を明確に理解できないし、サプライサイダーが強調する供給側にも長期停滞性の根拠があることを把握できないでいる点に問題を残した (Sweezy and Magdoff [1981] [1983] [1984], Medlen [1984])。

- (10) ハイエクの思想については『経済のマネージャビリティ』第2章『市場経済』のモラル・サイエンス——ハイエク理論の意義と限界 (浦園稿) 参照。ここでも明らかなようにハイエクのいう「自生的秩序」は「人間心性」一般に基づいて説かれており、その歴史性はまったく考慮されていない。歴史的に与えられる社会関係のなかで人間の他の人間に対する関わり方も変質せざるをえないことが無視されている。特に第1次大戦以降の不安定な社会状態が期待状態における不確実性を特殊に高めてきた事情が、市場を媒介する人間関係にも重要な影響を与えざるをえない点がハイエクの議論から抜け落ちて、市場に対する信頼が一般的に語られている。ケインズの時代認識の方が現実的であったといえよう。
- (11) Bosworth [1985] によると、投資の回復原因として挙げられているのは、企業減税のほか、インフレ率低下、技術変化の加速化およびドル高である。このうちインフレ率の低下はアメリカにおける継続的経済成長の見通しを改善したものとして挙げられ、技術変化の加速化は1970年代におけるエネルギー価格変動により陳腐化された資本ストックの置換とか生産工程でのコンピューターの使用の増大として現われているとされる。ドル高については国際競争力を維持するために投資が強制される点が評価されている。著者自身は投資の増加が実効税率の下落した種類の資産に生じているわけではないことをもって、企業減税が投資拡大の原因であるという見解には疑問を投げかけている。
- (12) 1981年議会の強い反発にあって社会保障制度の抜本的な改革が出来なくなった。レーガン政権はこの問題を基本的には回避しつつ、財源問題として部分的な手直しをするために1981年12月社会保障制度改革に関する国家委員会を設置した。ホワイトハウスと上院、下院がそれぞれ委員会の5名のメンバーを選出し、ホワイトハウスがアラン・グリーンズパンを委員長に選んだ。社会保障改革法はこの委員会の起草によるものである (Niskanen [1988] 訳 pp. 64-5)。
- (13) グラム=ラドマン=ホリングス法における強制的な赤字削減法は、行政管理予算局、議会予算局両者による翌年度予算の見積りにおいて、財政赤字が上限額を100億ドル以上上回る場合、会計検査院が削減計画を検討して大統領に報告し、大統領はそれに従った命令を発してその実施に当たる、というものであった。しかし最高裁は、86年2月、同法が「議会が罷免権をもつ (= 立法府に属する) 会計検査院長に、赤字一律削減の報告という行政権を付与するものとなり、三権分立に違反する」との理由で、違憲の

判決を下した。この結果、会計検査院長の答申に代えて議会の共同決議がもちいられることになった。その後87年に成立した改正により、強制的な一律削減方式が違憲にならないよう、大統領への削減報告を行政管理予算局局長に委ねることになった（泉・中野・山本 [1988] pp. 166-77）。

- (14) 特にニューライトの要求してきた社会立法については、一方で「レーガン政権が就任したとき、立法を実現する能力があることを証明して見せたのは、ハワード・ベーカー、ロバート・ミッチェル、ロバート・ドールそしてトレント・ロットのような共和党主流の議会リーダーたちであった。それと対照的に極右はバラバラで重要な社会的立法の通過を確保するのに失敗した」という事情があるとともに、他方でレーガン政府としても社会的立法が経済計画の実現を妨げる可能性があったので、それが経済政策や外交政策の犠牲にされたという面があった。結局、司法部を制約する法制的変更よりもそれに代わる連邦判事の任命を通ずる司法の保守化とか、既成の法の厳密な執行という方式を追求することになった。しかしこうした方法では社会変革を求めてきたポピュリストたちを満足させ得ないことは明らかである（Peele [1984] pp. 121, 165）。
- (15) この景気回復期におけるドル高、高金利の併存の「謎」の解明は、今日の経済学における重要な課題である。低調な貯蓄に対する自律的な資金需要を見るかぎり、収益性の改善にともなう企業の投資需要と連邦政府の赤字補填需要とが大きいので、その2要因が実質高金利の原因であったといつてよいが、それらはまたドル高の原因でもあった。このなかで高金利が資金流入の基本因といえようが、この資金流入については、日本などからの初めての金融的進出のための拠点づくり用の資金が相当の割合を占めていたといえよう。これも自律的要因といつてよい。なお、Blanchard [1984] は、実質高金利を世界的広がりをもつ現象として取り扱っているが妥当である。
- (16) 戦間期における再建金本位制の前後の時期の経験から、たとえ変動相場制のもと中心的通貨の価値不安定の時にも、国際取引契約のため、国際支払のため、あるいは国際的準備の保有のため、世界市場の統合性の絆として「基軸」通貨が存在せざるをえないことが経験的に確証されてきた。1973年以降世界経済はかつてない不確実な時代にあるが、ただそのなかで経済の相互依存関係はむしろ強められてきた。この中で取引通貨、決済通貨、準備通貨としてのドルの地位は相対的には低下したこともあったが、絶対的には揺らぐことはなかった。しかし首脳会議を通じて西ドイツ、日本などがドルの価値というよりその体制そのものを自覚的に支えることがなければ、ドルは基軸通貨としての地位を維持しえなくなってきている。この時期のドル高、高金利もたんにアメリカの強さの表現とは見なし難い。むしろアメリカの拡張が再び外国からの商品、資金、資本の大規模な

流入に依存するに至った第1次大戦以後初めての時期とすらいえよう。これは基軸通貨としての強さではなく、むしろ1985年のプラザ合意以降の過程で表面化する弱さを潜在化した時期であった。

- (17) アメリカが急激に債務国の地位に転落したことに對してサステナビリティ問題が提起された。ただこの理論は発展途上国などの累積債務問題などにかかわって展開されてきたものであって、中心国であるアメリカにも妥当しうるかどうかが、根本のところでは問題が残る。それにしても可能性としてはアメリカ経済が急速に破局に向かうシナリオが想定されえないわけではない。

[参考文献]

- 阿部齊 [1986]『アメリカ現代政治』東京大学出版会。
 安保哲夫 [1988]「1980年代のアメリカ製造業設備投資の内容と性格」『世界経済評論』1988年11月号。
 伊賀隆・菊本義治・藤原秀夫 [1983]『マネタリストとケインジアン——どちらが名医か』有斐閣。
 泉昌一 [1985]『現代アメリカ政治の構造』未来社。
 泉昌一・中野博明・山本武彦 [1988]『アメリカ政治経済の争点』有斐閣。
 伊藤信太郎 [1988]『デュカキス——出来るか！アメリカの再生』テレビ朝日。
 小椋正立 [1981]『サプライ・サイド経済学——レーガン経済政策の本質』東洋経済新報社。
 教育社編 [1980]『レーガン政権——その陣容と政策』教育社。
 小林清人 [1987]「財政金融政策」馬場宏二編『シリーズ世界経済 II アメリカ』御茶の水書房。
 斎藤精一郎 [1981]『サプライサイド・エコノミクス——最新アメリカ経済事情』日本経済新聞社。
 佐々木毅 [1984]『現代アメリカの保守主義』岩波書店。
 —— [1986]『保守化と政治的意味空間——日本とアメリカを考える』岩波書店。
 佐々木隆雄 [1988]『混迷深まる財政政策』石崎・佐々木・鈴木・春田著『現代のアメリカ経済 改訂版』東洋経済新報社。
 篠田豊 [1989]『ブッシュ政権——大統領とそのマシーン』三一書房。
 渋谷博史 [1986]『現代アメリカ財政論』御茶の水書房。
 竹内洋 [1981]「諸外国における税制改正の動向」『財政金融統計月報』第352号。
 土志田征一 [1986]『レーガノミクス——供給経済学の実験』中央公論社。
 仲晃 [1988]『アメリカの選択——ジョージ・ブッシュの挑戦』共同通信社。

- 中野秀一郎 [1982] 『アメリカ保守主義の復権——フーバー研究所をめぐる知識人』有斐閣。
- 西山千明 [1976] 『マネタリズム——通貨と日本経済』東洋経済新報社。
- 八田斎 [1987] 「諸外国における最近の税制改正の動向」『財政金融統計月報』第426号。
- 馬場宏二編 [1987] 『シリーズ世界経済 II アメリカ——基軸国の盛衰』御茶の水書房。
- [1988] 「レーガン主義の文脈」東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家 (上)』東京大学社会科学研究所。
- 春田素夫 [1988] 「金融革命の進展と金融の不安定化」石崎・佐々木・鈴木・春田著『現代のアメリカ経済 改訂版』東洋経済新報社。
- 原田和明 [1988] 『ブッシュの米国経済——日米運命共同体のゆくえ』日本経済新聞社。
- 福田淳一 [1981] 「諸外国における最近の税制改正の動向」『財政金融統計月報』第445号。
- 藤岡博 [1984] 「諸外国における最近の税制改正の動向」『財政金融統計月報』第385号。
- 古谷一之 [1986] 「諸外国における最近の税制改正の動向」『財政金融統計月報』第409号。
- 吉富勝 [1984] 『レーガン政策下の日本経済』東洋経済新報社。
- Auerbach, Alan J., and Dale W. Jorgenson [1980] "Inflation-proof Depreciation of Assets," *Harvard Business Review*, Sep.-Oct. 1980.
- Auerbach, Alan J. [1983] "Corporate Taxation in the United States," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1983.
- Auerbach, Alan J., and James R. Hines, Jr. [1988] "Investment Tax Incentives and Frequent Tax Reformes," *American Economic Review*, May 1988.
- Baily, Martin Neil [1982] "The Productivity Growth Slowdown by Industry," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1982.
- Baily, Martin Neil, and Alok K. Chakrabarti [1985] "Innovation and Productivity in U. S. Industry," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1985.
- Barry, Norman P. [1987] *The New Right*, Croom Helm, London.
- Bartlett, Bruce, and Timothy P. Roth [1983] *The Supply-Side Solution*, Chatham House Publishers, Inc., Chatham, New Jersey.
- Bell, Daniel, and Lester Thurrow [1985] *The Deficits : How Big ? How Long ? How Dangerous ?*, New York University Press, 邦訳『財

- 政赤字——レーガノミックスの失敗】(中谷巖訳) TBSブリタニカ。
- Bergsten, C. Fred [1988] *America in the World Economy: A Strategy for the 1990s*, The Institute For International Economics, 邦訳【アメリカの経済戦略——1990年代「競争と協調」のプログラム】(宮崎勇訳) ダイヤモンド社。
- Blanchard, Olivier Jean [1987] “Aggregate and Individual Price Adjustment,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 1: 1987.
- Blanchard, Olivier J., and Lawrence H. Summers [1984] “Perspectives on High World Real Interest Rates,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1984.
- Blinder, Alan S., and Angus Deaton [1985] “The Time Series Consumption Function Revisited,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1985.
- Bloom, Allan [1987] *The Closing of the American Mind*, Simon & Schuster Inc., New York, 邦訳【アメリカン・マインドの終焉】(菅野盾樹訳) みすず書房。
- Board of Governors of the Federal Reserve System [1980-1987] *Annual Report*.
- Bolster, Paul J., and Lawrence B. Lindsey [1988] “Tax Induced Trading: The Effect of the 1986 Tax Reform Act on Stock Market Activity,” *NBER Working Paper*, No. 2659.
- Boskin, Michael J. [1978] “Taxation, Saving and the Rate of Interest,” *Journal of Political Economy*, April 1978.
- [1982] “Federal Government Deficits: Some Myths and Realities,” *The American Economic Review*, May 1982.
- Boskin, Michael, and Lawrence J. Lau [1988] “An Analysis of Postwar U. S. Consumption and Saving: Part I The Model and Aggregation,” *NBER Working Paper*, No. 2605.
- [1988] “An Analysis of Postwar U. S. Consumption and Saving: Part II Empirical Results,” *NBER Working Paper*, No. 2606.
- Bosworth, Barry P. [1982] “Capital Formation and Economic Policy,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1982.
- [1985] “Taxes and the Investment Recovery,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 1: 1985.
- Boyte, Harry C., Heather Booth and Steve Max [1986] *Citizen Action and the New American Populism*, Temple University Press, Philadelphia.

- Boyte, Harry C., and Frank Riessman [1986] *The New Populism : The Politics of Empowerment*, Temple University Press, Philadelphia.
- Broadus, Alfred [1988] A Primer on the Fed, Federal Reserve Bank of Richmond, 邦訳『アメリカ連邦準備制度の話』(春田素夫訳) 東洋経済新報社.
- Brownstein, Ronald, and Nina Easton [1982] *Reagan's Ruling Class : Portraits of the President's Top One Hundred Officials*, Random House Inc., 邦訳『レーガン政権の支配者たち』(海外市民活動情報センター訳) 亜紀書房.
- Buchanan, James M., and Gordon Tullock [1962] *The Calculus of Consent : Logical Foundations of Constitutional Democracy*, Ann Arbor : University of Michigan Press, 邦訳『公共選択の理論——合意の経済論理』(宇田川璋仁監訳) 東洋経済新報社.
- Buchanan, James M., and Richard E. Wagner [1977] *Democracy in Deficit : The Political Legacy of Lord Keynes*, Academic Press, Inc., New York, 邦訳『赤字財政の政治経済学——ケインズの政治的遺産』(深沢実・菊地威訳) 文真堂.
- Buchanan, James M., Charles K. Rowley and Robert D. Tollison [1986] *Deficits*, Basil Blackwell, New York.
- Calleo, David P. [1968] *The American Political System*, 邦訳『アメリカ政治入門——危機の構造』(加藤雅彦訳) サイマル出版社.
- Carlson, Keith M. [1989] "Federal Budget Trends and the 1981 Reagan Economic Plan," *Federal Reserve Bank of St. Louis*, January/February 1989.
- Carrol, Chris [1987] "Why Is the US National Saving Rate So Low ?" *Harvard Institute of Economic Research Discussion Paper No.* 135.
- Carron, Andrew S. [1982] "Financial Crises : Recent Experience in U. S. and International Markets," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2 : 1982.
- Chrystal, K. Alec, and Daniel L. Thornton [1988] "The Macroeconomic Effects of Deficit Spending : A Review," *Federal Reserve Bank of St. Louis*, Nov./Dec. 1988.
- Coen, Robert M., and Bert G. Hickman [1987] "Keynesian and Classical Unemployment in Four Countries," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1 : 1987.
- Coser, Lewis A., and Irving Howe (ed.) [1973] *The New Conservatives :*

A Critique from the Left, Quadrangle/The New York Times Book Co.

- Crandall, Robert W. [1987] "The Effects of U. S. Trade Protection for Autos and Steel," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1: 1987.
- Davies, David G. [1986] *United States Taxes and Tax Policy*, Cambridge University Press.
- Dornbusch, Rudiger [1987] "External Balance Correction: Depreciation or Protection?" *Brookings Papers on Economic Activity*, 1: 1987.
- Duignan, Peter, and Alvin Rabushka (ed.) [1980] *The United States in the 1980s*, Hoover Institution Press, Stanford.
- Feldstein, Martin [1974] "Social Security, Induced Retirement and Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, Sept./Oct. 1974.
- Feldstein, Martin, and L. H. Summers [1979] "Inflation and the Taxation of Capital Income in the Corporate Sector," *National Tax Journal*, Dec. 1979.
- Feldstein, Martin [1980] "Social Security Benefits and the Accumulation of Preretirement Wealth," *NBER Working Paper* No. 477.
- [1981] "The Retreat from Keynesian Economics," *The Public Interest*. Summer 1981.
- (ed.) [1987] *The Effects of Taxation on Capital Accumulation*, The University of Chicago Press.
- Feldstein, Martin, and Douglas W. Elmendorf [1989] "Budget Deficits, Tax Incentives and Inflation: A Surprising Lesson from the 1983-84 Recovery," *NBER Working Paper* No. 2819.
- Feldstein, Martin [1989] "Tax Policies for the 1990's: Personal Saving, Business Investment, and Corporate Debt," *NBER Working Paper* No. 2837.
- Freeden, Michael [1978] *The New Liberalism: An Ideology of Social Reform*, Clarendon Press, Oxford.
- Friedman, Milton [1962] *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago Press, 邦訳『資本主義と自由』(熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳) マグロウヒル好学社.
- [1968] "The Role of Monetary Policy," *American Economic Journal*, Vol. 58, 邦訳『インフレーションと金融政策』(新飯田宏訳) 日本評論社.
- Friedman, Milton, and Rose Friedman [1980] *Free to Choose: A Per-*

- sonal Statement*, Harcourt Brace, New York, 邦訳『選択の自由』(西山千明訳) 日本経済新聞社。
- Garfinkel, Michelle R. [1989] "The FOMC in 1988: Uncertainty's Effects on Monetary Policy," *Federal Reserve Bank of St. Louis*, March/April 1989.
- Gilder, George [1981] *Wealth and Poverty*, New York.
- Gordon, Robert J. (ed.) [1974] *Milton Friedman's Monetary Framework*, The University of Chicago Press, 邦訳『フリードマンの貨幣理論——その展開と論争』(加藤寛孝訳) マグロウヒル好学社。
- Gordon, Robert J. [1985] "Understanding Inflation in the 1980s," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1: 1985.
- Greenberg, Edward S. [1974] *Serving the Few: Corporate Capitalism and the Bias of Government Policy*, John Wiley & Sons, Inc., New York, 邦訳『巨大企業と国家——アメリカの現状と史的分析』(下森義広訳) 光和堂。
- Greenstein, Fred I. [1983] *The Reagan Presidency: An Early Assessment*, The John Hopkins University Press, Baltimore and London.
- Hafer, R. W., and Joseph H. Haslag [1988] "The FOMC in 1987: The Effects of a Falling Dollar and the Stock Market Collapse," *Federal Reserve Bank of St. Louis*, March/April 1988
- Hailstones, Thomas J. [1982] *Viewpoints on Supply-Side Economics*, Reston Publishing Company, Inc., Reston, Virginia.
- Hedershott, Patric H. [1988] "The Tax Reform Act of 1986 and Economic Growth," *NBER Working Paper* No. 2553.
- Horrigan, Brian [1985] "Sizing Up the Deficit," *Economic Impact*, 1985/1.
- Howrey, E. P., and S. H. Hymans [1978] "The Measurement and Determination of Loanable-Funds Saving," *Brookings Papers on Economic Activity*, 3: 1978.
- Keleher, Robert E., and William P. Orzechowski [1981] "Classical Origins of Supply-side Economics," *Economic Impact*, 1981. 4.
- King, Desmond S. [1987] *The New Right: Politics, Markets and Citizenship*, Macmillan Education Ltd.
- Kristol, Irving [1981] "Ideology and Supply-side Economics," *Commentary*, April 1981.
- Krugman, Paul R., and Richard E. Baldwin [1987] "The Persistence of the U. S. Trade Deficit," *Brookings Papers on Economic Activity*,

- 1 : 1987.
- Lee, Dwight R. (ed.) [1986] *Taxation and the Deficit Economy : Fiscal Policy and Capital Formation in the United States*, Pacific Research Institute for Public Policy, San Francisco.
- Leeuw, Frank de [1985] "Deficits: Alternative Views," *Economic Impact*, 1985. 3.
- Lekachman, Robert [1987] *Visions and Nightmares : America After Reagan*, Macmillan Publishing Company, New York.
- Levitas, Ruth (ed.) [1986] *The Ideology of the New Right*, Polity Press, Cambridge.
- Lindsey, David E. [1982] "Recent Monetary Developments and Controversies," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1 : 1982.
- Meadows, Edward [1981] "Laffer's Curveball Picks Up Speed," *Fortune*, February 23, 1981.
- Medcalf, Linda J., and Kenneth M. Dolbeare [1985] *Neopolitics : American Political Ideas in the 1980s*, Temple University Press, Philadelphia.
- Medlen, Craig [1984] "Corporate Taxes and the Federal Deficit," *Monthly Review*, Nov. 1984.
- Meiselman, David I. [1982] "Is There a Conflict between Monetarism and Supply-Side Economics," in *Supply-Side Economics in the 1980s : Conference Proceedings*, Quorum Books, Westport, Connecticut.
- Miliband, Ralph, Leo Panitch and John Saville [1987] *The Socialist Register 1987*, The Merlin Press, London.
- Minarik, Joseph J. [1985] "Tax Reform at the Crossroads," *Challenge*, March/April 1985.
- Niskanen, William A. [1988] *Reaganomics : An Insider's Account of the Policies and the People*, Oxford University Press, Inc., New York, 邦訳『レーガノミックス——アメリカを変えた3000日』(香西泰訳) 日本経済新聞社.
- Nuetzel, Philip A. [1987] "The FOMC in 1986: Flexible Policy for Uncertain Times," *Federal Reserve Bank of St. Louis*, Feb. 1987.
- Pechman, Joseph A. (ed.) [1985] *Who Paid the Taxes, 1966-85 ?*, The Brookings Institution, Washington, D. C.
- Pechman, Joseph A. (ed.) [1985] *The Promise of Tax Reform*, Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, New Jersey.
- Peele, Gillian [1984] *Revival and Reaction : The Right in Contemporary*

- America*, Clarendon Press, Oxford.
- Pym, Francis [1984] *The Politics of Consent*, Sphere Books, London, 邦訳『保守主義の本質』(戸沢健次訳)中央公論社.
- Poterba, James M., [1989] "Tax Reform and the Market for Tax-Exempt Debt," *NBER Working Paper*, No. 2900.
- Reagan, Ronald [1981] "Government and Business," *The Wall Street Journal*, Jan. 9, 1981.
- [1987] *Ronald Reagan's Weekly Radio Addresses: The President Speaks to America, Vol. 1: The First Term*, (Compiled by Fred, L. Israel), Scholarly Resources Inc., Delaware.
- Regan, Donald T. [1988] *For the Record: From Wall Street to Washington*, William Morris Agency Inc., New York, 邦訳『フォー・ザ・レコード』(広瀬順弘訳)扶桑社.
- Roberts, Paul Craig [1984] *The Supply-Side Revolution*, Harvard University Press.
- Robinson, Derek [1986] *Monetarism and the Labour Market*, Clarendon Press, Oxford.
- Rossiter, Clinton [1955] *Conservatism in America*, Random House, Inc., New York, 邦訳『アメリカの保守主義——伝統と革新との交錯』(アメリカ研究振興会訳)有信堂.
- Rothenberg, Randall [1984] *The Neoliberals: Creating the New American Politics*, Simon and Schuster, New York.
- Rousseas, Stephen [1986] *Post Keynesian Monetary Economics*, M. E. Sharpe, Inc., New York.
- Santow, Leonald Jay [1988] *The Budget Deficit*, New York Institute of Finance.
- Smith, Hedrick [1980] *Reagan the Man, the President*, 邦訳『ロナルド・レーガン——タイム・イズ・ナウ——いまこそ決断の時』(高島・持田・正田・吉成訳)英潮社新社.
- Stockman, David A. [1986] *The Triumph of Politics: Why the Reagan Revolution Failed*, Harper & Row, Publishers, Inc., New York, 邦訳『レーガノミックスの崩壊——レーガン大統領を支えた元高官の証言』(阿部司・根本政信訳)サンケイ出版.
- Stone, Courtenay C., and Daniel L. Thornton [1987] "Solving the 1980s' Velocity Puzzle: A Progress Report," *Federal Reserve Bank of So. Louis*, Aug./Sept. 1987.
- Summers, Lawrence H. [1981] "Taxation and Corporate Investment: A q-Theory Approach," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1:

- 1981.
- Summers, Lawrence H. [1986] "Why Is the Unemployment Rate So Very High near Full Employment?" *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1986.
- Sweezy, P. M., and H. Magdoff [1981] *The Deepening Crisis of U. S. Capitalism*, Monthly Review Press, 邦訳『アメリカ資本主義の危機』(伊藤誠訳) TBS プリタニカ.
- [1983] "Supply-Side Theory and Capital Investment," *Monthly Review*, April 1983.
- [1984] "The Left and the 1984 Elections," *Monthly Review*, February 1984.
- Thai, Khi V. [1987] *Structural Budget Deficits in the Federal Government: Causes, Consequences, and Remedies*, University Press of America, Laxham, New York.
- United States [1981-1989] *Economic Report of the President*, United States Government Printing Office, Washington.
- [1982-] *Ronald Reagan: Public Papers of the Presidents of the United States*, United States Government Printing Office, Washington.
- Vane, Howard R., and John L. Thompson [1979] *Monetarism: Theory, Evidence and Policy*, Martin Robertson & Company Ltd.
- Weisskopf, Thomas E., Samuel Bowles and David M. Gordon [1983] "Hearts and Minds: A Social Model of U. S. Productivity Growth," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2: 1983.

第2章 アメリカにおける生産性問題

——「下」からの改善は成功するか——

I はじめに

1980年代の世界経済は市場原理と競争力の回復に向かって動き始めた。先進諸国の低迷した労働生産性・インフレ体質・財政赤字の拡大を解決する切り札としてマネタリズムやサプライサイド・エコノミックスが登場してきた。とくにインフレ抑制の対策としてはきびしい通貨供給の引き締めが実施され、副産物としては余りにも深刻な経済収縮が生じ、需要そのものを大きく後退させた。従来インフレの2つの中心と目されていた原油価格と労賃は80年代初めの世界同時不況のなかで、その需給関係がもっとも大きく転換した分野でもあった。これによって新保守主義によるインフレ退治は一応の成果をあげることができた。

80～82年での強力な金融引き締めはアメリカに空前の経済停滞をもたらし、失業率も月間統計では10%をこえる戦後最悪の状況になった。一方で高い水準の物価上昇率を伴い典型的なスタグフレーションの症状を呈していた。80年代初頭の深い経済停滞の谷は産業活動の不振を通じて労働力・エネルギー・基礎産業資材の需要を緩めデイス・インフレへの軌道を敷くことになった。だが83年からは本格的な金融緩和を背景にして、物価安定の下でのめざましい景気回復に転じていった。83年アメリカの実質成長率は6.8%に達し、朝鮮戦争時の50～51年をのぞくと戦後最大の伸びを示した。

しかしこの高成長過程は、アメリカ、そして国際経済にとって多くの新しい問題を投げかけるものとなった。表面的にみても財政赤字と対外貿易赤字が合計で3000億ドルを上回るような状況の持続、そして85年秋からのドル相場下落、さらにアメリカの純債務国への転落などが指摘できる。他の面で

は失業率が87年8月から5%台へ低下し、80%以上の製造業設備稼働率と共存しても、インフレが再燃するという気配は生じていない。そしていぜんとして大規模産別組合の賃金上昇率は低位で、サービス部門を主とする広い分野で雇いが着実に増大し、失業率改善に寄与している。

新保守主義の政策意図が実現したかどうか簡単に判定することは困難だが、80年代の高成長は産業構造、労働市場、国際競争に従来とは相当ちがった舞台装置を設定した。とくにマクロ経済的な不均衡の拡大とは別個に、産業組織、企業行動の次元では対労働面を中心に大きな変化がみられた。企業行動でのフリーハンドの拡大は、市場の境目を乗り越えて事業再編を行なうリストラクチャリングの盛況や輸入品の活用、生産拠点の海外移転、さらに日欧を中心にした対米工場進出のラッシュによる非アメリカ的な生産方法の移入などによっても促進された。古くからの工場と地域労働市場からの制約は、工場閉鎖・レイオフの大量実施という苦痛を伴いつつも、80年代を通じて弱まっていった。

これらの条件は、一定の金融財政による刺激の下で、経済に対してインフレ的な過熱を呈することもなく、70カ月をこえる景気拡大を支える力になった。しかし、80年代の構造変化の核心部分は、リストラクチャリングの進捗や低賃金利用等だけではなかった。国際競争力とアメリカの世界経済での地位低下をもたらした、製造業の労働生産性が根本的に改善されていったかどうかこそが最大の関心事だった。

カーター政権末期からレーガン政権の1期目あたりまで生産性論議は経済政策上の重要課題のひとつであった。非工業化(Deindustrialization)のなかで工場そのものの姿が国内で消えていく、このような状況が80年代の成長のなかで逆転がかかってきたのか否か。もちろんそのなかで労働生産性の停滞をもたらす要因を取りのぞくことに成功したのかどうか疑問が残る。7年目をむかえた景気拡大のなかでいぜんとして明確な解答は呈示されていないように思える。アメリカ経済は、レーガノミックスによって、生産性を中心に、体質が強められたのかどうか、代表的な産業の実態にそくして考えてみたい。

II 産業構造の変動とその特色

1 転換する規模の経済

通常、産業の成長・発展は生産能力の拡大を伴うものである。日本の基幹産業をみても鉄鋼業、石油化学工業は60年代、自動車工業は70年代、コンピューター・半導体産業は80年代に急速な能力拡大を経験した。また能力拡大期は技術革新の積極的な導入の時期にもあたっており、能力の増大とともに装置の計装化もすすみ操業管理の省力化・自動化もすすめられていく。規模が拡大するということは一般的には労働生産性が上昇し、経営効率が改善されることを意味するものである。

また大規模化といってもスケールアップが無限に可能になるものでないことは周知の事実である。そこで、第1に規模拡大のメリットをあげると装置建設コストの低減で、これは化学の反応プロセス等に0.6乗の法則が指摘されるように、プラント容積に対して建設費がかなり節約される。しかし逆に1単位の生産能力だけが突出して大きくなることは、毎年の償却費負担の増大、市況変動に対してフレキシブルに対応できないで、需要減退時に供給過多から値崩れの要因になるというようなデメリットが生じてくる。装置産業のばあいはこのような条件から鉄鋼業にしろ、石油化学工業にしろ高炉炉内容積やナフサ分解炉1基当たりの最大規模が確定される。

一方、加工組立産業については、基礎素材部門の技術、スケールが所与の能力基盤になるものの、加工組立部門の能力尺度は、なんといってもスピードになる。たとえば、自動車工業では1時間、1分というタクト、あるいはサイクルタイムで完成車何台、部品何個というペースが能力の目安になる。そしてこの能力は、ロボット化などの自動化がすすんだ今日の段階においても、人間の作業能率の最適スピード⁽¹⁾に設定されるしかない。多くの自動車工場が年産20万台前後を標準能力としているのもこうした事情によるものである。

アメリカの主要製造業は60～70年代を通じてほとんどこれといった能力増強がみられなかった。それどころか、80年代に入ると中西部の在来産業の工

表1 製造業部門の指標 (1973-84年)

	輸入 浸透率 (%) ⁽¹⁾	工業生産 (1977=100)	雇用 (1000人) ⁽²⁾	生産性 (1977=100) ⁽³⁾	平均時給 (ドル) ⁽⁴⁾	実質純 資本ストック (82年基準, 年 末, 10億ドル)
1973	6.2	94.0	20,154	93.4	4.09	554.2
1974	7.2	92.6	20,077	90.6	4.42	581.1
1975	6.5	83.4	18,323	92.9	4.83	597.2
1976	6.7	91.9	18,997	97.1	5.22	612.5
1977	6.9	100.0	19,682	100.0	5.68	630.5
1978	7.8	107.1	20,505	101.5	6.17	655.1
1979	7.9	11.5	21,040	101.4	6.70	681.4
1980	8.2	108.2	20,285	101.4	7.27	707.2
1981	8.5	110.5	20,170	103.6	7.99	729.7
1982	8.9	102.2	18,781	105.9	8.49	741.3
1983	9.3	110.2	18,434	112.9	8.83	741.1
1984	10.9	123.9	19,412	118.5	9.18	752.9

注) (1) 輸入は製造業者の出荷プラス輸入マイナス輸出に対する比率。価格データにもとづく。

(2) 総従業員、確報値。

(3) 全員の時間あたり産出。

(4) 製造業従事員に対する時給。

出所) *Economic Report of the President, 1986*, p. 115.

業地帯では工場閉鎖、労働者解雇が相次いだ(表1参照)。こうした状況をブルーストンらはアメリカ経済の「非工業化」とよんだのであった。⁽²⁾

アメリカ産業における生産能力の推移は鉄鋼業、自動車工業では単純に量的なもので判断すると、早々と1930年代に規模の経済性を充たす能力水準に達していた。そして戦後は大きな能力変化はなく部分的な設備更新や技術革新の導入を投資行動の中心にしていた。生産設備面のこうした既存体制の温存にはさまざまな理由が考えられる。もっとも包括的な理由としては、寡占体制の市場支配とこれによる高収益体制の実現で、これは当然、価格と投資の統制が伴うものである。成熟し、成長ペースが鈍化する市場にあっては、⁽³⁾一定単位の能力増加も非常にむずかしい選択となる。

しかし、いくら寡占体制が成立したとしてもそれで市場がまったく固定化するものではない。景気の循環にそくして小刻みに変動する需要量に対して供給側は稼働率と輸入に依存するという方法をとるしかない。実際には

60～70年代の主要製造業の市場行動はまさにこうしたものであった。そしてこの過程は一方で労働生産性、競争力にとって非常に不利な状況をつくり出すものでもあった。鉄鋼・自動車では生産設備の全体機構が温存され、しかも寡占的市場のなかで労働組合の要求する製造業平均をはるかに上回る労働条件が定着し、労働費を中心にコストは硬直する。しかも生産工程そのものは、部分的に入れ替えがあっても、全工程が革新されることはなく、プロセス所要作業時間にも大きな向上はみられなかった。物的生産性の停滞と生産費の増加が重なり輸入品はしだいにシェアを高め、主要製造業は最終的に大がかりな路線転換をよぎなくされていくのであった。⁽⁴⁾

80年代はアメリカ基幹産業にとってその国際的なポジションが非常にはっきりとしてくる時代であった。国際競争力の低下は輸入の激増を促し、そして大規模な余剰設備を顕在化させ、能力削減を産業界に迫るものになった。82年の不況下にはこの余剰設備問題は深刻化し、能力稼働率は鉄鋼で48%、自動車で54%まで低下した。⁽⁵⁾

これらの余剰能力は83年の景気回復以降に本格的に処理されていった。鉄鋼業では83～84年の2年間で1470万Nトンの能力が削減され、総能力は86年には1億1000万台になり、70年代末に比して4000万トン弱の削減量となる。⁽⁶⁾また自動車も79～84年の能力変化は100万台減の900万台になっており、ここでも能力削減がみられた(表2参照)。さらに第2次石油危機や景気後退の影響によって、石油化学の心臓部であるエチレンプラントも81～83年にかけて300万トン弱の能力削減があり、1500万トンへと規模を縮小した(『日経産業新聞』1988年7月30日)。

1960～70年代を能力水準ほぼ一定で経過したあと、82年の景気の谷を機にアメリカの産業の多くは規模縮小・効率化の方向をめざした。そして、この路線転換のもつ意味は小さくはなかった。まず、すでに大規模化のもつ経済性が競争国の日本などとは比べものにならないほど低下したという事実がある。次いで、アメリカ国内市場のかなりの部分まで浸食された時点での失地回復を供給増でまかなうには、リスクが大きくなりすぎてしまったこと。さらに、企業経営の範囲が拡張し、旧来の市場にこだわり続けずに柔軟に撤退・参入を行なえるようになったこと。このような環境変化が、輸入を主因

表2 主要製造業における能力削減の実態
(乗用車：粗鋼)

	1979	1984
乗用車	10,145千台	8,951
粗鋼	14,646万N.T	11,118

(一貫メーカー)
出所) U.S. International Trade Commission
[1985] p. 44. 左近司忠政 [1985], p. 8.

だった。

2 後退する製造業の地位

1970年代末に湧き上がったアメリカ非工業化論の背景は80年代に入って実態としてどのような経過をたどったのか、産業構造を点検する第1歩として考えてみたい。

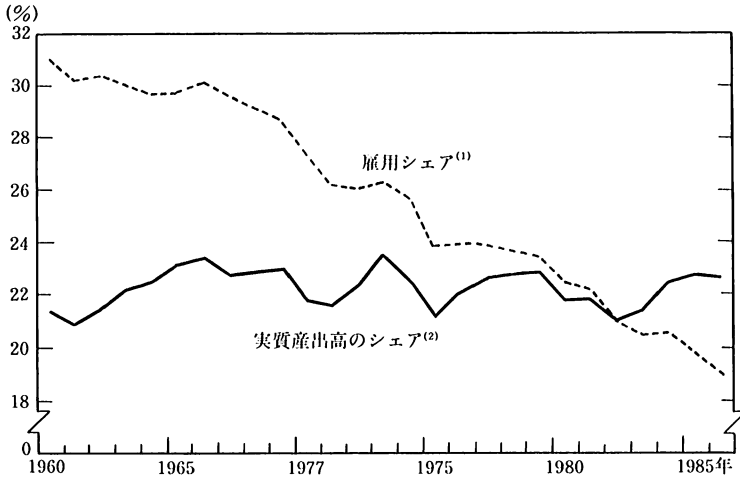
非工業化というときの主役はなんといっても製造業であるので、産業全体に占める製造業の役割をみてみよう(表1参照)。製造業がこの時期でもっとも危機的な様相を呈したのは、やはり不況のドン底にあたった82年である。実質GDPの産業部門別シェアでも、この年は21%にまで低下した。その後、国内消費が活況を呈し、83年以後かなりのハイペースでシェア回復が進んでいき、86年には22%になり、73年の戦後最高水準にせまってきた⁽⁷⁾。

実質GDPの部門別シェアの変動は戦後においても19~23%という非常に狭い範囲で推移しており、この指標だけで製造業の“没落”を推論することは困難だ。ひとくちに製造業の後退といっても、製造業全体が地盤沈下をしているわけではない。製造業“没落”の印象を深めているのはやはり、鉄鋼とか自動車、石油等の旧来のビッグビジネスにおける再編整理の集中であり、もう少し広くいえば耐久財生産グループの不振であった。GDPの部門別成長を80~86年でみると、この耐久財生産部門は年率5.3%で、非耐久財の7.1%にかなり劣っており、サービス部門の金融・保険・不動産の9.6%、狭義のサービス業の11.0%にくらべて格段に見劣りがする。GDP全体の7.7%に対して製造業で6.0%と80年代に入って成長率でかなりの格差が発生しつつある。

とする特定業種での構造不況下のなかで生きてきたのである。

大規模化の終焉は、主要製造業が国内市場のなかで寡占的統制力を失い、本格的な国際競争のなかで生きのびていくための転進の第1歩ともいべきもの

図1 製造業の実質産出額と雇用シェア



注) (1) 農業以外の雇用全体に対する製造業の割合 (%)
 (2) 農林水産業以外の GDP に占める製造業の割合 (%)

出所) *Economic Report of the President, 1988, p.65.*

製造業内部の新旧関係でも耐久財と非耐久財の対照ははっきりとしている。半導体、同関連部品、航空宇宙関連部品、バイオテクノロジー、医薬品等、これらは70年代末から急速に伸びてきたグループで、非耐久財部門の旗手ともいえる。これらは技術開発水準も国際的に高く、そう容易には対外競争力の衰えないいわゆるハイテク部門である。しかしこうしたハイテク部門の優位性も最終的な製品利用分野の各種の民生用耐久財、乗用車、パソコン、AV 関連セット等で日本が対米輸出をふやし市場占有度を高めてくると、アメリカの当該部門での対日優位も急速に低下する。半導体のとくにメモリー部門のアメリカ側での壊滅的状況は、80年代末に至って日米半導体協定、半導体関連の通商報復措置、そして88年夏の包括通商法の成立という一連の保護主義的通商措置と深い結びつきをもつものである。⁽⁸⁾

製造業はこのように80年代に入って成長性にはっきりと鈍化傾向がみられてきたが、その理由は輸入浸透率の高まりに求められよう。表1のように73~84年で製造業の輸入浸透率は6.2%から10.9%へと大きくハネ上がっている。さらにこれを86年まで伸ばして推計すると、13.9%とさらに上昇の度

を高めている。こうした輸入浸透の波による製造業市場の蚕食は、国内製造業出荷額と非石油輸入額の増加ペースをみても非常に明確だ。前者が80～86年が1.22倍なのに対し、後者は1.96倍と0.6：1の関係になる。そして86年では非石油輸入額の20%強が自動車輸入によって占められており、この関連だけでも、いかに耐久財部門のウェイトが成長性にマイナス要因として作用したか理解できるだろう。

80年代における製造業の低迷は自国市場が本格的に日本などによって占有されたということによるが、その背景として注視すべきものはドル高だった。70年代もむろん、輸入攻勢のきびしい時期だったが、その流れが定着したのはやはり80年代前半のドル高期であった。⁽⁹⁾

表3のように、80～85年にかけてアメリカは自国内での外国製品に対する価格競争力を軒並み悪化させている。さらに国内では所得減税や金融緩和がすすみ、消費が大きく盛り上がった時期だけに、ドル高の輸入促進効果はいっそう大きなものになった。とくに84年は、輸入は対前年23%増で初めて3000億ドル台を突破して3324億ドルとなり、同年の個人消費の伸びの2.6倍という驚異的な数字になった。ちなみに、この年の製造業出荷額の対前年変化は9.7%とかなり高い水準になったが、輸入の突出には及ぶべくもなかった。

80年代の高成長がスタートすると同時に、製造業は以前よりもさらにきびしい輸入浸透の風圧にさらされてきた。国内的には所得減税や金融緩和など消費を盛りあげるに格好な条件が政策的に用意されてはいたものの、ドル高は海外競争国の対米輸出の流れをいっそう加速させる材料になった(表3参照)。製造業はマクロ的には絶好の経済環境にありながらも自国市場を一步一步失う局面に至ることになった。

製造業が成長性を失ってくるということは、アメリカ経済がより消費志向の強い構造へと転化することを意味する。経済のサービス化・ソフト化と指摘される状況である。

製造業のGDPに占めるウェイトはほぼ横ばいという点を先に指摘したが、財生産からの経済の離脱の動きは雇用をみるとさらに鮮明になってくる。83年からの景気回復の下で2桁を越える失業率さえ生んだ雇用状況はト

表3 米国製品の価格競争力の推移

		相手国市場での価格競争力					米国市場での価格競争力					相手国通貨に対する米ドルの増減率	
		相対価格指数(米国の輸出)					相対価格指数(米国の輸入)						
		80年 /第1期	85年 /第1期	悪化率	88年 /第1期	85か 年ら の第 1改善 期率	80年 /第1期	85年 /第1期	悪化率	88年 /第1期	85か 年ら の第 1改善 期率	8085 年/第 11期 期率	8588 年/第 11期 期率
日	本	100	118	18	72	46	100	123	23	84	39	6	▲50
西	独	100	173	73	96	77	100	177	77	99	78	84	▲49
英	国	100	167	67	94	73	100	159	59	104	55	102	▲38
韓	国	100	120	20	113	7	100	121	21	104	17	47	▲8
カ	ナ	100	103	3	94	9	100	124	24	120	4	16	▲6
イ	タ	100	161	61	96	65	100	155	55	97	58	145	▲39
オ	ス	100	120	20	105	15	100	143	43	123	20	47	4

注) ●相対価格指数の算出方法は以下の通り。

●相対価格指数 (米国の輸出)

$$= \frac{80年\ 第1期を100とする85年\ 第1期, 88年\ 第1期の米国輸出価格指数}{80年\ 第1期を100とする85年\ 第1期, 88年\ 第1期の相手国のドル換算卸売物価格指数}$$

●相対価格指数 (米国の輸入)

$$= \frac{80年\ 第1期を100とする85年\ 第1期, 88年\ 第1期の米国卸売物価格指数}{80年\ 第1期を100とする85年\ 第1期, 88年\ 第1期の相手国のドル換算輸出価格指数}$$

●相対価格指数(米国の輸入)において、西独、英国、カナダ、イタリアについては88年/第1期に代えて87年/第4期までにて算出。

出所) ニッセイ基礎研究所『調査月報』1988年10月。

表4 80年代の雇用動向 (サービスの雇用の膨張)

	1979	1986	('86/'79)	'86-'79
全 雇 用 者	8,982.3 万人	9,961.0 万人	10.9 %	978.7 万人
財貨生産部門 (製造業)	2,646.1	2,468.1	△ 6.7	△ 178.0
	2,104.0	1,899.4	△ 9.7	△ 204.6
サービス産業 (サービス)	6,336.3	7,493.0	18.3	1,156.7
	1,711.2	2,300.9	34.5	589.7

出所) *Economic Report of the President, 1988*, pp. 296-297.

ントン拍子で改善された。そしてこのなかで雇用吸収にとくに貢献したのは典型的なサービス産業であった。82年5月～84年5月の2カ年だけで民間(非農業)雇用は503万人増加した。これを細かい業種区分によってみると、⁽¹⁰⁾ 外食部門が36.1万人でトップに立っており、ついで派遣労働者などを含む人材提供業が26.9万人、3位にはグロサリーストアの販売員等で14.6万人、ME化等を反映したソフトウェア関連職種が10.6万人で4位になっている。製造業で上位10位以内に入っているのは8位の電子部品のみという状況になっている。

ついで財生産部門とサービス生産部門の同時期における雇用変化をみると、財生産では192万人の増加、サービス生産部門では311万人の増加で、景気回復に伴う製造業の雇用吸収をもってしても、サービス部門の6割ほどのウェイトにとどまった。また时期的な比較(表4参照)でも、79年には2100万人を上回った製造業雇用は好況の真只中の86年になっても1899万人に過ぎなかった。79～86年でサービス部門の雇用は1157万人の増加に対して、製造業は逆に200万人以上の雇用を失っている。

アメリカ経済のソフト化あるいは、サービス化とは工業製品を中心にした輸入の浸透と、これによる製造業の後退によってもたらされた現象といえよう。外からの製造業への圧力は必然的に国内経済過程を消費指向的・サービス中心的なものに変質させ、課題とされてきた競争力の向上をさらに遅らせる背景ともなりつつある。

3 雇用構造の変容

雇用の問題を産業構造にからむ主要な条件として考えれば、80年代アメリカの産業構造にとって見逃すことのできない重要な関連領域といえる。前節でも製造業のウェイトを論じる際に雇用についてはふれておいたが、ここでは雇用に正面から取り上げてみよう。

80年代前半の雇用情勢は戦後最悪のものとなった。その後84年からの失業率低下は急ピッチですすみ、82～87年の全就業者の年平均増加率は2.7%に達した。就業者数(非農業)でも86年9月からの月次統計では初めて1億人を突破した。80年代の雇用全体の動きのなかでも、サービス産業は景気の波

に関係なく毎年増加をくり返しているが、製造業は82～83年の不振の時期からはやや回復したものの、84～87年と1900万人の水準を上下する停滞的な状態に終始している。

一方でこの時期の雇用増加の特徴をみてみると、『大統領経済報告 1988』では「今回の景気拡大期においては、高収入の職種の雇用増がもっともいちじるしかった。新規雇用の増加の3分の2は管理職、専門職、技術職、販売、精密機器製造業などの職種である」と指摘する。この記述は、経済のソフト化に伴う雇用構造の変化とは一見相反するような事実の指摘といってもよいだろう。いずれにしても脱工業化という流れのなかで労働市場にどのような変化が生じつつあるのか、以下で検討しよう。

80年代の雇用構造をみると、財生産部門とサービス部門とに非常に対照的な動向がみられる。79～87年にかけて財生産部門は6%余りも雇用量を減少させている。これに対して、サービス部門は22.4%も雇用量を増大させている。これだけを見ても、雇用の面でもサービス化は急速にすすんだと考えることができる。とくにサービス部門でも狭義のサービス業種、そして金融・保険・不動産の伸びがひとときわ高くなっている。

サービス部門の雇用が増加するということはどんな意味をもっているのだろうか。今日のサービス部門は非常に多様な分野にわたっており、雇用面で捉えようとすれば、単に第1次産業、2次産業、3次産業というような部門別での集計ではあまり意味がない。産業部門の分野をこえて、職種レベルで雇用をみないと、サービス化やソフト化の現実をキャッチしにくくなっている。

職種別就業者の推移は80年代において非常に興味深い一面をみせている。それはCEAの指摘するように、経営・専門職がひととき目立った増加を示したことであろう(表5参照)。88年(10月)に経営・専門職の総数は2896万人で全就業者の26.5%を占めている。これはオペレーター等の生産工程関連従事者やサービス従事者をはるかに上回る規模である。こうした経営・専門職の84～88年(ともに10月)の好況下での増加率も他職種を圧倒する高さ、18.6%に達している。このなかでも経営幹部や中間管理職が23.6%も増加し、いわゆる高級ホワイトカラーの数がひととき大きく伸びたのであった。

表5 80年代アメリカの職種別就業構造の変化

	1988年			1984年		
	全体	フル タイム	パート タイム	全体	フル タイム	パート タイム
16歳以上全就業者数 (千人)	109,287	88,338	20,949	98,929	79,875	19,054
経営・専門職	28,958	25,512	3,446	24,407	21,651	2,756
幹部・中間管理職	14,003	13,067	936	11,324	10,650	674
専門職	14,955	12,445	2,510	13,083	11,001	2,082
技能・販売・管理補助	34,783	26,741	8,042	31,797	24,641	7,156
技能工及び補助職	3,421	2,886	535	3,017	2,587	430
販売職	13,640	9,989	3,651	12,479	8,982	3,497
管理・事務補助	17,723	13,866	3,857	16,301	13,072	3,229
サービス職	14,937	9,262	5,625	13,533	8,096	5,437
対家庭サービス	914	323	591	965	332	633
警備サービス	1,841	1,644	197	1,633	1,454	179
その他サービス	12,181	7,295	4,886	10,935	3,343	7,592
精密工・技能工・補修工	13,271	12,128	1,143	12,695	11,595	1,100
生産工程関連職	17,337	14,694	2,643	16,496	13,892	2,604
機械工・組立工・検査工	7,966	7,251	715	7,941	7,118	823
輸送・資材搬送	4,687	4,047	640	4,312	3,770	542
清掃・補助・構内雑役	4,684	3,396	1,288	4,244	3,004	1,240

注) (1) 84, 88年ともに10月の数字。

出所) *Monthly Labor Review*, Dec. 1988, Dec. 1984.

その他では、サービス業従事者、それに技能、販売、管理補助が各々10.3%、9.4%とかなりの水準で伸びていき、生産工程関連従事者も好況を反映してか5.1%と一定の伸びを示した。生産工程関連のなかでも清掃・補助・構内雑務などの非熟練職種が10.4%の高い伸びを記録した。この時期は就業者が急ピッチで増加し、雇用情勢も日々改善されていくという状況だったが、以上のような内容を見ると、オフィス内労働が非常に多くのマンパワーを必要としたことが連想できよう。

パートタイム労働者は88年で2000万人をこえる規模に達しているが、80年代はパートタイマーよりも、むしろフルタイマーが速いペースで増加した。サービス産業＝パートタイマーという連想が浮かびやすいが、実際はどうやら図式通りではなかった。この2000万人をこえるパートタイマーは主として

3つの職種の島に分布している。最大の島はなんとといっても狭義のサービス職種で567.5万人、次に事務補助職種で385.7万人、そして販売職種が365.0万人でこの3グループで全体のほぼ6割を占めている。パートタイム労働者はアメリカの雇用構造のなかで不可欠な労働力として、流通やサービス分野の活動を支えている。パートタイマーが全労働力に占める構成比をみても、販売職種で27%、サービス職種では38%にも及んでいる。

主要なパートタイマー吸収職種は、80年代半ば近くにはすでに構成比率としてはかなり高い水準に達していた。そのため80年代を通じて全体として、パートタイムの比率はほとんど変化がなかったのであった。これに対して金融自由化や製造業における多角化、事業再編そしてサービス業の業態多様化等の背景によって知的専門職が各業種で多数、採用されるようになってきた。彼らは時として、若くして高い地位と俸給を得ることになり、いわゆるヤッピー (Yuppie) とよばれる社会的集団さえ形成したほどである。

雇用構造の面から80年代をみると、製造業の現場作業の基幹部分は、好況の下にあってもほとんど変化はなく、傾向的には減少に向かいつつある。そしてサービスを中心にしたパートタイマーも数的增加はあったものの、社会的勢力としてさらに強力になるほどの勢いはもはや失っていたといっただろう。こうしたなかで急速な台頭を印象づけたのが、企業経営に関連する職種、それに金融や財務に関連する職種の専門家集団であった。そしてこのような実態が80年代のアメリカ経済が示した方向性に合致したものであることは間違いないだろう。アメリカ経済は財の生産のウェイトを漸次低下させ、工場を閉鎖していき、労働組合の組織力、交渉力を弱めていく。一方でM&A、LBOによって企業そのものの存在を投機の対象にしていく。そして多くの金融ディーラーがこのようなビジネスによってそれなりの成功を収めていった。

企業が何をつくり、誰を雇うかは市場ニーズからの要請ではなく、何が一番プロフィットブルかという判断によって決定されてきた。だからモノをつくらぬ方がよりプロフィットブルなばあいは、工場も労働者も不要となる。こうした判断、つまり戦略策定に必要な諸々のデータ、素材を生産するビジネス・テクノクラートが、80年代アメリカ金融市場の華やかな成長に

よって無数に生み出されていったのである。

III 生産性と競争力回復の課題

1 生産性問題の視角

1970年代に入ると、アメリカの労働生産性ははっきりと停滞状況を示す。石油危機、高いインフレ率などいわゆるスタグフレーションが全体をおおひ、その基本的要因が生産性上昇率の低下であるという理解が広がってきた。80年前後には多くの研究者から、なぜ生産性が伸び悩むかというテーマに沿って、さまざまな意見が提起された。⁽¹³⁾

政府統計による生産性の定義は、付加価値生産額を全労働者の労働時間で除し、単位あたりの産出額を求めるものである。⁽¹⁴⁾したがってこの生産性概念には労働者の技能水準、生産設備の効率性——プラントの容量、ロット量の大小、ラインスピード、設備の実働期間の長さ等々——原材料の価格水準、さらには賃金水準や金利水準までさまざまな要因が影響を及ぼしうることになる。多様な要素によって変動しうる付加価値を、一定の労働投入量によって求める生産性算出の方法は当然、付加価値生産の成長性と投入労働量削減のピッチという2つの大きな要因によってその結果が導き出されてくる。

生産性上昇率の伸び悩みを議論する時に、一体誰が“犯人”なのかという調子になりがちだが、まずこの2つの側面の変動を整理することが要因把握の第一歩になるだろう。そこでまず、70～80年代の生産性の実態をみておこう(表6)。アメリカ労働省労働統計局の調査⁽¹⁵⁾によると、73～79年の製造業での労働生産性の伸びは1.4%、これは48～73年の2.8%、79～86年の3.5%にくらべひととき見劣りするものである。そして先の2大要因の動きでは、まず産出量の伸びでみると70年代はわずか1.9%で、前期のほぼ半分に低下した。また80年代にくらべても0.3ポイント低い水準にある。70年代の生産性停滞の基本的要因の第1はこの産出量の低迷に求めることができよう。

さらに70年代産出量の低迷に寄与したのはこの時期のインフレの昂進にあった。名目産出量でみると、この時期は10.7%と前後2期の6.8、7.7%に対して大幅な優位を保っているが、GNPデフレーターも8%をこえる年率

表6 全要素生産性と関連測定指標

部門と各要素	期 間		
	1948-73	1973-79	1979-86
非農業民間部門 ⁽¹⁾			
生産性			
全要素生産性 ⁽²⁾	1.7	-.1	.3
全労働者時間産出量	2.5	.5	1.2
資本単位当たり産出量	.3	-1.1	-1.3
産出量	3.8	2.5	2.4
投入量			
労働時間	1.3	2.1	1.2
投下資本単位	3.5	3.7	3.7
資本・労働結合投入量 ⁽³⁾	2.0	2.6	2.1
資本-労働比率 ⁽⁴⁾	2.2	1.6	2.5
資本投入の寄与 ⁽⁵⁾	.8	.6	.9
製造業			
生産性			
全要素生産性 ⁽²⁾	3.9	1.9	2.2
全労働者時間産出量	2.0	.5	2.6
資本単位当たりの産出量	2.8	1.4	3.5
産出量	.2	-1.8	.1
投入量	3.9	1.9	2.2
労働時間			
労働時間	1.1	.5	-1.2
投下資本単位	3.7	3.8	2.3
資本・労働結合投入量 ⁽³⁾	1.8	1.4	-.4
資本-労働比率 ⁽⁴⁾	2.6	3.3	3.5
資本投入の寄与 ⁽⁵⁾	.8	.9	.9

注) (1) 政府企業をのぞく。
 (2) 資本・労働結合投入量当たり産出量。
 (3) 労働分配率で調整した資本・労働結合全労働時間量。
 (4) 全労働者の資本使用度。
 (5) 資本分配率で調整した資本-労働比率の変化。

出所) *Monthly Labor Review*, May 1988, p.16.

上昇率になっているため、実質生産額は大きく圧縮されることになった。まさに生産性にとってインフレは大敵であった。

もう一方の主たる要因である投入労働量を見ると、48~73年に対して半分以下の年率0.5%の増加とかなり抑制基調になってきた。しかし79~86年の年率マイナス1.2%という投入労働量の削減には、はるかに及ばない。それでもこの時期は74~75年にかなり大規模な景気後退が生じて、2年連続でマイナス成長さえも記録し、これを機に雇情勢も相当きびしさを増してきた。60年代に対して

70年代の製造業雇用の増加数は、ほぼ半数の167万人にしかなっていない。スタグフレーションや、輸入激増による国内工業の不安定など、そろそろアメリカ産業の足元がゆらぎはじめて、雇用面にも一種の先行き警戒感が漂いだした。

これに対して80年代は本格的な産業再編成、事業再構築活動が進行し、不況業種を中心に雇人が激減した。とくに79~82年の3年間だけで260万人も

の雇用削減があり、その後も雇用の回復は遅々たるペースですすむだけであった。この時期は自動車、鉄鋼、石油化学などの在来型主要部門で工場閉鎖、事業多角化、設備休止が相次ぎ、70年代における工業での国際競争力低下の余波をもろにかぶるという事態になった。そのため雇用管理においても“本気”の取り組みが開始され、工場・事業所の優劣が明確に選別されて、雇用についても「根こそぎ」的に削減されることが多かった⁽¹⁶⁾。

労働投入、産出についての動きは以上みた通りである。次に生産性低迷の背景を、長期的観点から分析した Norsworthy, Happer, Kunze [1979] らの見解と Baily [1982] らの主張を簡単にみておこう。

ノースウォーシィらの見解は、73～78年については石油危機に端を発するエネルギーコストの急騰が資本形成をリスクの大きいものにして、生産性に否定的な影響をあたえたという。ベイリーは主要な生産性上昇率鈍化の説明要因として、(1)需要サイドの不活発性、(2)技術進歩のおくれ、(3)資本の利用効率の低下の3点をあげている。70年代の投資の中途半端な性格について両者の見方は一致している。供給構造にもほとんど変化がみられず、またそれゆえ、市場においては製品革新や価格ダウンなども実現できなかった。これは別の面からみると、技術革新がほとんど進まなかったということでもある⁽¹⁷⁾。当時の生産性上昇率の鈍化はベイリーらの分析が示しているように、単一の要因に帰することは非常に困難がある。いずれにしても供給サイドの投資行動には、生産過程を大々的に革新する活力が薄れ、生産性の低迷、輸入に対する競争力の弱体化への道を阻止できなかった。

生産性停滞の要因を単純に割り出すには、問題は余りにも構造的すぎるようだ。技術革新、資本ストック面での障壁にしても、なぜこのような事態が生じてきたか、さらに突っ込んだ検討が必要だろう。そのためには投資の内容そして生産工程が、革新されずに長期にわたり温存されたのはどうしてか、という点にもふれなければならない。

2 低迷する生産性と輸入増大

労働者の能率を高めるような資本投資が不足したという仮説を前提に、生産性を考えているにしても、70～80年代の輸入製品の浸透は生産性を国際的

な観点から見ると必要を迫るものになった。そして生産性の停滞にとってもっとも自明な説明は、生産量の伸びが鈍化したということになるだろう。輸入の比率を高め、生産量の相応の増加もない状況では、ベイリーらの指摘するように、資本と労働の代替をすすめて単位時間あたりの産出量上げるしかなかった。70年代の生産性論議で提起された有力な見解は、この時期の特徴ともいえるはげしい輸入浸透の実態を、暗黙のうちに措定していたことになる。⁽¹⁸⁾

アメリカの主要製造業にとって70年代は、海外の競争相手に国内市場の一部を委譲する10年になった。なぜこのような事態が生じたのか。

自動車や鉄鋼のような代表的な寡占体制が市場支配を完成させると、企業側から最適な収益性水準を前提にした、製品価格、生産量が割り出されてくる。ここで問題になるのは景況の変化による需要量拡大への対応である。自動車にしても、鉄鋼にしても、工場を1系列建設するには最低限の規模が求められる。このスケールを下回れば標準的な収益性を達成できない限界事業所になってしまう。また投資コストは工程の技術的集約度の高まりや、インフレを背景に年々増加し、鉄鋼について69~78年でトン当たり資本コストは69%アップの750ドルにもなっている。⁽¹⁹⁾

新規能力増加は単純に資本コストの増加だけではなく、市場が中位的水準に戻った後の能力調整にも気を配らなくてはならない。⁽²⁰⁾自動車、鉄鋼、石油化学などはいずれも巨大な装置や高額な型、治具などの特殊工具を擁する固定費ウエイトの高い業種であり、収益性と稼働率は非常に強く結びついている。ちなみに自動車工業の70年代の乗用車生産能力は1000万台で、稼働率1%の変動は10万台、5%の変動では50万台で、これはアセンブリー工場ではほぼ2カ所分に相当する規模になる。アメリカ企業の60~80年の21年間の乗用車の平均年間販売数は約790万台で、好況時はこれにプラス150万台、不況時はマイナス150万台の変動幅におさまっている。そして能力は大体1000万台だから、ほぼ能力内の稼働を守っていた。

問題は能力を100万台以上もはみ出す73、78年のような時期である。このような時期に輸入車はユーザーにとって救世主となるばかりではなく、国内企業にとってもあえてリスクの大きな新規一貫投資をしなくても、需給タイ

トを緩和する重要な材料となる。これによって将来的な財務計画や収益水準の長期的安定化が攪乱されずにすむという重要な効果さえ出てくる。

このように、輸入浸透はある時期までアメリカ国内の寡占体制にとっては需給関係を微調整する緩衝材として受けとめられていた。しかし、日本などが対米輸出を急増させた時期は技術革新の成果をフルに体現した能力増加が急ピッチで進展し、製造必要時間でみた労働生産性は、小型乗用車のばあい⁽²¹⁾で70~83年では倍増という水準になっている。これに対してアメリカ自動車産業の工程レベルでの生産性はこの時期すでに頭打ちになっており、むしろ設備の老朽化や労働組織の不安定性など能率向上をはばむさまざまな課題を内包していた。

当初競争力は、日米間におけるように生産性上昇率格差を反映した価格面で、優劣が映し出されていた。その後、為替相場の数次に及ぶ調整や、輸入製品のグレード向上によって、競争力は品質、付帯サービスなどの非価格面に移ってきた。そして生産性の問題も単にメーカーサイドの事情として、いかに一定時間に多く生産するかという単純な次元から、品質、製品多様化、歩留りの向上等のトータルな生産性認識へと変化しつつある。しかし、このトータルな生産性の面での競争力にしても、従来の生産機構をそのまま温存してはとても達成できる課題ではない。市場支配の成果を極力長い間、損なわないようにしてきたアメリカ寡占体制の企業行動も、国内にしっかり根づいた輸入勢力との本格的な対抗を迫られつつある。またそのためには膨大な設備投資と生産・労働管理機構の見直しを避けて通ることはできなくなってきた⁽²³⁾。

3 競争力回復への戦略

設備投資の活発化 工業の成熟化とともに製造業を中心にした設備投資は、徐々にその活力を失ってきた。とくに能力拡大型と技術革新型の設備投資は市場での寡占体制支配が安定している限り、なかなか積極的な展開をみせなかったのが、戦後アメリカ産業の実態であった。ところが労働生産性、国際競争力の観点から資本ストックの陳腐化や投資不足が指摘されるようになると、設備投資の再活性化がマクロ経済的な重要課題となり、サプライサ

イド・エコノミックスも投資の促進を緊要な政策項目としてかかげ始めた。

1960～82年にかけて投資の長期的推移をみると、対実質G N P比の水準はこの時期ほぼ一定である。むしろ78～82年は設備投資は11%の水準を越えている。設備投資不足と指摘される事態も、統計的にみても、ほぼ一定水準の投資比率を保つという行動になって示されている。このような投資は企業レベルにあっては総生産設備のなかで年々、償却期間の満了する設備の置き換えを中心に、資本支出を行なう投資パターンが定着してきたことを物語るものである。もちろん、個々の企業は投資を長期的になるべく平準化したいという願望はあるものの、市況変動がそれを許さず、純投資の動きは年々かなりの幅で変動してい

表7 国内民間純投資の内訳

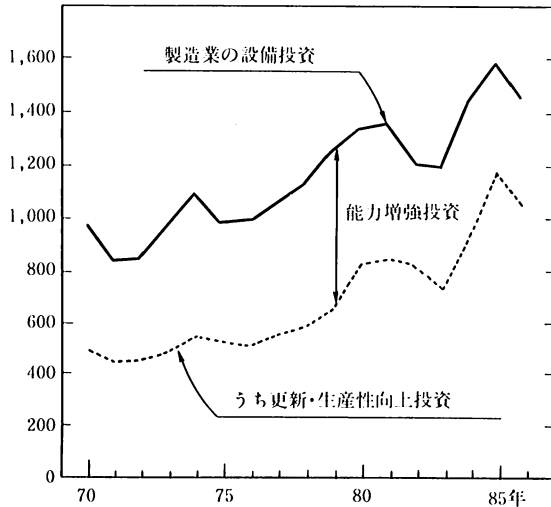
(10億ドル：82年価格)

	純設備投資	構築物	機械・装置
1975	60.8(100.0%)	27.9 (45.8%)	32.9 (54.2%)
76	61.8	27.3 (44.2)	34.6 (54.8)
77	85.2	28.7 (33.7)	56.5 (66.3)
78	111.6	37.2 (33.3)	74.3 (66.7)
79	124.3	44.8 (36.0)	79.5 (64.0)
80	101.3	47.2 (46.6)	54.1 (53.4)
81	105.5	56.0 (53.1)	49.4 (46.9)
82	65.5	45.9 (70.1)	19.6 (29.9)
83	50.4	26.2 (52.0)	24.1 (48.0)
84	103.3	39.8 (38.6)	63.5 (61.4)
85	117.1	41.8 (35.6)	75.3 (64.4)
86	92.3	20.2 (21.9)	72.2 (78.1)

出所) *Economic Report of the President, 1988, p. 267.*

図2 米国製造業の設備投資の動向

(82年価格 億ドル)



出所) 日本銀行 [1988].

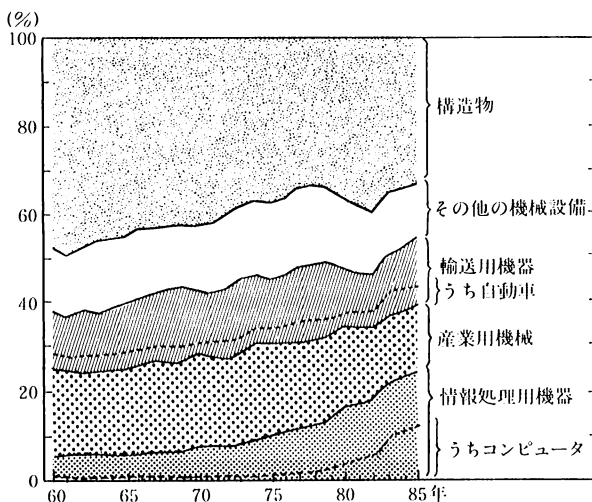
る（表7参照）。

更新型投資がウェイトを高めていくということは新規拡張型投資が後退し、新しい生産方法の全工場的な確立を妨げるものにもなる（図2参照）。また更新型投資といっても毎年定期的な設備入れ替えが実行できるものでもない。実際は需給逼迫期には、同一工程の新設投資による部分的能力の増設もあるだろうし、不況期には合理化とのかね合いで未償却設備をより効率的な新鋭設備と入れ替えることもある。しかしこのような投資形態では20～30年という長い目でみれば機械・設備の全体的更新はすんでいるものの、5～10年という視野では常に新鋭設備と老朽設備が共存することを免れない。そして結果的には投資規模の割には効率改善がすすまず、生産性もさほど向上しないという展開になってしまう⁽²⁵⁾。

80年代のアメリカにおける設備投資も、いぜんとして以上のような伝統的な投資形態を色濃く宿するものであった。まず民間純投資をみると、80～86年は75～79年にくらべても決して高い水準にあるとはいえない。とくに82～83年は、不況期にあたり純投資が縮小するという習慣化した投資行動が露わになっており、83年は75年不況の規模をさえ下回っていた⁽²⁶⁾。85年ピークにしても79年の水準に到達せず、投資活性化論の盛り上がりほど投資そのものは力を得られない状況だった。この理由としては、投資対象として工場、事務所などの構築物よりも機械設備のウェイトが高まる傾向が強かった点も考えられる。とくに機械設備投資のこの時期の特色はME関連機器の導入・普及ということになっていた（図3参照）。

生産者耐久財に対する投資を機種別に分類すると、80～85年の年平均伸び率のおよそ8割が情報処理関連機器によって占められていた。また構築物の方でも見逃せない点は商業用ビルがやはり8割を占めていたことである。ME関連機器は製造業においては加工組立ラインでの工作機械の自動制御の応用・装置操業のコンピューター管理等による工程の部分的革新に利用された。さらに非製造業ではデータ処理全般について各種のコンピューターが多用され、オフィスワークのコミュニケーションにとって不可欠な作業手段になった。情報処理関連機器の広がりや工場現場では要員削減の重要な武器となり、またサービス業・金融業などではデータの作成・加工・送信等従来存

図3 米国の用途別設備投資（全産業）の推移



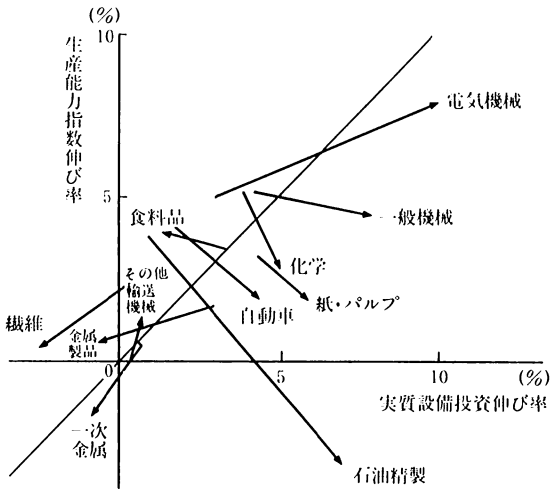
出所) 図2に同じ。

在しなかった新しい専門技能者や、膨大な補助作業を生み出すことになり、雇用構造にも軽視しえぬ影響をあたえた。

ME関連機器を中心とした設備投資は、かなりの省力化要素をもっていたであろうことは、79~86年の製造業労働投入量の減少ということからも推測に難くない。とくに計装監視作業=装置オペレーターなどではME化が相当要員削減に貢献できる要素をもっている。またアSEMBル作業においても自動検査機器の利用拡大や部品組付け工程のロボット化など工程上の要員を減らす大きな可能性をもっている。投資の規模に対して生産性向上の効果がかなり大きかったのも80年代の設備投資の重要な側面のひとつだろう。

省力化という性格とともに重要な点は、この時期に主要製造業のいくつかの業種で生産能力が落ちこんだということである。設備投資は能力拡大とイメージ的に結びつきやすいが、図4のように石油精製、1次金属では80年代に入って能力が低下している。他に自動車、化学、一般機械、紙・パルプ等の主要業種では70年代に対して生産能力の伸びがかなり低くなってきた。工業の競争力という観点に立てば、生産能力の伸びも、その重要な要素である

図4 アメリカの業種別設備投資と生産能力



注) (1) 矢印の始点は70年から79年の、終点は80～85年の年平均伸び率を示す。

(2) 設備投資は82年価格の実質値、生産能力指数は77年基準。

出所) 通産省『通商白書』62年版, p. 224.

うが、この時期の投資の性格は、そもそも能力拡張型でなく、合理化志向型のものが中心であった。そしてこの合理化志向投資の性格は、好況年の翌年に拡大型投資を行ない、不況の翌年に規模を調整し、更新投資を中心にした60～70年代の行動とは、一線を画するものとなった。84～85年のように好況下においても機械・装置への高い傾斜的投資をもって事業再編成を促進する、役割をあたえられたものであった。

80年代の設備投資はドル安一輸出の回復によって87～88年にかけて素材型製造業で上向きになるが、85～86年までの特色は、産業のソフト化・サービス化の動きに対応するものであった。さらに半導体技術を集約したエレクトロニクスの広汎な応用機器の普及は、技術革新の成果を産業活動に充分に活用するという性格をもち、50年代のオートメーションによる工場・オフィス革新にも一脈通ずるものが⁽²⁷⁾あった。

労使関係の変容 アメリカ経済は1980年代初頭、急激なマネーサプライ引き締めや、79年末からの第2次石油危機によるインフレの昂進によって、74～75年当時に迫る不況へ突入した。この景気後退のなかでとくに大きなダメージを受けたのは鉄鋼・自動車などの在来型製造業であった。エネルギー価格上昇によるエネルギー多消費工程のデメリット、大型車の不振やドル高による為替面での輸入障壁の低下など、当時の製造業にはこれといった明るい材料はほとんどなかった。

またこれらの主要な老舗的な業種では UAW、USW といった産業別労働組合が強固な組織力を擁し、他の製造業や産業に対して格段に高い労働条件を誇っていた。ちなみに自動車工業のアッセンブラー（組立工）の平均時間給は80年で10.33ドルで、他の民間産業部門の生産労働者の賃金水準を55%⁽²⁸⁾上回るといふ高さにあった。とくに大産別組織の労働条件で目をひくのは付加給付（Fringe Benefits）の充実である。81年の本給、付加給付の比率は総報酬で58：42までになっていた。この比率は戦後一貫して高まってきたものである。鉄鋼業については、この自動車産業賃金をさらに10%余りも上回る⁽²⁹⁾高い水準にあった。

このような高賃金労働者が働く業種で、80年に入るとともにはげしい解雇攻勢が始まった。この時期の雇用不安の背景は、単なる景気後退にはとどまらず、輸入品が不況になっても撤退することなく居座り続けたという点である。日本でいういわゆる「構造不況」が深刻化したのであった。鉄鋼業では80～81年と見掛消費量に占める輸入依存度は16.3%から19.1%へと高まっているし、自動車でも輸入車販売比率は80～82年と着実に上向いてきた。

こうした状況の下で失業率は80年から再騰し、82～83年には9%を大きく上回り、戦後最悪の水準に達した。業種別の雇用者数も鉄鋼業で79～82年で31.4%、自動車工業で31.3%と大きく減少している。同じ時期に雇用総数はほぼ横ばい、製造業雇用は10%余りの低下であることをみれば、この2業種がいかにかびしい雇用情勢に直面していたか、想像できよう。こうした雇用危機は単なる生産削減によるものではなく、鉄鋼・自動車両分野での戦後初ともいっていいほどの工場閉鎖、統廃合により生み出される構造的失業であった。競争力を強化しようという企業側の巻き返しは、労働組合に国際競争の風当たりの強さをもろに体感させることになるのであった。⁽³⁰⁾

さて、こうしたなかで注目を集めたのは、82年に改訂を迎えた UAW と GM、フォード両社の労働協約交渉であった。当時の協約交渉の性格は、コンセッション（Concessions、譲歩）とよばれるように組合側の“歴史的”な譲歩が人々の記憶に残るものになった。このコンセッション路線は82年に初めて登場したのではなく、これに先行する79年、クライスラー社と UAW の間にすでに組合側の大幅な譲歩を内包する新協約が締結されていた。当時

クライスラーはビッグ3のなかでも限界企業的な立場におかれており、輸入浸透のもっとも大きな打撃を受けていた。クライスラーの国内乗用車市場に占めるシェアはほぼ15%であったが、77年以後その水準は低下し、79～80年には11～10%ギリギリまで低下した。業績の方も78年には2億ドルの赤字に転落し、81年までに累計約35億ドルの赤字を計上した。80年1月には「クライスラー・ローン保証法」が成立し、連邦政府による15億ドルの信用保証が約束された。

このような企業存亡の時に79年改訂期は遭遇し、79年9月、80年1月、81年1月と3回にわたる交渉を重ねAIF（年次基礎賃金引き上げ分）の実施繰り延べ、COLA（生計費物価調整分）の本給繰り入れの見送り、年金引き上げ分をGM、フォードの70%にとどめるという主な内容で1回日交渉を妥結した。続く2～3回日交渉では、AIF、COLAの繰り延べ、凍結、個人有休の放棄、年金支給額アップの繰り延べ、中止など組合側には相当きびしい内容⁽³¹⁾になっていた。

こうした先例のあるUAWの協約改訂交渉だが、82年のGM、フォードは一種の負のパターン・バーゲニングとして「譲歩路線」を踏襲し、自動車業界全体に労働条件の引き下げ気運が波及することになる（表8参照）。その内容を簡単に記すと、AIFを82、83年にわたって放棄する、COLAの18カ月分の適用見合わせ、ただし消費者物価0.26%上昇につき1セントの生計費調整を82年12月から継続する、そして個人有休9日、公休1日の返上等が主なものであった。このような譲歩面と引きかえに、試行的な雇用保障工場をGM4、フォード3、計7カ所設定した。さらに向こう24カ月間いかなる工場閉鎖も行なわない約束を会社は組合に提示した。さらにUAWは譲歩の代価として当時、膨大な失業者をかかえて基金の存続が危ぶまれたSUB（失業附加給付）の原資を会社が補充し、10年以上の勤続者には104カ月へ受給期間を引き伸ばすという妥協案もかちとった。

UAWの一連の80年代の協約交渉は、ほぼストなしで推移した。また賃上げ部分については84年協約改訂でCOLAが復活したものの、AIFについては改訂後1年分だけに限定されることが普通になり、代わって利益配分の考え方が、個別の企業業績の反映という形で、ボーナスのウェイトを高めてき

表8 UAW と GM, フォードとの労働協約改定のおもな内容

項目	GM (82年3月妥結)	フォード (82年2月妥結)
1. 賃金凍結	84年の協約期限まで (従来年3%のベースアップ)	84年9月14日まで凍結 (同左)
2. 生計費調整削減	83年3月まで調整なし	9カ月間凍結
3. 有給休暇削減	年間9日間削減, 日曜出勤手当廃止	年間9日間削減, 日曜出勤手当廃止
4. 利益分配計画	83年から, GMの純資産をベースにする	ブルーカラー対象, 販売額のパーセンテージをベースにする
5. 終身雇用制	終身雇用保障, 対象工場: 4工場	2工場で約8割の労働者をレイオフしない実験的雇用制度採用
6. 新規雇用者の人件費	引き下げ (どの程度引き下げるかは今のところ不明)	現行水準の85%に引き下げ
7. 工場閉鎖	すでに発表済みの4工場閉鎖を撤回	部品の外部調達を理由とする工場閉鎖は2年間中止

出所) 篠原三代平編 [1982] p.177.

た。84, 87年の賃上げは一時金支払をのぞけば3年に1回になり, 率も2~3%という低水準になった。GMのばあいインフレとの兼ね合いもあるが, 73, 76, 79年がAIFのみで9.0~9.7%であったのとくらべてみると, この落差は歴然たるものがある。

自動車工業の他に鉄鋼業でもUSWと各社の間でコンセッション・バーゲニングが展開された。鉄鋼のばあいは大手7社参加の経営側交渉団とUSWの交渉組織, 鉄鋼協議会が各々の代表となった。83年協約改訂では, (1)基本賃金を1.25ドル減額する。(2)COLAの協約1年次における停止, その後も適用基準の変更をする。(3)有休1週間の返上, 日曜出勤手当の減額など自動車に劣らないきびしい内容となった。

コンセッション・バーゲニングによって労働者は賃金を軸にした労働条件が見直され, 引き下げられる事態に直面した。そして日常的な仕事面での経営政策への抵抗とストライキによる賃上げの勝利, という路線から雇用確保と産業・企業の存続という方向へ転進を開始した。長い間, 培われてきたアメリカの寡占的な労使の“楽園”も, 本格的な国際競争激化の環境の下で揺

れ動き出した。⁽³²⁾（なお、この時期のアメリカ労使関係のよりくわしい内容については第3章を参照されたい。）

企業リストラクチュアリングの進展 80年代のアメリカ製造業は、大がかりな事業再構築（Restructuring）にとりかからざるをえなかった。低収益部門を縮小整理して、成長部門を育成強化するリストラクチュアリングは、従来の業種の壁を越えた企業行動をもたらした。そのなかでもっとも顕著なリストラクチュアリングの動きを示したのが鉄鋼業であった。

鉄鋼における産業危機は自動車よりもさらに深刻だった。高炉、転炉、平炉、各種圧延設備、ユーティリティ・プラントや副生品加工工場など、鉄鋼業は巨大な装置群を必要とする非常に資本集約度の高い産業である。したがって、競争力を再建するには単に労働コストを圧縮するだけではどうにもならない。老朽化した装置を廃棄して、新しいものに置き換え能率を高めることが正攻法の競争力対策であろう。しかし、現実には鉄鋼企業の再建方向は脱鉄鋼をめざして進んでいった。鉄鋼業は原料、市場、輸送と立地条件が揃わないと簡単に工場進出ができない。また70年代には公害防除のための投資も相当な規模に達している。⁽³³⁾70年代後半は資本財価格も高騰し、投資単価も68～78年で2.2倍以上にハネ上がった。これらの要因が結合して、“本業”である鉄鋼部門での事業再編成は放棄されるに近い形になった。

US スチール（現 USX）は81年にマラソン石油を買収し、石油エネルギー部門の売上げを一気に53%（83年）にまで高めた。鉄鋼部門売上げ比率は78年の63%から83年には28%にまで低下し、営業利益も、赤字の鉄鋼部門をかかえてなお23億ドル（79～83年の5カ年累計）を計上するほどであった。またナショナルインターグループも高純度アルミの精錬や、ホイル工場の建設など、非鉄金属への進出に積極的な取り組みを行なっている。さらに鉄鋼系企業同士の間ではLTV がリパブリックスチールを84年に買収し、全米2位の鉄鋼企業となり規模拡大をはかった。しかし、2年後の86年この合併は裏目に出て、LTV は事実上倒産した。

鉄鋼業は80年代に入ると、大規模兼業企業ではすでに利益の計上できない業種になっていた。ベスレームやインランドの、比較的鉄鋼比率の高い（80%以上）企業が黒字を計上するだけという状況になっていた。鉄鋼業の

多角化も赤字体質からの脱却をめざしたものだだったが、好況で湧く86年でも主要38社の鉄鋼部門のみの業績は、15%をこえる純損失が残るという状態だった。また石油・ガスなどのエネルギー事業も原油市況の悪化によって収益性が低下し、リストラクチャリングそのものがさらなる脱皮を迫られているのが鉄鋼業の現状である。⁽³⁴⁾

自動車産業では石油危機によって緊急な開発を迫られた小型車戦略が、当初の予定とは異なり、うまく軌道に乗りきれず、自前の開発戦略から完成車輸入へと動き出した。GMは日本のいすゞ、鈴木、韓国の大宇と提携し、フォードはマツダ、韓国では起亜と供給契約をむすんでいる。また多角化については、GMが2000年で非自動車専門部門が20%という長期目標を掲げているが、鉄鋼と異なり、自動車事業はいぜんとしてかなり収益的な事業部門であり、多角化は関連の技術・製品領域に集中している。

GMでは自動車生産工程そのものをより自動化、効率化されたものにしようという意向の下に積極的なロボット、FA、AI関連企業への資本参加を行なっている。とくに精力的な分野は視角ロボット関連分野であり、最終組立工程での作業をいかに自動化していくかという課題への接近でもある。GMの狙いは自動車産業の全工程をあたかも装置産業のように編成し、材料・部品の投入から完成車のラインオフまでを自動化し、しかも車種、モデルの微細な変化にも柔軟に対応できるシステムを創ることにある。GMが現在すすめているMAP (Manufacturing Automation Protocol) は、21世紀の自動化ラインの中核機能を司るものである。

本業の収益状況によってリストラクチャリングの方向も鉄鋼・自動車のように異なるが、それは競争力向上が現行の技術力・経済性によって可能か否かの方向性選択の重要な基準となるものだった。とくにGMの莫大な設備投資は、当面純利益額ではフォードの後塵を拝してはいるものの、21世紀のモデル的な生産技術システムとして結実し、生産性の新たな次元を切り拓くものになるかどうかたいへん興味深いところである。ともかくリストラクチャリングは未だ着手されて間もない。トータルな評価を下すのは早計であろう。

IV 生産組織革新と国際競争への対応

1 技術革新はなぜおくれたか

今日のアメリカ経済における生産性問題を考える上で、技術革新はきわめて重要な地位を占めている。まず、技術革新というばあい一体何を指しているのか、この点を整理する必要がある。製品、生産方法の画期的な変化をわれわれは技術革新と一般的に呼んでいるが、この画期的変化とは工程を構成する基本的な原理の変革であり、労働手段の機能、形態を一新するものである。例えば製鉄プロセスの連続鋳造装置の導入や自動車工場におけるトランスファーマシン・ライン、化学工業でのナフサ等からの多種多様な合成樹脂、合成繊維の誘導などが技術革新の実例としてなじみ深いものである。このような技術革新を、その進捗度について測定するのは非常に困難である。

技術体系は固定資本に体化されており、全要素生産性分析における資本労働比率なり資本集約度の内部に含まれている。これを単独で抽出することは不可能に近い。一般的な技術革新要素の析出には労働力要因、資本要因、資源配分要因、社会的規制要因、規模の経済性要因を生産性全体から差し引いてその残差をどこにも属さぬ技術進歩の成果として測定する方法である。だが実際には技術革新ないし進歩は省力化・合理化と非常に分ちがたい性格のものである。新たな製法は追加的資本ストックの機能を高めたり、労働者のオペレータ対象を広げたり、資本・労働両要素の内部に生産性上昇要因として入りこむばあいが一般的である。残差としての技術的要因は、デニソンの整理のように、まさに知的進歩要因程度にしか括れないのが実態だろう。

ところで、戦後のアメリカにおける技術革新については日本などと比較したばあいかなりきびしい評価が下されよう。個々の主要業種でみても技術先発国のアメリカが、戦後の20年間ほどで、日本に追いつき、追いこされていったことが、アメリカの技術革新停滞という評価の背景になっている。日本においては自前の技術は乏しいが、技術輸入によって新鋭生産方法を積極的に導入し、能力増強と製法革新を同時的に遂行した。一定の期間内で日米を比較すると、生産性上昇率、生産能力拡張率で日本が相当な優位にある⁽³⁵⁾

(表9, 10参照)。この間、アメリカ側にしても能力近代化などをまったく手がけなかったということではないが、こうした投資が期待された成果を十分に生まなかった。アメリカにおいて技術革新がなぜスムーズに進展しなかったのか、これは単に設備投資の質量という次元では説明のつかない、新たな課題を示唆するものであろう。

今日の技術革新のありようをみるばあい大規模な製造装置を有し、しかも周期的に主要な工程が更新されてきた鉄鋼業が、モデルケースとしては適当だろう。⁽³⁶⁾ アメリカの鉄鋼業はUSスチールを中心にした典型的な寡占産業で、今世紀の前半ほぼ50年間は規模の点でも技術力でも世界に君臨していた。戦後の鉄鋼業の2大技術革新はBOF (Basic Oxygen Furnaces) = 純酸素上吹き転炉 (1952年、オーストリアのフェースト社が実用化) と連続鋳造方式 (60年代半ばに実用化) による造分塊工程の代替である。⁽³⁷⁾ 現状では鉄鋼業の効率性は、BOFと連鋳設備の普及率がどのくらいかということによって大きく規定される。アメリカ鉄鋼業はこの比率が日本、ECに対して決定的に低く

表9 日米主要製造業の労働生産性比較

	1970-1979の成長率	
	アメリカ	日本
製造業平均	23%	90%
1. 鉄鋼	22	82
2. 自動車	36	77
3. ラジオ・テレビ	42	127

注) 生産性は所定労働時間あたりの物的生産量・全労働者。

出所) U. S. Congress, Office of Technology Assessment [1981] p. 58.

表10 1人当たり実質GNPと生産性の上昇 (1948-87年)

(平均年変化率=%)

期 間	1人当たり実質GNP	1人当たり実質GNPへの寄与度			民間部門の生産性 ⁽¹⁾
		労働者1人当たり実質GNP	人口に対する就業者の比率	全人口に占める労働力人口の割合	
1948第4四半期～1966第4四半期	2.2	2.6	0.1	-0.4	3.2
1966第4四半期～1973第4四半期	2.0	.8	.2	1.0	2.0
1973第4四半期～1981第3四半期	1.1	.2	.2	.8	.7
1981第3四半期～1987第4四半期 ⁽²⁾	1.8	.8	.8	.2	1.5

注) (1) 時間当たり産出高 (全労働者)

(2) 速報値

出所) *Economic Report of the President, 1988, p. 138.*

なっており、設備の古さ、非効率を指摘されるゆえんである。そこで、設備近代化はなぜおくれたのかこの点について考えてみよう。

アメリカ鉄鋼業の優位が目に見えて崩れだすのは60年代半ばからであった。その前の50年代は、圧倒的にアメリカ鉄鋼業の力が強かった。当時のアメリカ鉄鋼業の設備構成は、ほとんどが平炉によって占められ、BOFがごくわずかの生産に加わっていただけであった。そして平炉、ホットストリップミルの平均設備規模は58年で年間、平炉では（米）34万2000トン、（日）30万トン、ホットストリップミルでは（米）137万1000トン、（日）66万トンとアメリカの優位が確立⁽³⁸⁾されていた。

しかし、アメリカにとって技術革新上の最大の難関は50年代、9割以上を占めた平炉法製鋼の比率を順次BOFに転換していくことだった。BOFは純酸素上吹き吹錬法によって鋼の品質問題をクリアし、材料選択の幅も広がり鉄屑の溶解性もよくなり、従来のベッセマー法の難点を解決して、平炉にくらべ建造、運転コストも優れていた。50年代半ばから60年代半ばまでアメリカは約640万トンの平炉鋼生産分を削減し、逆に約1360万トンのBOF鋼生産分を増加した。これはアメリカが手をこまねいて技術革新をながめていただけではない、それなりの根拠になるだろう。

問題なのは、総能力に対して新しい生産方法がどこまでその比重を高めていくか、という点だった。1億トンをはるか上回る規模を有したアメリカ鉄鋼業にとって、近代化が必要とされるプロセスは単に製鋼工程のみではなく、スラブ製造工程や圧延、加工工程も視野に入れなくてはならなかった。これに対し日本では60～70年代前半を中心に一貫製鉄プラントがさまざまな新鋭基幹工程を装備しながら能力を拡大していった。連続鋳造設備も日本では70年代末までにはほぼ70%の普及をみたが、アメリカのばあいには20%程度にとどまっていた⁽³⁹⁾。

技術革新は単に同一プロセスが採用されることによって、その存否が判断されるわけではない。生産能力総体がどのように革新されたのかという点に1国の産業全体に対する技術革新の水準が求められるのであった。81年にはBOFにしてもアメリカの普及率は61%、日本は75%と、かなり接近してきたが、高炉そのものの大型化、省エネルギー技術、工程のコンピューター制

御など、プラント操業全体での効率性水準の日米格差は、設備の部分的更新だけではいかんともしがたいものがあった。

ついで設備投資の動きをみると、1960年代の鉄鋼業はひととき高いピークを描き出している。この時期の投資の特色は能力を拡大することよりも近代化に重点がおかれ、BOFによる平炉の代替と連続圧延設備の導入が中心であった。60年代の投資規模は50年代の24%増になり、70年代に対しても38%増になる水準であった。したがって設備投資についても、単に低調だったとして片づけることもやや無理がある。ただ投資の形態について、鉄鋼業の特性をみると、企業間でほとんど同様の投資行動を実施し、鉄鋼各製品分野で各社が集中して能力を拡充し、過剰生産設備の市場圧力をよびおこす元凶にもなっていた。60年代の連続圧延設備、70年代のワイヤロッド設備、80年代初頭のシームレスパイプ設備が過当競争的な投資集中の戦場となった観がある、とバーネットらは指摘する。

鉄鋼業のような装置産業においては自国の原料事情やエネルギー事情に適應した生産設備が選択される。アメリカでは、豊富なスクラップの存在、相対的に安価なエネルギーコストなど平炉・電炉の選択にとっては非常に適した環境にあった。こうした点もBOF導入などにおくれをとった一因といえるであろう。またこのように、平炉を中心にして生産能力の骨格を形づくった時期が戦後の鉄鋼2大技術革新が出現する以前にあたったということも、技術転換にとってはマイナス材料になっていただろう。すでに成熟期に入って市場に見合う生産能力を形成した鉄鋼業にとって、既成の設備をいかに有効に利用するかは重要な課題であった。そのため市場支配に立脚した寡占価格の設定とこれによる収益性の安定化という経営行動が要請されたのだ。⁽⁴⁰⁾

総生産能力の一部のみが新鋭設備に代替されたアメリカ鉄鋼業と、一貫工場そのものが君津・大分のように新規に建設されてきた日本とでは、結果として労働生産性の大きな格差が生じてしまった。とくに60～70年代にかけてのピッチの開きは大きく、64～72年でアメリカは年率平均2.7%、日本は10.0%である。同じ時期の鋼材出荷トン当たり設備投資額はアメリカが46.9ドル、日本は56.4ドルで、生産性ほどの格差は投資にはみられない。⁽⁴¹⁾ 72～80年においても投資水準の日米比は64～72年とほぼ同程度であった。

技術革新は日米ではほぼ同じ時期に遂行されて、能力的にもさほどの違いもみられなかったが、決定的な相違点は、アメリカの能力近代化は一種さみだれ的に実行されたのに対し、日本では集中的に展開されたことだろう。これは高炉やBOFの大型化の動向によく示されている。70年代末での高炉炉内容積や転炉能力をみても日本の方が30～50%ほど能力が大きい。また製鉄から圧延・鋼材加工までの全工程が日本のように新規に建設された工場と、アメリカのようなツギハギ的設備構成とでは効率性にも格差が出てこざるをえない。アメリカの鉄鋼業は一貫新鋭工場の建設よりも、既存設備の手直しを投資戦略の柱と考えてきた。事実、60～70年代での一貫工場新設のケースはベスレヘム・スチール社のバーンズハーバー工場（62年着工、70年に完工）の1例のみであった。

鉄鋼業における技術革新は、既存工場の工程編成のなかで導入され、その規模も制約されることになった。70年代に入って日本などが次々に新鋭製鉄所を建設しているのをみて、アメリカでも一貫新鋭工場への意欲は高まるが、70年代末のトン当たり設備投資額は1000ドル近くにも達し、日本の3割、台湾の5割増しという割高な水準にあった。すでに鉄鋼業は60年代の能力近代化にかなりの資本支出をしており、資本市場への資金調達面での依存も高まっており、長期負債比率は60年に24%、70年に38%、80年に50%へと尻上りに上昇していった。60年代の設備投資、技術革新の成果は70年代にはほとんど実を結ばなかった。そして投資支出のツケは、70年代の生産的投資が年平均26億ドルと、60年代よりも25%も低い水準に回されたことになる。⁽⁴²⁾ きびしい財務情勢で迎えた70年代のアメリカ鉄鋼業にとって新規一貫工場の建設はすでに高嶺の花になっていた。

2 フォード主義と大量生産の限界

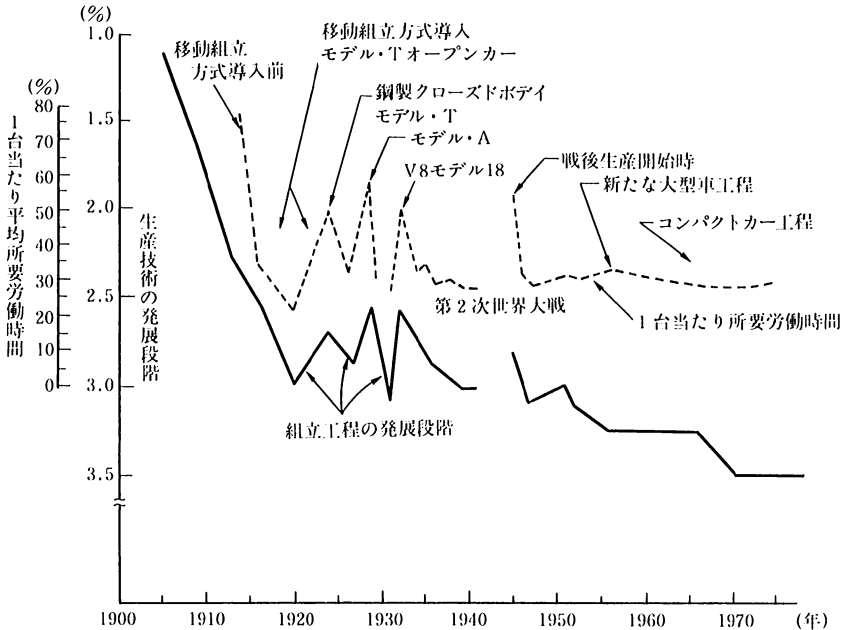
労働組織の硬直化 労働生産性には鉄鋼・化学のような巨大装置産業におけるものと、自動車・電気機器のような組立工業のものとは、その性格もかなり異なってくる。前者のばあいは装置の容量や反応時間などに大きなウェイトがおかれ、人間労働は操業や設備保全に相当な熟練は求められるものの、生産性そのものはむしろ労働手段の技術的水準によって規定される。

一方後者の方は、人間と機械が各工程に混在し、機械の作業ペースに人間が分業制による人海戦術によって対応する。そのために細分化された一分業単位の作業能率が生産性そのものを決定する。組立工業での全工程に占める人的作業範囲は、所与の技術水準で、機械で代替することの不可能なプロセスというところに限定される。今日の進んだ機械技術でも自動車の艤装ラインなどはいぜんとして人間労働に依存せざるをえない状況である⁽⁴³⁾。

組立工業の製造ラインは機械の作業能率を標準ペースにした、一種の模擬自動ラインで、この標準ペースに合わせるために目の細かい分業的協業が構成されるのである。近代の生産力発展の歴史にあって、フォード社のハイランドパーク工場での生産方法革新は画期的なものであった。

その特徴はさまざまな面に及ぶが、要約すると、機械加工・組立工程を従来の熟練職人による個別組立方式から単純作業を中心にした流れ作業方式への転換であった。数万の部品、材料を結合する自動車製造において、1時間に60台という当時としては驚異的ペースが現実のものになった。まさに大量生産（Mass Production）の歴史的出発であった。フォード社が実施した生産革新の眼目は、工程間、工程そのものの移動を機械化し、流れのなかで作業が進むという方法を編み出したことである。さらに、職務の徹底した分割を行ない、1913年10月の労務改革では当時1万3000人いた作業員が7800種もの職務に小区分されているほどであった。1人の労働者の標準作業は、たとえば「スパークプラグを取り付ける」とか「工程14のナットにピンを入れる」「ラジエーターを給水パイプで固定する」というように動作として規定されていた。もちろん、フォードの製造工程が単純作業だけで編成されていたわけではなく、鋳造職場やプレス金型工、機械修理工、工場大工等かなりの熟練職種も少なからず含まれていた。また機械の大量利用も注目される。エンジン製造工程（43工程）のシリンダー加工工程は、工作機械の各々がコンベアで結合され、シリンダー・ブロックはその間を移動して順次川下の工程へと進んでいく。機械工作の難易度によって機械の台数は28工程中1台から13台まで違いがあり、作業スピードの均質化がはかられていた。総数116台の機械に対して要員は28名プラス検査工11名、合計37名がこの工程に配置されていた。

図5 自動車工業における1台当たり所要労働時間の推移と生産技術発展段階



注) (1) 生産技術発展段階はアバナシーによる技術進歩区分の1～5までの段階がある。これは製品と生産工程の革新をミックスして考案された区分になっている。
出所) Abernathy, W. J. [1979] p. 159.

こうして各工程は一応よどむことなく川下へと進行しながら作業を施す、そして熟練職人のいわゆる“職人氣質”依存を脱して、計画的に生産数量と品質を達成することができるようになった。さらにフォード社は自前の「雇用部」(Department of Employment)で労務管理を行ない、“職長”による恣意的な労働条件決定を改めた。時間給制度の徹底、技能別賃金体系の確立、そして労働時間も8時間制など、“会社専制”の側面は残していたものの、労働諸条件のマスプロ的基準らしきものが1913～14年にかけて登場してきたのである。⁽⁴⁴⁾

自動車産業におけるもっとも基礎的な生産性の指標である工程ごとの作業ペース(サイクルタイム)は、フォード主義の確立のしばらく後にはピークに達し、現在に至るも大きな向上はみられなかった。とくに1910年代末～20

年前半にかけてのT型フォードでの所要労働時間削減（自動車1台当たり）の進歩はめざましく、アバナシーの調査によれば70年代初めまで、フォード社ではこれ以上の記録を出してはいない（図5参照）。T型車単品生産と30年代以降の趨勢である多品種化、モデルチェンジ頻度の高まりによって1台当たり所要労働時間の短縮は、かなり困難になっている点も考慮しなくてはならない。

しかし生産性低迷の要因はこれだけではない。より根本的には、アセンブリライン作業がもたらす非人間性が解決されぬままに残されて来た事実を見逃してはならない。非人間性というと何か非常に感覚的に聞こえるが、1人の労働者に配分される職務そのものの決められ方からすでに問題の芽を宿していた。作業設定エンジニア、動作時間研究者が生産マネージャーと相談して“何動作何秒”というサイクルタイムを決定し、労働者にはその実行が要求される。この作業と成果の関連をライン上で監督するのがフォアマン（Foreman, 職長）であった。

フォード主義の弱点は、そのシステムの歴史的推移にそって、作業の非人間的要素がほとんど顧みられることなく、自動車企業のビッグビジネス化とともに、むしろ官僚的な組織化を遂げていったことであろう。30年代にUAWは組織化を苦難の末にかちとるのだが、その成果である集団交渉の核心は賃金、労働時間、先任権の取り扱い、一時解雇・再雇用の取り決め等、いわゆる経済的項目に集中していた。工場内の仕事をめぐる論点は、制度として苦情処理委員会がローカルに設置されただけであり、生産基準（Production Standard）や賃金支払基準、むしろ正確には職務考課方式（Wage Payment System）については企業側に経営権の“⁽⁴⁵⁾聖域”に属する条項という、断固たる決意がみられた。こうした環境の下で生産性の母胎ともいべき組立ラインの作業スピードをめぐる労使の綱引きは“ルールなき闘い”という様相を強めていかざるをえない。需要の季節変動やモデルイヤーの開始時期などは、一時解雇と作業スピードの引き上げが交錯、反復されることになった。

われわれは“労働疎外”という言葉を、単に人間対機械の冷え冷えとした無機的関係のように捉えがちだが、アメリカ自動車工業のばあいは企業対労

働者の力関係を反映したものであった。そこで生じる疎外感や抑圧・専制に対する無力感に近いものではなかったろうか。典型的な例は職長とその作業員の関係であり、ラインへの配置、即作業マニュアルの実行という形での職務評価が待ち受けており、落伍者は自宅待機や解雇というペナルティを課せられる。むしろこのようにふるいをかけて職種に適應する者を多く見つけ出すことがフォアマンとしての自分の地位を守ることになるのであった。

「職長帝国」が近代的労務管理にとって代えられたというのはやや早計で、工場内には力と力が衝突する素地は十分に用意されていたようだ。さらに批判や反抗の組織的表現の代わりになったのが、薬物濫用 (Drug Addicts) やアルコール中毒症の労働者内部への浸透、作業態度の放漫化による製品の品質問題の発生など生産性を側面から痛打するようなモラルの文化的低下も無視しえな⁽⁴⁶⁾かった。このような状況の下で72年春、GMのローズタウン (Lordstown) 工場できすぶり続けてきた火種に火の手があがって、自動車工業労使関係に一大転機を画す事件となった。

ローズタウン工場の3週間の労使紛争の間、近隣のノアウッド工場 (Norwood Plant) も180日に及ぶ長期ストライキを打っていた。これらの労使対立の直接的契機は標準作業 (Work Standards) をめぐる問題であった。この標準作業こそは自動車工業における生産性を規定する最大の関心事として会社が追求し、組合が事ある毎に労働強化として反発してきた問題だった。中央の集団交渉の枠組から外されたこの項目は、ローカルにおける労使の力関係に委ねられることも多く、企業も経営権の中心として最も強硬に、その権限を主張していた。

ローズタウン工場の闘いもGMがGMAD (GM組立て事業本部) によってローズタウン再生計画を立て、71年秋のモデルチェンジの時期から新しい管理方法が実施され、新モデルVEGAのラインで100台/時というGMそのものが達成したこともないラインスピードを試みた。同時に、従来工場内で長い間、慣行化してきた「作業上の知恵」ともいえる各種の息抜きの作業方法——2人1組になって30分ずつ2人分の仕事をし、片方は休憩するやり方 (Double-up) などが一般的——が排除された。決められた作業を少しでも楽にやりたいという傾向はほとんどの工場・職場にみられるものであり、速い

ラインスピードのばあいにはラインに遅れをとらないように、誤った作業でも時間の辻つただけを合わせてしまうという便法も苦しまぎれに考え出され⁽⁴⁷⁾ていた。

ローズタウンの新管理体制は就業規則の厳格な運用の面を持ち、懲戒レイオフ (DLO=Disciplinary Lay-off) の頻発という事態を生み出した。そしてこれが組合の戦闘化の最たる要因とみてよいだろう。机上の計画通りの効率化のために職場は緊張と対立を生み、苦情件数も GMAD 以前の300件から5000件へと大幅に増えてきた。組合側の主張では700人が DLO 等で首を切られ、紛争の火種として GM-GMAD の管理方法そのものが俎上に乗せられた。

作業そのものの労働強化に端を発したローズタウン争議も結局、会社側がレイオフした350人の再雇用と、バックペイの実施を約束したが、しかし妥協と引き換えに作業・職場問題への組合からの異議申し立ては差し控えられるようになったという指摘もある⁽⁴⁸⁾。

このような自動車工業における生産性＝作業スピードの問題を一瞥すると、マズプロ体制において基準的に定着した生産性を引き上げることがいかに困難かを理解できるだろう。アバナシー (Abernathy, W. J.) がフォードの生産過程の能率を克明に調査したほぼ半世紀に及ぶ実証データと合致するものでもある。同意や自発性という個人の内面的な動員なくして、労働負荷の強度を高めることは不可能に近いという理解への出発点が、ローズタウンを初めとする72年のGMにおける一連の労使紛争であったといえよう。

生産システムは蘇生するか——脱工業化のなかの挑戦　マズプロ体制の内側にあった企業の生産過程に対する強圧的統制と、組合による対抗的なジョブ・コントロールの衝突が、生産性の流動化にとって障害となっていたことは、見て来たとおりである。また生産過程の統制という行為そのものも達成された標準的作業能力の堅持という必要から生まれたものであり、不断の能率改善という日本の現場管理の発想とは距離のあるものであった。機械と分業組織の結合によって創造されたフォード主義の革命的生産性水準は、職場において運動となるよりもむしろ Norm＝規準となって、その体制化・官僚化を促進した。生産性の極大化を目標とした機構が、それ以降の生産性向上

をもたらすさまざまな企図を生み出すことを許さなくなかった。⁽⁴⁹⁾

設備投資、技術開発支出、人材への教育・訓練、品質意識の徹底などアメリカの生産性・競争力強化政策においてさまざまなポイントが指摘されてきた。だが、事態の根底にあるのは巨大な規模にまで発展した生産システムをどのように変革しようかという問題であった。⁽⁵⁰⁾その可能性のひとつは人間、労働の分野において硬直した組織管理を改め、企業と労働者の意思伝達を密にし、仕事環境の刷新のなかから個々人の新たな自発性を引き出す方向が考えられる。他の可能性は人間労働のもつ生理的限界を技術的に除去することである。

人間が労働の場で経験するイヤ気、疲れ、イラ立ち等の能率低下要因を、機械ラインに置きかえることによって排除する。自動車のように人間と加工対象とが多くの場面で直接的にかかわり合う労働過程では、全面的自動化ラインの出現は見果てぬ夢であった。しかし現在では、溶接、塗装などの自動化しやすい工程だけではなく、タイヤ取付け、フロントガラスのはめ込みまでロボットがこなすようになってきた。夢の自動化ラインへの距離は相当縮まってきている。組立工業は、オートメ化の進展とともにますます装置産業化しつつある。工程に直接人間がかかわることによって生じる生産性の制約は、加工・組立機械群の活用が全面的に可能になれば、工程必要時間の大幅な更新も可能になろう。

今のところ以上のふたつの試みは、前者はQWL（労働生活の質）活動としてすでに70年代前半から展開されており、後者はGMにみられる先進的製造システム、MAPなどの開発をその先駆的試みとして評価できるだろう。さらに日本企業の対米直接投資も、いわゆる日本的経営の核心部分を現地に移植させ、フォード主義に長年なじんできた工場を着実に変身させている。

QWLをふくめた今日進行中の労働態様再検討の大きな流れの中心には“職種革命”ともいべき事態がみられる。⁽⁵¹⁾実は日本的経営も、またGM等で推進されているQWLをみても、工場改革の原点は細分化された職務の殻をどのように打ち破り、新しい作業集団をつくり出すのかという点であった。⁽⁵²⁾

73年 UAW-GM はQWLに関する全国的な覚え書を交わした。このなかではアSEMBリーラインをやめ、集団作業 (Team Work Organization) によってワークステーション方式を導入したデトロイト市内のバン工場 (75年) もみられた。GM が本格的にチーム作業を展開していくのは70年代末からの南部戦略の一環としてであった。オクラホマシティの組立工場は稼動直後には組合が結成されておらず、チーム作業方式は導入しやすい環境にあったともいわれる。

チーム作業方式は、80年代半ばGMの新工場に次々と広がっていき、ジョージア州オルペニーの部品部門やオクラホマシティの他にオリオン、ウェンツビルなど5組立工場で採用されていった。その最大の特徴は、通常100以上の職務区分 (Job Classification) をもつ生産労働者の分類を大幅に単純化したことである。ある工場では一本の職務区分に高技能労働者から非熟練職までをすべて包括するやり方が実施された。いずれにしてもやっかいなのは、職務区分単純化にとって高技能職種 (Skilled Tradesman) の扱いで、一般のオペレーター層とは別に2本、6本の分類をつくって、彼らの不満をやわらげた工場もある。また区分単純化は、職域の広がりを求めるものであり、職種転換についての教育訓練期間の設定なども盛りこまれていた。

チーム作業方式は、未だ導入後日も浅いということからその評価も軽々に下すべきではないが、長所としては、経営の動きと職場の仕事のつながりがおぼろげながら分かってくること、さらにローテーションによって他の職種も経験し、労働者の多能工化がすすむこと、横への自主的なコミュニケーションが増幅されて安全衛生や作業環境などをふくむ広い意味での職場生活に関心が高まること、などの点である。

逆に批判のあるところは、全員一致という行動原理が働き、個々人の提案したものが採用されにくいという不満があり、さらに大きな問題は先任権の統制が崩れ、若者がチーム内の意思決定により、重要な職務につくという現象が出て、中高年層で先任権に保護されてきたグループのチーム制離れもみられているという点であった。労働者個人に付与されていた先任権はチーム作業制のなかでは誰が本当の意味でチームリーダーとして適しているか、まったく新たな評価が形成され、工場内の人間関係にも一石が投じられるこ

とになった（GM バンナイス工場での先任権とチーム制作業集団との摩擦については、『日経産業新聞』1988年2月1日付参照）。

工場活性化の方策は、ピオレの指摘にもあるように古くさくなった分業による作業集団を解体し、よりフレキシブルな人と仕事の統合をめざすものである。⁽⁵³⁾ 企業と労働者の関係、労働者内部の関係を変革することによって、ライン労働がもたらす「非人的」な感覚を薄め、個人 vs ラインという疎外感を軽減しようという狙いである。だが、このようなモラールアップのいくつかの試みは、やや身を引いて観察したばあい、どのような意味をあたえてくれるのだろうか。アメリカに自動車工業の黄金時代を再びもたらしてくれるのだろうか。近い将来には国内の日本企業生産台数は200万台をこえ、国内市場の50%近くを海外企業によって占められるという事態と“職種革命”のつながりは何なのか。能率の復元をめざし、競争力強化のための布石がなされている状況は皮肉にもかなりベシミスティックな様相が支配している。

一方、国内市場を海外企業から奪い返すという意気込みで開始されたGMのサターン計画（Saturn Project）は、91年に3モデルの市場投入がきまった。テネシー州スプリングヒル郊外のサターン工場はカンバン方式を中心にJapanization＝日本化の粋を尽くした工場をめざしている。通常の帯鋼スタンピング工場の他にエンジンブロック鋳造工場、プラスチック成形工場を配置し、必要な部品、材料を組立ラインの流れにそってジャストインタイムで供給するローディングドックを多数展開するという構造である。また生産技術面では産業用ロボットや構内自動搬送装置の多用は控えて、むしろ人材教育に重点をおくという路線をとっている。⁽⁵⁴⁾

労務管理はGMがトヨタとつくった合弁企業NUMMIで学んだ方法を踏襲することになっている。⁽⁵⁵⁾ そのエッセンスは“人材こそすべて”であるという教訓の実践である。もっともすぐれた資質をもった労働者を集め、集中的な教育訓練を行ない、サターンの経営幹部と同じような仕組みでサラリーとボーナスを支払うことになっている。従来「労働者」という扱いからの転換である。トヨタに代表される日本企業と同様の工場と部品メーカーの関係、工場内の運営、労使関係の「日本化」など、サターン計画でGMが40億ドルの資金を投資して実現しようとするものは、まさにアメリカの中に日本

の工場をつくることだった。

生産システムの革新、生産性の向上、品質管理の強化など、さまざまな挑戦がいま行なわれているが、その中心である労働のフレキシビリティやチーム作業制等をみていると、日本の労働慣行を模倣し、これを定着させようという印象が否めない。⁽⁵⁶⁾ こうした努力は個々の企業、経営内部で生産コスト、労働コストの削減を可能にし、効率化の成果がみられた例も少なくない。しかしアメリカ製造業全体においては国内市場の輸入浸透による縮小という図式に大きな変化はなかった。むしろ競争力を向上させる直接的要因としては87～88年のドル急落・円高による一部製造業の輸出増の方が、短期的にはより有効だった。

では、生産過程を基点に試行されている多様な革新的努力はまったく無駄なものだったのか。真正面からの回答ではないかも知れないが、70年代初頭の産業界に生じた「ラインの危機」という状況を、さまざまなインパクトを受けつつも脱工業化のなかで「ラインの存続」へとこぎつけてきたことは一応の成果であった。将来的な保証は困難としても、アメリカの労働者に仕事についての新たな意味・感慨を“職種革命”は確実にあたえたといえる。しかし、それは逆に革命ゆえの幾多の摩擦も当然考慮に入れなければならないだろう。

V ま と め

1980年代のアメリカは深刻な国際競争力の後退に直面し、その内部で労使関係を軸に、生産組織の革新に相当な精力を傾注してきた。その成果と思われる点は、労働者の意識変化、組合の路線転換による戦術の柔軟化等によって、労使に協調的な気運が生まれてきたことにも現われている。とくに労働条件面での、賃金・付加給付の自肅的な交渉態度は、いわゆる賃金インフレ論的な物価上昇の余地を残すことなく、経済の安定的成長のサイトを伸ばしている一因ともいえよう。

労働組合の態度変化は賃金政策面と同時に、従来のジョブ・コントロール的な組合活動の基盤にも歴史的な転換の契機となった。レーガノミックスに

よる成長維持政策は新たな非工業的雇用機会を増加させ、失業率を大幅に改善させたが、工業部門に対して競争力再確立という重い課題をあたえていた。とくに85年秋のプラザ合意までの、ドル高政策はアメリカ経済の繁栄謳歌のなかで、製造業に対してはいぜん厳しい構造調整の試練であった。

80年代の「再工業化」の過程を要約すると、アメリカ的大量生産体制の陳腐化が進行し、これを「日本化」の論理によって補強するものと考えることができよう。もちろんここでいう「再工業化」はソフト化するアメリカ経済全体を工業化の方向にもっていくことではなく、衰退著しい工業を再度、復活させることである。「日本化」はその切札であり、アメリカ企業の工場閉鎖の続出のなかで日本企業の対米進出は、まさに貴重な「工業化」の一環ともいえよう。

しかし、今「日本化」に対しても当初の熱狂がさめてクールな現実が押しよせつつある。経営側による企業内対立を一掃しようとするさまざまな施策、チーム作業制を軸にしたラインでの人的コミュニケーションの改善等、新しい仕事の世界は当初はそれなりの魅力をもつ。だが、アメリカ国内での「日本化」の限界、そして「現地化」の推進というデリケートな状況のなかで、ライン労働はあくまでライン労働という現実が直視され、さまざまなトラブルも生じ、「日本化」神話は厳しい挑戦にさらされている⁽⁵⁷⁾。

これに対しGMのサターン計画や各社のさまざまなQWL推進など、アメリカ企業も独自にライン作業問題改善に努力している。いつまで「日本化」が日系企業の専売特許であり続けることができるか、将来は疑問である。いずれにしても「日本化」を軸に、工業の活性化をすすめるをえないのが、アメリカの直面したシビアな選択の内実であった。

いま世界的にはさまざまな地域で、フォード主義が活動し、競争をくり広げている⁽⁵⁸⁾。アメリカのそれは最先発したものであり、1920～30年代にもっとも活発な成長期を迎えた。日本のフォード主義は60～80年代、まさに今日でも、最盛期として活動しつつある。労働生産性の革命的な上昇は、各々のシステムが創り出す特有な市場——アメリカの20～30年代は膨大な国内市場、そして日本の60～80年代は無尽蔵にもみえた海外・北米市場——の存在によって可能となったものである。

レーガノミックスの下で、アメリカ経済は旧来のさまざまな制約をはずし、成長を続けてきた。とくに労働面では、ヒスパニックという新たな供給源も得て、古い枠組は急速に解体中である。経済全体のソフト化の流れのなかでは、工場労働者そのものもすでに多数派ではない。コンパクトで効率的な生産組織が、自動車工業のみならず、すべての製造業に求められている。フォード主義の修正がこうしたニーズに対応できる基本的な生産管理の技法となるか、それとも最強の競争相手のテクニックを単に模倣したものだけに終わるか、90年代の展開を待つしかないだろう。

[注]

- (1) 多くの組立工程からなる自動車工業のばあい、プレス、機械加工、鋳造、鍛造、最終組立と作業ベースは各々異なる。こうしたなかで、標準生産量が生産設備の最適構成として確定されてくる（関敏郎監修『自動車の製造法』山海堂、1980、pp. 219-220、岩越忠恕 [1968] p. 87）。
- (2) Bluestone and Harison [1982] pp. 25-48.
- (3) 巨大企業の投資政策の慎重さはさまざまな背景があろうが、鉄鋼、石油化学では立地も大きな条件となろう。また財務指標の維持も資本調達や借入れにとって重要な条件となる。
- (4) エレクトロニクスや鉄鋼では、輸入に直接競合する製品・分野からの撤収がみられる。リストラクチュアリングの実体もこのような形が一般的だ（吉田春樹／興銀産業調査部編 [1988] pp. 19-27）。
- (5) Lawrence [1984] pp. 38-50.
- (6) 左近司忠政 [1985] p. 8.
- (7) この項の統計数字は、Economic Report of the President [1988] の巻末統計等に拠る。
- (8) ハイテク戦略研究会編 [1988] pp. 63-74.
- (9) 原田和明 [1989] pp. 175-181.
- (10) U.S. Department of Commerce [1985b] p. 34.
- (11) *Economic Report of the President, 1988*, 邦訳 p. 132.
- (12) *Ibid.*, p. 364.
- (13) これらについての代表的な研究成果としては、Baumol and McLennan [1985], Rosow eds, [1981], Denison [1977]。
- (14) アメリカ合衆国の公的な労働生産性集計機関は、U. S. Department of Labor, *Monthly labor Review* の Productivity Data に集計結果が発表されている。

- (15) Dean and Kunze [1988].
- (16) 工場閉鎖と地域社会の疲弊については, Bluestone and Harison [1982] をみよ。
- (17) 技術革新をみる上で重要な関連事項は, 市場創出—生産性上昇ということである。とくに近年の民生用エレクトロニクス分野におけるアメリカのたちおくれ, 日本の優位は, アメリカ経済における技術革新のあり方を如実に物語るものである。
- (18) 当初, 国内的に論ぜられることの多かった生産性問題も, 80年代半ばには国際的な視野から検討されるようになる。日本など海外の高い生産性がアメリカの生産性停滞を強制するような力を揮い始めるからであった (Baumol and McLennan [1985] chap. 3)。
- (19) Crandall [1981] p. 78.
- (20) GM を頂点とするビッグ3体制健在の状況で, 能力拡大, シェア争いの可能性はまずありえなかった。とくに自動車工業の能力は月産5000台の1ラインの稼動時間, ラインスピード調整によって, 標準能力を相当大幅に上下する生産変動に対応可能であったからだろう。製造ラインの柔軟性は, またつねに労働者とのあつれきの火種にもなっていた。
- (21) 特定の製品, 工程に関する所要労働時間の実態は労働生産性の原点ともいべき貴重な実証データであった。残念ながら今日では入手できない資料になってしまった (労働省政策調査部 [1985, 1979])。
- (22) Abernathy [1979] p. 180.
- (23) この当時の, 最大企業GMの転換政策については, 下川浩一 [1985] pp. 174~200, また80年代半ば年間100億ドルをこえるような莫大な設備投資とその背景については, *Automotive News*, June 13 1988を参照。
- (24) 経企庁 [1986], 土志田征一 [1988]。
- (25) *Businessweek*, special ed. [1982] pp. 54-66.
- (26) 原田和明 [1989] pp. 175-181.
- (27) 50年代のオートメーションは工程内, 工程間搬送を中心に製造プロセスを大きく変革した。これに対し80年代のME化はプロセス制御の集約化, 省力化をすすめ, 工業の要員削減を大幅に可能にした。
- (28) Katz [1985] p. 22.
- (29) U. S. Congress, office of Technology Assessment [1981] p. 59.
- (30) Schuereman [1986] pp. 165-169, 篠原三代平編 [1982] p. 146.
- (31) 秋元樹 [1981] p. 243.
- (32) 80年代の労働組合の路線転換を, 国際競争による圧力と, 理解するものに, Freedman [1988] がある。
- (33) 1976~78で鉄鋼業界全体の環境対策費は約4.9億ドルで, 80年代初めでは6億ドルになると推計される (Crandall [1981] pp. 38-40)。

- (34) 鈴木行生 [1985], 長期信用銀行 [1988] pp. 64-66.
- (35) 日本銀行 [1988] p. 49.
- (36) 鉄鋼業は素材供給者として自動車などの「川下」製造業にも大きな影響をもっていた。70年前後の薄板供給の逼迫なども、日本車輸入激増の大きな要因になっていた。素材-加工組立の総合的な競争力が問題になる。
- (37) Lynn [1982] 邦訳 p. 9.
- (38) Barnett and Schorsh [1983] pp. 52-57.
- (39) Ibid., pp. 52-53.
- (40) Adams ed. [1971 4th ed.] pp. 93-97.
- (41) Barnett and Schorsh [1983] p. 142, 鉄鋼統計委員会 [1986, 1980]。
- (42) U. S. Federal Trade Commission [1977] pp. 245, 382, Crandall [1981] pp. 74-78.
- (43) 自動車工業にとって最下流にあたる組立工程はまさにアキレス腱である。プレス工程の標準量産規模/年にくらべ組立は20分の1程度で、その分を労働者の頭数でこなさなければならない。技術的に自動組立への道はかなり進んでいるが、機械化に伴う固定費負担と「ラインの柔軟性」の確保がやはり問題となろう。近年の組立工程での自動化の様子は、Ward's *Automotive Yearbook* [1986] pp. 31-33.
- (44) フォード社の1910~20年代における生産構造を綿密に実証したものに、塩見 [1978] がある。
- (45) 作業時間、作業速度の経営による調整は、生産能力設定と同じ意味をもつもので、企業として絶対にゆずれぬ一線であった (Harbison and Dubin [1947] pp. 45-61)。
- (46) Kertezs [1988].
- (47) Arnowitz [1974] p. 23.
- (48) Ibid., pp. 43-46.
- (49) 一定の生産性水準が必要とする組織体制は、時の経過とともに「生産性の番人」に転化する。ラインや組織をつねに流動化させようとする日本の経営は、これに対して、抵抗力があるかどうか、近い将来答が出てこよう。アメリカ自動車工業での「生産性のディレンマ」については、Abernathy [1979] pp. 1-9を参照。
- (50) 富沢木実 [1986] pp. 77-84, *Fortune* [1989a].
- (51) *Fortune* [1989 b].
- (52) コール, 秋元 [1983]。組合の観点からこの問題を論じ、日本的経営の枠組みとしてQC活動を取り扱ったものに、AFL-CIO *American Federationist* [1982] April-Juneがある。
- (53) Piore [1982].
- (54) サターン・プロジェクトによる工程設計は当初、いかに自動化水準を高

めていくか、という点に力が注がれた。しかし最近になって、NUMMIの成果をふまえて、マンパワーの高度化にも多くの関心が払われてきた (*Fortune* [1988], *Automotive News* [1989 b])。

- (55) 六戸善一・草野厚 [1988] pp. 97-127.
 (56) 島田晴雄 [1988] pp. 3-46.
 (57) ミシガン州フラットロックのマツダ米国工場での訴訟問題は、日米労働摩擦という感じでかなり大きな問題となった。とくにマツダが雇い入れたパートタイマーの労災に対する補償問題が、こじれた事件の直接のきっかけだった。これによって日本型の作業集団制やUAWの弱腰なども批判の的になっている。不況期の雇用調整、繁忙期の超勤、臨時工のとりあつかいなど、日本の進出企業も相当な困難を覚悟しなければならないだろう。よりくわしい報道は、*Automotive News* [1989 a]。
 (58) 現代世界を分析する中心概念として「フォード主義」の用語を重視するのは、いわゆるレギュラシオン学派である。彼らは企業による労働の場、市場・生活の場両面における統合を、現代資本主義体制の安定の重要な条件としてみる。代表的著作としては、Aglietta [1976], Lipietz [1985]。

[参照文献]

- 青木昌彦・小池和男・中谷巖 [1986]『日本企業の経済学』TBSブリタニカ、
 秋元樹 [1981]『デトロイト』日本評論社。
 安保哲夫編著 [1988]『日本企業のアメリカ現地生産』東洋経済新報社。
 石崎・鈴木・春田・佐々木 [1983]『現代のアメリカ経済』東洋経済新報社。
 岩越忠恕 [1968]『自動車工業論』東京大学出版会。
 大野耐一 [1978]『トヨタ生産方式——脱規模の経営めざして』ダイヤモンド社。
 髙山惇一 [1982]『技術進歩の経済学』文眞堂。
 金森久雄/日本経済研究センター [1987]『イノベーションと産業構造』日本経済新聞社。
 経済企画庁 [1986]「アメリカの現状、そしてこれから」『ESP』No.176。
 小島正剛 [1984]「UAW-GM 新協約締結」『金属 IMF-JC』1984, 12。
 小山信弘・村上政博・内田盛也 [1988]『知的所有権』日刊工業新聞社。
 ロバート・E. コール/秋元樹 [1983]「アメリカ自動車工場におけるQCサークル」『日本労働協会雑誌』1983, 3。
 左近司忠政 [1985]「アメリカ鉄鋼業の現状と課題」『鉄鋼界』1985, 3。
 塩見治人 [1978]『現代大量生産体制論』森山書店。
 六戸善一・草野厚 [1988]『国際合弁——トヨタ・GM ジョイントベンチャーの軌跡』有斐閣。
 篠原三代平編 [1982]『アメリカは甦えるか』東洋経済新報社。

- 島田晴雄 [1984] 『フリーランチはもう食えない』日本評論社。
 —— [1988] 『ヒューマンウェアの経済学』岩波書店。
 下川浩一 [1985] 『自動車産業脱成熟の時代』有斐閣。
 鈴木行生 [1985] 「再生に向けての企業戦略動向」『鉄鋼界』1985. 3。
 鉄鋼統計委員会 [1986, 1980] 『鉄鋼統計要覧』86, 80年版。
 長期信用銀行 [1986] 「米国におけるオフィスマーケットの現状と展望」『調査月報』No.239。
 長期信用銀行 [1988] 「鉄鋼供給の国際的構造変化」『調査月報』No.247。
 土屋守章・森川英正編 [1981] 『企業者活動の史的研究』日本経済新聞社。
 土志田征一 [1988] 『レーガノミックス』中公新書。
 富沢本実 [1985] 『変貌する自動車産業』ユニバース総合研究所。
 日本銀行 [1988, 1980] 『国際比較統計』。
 —— [1987] 「米国製造業の競争力について」『調査月報』1987. 8。
 ハイテク産業研究会編 [1988] 『米国の技術戦略——強い米国の再生めざして』日経サイエンス。
 萩原進 [1988] 「アメリカ自動車産業の協約更改交渉」『日本労働協会』1988. 2-3。
 馬場宏二編 [1987] シリーズ世界経済II 『アメリカ——基軸国の盛衰』東京大学出版会。
 原田和明 [1989] 『ブッシュの米国経済——日米運命共同体のゆくえ』日本経済新聞社。
 吉田春樹／日本興業銀行産業調査部編 [1988] 『米国産業の実力』日本経済新聞社。
 吉富勝 [1984] 『レーガン政策下の日本経済』東洋経済新報社。
 渡辺徳二 [1972] 『化学工業』日本評論社。
 労働省政策調査部 [1985, 1979] 『労働生産性の実態』。
 Abernathy, William J. [1978] *Productivity, Dilemma: Roadblock to Innovation in the Automobile Industry*, Johns Hopkins Univ. Press.
 Abernathy, W. J. and K. B. Clank, A. M. Kantrow [1983] *Industrial Renaissance: Producing a Competitive Future of America*, Basic Books.
 Adams, Walter ed. [1971 4th. ed.] *The Structure of American Industry*, Macmillan.
 Aglietta, Michel [1976] *A Theory of Capitalist Requisition: the US Experience*, NLB.
 Altshuler, A. and M. Anderson, D. Jones, J. Womack [1984] *The Future of the Automobile: The Reports of MIT's International Automomo-*

- bile Program*, The MIT Press.
- Arnowitz, Stanler [1974] *False Promises : The Shaping of American Working Class Consciousness*, McGraw-Hill.
- Automotive News* [1988] June 13, 1988.
- [1989a] Frb. 13, 1989.
- [1989b] April 17, 1989.
- Baily, Michael N. [1982] "The Productivity Growth Slowdown by Industry," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2 : 1982.
- Baily, Martin N. and Alok K. Chakrabarti [1985] "Innovation and Productivity in U. S. Industry," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2 : 1985.
- Barnett, Donald F. and L. Schorsh [1983] *Steel : Upheaval in a Basic Industry*, Ballinger.
- Baumol, William J. and Kenneth Mclenenan [1985] *Productivity Growth and U. S. Competitiveness*, Oxford Univ. Press.
- Bowles, S. and D. M. Gordon, T. E. Weisskopf [1983] *Beyond the Waste Land : A Democratic Alternative to Economic Decline*, Doubleday. 邦訳『アメリカ衰退の経済学』（都留康・磯谷明德訳）東洋経済新報社.
- Bluestone, Barry and Bennett Harrison [1982] *Deindustrialization of America*, Basic Books.
- Business Week* [1972] "The GM efficiency Move that Backfired," March 25, 1972.
- Business Week* Special ed. [1982] The Reindustrialization of America. 邦訳『よみがえる米国経済』（日経ビジネス編訳）日本経済新聞社.
- Chandler, Alfred D., Jr. [1979] *The Visible Hand : The Managerial Revolution in American Business*, Belnap of Harvard Univ. Press.
- Cole, Robert E. [1979] *Work, Mobility and Participation*, University of California Press.
- Cole, Robert E. and Taizo Yakusiji [1984] *The American and Japanese Auto Industries in Transition : Report of the Joint U. S.—Japan Automobile Study*, The University of Michigan Press, 邦訳『日米自動車摩擦——共存への戦略を探る』（大島恵一, P.マクラッケン編訳）日本経済新聞社.
- Crandall, Robert C. [1981] *The U.S. Steel Industry in Recurrent Crisis*, Brookings.
- Dean, Edwin and Kent Kunze [1988] "Recent Change in the growth of U. S. Multifactor Productivity," *Monthly Labor Review*, May 1988.

- Denison, Edward F. [1977] "Explanations of Declining Productivity Growth," *Survey of Current Business*, Aug, 1977.
- [1983] "The Interruption of Productivity Growth in the United States," *The Economic Journal* No.93.
- Economic Report of the President, 1988*. 邦訳 経済セミナー増刊『アメリカ経済白書』(経企庁海外調査課訳) 日本評論社.
- Freedman, Audrey [1988] "How the 1980's have changed Industrial Relations," *Monthly Labor Review*, May 1988.
- Friedman, Benjamin M. [1988] *Day of Reckoning: The Consequences of American Economic Policy Under Reagan and After*, Random House. 邦訳『アメリカ最後の選択』(三木谷良一訳) 東洋経済新報社.
- Fortune* [1988] "Back to the Future of Saturn," Aug. 1, 1988.
- [1989a] "What Flexible Workers Can Do," Feb. 13, 1989.
- [1989b] "The Tasks Facing GM," March 13, 1989.
- Guest, Robert H. [1979] "Quality of Work Lift-Learning from Tarrytown," *Harvard Business Review*, 57 (July-August).
- Harbison, Fredenck H. and Robert Dubin [1947] *Pattern of Union-Management Relations: UAW (CIO), GM. Stude Baker*, Sience Research Associates.
- Heckscher, Charles C. [1987] *The New Unionism: Employee Involvement in the changing Corporation*, Basic Books.
- Jacoby, Sanford M. [1985] *Employing Bureaucracy: Mangers, Unions, and the Transformation of Work in American Industry*, 邦訳『雇用官僚制』(荒又・木下・平尾・森訳) 北大図書刊行会.
- Johnson, Charmers ed. [1984] *The Industrial Policy Debate*, ICS Press.
- Katz, Harry C. [1985] *Shifting Gears: Changing Labor Relations in the U. S. Automobile Industry*, MIT Press.
- Kertezs, Louise [1988] "Autoworkers and Drugs, Drinks," *Automotive News*, March 14, 1988.
- Lipietz, Alain [1985] *Mirages et Miracles: Problemes de l'industrialisation dans Tiers Mondes*, 邦訳『奇跡と幻影——世界の危機とNICS』(井上泰夫・若森章孝訳) 新評論.
- Lawrence, Robert Z. [1984] *Can America Compete?*, Brookings.
- Lichtenstein, Nelson [1980] "Auto Worker Militancy and the Structure of Factory Life, 1937-1955," *Journal of American History* 67, No. 2.
- Lindbeck, Assar [1983] "The Recent Slowdown of Productivity

- Growth," *The Economic Journal*, No.93.
- Lynn, Leonard H. [1982] *How Japan Innovates : A comparison with the U. S. in the Case of Oxgene Stealmaking*, Westview. 邦訳『イノベーションの本質』（遠田雄志訳）東洋経済新報社.
- MacDonald, Robert M. [1963] *Collective Bargaining in the Automobile Industry*, Yale University Press.
- Magaziner, Ira C. and Robert B. Reich [1982] *Minding America's Business : The Decline and Rise of American Economy*, Law & Business. 邦訳『アメリカの挑戦』（天谷直弘監訳）東洋経済新報社.
- Mansfield, Edwin et al. [1980] Technology and Productivity in the United States, in Feldstein, M. ed. *American Economy in Transition*, NBER.
- Mayer, Otto and Robert C. Post ed. [1981] *Yankee Enterprise : the Rise of American System of Manufactures*, Smithsonian Institution. 邦訳『大量生産の社会史』（小林達也訳）東洋経済新報社.
- Mitchell, Daniel I. [1982] "Recent Union Contract Concession," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1 : 1982.
- Norworthy, J. R. and M. J. Harper, K. Kunze [1979] "The Slowdown in Productivity Growth : Analysis of Some Contributing Factors," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2 : 1979.
- Piore, Michael J. [1982] "American Labor and the Industrial Crisis," *Challenge*, March-April 1982.
- Piore, Michael J. and Charles F. Sabel [1984] *The Second Industrial Divide : Possibility for Prosperity*, Basic Books.
- Rosow, Jerome M., ed. [1981] *Productivity ; Prospects for Growth*, Van Nostrand Reinhold.
- Scott, Bruce R. and George C. Lodge ed. [1985] *U. S. Competitiveness in the World Economy*, Harvard Business School Press. 邦訳『日本の脅威, アメリカの選状』1~2（岡本秀昭監訳）光文社.
- Shuereman, William [1986] *The Steel Crisis : The Economics and Politics of a Declining Industry*, Praeger.
- U. S. Congress, Office of Technology Assessment [1981] *U. S. Industrial Competitiveness : A Comparison of Steel, Electronics and Automobiles*, U. S. GPO.
- U. S. Department of Commerce [1983] *An Assessment of U. S. Competitiveness in High Technology Industries*, U. S. GPO.
- [1985a] *U. S. Hightechnology Trade and Competitiveness*, U. S.

GPO.

—— [1985b] *U. S. Industrial Outlook* 1985.

—— [1985c] *The U. S. Motor Vehicle and Equipment Industry Since 1985*, U. S. GPO.

U. S. Department of Labor [1988] *Monthly Labor Review*, Dec.

U. S. Federal Trade Commission [1977] *Staff Report on the U. S. Steel Industry and Its International Rivals*, U. S. GPO.

U. S. International Trade Commission [1985] *The Internationalization of the Automobile Industry and Its Effects on the U. S. Automobile Industry*, U. S. GPO.

Widck, B. J. [1972] "The Men Won't Toe the Vega-Line," *The Nation*, March 27, 1972.

Widick, B. J. and E. Ginzberg ed. [1976] *Auto Work and Its Discontents*, Johns Hopkins Univ. Press.

第3章 転換期の労使関係とレーガン政権

I レーガン政権に与えられた宿題

1 3つの宿題

1980年の大統領選挙で、共和党のレーガン候補は、現職の民主党大統領カーターに圧勝し、翌1981年の1月に、アメリカ合衆国の大統領に就任した。大統領選挙では、内政・外交上の様々な問題が争点になったが、当時アメリカ経済を脅かしていた3つの経済問題に、おのずとスポットライトが当てられることになった。第1は、1979年のいわゆる第2次石油ショックを契機にして起こった2桁のインフレーションの問題である。第2は、当時「生産性停滞」(productivity slowdown)と呼ばれていたところの、1970年代を通じて趨勢として進行していたアメリカ経済の長期停滞の問題である。そして第3は、アメリカ産業の国際競争力の喪失と「産業空洞化」(deindustrialization)の問題である。1981年1月に発足したレーガン政権の誕生の主たる事由は、この3つの経済問題をめぐる政策論争において、レーガン候補が国民的支持を獲得しえたことにあった。レーガン政権に与えられた課題は、前政権が残していった3つの宿題の解決にあった。

レーガン大統領は、まず就任演説でアメリカ経済の「革新」(renewal)を訴え、続いて連邦議会での演説(1981年2月18日)で「経済再生計画」を発表した。「再生」「革新」といったいさか大げさな表現が、さほど不自然な感じを与えないほど、1981年年初のアメリカ経済には、暗雲が重く立ちこめていたのである。レーガン政権が取り組まざるをえなかった3つの宿題は、たちの悪いスタグフレーションと産業の衰退からアメリカ経済を立ち直らせるといふきわめてやっかいな問題なのであった。

第1のインフレーションは、消費者物価指数で測ったインフレ率(表1)

を見れば明らかのように、非常に深刻であった。第1次石油ショックによる1974年のインフレ率は11.0%であったが、第2次石油ショック後のインフレ率はそれを上回り、1979年11.3%、1980年13.5%、1981年10.3%と、2桁インフレが3年も続いたのである。大統領選挙の年であった1980年のインフレ率がとくに高かったことが、カーター候補を惨敗させた一因となったわけだが、このハイパー・インフレのツケはレーガン政権に回されることになった。まずインフレーションの火を消すことが、レーガン政権に課せられた緊急の政治的課題だったのである。

第2の「生産性停滞」問題は、1975～76年頃から、アメリカ経済が抱える中長期的諸問題のなかで中心をなす問題として浮上したが、1979～1980年には、それが国民的課題 (national agenda) として受けとめられて、各界で活発な議論が巻き起こった。レーガン政権の経済政策を的確に理解するためには、1980年の大統領選挙時に、「生産性停滞」の原因と対策をめぐって大がかりな論争が展開されていたという社会的背景を、念頭に置いておくことが必要である。

「生産性停滞」論争は、当時連邦商務省経済分析局の次長であり、経済成長会計の第一人者であったエドワード・デニソンの問題提起を口火にして始まったといつてよい。デニソンは、1970年代の経済成長に関するブルッキングス研究所での共同研究の成果を、1979年夏に『経済成長鈍化の原因』(Accounting For Slower Economic Growth) と題して出版したが、彼はこの書物の中で、1970年代のアメリカ経済に関するきわめて衝撃的な事実を明らかにしたのである。雇用人1人当たり国民所得 (National Income Per Person Employed [NIPPE]) の年平均成長率が、1948～73年には2.4%であったのに対して、1973～76年にはマイナス0.5%にまで低下しているという事実で

表1 消費者物価の対前年上昇率
(1970～82年)

年次	上昇率 (%)
1970年	5.7
71	4.4
72	3.2
73	6.2
74	11.0
75	9.1
76	5.8
77	6.5
78	7.6
79	11.3
80	13.5
81	10.3
82	6.2

出所) *Economic Report of the President, 1989.*

表2 NIPPEの成長源泉 (%ポイント)

項目	1948-73年	1973-76年
成長率	2.4	-0.5
不規則因子	-0.2	0.1
調整成長率	2.6	-0.6
労働		
労働時間	-0.2	-0.5
性・年齢構成	-0.2	-0.3
教育	0.5	0.9
資本・土地		
建物・設備	0.3	0.2
在庫	0.1	0.0
土地	0.0	0.0
資源配分	0.4	0.0
政府規制	0.0	-0.4
規模の経済性	0.4	0.2
残差	1.4	-0.7

注) 住宅を除く全産業。

出所) Edward F. Dennison, *Accounting For Slower Economic Growth, The United States in the 1970's*. (The Brookings Institution, 1979), p.2.

「知識の進歩」などと曖昧に表現される残差なのである。1948~73年の平均2.4%のNIPPE成長率の源泉のうち、残差の寄与率が1.4%ポイントを占めているが、1973~76年には、マイナス0.5%のNIPPE成長率のうち、残差の寄与率はマイナス0.7%ポイントとなっている。「残差」(residual)を、技術進歩と同一視する見解が一般的だが、⁽¹⁾「分類不能」な様々な要因を含む以上、同一視はできないのである。生産性鈍化のほんとうの犯人が誰なのかは、成長会計によって特定することはできない。それ故にこの不可解な事実は、デニソンが提起したパズルとってよく、「生産性停滞」の原因と対策をめぐるその後の活発な議論の口火になりえたのである。

「生産性停滞」論争の広がりや奥行きを見るうえで無視できないのは、全米経済研究所NBERが創立60周年記念事業として、1980年1月にコンフェランスを開催し、アメリカ経済学界の総力を結集して、第2次大戦後のアメリカ経済の分析を行なったことである。その成果は、同年『転換期のアメリカ経済』(*The American Economy in Transition*)と題して出版された。この

ある。NIPPEがマイナスに転じたということは、アメリカ経済が「停滞」どころか「後退」(retardation)しつつあることを示しているのであり、アメリカ経済にとってまことに深刻な事態であった。

しかしながら、デニソンの問題提起のなかには、1つのパズルが含まれていた。NIPPEの成長源泉として、通常は表2に列挙されているごとく、資本装備率・労働力の教育水準・産業の部門構成などの改善が重要視されるのだが、デニソンの分析によると、戦後アメリカ経済のNIPPE成長率を規定している最大の要因は、「分類不能」もしくは

コンフェランスの問題意識は、当時NBERの会長であったM. フェルドシュタインの以下の発言に集約されているように思われる。

まずフェルドシュタインは、1970年代のアメリカ経済のパフォーマンスについて、つぎのように要約する。「マクロのレヴェルで見ると、実質GNPの成長は、1947～67年の年率3.9%から、1967～79年には年率わずか2.9%へと鈍化した。民間企業部門の労働時間当たり生産性の年成長率は、1947～67年の3.2%が、1967年以降は1.5%未満に、1973年以降には1%未満へと低下している」（フェルドシュタイン [1980] 邦訳 p.4）と。生産性成長率だけでなく、インフレ率・失業率・利潤率などの経済指標が、1970年代に入って、それ以前の20年間と比較してすべて悪化していることを指摘したうえで、フェルドシュタインは次のように述べている。

「過去10年間のこうしたパフォーマンスの悪化を目にすると、米国経済は新たな長期的逆境に身を沈めつつあるのだと思い込みたい強い誘惑にかられる。しかし、こうした現状延長型の予想が正しいかどうかはまだわからない。1970年代の自慢できぬ記録のうちのある部分は、ヴェトナム戦争中に採られたマクロ経済政策の失敗のせいであったり、OPECというカルテルの原油生産政策の変更をはじめとする攪乱要因のゆえであることは疑いのないところであるが、こうしたものの影響はいずれ消えていくはずである。ただ、現在の経済パフォーマンスの悪化の裏には、ほうっておいてはならない、もっと根本的な原因もひそんでいるのかもしれない。しかも、これら原因のうちのいくつかは、いまやわが国の社会・政治システムに深く根ざしたものとなっており、たとえ問題の所在が明らかになったとしても、それを取り去ることができないという可能性もある。いくつかの基本的原因を見いだすとともに、それらを修正しないかぎり、10年以上にもわたって続いてきたパフォーマンスの悪化を逆転させよう望みがほとんどないことは明らかであろう。」（フェルドシュタイン [1980]、邦訳 p.5、傍点は引用者——以下同じ）

フェルドシュタインは、レーガン政権の経済諮問委員長を務めた人だから、この人が「生産性停滞」の原因をどう診断し、停滞から抜け出すためにいかなる処方箋を書いたのかという点に十分注目しなくてはならない。その点は後段で論じるので、ここでは、NBERによる1980年のコンフェランス

の中心テーマが、1970年代の長期停滞の分析に置かれていたことを確認するととどめておこう。

1980年の9月にコロラド州デンバーで開催されたアメリカ経済学会の年次大会では、「生産性停滞」問題をめぐって活発な議論が行なわれた。この大会は、各種の経済学会も参加する連合学会だったので、さまざまな部会が設営されたが、相当数の部会が「生産性停滞」問題をテーマにとりあげていた。例えば、左翼系のラディカル経済学会のある部会では、「生産性停滞」の原因をめぐって、H. シャーマンとD. ゴードンが激論を闘わせていた。大統領選挙の投票日を3カ月後に控えて、デンバー大会は、アメリカ経済の「再建」⁽²⁾をめぐる熱い議論につつまれていた。

さて、レーガン政権に課せられた3つの宿題の最後は、アメリカ産業の国際競争力の喪失という問題である。この問題は、「生産性停滞」問題と密接に関連しているのであるが、対米輸出国の「不公正貿易」問題に論点がすり替えられたりして複雑な様相を呈するのが常である。1980年にアメリカをにぎわせた2つのケースをとりあげて、この問題の奥行きの深さを見ておくことにしたい。

第1は、アメリカ自動車市場におけるビッグ・スリーの市場占有率が、1979～80年にドラスティックに低下し、アメリカ自動車産業が危機に陥ったという問題である。表3から明らかなように、アメリカの乗用車市場に占める輸入車の比率は、1978年の17.7%が、1979年には21.9%、1980年には26.7%へとジャンプし、ビッグ・スリーのシェアは急速に低下した。おりからの循環的な自動車不況と重なって、1979年にまずクライスラーが11億ドルの赤字を出して倒産しかかり、続いて1980年にはフォードもGMも赤字に転落して経営危機に陥った。ビッグ・スリーは、1979年に全米の41の乗用車組立工場のうち15工場を閉鎖し、1980年には自動車産業でのレイオフが30万人を越え、失業問題が深刻化した。アメリカ自動車産業の危機の原因を、単純に自動車需要の循環的減少に求めることはできない。自動車需要が減少した1979～80年に、輸入車の販売が逆に急増していることから明らかなように、危機の真の原因は、アメリカ自動車産業の対外競争力の喪失に求められるべきであろう。

表3 アメリカの乗用車販売高(1965-80年)

(単位：台数)

	国産車 ⁽¹⁾	輸入車 ⁽²⁾	総計	輸入車の比率(%)
1965	8,763,197	569,415	9,332,612	6.1
1966	8,376,993	658,123	9,035,116	7.3
1967	7,567,884	780,579	8,348,463	9.3
1968	8,624,819	779,220	9,404,039	8.3
1969	8,464,375	985,767	9,450,142	10.4
1970	7,115,537	1,280,359	8,395,896	15.2
1971	8,576,284	1,563,178	10,239,462	15.3
1972	9,321,502	1,616,196	10,937,698	14.8
1973	9,631,082	1,753,494	11,384,578	15.4
1974	7,331,946	1,408,947	8,740,893	16.1
1975	7,050,120	1,577,763	8,627,883	18.3
1976	8,606,573	1,492,595	10,009,168	14.8
1977	9,104,454	2,070,633	11,175,087	18.5
1978	9,307,578	2,000,500	11,308,078	17.7
1979	8,315,622	2,325,477	10,641,099	21.9
1980 ⁽²⁾	2,389,822	809,376	3,259,198	26.7

注) (1) カナダを含まず。

(2) 1～4月の4カ月間のみ。

出所) 米閣下院パニック貿易小委員レポート *Auto Situation : 1980*, 1980年6月。

輸入車のなかで特に高い比率を占めているのは日本車であり、1979年には、輸入車に占める日本車の比率は76.3%に達した。要するにアメリカ自動車産業は、日本の自動車産業との競争に敗退して、1980年に危機に陥ってしまったのである(トヨタ・ショックと呼ばれている)。1960年代末までは、日本の自動車産業の競争力は、アメリカに圧倒的に立ち遅れていたが、1970年代末には両者の関係が逆転し、日本の方が競争力の面で優越するに至った。日本車は、アメリカ車に対して、価格・品質・燃費効率の3点でいずれも優位に立ったが、特に品質面での優位性は、自動車が耐久財であるがゆえに、決定的であったのである。自動車産業は、アメリカ経済を支える重要産業であったが、その対外競争力は1970年代をつうじて弱体化し、1979～80年について日本に追いぬかれてしまった。クライスラーの再建に当たったアイアコッカ社長は、後に「ビジネスマンとして、私は経済大国としての日本を認めないわけにはいかない。だが同時に、日本が恐ろしくてたまらないのであ

る」(アイアコッカ [1988], 邦訳 p.294) と述べている。自動車産業での敗退を契機にして、自由貿易の旗手であったデトロイトも保護主義に転換し、連邦議会では「日本たたき」の風潮が強まっていった。

さて第2の事例として、日米半導体摩擦に言及しておきたい。半導体の分野で日米の逆転が起こったのは、やはり1980年であった。半導体産業は、アメリカで創始され発展した産業であり、日本がこの分野に進出したのは遅れて1966年頃からであるから、1970年代半ばまでアメリカの優位は圧倒的であった。ところが、わずか15年で日本の電機メーカーは、アメリカの水準にキャッチアップしただけでなく、技術面においてアメリカの半導体産業を追い抜いてしまった。1980年に至って、日米2国間の半導体貿易収支は、日本の出超となり、ここから逆転が始まったのである。半導体の競争力は、価格と品質によって決まるが、品質のウェイトが非常に高い。半導体は、電機製品などの部品として使用されるので、半導体の品質が半導体を利用してつくられる電機製品の品質を左右する関係にある。半導体が1国の工業生産力を決めるとも言われている。半導体のフィールド不良率(使用時間1000時間以内に発生する不良品の率)の如何が、エレクトロニクス産業のみならず全産業のコストと生産性に影響を及ぼすのである。

1980年3月、日本電子機械工業会は、ワシントンで国際セミナーを開催した。このセミナーで、講師として招かれたヒューレット・パッカード社のマネージャーであったリチャード・W.アンダーソンが行なった講演は、関係者に非常に大きな衝撃を与えた。アンダーソンは、半導体のユーザーとして、ヒューレット・パッカード社が日米双方の企業から購入した半導体の品質検査のデータを、このセミナーで公表したのである(表4)。そして、フィールド不良率について「アメリカのメーカーは、日本の最良のメーカーと比較すると、約6倍から、最も悪いケースでは27倍もの不良率となっている」(柳田邦男 [1984], 邦訳 p.12) と結んだ。アメリカ産業の国際競争力の喪失は、ついに、アメリカがもっとも得意とする高度技術産業にまで及び始めたのである。しかも、アメリカ産業にとっての競争上の脅威となった競争相手は、すべて日本産業なのである。⁽³⁾

レーガン政権は、上述した3つの宿題を背負って、1981年1月に船出をし

た。2期8年間にわたって政権を担当したレーガン政権は、3つの宿題に答えるために、いかなる経済政策を用意し、8年間に及ぶ施政をつうじてどの程度の成功を収めたのであろうか。さっそく「経済再生計画」の検討に入ることにしよう。

2 生産性停滞の原因論

レーガン政権に課せられた3つの

宿題のうち、中心をなすもっとも重要な問題は、「生産性停滞」問題であった。インフレーションとアメリカ産業の競争力減退は、いずれも「生産性停滞」と深くかかわっており、両者の根本的解決は、「生産性停滞」問題の解決なくしてはありえないからである。したがって、3つの宿題のうちとくに「生産性停滞」問題に対するレーガン政権の政策担当者のアプローチの特徴を見ておくことが必要となる。

アメリカ経済学界において、1970年代に新しい経済政策思想の潮流が形成された。誰が命名したのか定かではないが、この新しい潮流は供給側経済学 (Supply Side Economics) と呼ばれるようになり、1970年代末になると、すっかり色褪せてしまったケインズ主義とマネタリズムに替わって、思想的影響力を強めつつあった。⁽⁴⁾ 経済政策思想のこの新しい潮流のリーダーは、ハーバード大学のM. フェルドシュタインであったが、この老成した若手エコノミストのバランスのとれた的確な経済分析と政策的主張は、1970年代の時代状況に密着していたために、政治家や経済ジャーナリストの中にも供給側経済学の影響がまたたく間に広がっていった。早くも1977年に、共和党のケンプ下院議員 (ニューヨーク州) とロス上院議員 (デラウェア州) は、レーガン減税政策の先駆となる「ケンプ=ロス減税法案」を連邦議会に提出したが、両議員が依拠した減税政策の理論的根拠は、ほかならぬ供給側経済学にあった。1981年にスタートするレーガン政権は、経済諮問委員会 (CEA)・行政管理予算局 (OMB) などの重要ポストに、供給側経済学者 (サプライサイ

表4 ヒューレット・パッカード社購入の16K・RAMの不良率

	受け入れ時	フィールド
[日本]		
A社	0.00%	0.010%
B社	0.00%	0.019%
C社	0.00%	0.012%
[アメリカ]		
A社	0.19%	0.090%
B社	0.11%	0.059%
C社	0.19%	0.267%

出所) 柳田邦男「日本の逆転した日」(上) p.12.

ダー)の俊英を配置し、サプライサイダーに経済政策を担当させるに至ったのである。1982年の夏に、フェルドシュタインは経済諮問委員長に就任し、アメリカ経済の再生プログラムを担当することになり、レーガン政権は、文字通り供給側経済学の実験舞台になった。したがって、レーガン政権の経済政策の担い手であったサプライサイダーが、1970年代の「停滞の10年」の原因をどのように認識していたのかを明らかにしておくことが、彼らの処方箋の有効性を検討するためにも避けて通ることができない準備作業となる。

フェルドシュタイン、M.ボスキンなどのサプライサイダーの主張のエッセンスは、以下の3点に要約することができるであろう。第1に、政府の経済政策は、資本蓄積を促進する役割をはたさねばならない。第2に、資本蓄積を促進するには、国民の貯蓄率を高め、民間設備投資を活性化させなくてはならない。第3に、資本蓄積を促進するための経済政策の中心的手段は、税制であり、税制が市場機構のインセンティブと企業の投資意欲を損壊しさえしなければ、市場機構はおのずと経済を健康な自然状態に維持することができる。少々乱暴だが、サプライサイダーの思想は、以上の3点に集約できよう。⁽⁵⁾ 彼らの思想は、重商主義国家を批判したアダム・スミスや、資本蓄積に有害に作用する税制と通商政策を批判したデイヴィッド・リカードなどのイギリス古典派の経済思想のリバイバルとみなしてよいであろう。

このような古典派的立場に立って、1970年代の「停滞の10年」を診断すると、停滞の原因はどこに求められるのであろうか。フェルドシュタインは、「過去10年間(1970~79年——引用者)における経済パフォーマンスの悪さが、政府の役割の拡大と、政治プロセスに固有の近視眼性に起因している」(フェルドシュタイン [1980], 邦訳 p. 11)と指摘しているが、彼の診断は以下のとおりである。政府支出は、インフラストラクチャーの整備への支出を除くとすべて消費支出であり、したがって、政府の役割の拡大は、国民の可処分所得を減少させ、民間貯蓄を減少させることにならざるをえない。公的年金制度は、積立方式によるかぎりは、退職目的の貯蓄 (retirement saving) の役割をはたしうるが、アメリカのそれは賦課方式なので、貯蓄機能を担っていない。インフレは、個人所得に対する増税を結果的にもたらすだけでなく、資本所得に対する実効税率の引き上げとなり、企業の利潤率を圧縮させ

ることによって新投資を困難にさせてしまう。このような、貯蓄と設備投資にとってきわめて不利な有毒ガスが、1970年代に充滿していたにもかかわらず、歴代政権はガス抜きをする努力を怠っただけでなく、自ら有毒ガスを増加させる役割をさえはたした。その結果、低貯蓄と低設備投資に起因する「生産性停滞」が起⁽⁶⁾こってしまったという。

1970年代の「生産性停滞」の要因として、通常つぎの5つの要因が指摘されている。①労働力構成の変化、すなわち、労働力に占める女性・若年者などの未経験労働力の比率の上昇、②資本・労働比率の上昇率の低下、③政府規制の増大、④研究開発支出(R&D)の対GNP比率の低下、⑤サービス経済化、の5つである。「生産性停滞」の原因論は、この5つの要因のうちどの要因を重視するかによって異なる。フェルドシュタインらのサプライサイダーが特に重要視したのは、資本・労働比率の低下と政府規制の増大である。高率のインフレ→資本所得に対する限界税率の上昇→資本蓄積の阻害→資本・労働比率の上昇率鈍化→生産性停滞、という論理に立脚して、サプライサイダーは、「生産性停滞」の原因を、資本蓄積を阻害した法人税制に求めたのである。

1981年2月に、レーガン大統領が連邦議会に提出した「経済再生計画」(Program for Economic Recovery)には、サプライサイダーの「生産性停滞」原因論が、ストレートに顔を出している。この「経済再生計画」は、①政府支出の削減、②個人所得税・法人所得税の減税・③政府規制の撤廃、④通貨供給量の抑制、の四本柱で構成されている。金融政策によってインフレを抑制し、「小さな政府」化をつうじて国民の貯蓄率を高め、法人税制の改革と政府規制の撤廃によって資本蓄積を促進することが、「経済再生計画」に盛り込まれたシナリオなのである。このシナリオが、供給側経済学の理論と1970年代の停滞に対するサプライサイダーの診断にもとづいて書かれたものであることは、もはや説明する必要もないであろう。しかし、サプライサイダーのかかる診断と処方箋は、はたして的を射ていたといえるのであろうか。

3 生産性停滞と労使関係

1970年代の「生産性停滞」の原因に対するサプライ・サイダーの認識には、2つの大きな欠落があったように思われる。

第1に、生産性研究の第一人者であるジョン・ケンドリックやエドウィン・マンスフィールドが強調していることだが、アメリカ産業の生産性鈍化の主要因は、研究開発力の衰えにあったのであり、設備投資の投資率の低下にともなう資本・労働比率の上昇率の低下が主要因であったとはいえない、⁽⁷⁾ということである。1970年代に入って、アメリカの研究開発投資の対GNP比率は低下した。1964年に3.0%であったGNP比率は、1978年には2.8%に低下している。アメリカ産業の技術的先進性は、1970年代に急速に失われていったが、その理由は、アメリカの産業が、新製品の開発、その商業化、プロセス・イノベーションの導入などの「生産」にかかわる分野で、立ち遅れたことにある。サプライサイダーは、この点の認識が不十分であった。

第2に、生産性は企業レベルでの生産管理や労使関係のあり方によって大きく左右される、ということである。ここでは労使関係という言葉をも、企業と労働組合の関係にとどまらず、人事労務管理や労働慣行をも含んだ広い意味で用いることにする。サプライサイダーは、アメリカ産業の「生産性停滞」や国際競争力の喪失を検討するにあたって、生産性が労使関係によって左右されることをまったく無視するか軽視する傾向がある。

「生産性停滞」に対するサプライサイダーの認識には、このように2つの重大な欠落があり、この欠落は、サプライサイダーに依拠したレーガノミックスにそのまま受けつがれてしまったのである。生産性上昇率が労使関係のあり方に大きく左右されることは、あえて説明する必要がないほど自明のことである。しかしここでは、生産性と労使関係の関連について、後論との関係で重要だと思われるいくつかの論点にあえて言及しておくことにしたい。

生産性が、労使関係に左右されることを示す好例をまず紹介しておこう。日本のトヨタは、アメリカのGMと合併会社NUMMI (New United Motor Manufacturing Incorporated)〔ヌミと略す〕を設立し、それまで閉鎖されていたGMの旧フリーモント工場を使って乗用車の生産を1984年に開始した。ヌミは、生産についてはトヨタ方式を採用したので、閉鎖以前に行なわれて

表5 生産性の比較（トヨタ方式とGM方式）

工場	GM フリーモント 1978	NUMMI 1986	トヨタ高岡 1986
生産性 (台数/直)	650	470	1200
雇用人員			
生産労働者	6200	2060	4660
事務管理	800	385	750
労働生産性			
生産労働者	38.2	17.5	15.5
事務管理	4.9	3.3	2.5
計	43.1	20.8	18.0
調整済労働生産性			
生産労働者	24.2	16.3	15.5
事務管理	4.9	3.3	2.5
計	29.1	19.6	18.0

注) (1) Krafcik, John, "Learning from NUMMI," Internal Working Paper for IMVP, 1986.

(2) 労働生産性は1台当りの労働投入時間で表わされる。

(3) 生産労働者の数字はプレス、プラスチック成型、シート組立を除いたもの。

(4) 労働生産性の調整は生産労働者についてのみ行なわれている。

出所) 島田晴雄 [1988] p.8.

いたGM方式と比較して、生産性がどの程度変わるかを検証できる好事例を提供してくれた。旧工場を再開したもので、資本設備はGM時代のそれとほとんど同一である。したがって生産方法の相違による生産性の差異を確認することができる。ただし生産する車種が異なるので、GM方式とトヨタ方式で生産性がどう異なるかを正確に捉えるためには、若干の調整が必要である。GM方式とトヨタ方式の生産性開差は、ヌミのエンジニアであったジョン・クラフチックが、あるコンフェランスで提出したデータによると、表5のとおりである。1台のクルマの生産に投入する労働時間は、ヌミすなわちトヨタ方式だと19.6時間であり、それに対してGM方式では29.1時間である。トヨタ方式の労働生産性は、GM方式と比較して、48.5%（約50%）も高いのである。

同種の生産要素を同量投入すれば、技術が同一なので、産出量も当然同一になると一般には考えられがちである。こうした紋切型の思考方法は、とり

わけ経済学者に根強く存在する。しかし、ヌミの事例が示しているとおおり、まったく同一の資本設備と技術を使ったとしても、生産の方法には多様性があり、生産にささやかな工夫を加えることによって労働生産性を飛躍的に向上させることが可能なのである。例えば、組立ラインに就労している労働者を、設備や機械の単純なトラブルを自分で処置できるように前もって訓練しておけば、保全部門の人員を大幅に減らすことができる。しかもそれによって、機械の故障による組立ラインの中断期間が短縮されるので、工場内の中間在庫を減らすこともできるし、限られた工場のスペースを有効に活用することも可能になるのである。このように、ささやかな改善——欧米でも最近Kaizenという日本語が使われるようになった——であっても、塵も積もれば山となって、50%にも及ぶ労働生産性の差異を生み出してしま⁽⁸⁾うのである。

前述したように、戦後アメリカの生産性上昇率は、1948～65年の3.5%が、1966～73年に2.3%、1973～78年に1.1%へと傾向的に低下し、生産性上昇率の鈍化の原因をめぐって様々な意見が提起されてきている。「生産性停滞」の原因について一般に、サプライサイダーを含めてエコノミストの見解は、労使関係などの制度的要因を無視する点に特徴がある。ところが、経済ジャーナリズムにおける「生産性停滞」問題の取り扱い方は、それとはまったく異なる。MITの労使関係学者であるロバート・マッカーシーがいみじくも述べているように、「アメリカの生産性低下の主犯のひとりとしてリストアップされてきたのは“労働問題”であった」(William J. Baumol & Kenneth Mclellan [1985], p. 119) のである。ジャーナリズムが、アメリカ産業の「生産性停滞」と国際競争力の低下の主犯 (prime culprit) として、常に“労働問題”をやり玉にあげる傾向があるのには、それなりの根拠があるからである。

先進工業国においては、消費財に占める耐久財の比率が高くなっている。しかも耐久財は、一般に高価格なので、耐久財が消費者にもたらす効用の程度は、品質によって決定的に左右されるのである。アメリカの産業、とりわけ耐久財を供給している乗用車・家庭電機産業などが、国際競争力を喪失した原因は、品質に代表される非価格競争力の低下にあった。このことは、ア

アメリカの消費者の消費行動に如実に現われている。1970年代後半からアメリカでは、“米国製” (made in America) を粗悪品とみなす社会通念が形成されてしまい、消費者のアメリカ製品に対する不満には、きわめて激しいものがある。新聞記者の取材したところによれば、日頃“国産品愛用” (Buy American) を国民に訴えている連邦議会の議員たちでさえも大半が、日常ベンツなどの外国車を使っていたのであるから、一般の消費者がアメリカ製品を敬遠するのは当然である。そして、社会一般は、アメリカ製品の低品質の原因を、“労働問題” とりわけ産業労働者の労働倫理の喪失に求めた。「生産性停滞」問題に対するジャーナリズムの扱い方が、“労働問題” に集中する傾向があるのは、こうした消費者の世論の反映といえるのである。

アメリカ産業の国際競争力の喪失と生産性危機 (productivity crisis) は、いくつかの原因が複合して生じたものであるが、労使関係要因を無視することはできないように思われる。しからば、1965年以降の生産性上昇率の低下と国際競争力の減退に、労使関係要因がどのように関連していたのであろうか。レーガン政権下で、生産性阻害的な労使関係が、どの程度改革されたのであろうか。

II レーガン政権下の労使関係

1 レーガン政権の労働政策

「アメリカ経済は1929年恐慌以来の最大の危機に直面している」と過剰ともいえる深刻な危機意識をもって出立したレーガン政権は、「経済再生計画」によって経済危機からの脱出を図ろうとした。レーガン政権が緊急に対処しなくてはならなかった問題は、火を吹いていたインフレであった。卸売物価の上昇率は、1979年12.5%、1980年14.1%であり、消費者物価のそれは、1979年11.5%、1980年13.5%で、2桁のインフレ率が2年間も継続していただけでなく、1981年に入っても両物価の騰勢が沈静化するきざしはまったくなかったのである。

「経済再生計画」に基づくレーガン政権のインフレ対策は、金融引き締めと公務員賃金の抑制の2つであった。レーガン政権は、カーター民主党政権

が1978～80年の3年間にわたってインフレ対策として活用してきた所得政策を全廃し、マネタリストの主張に沿って、金融政策による経済安定化＝デイス・インフレの道を選択したのである。1974年に設立されていた賃金・物価安定委員会は、カーター政権下の1978年に所得政策の実施機関として強化され、同年10月からガイドラインを設定して賃金・物価の監視に当たることになった。賃金・物価安定委員会による統制の方式は、強制的統制ではなかったが、ガイドラインを越える賃金・価格の改訂を行なう企業に対して、同委員会への報告義務を課しており、強制力のまったくない単なるガイドラインとは異なるややハードな所得政策といえるものであった。1980年3月に改訂された賃金ガイドラインは、前年のガイドラインであった7%を若干上回る8.5%に設定されたが、その施行は、2桁インフレが進行する状況下ではきわめて困難であった。1979年まで政府の所得政策に協力的であったAFL-CIOは、1980年の新ガイドラインに対しては批判的になり、AFL-CIOの執行委員会は、1980年5月にガイドラインの無視を決定した。労働組合に続いて経済界も、1980年の秋には、所得政策に対する批判的態度を表明するに至っており、カーター政権の末期には、政・労・使3者の協力によるインフレ対策——コーポラティズムの態勢——は、事実上破綻していたのである。レーガン政権は、1981年1月政権発足と同時に、賃金・物価安定委員会を廃止し、所得政策を継続させる意志のないことを鮮明にした。

レーガン政権が所得政策を放棄したのは、以下の3つの理由によるものと思われる。第1に、「経済再生計画」の4つの柱の1つとして、政府規制の撤廃を掲げている以上、政府規制の一種である所得政策を継続させるわけにはいかなかったのである。経済政策の斉合性という点からいっても、ケインズ政策の延長線上で行なわれてきた所得政策を、サプライサイダーが容認することはありえない。第2に、連銀は1979年以来強力な金融引き締めを続けてきており、レーガン政権のインフレ対策としては、少なくとも当面は金融政策を中心にしてオーバー・キル（あるいはコールド・ターキー政策⁽⁹⁾）を継続するだけでよかったということである。次の中間選挙は、2年先の1982年であるから、金融政策を緩和に転じさせようとする政治的圧力は、1981年初はまだ小さかった。所得政策は、もともとコールド・ターキー政策のよう

なショック療法的インフレ対策を回避するために考案されたものである。第3に、1979年の夏ごろから労働組合に、賃金引き上げを自粛する傾向が強まり、所得政策によって賃金上昇を抑制しなければならないような状況が、1981年にはすでに消滅していたからである。以上の3つの理由のうち、第3の要因がもっとも重要であったと思われるので、この点については、後に改めて検討することにした。

レーガン政権は、連邦公務員の賃金に対しては、強い抑制の方針をもっていどんだ。1981年度の連邦公務員（非現業）の賃金に関して、人事院（Pay Agent）は15.1%の引き上げを勧告していた。しかしレーガン政権は、公務員賃金の引き上げ率を平均4.8%に抑制する法案を、1981年8月末に議会に提案し、議会もこの法案を議決した。ところでその直前に、レーガン政権の労働政策を象徴するような事件が発生した。航空管制官組合（Professional Air Traffic Controllers [PATCO]）のストライキがそれである。

航空管制官は、連邦航空局 FAA に雇用されている連邦公務員である。連邦公務員は公務員スト規制法によってストライキを禁止されており、違反者には1000ドル以下の罰金あるいは1年以下の禁錮、あるいはそれらの併科という罰則が設けられている。このように PATCO には争議権が与えられていなかったのであるが、PATCO はやむをえざる事情によってストライキに突入してしまった。

1981年の2月から、PATCO は、年間平均賃金3.3万ドルの5.2万ドルへの引き上げ、週労働時間40時間の32時間への短縮等の要求を掲げて、FAA との団体交渉を開始した。組合側は、当局からかなりの譲歩を引き出し、6月22日に仮協約を締結した。ところがこの仮協約は、組合員の批准投票によって否決されたため、組合幹部は窮地に立たされることになった。組合は FAA との再交渉において、より戦闘的な態度をとらざるをえなくなり、ストライキを準備しつつ再交渉に当たった。しかし交渉は不調に終り、組合は8月3日からストライキに突入してしまった。約1.2万人の組合員が、一斉にストライキに入ってしまったので、アメリカの航空は大混乱に陥った。FAA は、管理職・非組合員・軍の管制要員を動員して、航空の混乱を避けようとしたが、航空会社は平均70～80%も減便せざるをえなくなった。8月の

旅行シーズンに起こったストということもあって、世論は PATCO や AFL - CIO などの組合側に対して大へん厳しかった。

レーガン政権は、PATCO のストライキに対して、8月6日までに職場復帰しないスト参加者を全員解雇する、という厳しい方針を打ち出し、裁判所にスト差止めの仮処分を申請した。PATCO の組合員約1.2万人は、職場復帰を拒否したために全員が解雇されてしまった。連邦労働委員会 FLRA の行政審判官は、PATCO の交渉権を取り消す勧告を行なった。アメリカの航空業界は、大幅な減便によって管制官不足に対処せざるをえなかったが、世論は組合に対してますます厳しくなり、ついに10月22日、FLRA は2対1でさきの勧告を採択し、PATCO は交渉権と代表権を剥奪されてしまい、間もなくこの組合は事実上消滅したのである。

公務員組合の違法ストに対して、歴代政権がとってきた対応は、組合幹部の解雇にとどまる場合が多く、一般組合員に対する解雇処分はまれであった。ところがレーガン政権は、違法ストに対して、ストライキ参加者全員の解雇という強行な方針をもって臨んだのである。この争議に対するレーガン政権の対応は、公務員賃金の抑制と違法ストに対する厳正な処分の域を越えて、労働組合潰し (union busting) の域にまで達していた、といえよう。PATCO の崩壊は、政府と労働組合の関係が、大きく転換することを暗示していたが、それは以下に述べる2つの意味において、レーガン政権の労働政策の特質を示していると考えられる。

第1に、第2次大戦後の共和党政権は、ニューディールをへて形成された労使関係に対して、少なくとも対決的な姿勢はとってこなかったのであるが、レーガン政権になって、著しく対決的になったということである。レーガン政権は、全国労働関係委員会・労働省等の労働関係の諸機関の要職に、反組合主義の色彩の濃い人物を任命し、労働組合に敵対する姿勢を鮮明にした。歴代政権は、1960年代と1970年代に、インフレ対策として所得政策を採用してきたが、所得政策の施行に当たって、労働組合の協力をとりつける努力を行ってきた。労使が、経済政策の立案と実施への参加とひきかえに、政府に協力するというコーポラティズムの態勢が、1980年まではまだ存在していた。1981年に入って、コーポラティズムの態勢は、レーガン政権の手で

終焉せしめられたのである。

第2に、ニューディール型の労使関係に対して対決的姿勢をとるレーガン政権には、ニューディール型労使関係に代わる新しい労使関係をつくり出すプログラムが欠けていたということである。レーガン政権は、ニューディールの福祉国家的体制を抜本的に改革するために「レーガン革命」を遂行することを唱ってはいたが、制度的改革にはほとんどまったく着手しなかったのである。⁽¹⁰⁾ 福祉・社会保障・教育・地方行財政の分野で、小規模な合理化は行なわれたが、抜本的な制度改革はまったくなされなかったし、労使関係の分野も同様であった。「レーガン革命」は、政治的スローガンの域を出ることはなかったのである。

レーガン政権は、インフレと闘うにあたって、労働組合の協力を得るための努力をしなかっただけでなく、公務員組合の賃上げ要求を強引に抑え込む方策をとった。しかし、消費者物価の上昇率は、1981年に10.4%であったのが、1982年には6.1%、1983年3.9%と大きく低下し、インフレ抑制に成功した。この成功の背後には、労働組合の衰退と組合運動の路線転換の進行という事態があったことに注目する必要がある。

2 労働組合の衰退

アメリカの労働組合は、1954年に非農業雇用労働者に占める組合員の比率（以下組織率と呼ぶ）が34.7%に達し、量的にみた組合成長のピークを迎えたが、その後組織率は年々低下し、1980年には23.0%にまで下降していた。組織率の低下傾向は、1980年代に入っても止まらず、1987年には17.0%にまで低下している。民間部門だけをとると、1986年の組織率は14.0%であり、アメリカの労働組合は1954年以降徐々に衰退の道を歩んできたといつてよいであろう。労働組合の組織率は、一般に景気循環にともなう循環的変動を示すものであるが、アメリカの組織率低下は、1960年代～80年代の30年間にわたって趨勢として進行したのである。

組織率低下の原因をめぐって、様々な研究がなされてきたが、⁽¹¹⁾ これらの研究をつうじて明らかになった組織率低下の主要な原因は、以下のとおりである。第1は、経済的要因である。サービス経済化にともなうパートタイム労

表6 労働組合の組織率の推移 (1968-1982年)

年	組合員数(千人)	労働力数(千人)	組合組織率(%)
1968	20,721	82,272	25.2
69	20,776	84,240	24.7
70	21,248	85,903	24.7
71	21,327	86,929	24.5
72	21,657	88,991	24.3
73	22,276	91,040	24.5
74	22,809	93,240	24.5
75	22,361	94,793	23.6
76	22,621	96,917	23.4
77	22,456	99,534	22.6
78	22,757	102,537	22.2
79	22,579	104,996	21.5
80	22,366	106,821	20.9
81	22,204	110,315	19.0
82	19,763	110,204	17.9

出所) U. S. Dept. of Labor, BLS series.

働の増加、技能労働者の相対的減少などにみられる職業構成の変化、スノーベルトからサンベルトへの工業地域の移動などの経済的変化が、労働組合の基盤を掘り崩してきたと言われている。第2は、使用者側の組合回避の動きが広まり、労働組合の組織化が困難になったことである。全国労働関係委員会の監督下で行なわれる組合代表権承認投票における労働組合の成功率がきわめて低いうえに、組合未加入者が増加して代表権を失うケースも続出している。第3に、労働組合に対する規制立法の増加にみられるように、連邦政治の空気が、労働組合に批判的になってきていることである。使用者の反組合活動の規制をめざす労働改革法案 (Labor Reform Bill) がカーター民主党政権のもとで提案されたが、AFL-CIOが強力なロビー活動を展開したにもかかわらず、1976年に否決されてしまった。以上の3つの基本的要因のうち、特に注目しなくてはならないのは、第3の政治的要因である。

政治家が、労働組合に批判的になってきているのは、世論の変化の反映であると考えられる。ギャラップ世論調査によると、社会にとって「労働組合は必要か否か」という質問に対して、「必要」と答える人の割合が、1960年代後半から大幅に減少している。1965年には、「必要」が71%、「不必要」が19%であったのが、1981年には「必要」が55%、「不必要」が35%に変わっ

ている。世論は、労働組合に不利な方向に変化してきているが、こうした世論⁽¹²⁾の傾向は、組織化の主要な対象である雇用労働者にもみられる。労働組合への加入を躊躇もしくは拒否する労働者が、増加してきているところに、アメリカ労働組合の危機の根因があるといつてよい。

組織率の低下は、労働組合運動の危機 (crisis of trade unionism) を示すバロメーターである。それは第1に、1国の労働者の雇用条件の決定において、労働組合が支配的な影響力を行使しうる役割をはたしえなくなってしまうからである。第2に、労働組合は、労働者全体の政策要求を代弁する機能をはたしうる唯一の組織なので、労働組合の政治的圧力団体としての機能が弱体化すると、経済社会政策の形成にあたって労働者の利益が軽視される傾向が生まれる。第3に、労働組合運動が担ってきた平等主義・社会連帯の重視などの諸価値は、個人主義的な市民文化に対する対抗文化の役割をはたしてきたが、労働組合の衰退とともに、対抗文化もまた弱体化を余儀なくされ、世論を社会正義の方向に誘導する力も弱まってしまう。社会の底辺に生きる人々やマイノリティにとって、これは救いのない状態である。労働組合運動の危機とは、以上に述べた3つの事態の複合にほかならない。アメリカの労働組合運動は、組織率の低下によって、1980年代に入って文字通りの危機に直面したといつてよい。AFL-CIOならびに全国組合は、この未曾有の危機に、どう対処してきたのであろうか。

3 労使協力の実験

1980年代に入って、アメリカの労使関係に目立った変化が見られるようになった。団体交渉制を中軸にした労使関係、労働組合と民主党の同盟関係 (Union-Democrat Alliance) といったアメリカ労使関係の基本構造に変化が生じたわけではないが、様変わりと思えるほどの変化があったことは否定できない。しかもこの変化は、1981~82年の景気後退期に生じた一時的変化ではなく、80年代をつうじて進行している息の長い変化なのである。この80年代の様変わりの評価をめぐって、日下アメリカで活発な論争が展開されているが、この点については次節で検討することにした。変化は、3点に要約することができる。第1は、労働争議の大幅な減少である。第2は、労働組

表7 労使争議の動向：参加人員1000人以上の労働争議の動き
(アメリカ)

	争議件数 (件)	参加人員(千人)	損失日数(千日)
1975年	235	965	17,563
76	231	1,519	23,962
77	298	1,212	21,258
78	219	1,006	23,774
79	235	1,021	20,409
80	187	795	20,844
81	145	729	16,908
82	96	656	9,061
83	81	909	17,461
84	62	376	8,499
85年1月～7月	26	130.3	2,623.4
(84年1月～7月)	(36)	(171.5)	(4,144.8)

注) 当該年または月に始まったもの。
出所) U. S. Dept. of Labor, *Monthly Labor Review*.

合の要求のプライオリティが、賃金引き上げから雇用保障へシフトしたことである。そして第3は、生産性向上を目的とする労使協力の試みが、広範に行なわれるようになったということである。以下、順を追って3つの変化を確認しておこう。

第1に、労働争議の減少傾向については、表7に示されている。1980～88年にかけて、労働争議は年々減少しているだけでなく、激減といってよいほど大幅に低下している。好況であった1978年と1985の両年を比較すると、争議件数は219件から54件へ4分の1に減少しており、参加人員・損失労働日数はいずれも3分の1に低下している。

アメリカの労働組合は、協約改訂交渉を平和裏に行なうことはまれであり、利益紛争を長期ストで解決するのを常道にしてきた。多くの産業で労働組合は、ストライキ効果を高めるために、パターン・バーゲニングという交渉戦術をとり、1社重点ストを執行して経営側に譲歩を強いる方策をとってきたのである。アメリカ労働組合のストライキ戦術偏重傾向は、少なくとも民間部門においては、1980年代に一掃されたといってよいであろう。ストライキが激減してきている原因の一半は、労働組合の要求そのものが控え目になってきていることにあるが、主たる要因は、ユニオン・リーダーの姿勢が、

労使対立から労使協調へ大きく転換したことにある。長期ストが企業に与えるダメージはきわめて大きく、ダメージが労働者にまで及ぶこともありうる。特に、対外競争力を失った産業では、長期ストは輸入品の市場占有率を高めてしまい、雇用不安を招来しかねないのである。民間部門の労働組合のリーダーが、スト回避に向かったのは、アメリカの産業を対外競争から防衛しようとする意識がリーダーの間に強まったからにほかならない。

続いて第2の問題、すなわち労働組合の要求が雇用保障優先へ切り変わった事情を見ておくことにしよう。団体交渉制が定着している産業での賃金協定は、協約の有効期間（通常3年）における基本賃金率の協定と、賃金を物価にスライドさせる生計費調整COLA条項の2つからなっている。COLAは、物価スライド制の一種ではあるが、消費者物価の上昇率に合わせて賃金率を自動的に調整するものではなく、消費者物価の上昇率とCOLAにもとづく賃金の調整率にズレが生じる場合も生じる。このズレによる実質賃金率の低下分が、基本賃金率の上昇によって相殺されない場合には、次の協約改訂交渉において、低下分をとりもどすべく賃金交渉が展開されるのが普通である。2桁インフレが進行していた1979～80年に、多数の労働組合が、インフレによる実質賃金の目減りの埋め合わせを要求した。

アメリカの労働組合は、景気後退期に賃上げを自粛することはまれではなかったが、実質賃金の低下を受容することは、少なくとも1970年代末まではまったくなかった。ところが、1980年代に入って大きな様変わりが生じた。1981～83年に、主要な組合が、実質賃金の大幅な低下を受け入れただけでなく、フリンジ・ベネフィットの削減を認めるなどの譲歩を、経営側に対して行なったのである。

「パンとバターの労働組合運動」と呼ばれるほど、賃金とフリンジ・ベネフィットの改善に力を集中してきた労働組合が、企業防衛と雇用保障のために、「パンとバター」の増額を放棄する挙に出たのである。雇用保障と引き換えに賃上げを放棄する交渉は、譲り合い交渉（concession bargaining）と呼ばれて注目を集めた。譲り合いの交渉は、1979年9月に協約改訂が予定されていた自動車産業から始まった。自動車産業では、自動車労組UAWとビッグ・スリーとの間で、パターン・バーゲニングが行なわれてきたが、1979

年交渉では、クライスラーが経営危機に陥ったため、GMとの新協定をクライスラーに波及させることができなくなってしまった。UAWは、79年9月の時点でクライスラーとの協約改訂を見送ったが、同年12月に「クライスラー社融資保証法」の成立により、現行協定の改訂に踏みきらざるをえなくなった。1980年1月6日に妥結した新協定は、①基本賃金率3%の引き上げの延期、②個人有給休日の日数を20日から3日に削減、という大幅な譲歩を含んでいた。パターン・バーゲニングが崩壊したうえに、実質賃金の低下を受容するコンセッション・バーゲニング⁽¹³⁾がここに登場することになった。

クライスラーの経営危機は、1980年に入って一層深刻になり、政府から追加の融資保証を得るために、新たなよりドラスティックな合理化に踏み切らざるをえなくなった。UAWは、クライスラーの再建に協力するため、この合理化措置を全面的に承認し、1981年に新協約を結んだ。新協約で行なわれた組合側の譲歩は、以下のように大へん厳しい内容であった。①1980年・81年の延期された賃金引き上げの放棄、②1979年9月～81年3月の間COLA条項にもとづく賃金調整を断念する、③1981年3月に支払いが予定されていたボーナスの放棄、④企業年金の物価調整の延期と一部放棄、⑤個人有給休日の全廃、⑥昼休み時間の5分カット、がそれである。クライスラーのケースは、倒産寸前の危機に陥った企業の極端な事例とみることもできるが、重要な点は、クライスラーのケースがその後1981～83年に続出する譲り合い交渉のモデルになったということである。

賃金凍結とCOLAの停止、個人有給休日や企業年金などのFRINGE・ベネフィットのカットは、GMやフォードでも行なわれるようになり、譲り合い交渉は部品メーカーを含めて自動車産業全体に波及していったのである。トラック運送業・ゴム・アルミなどの諸産業においても、賃金凍結が行なわれ、鉄鋼業においては、1983年の協約改訂で、賃金率を時間当たり2.25ドル切り下げるといふ思いきった譲歩がなされた。こうした主として製造業でのコンセッション・バーゲニングの蔓延によって、賃金上昇のモデレーションが進行した。協約改訂にともなう賃金上昇率は、1980年の9.9%が、81年9.5%、82年6.8%、83年4.0%へと低下した(表8参照)。

労働組合が、2桁インフレ下において、賃上げを自粛したことにより、非

表8 アメリカの主要労働協約の賃金引上げ率 (全産業)

(単位: %)

	1981	82	83	84	85	86	87	88年 ⁽²⁾	
								第1四半期	第2四半期
賃金引上げ率									
協約初年度	9.8	3.8	2.6	2.4	2.3	1.2	2.2	2.2	2.7
協約有効期間 中年平均	7.9	3.6	2.8	2.4	2.7	1.8	2.1	2.3	2.2
実効賃金上昇率 ⁽³⁾	9.5	6.8	4.0	3.7	3.3	2.3	3.1	0.4	0.8

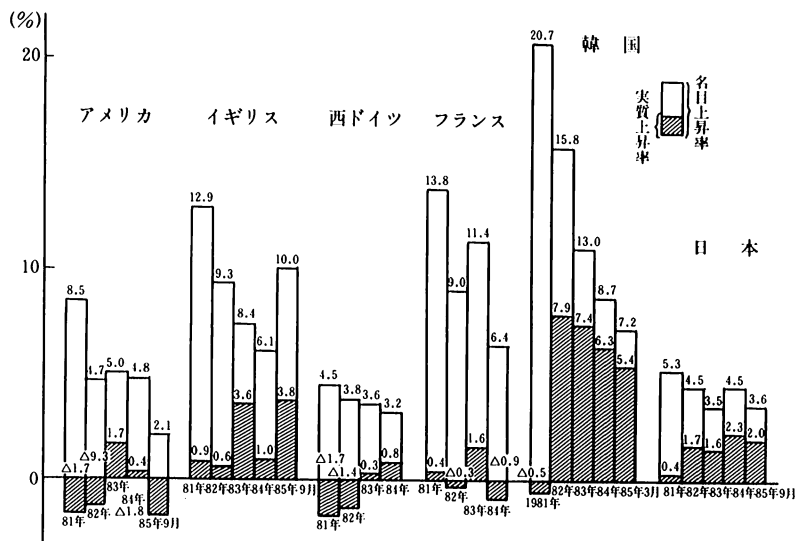
注) (1) 主要労働協約とは、適用労働者1,000人以上の協約。

(2) 四半期数値は年率に換算したもの。

(3) 全主要労働協約においてCOLA(生計費調整)による賃金調整の結果も含み、当該期間に実際どの程度賃金上昇したかを把握する指標。

出所) U. S. Dept. of Labor, *Monthly Labor Review* (『平成元年版海外労働白書』p. 164)。

図1 主要国の賃金上昇率



出所) 昭和61年版『海外労働白書』p.175。

農業生産労働者の実質賃金は大幅に低下した。実質賃金は、1979年に3.1%、1980年に5.8%低下したが、この低下は、賃上げの自粛によるのではなく、高いインフレ率に起因している。賃上げ自粛による実質賃金の低下は、1981年～83年に顕著であった。1981～84年の4年間における、主要工業国の実質賃金上昇率は、図1に見られるとおりである。スタグフレーション下での実質賃金の低下と上昇率の純化は、いずれの国にも共通しているが、アメリカのそれはとくに際立っていると見てよい。

レーガン政権は、1978～81年の2桁インフレを終息させるために、カーター政権の所得政策を継承せず、労働組合を無視しつつ、金融政策にもっぱら頼ったのである。AFL-CIOとカーター政権との間に締結されていた“国民協定”(National Accord)を、レーガン政権は始めから無視してかかった。コーポラティズムの態勢によって、インフレなき高雇用に達成するというこれまでの政策路線を踏襲しなかったにもかかわらず、レーガン政権はインフレの終息に成功した。成功の秘密は、すでに述べてきたことから明らかかなように、アメリカの労働組合が、政府がコーポラティズムの態勢に包摂する必要がないほど弱体化しており、賃上げとインフレが悪循環を来たしてインフレ・スパイラルが起ころうような条件が、もはや存在しなかったことにある。加えて、1978年のドル防衛政策を契機にして生じた、1985年9月のプラザ合意まで続くドル高によって、アメリカの製造業は、半導体などのハイテク部門も含めて、国際競争力を喪失し、国内市場すらも失うハメに陥った。衰弱しつつあった労働組合は、雇用不安に脅かされて、賃金コストの引き下げを容れざるをえなくなり、コンセッション・バーゲニングを展開するに至った。かくして、インフレ・マインドが急速に鎮火し、インフレは終息したのである。

最後に第3の問題である、工場レベルにおける生産性向上への労働組合の協力については、アメリカ労使関係の転換論争との関連で、やや詳しく検討する必要があると思われるので、次節で扱うことにしたい。

III 転換期の労使関係

1 ワーク・ルールの弾力化

1970年代の「生産性停滞」と国際競争力の喪失は、労使関係に根本的変化を迫る環境の変化であり、1980年代に入ると、労使関係の担い手である労働組合と経営は、この環境変化に対応して、様々な実験を開始するに至った。それらの実験の特徴を一言で要約すると、生産性を向上させるための生産管理の抜本的改善に、労使双方が協力的に取り組むということである。アメリカの団体交渉制は、労使の利害が敵対関係（adversarial relation）にあることを前提として成り立っており、利害対立の焦点の1つは、工場あるいは職場（shopfloor）レベルにおける、プラント・マネージャーやスーパーヴァイザーなどの経営側対労働者との「労務管理」をめぐる対立にあると考えられてきた。したがって、労務管理においてフリー・ハンドを確保したいとする経営側に対して、労働組合は、経営側の裁量の幅を可能な限り制限しようとしてきたのである。こうした労使対抗の結果、ワーク・ルールと呼ばれる規制が、労働協約に詳細に規定されるようになり、生産管理と労務管理は、ワーク・ルールによってがんじがらめに拘束され、組合が強力な場合には、経営側に自由裁量の余地がまったく残されていないという硬直した状況が生み出されたのである。

ワーク・ルールによる仕事規制を労働組合の主要な戦略目標とする運動路線を、アメリカでは**仕事規制型組合主義**（Job Control Unionism）と呼ばれており、大半の全国組合が仕事規制型組合主義を実践してきた。仕事規制は、アメリカ労働組合運動の生命線であったといっても過言ではない。アメリカの労使関係学者の多くは、アメリカ型産業民主制の特質を、工場レベルにおける仕事に対する強い組合規制に見出し、産業民主制の優れたモデルとして高い評価を与えてきた。このアメリカ型産業民主制の土台を揺るがすような環境変化が、1970年代に進行したのである。

ロバート・マッカーシー（MIT, スローン経営大学院教授）とジャニス・クライン（ハーバード大学経営大学院助教授）は、工場レベルの経営担当者に対

表9 生産性阻害要因調査

	<i>Number of Times Identified as a Restraint</i>
<i>Resistance to change</i>	
Worker or supervisor resistance to change*	43
First-line supervisory resistance	2
Adapting to change	1
Uncertainty of change	1
<i>Motivation</i>	
Absenteeism*	37
Attitudes	4
Work ethic	1
Union-management relationship	1
<i>Work rules</i>	
Subcontracting*	21
Crew size*	19
Seniority*	30
Contractual restraints or work rules	11
<i>Paid time off</i>	
Paid time off*	34
<i>Government regulations</i>	
OSHA regulations*	25
Other government regulations	5
<i>Business conditions</i>	
Limited resource dollars	8
Volume	2
Lack of sufficient information systems	1
Product complexity	1
Behind in technical improvements or equipment design	3
<i>Training</i>	
Insufficient training programs	5
Lack of technical personnel	2
<i>Other</i>	
Outdated incentive pay systems	1
Inability to perform time studies	2
Job security	1
Work stoppages	1
Overtime	1
Turnover	1

* Restraints listed on questionnaire.

出所) マッカーシー = クライン調査.

して、「生産性向上阻害要因」(productivity inhibitor)に関するアンケート調査を行ない、1985年に調査結果を発表した。このマッカーシー＝クライン⁽¹⁴⁾調査は、工場レベルにおける生産性向上の阻害要因が、労使関係と密接に関係している点を明らかにした。表9は、調査結果の一部である。

マッカーシー＝クライン調査によると、プラント・マネージャーが「生産性向上阻害要因」とみなしている要因のうち、主要なものは、①変化に対する労働者と監督者の抵抗、②モチベーションの欠如、③ワーク・ルールによる規制、の3つである。

第1の「変化への抵抗」における「変化」とは、職務分類の変更(すなわち職務そのものの変更)、労働ノルマの変更、交替制の手直しなどである。労働者は、技術革新そのものには反対しないが、新技術の導入にともなう仕事の変化には強く抵抗するので、結局、新技術の導入自体が困難になっているというのである。しかも、変化への抵抗は労働者に限定されているわけではなく、監督者の抵抗も、労働者に劣らず強力である。監督者が抵抗する理由は、担当職場の人員によって新技術を消化・習得することの困難性と、監督権限の上層スタッフへの移譲などにともなう監督者の権威の喪失にあるといわれている。労働者と監督者の「変化への抵抗」が、これほど強いのはなぜであろうか。アメリカの産業労働者の教育水準の低さに起因する再訓練の困難性といった一般的原因は別にして、ここでは、労務管理の問題にメスを入れておくべきであろう。

アメリカ企業の労務管理は、職務評価にもとづく賃金率決定を中核としている。しかも、職務分類がきめこまかで、職務が細分化されているのが普通である。このような職務評価制(Job Evaluation)のもとでは、労働者の労働経験にもとづく熟練形成の幅が狭くなりがちであり、技術変化への適応能力を小さくしてしまう。さらに、賃金率が職務にリンクしているので、職務分担の一時的変更や職務記述書に明記されていない所定外の仕事の割り当てなども、実行が困難である。これでは、市場の変化に対応して生産を柔軟に調整したり、新技術をスムーズに導入することは、不可能とはいえないにしても、容易でないことは明らかであろう。

第2の「モチベーションの問題」(motivational problems)とは、勤労

意欲の低下のことである。いわゆる「ずる休み」(absenteeism)は、平常でも3~4%は存在するとみなされているが、アメリカでは、1960年代後半~70年代に、10%をこえる高い「ずる休み」欠勤率が続いたといわれている。「ずる休み」は、工場の操業にとって大きな障害であり、生産性を低下させる要因でもある。「ずる休み」とならんで深刻な問題は、仕事に対する熱意の低さ(low commitment)である。マッカーシー=クライン調査によると、熱意の低さは、主として「ずる休み」の形をとって表現されるが、もう1つの表現形態は、出勤してもキチンと仕事をせず平気で手抜きをするという形をとって現われる。この種のタイプの熱意の低さは、製品の品質を低下させ、製品不良率を高めることになるので、生産性の低下を招かざるをえない。

仕事に対する労働者の熱意の低さは、仕事への動機づけに問題が生じていることを示唆している。動機づけの問題として、2つの要因が指摘されている。第1に、賃金率格差によるインセンティブの機能が、1960年代後半から80年代初頭に至る長期の慢性的インフレーションによる賃金率格差の縮小によって麻痺してしまい、熟練工の勤労意欲を低下させたことである。第2に、アメリカでよく行なわれる議論として、第2次大戦後のベビーブーム世代の価値観の変化がある。ベビーブーム世代は、アメリカ史上最良の豊かな時代に生れ育ったので、余暇志向的で享乐的な価値観をもっているといわれている。ところが産業においては、24時間連続操業が一般化し、週末労働や夜勤が拡大した。小売業はその典型で、アメリカでは、セブン・イレブندころか、年中無休で24時間営業のスーパーマーケットさえ存在する。こうした産業の変化は、ベビーブーム世代の余暇志向的価値観と斉合しないが故に、「ずる休み」や「手抜き」が横行することになったというのである。以上の2つの要因は、アメリカの「労働の危機」の原因論としてしばしば言及されることであるが、必ずしもポイントをついている議論であるとは思われない。「労働の危機」の根本的原因は、アメリカの企業が、新しい価値観をもつベビーブーム世代に対して、勤労意欲を引き出すような労務管理を工夫する努力を怠ったことにある。同じ条件のもとで労働者のモラルの維持に成功した企業が、IBMをはじめ多数みられることを考えると、「労働の危

機」は労務管理の失敗の所産だったともいえるのである。

第3の労使協定にもとづくワーク・ルールの問題は、2つのタイプに分けて検討されねばならない。第1のタイプは、建設産業に典型的にみられるもので、職業別組合の伝統的なクラフト規制による生産性の阻害である。職業別組合は、水増し雇用 (feather bedding) や縄張り (job demarcation) によって、雇用を守る政策をとってきたが、このような生産性阻害的な組合規制によって、同じ建設産業でも組合部門の労働コストは非組合部門よりも10~20%高いと推定されている。第2のタイプは、大量生産型の製造業におけるワーク・ルールであり、その典型は自動車産業等の機械工業にみられる。UAWのような強力な産業別労働組合は、強い交渉力を行って、詳細なワーク・ルールの協約化に成功した。工場の操業は、ワーク・ルールに違反することなく行なわれなければならないので、経営側は、生産目標にそった労働力の柔軟な配置 (flexible deployment of labor) に足枷をはめられてしまったに等しいのである。ワーク・ルールの緩和ないしは撤廃を求める経営側の声は、1980年代に入ってますます大きくなった。

生産性向上を阻害してきた3大要因に対して、経営側はどのような対策をとってきたのであろうか。「労働の危機」に対する経営側の新しい対応は、すでに1970年代の初頭から始まっているが、積極的な対応がみられるようになったのは1980年代に入ってからである。マッカーシー＝クライン調査によると、アメリカ企業の生産性向上への努力は、1980年代に入ってからほとんど全産業にわたって活発化した。生産性向上の方法論は、多種多様であり、そこに1つの傾向ないしは収束点を見出すことは困難である。表10に示されているように、生産性向上をめざして実施された代表的プログラムは、①生産性管理の強化と導入、②職業訓練、③従業員参加の促進、④賃金制度の改善、⑤生産性交渉、⑥技術革新投資など、実に様々である。産業ならびに企業によって生産性向上のプログラムはまちまちであり、とくに、労働組合の有無ならびに労働組合側の対応の相違によって、生産性向上運動は異なった展開をしてきている。

しかし、1980年代の生産性向上運動の評価に当たって、注目すべきことが2つある。第1は、UAWなどの指導的全国組合が、経営側の生産性向上運

表10 生産性向上プログラム

	<i>Used by Corporation</i>	<i>Three Most Effective</i>	<i>Three Least Effective</i>
Management methods			
Practices/tools	13	8	1
Job/organization redesign	21	6	3
Absenteeism control/employee assistance	23	3	11
Flexible hours	16	—	8
Training	28	12	—
Involvement			
Quality circles	19	3	3
Labor-management commit- tees	12	3	2
Opinion survey	17	1	8
Communications program	5	1	—
Employee involvement	6	4	—
Reward systems			
Wage payment system	14	6	2
Awards/suggestion programs	10	3	3
Productivity bargaining	8	2	2
Technology			
Office automation	25	4	5
Manufacturing automation	18	12	—
Other new systems	7	6	—

出所) マッカーシー=クライン調査。

動に協力する姿勢に転じたことである。第2は、生産性向上のためにこれらの全国組合が、これまで生命線とみなしてきたワーク・ルールによる仕事規制を見直し、制限的なワーク・ルールの緩和ないしは撤廃に踏み切ったということである。UAWが、生産性向上の阻害要因であるワーク・ルールの撤廃に同意したことは、仕事規制型組合主義からの離脱を意味する。仕事規制の緩和・撤廃の好例として、1984年にUAWがフォードとの間に締結したPEP協定を挙げることができる。

1979~82年の構造不況を乗り切るために、フォードは、一時的レイオフに加えて非能率工場の閉鎖にとまなう恒久的レイオフを断行し、多数の従業員の整理解雇を行なった。失業組合員の急増に直面したUAWは、1984年の協約改訂交渉で、雇用保障を優先した交渉を展開し、フォードとの間に雇用保障協定を結ぶことに成功した。それがPEP協定(Protected Employee

Program) である。この協定では、在庫調整にともなう一時的レイオフについては、従来の先任権の逆順による解雇者の決定と先任権順位にもとづく復職(リコール)というルールが適用される。すなわち、市場の短期的変化に対応した在庫調整にともなう一時的レイオフは容認するが、在庫調整以外の「変化」にともなう解雇を行なってはならないというものである。生産管理の変更・新技術の導入・部品の外注化などの「変化」にともなう雇用調整の手段として、レイオフを使ってはならないという協定であるから、雇用保障という点では画期的な前進をしたことになる。しかしこの雇用保障協定の裏には、新技術の導入や部品の外注化などの合理化に対する協力と、合理化にともなう雇用調整への協力が含まれている。したがってこの協定は、UAWにとっては両刃の剣であり、雇用保障を条件にあらゆる合理化に協力しなくてはならないのであるから、配置・配転・訓練・職務範囲などを規制していたワーク・ルール⁽¹⁵⁾の改訂・廃止を余儀なくされることになる。組合の仕事規制が、全廃される可能性すらあるといえよう。

雇用保障を条件に合理化に協力する傾向は、自動車産業全体に進行しているだけでなく、航空・トラック輸送などの交通運輸産業や郵便などの公共部門にも及んでいる。アメリカの労使関係は、対立型から協調型に転換しつつあるように見える。

2 転換期の労使関係

1980年代は、労使関係の転換期であった。国際競争の激化を背景にして、労使関係は、敵対型から協調型に転換した。公共部門の労使関係には、国際競争にさらされていないので、目立った転換の動きはみられないが、郵便などの分野では、民間部門との競争が激しくなったため、組合は協調路線に転換した。アメリカの労使関係は、外敵との闘いに備えた「城内平和」の道を歩んできているのである。その意味で労使ともに、レーガン政権のアメリカ経済再生計画にそって、労使関係を協調型に転換させつつ、生産性向上と国際競争力の回復のために懸命に努力してきたといっていよい。

この努力は、組合側においては、賃上げの自粛とFRINGE・ベネフィットの切り下げ、ストライキの抑制、合理化への協力などの形をとって遂行され

たが、使用者側においても、雇用の保障、従業員の参加プログラムの導入、企業内訓練の拡充などの代償措置が要求され、労使協力の形をとって進められた。対立型から協力型への団体交渉制の転換は、1981～82年の深いスタグフレーションからアメリカ経済を回復させるうえで、強力な援軍となった。1983年からの景気回復が、インフレを再燃させることなく息長く持続しているのも、協力的労使関係の援護射撃に支えられたからだといっても過言ではない。このように、アメリカ経済の再生に対して建設的な役割をはたしてきたにもかかわらず、労使関係は安定化せず、むしろ逆に、労働組合の危機はますます深くなってきている。

1985年にAFL-CIOが発表した『転換期における労働者と労働組合』(The Changing Situation of Workers and Their Unions)は、組織率の傾向的低下を、敵対型から協力型への団体交渉制の転換によって食い止めるという方向を打ち出した⁽¹⁶⁾。しかし、組織率の低下は、1980年代をつうじて進行しており、民間部門の組織率は近い将来10%にまで落ち込むのではないかと危惧されている。ニューディールをへて第2次大戦後に確立した団体交渉制は、1980年代に、敵対型から協調型へと転換したにもかかわらず、近い将来産業社会から消えてなくなるのではないかと思われるほど、危機的な状況にある。一方、エレクトロニクス・化学などの成長産業には、労働組合を拒否する企業が多く、雇用の増加がこれらの成長部門に集中していることもあって、非組合部門の労使関係が支配的になっていく可能性も大きい。

現在アメリカには、5つのタイプの労使関係が存在する。①敵対的団体交渉制、②協調的団体交渉制、③クラフト・ユニオン、④「福祉資本主義」的労使関係、⑤ボス支配的労使関係 (bossism) の5タイプである。①の敵対的団体交渉制は、公共部門と運輸・鉱業・プロスポーツなどに多く、地方公務員・教員・鉱夫・沖仲士・トラック運転手・プロスポーツ選手などの組合は、ストライキを武器に雇用条件を改善するという伝統的路線を捨てていない。②の協調的団体交渉制は、鉄鋼・自動車・機械などの金属機械産業と化学工業などの重化学工業における産業別組合が、1980年代に協調路線に転換したことによって生まれた。規模の大きい全国組合が多いので、AFL-CIO内での発言力は大きくなりつつある。③のクラフト・ユニオンは、大工・指

物工・鉛管工などの建設業の熟練職人の組合に代表されるが、建設業においても、組合回避の動きが強くなってきているので、組織率は低下しつつある。⑤の「ボス支配」型は、中小企業における支配的な労使関係となっている。問題は、④の「福祉資本主義」的労使関係の帰趨にある。「福祉資本主義」(Welfare Capitalism)は、アメリカ労働史に特有の用語で、1920年代にアメリカ産業に一般化した労使関係のタイプを意味する。1920年代の「福祉資本主義」は、一方で労働組合を排除するために従業員代表制 (employees representation plan) と呼ばれる労使協議制を導入し、他方で人事管理部 (personnel department) を設けて従業員の管理を体系化し、企業年金などのフリンジ・ベネフィットを充実させる点に特徴があった。労務管理思想としては、人間関係論の系譜に連なるものである。「福祉資本主義」的労使関係は、今日、エレクトロニクスや化学などの優良企業において支配的であり、その影響はますます強くなってきている。IBMは、トーマス・ワトソンが1914年にIBMの前進であるCTR社の役員に就任して以来、「会社の最大の資産は社員である」ことをモットーにして、従業員の雇用保障を社の基本方針にしてやってきた。1930年代の大不況期にも、1人のレイオフも行なわなかったし、現在まで整理解雇の経験はまったくない。労働組合は存在しないが、苦情処理手続はシステム化しており、福利厚生はきわ立って充実している。提案制度・社内ベンチャー制などの従業員参加に力を入れており、定着率も高い。こうした人間関係論的な人事労務管理は、IBMをはじめとして、ヒューレット・パッカード、スリー・エムなどの大企業で、広範に行なわれているのである。

以上の5つのタイプの労使関係のうち、制度としての生命力 (viability) がありそうなのは、「福祉資本主義」的労使関係と協調的団体交渉制の2つであるように見える。しかし、1980年代の経過をみるかぎりでは、協調的団体交渉制ですらも成長・拡大しておらず、組織率はなお低下傾向をたどっている。それとは逆に、「福祉資本主義」的労使関係の方は、量的に成長・拡大しているばかりでなく、その経営理念は、ますます影響力を強めている。協調的団体交渉制が生き残るには、みずから「福祉資本主義」的労使関係に近づけていく以外に方法がないかのようなのである。なぜであろうか。

「福祉資本主義」的労使関係は、3つの点で日本の大企業の労使関係と共通点をもっている。第1は、終身雇用的な雇用管理を行っており、第2に、従業員の参加と帰属意識の培養に力を入れており、第3に、市場の変化に敏速に対応できるような内部労働市場の形成を重視していることである。第1から第3までの特質は、しばしば「日本的経営」または「日本的雇用慣行」などと呼ばれているが、同類の「経営」は、アメリカでも行なわれており、日本の大企業に固有のものではない。それはともかくとして、「日本の雇用慣行」ならびに「福祉資本主義」的労使関係は、製品のライフ・サイクルが短命化し、需要の多様化に対応して多品種生産をしなくてはならない産業にもっとも適合した雇用システムなのである。アメリカの産業が、国際競争力を保持し続けようとするれば、低コストでかつ高い品質をもった工業製品を生産するとともに、市場の変化に柔軟に対応できる製造体制をもっていなければならない。それには、「福祉資本主義」的労使関係ないしは「日本の雇用」システムを、受け入れざるをえないのである。1980年代に、組合部門の労使は、ためらいながらもこの道を歩み始めたのである。

3 結びにかえて

アメリカ経済は、レーガン経済政策によって「再生」したのであろうか。1979～81年の2桁インフレは、見事に終息し、その後現在に至るまで消費者物価の対前年上昇率は5%以内に収まっている。1981～82年の不況は、一時10%以上の高失業をもたらしたが、1983年から景気は回復に向かい、その後今日（1989年）まで史上最長の好況が続いている。失業率も5%台にまで低下し、完全雇用が維持されている。アメリカ経済は、見事に「再生」したかのように見える。だがレーガン経済政策は、財政赤字と貿易収支の赤字といういわゆる双子の赤字を生み出し、アメリカを最大の債務国に転落させ、その解決をブッシュ政権に「宿題」として残した。

レーガン経済政策は、最大の政策目標であった生産性停滞からの脱出という点では、所期の目標を達成したとはとうてい言えない。労働統計局BLSの生産性統計によると、非農業部門の生産性上昇率は、1960～67年が年率3.2%であったのに対して、1968～73年が1.95%、1974～80年が0.05%で

表11 主要経済指標

年次	GNP 成長率	1人当り DI 成長率	生産性上昇率
1970	-0.3%	%	0.7%
71	2.8	2.3	3.2
72	5.0	2.9	3.0
73	5.2	5.6	2.0
74	-0.5	-1.9	-2.1
75	-1.3	0.9	2.0
76	4.9	2.6	2.8
77	4.7	2.2	1.7
78	5.3	3.8	0.8
79	2.5	0.9	-1.2
80	-0.2	-1.0	-0.3
81	1.9	0.5	1.4
82	-2.5	-0.4	-0.4
83	3.6	2.1	2.7
84	6.8	4.9	2.5
85	3.4	2.0	2.1
86	2.8	2.8	2.2
87	3.4	0.7	0.8
88	3.9	—	—

注) 生産性はBLS統計。

出所) *Economic Report of the President, 1989.*

あった。レーガン時代の1981～87年のそれは、1.6%であるから、生産性鈍化に一応歯止めはかかったが、1960年代前半までの3%台にまで回復するには至らなかったのである。個人貯蓄率は、1985年4.4%、1986年4.0%、1987年3.2%と低下してきており、サプライサイダーの税制改革は、個人貯蓄率を逆に低下させるという皮肉な結果をさえ生んでしまった。

レーガン経済政策の功罪はともかくとして、1980年代に生産性停滞に歯止めがかかり、わずかではあれ生産性成長率が上向きに転じたことは、無視されるべきではない。1981～87年に年率1.6%の生産性成長を達成しえたのは、旧設備のスクラップ化と新投資を大規模に進めたからにほかならない。こうした生産の思いきった合理化は、組合部門における労使協力なくしてはありえなかったといってよい。民間部門の労働組合は、雇用条件の切り下げ、ワーク・ルールの放棄、ストライキの自粛など、さまざまな協調行動をつうじて生産の合理化に協力をしたのである。再起不能のように思われていた自

自動車産業も、トヨタ生産方式の導入、「日本的」雇用システムへの転換を大担に遂行し、回復に成功した。UAWの協力があつたがゆえに、転換はスムーズに進行しえたのである。アメリカの産業から、経営に対する対抗勢力としての労働組合は、消え去ろうとしている。アメリカの労使関係は、今後どんな軌跡をたどろうとしているのであろうか。1980年代に展開され現在も進行中の「労使関係の転換論争」の一端を紹介して、本章の結びに替えることにしたい。

民間部門の労使関係は、1980年代に質的な転換をとげてきている。組合の路線が、敵対型から協調型に変わりつつあるだけでなく、従来の団体交渉制に大きな変化が生じてきているのである。第1に、パターン・バーゲニングによる産業レベルでの労働条件標準化機能が後退し、企業別・事業所別の交渉が一般化してきた。団体交渉の分権化は、企業・事業所の「生き残り」のために、支部組合が全国組合の統制から離れて独自に行動することであるから、日本の企業別交渉に著しく接近することになろう。第2に、企業別の労働協約の多くが、労使協議機関の導入・利益分配制・雇用保障条項を含むようになってきた。利益分配制 (profit sharing) は、賃金決定に企業業績を反映させようとするものである。自動車産業ではボーナス制の形態をとっているのに対して、鉄鋼産業では基本賃金率の算定式に企業業績を盛り込む方式がとられているなど、制度化の仕方は様々である。利益分配制のねらいは、企業業績を向上させるうえでの労使協力の確保にあり、従業員を経営目標に統合し、勤労意欲を高め、従業員みずからが自発的に生産の合理化に挺身する「企業風土」をつくろうとするものである。ノー・レイオフ政策を協定化した雇用保障条項は、こうした「企業風土」づくりの前提条件とみなされている。

以上の2点から明らかなように、組合部門の労使関係は、一言で要約すると、「日本型モデル」に接近してきており、したがってこの傾向を、アメリカ労使関係の「日本化」(Japanization)と呼ぶこともできよう。労使関係の「日本化」について、様々な評価がなされており、専門家の見解は鋭く対立している。ホワイト、マッカーシーらの人間関係学派は、労使協力的な企業社会の形成を重視し、このような企業社会の形成においてアメリカが立ち遅

れた原因の一半が、ニューディール期労働立法の抜本的改革がなされてこなかったことに求めている。敵対型団体交渉制を前提にした「ワグナー法の枠組」(Wagner Act framework)を、早急に撤廃し、経営参加を促進する方向に労使関係法を改正すべしというのが彼らの主張である。このようなラディカルな改革論に対して、ニューディール・モデルを固守しようとする保守的潮流もなお強力である(例えばミルトン・ダーバー、ジャック・バーバッシュなど)。アメリカの労使関係学界は、現在、ニューディール・モデル派と反ニューディール・モデル派に二分され、激しい論争が進行中である。こうした状況下で、両派の間を行こうとする中道派の台頭もみられる。ハーバード・ビジネススクールのC. C. ヘックシャーは、1988年に出版した『新しい組合主義』において、⁽¹⁷⁾「協同的組合主義」(associational unionism)なる提案を行なっている。

ヘックシャーによると、アメリカの非組合大企業や日本型労使関係には、2つの致命的欠陥があるゆえに、これを産業民主制のモデルとすることはできないという。欠陥の第1は、非組合大企業では、人事管理部によるテクノクラート支配が一般的で、経営専制的でユニラテラルな労働関係が支配的である。従業員の自主組織が欠如している場合には、経営参加や苦情処理は効果的に機能しえず、それらの人事政策は「専制」をカモフラージュする「いちじくの葉」の役割をはたすだけである。欠陥の第2は、非組合大企業の雇用管理が、従業員を1級市民と2級市民に階層化し異なった扱いをしていることである。1級市民である正規社員には雇用が保障されているが、2級市民である臨時社員は、雇用調整の道具として活用されており、1級市民の雇用保障のための緩衝装置の役を担わされている。日本の企業別組合も、正規従業員の「終身雇用」を、臨時従業員と下請企業を雇用調整の手段に使うことによって確保しようとしているのである。以上の2つの欠陥を有する「福祉資本主義」的労使関係は、産業社会の理想からはほど遠く、したがって産業民主制のモデルとするわけにはいかない。

ヘックシャーのかかる立論と提案には、耳を傾けるべき鋭い指摘が含まれている。しかし、アメリカの主要な産業別労働組合は、1980年代に、ヘックシャーの提案する「協同的組合主義」に近づきつつあるとはいえない。現実

にはむしろ逆に、ヘックシャー提案の批判対象とされている「福祉資本主義」的労使関係が拡大しつつあるし、組合部門においては「日本化」の傾向が顕著になってきているのである。

[注]

- (1) 周知のように全要素生産性 (total factor productivity) 分析によると、要素投入に帰属させることができない産出量増加分は「残差」として扱われ、この「残差」は、「技術進歩」によって説明されるとみなされている。しかし、同一の生産要素と同一の技術のもとでも、生産組織が異なると生産性に差異が生じうる。成長会計学 (Growth Accounting) では、この点が無視されてしまう。経済理論はこれまで、組織の効率性——H. ライベンシュタインのX効率性——の理論化を怠ってきた。人的資源管理を含む生産システムのあり方は、生産性を規定する重要な要因なのである。この点については、島田晴雄の近作『ヒューマンウェアの経済学』(岩波書店, 1988年) とともに、ケネス・アローの古典的労作『組織の眼界』(1974年) を参照されたい。
- (2) アメリカ経済学会の1980年デンバー大会については、AER, Vol. 71, No. 2 (May 1981) を参照。この大会には、レーガン政権の行政管理予算局長官になるストックマンも参加し、大会のメイン・イベントとってよい政策論争が展開された。
- (3) アメリカ産業の国際競争力を、日本との比較において分析した研究が、最近増えつつある。エレクトロニクス (とくに半導体) については、次の3つの研究を参照されたい。①佐々木隆雄・絵所秀紀編『日本電子産業の海外進出』(法政大学比較経済研究所研究シリーズ1, 法政大学出版局, 1987年), ②伊丹敬之・伊丹研究室『逆転のダイナミズム——日米半導体産業の比較研究』(NTT出版, 1988年), ③C.V.プレストウィッツ Jr. 『日米逆転』(国弘正雄訳, ダイヤモンド社, 1988年)。
- (4) サプライサイド・エコノミックスという用語の発案者は、ハーバート・シュタインであると言われている (Herbert Stein, *Presidential Economics*, 1984. の第7章を参照)。
- (5) レーガン経済政策 (Reaganomics) に理論的・思想的根拠を提供したサプライサイド・エコノミックスについては、さしあたり次の文献を参照されたい。① Bruce R. Bartlett, *Reaganomics : Supply Side Economics in Action*, 1981. (斎藤精一郎訳『レーガノミックス』ダイヤモンド社), ② John L. Palmer & Isabel V. Sawhill, *The Reagan Experiment*, the Urban Institute, 1982. 前者は、レーガノミックスを推進する立場に立っているのに対して、後者は客観的でやや批判的である。

- (6) フェルドシュタインの主張のエッセンスは、主著 *Inflation, Tax Rules and Capital Formation* (The University of Chicago Press, 1983) の第6章「インフレーションと法人部門での資本所得に対する課税」に展開されている。
- (7) 生産性停滞の原因論に関する J. ケンドリックの見解については、以下の2論文を参照。①“Productivity Trends and the Recent Slowdown: Historical Perspective, Causal Factors, and Policy Options,” *William Fellner, ed., Contemporary Economic Problems*. (Washington, D. C.: The American Enterprise Institute, 1979), ②“The Implications of Growth Accounting Models,” Charles R. Hulten and Isabel V. Sawhill, eds, *The Legacy of Reaganomics: Prospects for Long-term Growth* (Washington, D. C.: The Urban Institute Press, 1984)。
- E. マンスフィールドの見解については、次の論文を参照せよ。Edwin Mansfield, “Technology and Productivity in the United States”. (M. Fedstein [1980] pp. 563-616).
- (8) ヌミと田フリーモント工場の生産性開差とその原因については、島田晴雄『ヒューマンウェアの経済学』の第1章を参照。
- (9) Cold Turkey Policy は、金融財政の思いきった引き締めによって、インフレを一挙に冷却させるショック療法である。この政策は、高率の失業を引き起こす。
- (10) 労働法の改革については、連邦議会に法案が提出されたことはなかったが、法律学者のあいだでは、ニューディール労働立法の改革をめざす立法論的論議が行なわれている。1935年の全国労働関係法を廃止して普通法にもどることを提案している学者もいる。
- Richard A. Epstein, “A Common Law for Labor Relations: A Critique of the New Deal Labor Legislation,” *Yale Law Journal* 92, July 1983.
- (11) 労働組合組織率(アメリカでは density と言う)については、Leo Troy (ラトガース大学) の研究を参照せよ。Leo Troy and Neil Shefflin, *Union Sourcebook* (West Orange: IRDIS, 1985), ならびに、Leo Troy, “The Rise and Fall of American Trade Unions: The Labor Movement from FDR to RR,” Seymour M. Lipset, ed., *Unions in Transition: Entering the Second Century* (San Francisco, Cal: ICS Press, 1986) 所収。
- (12) 労働組合に対する世論の変化については、Seymour M. Lipset and William Schneider, *The Confidence Gap: Business, Labor, and Government in the Public Mind*, revised Ed. (Baltimore: The Johns Hopkins U. P., 1987) の第7章と第13章を参照せよ。

- (13) UAW は、クライスラーの企業再建への協力と引き換えに、委員長の D. フレイザーをクライスラーの労働者重役に就任させる見返りを得た。これは、アメリカにおける労働者重役制の初めての試みであった。
- (14) マッカーシー＝クライン調査は、William J. Baumol & Kenneth McLennan, *Productivity Growth and U. S. Competitiveness*, Oxford U. P., 1985, の第 6 章に掲載されている。
- (15) 自動車産業におけるワーク・ルール撤廃の動きは、ヌミ (NUMMI) にもみられる。ヌミは、かつて GM 時代に 61 あった職務分類を全廃し、「工員」という職名に変え、6 名からなるチームを編成して「チーム生産」の方式を導入した。GM が、1990 年から操業を予定しているサターン・コーポレーションの生産管理と労務管理も、トヨタ方式をモデルにしているといわれている。しかし UAW の内部には、ワーク・ルールの緩和・廃止に反対する勢力も存在する。自動車産業の経営合理化に関して、次の文献を参照されたい。William J. Abernathy, Kim B. Clark and Alan M. Kantrow, *Industrial Renaissance*, Basic Books, Inc., 1983. また、自動車産業の労使関係の変化については、Harry C. Katz, *Shifting Gears: Changing Labor Relations in the U. S. Automobile Industry* (Cambridge, Mass.: The MIT Press, 1987) を参照。
- (16) AFL-CIO は、1985 年の報告において、団体交渉の多様化——multiple models の承認——を提案し、労働者の経営参加意欲が高まっていることを「しぶしぶながら」認めている。AFL-CIO [1985], 邦訳『日本労働協会雑誌』, 1985 年 11 月号, p. 85 を参照。
- (17) C. Hecksher [1988] chap. 1

[参考文献]

- A. 生産性停滞
- Baumol, William J. and Kenneth McLennan eds. [1985] *Productivity Growth and U. S. Competitiveness*, Oxford U. P., New York.
- and Edward N. Wolff [1983] “Feedback from Productivity Growth to R & D,” *Scandinavian Journal of Economics* 85, No. 2.
- Bennet, Paul [1979] “American Productivity Growth: Perspective on the Slowdown.” *Federal Reserve Bank of New York Quarterly Review*, Autumn.
- Congressional Budget Office [1981] *The Productivity Problem: Alternatives for Action.*, Washington, D. C.: G. P. O.
- Dennison, Edward F. [1979a] “Explanations of Declining Productivity Growth,” *Survey of Current Business* 59, No. 8 pt. 2. August.
- [1979b] *Accounting for Slower Economic Growth.*, Washington, D.

C. : Brookings Institution.

- Federal Reserve Bank of Boston [1980] *The Decline in Productivity Growth*, Boston : Federal Reserve Bank of Boston.
- Fellner, W. ed [1979] *Contemporary Economic Problems*, Washington, D. C. : AEI.
- Griliches, Zvi. [1980] "R & D and the Productivity Slowdown," *AER* 70, No. 2. May.
- Hoadley, Walter E. ed., [1980] *The Economy and the President : 1980 and Beyond*, Englewood Cliffs, N. J. : Prentice-Hall.
- Maital, Shlomo and Noah M. Moltz eds. [1980] *Lagging Productivity Growth 1980*, Cambridge, Mass. : Ballinger Publishing Co.
- Kendrick, John W. and Beatrice N. Vaccara eds. [1980] *New Developments in Productivity Measurement and Analysis*, Chicago : University of Chicago Press.
- Kutsher, R. E., J. A. Mark and J. R. Norsworthy [1977] "The Productivity Slowdown and Outlook to 1985," *Monthly Labor Review*, 100, May.
- Nadiri, M. Ishaq. [1980] "Sectoral Productivity Slowdown," *AER* No.2, May.
- National Research Council [1979] *Measurement and Interpretation of Productivity*, Washington, D. C. : National Academy of Sciences.
- Nelson, Richard R. [1981] "Research on Productivity Growth and Productivity Differences : Dead Ends and New Departures," *Journal of Economic Literature*, Vol. XIX, September.
- Norsworthy, J. R., M. J. Harper, and K. Kunze [1979] "The Slowdown in Productivity Growth : Analysis of Some Contributing Factors," *Brookings Papers on Economic Activity*, No.2.
- Stone, Richard [1980] "Whittling Away at the Residual : Some Thoughts on Dennison's Growth Accounting, A Review Article," *Journal of Economic Literature*, Vol. XVIII, December.
- Thurow, Lester [1979] "The U. S. Productivity Problem," *Data Resources Review*, August.

B. レーガン経済政策

- Bartlett, Bruce R. [1981] *Reaganomics : Supply Side Economics in Action*, Connecticut : Arlington House Publishers. 邦訳『レーガノミックス』(斎藤精一郎訳)ダイヤモンド社.
- Feldstein, Martin ed. [1980] *The American Economy in Transition*, Chicago : University of Chicago Press. 邦訳『戦後アメリカ経済

- 論】(上, 下) (宮崎勇監訳) 東洋経済新報社。
- [1983] *Inflation, Tax Rules, and Capital Formation*, Chicago : University of Chicago Press. 邦訳『財政構造とマクロ経済分析』(佐藤隆三監訳) 東洋経済新報社。
- Palmer, John L. and Isabel V. Sawhill eds. [1982] *The Reagan Experiment : An Examination of Economic and Social Policies under the Reagan Administration*, Washington, D. C. : The Urban Institute.
- [1984] *The Reagan Record : An Assessment of America's Changing Domestic Priorities*, Cambridge, Mass. : Ballinger Publishing Co.
- Roberts, Paul Craig [1984] *The Supply-Side Revolution : An Insider's Account of Policymaking in Washington*, Cambridge, Mass. : Harvard University Press.
- Stein, Herbert. [1984] *Presidential Economics*. Washington, D. C. : Herbert Stein, Inc. 邦訳『大統領の経済学』(土志田征一訳) 日本経済新聞社。
- Stockman, David A. [1987] *The Triumph of Politics : The Inside Story of the Reagan Revolution*. New York : Avon Books.
- 土志田征一 [1986] 『レーガノミックス——供給経済学の実験』中公新書。
C. 労使関係
- Abernathy, William J. [1978] *The Productivity Dilemma*, Baltimore, Mar. : Johns Hopkins University Press.
- Kim B. Clark and Alan M. Kantrow [1983] *Industrial Renaissance : Producing a Competitive Future for America*, New York : Basic Books, Inc., Publishers.
- AFL-CIO [1985] "The Changing Situation of Workers and Their Unions," Washington D. C. : AFL-CIO.
- Dunlop, John T. [1984] *Dispute Resolution : Negotiation and Consensus -Building*. Dover, Mass. : Auburn House.
- Edwards, Richard, P. Garonna and F. Todtling eds. [1986] *Unions in Crisis and Beyond : Perspectives From Six Countries*. Dover, Mass. : Auburn House.
- Foukes, Fred. K. [1980] *Personnel Policies in Large Nonunion Companies*, Englewood Cliffs, N. J. : Prentice-Hall, Inc.
- Hecksher, Charles C. [1988] *The New Unionism : Employee Involvement in the Changing Corporation*, New York : Basic Books, Inc., Publishers.
- Katz, Harry C. [1987] *Shifting Gears : Changing Labor Relations in the*

- U. S. Automobile Industry*. Cambridge, Mass. : MIT Press.
- Kochan, Thomas A. ed. [1985] *Challenge and Choices Facing American Labor*, Cambridge, Mass. : The MIT Press.
- Harry C. Katz and Robert B. McKersie [1986] *The Transformation of American Industrial Relations*, New York : Basic Books, Inc., Publishers.
- Goldfield, Michael [1987] *The Decline of Organized Labor in the United States*, Chicago : University of Chicago Press.
- Lipsky, David B. and Clifford B. Donn [1987] *Collective Bargaining in American Industry : Contemporary Perspectives and Future Directions*. Lexington, Mass. : D. C. Heath and Company.
- Yankelovich, Daniel, and John Immerwahr [1983] *Putting the Work Ethic to Work : A Public Agenda Report on Restoring America's Competitive Vitality*, New York : Public Agenda Publication.
- Lipset, Seymour Martin ed. [1986] *Unions in Transition : Entering the Second Century*, San Francisco, Cal. : ICS Press.

D. その他

- Lipset, Seymour Martin and William Schneider [1983] *The Confidence Gap : Business, Labor, and Government in the Public Mind*, revised ed., Baltimore : The Johns Hopkins U. P.
- Troy, Leo and Neil Sheflin [1985] *Union Sourcebook*, West Orange, N. J. : IRDIS.
- 島田晴雄 [1984] 『フリーランチはもう食えない——アメリカ産業社会再生の構図』日本評論社。
- [1988] 『ヒューマンウェアの経済学——アメリカのなかの日本企業』岩波書店。
- 労働省『海外労働白書』各年版。
- デイビッド・マーサー [1988] 『IBM マネジメント——世界最強企業の戦略』(青木栄一訳) ダイヤモンド社。
- リー・アイアコッカ [1988] 『トーキング・ストレート——アイアコッカ Part 2』(徳岡孝夫訳) ダイヤモンド社。

第4章 イギリス資本主義の危機とサッチャリズム

I はじめに

本年（1989年）5月でサッチャー政権は満10年をむかえ、イギリスにおける20世紀のもっとも長い政権となった。サッチャー政権をめぐってはさまざまな評価がなされている。一方では「サッチャーの奇跡」「サッチャー主義の勝利」としてイギリス病克服を達成したサッチャー讃美論がなされ、他方ではサッチャー政権はイギリスの伝統ある生活慣習を打ちこわし、社会的・地域的不平等をより強め、イギリスにより大きな矛盾、問題をもたらしているとして非難されている。かかる賛否両論が存在するサッチャーの10年をいかに評価したらよいのか。

本章はかかる問題に対する私なりの解答を用意することを目的とする。サッチャー政権に対してはイギリスでは初めてサッチャリズム（Thatcherism——サッチャー主義）と首相にイズムをつけてその政治スタイル、経済戦略、社会戦略、イデオロギーを統合した呼称が使われ、それはマネタリズム、新自由主義、新保守主義、ニューライトによって特徴づけられているといわれている。これらの思想は70年代のスタグフレーションとオイルショック・財政危機・国際収支危機という先進資本主義国をおおった深刻な経済危機に対応する資本主義国家の新たな思想として急激に台頭してきたものであり、サッチャリズムもまさに世界資本主義のかかる対応の一環である。しかし、かかる経済危機の深刻さの各国における差異、政治体制における各国の差異は先進資本主義国においてもさまざまな対応をもっており、本書の他の諸章で検討されているように、アメリカのレーガノミックス、日本の中曽根政権の諸政策もマネタリズムとニューライトの思想という点では共通の基盤をもちながらも各々異なった点も多くみうけられる。この点でサッチャリス

ムはイギリスの危機への対応であり、イギリス的個性をもっている。

本章は、まず第1に、サッチャー政権の成立の背景とその基本的性格を明らかにし、第2に、サッチャーの戦略として中期金融財政戦略(MTFS)、民営化と税制改革のサプライサイドの政策、労使関係政策を解明する。第3に、これらの政策の意義と限界を経済実態の解明を通じて明らかにすることにした。

II サッチャー政権の性格

1 サッチャー政権成立の背景

第2次大戦後のイギリスの歴代政府は、完全雇用と社会の全成員に対し最低限の住宅・医療・教育・社会保障を保証するという「福祉国家」、基幹産業の国有化、労働組合との「協調」を政策目標としてかかげた。これは「コンセンサス・ポリティクス (consensus politics)⁽¹⁾」とか、1951年の労働党の蔵相ゲイッケル(H. Gaitskell)と勝利した保守党の蔵相バター(R. A. Butler)⁽²⁾の名の合成語である「バッケリズム (Butskellism)」とか呼ばれた。労働党も保守党も共通の政策目標、特に完全雇用の達成をかかげ、それをケインズ的な総需要の管理によって行なうということであり、1950年代から60年代にかけてこの目標は比較的安定した成長と物価水準の下でほぼ達成された。失業率は50年代から60年代にかけて3%を上回ることはなく1%台がほぼ維持されるという状態であり、物価水準も5%台を上回ることなく経過した。成長率も50年代、60年代と2~3%台を維持した。第2次大戦後の他の先進国の成長率が高く、イギリスは最低ではあったが、イギリス自身の歴史のなかでは高い水準であった。

このようななかでのイギリス経済の最大の問題は構造的な国際収支の不均衡であった。イギリスの経常収支は、1951年、55年、60年、64~65年、67~68年と赤字を繰り返した。このため、イギリス政府は周期的な景気拡大政策と引締め政策といういわゆる「ストップ・ゴー」政策を余儀なくされた。このことはイギリス経済の国際競争力の弱さと低生産性の反映であり、イギリスは主要工業国の工業製品輸出に占める割合を1950年の25.5%から64年

14.0%、73年には9.1%と急激に低下させることになった。

1960年代の終りになってくると新しい変化が起こってくる。1967年の不況において失業者が前年の39万人から60万人と急増し、その後も失業率は低下しなかった。そして物価も不況にもかかわらず上昇し、いわゆる「スタグフレーション」の発生をみた。1971年にIMF体制が崩壊し、1973年に石油危機がおそい、世界経済は未曾有の不況に突入した。イギリスはすでに60年代の末からスタグフレーションに突入した上でのこの世界経済危機はインフレーションと停滞をより一層深刻化させた。その上、戦後福祉国家のつけとして財政危機も深化し、50年代より続く国際収支危機も深刻化するにいたった。かかるイギリス資本主義の危機に直面して、戦後のイギリスの政策戦略も根底的に見直す必然性が出てきた。さらに60年代末にはイギリスの労働組合運動においてショップ・スチュワードを中心とする職場闘争が強力に進められ、イギリス資本主義は体制そのものの危機に見まわれることになった。

1970年6月に登場したヒース（Edward Heath）保守党政権は「市場原理」の復活によるイギリス経済の活性化をスローガンとした。「自由経済への全面復帰」「産業不介入主義」を掲げ、政府支出の削減、直接税負担の軽減による個人・企業のインセンティブの喚起、所得政策の放棄をかけた。しかしながら、このスローガンはヒースの「Uターン」と呼ばれるように、大幅な後退を余儀なくされ、結局はケインズの需要喚起政策にもどってしまった⁽³⁾。その第1の理由は、TUCを初めとする労働組合運動が60年代後半から急激に高揚し左傾化していたため、ヒース政権は当初から労働組合との対決を強いられ、そのなかで敗北せざるをえなかったということである。ヒース政権は1971年に労使関係法（Industrial Relation Act）を制定するが、この法律はイギリスの労使関係に伝統的な自発主義（voluntarism）による労働組合の自治領域を社会的規制の下に従属させようとするものであり、労働組合を登録制にし不当解雇禁止協定により組合の法的地位を強化する一方、ショップ・スチュワードなど下部の活動家の規制を組合の責任で行なわせようとするものであった⁽⁴⁾。この法律に対しTUCは非登録戦術で対抗しヒース政権の基本構想をくつがえした。72年には政・労・使の3者協議を呼びかけたが結局合意にいたらず、自ら放棄した所得政策を「インフレ抑止法（Counter

Inflation Act)』として法的強制下で行なわざるをえなくさせ、73年秋の炭鉱労働者の賃金交渉が対決の場となり、74年2月の炭鉱労働者の全面ストに対し「国家を治めるものは政府か、労働組合か」と総選挙に打って出て敗北することになるのである。

第2に、ヒース政権はいまだにイギリス資本主義の深刻な危機としてのスタグフレーションに十分対応できず、結局は完全雇用と「福祉国家」という政策体系に依拠することになってしまったということである。ヒース政権は、71年に停滞が強まり失業者が拡大するとすぐにリフレーション政策に転じ、72年に失業者が90万人をこえると72年度予算を積極大型予算として公共支出を大幅に拡大する政策をとった。この政策はインフレーションを加速させ小売物価水準は73年には10%を超過するにいたった。このことは前述した所得政策を必至としたし、IMF体制の崩壊による世界経済の混乱のなかでより弱化した国際競争力の下で変動相場制への移行を強いられることにもなった。

1974年2月の選挙で勝利した労働党政権は、従来とは異なる特徴を当初から持つことになった。というのは、保守党政権下での労働党とTUCは60年代の労働党政権の反省に立って73年に「イギリスにおける労働党のプログラム (Labour's Programme for Britain)」という新しい綱領を持って登場することになったからである。この綱領は、TUC、労働党の内部における左派の進出によって作成された同年2月9日の「経済政策と生計費」(Economic Policy and the Cost of Living) という文書が基礎になっており、競争にかえて協働を基礎にすえた社会の構築をめざして権能および富の配分における根本的・非可逆的転換を目標とするものであり、労働党が資本主義体制内での諸政策を行なうためではなく、社会主義をめざす社会主義のためのプログラムであるということである。そして新しい経済戦略としてケインズ的な需要管理という間接手段ではイギリス経済は改善されないとし、産業公有化の多面的遂行のための国家持株会社＝国家企業庁 (NEB) の新設、民間大企業に対し政府援助とひきかえに価格・投資・政策目標達成への協力を協定する計画協定制度 (Planning Agreement System) の創設、政府に企業レベルに関する情報獲得・投資・価格・利潤審査などの広範な権限を与える新産業法の制定、

産業がそこに働く労働者と消費者にたいして責任を果たしうるという見地から、企業の最高意志決定機関への労働者の参加、共同規制のための機関の制度化などによる産業民主主義の促進、を柱として設定した。以上のような労働党の新綱領によって新ウィルソン政権は発足することになったのである。この「社会契約 (Social Contract)」路線は、60年代から70年代にかけて労働党・保守党の両政権を迫いつめイギリス資本主義を単なる経済危機でなく体制危機にまで高めた職場労働者の戦闘性に基礎づけられた労働組合の強大な力を背景として出来上がったものであった。

しかしながら、この「社会契約」は1973年秋に始まる石油危機に加速された世界的不況の下で、60年代の所得政策と同様な単なる賃金抑制によるインフレ抑制政策へと矮少化され、これに反発する労働組合の賃金闘争によって挫折してゆくのである。

しかも、かかるスタグフレーションの激発のなかで財政危機・国際収支危機も重なるという非常時において、1975年には失業の増大のなかで緊縮財政がヒーリー蔵相によってとられ、1976年には1977年度の公共部門借入必要額 (Public Sector Borrowing Requirement) を105億ポンドから90億ポンドに縮小するという支出削減計画、雇用の国民保険拠出金の引き上げ、1977年度の貨幣供給量 (£M3) の増加限度を12%とすることを明らかにした。このことはケインズの需要管理政策の放棄であり、マネタリズム政策への一步を印すことになったのである。

2 サッチャー政権の基本的性格

以上のような70年代のイギリス資本主義の深刻な危機とそれに対応したヒース政権、ウィルソン=キャラハン政権の失敗こそがサッチャーを生み出したのである。

では、サッチャー政権の性格をいかに把握すべきなのか。

サッチャー政権の基本的性格は、戦後イギリスの福祉国家体制、合意の政治 (コンセンサス・ポリティックス)、バッケリズム、に対する根底的批判=反動の体制ということができよう。

第1に、サッチャーは真の意味でイギリス資本主義の危機を正面から認識

した初めての政権であるということである。⁽⁶⁾この点がヒース政権やウィルソン=キャラハン政権と根本的に異なる。というのは、ヒースが「Uターン」をして福祉国家体制の枠組をぬけ出すことが出来なかったのも、またウィルソン=キャラハンが職場闘争による労働組合運動の高揚を背景とした「社会契約」路線を放棄して、所得政策というケインズの枠組に立ち戻ったのも、つまるところは完全雇用の確保という戦後イギリス的福祉国家の枠組をくずすことなくスタグフレーション・財政危機・国際収支危機という戦後イギリス経済のもっとも深刻な危機が克服可能と考えたからに他ならない。

しかしながら、保守・労働党の70年代の両政権はいずれも深刻な危機を克服しえず、その上、60年代の後半からの職場闘争を中心とする強力な労働組合運動の高揚によって政権そのものをも放棄せざるをえなかったのである。サッチャー政権は、それゆえ当初から福祉国家の枠組を維持することを放棄し、イギリスの経済危機=政治危機に対応することになるのである。つまりイギリスのかかえている危機に対応するには根底的なより荒々しい治療法をぬきにしては克服不可能という認識が当初から存在していたのである。

第2に、サッチャー政権はヒース内閣の「Uターン」を2度と繰り返すことが出来ない政権であり、このためマネタリズムの採用によって新たな危機克服をはかることになったということである。マネタリズムも狭義の通貨発行量の抑制によるインフレーションの克服ということではなく、通貨を引き締めることによってデフレーションを作り出し、大量倒産と大量失業による市場の諸力によって古典的な剰余価値生産の条件を作り出すことによって景気を回復させようとする政策である。⁽⁷⁾つまり大量倒産によって劣悪企業を駆逐し、資本家間の競争を強いることによって資本に自分自身で回復させるという資本のインセンティブを促すことであり、また大量失業によって労働者間競争を激化させ労働のインセンティブを喚起しようという荒療治であったのである。

このようなマネタリズムによるデフレ政策の採用は、戦後イギリスの福祉国家体制を大きく根底的に変化させることになったのである。

3 サッチャリズムの思想・政治スタイル

サッチャー政権の大きな特徴は、イデオロギーによってかかる経済的困難に耐えることを国民にアピールし、それによって政権を維持するという点にある。サッチャリズムの思想・政治スタイルについては数多くいわれている⁽⁸⁾が、ここではそれを、①個人の自立・自助を促し、市場原理の貫徹を主張する新自由主義、②国防、法と秩序を強調する保守のモラル、③反労働組合、反エリート主義、④大衆型政治・信念の政治という4点にわたって述べることにする。

①新自由主義 サッチャー政権を支えたシンクタンクには、IEA (Institute of Economic Affairs), Social Affairs Unit, アダム・スミス協会 (Adam Smith Institute), CPS (Centre for Policy Studies) などが存在するが、これらのグループが精力的に紹介してきたのがハイエク、フリードマンの思想であり、サッチャーもこれらに依拠して新自由主義思想を取り入れてきた。また保守党内でのニューライトの思想と結合することによって新自由主義はイノック・パウエル (Enoch Powell), キース・ジョーゼフ (Keith Joseph) を中心に展開され、サッチャーもこのグループのなかで新自由主義を受け入れて保守党主流と闘い、徐々に保守党内に進出させていった。⁽⁹⁾この新自由主義思想の核心は反社会主義=反福祉国家の論拠を市場の自由に見求めている点にある。すなわち個人の自由・政治の自由は市場の自由原理によって保障されるというハイエクの哲学がその中軸をなす。国家介入が市場の自由をうばい、このことが個人の自由や政治の自由を侵蝕しているとする。そして主として国家介入主義として批判しているのは官僚制の横暴、国有化産業の非効率、税金の重税、移民が享受している特権、ストライキの損害、デモ隊の無法ぶり、家族の独立と道徳的責任の侵蝕といった現代国家の多くの面における民衆の不満を汲み上げるものであり、政府の中心的問題を個人の責任と個人の選択の問題として提起した。この思想は、20世紀の巨大化した国家に対しアダム・スミスのなす最小限の限定された国家を想定し、その下での個人の自由・自助努力を主張するという19世紀的国家への回帰に帰着する。

②保守のモラル 保守党内において新自由主義が普及することが出来たのは、自由主義が保守のモラルである国防の強調、法と秩序の維持、家族の

倫理といった価値観と結びついたことにある。⁽¹¹⁾ サッチャーは、機会あるごとにヴィクトリア時代の価値観こそがもっとも重要と声明してはばからない。このイギリスの黄金時代の価値観は節約・勤勉・家族の尊重であり、これこそがイギリスにとって必要不可欠な価値であるとした。⁽¹²⁾ このことは60年代からの若者たちの反乱による旧秩序の解体に対する危機感であり、現代のイギリスの保守主義の1つの主要思想とみなしてよいであろう。サッチャーは、行きすぎた自由を批判しフリーセックスには断固反対するし、エイズや麻薬に対するキャンペーンを積極的に展開する。そして信仰、郷土愛、地域コミュニティ精神を尊重し、ボランティア活動を積極的に推進するのである。⁽¹³⁾

③反労働組合、反エリート主義 新自由主義の思想からは当然のこととして、労働組合が労働市場の自由な競争阻害要因として批判されるが、サッチャーの場合にはこれにはとどまらない。なんとすれば、前保守党政権ヒースを倒したのは他ならぬ強大な炭鉱労働組合（NUM）の賃上げ闘争に始まるストライキであり、さらに60年代からの所得政策のなかで労働組合は最強の圧力団体として政府・使用者団体（CBI）と3者で60年代以降の政治を運営する主要な一翼となっていたのであり、この労働組合の抑制なしにはサッチャーの経済戦略、政治戦略そのものが成立しないといってもいいすぎではない。それゆえ、サッチャー政権は労働組合の力を弱めることを最重点項目としているのである。

サッチャー政権以前の保守党、労働党政権との大きな差異の1つに反エリート主義⁽¹⁴⁾があげられる。ヒース同様、サッチャーはリンカンシャーのグランサムの食料雑貨店の娘という庶民階級の出身である。努力してオックスフォード大学を卒業し、議員となったのである。彼女は、イギリスの貴族・上流階級・中産階級の中心である大学・出版・放送等のエスタブリッシュメントが、イギリスが深刻な危機に陥り病んでいるにもかかわらず、自分たちの生活に満足しているのに反発した。彼女は立身出世主義、能力主義、実力主義（meritocracy）を尊重し、閣内外においてこういう人々を積極的に重要視した。⁽¹⁵⁾ このことは本章ではふれることが出来ないが教育政策にも反映していると思われる。

④大衆型政治、信念の政治 ③の反エリート主義とともにサッチャーは

非エスタブリッシュメントの人々に焦点を絞る、さまざまな政策を実行した。彼女は大衆心理に実に敏感であり、彼女がもっとも関心をもっているのは高級紙の『タイムズ』や『デイリー・テレグラフ』ではなく『サン』という大衆紙であるとまことしやかにいわれるほどである。彼女がターゲットをおいているのは労働者階級の熟練工などの高賃金層、中小商工業者などの新中間層⁽¹⁶⁾であり、これらの人々の上昇志向を刺激し、イギリス伝統の階級制度を取り払うことを目ざしているといえる。それゆえ批判の対象となるのは階級制度に依存している労働組合幹部であり、貴族上流階級である。

サッチャーは1つの方針を打ち出すと、あくまでそれを貫き通す信念の政治家である。このことは炭鉱ストライキでの対決、フォークランド戦争などに如実に示されている。これはそれ以前のイギリスの合意の政治とはまったく異なるものである。このことはイギリス政治において閣議においても議会においても対決の政治となり、サッチャー首相に権力が集中するという結果をもたらし⁽¹⁷⁾た。

III 経済・社会戦略

サッチャー政府の諸政策は多岐にわたり、しかも10年の期間の中で政策の比重の違いがあり、一般的に概括するのは困難である。第I期(1979~1983)の中心はなんといってもマネタリズムによるインフレの抑制であり、これは中期金融財政戦略(Medium Term Financial Strategy 略してMTFS)に集約されているとあってよいであろう。第II期(1983~1987)に入るとMTFSは継続されるが、インフレが鎮静化したこともあって、主軸は民営化(privatization)、規制緩和(deregulation)、労働組合の抑制になってゆく。第III期(1987年以降)になると教育改革、地方税制改革が主軸となっている。

以上のように、サッチャー政権はとどまるところを知らず次から次へと改革を実行してイギリスを大きく変貌させたのであるが、本節ではサッチャー改革の中でもっとも中心となる3つの政策とその結果について論じ、その他については簡単にふれるにとどめる。

表1 1980年予算におけるMTFS目標値

	1980/1	1981/2	1982/3	1983/4
PSBR (%GDP比)	3.75	3.0	2.25	1.5
ポンドM3 (%増加率)	7-11	6-10	5-9	4-8

出所) *Government Expenditure Plan, 1980/81* より作成。

1 中期金融財政戦略 (MTFS)

サッチャー政権は政権についた最初の「政府支出計画」で政府支出の大きさがイギリス経済が直面している困難の中心とし、長年にわたる経済成長を上回る政府支出の増大が増税と政府借入増大を伴い、これがインフレーションを激化させ、企業のインセンティブを弱め、通貨供給のコントロールの困難をもたらし、不確実性を高め使用者と雇用者の不安を高め、投資・生産・雇用をいちじるしく損なったとしている。そして政府は、①インフレ率を引き下げる、そのため通貨供給量を制限し減減させ、通貨増大の主要因たる政府借入を制御する、②インセンティブを回復するため租税とりわけ所得税を抑制、減税する、③政府支出計画にあたり支出額を租税、借入のみでなく経済成長の見通しに応じて調整する、という3大目標を公表した。この考えは翌1980年の政府支出計画で4年間をつうじての公共支出、通貨供給量削減の目標を定めた中期金融財政戦略となつて結実する。⁽¹⁹⁾

この戦略の主要目標はまず第1に、通貨供給量の削減目標として£M3 (非銀行民間保有現金通貨+居住者保有ポンド建銀行預金)の4年間にわたる目標額を決定し、そして第2に、その手段として公共部門借入必要額 (Public Sector Borrowing Requirement, 略してPSBR) の削減と、国債の非銀行民間への売却によってこれを達成しようとするものである。かかる£M3とPSBRのGDPに対する4年間の目標値は表1によって示される。⁽²⁰⁾

この中期金融財政戦略の特徴は、まず第1に、政策の最優先課題をインフレーションの鎮静化におき、雇用、生産量の拡大等は第二義的な位置づけを与えたということである。このことは、戦後のイギリス福祉国家の最優先課題であつた完全雇用の確保という目標がインフレーションの抑制という目標の前に事実上放棄されることを意味した。もちろんサッチャー政権でもインフレが抑制されれば一時的には失業や産出高の減少があつても長期的には雇

用や成長が達成されると考えていたが、かかる戦後ケインズの福祉国家政策の転換の意味は大きい。というのはサッチャー政権は、大量倒産・大量失業を容認することによって経済の回復を達成することを意図したからである。第2に、この戦略は経済を金融的・通貨的手段でコントロールするというマネタリズムに立脚している点である。通貨量のコントロールそのものの採用はすでに前の労働党政権の下で1976年度に $M3$ の目標値を設定したことから始まっていたが、サッチャー政権はそれを4年間の中期目標を設定することによって明示した点で明らかに異なっている。さらにフィスカル・ポリシーを中軸とするケインズの財政政策を放棄し、財政政策は通貨供給コントロールのための手段としての公共支出の削減という二義的な役割になったことが特徴である。

通貨・金融政策 ではサッチャー政府のマネタリー・コントロール政策についてみてみることにしよう。サッチャー政府の通貨供給量増加の目標値と実績を示した表2をみてみよう。この表をみればサッチャー政府が目標とした $M3$ のコントロールに失敗したことは明らかである。1979年度には実績で $M3$ が目標のほぼ倍の16.2%、80年度は19.4%と大幅に増加した。図1をみてみると、この $M3$ の増加はPSBRの増大と銀行の民間貸付の増大によっていることがわかる。1980年代に銀行貸付がポンド $M3$ の膨張に大きく寄与するようになったことは、企業金融が70年代の長期利付債市場を通じる社債発行から銀行借入へ変化したことによる。というのは、70年代後半のインフレの下では社債は買手・売手双方にとって魅力を失ったからである。政府は1982年度に目標値を大幅に上方に修正し、しかも通貨量をより広義の PSL_2 [Private Sector Liquidity, ポンド $M3$ (満期2年以上の定期預金除く)+民間人保有の短期貨幣市場債務(銀行手形, 大蔵省証券, 地方自治体預金)+納税預金証書+民間部門保有の住宅金融組合預金+国民貯蓄銀行債務-住宅金融組合の貨幣市場債務および銀行預金], より狭義の $M1$ (流通現金通貨+民間部門一覽払銀行預金)をも目標値に加えた。82年, 83年は通貨供給量がほぼ目標値近くに収まったのはオーバーファンディングという新しい方式による。これはPSBRの大きさをこえて公共債の民間売却が行なわれるようになったためである。オーバーファンディングが可能になったのは、変動利付国債, 分割

表2 貨幣供給量増加の目標と実績

(単位：%)

目標設定時	1979 年度	1980 年度	1981 年度	1982 年度	1983 年度	1984 年度	1985 年度	1986 年度	1987 年度	1988 年度	1989 年度
(ボンド M3)											
1979年6月 ⁽¹⁾	7-11										
1980年3月		7-11	6-10	5-9	4-8						
1981年3月			6-10	5-9	4-8						
1982年3月				8-11	7-11	6-10					
1983年3月					7-11	6-10	5-9				
1984年3月						6-10	5-9	4-8	3-7	2-6	
1985年3月							5-9 ⁽²⁾	4-8	3-7	2-6	
1986年3月								11-15 ⁽³⁾			
(実績 ⁽⁴⁾)	16.2	19.4	12.8	11.2	9.4	11.9	16.9	19.0			
(M0)											
1984年3月						4-8	3-7	2-6	1-5	0-4	
1985年3月							3-7	2-6	1-5	0-4	
1986年3月								2-6	2-6	1-5	1-5
(実績 ⁽⁵⁾)	10.0	6.5	0.0	6.4	4.8	5.4	4.1	3.5			

注) (1) 1980年4月までの10カ月間の目標を1979年6月に発表。

(2) 1985年度の目標を1985年10月17日に放棄。

(3) 1986年度には公式の目標は提示されなかった。

(4) 当該期間の季節調整済年率。

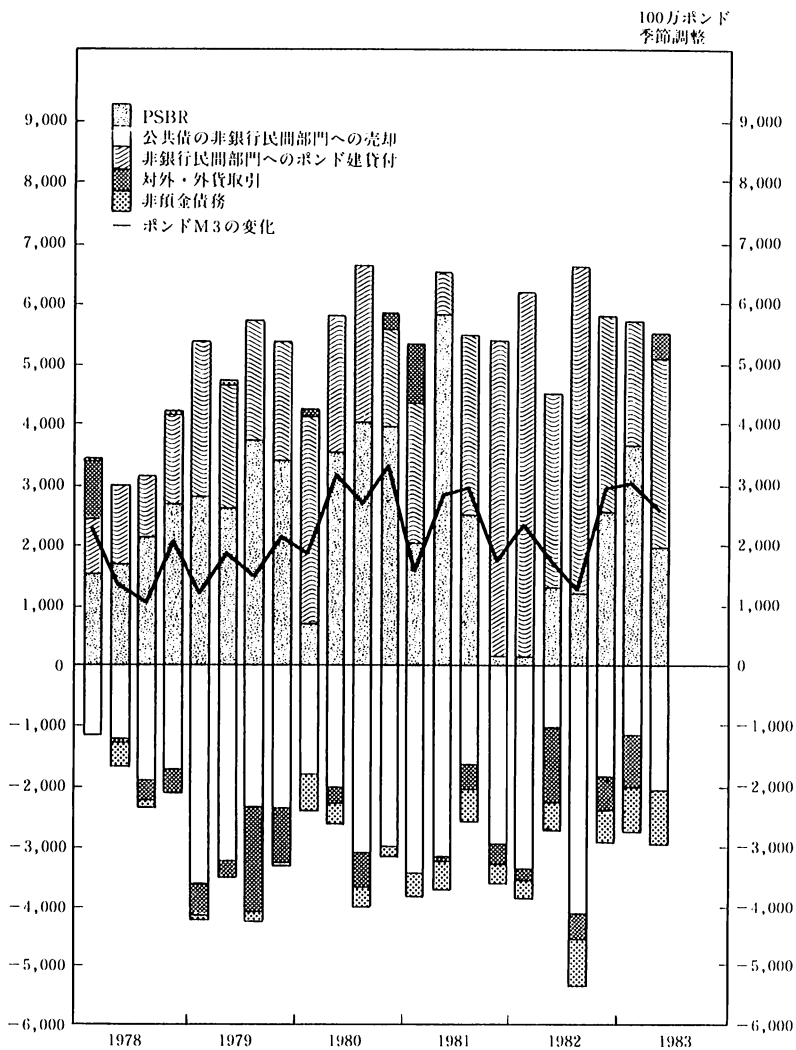
(5) 6月-6月。

資料) OECD, *Economic Surveys, United Kingdom 1986/1987*, July 1987, Paris, p.20. (原資料は *Financial Statement and Budget Report, 1979-80~1987-88*, および *Financial Statistics*.)

出所) 鬼塚豊吉 [1988].

払込国債、インデクセーション条項付国債などの新機軸の導入と金利水準の低下が国債投資を有利にしたからである。しかし1985年になるとボンドM3、M3は再び急上昇をはじめた。これは図2をみれば明らかのように、銀行の非銀行民間部門への貸付の急増が原因である。1984年にはハイパワードマネーに近いMO（流通銀行券・鈔貨+銀行の手元現金+イングランド銀行預金）という最狭義の通貨目標値が導入された。しかしMOの大部分は非銀行民間保有の現金通貨であり、金融当局が現金通貨を抑制しようとしても金融革新の進行している今日では新たな形態での「現金」（クレジットカード等）によって現金圧縮は相殺されてしまうという問題がある。大蔵省はMOを重視しM3におきかえることを主張したが、イングランド銀行はこれに反対した。これは両者の通貨コントロール方式の問題と関連している。大蔵省の

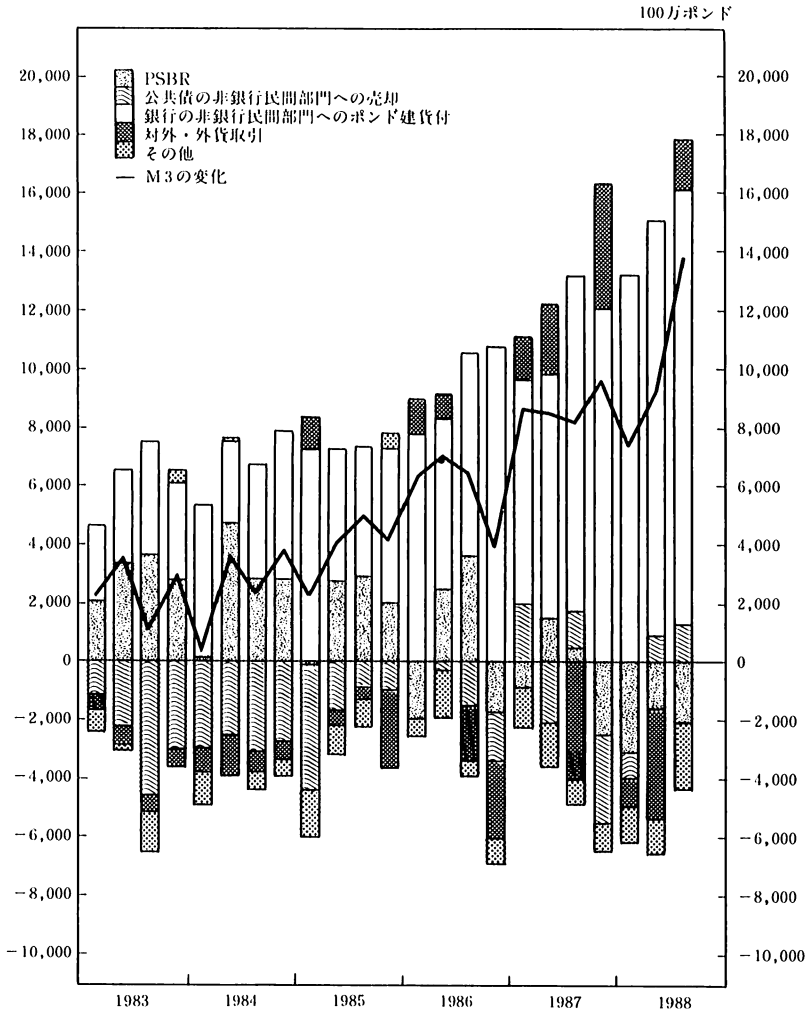
図1 ポンドM3の変化と主たる構成要素



出所) *Economic Trends*, December 1983.

見解はマネタリストが主張する金利を自由市場メカニズムに委ねるマネタリー・ベース・コントロールを支持する態度であるが、イングランド銀行はあくまで利子率操作を通じて金融市場をコントロールするという立場であ

図2 M3の変化と主たる構成要素



出所) *Economic Trends*, January 1989.

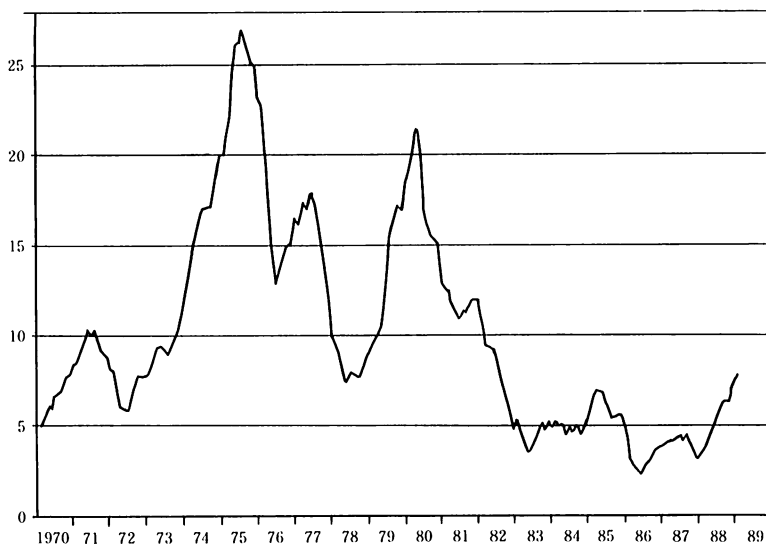
る。イングランド銀行の80年代の政策運営もプラグマティックであり通貨目標値もこの反映であった。1985年10月にローソン蔵相はマンション・ハウスでの講演で、ボンドM3の目標値を停止し同時にオーバーファンディングを

中止する旨を公表した。これによって£M3は単なる監視対象になった。このことは、通貨コントロールの失敗をサッチャー政府が自ら認めたことを意味しよう。

PSBRの削減を通じて通貨供給量を削減することにサッチャー政権が失敗したのは、£M3のコントロールそのものが政府当局が捉えた次の恒等式、すなわち、 $\text{£M3} = \text{PSBR} - \text{公債の非銀行民間売却} + \text{銀行の対民間貸付土純海外流出入} - \text{銀行の非預金債務}$ 、にかかわっている。この式は一見、PSBRを削減し公債の民間売却を増加すれば£M3の供給量は減少するかのように見えるが、この式は恒等式であって事後的に成立するにしかすぎないのである。PSBRの削減は、たとえば民間部門の借入需要や公債への民間需要に影響を与えるし、またPSBRの縮小が一般財政支出の削減によって達成される場合には、国民所得を減少させ貨幣の需要・供給にも影響を及ぼす。それゆえPSBRをコントロールしても貨幣供給がコントロール出来るとは限らないのである。さらにPSBRのコントロール自体についても、後述するように、ビルト・イン・スタビライザーの働きによって一般財政支出減→税収減および移転支出増になり、これをコントロールすることは困難なのである。それにもかかわらず、サッチャー政権がPSBRの削減を重視したのは、これによって短期的でなく中長期的には£M3の増加率を引き下げ、インフレを押し下げることが可能と考えたからである。

以上のように、サッチャー政権はマネタリー・コントロールには失敗したのであるが、最終目標である物価の抑制は達成された。生産者価格は対前年比1979年10.9%、80年14.0%と急上昇したが、81年以降下落し、85年5.5%、87年3.8%となった。小売物価の対前年比も図3で明らかのように、1979年13.4%、80年18.0%と急上昇するが、それ以降は沈静化し、86年3.4%まで下がったが、87年以降若干上昇して4.2%、88年4.9%となっている。イギリスの物価上昇はイタリアを除いた先進国の中では最も高い水準にあるが、物価が抑制されたことは事実である。£M3が増大しているにもかかわらず物価水準が低下したのはなぜだろうか。マービン・ルイスの分析⁽²⁶⁾によれば、78年度、79年度の物価上昇の最大の寄与要因は雇用費用の上昇で、消費者物価上昇率12.8%、16.5%のうち5.6、7.6ポイントを占めている。これはサッ

図3 小売物価の変化(対前年増加率)



出所) *Employment Gazette*, April 1989.

チャー政権が前の労働党政権でのクレッグ委員会 (Clegg Commission) の公共部門と民間部門の賃金を同等にするという選挙公約による公共部門の20~30%にのぼる賃金上昇を反映している。しかし80年度以降は急速に雇用費用は低下している。これはこの間の不況の深刻化に伴う大量失業、後述するようなサッチャーの反労働組合的な労働立法による労働組合の弱体化を反映している。また78年度、79年度はVAT(付加価値税)が8%から15%に引き上げられたことも物価上昇の大きな要因となっている。それゆえ、物価が大幅に低下したのは、サッチャー政権による公共支出の緊縮的なスタンスによって不況が深刻化し大量失業の発生によって労働費用が低下したこと、さらにこれに1981年頃まで続いた高金利と石油通貨としてのポンドの評価高による為替レートの高水準が輸出をより一層困難にし不況がより一層促進されたことが大きく作用していよう。しかしより重要な要因は、アメリカの高金利・ドル高政策による世界的インフレーションの鎮静化である。これによってイギリスは輸入品価格が低下し輸入インフレの圧力から解放されたのである。

財政政策——公共支出の削減の失敗—— まず PSBR（公共部門借入必要額）の動きをみてみよう（表3）。PSBRは79年度、80年度と急上昇し、80年度には125億ポンドに達するが以降下落したが、84年度にはまた100億ポンドに達する。しかしそれ以後は急減し、87年度には黒字を35億7000万ポンド計上する。このようにサッチャー政府が目標とする財政赤字の削減は当初はかなり予想を上回る上昇であったが、87年度には一応目的を達成することになったといえる。

ここで目につくのは、まず第1に、中央政府の借入必要額は87年度に急減する以外は一貫してかなりの高い水準を維持しているということである。第2に、地方政府では借入必要額は大きく変動しているが政府からの直接借入が大きくなっているのが特徴である。第3に、公企業の借入必要額は81年度の23億ポンドを境に以後大きく減少し、PSBRの削減に貢献しているという特色がある。

これらのことは次の問題を究明するよう促している。まず第1に、中央政府の財政支出がなぜサッチャーの公共支出の削減の強いスローガンの下でも増大したかの究明であり、第2に、地方政府、公企業の借入必要額の減少の大きな要因としての民営化（privatization）政策の問題であり、第3に、公共支出の増大と財政赤字の縮小を両立させた税制の問題である。以下この問題を究明することにしよう。ただし民営化と税制はサブライサイドの側面もあるので、この関連も考慮して論ずることにする。

公共支出の削減はマネタリー・コントロールの手段であったばかりではなく、サッチャー政府が「小さな政府」を旨とし、政府の役割を縮小しようとする新自由主義の立場に立つかぎり、それ自体が主要な経済目標である。

まず表4をみてみればわかるように、サッチャー政府が始まった1979年度の中央政府、地方政府、公企業合わせた一般政府支出の対GDP比は43%であり、それ以降82年度まで上昇し46%に達し、85年度にやっと政権当初の状態にもどり86年度、87年度と減少し、それぞれ42%、41%となっている。この数字からみればかぎり公共支出の削減は成功したとはいいたい。ではなぜ公共支出の削減ができなかったのか。表5をみてみよう。この表は支出項目とその割合をみたものである。まず第1に、財政支出の最大項目で

表3 PSBR の推移と内訳

(100万ポンド)

	1976/77	1977/78	1978/79	1979/80	1980/81	1981/82	1982/83	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88
中央政府												
借入必要額	5 856	4 522	7 910	8 262	12 732	7 597	12 734	12 178	10 164	10 962	10 495	733
うち政府	4 224	2 757	5 832	4 364	9 391	6 552	7 769	8 040	6 500	4 271	4 545	-3 393
地方政府												
中央政府よりの直接借入	627	1 063	337	817	1 301	-1 172	2 757	3 431	3 329	5 742	5 884	4 097
他からの純借入	1 372	357	981	2 117	853	1 100	-2 797	-2 220	-909	-4 064	-5 643	-2 720
他の公共部門												
債務取引 (マイナス)												
中央政府	3	—	7	9	7	11	5	23	8	3	—	12
公企業	—	—	—	-44	27	142	-132	-18	26	5	3	2
借入必要額	1 996	1 420	1 311	2 969	2 120	-225	87	1 206	2 386	1 670	238	1 363
一般政府												
借入必要額	7 225	4 879	8 884	10 414	13 551	8 544	10 064	9 953	9 221	6 890	4 849	-2 001
中央政府よりの直接借入	1 005	702	1 741	3 081	2 040	2 217	2 208	707	335	949	66	29
他からの純借入	1 481	527	249	-433	-715	381	-925	323	619	-953	-1 667	-965
他の公共部門												
債務取引 (マイナス)												
中央政府	48	128	97	190	165	339	155	482	-171	179	-27	530
地方政府	331	-33	-121	-135	152	-36	48	77	-89	104	-225	74
借入必要額	2 107	1 134	2 014	2 593	1 008	2 295	1 080	471	1 214	-287	-1 349	-1 540
PSBR	8 327	5 311	9 157	9 926	12 519	8 622	8 936	9 717	10 106	5 654	3 434	-3 570

出所) CSO, *Annual Abstract of Statistics*, 1989.

表4 政府支出のGDP比

	一般政府支出			一般政府支出（民営化除く）		
	10億ポンド 名目	10億ポンド 実績	%GDP比	10億ポンド 名目	10億ポンド 実績	%GDP比
1963-64	11.3	83.6	35%	11.3	83.6	35%
1964-65	12.3	86.5	35½	12.3	86.5	35½
1965-66	13.6	91.7	36%	13.6	91.7	36%
1966-67	15.1	97.2	38½	15.1	97.2	38½
1967-68	17.5	109.7	42	17.5	109.7	42
1968-69	18.2	109.1	40½	18.2	109.1	40½
1969-70	19.3	110.0	40	19.3	110.0	40
1970-71	21.6	113.6	40½	21.6	113.6	40½
1971-72	24.4	117.2	41	24.4	117.2	41
1972-73	27.6	123.2	40%	27.6	123.2	40%
1973-74	31.9	132.9	42½	31.9	132.9	42½
1974-75	42.8	149.4	48	42.8	149.4	48
1975-76	53.7	149.1	48½	53.7	149.1	48½
1976-77	59.5	145.8	46	59.5	145.8	46
1977-78	63.7	137.2	42½	64.2	138.4	42½
1978-79	74.8	145.5	43¼	74.8	145.5	43¼
1979-80	89.8	149.4	43¼	90.1	150.1	43½
1980-81	108.4	152.3	45%	108.8	152.8	46
1981-82	120.5	154.1	46¼	121.0	154.7	46½
1982-83	132.5	158.0	46%	133.0	158.6	46¾
1983-84	140.1	159.8	45%	141.3	161.1	46
1984-85	150.2	164.0	45½	152.3	166.4	46¼
1985-86	158.2	163.0	43%	160.9	165.8	44½
1986-87	164.8	164.8	42%	169.3	169.3	44
1987-88	172.6	165.6	41¼	177.6	170.4	42½
1988-89	183.0	168.0	40%	188.0	172.6	42
1989-90	193.2	171.3	40%	198.2	175.7	41%
1990-91	202.1	174.0	40¼	207.1	178.3	41¼

出所) *The Government Expenditure Plan, 1987-88 to 1990-91.*

ある社会保障がこの間一貫して増加し続けたことがあげられる。労働党政権最後の1978年度の一般政府支出に占める社会保障の割合は24.7%であり、これが87年度には30.9%とその割合を6.2ポイント増加させている。GDP デフレーターでこの間の実質増加率を計算してみると、29.8%の増加である。

第2は、サッチャー政権の新保守主義的性格を強く反映した国防、公共の秩序、安全の経費が増加している。国防は78年度10.5%から87年度は11.3%とその割合を0.8ポイント増加させ、公共の秩序、安全もそれぞれ3.4%から

表5 一般政府（中央、地方政府）支出の推移

(100万ポンド)

支出項目	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
一般公共サービス	2809	3046	3706	4319	4601	5005	5184	5435	5675	6218	6455
	45	42	43	41	39	39	37	37	36	38	38
国防	6864	7596	8969	11444	12642	14450	15838	17163	18256	18108	18912
	111	105	105	110	108	112	114	117	116	112	113
公共の秩序、安全	2133	2433	2893	3689	4337	4861	5312	5913	6191	6712	7676
	34	34	34	35	37	38	38	40	39	41	46
教育	8341	9153	10310	12753	14309	15278	16318	17075	17401	19349	21204
	134	126	120	122	122	119	118	116	111	120	126
保健	6823	7833	9082	11633	13374	14080	15928	16781	17889	19448	21265
	110	108	106	112	114	109	115	114	114	120	127
社会保障	15150	17908	20998	25437	31107	36413	39389	42302	46496	49775	51852
	244	247	245	244	266	283	285	287	295	308	309
住宅、地域、環境	5461	5997	7250	8395	6990	6568	7381	7853	6998	8079	8503
	88	83	85	81	60	51	53	53	44	50	51
〔うち住宅〕	4283	4470	5359	6171	4576	3968	4377	5016	4121	4106	4161
	69	62	63	59	39	31	32	34	26	25	25
レクリエーション、文化	808	942	1138	1463	1569	1680	1950	2098	2196	2302	2637
	13	13	13	14	13	13	14	14	14	14	16
燃料、エネルギー	-1107	260	1218	1588	643	1030	849	1435	1480	-943	-3002
	-18	4	14	15	5	8	6	10	9	-6	-18
農林漁業	1059	1121	1163	1633	1688	1992	2455	2163	2704	2342	2150
	17	15	14	16	14	15	18	15	17	14	13
鉱業、鉱物資源、製造業	1618	2053	2463	2663	3466	2750	2644	2423	2280	1845	1348
建設業	26	28	29	26	30	21	19	16	14	11	8
運輸、通信	2410	2679	3216	3362	4090	4810	4809	3271	3847	3409	3664
	39	37	38	32	35	37	35	22	24	21	22
その他経済、サービス	1672	1790	1876	2414	2977	2843	3249	4061	4257	3941	3420
	27	25	22	23	25	22	23	28	28	24	20
その他	7986	9567	11414	13386	15280	16950	17127	19240	21729	20249	21966
	129	132	133	128	131	132	124	131	138	125	131
総支出	62027	72378	85696	104199	117073	128710	138413	147213	157379	161834	168050
	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

注) 各項目の下段は構成比。 出所) National Accounts, 1988.

4.6%と1.2ポイント増加している。サッチャー政権は新政権発足と同時に法と秩序を強調し軍隊と警察官の給与を一挙に33%上昇させたことにも明らかのように、この増加は意図的なものである。

これに反し大幅な低下を示しているのがまず住宅である。住宅は1978年度6.2%から87年度2.5%と大きく減少している。これは後述する公営住宅の民間への売却が大きく反映しているといえる。さらに鉱業・製造業・建設業への支出も78年度の2.8%から87年度0.8%へと大きく削減されている。これは産業や企業に対する各種の融資や補助金の打ち切りを反映しており、サッチャーの企業にたいする自助努力の強制のあらわれといえよう。

財政支出の構造からみた公共支出削減の失敗は、サッチャーの意図した「小さな政府」が社会保障の膨張によって貫徹されなかった結果とみてよいのであるが、その主要因はサッチャー政権が作り出した大量失業による失業給付や補足給付 (supplementary benefit) の増大にある。⁽²⁷⁾ 失業給付は1979年度を100として82年度229.7、86年度260.9と急増しているし、補足給付も長期が82年度338.4、86年度503.0、短期がそれぞれ304.4、430.2と増大している。社会保障費全体に占める割合は86年度で補足給付が15.5%、補足年金まで加えると18%、失業給付が4%を占める。失業給付より補足給付が大きな割合を占めているのは、長期失業の増加によって失業給付の1カ年の期限切れの失業者が補足給付に追いやられていること、また若年の失業者では国民保険の資格獲得が出来ないため補足給付にまわることなどによっていると考えられる。

以上のように、サッチャー政府は「小さな政府」の達成には失敗しているのであるが、社会保障の内容にかなり大きな変化がみられる。それは拠出給付が79年度63%から86年度54%へ低下し、非拠出給付が33%から42%へ上昇しているし、また非拠出給付のうちで資産調査を受給資格としない普遍主義的給付(児童給付など)が79年度19%から86年度16%へと下落し、資産調査を必要とし一部の低所得者だけ適格とする選別的給付(補足給付、家族所得補足、住宅給付など)が14%から26%へと上昇している。これはサッチャーの労働者の働く意欲を刺激するためには福祉は真に必要な者にのみ与えようとするイデオロギーを反映している。

このような社会保障に関する考え方は、1983年11月にファウラー社会サービス相を長とする「社会保障の改革」の着手にもっともよく表われている。⁽²⁸⁾これは85年6月政府のグリーンペーパー『社会保障の改革』として発表され、86年7月社会保障法として成立した。この法律は87年から部分的に実施され、88年に完全実施されたものであり、この改革によって社会保障のベヴァリッジ以来の伝統が大きく変化するにいたった。

この改革は3つの目標をかかげており、それは第1は社会保障制度を真に必要な者に行なうようにすること、第2に政府の経済全体の目的に適合するようにすること、第3に簡単に理解でき容易に実行できるものにする、⁽²⁹⁾ということである。この社会保障改革は、社会保障財政の危機への対応をサッチャー流の市場原理と自助努力によって克服しようとするものである。国民年金に関しては年金財政の確保のために一律均一額を有資格者全員に支給する国民保険基礎年金のみとし、所得スライド制付加年金を廃止し年金民営化を打ち出したのであるが、これが反対にあうと国民スライド年金を切り詰め、私的年金奨励策に転換した。所得維持制度に関しては年齢、有子か否か、障害者等の簡単な適格判定によって実施するという単純なルールで行なうこととし、貧困と失業の罨の現状を改善しようとするものである。

以上のように、サッチャーの「小さな政府」を目ざす公共支出の削減は大量失業によって失敗したのであるが、支出の削減計画や社会保障改革によってベヴァリッジの普遍主義的社会保障の理念をとりさり「真に必要なものに与える」という選別主義的傾向を強めているといえる。

2 サプライサイドの政策

⁽³⁰⁾民営化 (privatization) ・ サッチャリズムがケインジアン⁽³⁰⁾の干渉主義的福祉国家を清算し、マネタリズムによる自由市場の復活を主張し、国家の産業・経済政策からの撤退と「最小限国家」の追究を目標としているうえで、民営化はきわめて大きな役割をもっているといえよう。ジョン・ムーア蔵相 (John Moore) は1983年の講演で、民営化は政府の経済戦略の基軸的要素であり、それは公共部門と私的部門の間に根本的な変化をもたらし、国有企業に重大な変更を加え、消費者に開かれ、従業者によりよい報酬と労働条件を

与え関連産業の経営に新しい自由を与えると述べた。⁽³¹⁾

大蔵省の民営化計画では、民営化は2つの目標、競争の促進と効率の向上をもつとされた。しかしながら、現実のサッチャー政府の民営化政策は第1目標の達成というよりは国家財政の赤字を削減するという本来の副次目標に主眼がおかれ、公企業の株式売却が中心となっている。⁽³²⁾ 1987年までに公企業の株式売却の主要リストは表6をみれば明らかなようになりかなりの企業数と金額にのぼっている。87年までの民営化による株式売却は180億ポンドに達し、PSBRの公企業の借入必要額の減少に大いに貢献したといえる。

以上の公企業の売却による民営化政策は多くの問題をもっている。

第1には、政府は売却の成功のみならず民営化された企業業績の成功をも自慢しているが、売却された企業は公企業であったときから企業業績のよい優良企業ばかりであり、決して民営化によって業績が回復したのではないということである。⁽³³⁾ さらにこの売却による国家収入の増大は一時的・短期的なものにすぎず、長期的にはかえって国家収入の損失をもたらす可能性が高いということである。というのは、優良企業は継続的に利益が保障されこの利益が国家収入の増大に役立つからである。

第2に、サッチャー政府は公企業の売却株を個人や従業員に売却することによって「大衆資本主義 (popular capitalism)」「資産所有民主主義 (property owning democracy)」の推進をはかったのであるが、これは不成功に終わっている。⁽³⁴⁾ 政府は売却の土壇場で大投資家を確保しようと試みたり、初め小投資家が株主となった場合でも彼らの持株は短時日のうちに急速に低下した。また政府が200万人の小投資家と22万人の従業員が応募したと喜んだ British Telecom の場合でも第2市場取引業者は売買のオファーに忙殺され応募の第1日で600万株以上の株式を譲渡した。従業員持株でもナショナル・フライト・カンパニーを除いては、全株式の1～4%にすぎず、政府の意図が達成されたとはとうていみなしがたい。ただ企業は資本家のものという意識が強いイギリスにおいて、小株主や従業員に株を保有させることは労働者に企業への関心を喚起させたこと、また多数の従業員の株式保有は労働党政権による再国有化を困難にしたということとはできる。それゆえ「大衆資本主義」はきわめてイデオロギー的性格が強いといえよう。

表6 民営化 1979-1987

	売却年	売却額 (100万ポンド)
British Petroleum	1979	827
National Enterprise Board Holdings	1979	294
British Aerospace	1981	389
North Sea Licences	1981	349
British Sugar Corporation	1981	44
Cables & Wireless	1981	1,024
Amersham International	1982	64
National Freight Consortium	1982	5
Britoil	1982	1,053
Associated British Ports	1983	97
International Aeradio	1983	60
British Rail Hotels	1983	45
Jaguar	1984	297
Sealink	1984	66
Wytch Farm	1984	82
British Telecom	1984	3,682
BT loan stock	1984	158
Enterprise Oil	1984	382
British Shipbuilders Warship Yards	1985	54
British Gas (one-third paid)	1986	5,090
British Airways Helicopters	1986	13
British Gas debt	1986	750
BT preference shares	1986	250
Unipart	1987	52
Leyland Bus	1987	4
Leyland Trucks	1987	0
British Airways (half paid)	1987	825
Royal Ordnance	1987	190
Rolls-Royce (half paid)	1987	1,360
Miscellaneous	1979-87	510
総 計		18,016

出所) Geoffrey Maynard, *The Economy under Mrs. Thatcher*, p.85.

第3に、民営化の目的の1つである政府の介入の縮小については、政府は「公共の利益」の観点から政府介入の余地を「黄金株 (Golden Share)」の保持によって残した⁽³⁵⁾。この黄金株は British Aerospace, Cable & Wireless, Britoil, Jaguar, British Telecom 等の売却にあたって株式売却企業に直接介入する権限をもつことが出来る株式で、これの存続は政府介入の縮小とは

いっても名目的なものになる可能性を有しているといえる。

第4に、民営化の最も主要な目的である競争の促進と効率の達成について(36)も大きな限界がある。いままでのところ1980年の交通法(バス会社の免許制度の緩和)や1982年の石油・ガス事業法(ガス独占の緩和)が改正されたが、この部門に参入する企業はない。British Telecomの民営化についても独占の打破はなされず通信の独占は維持されており、私的独占による高価格の独占価格設定に対する監督機関としてOFTELが創設されたがこれは免許の取り消しという罰則を持っているだけで事実上私的独占はコントロールされていない。これに対しての大企業と小企業の価格差別を助長するというEETPUの批判は、1984年、85年の2回にわたる家庭用電話料金の値上げによって証明されてしまった。

以上のように、サッチャー政府の民営化政策の1つとしての国家企業の資産売却は、マネタリズムにもとづく国家財政の赤字の解消という点から促進され、PSBRの削減には貢献したが、国家企業の競争の促進と効率性の達成という本来の目的は達成されたとはいえない。

サッチャー政府の民営化政策のうちでもう1つの大きな財政支出の削減の役割を担ったのは公営住宅の民間への売却である。サッチャー政府は1980年住宅法(Housing Act)によって持家政策を公営住宅の売却によって積極的に推進し、資産所有民主主義(property owning democracy)の達成を目標とした。この住宅法は、持家所有政策と民間借家復活政策の2つを基本的性格とし、これまでのイギリスの住宅政策を特徴づけた公共住宅主導型を根底的に変化させるものであった。(37)前述した表5によって住宅部門への政府支出の削減が著しいことを述べたが、このことは地方自治体の公営住宅建設を大幅に縮小せざるをえなくさせた。そして同時に公営住宅の売却が急増していった。表7をみれば明らかかなように、サッチャー政権になってからの公営住宅の売却は増大し、1982年には地方公営住宅22万1000戸、1984年12万2800戸と毎年大量の売却が続いている。これによってイギリスの持家比率は上昇し1975年の53%から85年には63%になった。公営賃貸住宅は75年の31%から85年には28%と低下している。1914年には90%もあった民間賃貸住宅は戦後一貫して減少し、1985年には9%になっている(表8、図4参照)。これは第2

表7 公営住宅の売却 (1000)ⁱ⁾

イングランドおよびウェールズ	地方政府	ニュータウン	全体売却数
1971	17.2	3.1	20.3
1976	5.8	0.1	5.9
1977	13.0	0.4	13.4
1978	30.0	0.6	30.6
1979	41.7	0.8	42.5
1980	81.5	4.2	85.7
1981	102.3	3.7	106.0
1982	201.9	5.2	207.1
1983	141.6	4.9	146.5
1984	102.6	4.3	106.9
イギリス			
1980	86.1	6.0	92.1
1981	118.8	5.5	124.3
1982	221.3	6.4	227.7
1983	163.0	7.2	170.2
1984	122.8	6.3	129.1

資料) Department of the Environment.

出所) J. Black and D. C. Stafford, *Housing Policy and Finance*.

表8 イギリスの住宅保有状況 (1914-85)
(%)

	持家	地方政府・ ニュータウン会社貸家	民間貸家 ⁽¹⁾
1914	10	—	90
1950	29	18	53
1960	42	26	32
1975	53	31	16
1985	63	28	9

注) (1) 住宅協会、農家・企業の土地貸しを含む。

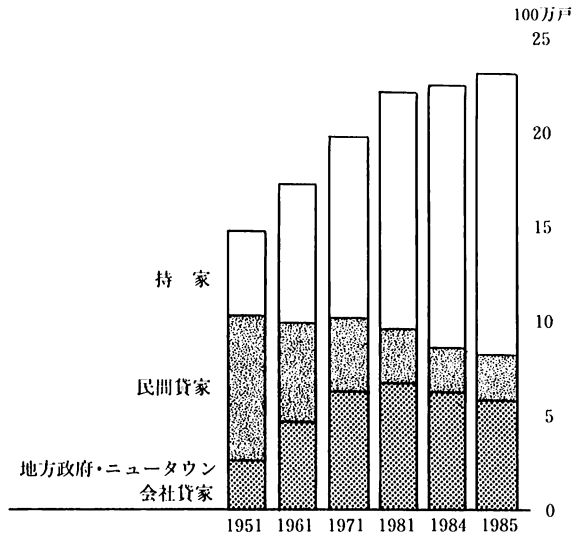
資料) *Housing and Construction Statistics*.

出所) 表7に同じ。

次大戦後の公営住宅主導の住宅政策、1965年、1968年の借家法 (Rent Act) によって家賃の上限が家具なし住宅の場合ロンドンで400ポンド、その他で200ポンドと上限が定められたことが大きく影響している。⁽³⁸⁾

以上のような財政支出削減手段としての公営住宅の売却と国家支出における住宅部門の大幅削減は第1に住宅事情の悪化をもたらしている。公営住宅

図4 イギリスの住宅保有 (1951-85)



出所) 表7に同じ。

の絶対的な戸数の減少（建設戸数1975年15万戸，80年8万6000戸，84年3万7000戸）と持家促進は，低所得層，勤労者に深刻な影響を及ぼし，1977年住居法（Housing Act）に基づきホームレスであると申告した者は，1985/86年度イングランド，ウェールズで19万戸に達している⁽³⁹⁾。また公営住宅家賃も79年平均週6.4ポンドが1985年には15.5ポンドと上昇している⁽⁴⁰⁾。

第2に，国家政策による持家政策の推進は住宅政策における中央集権化を強化している⁽⁴¹⁾。政府による住宅予算の地方自治体への配分は自治体が提出する住宅投資計画（Housing Investment Programme）に基づいて査定され決定される仕組みになっている。この予算配分方式は78会計年度から導入されたが，政府の財政カットによってこの方式は地方自治体に政府予算を強制する力を強めることになった。ここで若干中央政府による地方自治体への中央集権化の動きをみてみると，1984年に地方税法（Rates Act）によって地方税の制限（Rates Capping）の導入がもたらされ，地方自治体の独自の地方税率設定に制限が課され，1986年には大ロンドン庁（GLC）ならびに6つの大都市圏（MCC）が廃止された。これは中央政府に逆らう地方政府労働党に

打撃を与える政治的意図が強い。さらに88年成立した地方財政法によって現行の地方税（レイツ）を廃止して代わりに18歳以上の成人住民全員から一定の新設の住民税（community charge）を徴収することになった。この意図もレイツが持家住民にのみかかり借家人は払う必要がないため、低所得・借家人層に過大な福祉をするという持家住民の不満を利用して労働党左派の地方自治体の権限を制限しようとするものである⁽⁴²⁾。

⁽⁴³⁾
税制改革 サッチャー政権は1979年成立以来税制改革に取り組んできたが、それは大きく3度の改正がある。第1は1979年の改正である。ここでは大きく所得税減税と付加価値税の引き上げがなされた。所得税に関しては基本税率を33%から30%に引き下げ、最高税率を83%から60%に引き下げ、基礎控除を夫婦者£1535を£1815へ引き上げた。付加価値税については税率を8%、12.5%の2本立を1本化し15%に引き上げた。また石油収入税も45%から60%に引き上げた。

第2の改革は1984年の改革で、ここでは法人税の改正が主である。まず法人税率を年間利潤額が50万ポンド超の法人については、83年以前52%を段階的に引き下げ、86年度以降35%に引き下げた。利潤額10万～50万ポンドの法人は83年度以前52%～38%を35%～30%に、10万ポンド未満利潤額の法人は38%から30%へと各々引き下げた。また特別償却、ストック・レリーフ（在庫評価の特例措置）を86年度までに廃止し、国民保健料付加税（雇主負担）、投資所得加重税も廃止した。

第3の改革は1988年改正で、ここでは所得税の税率構造の27%～60%までの6段階を簡素化し、課税所得1930ポンドまでの人は25%、それ以上の人は40%と2本立にした。また基礎控除を独身または共稼ぎ者を£2425から£2605へ、夫婦者を£3795から£4095へと引き上げ、65歳以上の高齢者の基礎控除を独身者£2960から£3180へ、夫婦者£4675から£5035へと引き上げた（以上、表9, 10, 11参照）。

この3度の税制改革は、税率構造のフラット化と間接税への転換として特徴づけられる。このことは、税負担配分を一律化、平均化して累進負担原則を否定するものであり、まさに大企業や高額所得者の減税によって経済の活性化させ個人の働くインセンティブを高めるというサッチャー思想の反映で

表9 1979年税制改革

(79年改革—第2次歳入法)

減 税	増 税
所得税減税 ・基本税率引下げ (33%→30%) ・最高税率の引下げ (83%→60%) ・基礎控除の引上げ(夫婦者 $\text{¥}1,535 \rightarrow \text{¥}1,815$) ・ブラケット数(税率帯)の減少(11→7) ・投資所得加重税の課税最低限の引上げ($\text{¥}4,500 \rightarrow \text{¥}5,000$) 法人税減税 ・軽減税率, 限界控除の適用限度額の引上げ ・開発用地税の減税(税率引下げ)	付加価値税の税率引上げ(8%, 12.5%の2本立→15%) 石油収入税の税率引上げ(45%→60%) 炭化水素油税の税率引上げ たばこ税の税率引上げ(従量税のみ)

出所) 内山昭「サッチャー税制改革の展開と本質」『経済』1988年7月号。

表10 1984年法人税改正

(84年改革の主なもの)

1. 法人税

(1) 税率引下げ

区 分	83年以前	(83年度)	84年度	85年度	86年度以降
年間利潤額が50万ポンド超の法人	52%	(50%)	45%	40%	35%
年間利潤額が10~50万ポンドの法人	52 ↓ 38	(50 ↓ 30)	45 ↓ 30	40 ↓ 30	35 ↓ 30
年間利潤額が10万ポンド未満の法人	38	(30)	30	30	30

* 前財政年度に生じた所得に適用される場合

(2) 特別償却の廃止

	機械, 設備	産業用建物
1983以前	100%	75%
1984. 3. 14~	75%	50%
1985. 4. 1~	50%	25%
1986. 4. 1~	0%	0%

[通常の償却] (25%の定率) (4%の定率)

(3) ストック・レリーフ(在庫評価の特例措置)の廃止

2. 国民保険料付加税(雇主負担)の廃止

[税率の推移—参考]

1977. 4 (導入)	78.10	82.4	83.4	83.8	84.10
2.0%	3.5%	2.5%	1.5%	1.0%	(廃止)

3. 投資所得加重税の廃止

出所) 表9に同じ。

表11 1988年所得税改革

1. 税率構造の変化

改 革 前			改 革 後			減税額 (£)	減税率
課税所得(£)	税率	税額(£)	課税所得(£)	税率	税額(£)		
0-17,900	27%	4,833以下	0-19,300	25 ⁽¹⁾ %	4,825以下	△358 ⁽²⁾	7.4 ⁽³⁾ %
17,901-20,400	40	5,833	19,300超	40	—	—	—
20,401-25,400	45	8,083	{ 25,400 { 33,300 { 41,200	40	7,265	△818	10.2
25,401-33,300	50	12,033		40	10,425	△1,608	13.4
33,301-41,200	55	16,378		40	13,585	△2,793	17.1
41,200超	60	—	—	—	—	—	—

2. 人的控除

	旧	新	引上率
基礎控除 (65才未満)			
{ 独身者及其稼ぎの男性	2,425	2,605	7.4%
{ 大婦者	3,795	4,095	7.9
高齢者基礎控除 (65-79) ⁽⁴⁾			
{ 独身者	2,960	3,180	7.4
{ 大婦者	4,675	5,035	7.7
寡婦(夫)控除及片親のための追加控除	1,370	1,490	8.8

注) (1) 近い将来、20%をめざすとしている。

(2)(3) 17,900ポンドの場合の減税額、減税率。

(4) 80歳以上についてはさらに高い基礎控除があり、今回大婦者で4,845ポンドから5,205ポンドに引上げられた、高齢者控除の所得制限は9,800ポンドから10,600ポンドに引上げ。

資料) 英「ガーディアン」紙、1988年3月16日号。

出所) 表9と同じ。

あるといえる。

サッチャー政権の3度にわたる税制改革によって、租税負担率は実際にどのように変化したのか。表12をみれば明らかなように、事実はサッチャーの減税の宣伝とは反対に税負担は78年の35.4%から85年の41.7%へと上昇しているのである。このことは高額所得者の減税と見合いに導入した付加価値税の増大が大きく反映しているといえよう。さらに、石油収入税が北海油田の開発によって1978年の0.5%から85年には7.6%と大幅に構成比を高めたことも大きいといえよう。

以上のように、サッチャー政権のサプライサイドの政策の大きな柱である

(44)

表12 租税負担率の推移

(単位 億ポンド %)

	国民所得		租税負担額			租税負担率(国民所得比)	
	金額(A)	指数	国税(B)	国税+ 地方税 (C)	指数	国税(B/A)	国税+ 地方税 (C/A)
	億		億	億		%	%
1975	843	100	275	315	100	32.7	37.4
1978	1,300	154	403	460	146	31.0	35.4
1980	1,717	204	598	681	216	34.9	39.7
1983	2,236	265	808	931	295	36.1	41.6
1985	2,640	313	964	1,099	349	36.5	41.7

資料) 大蔵省『財政金融統計月報』426号, 1987年10月号,
出所) 表9と同じ。

民営化と税制改革は、企業・個人の競争力を高め経済を回復させるという本来の意図とは異なり、マネタリズム政策に従属した公共支出の削減の一翼をになう役割が大きかったといえる。しかもこの公共支出の削減も「小さな政府」を目ざす財政支出の削減ではなく、国有財産の売却や間接税による税収入、北海石油の収入等による収入増によってPSBRは削減されたのである。1987年度における財政収支の黒字達成は、かかる収入の増加と82年以来の景気の回復による税の自然増収によって可能となったのであって、財政危機が根本的に解決されたわけではないのである。

3 労使関係政策

サッチャー政権は、前述したようにマネタリズムにもとづく通貨コントロール政策と公共支出の抑制による総有効需要の圧縮政策を行なったのであるが、このことは完全雇用と社会保障を柱とする戦後イギリス福祉国家への決別を意味した。第2次オイルショックに伴う世界的不況のなかでのかかる政策の採用は、不況のより一層の深刻化と大量失業に結果した。サッチャー政権の経済回復にとっては、労働組合の力を抑えつけることはもっとも重要な政策課題をなしていたが、マネタリズムの採用による大量失業の容認はこのための有力な政策となっている。

しかし、サッチャー政権の労使関係政策は間接的に行なわれたばかりでなく直接的にも行なわれた。本節ではサッチャー政権の労使関係政策について

雇用法、労働組合法の改正の問題と賃金法の改正についてみてみよう。

労働関係法の改正⁽⁴⁵⁾ サッチャー政権は発足後直ちに「労働関係の提言」(Industrial Relations Proposals)を公表した。それは1980年雇用法の構想を示したものであり、その内容は、①クローズド・ショップについては、すでに雇用関係にある労働者の保護、クローズド・ショップ協定の多数の労働者の賛成下での承認、組合の不当な除名に対する労働者の提訴を可能にする、②組合投票の公費補助については、役員選挙、組合規約の改廃、ストライキの開始、中止について秘密投票を広範に実施させるために郵便投票の費用を補助する、③ピケティングについては、フライング・ピケット (flying picket)、2次的ピケット (secondary picket) という当事者企業に資材や製品を搬出・搬入する企業に対するピケットを禁止しようとするものである。

1980年8月に「雇用法」(Employment Act)が成立し、上記の3つについて立法化が行なわれた。さらに労働党政権下での雇用保護法の見直しが行なわれ、不当解雇に対する使用者の正当な解雇理由の明示義務が免除され、これは労働裁判所 (Labour Tribunal) の判断となった。さらに20人以下の小企業での不当解雇条項は除外されることになった。また一般の労働関係で成立している労働条件遵守を政府・地方自治体に定めていた雇用保護法11条の「公正賃金決議」(Fair Wage Resolution)が廃止された。

政府は1980年雇用法が成立すると、さらにより一層の労働組規制強化にのりだした。これは1981年に出された『労働組合の免責』(Trade Union Immunities)についてのグリーンペーパーであり、ここにおいて労働組合と使用者のコミュニティに対する責任を強調し、国民的課題として労働関係改革を問題にし、労働組合の免責に対する1980年雇用法による権利濫用の歯止めを強調し、より一層の改正の方向を指示している。これは、1982年雇用法として具体化した。まずクローズド・ショップの制限の強化としては、不当解雇労働者への補償の引き上げ、また組合からの補償金を一般債権同様に回収できること、労働裁判所に「仮救済」(interim relief)を制度化し、係争中の就業を保障する、クローズド・ショップの継続の可否を3～5年ごとに秘密投票で決定することを使用者に義務づける、就業条件としての組合員資格を要求するクローズド・ショップの禁止等が法制化された。労働組合の免

責については1980年雇用法で禁止されている労使関係行為に関して組合の免責を廃止する。組合役員が組合規約上のものか否か不明な場合は組合責任とする。民事損害賠償については組合員数に応じて1万2500ポンドから25万ポンドの範囲で上限を定める。労働争議 (Trade Dispute) に関しては組合免責を認めているものから組合間の紛争を除外し使用者と従業員との紛争に限定する。ストライキ従業員の解雇については、一部従業員が就業している場合のスト参加者の解雇は不当解雇とした従来の規定をスト参加者全員を対象とする場合は4日程度の予告で合法とする。投票への公費補助を賃金交渉についての投票にも拡大する。

このような2度にわたる雇用法の改正によってサッチャー政権は労働党政権下での組合の発言権拡大の大部分をとりさっただけでなく1971年のヒース内閣の失敗に終わった労使関係法による労働組合規制のほとんどすべてを達成することになったのである。⁽⁴⁶⁾

1983年選挙をフォークランド戦争という外因に助けられて大勝したサッチャー政権は、選挙綱領としてかけたグリーンペーパー『労働組合における民主主義』(Democracy in Trade Unions) にそって、1984年に労働組合法 (Trade Union Act) を成立させた。この新労働組合法はサッチャー政権の労使関係の法体系の完成ともいえるものであり、それは「労働組合選挙の秘密投票」「労働争議前の秘密投票」「政治基金および政治目的」「補足」の4部、22条から成る。その主要内容は以下のようなものである。

(1) 労働組合役員選挙 委員長 (president), 書記長 (general secretary) を含む主要執行機関の役員は少なくとも5年ごとの個々の組合員の直接の秘密投票によって選出する。違反した場合は組合員が高等裁判所 (High Court) に提訴でき、裁判所は郵便投票を命令できる。命令違反は法延侮罪とする。

(2) ストライキの事前投票 ストライキなどの争議行為は4週間以内に事前に郵便または職場投票を行なう。違反ストの場合には労働組合免責が除外される。

(3) 政治資金の規制 労働組合の政治目的のための政治資金の徴収についてのコントラクト・アウト制度 (contract out system, 脱退手続き者に党費支

払が免除される)は組合員の秘密投票によって10年ごとに定期的に承認されなければならない。

(4) 組合の登録 組合員の名前、住所の登録が義務づけられた。

以上のように、サッチャー政権は、J. プライアーによる1980年雇用法、N. テビットによる1982年雇用法、T. キングによる1984年労働組合法によって労使関係制度を大きく変化させた。

その特徴の第1は、政府と労働組合の対抗として労働組合を規制するのではなく、労働組合員をして労働組合を規制しようとする点にある。役員選挙、政治資金徴収において組合員の申し立てを通じて労働組合を規制するのであり、労働者をして労働者と競争させるというサッチャー政府の個人主義、自由主義原理の貫徹として特色づけられる。このことはヒース政権の労使関係法の政府の直接介入とは非常に異なっており、TUCがこの法改正について闘いがなかなか組めない原因にもなっている。サッチャーがヒースから学んだのは、労働組合は対決によって規制するのではなく内部告発によって規制するという方式であり、この労使関係法の改正においてはサッチャーの現実主義的、漸進主義的 (gradualism) 性格がよくあらわれているといえる。

第2の特色は、イギリスの労使関係の伝統といわれた自発主義 (voluntarism) が法規制によって大きく制限されたという点である。イギリスの労使関係が政府介入をさげ労使の団体交渉によって解決するという方式は、サッチャーの法による労使関係の規制という方針によって大きく変化した。特に労働組合の組織、役員選挙、政治資金等についての法の網がかかることによって旧来の労働組合運動は大きく変化せざるをえなくなったのである。

第3に、サッチャーの反労働組合思想の強さである。かかる3つの法改正においては使用者側に対する規制はほとんどなく、もっぱら集团的労使関係の一方の当事者である労働組合の持つデメリットを強調することによって労働組合の力を弱めることに中心がおかれている。このことは最終的には労働組合否定の思想となっており、ヒースをはじめとする保守党内部の「ウェット」の人々から批判をあびることになっている。

労使関係の変化 サッチャー政権は、前述したように、大量失業と労使

関係法の全面改正によって、イギリス労働組合運動を抑制しようとしたのであり、これに対して労働運動がどう対応したのかが大きな問題である。

まず指標的にこれを確認してみよう。労働組合数は1979年の453から86年の325へと減少している。これは大組合への統合がすすんでいることを意味していよう。特に2万5000名以上の組合の割合が増加しているのが目立つ。労働組合員数は79年の1329万人から86年には1054万人へと275万人も減少している。組合では10万～25万の組合の割合が増加し、25万人以上の組合の組合員が減少しているが、10万以上の組合の組合員が全体の8割を占めている点は変わっていない（表13参照）。争議件数は1979年の2080件が88年には722件に激減している。参加人員も79年の459万人が88年には77万人に、労働損失日数も79年の2万9500日が88年には3700日へと大幅に減少している。産業では金属、機械、自動車産業での争議の減少が目立っている（表14参照）。

サッチャー政権下の労使関係の変化は、1つは旧来型の労働運動に対する法規制を背景とした徹底的な対決による否定の面と、他の1つは新技術分野における新しい労使関係の積極的導人という2側面が特徴的である。

まず前者の面をみてみよう。1983年の再選以降、サッチャー政権は、経営者およびそれに同調する労働者による立法の採用による労使紛争の処理が目立っている。83年秋の労働争議の定義をめぐるイギリス電信争議、クロズド・ショップと2次的ピケティングの制限および組合資金への罰金を強行されたストックポート・メッセンジャーズ・ニュースペーパー・グループ対印刷労働者組合 NGA 争議⁽⁴⁷⁾などである。そしてサッチャー政府の労働立法による労働組合規制の集約点をなすのが1984～85年の1年間にわたる炭鉱労働組合 (NUM) のストライキ⁽⁴⁸⁾であった。NUM はヒース政権を1974年のストライキで倒したイギリスの最左派の組合であり、サッチャーの労働組合規制が実行可能かどうかを問われる試金石であった。この NUM の反合理化闘争（炭坑閉鎖反対闘争）との対決においてサッチャーの労使関係対応は如実に示されることになった。

① 紛争の当事者たる全国石炭庁 (National Coal Board—NCB) の総裁に、サッチャーは、アメリカで経営に成功し、鉄鋼公社合理化で活躍したマクレガー (Ian MacGreger) をつけることにより、従来の労使関係における

表13 労働組合数および組合員数 (全イギリス, 各年末)

(%)

	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
労働組合数	473	481	462	453	438	414	408	394	375	370	335
内 訳											
100人 以下	14.6	15.4	15.6	16.1	15.8	17.1	19.1	17.8	17.6	16.8	18.8
100～ 500	30.2	30.1	29.2	27.4	26.9	28.0	24.3	26.4	25.1	25.1	24.2
500～ 1000	9.9	9.4	10.4	10.4	10.3	9.9	11.8	10.7	10.1	10.0	8.9
1000～ 2500	12.7	13.7	13.4	12.8	12.8	12.1	12.5	14.4	14.9	14.9	14.9
2500～ 5000	9.5	8.5	8.0	9.5	8.9	8.9	9.3	7.9	8.8	7.3	6.6
5000～ 10000	6.3	5.8	5.6	5.3	5.7	5.6	5.6	4.5	4.3	3.8	4.8
10000～ 15000	1.7	2.1	1.9	1.5	1.6	1.0	0.7	0.5	0.8	1.1	1.5
15000～ 25000	3.2	2.7	3.0	4.2	4.8	3.6	4.4	5.1	4.0	3.0	3.0
25000～ 50000	3.6	3.7	4.1	3.3	4.3	4.1	3.7	3.8	5.1	6.2	7.5
50000～ 100000	3.0	3.1	3.0	3.5	3.2	3.4	3.2	3.3	3.5	2.4	2.1
100000～ 250000	3.0	3.1	3.2	3.5	3.4	3.4	2.7	3.0	3.5	3.8	4.5
250000 以上	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	2.9	2.7	2.5	2.4	2.7	2.7
不 明 ⁽³⁾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.2	0.9
全 体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
組合員数(千人) ⁽⁴⁾											
計	12386	12846	13112	13289	12947	12106	11593	11236	10994	10821	10539
内 訳											
100人 以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100～ 500	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
500～ 1000	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
1000～ 2500	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
2500～ 5000	1.2	1.1	1.0	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	0.9	0.7
5000～ 10000	1.6	1.4	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.0	1.0	0.8	1.0
10000～ 15000	0.8	1.0	0.9	0.6	0.6	0.4	0.4	0.2	0.3	0.4	0.6
15000～ 25000	2.4	2.0	2.0	2.7	3.0	2.9	3.1	3.6	2.7	1.9	1.8
25000～ 50000	5.0	5.0	5.4	4.2	5.6	5.0	4.7	4.9	6.0	7.5	8.6
50000～ 100000	8.0	7.9	7.2	7.6	7.9	7.9	8.4	8.6	8.9	6.1	5.2
100000～ 250000	16.6	17.1	17.3	18.0	19.4	17.9	16.1	18.6	22.3	22.8	25.2
250000 以上	62.9	63.1	63.6	63.4	59.9	62.2	63.7	60.9	56.5	58.4	55.6
全 体	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) (1) この統計は肉体労働者のみならずサラリーマン専門の労働者を含む全従業員組織。

(2) 警官等の31組織は除外。

(3) 3組合が不明, うち2組合は86年に結成。

(4) アイルランドおよび海外の組合員含む。しかし本部が外国のものは除く、少数者は二重計算されているが、全体としては重要ではない。

出所) CSO, *Annual Abstract of Statistics, 1989*.

表14 争議件数・参加人員・労働損失日数

全イギリス	争議件数		参加人数(千人)		労働損失日数						
	期首	期間中	期首	全期間	全産業 サービス	採石・ 鉱山	金属・ 機械・ 自動車	繊維・ 衣服・ 靴	建設	交通・ 通信	その他 産業・ サービス
SIC 1968											
1979	2,080	2,125	4,586	4,608	29,474	128	20,390	109	834	1,419	6,594
1980	1,330	1,348	830	834	11,964	166	10,155	44	281	253	1,065
1981	1,338	1,344	1,512	1,513	4,266	237	1,731	39	86	359	1,814
1982	1,528	1,538	2,101	2,103	5,313	374	1,458	66	44	1,675	1,697
SIC 1980											
1982	1,528	1,538	2,101	2,103	5,313	380	1,457	61	41	1,675	1,699
1983	1,352	1,364	573	574	3,754	591	1,420	32	68	295	1,348
1984	1,206	1,221	1,436	1,464	27,135	22,484	2,055	66	334	666	1,530
1985	887	903	643	791	6,402	4,143	590	31	50	197	1,391
1986	1,053	1,074	538	720	1,920	143	895	38	33	190	622
1987	1,004	1,016	884	887	3,546	217	458	50	22	1,705	1,095
1988	722	733	768	770	3,694	226	1,452	89	13	1,491	424

注) 1988年以降は暫定値。

出所) *Employment Gazette*, April 1989.

使用者側の労働組合に対する寛容さを打破し、反労働組合を明確に打ち出し、合理化を推進させることになった。

② サッチャーは NUM との対決を想定し、N. リドレイ議員によって作成されたりドレイ・プラン (1978年) にそって、最大限の石炭備蓄をし、電力に対するフライング・ピケットに対し法改正をし、石炭輸送に関し非組合員の運転手を確保し、火力発電所を石炭・石油両用に転換し、ストライキ労働者の資金を絶つための法改正を実行した後、ストライキに突入させるというタイミングを十分計算したうえで慎重に対応した。これに対し NUM の方は74年闘争時と基本的にはかわらない闘争戦略・戦術であったため勝敗はかなり明白であった。

③ NUM が全国スト権投票を経ることなく突入するという形でのストライキに対し、80年、82年の雇用法改正によってこれをサッチャー政府は違法ストとし、しかもノッティンガムのストライキ反対労働者をしてストライキに反対させることによってその分裂をはかった。それゆえこの炭鉱ストは労働者をして労働者と闘わせるという典型的な形をとった。

④ 第2次ピケッティングに対しても80年法によりこれを明確に違法とし、裁判所がピケの禁止命令を出し、組合の無視に対し法廷侮辱罪による罰金、それをも組合が無視することに對し組合の資産凍結という、従来の労働組合の自発主義 (voluntarism) が根底的に否定され、法規制の下で組合運動の規制が強行された。

⑤ さらにこのピケッティングに関しては、サッチャー政権は就労者の自由を守るという大義名分のもとに強大な警察力を動員し、国家権力によるピケッティングの暴力的排除というイギリスの労働運動ではまれにみる血みどろの闘争となった。

以上のような1年にわたる炭鉱ストライキの中で示されたサッチャー政府—NCBの対応は、まさにイギリスにおける労働組合運動におけるヴォランタリズムの崩壊と労働組合否定の一面を如実に物語っている。

次に第2の側面をみてみることにしよう。

炭鉱ストライキでの攻防に集約されるイギリス労働運動の伝統的な「戦闘性」に対するサッチャー政府の強圧的政策の反面で、イギリスの労使関係の深部で進行している動きは、一方での大企業中心に進行している企業別団体交渉の進展と、他方での労働市場における「二重構造」の問題である。

大企業の団体交渉で議論されるのは、柔軟性・適応性 (flexibility) の問題である。これは数量的柔軟性 (numerical flexibility) ⁽⁴⁹⁾ といわれる臨時工・パートタイマーの導入、外注下請化、勤務時間・交替制の変更などの企業の従業員数の調整を円滑化するものと、機能的柔軟性 (functional flexibility) といわれる正規従業員の職務範囲の見直し、ローテーション等労働態様の変更の2種を含む、このような柔軟性の議論は80年代のイギリスの不況の深刻化と国際競争の激化のなかで、企業間競争が激化し、価格競争、品質競争において従来の労働のあり方では対応が困難になってきたことを背景としている。機能的柔軟性についてはハイテク部門を中心に進行しそれは単一ステータス (single status, 肉体労働者と非肉体労働者の同一化) をめざしている。このもっとも進んだ事例は内部昇進制度の採用である。このことは団体交渉のあり方をも外部の労働市場と隔離して独自の管理方式の手段として使用するという企業レベルの方向を強めている。この方向のもっとも進んだ形式がイ

ギリスに進出した日本企業の労使関係であり、シングル・ユニオン（単一組合のみを代表と認め協約する）とノー・ストライキ協定が注目されている⁽⁵¹⁾。これは最初に1981年に Toshiba Consumer と EETPU (Electrical, Electronic Telecommunication and Plumbing Union, 電気・電子・通信・配管工組合) とが締結したのが始まりで、1985年に、U. K. Nissan Motor Manufacturing と AUEW (Amalgamated Union of Engineering Workers 合同機械工組合) との協定で注目されるようになった。この協定はイギリスの80年代の労使関係に大きな影響を及ぼすと考えられる。第1にこの協約は使用者側の経営管理の強化が前提であり、第2にイギリスの労働組合の伝統的な Bridlington Rules (他組合の組織者を横取りしないルール) を破壊することを意味するからである。

TUC は EETPU の除名を決議することによってイギリス労働運動の伝統たる労働主義 (Labourism) を守ったのであるが、1985年に37万人の組合員を有する TUC の大単組の分裂の可能性は、前述した炭鉱ストの分裂のなかで発生した UDM (Union of Democratic Miners 民主抗夫組合) の動向と共にイギリスの労働組合運動の大きな危機を意味しているといえる。

大企業の団体交渉の企業レベルでの促進は他方では、大企業から除外された中小企業労働者、女性労働者、移民、有色民族労働者との労働市場を分断し、労働市場の差別的な「二重構造」を促進することになった⁽⁵²⁾。しかもサッチャー政権の低賃金労働者保護政策の撤廃がこれら労働者に重くのしかかってきている。このサッチャー政府の低賃金政策は1986年7月に成立した「賃金法」(Wage Act) に反映されている⁽⁵³⁾。

同法は第1部「現金支給法の廃止」、第2部「賃金審議会の改革」、第3部「剰員整理費還付」から成るが、低賃金政策としては第2部、第3部がかかわる。まず第1に、保護年齢を若年労働者の雇用拡大を計るという理由で18歳以上の労働者を対象とした審議会の保護範囲を21歳以上に制限した。イギリスの賃金審議会は自主的な産業別団体交渉の存在しない産業に代替物として設けられ現在26の審議会があるが、小売業、衣服、ホテル、娯楽など275万人の労働者の賃金決定に影響を及ぼしているが、この年齢引き上げによって50万人の若者が保護対象から除外されることになる。最低賃金の若者層を

除外することは彼らの賃金のみでなく労働者全体の低賃金化を図っているといえる。

第2に、最低賃金率の一本化である。これまで各賃金審議会がいくつかのレベルに分けて最低賃金率を設定してきたのを、単一の時間賃率と時間外賃率しか設定できなくし、複数の最低賃金率を最低のレベルに一本化した。

第3に、賃金審議会決定の適用範囲の変更と審議会の廃止手続の簡素化である。これはサッチャー政権の賃金審議会廃止世論の具体化といえる。

第4に、1978年の雇用保護法が剰員整理を行なった会社に法定費用の35%の還付請求権を認めていたのを従業員10人未満の会社に制限した。このため労働者が受け取る手当が減額されることになる。

かかる賃金法の改正は労働市場の分断による低賃金労働者にとっては、よりきびしい低賃金に甘んじざるを得なくさせ、社会不安を呼び起こすものといえる。

IV サッチャリズムの意義と限界

1 サッチャリズムの成功？

サッチャー政権の意義と限界を考えるにあたって、まず80年代のイギリス経済の動向をみとめることにしよう（表15、16参照）。

サッチャー政権下の経済の特徴としてまず上げなければならないのは1980～81年のきわめて深刻な経済危機＝スタグフレーションの発生である。80～81年の不況は74～75年の不況よりはるかに深刻であった。鉱工業生産指数は74年マイナス2.4%、75年マイナス4.7%に対し、80年マイナス6.6%、81年マイナス3.4%と対前年比で2年間で10%も下落するという激しい不況であった。製造業の産出高の変化をみると、79～81年の製造業全体の低落率は15.6%であり、そのなかでも金属22.1%、機械20.3%、自動車32.7%、繊維29.7%、衣服23.0%と、重工業・軽工業を問わず20～30%という大幅な低落率である。このなかで唯一の増加率を示すのは北海油田による石油部門でプラス11.6%となっている。かかる製造業の全面的な低下に反してサービス部門は流通・ホテル等がマイナス9.6%と低落率も低く、銀行・金融・保険

表15 サッチャー政権下の経済指標

	GDP ⁽¹⁾		鉱工業生産	卸売物価	小売物価	失業者数 ⁽³⁾ (千人)	失業率 ⁽³⁾ 対前年比	貿易収支 ⁽¹⁾ (100万ポンド)	経常収支 ⁽¹⁾ (100万ポンド)
	平均ベース 1980=100	対前年比	指数 ⁽²⁾ 対前年比	指数 ⁽²⁾ 対前年比	指数 ⁽²⁾ 対前年比				
1971	85.1	1.6	0.2	8.9	9.4	655.4	2.6	190	1091
1972	87.8	2.7	2.3	5.4	7.3	726.3	2.9	-748	192
1973	94.1	6.3	8.2	7.4	9.1	517.1	2.0	-2586	-1018
1974	92.3	-1.8	-2.4	—	16.0	520.4	2.0	-5351	-3316
1975	91.5	-0.8	-4.7	23.0	24.2	798.2	3.1	-3333	-1582
1976	94.1	2.6	2.8	16.2	16.5	1093.3	4.2	-3929	-920
1977	96.3	2.2	4.8	18.2	15.8	1162.7	4.4	-2284	136
1978	99.7	3.4	3.5	9.9	8.3	1145.7	4.3	-1542	966
1979	102.5	2.8	3.9	10.9	13.4	1075.8	4.0	-3449	-661
1980	100.0	-2.5	-6.6	14.0	18.0	1365.7	5.1	1361	2916
1981	98.8	-1.2	-3.4	9.5	11.9	2173.6	8.1	3360	6312
1982	100.3	1.5	1.9	7.8	8.6	2546.7	9.5	2331	4035
1983	103.7	3.4	3.6	5.4	4.6	2790.5	10.5	-835	3338
1984	106.4	2.7	1.4	6.2	5.0	2920.6	10.7	-4384	1474
1985	110.3	3.9	4.6	5.5	6.1	3035.7	10.9	-2178	2919
1986	113.9	3.6	1.4	4.5	3.4	3107.2	11.1	-8463	-980
1987	118.5	4.6	3.2	3.8	4.2	2822.3	10.0	-10162	-2687

出所) (1) *Economic Trends Annual Supplement, 1988, Economic Trends*, January, 1989.

(2) 日銀「外国経済統計年報」1987.

(3) *Employment Gazette*, April, 1989.

はプラス9.0%となっており対照的である。

このような製造業の深刻な不況の下で物価は急上昇している。卸売物価は80年14.0%、81年9.5%、小売物価はそれぞれ18.0%、11.9%と上昇し、典型的なスタグフレーションとなっている。

さらに失業者数がこの深刻な不況の進行を境に急増し、80年137万人から81年に一挙に100万人近く上昇して217万人になり以降86年311万人まで一貫して上昇することになるのである。

以上のような深刻な経済危機＝スタグフレーションも1982年を境に回復にむかい、以降の景気回復は比較的順調のようにみえる。1982～87年の6年間GDPは16.8%上昇し、鉱工業生産も順調に上昇している。製造業もこの期間全体で15.6%上昇し、金属15.6%、化学24.3%、電気30.4%、自動車12.2%と重化学工業部門でも回復は著しいし、繊維11.8%、衣服14.7%、紙・印刷・出版21.2%と消費関連部門でも順調に回復している。建設業でも

表16 生産額の変化

	80年ウェイト	1973-78 増減率	1979-1981 増減率	85年ウェイト	1982-87 増減率
農林漁業	2.2	3.7	12.5	1.9	4.7
エネルギー, 水道	9.6	29.2	3.3	10.6	13.5
石炭	1.5	-16.4	-0.3	1.2	-19.4
石油, 天然ガス	4.4	66.7	11.6	6.2	15.4
製造業	26.6	-4.5	-15.6	23.8	15.6
金属	0.9	-13.8	-22.1	0.9	15.6
化学	2.4	11.1	-10.3	2.4	24.3
機械	3.8	-3.1	-3.1	2.9	-0.1
電機	3.4	6.3	-8.1	3.4	30.4
自動車	1.5	-18.9	-32.7	1.3	12.2
食料	2.4	0.1	-1.4	2.3	4.9
繊維	0.9	-23.1	-29.7	0.7	11.8
衣服, 靴, 皮製品	1	2.2	-23	0.9	14.7
製紙, 印刷, 出版	2.4	-5.8	13.1	2.4	21.2
建設	6.3	-12.9	-15.8	5.9	20.4
交通, 通信	7.2	3.6	-2.7	7	20.6
流通, ホテル, 娯楽	12.8	-1.7	-9.6	13.4	22.3
銀行, 金融, 保険	11.6	16	9	15.5	41
住宅	6.2	11	2	5.9	4
公務, 国防, 社会保障	6.9	0	0	7.1	0
教育, 保健	8.7	16	3	8.5	5
その他サービス	6.1	13	5	5.9	24
GDP	100	4.7	-4.7	100	16.8

出所) CSO, *Annual Abstract of Statistics, 1985, 1989* より作成。

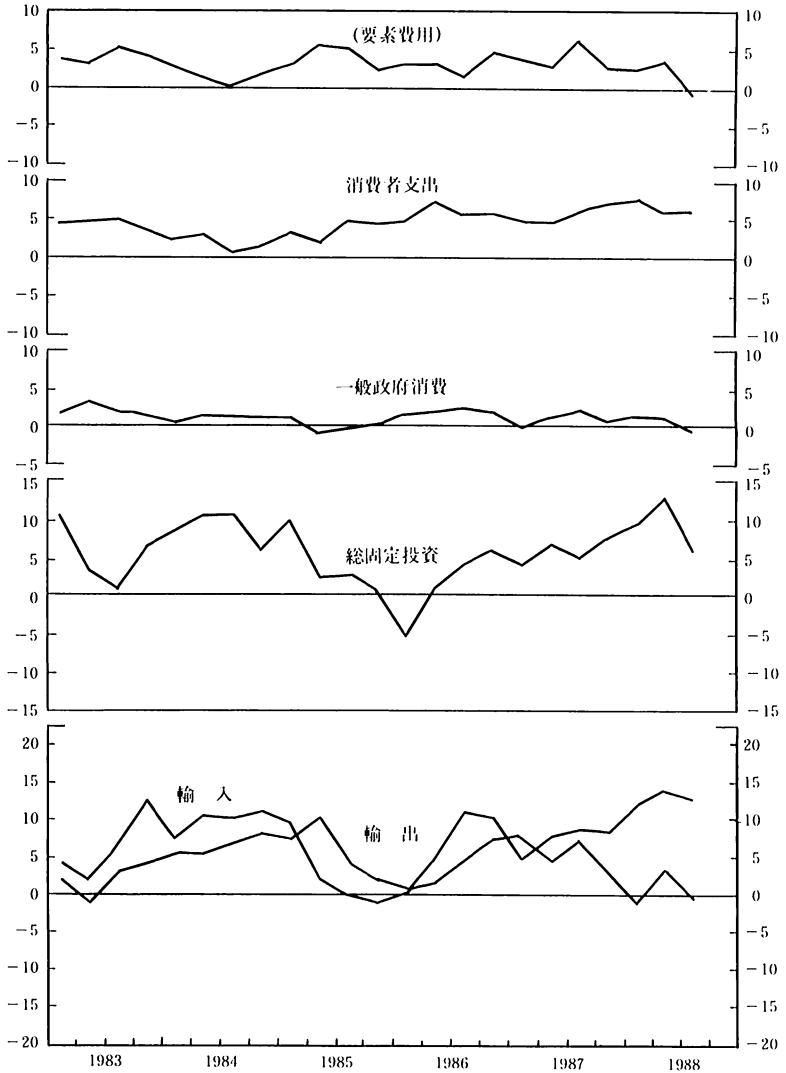
20.4%, 石油も15.4%上昇しているが、石炭は炭鉱スト以降の閉山=減産体制が大きく影響して19.4%下落している。サービス部門においても流通22.3%, 銀行41.0%と急上昇している。

物価水準も1982年以降急速に低下し、87年には卸売物価3.8%, 小売物価4.2%となっている。

では、1982年以降のサッチャー政権下での景気回復をどう評価すべきなのか。

82年以降の景気回復の第1の特徴は、この景気回復がインフレの抑制による消費者支出の拡大によるものであるということである。図5をみれば明らかのように、消費者支出は84年に若干低下するが、その他の期間は一貫して拡大しており、これが民間住宅投資、耐久消費財需要を喚起し全体の経済を

図5 国内総生産の支出の変化



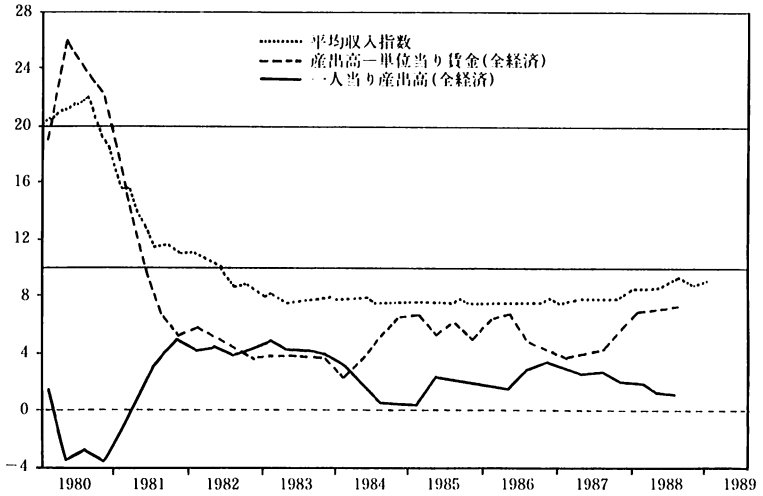
出所) *Economic Trends*, January 1989.

回復していったのである。では大量失業の下でなぜ民間消費のかかる拡大が起きたのか。その理由は平均収入が80年以降20%台から8%台へと急激に下落したにもかかわらずそれ以降ほぼ8%台で維持されたのに対し、小売物価は80年の20%台から83年には4%台へとより大幅に下落し消費者の実質所得が82年以降上昇し、これが景気回復につながったといえよう(図6, 7参照)。そしてこの物価の急激な下落は貯蓄性向をも低下させ(80年の10.5から83年6.8)、より消費拡大を促進させたのである。インフレの抑制をかかげたサッチャーのマネタリズム政策は前述したように通貨のコントロールには失敗したのであるが、深刻な不況の突入にもかかわらず財政拡大によるリフレーション政策をとることをせず不況を放置し、このことが物価水準を低下させる一因となったのであり、その意味ではサッチャーの意図せざる成果であるといえよう。しかし賃金水準が大量失業にもかかわらず下げ止まりを示したことは、1つには雇用者を優遇することによる労使協調への布石の面もあるが、他方では前述したような強力な労働組合の抑制の諸政策にもかかわらずイギリス労働運動が依然として賃金水準の維持に一定の役割をもっていることをも示しているといえよう。

第2に、この景気回復が労働生産性の大幅な上昇をもたらしたということが大きな特徴である。図6より1人当たり産出高をみれば、80年のマイナス4%台から81年にはプラス4%台へと急上昇している。製造業の労働生産性の向上も顕著で、1980年を100として87年まで一貫して上昇し、143.5%と8年間で43.5%の上昇となっている(後出表20参照)。この労働生産性急上昇の最大の要因は、不況の深化による大量倒産・不良プラントの閉鎖と大量の雇用削減にあるといつてよい。倒産件数は79年の8037件から80年には10928件、84年には21950件とピークに達し、87年でも18691件にのぼっている。プラント閉鎖については1000人以上の大規模プラントの閉鎖が顕著であり、1979年1023事業所が82年699、84年633と減少し、雇用数に占める1000人以上の事業所の割合も79年の40.9%から82年34.9%、84年31.8%に減少し、純産出に占める割合も43.6%から38.6%、36.2%と減少している。

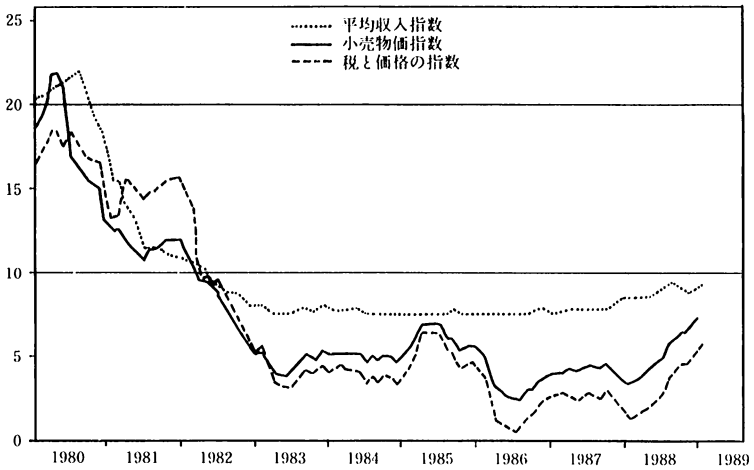
製造業における雇用減少も73年762万人から79年693万人、82年536万人、84年506万人と顕著であり、特に3000人以上の大企業の雇用減少が73~79年

図6 収入・産出高の変化 (対前年変化率：%)



出所) *Employment Gazette*, April, 1989.

図7 収入と価格の変化 (対前年度変化率：%)



出所) 図6に同じ.

で39万人、79～82年で96.3万人、82～84年で26万人と著しい。⁽⁵⁶⁾

このようにサッチャー政権下での労働生産性の回復は大量倒産と大規模な不良プラントの閉鎖による過剰設備の破棄と過剰労働力の解雇によってもたらされたといえよう。サッチャーのマネタリズム政策は不況の促進によって過剰設備や過剰労働力を破壊させるというその意味では古典的な恐慌の形態を採用することによって景気を自動回復させようとするものであり、このことは大量失業の発生を不可避的に伴うものである。しかしながら、この労働生産性の回復は後に見るように企業の設備投資を活性化させることには成功せず、生産の縮小による稼働率の回復という水準にとどまっている。

第3に、労働生産性の上昇は賃金コストを相対的に低下させ、また稼働率の上昇をもたらすことによって企業の利潤率の回復をもたらしたということである。図8、図9をみれば明らかなように、全商工会社の利益率は1982年から急速に回復している。またGDPに占める利潤シェアもこの期間に上昇している。ただし北海石油収入が大きな役割を占めており、北海石油を除いた場合には利益率は2%以上差があり、88年に入り北海石油収入が頭うちになるまで大きな影響を及ぼしている。

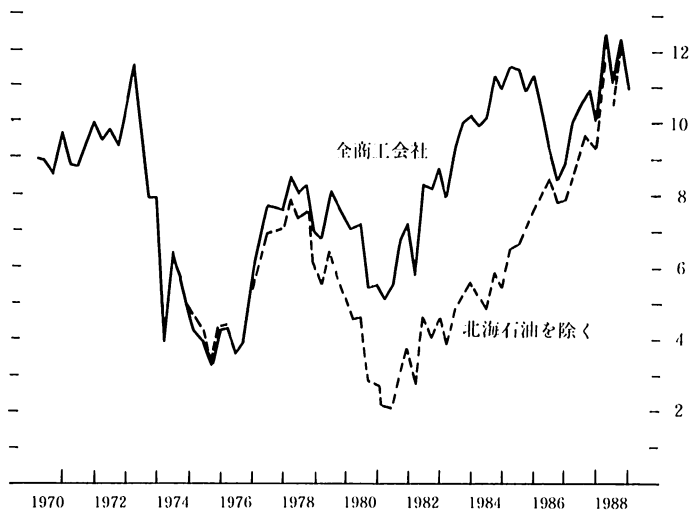
大企業の利益率の推移をみても、全産業で79年16.5%から80年13.8%、81年14.1%と低落するが、83年以降回復し、87年には20%にまで上昇している。重化学工業中心の資本財グループ、消費財グループその他グループを比較してみると、資本財グループの利益率は相対的に低く特に自動車産業の利益率の低さが目立っている(表17)。

2 スタグフレーション克服の困難性

以上のような82年以降の成長率の上昇、労働生産性の上昇、企業利潤率の上昇はサッチャー政権が「消費ブーム」、「生産性ミラクル」というようにスタグフレーションを克服し、「英国病」から脱出したとみてよいのであろうか。私はスタグフレーションを引き起こしたイギリス経済がかかえている構造的危機は依然として克服されていないと考える。

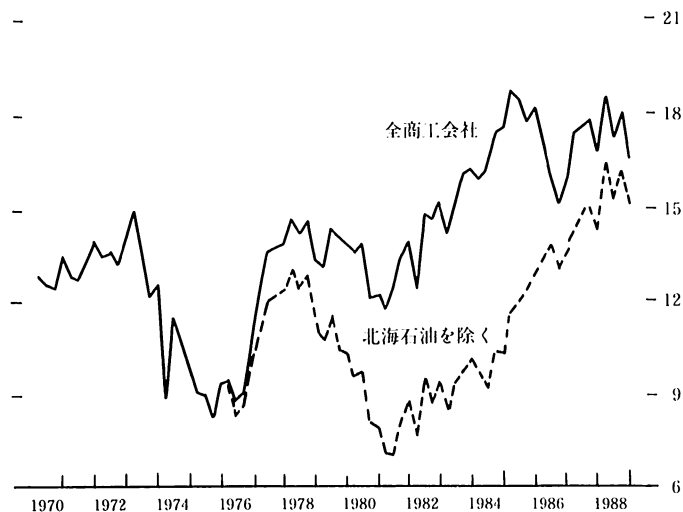
というのは、1980～81年のスタグフレーションは単なる循環的なものとしてでなく、60年代末以降から始まるイギリス資本主義の構造的危機の発現と

図8 税引前利益率の変化



出所) *Bank of England Quarterly Bulletin*, May, 1989.

図9 GDPに占める利潤の割合の変化



出所) 図8に同じ。

表17 大企業の使用資本利益率*の変化 (1974-1987)

(%)

	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
資本財グループ	16.5	15.8	18.3	17.7	16.9	15.8	12.3	12.6	13.0	14.3	15.6	15.9	16.4	18.9
建設材料	13.5	16.0	17.7	17.2	17.7	17.3	13.6	13.0	12.9	14.8	15.2	14.7	18.1	20.7
建設	17.2	16.6	17.7	18.2	17.5	16.1	14.6	14.1	13.3	11.9	12.7	13.5	15.3	16.7
電機	16.8	16.4	18.7	17.2	18.6	16.7	14.3	18.0	18.4	18.2	18.5	19.0	19.0	19.8
電子	20.3	21.3	24.6	26.0	24.9	26.1	23.7	24.0	24.4	23.8	23.5	20.4	18.4	19.5
一般機械	17.5	17.1	18.7	18.0	17.0	14.7	12.8	12.0	11.0	12.7	13.5	14.1	15.1	16.2
金属および金属加工	19.2	14.1	15.3	14.4	13.7	14.3	10.3	8.3	9.1	10.9	13.8	15.6	16.8	19.9
自動車	11.2	9.1	16.3	13.7	12.2	8.6	3.0	4.1	6.2	9.2	9.6	11.4	7.8	15.8
その他工業原料	18.5	17.0	19.1	19.1	17.1	16.9	15.6	15.3	13.7	14.4	18.9	20.2	22.2	24.2
消費財グループ	16.8	15.5	18.0	17.9	17.4	16.9	15.0	15.3	15.3	16.6	17.1	17.7	18.0	19.9
醸造および蒸溜業者	12.6	13.3	14.9	15.7	15.6	15.3	12.8	12.8	14.1	14.2	14.5	13.6	14.5	15.8
食品	17.4	16.6	19.4	17.4	17.0	16.8	16.3	17.1	16.5	17.0	17.1	17.6	15.4	20.3
食品販売	18.0	18.8	22.1	22.0	19.8	19.5	21.5	20.5	21.1	22.7	23.6	22.4	23.3	21.9
保健および家庭用品	24.4	25.4	27.6	27.2	23.7	21.4	20.4	23.8	24.5	25.0	25.6	29.6	29.9	32.1
娯楽	16.3	16.9	19.2	19.8	17.8	16.3	15.2	14.4	13.9	14.4	13.5	14.1	15.2	15.5
包装および紙製品	19.3	13.1	15.6	16.3	16.4	17.7	13.8	14.3	13.1	15.3	17.4	19.6	21.6	19.9
印刷出版	18.3	18.1	20.3	22.3	23.7	24.1	14.2	16.5	14.0	18.5	17.1	14.0	17.5	15.4
商店	17.3	17.4	18.4	18.9	19.0	18.4	15.2	13.5	12.8	15.7	17.3	17.4	19.8	21.0
繊維	16.7	10.7	15.4	15.2	15.3	14.2	10.5	13.8	14.2	16.5	17.1	18.8	21.1	22.8
その他グループ	17.6	15.2	17.1	16.3	14.6	16.0	13.8	13.8	13.2	15.4	16.7	17.0	17.3	20.4
代理店	16.4	14.1	23.1	28.1	23.0	23.1	21.7	18.2	18.0	26.3	32.6	34.2	38.5	48.1
化学	21.3	15.6	18.4	16.6	13.1	14.8	9.9	10.7	9.7	13.7	17.0	16.9	17.9	22.9
コングロマリット	14.9	14.4	16.9	20.0	20.5	19.3	17.6	16.4	15.7	15.9	17.6	17.8	16.0	20.8
船舶交通	11.8	8.8	10.7	9.7	9.0	11.1	11.3	9.3	8.0	10.1	11.0	12.2	10.5	13.0
通信	—	—	—	—	—	—	—	21.4	18.3	22.5	18.4	19.5	21.3	21.5
その他	17.5	17.7	18.7	18.5	17.8	18.4	17.3	17.6	17.2	18.0	17.9	18.4	19.7	22.5
全産業グループ	16.8	15.5	17.9	17.6	16.8	16.5	13.8	14.1	14.1	15.6	16.7	17.2	17.7	20.0
石油天然ガス	45.7	29.4	29.0	29.4	22.9	34.4	27.5	20.1	17.7	18.9	20.0	22.6	13.1	16.3
産業および石油	21.9	18.0	19.9	19.6	18.0	20.0	16.8	15.5	15.0	16.5	17.5	18.4	16.7	19.2
企業数	1,306	1,308	1,310	1,318	1,330	1,432	1,724	1,711	1,700	1,708	1,717	1,608	1,497	1,245

* 利子支払いおよび税引前の経常利益の加重平均 (関連会社からの利益流動資産やその他の非事業資産 (non-trading assets) からの利益を含む)。出所) *Bank of England Quarterly Bulletin*, November, 1988.

して把握しなければならないからである。⁽⁵⁷⁾1967年の不況とポンド切下げを契機とする時期を境としてイギリス資本主義は大きく変化する。小売物価指数対前年比は63～67年平均3.7%が、68年以降4.8%、5.4%、6.3%、9.4%と71年まで上昇を続け、失業者数も72年まで上昇を続ける。保守党陰の蔵相マクロウドがこれをスタグフレーションと名づけたことから明らかなように、イギリスはすでにこの時期からスタグフレーションに突入しているのである。そして73年のオイルショックを契機とする世界的スタグフレーションによってイギリスのスタグフレーションはより深化し、79年の第2次オイルショックによってイギリスは深刻な危機をむかえることになったのである。それゆえ、80～81年のスタグフレーションは60年代末から始まるイギリスの構造的危機の継続的一貫として把握する必要があるのである。

とすれば、かかるスタグフレーションとして発現したイギリス資本主義の構造的危機が何かを明確にする必要がある。私はこの構造的危機は国家の有効需要創出にもかかわらず解消しえない膨大な過剰資本＝過剰生産能力の恒常的定着にあると考える。そしてこの恒常的な過剰蓄積は寡占体制の強化による投資行動の消極性、多国籍企業を中心とする海外投資の増大に典型的にあらわれているといえる。

イギリスの独占体制は20世紀の初めと30年代の合併運動によって促進されてきたが、第2次大戦後においてもこの独占体制は強化されてきた。イギリスの集中度統計が68年までしか公表されていないので少々古くなるが、1958年と68年を比べてみると、1958年には上位5社集中度80%以上の産業は214産業中45産業で21%、60%以上の集中度の産業は55で割合は25.7%となっており、売上高では各々18.5%、24.3%となっている。1968年には上位5社集中度80%以上の産業は302産業中110で割合は36.4%、60%以上の集中度の産業は68で割合は22.5%となっており、売上高では各々41.1%、21.7%となっている。⁽⁵⁸⁾かかる産業集中の進展は独占資本相互の協調行動を強化し、独占の投資行動は消極化し、⁽⁵⁹⁾独占の投資は市場需要の動向に従った「資本ストック調整型」の投資行動をもたらし、このことは独占の投資の停滞をもたらし、新規投資よりも更新投資を中心とする投資となり、市場需要の変⁽⁶⁰⁾化に対しても操業度調整によって出来るかぎり価格をつり上げて利潤を獲得

するという、典型的な協調的寡占の行動をもたらした。⁽⁶¹⁾

かかるイギリス独占のビヘイヴィアは、第2次大戦中の統制経済のなかでの価格安定政策、各企業への原料や数量割当制が戦後も残っていたということによっても促進された。また耐久消費財を中心とするアメリカ的生産力の展開がイギリスでは30年代から始まったことも、重化学工業部門での成熟独占への移行を西独や日本より早め、独占の協調的行動への傾向を助長している。

以上のような寡占企業の投資行動における消極性は、20世紀初め以来の海外投資の傾向をより一層促進させることになった。そして多国籍企業による海外投資の促進は、競争力のある国内企業をも衰退化させる結果となってしまうのである。

完全雇用と福祉国家という第2次大戦が生みだしたイギリスの戦後国独占のシステムによって、かかる独占の停滞化傾向はまがりなりにもカバーされ、60年代中頃まではこの体制を維持できたのである。というのは財政支出の拡大による有効需要の創出によって、独占企業の稼働率を上昇させ、独占価格つり上げによる利潤を保障しこれによって一定程度の資本蓄積を促進することが、企業による雇用保障をも達成させる条件であったからである。

しかしながら独占企業に利潤を保障し、労働者に相対的高賃金と完全雇用を保障するということは、財政の膨張による財政危機をまねき、また投資の消極性は技術革新投資を相対的に弱体化させ、対外競争力の低下による国際収支の赤字を招き、さらにイギリス伝統の労働者主義に立脚する強力な労働組合の高賃金要求によって破綻するのであり、これがスタグフレーションとなつて発現するのである。⁽⁶²⁾

ではサッチャー政権下で過剰蓄積のあらわれである投資行動の消極性はどうなっているのか。まず国内総固定資本形成の動向をみると、全体としては1979年の439億ポンド水準はやっと84年に450億ポンドと上回るが86年でも465億ポンドであり、固定投資の水準は依然低い。部門別では一般政府、公企業の固定投資は低く79年の水準に86年になっても達していない。用途別では住宅投資も86年になっても79年以下である。輸送機器関連の投資は落ち込みがひどく79年の54億ポンドから86年でも40億ポンドである（表18参照）。

製造業の固定投資の動向をみればこのことはよりはっきりとあらわれる。製造業固定投資は79年に75億ポンドであるが、86年でも63億ポンドである。設備・機械でも新工場いずれも79年水準に達していない⁽⁶³⁾。このように固定投資の低水準は製造業全般における生産の停滞と結合しており、イギリスにおける労働生産性の上昇が新規投資、技術革新投資によるものでなく旧式設備の廃棄と労働力の排出という形であることを物語っている。企業の高利潤の達成も、それが設備投資にむかうのではなく海外投資やマネーゲームにつきやされているといえる。商工会社の金融資産残高は1981年の27億ポンドから84年には96億ポンドに上昇しており、これは企業の利潤が設備投資でなく金融取引にまわされている反映である⁽⁶⁴⁾。また80年代に入って企業合併が急増している。製造業では80年に215件、取引金額5億6000万ポンドであったのが、87年には609件、67億7000万ポンドに上昇している。全産業では80年469件、14億8000万ポンドが87年には1125件、153億6000万ポンドになっている⁽⁶⁵⁾。かかる巨大なM&A資金が商工会社の利潤からまかなわれていると考えられる。

海外への資本輸出も1985年には281億ポンドに達し、そのうち直接投資は87億ポンド、証券投資の金融投資は194億ポンドに達しており、イギリスの伝統的な海外投資も80年代に入って拡大傾向にあるのである⁽⁶⁶⁾。

以上のような固定投資の停滞と企業利潤の金融資産への流用は、まさにスタグフレーションを発現させる根因である過剰蓄積＝過剰生産能力の恒常的定着が解消されてないことを示しているといえよう。

しかし問題はもっと深刻である。独占の長期にわたる投資の消極的行動がイギリスの再生産構造に消費支出、政府消費の総固定資本形成に対する圧倒的優位の地位を占めさせ、またサービスや交通・通信の生産に対する優位性を定着させてしまったことである。そしてこのことが、より巨大な消費支出を生産との関連を弱くすることによって、生産は輸出に依存し、消費は輸入に依存するという構造を定着させてしまったのである。すなわち総固定資本形成の縮小は基軸産業たる金属―機械系列の生産力構造を弱化させ、資本主義的発展の起動力を喪失させると同時に国際競争力をも弱化させる。しかるに国内の最大の消費市場との連関が弱いため、この弱小産業が輸出に依存せ

表18 国内総固定資本形成の内訳 (100万ポンド1980年価格)

	部門別内訳				用途別内訳					
	計 ⁽¹⁾	民間	一般政府	公企業	住 宅			その他 建設工事	自動車 船舶 航空機	設備 機械
					計	内 訳				
						民間	公営			
1968	39 309	21 819	10 535	7 427	9 831	5 704	4 123	15 139	3 692	11 086
1969	39 099	22 620	10 418	6 529	9 490	5 434	4 050	15 327	3 647	11 073
1970	40 070	22 972	10 557	6 755	8 615	4 978	3 634	15 885	3 910	11 874
1971	40 832	24 039	10 180	6 751	9 389	6 053	3 348	16 161	4 047	11 638
1972	40 704	24 976	9 751	5 970	9 656	6 608	3 072	15 786	4 568	11 179
1973	43 354	25 985	10 947	6 198	9 472	6 405	3 088	16 359	5 127	12 565
1974	42 278	24 829	10 227	7 066	8 922	5 600	3 295	15 625	4 908	12 920
1975	41 540	24 138	9 419	7 765	9 140	5 537	3 554	15 803	4 301	12 383
1976	42 217	24 965	9 117	8 006	9 431	5 606	3 762	15 828	4 169	12 830
1977	41 441	26 510	7 555	7 285	8 976	5 560	3 382	14 777	4 722	13 001
1978	42 726	29 201	6 718	6 807	9 048	5 934	3 114	14 563	5 187	13 928
1979	43 913	30 689	6 425	6 799	9 363	6 470	2 893	14 093	5 446	15 011
1980	41 561	29 409	5 499	6 653	8 674	6 115	2 559	13 363	4 566	14 958
1981	37 574	27 448	4 034	6 092	7 175	5 455	1 720	12 943	3 554	13 902
1982	39 539	29 635	3 709	6 195	7 632	5 805	1 827	14 186	3 649	14 072
1983	41 605	29 817	5 135	6 653	8 585	6 243	2 342	14 473	3 763	14 784
1984	45 014	33 186	5 783	6 045	8 793	6 541	2 252	15 905	4 299	16 017
1985	46 399	36 211	5 655	4 533	8 290	6 287	2 003	15 744	4 574	17 791
1986	46 546	36 159	6 112	4 275	9 118	7 028	2 090	15 947	3 999	17 482

注) (1) 1978年以前は1980年に再調整したため総計と内訳が一致しない。

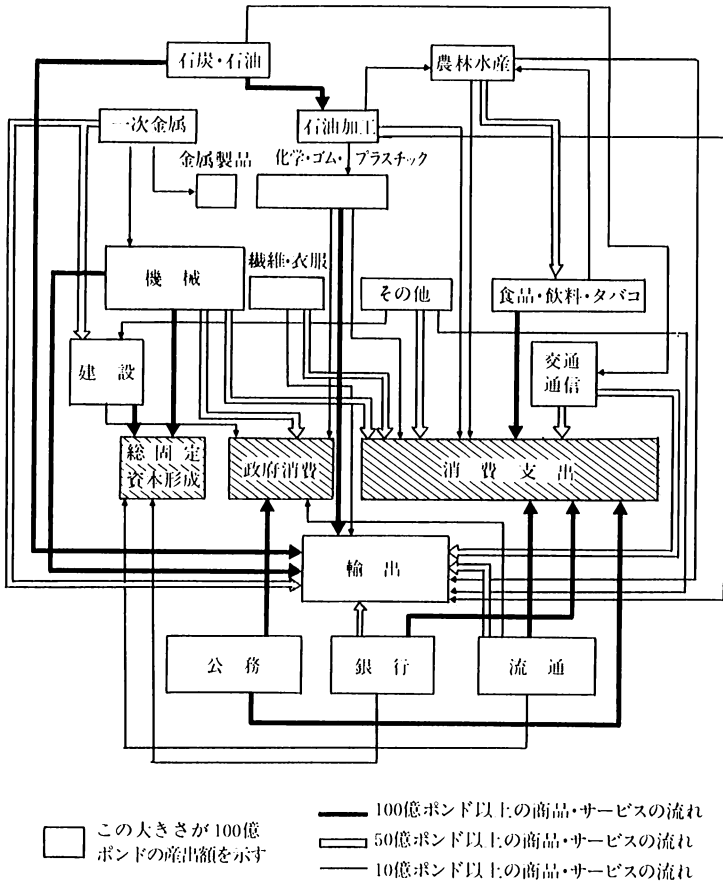
出所) *Economic Trends Annual Supplement, 1988.*

ざるをえなくなっているのである。また完全雇用と福祉国家体制に支えられて拡大した消費支出、政府支出の拡大は一方では国内の広範なサービス関連、流通関連産業を肥大化させ、他方では国内産業との関連の弱さから外国品の輸入に依存するという構造である。

いまこのイギリス固有の構造的危機を1984年産業連関表(表19)とそれを図式化した図10によって確認することにしよう。

第1に、最終需要構成比をみると、総固定資本形成は14.1%に対し消費支出43.9%、政府消費17.6%であり、総固定資本形成の割合が低い。このことは基軸産業たる1次金属—機械系列、補助的な1次金属—建設系列とい

図10 イギリスの産業連関図 (1984)



う産業の相対的衰退をもたらしている（乗用車生産1979年10万4000台から86年8万5000台，87年9万5000台，粗鋼生産1977年2039万トンから86年1472万トン，87年1773万トン）⁽⁶⁸⁾。

第2に，最大の消費者支出においても公務，銀行，流通との連関が強く電気・自動車といった耐久消費財，繊維・衣服等の割合は低く，化学・ゴム・プラスチック等においても消費連関は弱い。そして石油・1次金属・機械・化学の多くの部分が輸出に依拠する構造になっている。

表19 産業連関表 1984(1)

(単位：100万ポンド)

	農林水産	石炭 コークス	石油 天然ガス	石油加工	その他エネ ルギー、水道	金属	その他鉱物 鉱物製品	化学 合繊	金属製品	一般機械	電気機械	自動車 同部品
農林水産	2761	—	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—
石炭、コークス	2	92	—	—	1403	426	135	97	30	11	15	16
石油、天然ガス	—	—	927	10927	3304	—	2	—	—	—	—	—
石油加工	391	33	—	1475	4599	84	230	1934	38	76	44	45
その他エネルギー、水道	289	269	—	87	1667	548	458	880	269	278	248	209
金属	18	230	24	—	52	106	115	279	2131	1655	1118	673
その他鉱物、鉱物製品	68	—	—	—	47	110	872	74	103	156	151	184
化学、合繊	1307	48	17	192	85	252	248	5693	190	214	370	138
金属製品	49	11	46	30	131	125	47	399	606	1057	621	811
一般機械	147	378	982	54	168	276	248	267	164	3201	434	340
電気機械	10	80	—	6	409	87	35	69	42	743	5146	517
自動車、同部品	31	4	—	1	17	7	27	13	31	55	15	1519
その他輸送機械	31	—	236	—	—	—	—	—	—	—	3	—
食品	2686	—	—	6	—	—	7	265	—	—	1	—
飲料、タバコ	2	—	5	6	5	2	4	8	3	16	9	3
繊維	82	—	—	—	—	1	20	56	20	17	15	126
衣料、靴、革製品	36	20	—	2	15	7	15	9	3	9	11	26
木材、家具	37	31	—	—	8	8	55	23	96	93	80	68
紙、印刷、出版	58	8	—	11	92	67	200	586	160	219	366	137
ゴム、プラスチック	97	53	—	16	73	33	26	415	143	270	519	555
その他製造業	7	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	—
建設	119	—	—	—	32	25	27	36	33	49	54	21
流通、ホテル、その他	405	109	121	76	468	625	225	565	466	1104	934	633
交通	257	108	1410	363	353	745	916	670	280	387	391	303
通信	73	16	—	5	93	22	35	76	54	150	139	35
銀行、その他	431	89	94	153	549	321	380	1121	461	1120	1193	449
公務、その他サービス	461	—	—	1	4	2	3	10	3	9	10	4
最終購買者の販売	15	9	12	12	8	824	8	11	117	38	15	1
商品、サービス合計	9870	1587	3883	13422	13583	8702	4340	13582	5445	10327	11905	6816
総支出（補助金を除く）	-639	-1800	-10	30	620	204	325	490	168	317	310	178
雇用者所得	516	1333	486	292	3953	1972	2144	3717	3106	6896	6829	3147
粗利潤および商業所得	4606	985	19095	1154	3308	512	1187	3139	526	1352	2571	435
総投入額	15453	2105	23455	14898	21463	11390	7996	20928	9245	19493	21615	10576

表19 産業連関表 1984(2)

(単位：100万ポンド)

	その他 輸送機械	食品	飲料 タバコ	繊維	衣料、靴、 革製品	木材 家具	紙、印刷、 出版	ゴム、プラ スチック	その他 製造業	建設	流通、ホテ ル、その他	交通
農林水産	—	8952	884	338	9	194	24	101	1	6	536	10
石炭、コークス	6	23	6	14	2	—	28	5	—	2	1	—
石油、天然ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石油加工	41	128	56	33	16	27	54	29	5	300	743	2498
その他エネルギー、水道	158	434	148	132	42	69	337	189	22	254	2040	303
金属	257	3	—	—	1	93	50	101	247	805	—	87
その他鉱物、鉱物製品	73	120	229	3	1	57	1	59	2	4429	93	53
化学、合繊	130	278	99	569	122	144	536	1513	100	408	363	73
金属製品	284	481	371	10	50	156	34	90	49	1123	318	40
一般機械	474	279	92	122	51	50	249	137	20	948	629	6
電気機械	618	47	13	11	13	31	54	19	15	268	405	170
自動車、同部品	10	34	10	3	3	9	10	5	1	27	859	374
その他輸送機械	1533	—	—	—	—	—	—	1	—	2	17	536
食品	—	5896	234	6	222	—	39	1	1	8	2738	90
飲料、タバコ	1	169	867	3	3	2	2	—	2	11	398	111
繊維	32	—	—	1676	1551	165	36	113	75	122	598	11
衣料、靴、皮製品	53	7	1	4	550	25	16	8	3	49	492	61
木材、家具	16	9	11	—	2	1392	41	21	27	1313	403	36
紙、印刷、出版	123	853	414	85	101	127	4814	218	136	185	1690	736
ゴム、プラスチック	88	491	133	36	166	208	180	532	146	334	685	361
その他製造業	—	3	—	—	2	—	4	—	76	61	234	172
建設	27	37	58	13	13	23	73	12	5	8841	736	64
流通、ホテル、その他	295	809	214	279	136	188	350	173	80	961	1586	969
交通	105	779	320	127	96	201	598	194	60	555	2864	3593
通信	23	95	29	21	25	34	206	35	38	146	1473	184
銀行、その他	374	1151	716	183	194	300	1019	337	124	3330	6868	584
公務、その他サービス	3	11	6	1	2	2	9	3	1	625	1192	206
最終購買者の販売	8	2	1	5	—	4	178	3	29	118	106	106
商品、サービス合計	4732	21053	4911	3677	3372	3504	8941	3899	1265	25238	28069	11435
総支出（補助金を除く）	107	-163	351	111	94	115	225	113	32	442	3041	-487
雇用者所得	3375	4244	1282	1669	1958	1703	5356	1945	597	9115	24905	9055
粗利潤および商業所得	145	2088	1228	362	380	213	1233	536	197	7949	10941	3402
総投入額	8359	27222	7772	5819	5804	5535	15755	6493	2092	42745	66956	23405

表19 産業連関表 1984(3)

(単位:100万ポンド)

	通信	銀行 その他	公務、その 他サービス	調整	総中間 需要	消費支出	政府消費	総固定資 本形成	在庫変化	輸出	総最終 需要	総産出
農林水産	—	11	19	—	13873	3103	124	—	43	1417	4687	18560
石炭、コークス	—	—	—	—	2314	440	98	—	-717	87	-92	2222
石油、天然ガス	—	—	—	—	15160	—	—	—	—	12574	12574	27734
石油加工	65	84	48	—	13075	2359	1100	—	-302	3643	6801	19875
その他エネルギー、水道	203	886	187	—	10606	8463	1215	25	-7	404	10100	20706
金属	32	—	—	—	12075	6	51	—	10	4858	4925	17001
その他鉱物、鉱物製品	10	—	4	—	6903	518	179	—	29	950	1577	8580
化学、合繊	10	206	148	—	13454	1920	2228	10	96	8780	13033	26487
金属製品	14	127	6	—	7086	581	273	820	24	1010	2708	9794
一般機械	7	95	—	—	9831	236	1069	6844	50	6751	14950	24780
電気機械	864	465	76	—	10215	2963	2920	7740	467	9335	23426	33640
自動車、同部品	42	109	15	—	3231	3347	345	5597	-49	3422	12662	15893
その他輸送機械	—	—	2	—	2360	538	3709	1215	-151	3803	9113	11474
食品	—	71	—	—	12272	17331	796	—	161	1968	20256	32529
飲料、タバコ	1	28	4	—	1664	4977	27	—	13	1681	6699	8363
繊維	—	76	22	—	4813	2338	74	10	58	1372	3851	8664
衣料、靴、革製品	33	168	117	—	1741	5234	252	—	287	1716	7488	9230
木材、家具	13	119	26	—	3935	1330	162	1626	10	255	3384	7319
紙、印刷、出版	208	2107	392	—	14093	2490	462	—	62	1501	4515	18608
ゴム、プラスチック	52	160	39	—	5812	658	111	—	47	1422	2239	8051
その他製造業	4	382	127	—	1076	1238	183	—	-20	1100	2501	3577
建設	70	1149	164	—	11682	2639	2562	26597	51	321	32168	43850
流通、ホテル、その他	149	540	144	—	12606	48345	3169	1417	—	7892	60823	73429
交通	167	883	48	—	16775	6864	801	893	-48	6498	15008	31783
通信	529	2181	797	—	6476	3129	649	—	—	617	4395	10871
銀行、その他	199	7809	1043	13793	44384	10245	1807	2594	-3	5104	19747	64131
公務、その他サービス	37	2362	296	—	5262	29846	46414	—	—	1221	77482	82744
最終購買者の販売	20	69	118	—	1838	3762	-4591	-2498	-1	1490	-1838	—
商品、サービス合計	2730	20089	3843	13793	264615	164902	66190	52889	109	91191	375281	639895
総支出(補助金を除く)	581	2015	503	—	7274	31011	3697	2218	7	776	37709	44983
雇用量所得	4619	22498	52241	—	180053	—	—	—	—	—	—	180053
粗利潤および商業所得	2681	18150	25052	-18342	95085	—	—	—	—	—	—	95085
総投入額	10610	62752	81639	-4549	547026	195912	69887	55108	116	91967	412990	950016

出所) National Account, 1988.

サッチャー政権はケインズの有効需要政策の無効を主張し、マネタリズムによる緊縮政策によって不況を放置しただけでなく、サプライサイドの政策によってイギリスの困難を解決しようとした点での危機認識は、前のどの政府よりも進んでいたといえる。しかし、彼女のサプライサイド政策の主要な柱は、前述したように労働組合の抑制が中軸であり民営化と税制改革は主として財政危機の財源としての役割が中心であった。イギリスでは金属一機械の主軸産業が国営化ないし国家持株会社である点で民営化による競争の回復がもっとも核心に近づいていたとはいえ、前述したようにこの点での政策はほとんどなされず、もっとも中心となったのは労組対策であった。しかしながら、イギリスの基本的な構造的危機を引き起こした原因はまさに独占の協調的行動による投資の消極性であり、この結果としての生産の衰退と消費拡大のアンバランスである以上、労働組合規制によってスタグフレーションを克服することは困難であるといえる。

3 国際競争力の回復困難

第2次大戦後のIMF体制はアングロサクソンの勝利といわれるようにドルを基軸通貨としたのであるが、ポンドも国際通貨としての地位を保ったのである。このことはシティによる国際金融の中心としての地位の確保にはなったが、イギリスはこれによって過大なポンド債務をかかえることになり、国際収支の赤字がポンド投機をもたらし、対外関係からくる国内経済発展の条件を大幅に狭めることになった。しかしながらイギリスの輸出構造が50年代は約半分が英連邦のスターリング地域であったため、伝統的な特惠関税によって外国との競争から守られており、大きな問題にはならなかった。60年代に入り、世界の貿易拡大が西欧地域、アメリカ地域に移動し、国際競争力が問題になってくると国際収支の赤字が恒常化し対外関係からくる制約が大きく立ちはだかることになる。

というのは、前述したようなイギリスの寡占企業の協調的行動は、新生産方法の導入や新製品開発競争をも弱体化させ、急速に台頭してきた大陸諸国に対しても国際競争力が弱まっていたからである。このことは単に輸出競争力のみならず、伝統的な貿易立国による関税制限がないため国内の主要製品への

大量輸入拡大をも招くことによって、国内の生産基盤も掘りくずされるにいたるのである。

さらに60年代に入るとアメリカからの直接投資がイギリスの重化学工業分野へ多国籍企業として進展し、イギリスの基軸産業をおびやかすにいたった。かかる事態にいたっては財政主導の成長政策では対応困難となり、ウィルソン労働党政権は投資補助金制度、産業再編公社の創設、鉄鋼業の再国有化というより直接的な産業政策を展開することになるのである。しかし、産業再編公社が行なったことは大型合併によるブリティッシュ・レイランドの創設という自動車産業の統合であり、独占の投資競争の促進による産業の活性化には失敗したのである。それゆえ67年のポンド切り下げはイギリスの国際競争における敗北宣言ともいえるものであった。

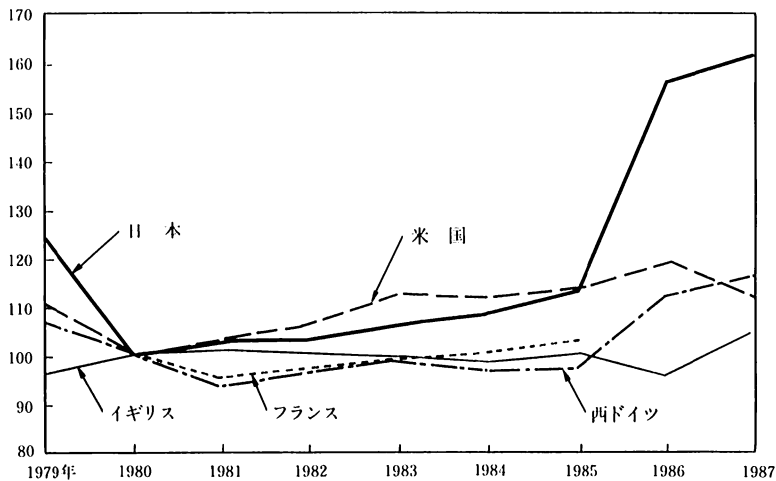
前出の表15によって国際収支の変化をみると72年以降貿易収支は恒常的な赤字が継続し80年から82年までは黒字を計上するが、また83年以降は赤字となり特に87年には102億ポンドという大幅赤字になっている。

経常収支は70年代の赤字が80年代は黒字になったが、86年から赤字に転落し、87年は27億ポンドの赤字になっている。この結果イギリスは、世界の工場として君臨して以来初めて1984年には工業製品の純輸入国に転落する破目になってしまったのである。

貿易収支の80年から82年までの黒字は国際競争力の回復のゆえでなく北海油田の本格的操業による収益によって達成されたものである。

国際競争力は短期的には各国の物価水準、為替相場によって変動するが基本的には生産の諸条件が決定的である。イギリスの場合いずれの指標でも国際競争力は低下している。サッチャー政権下で前述したように物価は大幅に下落したのであるが、国際的にみた場合、イギリスの物価水準は卸売物価・小売物価ともフランスに次いで高い水準にあり、アメリカ・日本・西独の方がより低い水準である。この結果、⁽⁶⁹⁾ 交易条件は先進5カ国で最低の水準となっている(図11参照)。為替相場は79年から80年の第2次石油危機の時、北海油田の生産によってポンド高がもたらされたが、以降大幅に下落している。しかしドルに対しては切り下げたが、ヨーロッパ通貨に対しては相対的に⁽⁷⁰⁾ 高い位置にあり、これが輸出の障害になっている。

図11 交易条件



出所) 日銀『日本経済を中心とする国際比較統計』1988年版。

表20 賃金・労働生産性賃金コスト

	日 本			アメリカ		
	名目賃金 指数	労働生産性 指数	賃金コスト 指数	名目賃金 指数	労働生産性 指数	賃金コスト 指数
1979	94.0	96.5	97.4	92.2	97.8	94.3
1980	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1981	106.6	101.7	106.1	110.3	102.4	107.7
1982	111.0	102.9	110.8	117.7	104.0	113.2
1983	114.0	103.9	111.8	121.7	111.0	109.6
1984	118.0	105.1	109.1	126.6	115.4	109.7
1985	120.6	105.3	109.6	131.5	120.3	109.3
1986	124.7	108.3	114.0	134.1	124.8	107.5
1987	126.0	109.3	111.1	136.5	127.8	106.8
1979～87年 平均上昇率	4.0	1.6	1.7	5.5	3.8	1.6

出所) 日銀『日本経済を中心とする国際比較統計』1988年版。

しかしながら国際競争力の基本的な条件は生産の諸条件である。サッチャー政権下では大幅な労働生産性の向上がみられたにもかかわらず、なぜ国際競争力が強化されなかったのだろうか。表20によって主要国の労働生産性、賃金指数、賃金コストを比較してみよう。これをみると、1979年から87年までの9年間でイギリスの労働生産性は平均5.2%上昇し、日本、アメリカ、西独を上回っている。しかしながら賃金指数は逆に年平均10.6%と他の国よりかなり高く、この結果賃金コストは年平均4.4%で他の3国より高くなっている。このことがイギリスの国際競争力を弱めている大きな原因であるといえよう。

さらにこの80年代の労働生産性の上昇が前述したように企業の大量倒産・不良プラントのスクラップ化、大量の労働力の放出によって達成されたものであり、決して技術革新に伴う投資の活性化によってもたらされたものでないということが長期的にはより大きな問題である。表21をみてみれば、イギリスの国際競争力の中軸である高位研究集約産業では化学部門と航空・宇宙部門を除いては貿易収支は赤字であり、しかもこれらの部門でも輸入浸透率は1975年から85年の間にかなり上昇している。事務・情報処理機械、電気・電子機械、自動車、精密機械ではいずれも輸入の割合が高く輸出／輸入比率

の各国比較 (1980=100)

西ドイツ			イギリス		
名目賃金指数	労働生産性指数	賃金コスト指数	名目賃金指数	労働生産性指数	賃金コスト指数
93.6	100.6	93.2	85.1	102.2	83.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
105.6	101.8	103.7	110.1	104.3	105.6
111.1	104.1	106.7	120.0	110.9	108.2
114.9	110.9	103.6	128.7	119.9	107.3
117.5	112.9	104.0	137.8	126.9	108.6
122.9	119.2	103.1	148.8	131.3	113.3
127.5	120.8	105.5	159.1	135.6	117.3
...	122.2	...	169.8	143.5	118.3
1979-86 4.8	2.7	1979-86 1.8	10.6	5.2	4.4

は同期間に80%から50%と輸入の割合が高く、輸入浸透率も50%をこえている。このことは国内生産においてもこれら高位研究集約産業が外国産業との競争に敗れているといえるのである。しかも自動車や電気・電子産業においてはアメリカや日本の多国籍企業の進出によってイギリスの企業は大きく後退しているのである。

以上のようなイギリス企業の国際競争力の低さにもかかわらず、サッチャー政権が市場の自由競争を主張し促進することは、結果としてイギリス産業の解体を促進し、多国籍企業にますます主軸産業が掌握されてゆくことになると考えられる。

4 大量失業の問題性

前述したようにイギリスの失業者数は1979年には108万人、失業率は4.0%であったが、80年から急増し81年には217万人、失業率8.1%に上昇し、景気が回復しはじめた82年以降も増大し、86年には311万人、失業率11.1%に達する。87年以降は失業者が減少にむかうが88年でも229万人、失業率8.0%の高水準である。

イギリスの失業の特徴は大量であるうえに若年齢層に多く集中し、しかも期間も長期化しているという点にある。年齢別の失業者数をみると、20～24歳が全体で20.2%、25～29歳が15.1%で、両者合わせると35.3%が20歳台である。男性についてみても、20歳台は33.5%を占めており、ついで30歳台が20.1%となっている。女性⁽⁷¹⁾は20歳台が39.6%とほぼ4割を占めている。このように20歳台までで失業の約半分を占めているということは、若者が職をもたないまま働く意欲を喪失してしまうという点で大きな問題である。

失業期間についてみると、失業の長期化が目立っている。失業が2年以上という人が87年7月現在で201万人のうち男子が30.9%、女子が18.1%⁽⁷²⁾を占めており、1年以上ではそれぞれ47.1%、32.4%を占めている。この失業の長期化の傾向はサッチャー政権になって以降顕著になっているといえよう(図12参照)。

イギリスの失業率は先進資本主義国のなかでもとりわけ高く、ヨーロッパ諸国⁽⁷³⁾と比較してもきわだっている。

表21 イギリス製造業の生産動向と貿易パフォーマンス (1975-85)

	生産年平均 成長率		生産の 対GDP比		貿易収支 1985	輸出/輸入 比率		輸入 浸透率		輸出/販売 比率	
	1975-85	1980-85	1975	1985		1975	1985	1975	1985	1975	1985
	(%)	(%)	(%)	(%)	(£10億)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
高位研究集約産業											
化学品・同関連製品	2.8	3.7	2.3	2.6	2,366	150	134	23	39	32	46
事務・情報処理機械	16.4	21.5	0.2	0.9	- 670	107	84	73	102 ⁽¹⁾	71	102 ⁽¹⁾
電気・電子機械	1.4	2.9	2.9	2.8	- 1,261	128	84	23	46	30	41
自動車 ⁽²⁾	-2.9	-3.0	1.9	1.2	- 2,978	199	58	24	52	39	38
航空宇宙機器					1,016	176	136	28	64	42	72
精密機械	1.9	3.4	0.4	0.4	- 290	111	85	51	62	54	57
合 計	1.8 ⁽³⁾	8.6 ⁽³⁾	8.5 ⁽³⁾	8.6 ⁽³⁾	- 1,787	150	94	29	54	37	52
中位研究集約産業											
基礎金属	-0.8	2.5	1.2	0.9	- 1,113	60	78	29	40	19	35
非金属鉱産物・同製品	-1.5	-1.2	1.8	1.3	- 8	192	99	7	16	13	15
金属製品	-2.2	-0.2	2.2	1.5	- 162	158	88	9	15	14	14
一般機械	-2.6	-1.5	5.0	3.2	2,136	221	135	26	37	44	43
鉄道用機器					52	274	389	7	11	16	32
造船・船用機械	-3.9	-2.8	0.5	0.3							
ゴム・プラスチック製品	1.5	1.5	1.0	1.0	- 363	155	81	13	26	17	22
「その他」各種製品					- 212	125	81	24	41	27	30
合 計	-1.8 ⁽⁴⁾	-0.7 ⁽⁴⁾	12.2 ⁽⁴⁾	8.5 ⁽⁴⁾	330 ⁽⁵⁾	140 ⁽⁵⁾	103 ⁽⁵⁾	19 ⁽⁵⁾	28 ⁽⁵⁾	26 ⁽⁵⁾	30 ⁽⁵⁾
低位研究集約産業											
食品	1.2	0.9	2.5	2.3	- 3,748	28	38	25	19	6	7
飲料・タバコ	0.4	-1.1	1.2	1.0	594	206	149	4	18	9	25
繊維・合成繊維	-2.7	-1.1	1.3	0.8	- 1,282	100	64	24	45	25	33
衣料・履物・革製品	-0.3	-0.7	1.2	1.0	- 1,474	58	49	22	38	14	21
木材製品	-2.1	-1.3	1.0	0.7	- 1,727	16	19	22	32	5	6
紙製品・印刷・出版	0.4	-0.3	2.5	2.2	- 1,919	39	46	21	22	9	11
合 計	-0.1	0.0	9.7	8.0	- 9,556	51	51	21	26	11	15
製造業 合 計	-0.1	0.8	30.4	25.1	-10,938	108	84	22	35	23	30

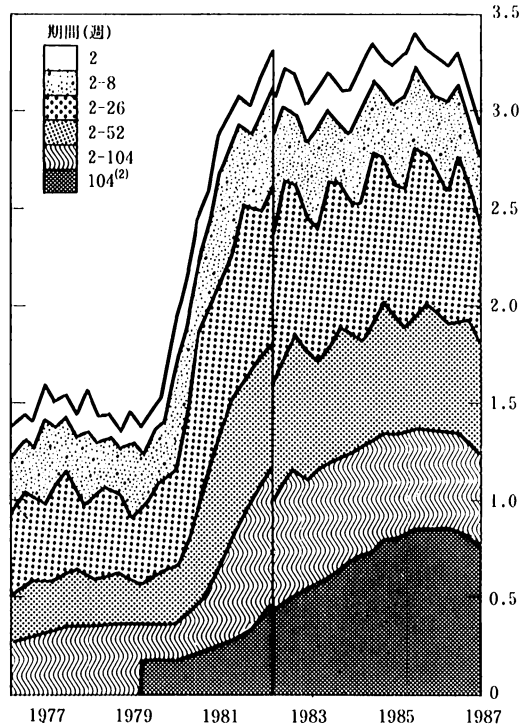
- 注) (1) 数字が100%を超えているのは中継貿易を含むため。
 (2) 自動二輪車等その他の路上車両を含む。
 (3) 航空宇宙機器を含む。
 (4) 鉄道用機器、「その他」各種製品を含む。
 (5) 一部軍事情が貿易統計から除かれているための造船・船用機械を除く。

資料) UK Manufacturing: output and trade performance, *Midland Bank Review*, Autumn 1986, Table 2 & 3,
 出所) 鬼塚豊吉 [1988].

以上のようなイギリスの
高い失業率——しかも若年
層に集中し長期化している
——はサッチャー政策の成
長率の上昇、労働生産性の
向上、企業利潤率の上昇と
いう景気回復のメダルの裏
面といえることができる。と
いうのは、サッチャー政権
はスタグフレーションの克
服をスローガンにしてもっ
ぱらインフレ抑制のための
マネタリズム政策を採用し
たのであるが、それは不況
を促進し企業の大量倒産と
プラント閉鎖・スクラップ
化に結果した。このことは
製造業において大量の失業
を発生させることが不可避
な道であったのである。

産業別雇用の変化をみて
みると、製造業は1979年
から82年までに雇員が135
万人減少し、さらに87年ま
でに77万人減少し、この9
年間で212万人も減少してい
る。特に機械・自動車等の重
工業の雇用減が多く79～87
年で自動車20万人、一般機
械31万人と大幅に減少して
いる。消費財関連の食品でも
同期間に18万人、繊維でも
16万人減少している（表22
参照）。かかる製造業の大
幅な雇用減少は大量倒産や
プラント閉鎖、減量合理化
などによることは明白である。

(1)
図12 失業期間の長期化 (100万人)



注) (1) 1982年10月までは登録失業者、10月以降は請求者、1983年4月から60歳以上の高い補足給付受給者、国民保険受給者は失業給付受付が出来なくなった。1983年4月から10月までの期間でこの対象者は16万2000人にのぼり、このうち約12万5000人は52週以上の失業者である。

(2) データは1979年10月から利用可能

出所) *Social Trends 18*, 1988.

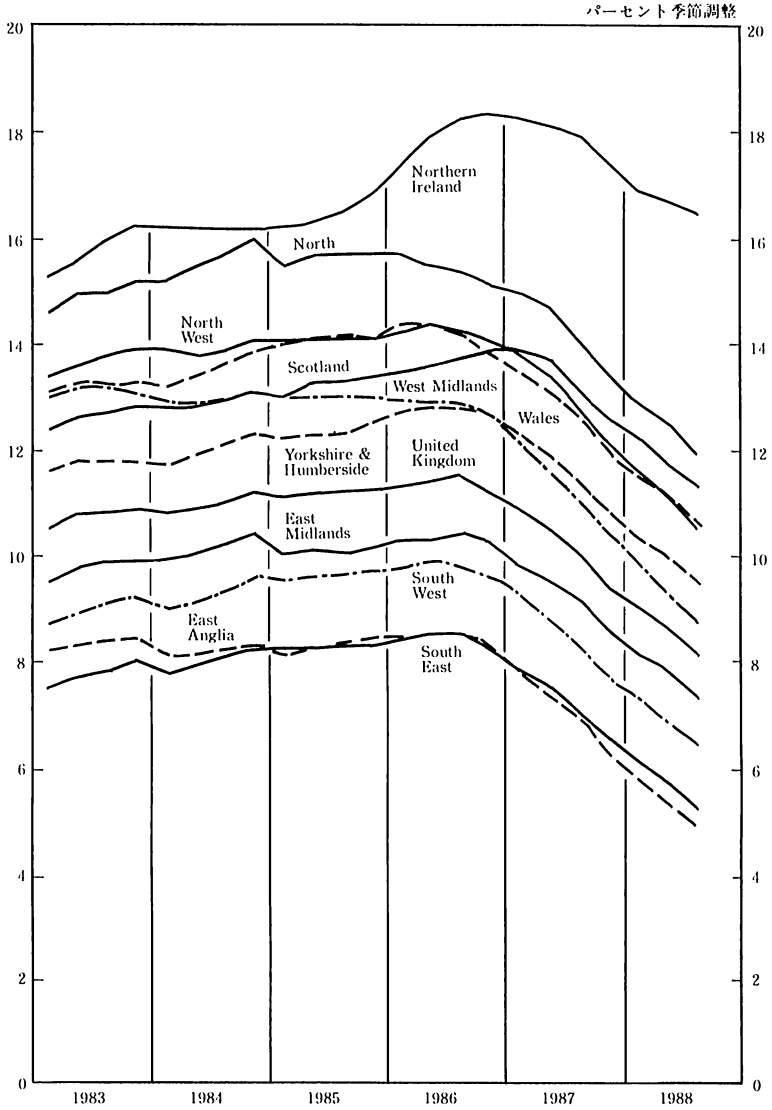
表22 産業別雇用の変化 (千人)

	1979	1979-82 増減	1982	1982-87 増減	1987
全産業サービス	23,158	-1,685	21,473	337	21,810
農林漁業	368	-14	354	-32	322
エネルギー・水供給	722	164	886	-389	497
製造業	7,258	-1,346	5,912	-767	5,145
(金属	—	—	248	-85	163
化学	—	—	355	-18	337
金属製品	519	-132	387	-90	297
一般機械	1,022	-167	855	-143	712
電気電子	—	—	648	-95	553
自動車	436	-115	321	-80	241
その他輸送機器	446	-90	356	-94	262
食品・飲料・タバコ	739	-70	669	-108	561
繊維	395	-125	270	-37	233
木材・家具	254	-50	204	7	211
紙・印刷・出版	553	-48	505	-16	489
ゴム・プラスチック	247	-55	192	19	211
その他製造業	107	-24	83	3	86
建設業	1,253	-194	1,059	-50	1,009
流通・ホテル・その他	4,252	-75	4,177	287	4,464
交通・通信	1,473	-100	1,373	-28	1,345
銀行・金融・保険	1,663	120	1,783	545	2,328
その他サービス	6,168	-39	6,129	573	6,702
(教育	1,647	-52	1,595	109	1,704
医療	1,229	94	1,323	-11	1,312
娯楽・文化	430	11	441	84	525
個人サービス	200	-23	177	17	194

出所) CSO, *Annual Abstract of Statistics, 1985, 1989.*

このような重化学工業や消費財部門での大量の雇用減少は単に産業の雇用減にとどまらず、イギリスにおける地域的な失業率の大きな格差を発生させている。というのは、古くから存在する重化学工業や消費財関連産業はイギリスの中部から北の既存の工業地帯に集中しているからである。イギリスの地域別の失業率をみると、北アイルランドがもっとも高く、88年でも全国平均の倍の16%を上回っている。北部やスコットランド、ウェールズ、ヨークシャー、ミッドランドなどいずれも全国平均を上回っている。これに反して南部や東アングリア等は新産業が立地し失業率はかなり全国平均を下回っている(図13)。

図13 地域別失業率の推移



出所) *Economic Trends*, December 1988.

表23 所得分配の変化

所得最低限 (税引前所得)	82/83年				85/86年			
	所得者数		総所得		所得者数		総所得	
(ポンド)	(千人)	(%)	(百万ポンド)	(%)	(千人)	(%)	(百万ポンド)	(%)
1,500	884	4.0	1,560	0.9	—	—	—	—
2,000*	1,170	5.3	2,620	1.6	672	3.1	1,580	0.8
2,500	1,120	5.1	3,080	1.9	1,070	4.9	2,920	1.4
3,000	1,250	5.7	4,040	2.4	969	4.4	3,140	1.5
3,500	1,300	5.9	4,880	2.9	1,020	4.7	3,810	1.8
4,000	1,230	5.6	5,200	3.1	1,100	5.0	4,660	2.2
4,500	1,240	5.6	5,910	3.6	1,040	4.7	4,930	2.4
5,000	1,090	5.0	5,720	3.4	1,080	4.9	5,670	2.7
5,500	1,180	5.4	6,780	4.1	1,010	4.6	5,790	2.8
6,000	2,030	9.2	13,100	7.9	1,840	8.4	11,900	5.7
7,000	1,920	8.7	14,300	8.6	1,710	7.8	12,800	6.1
8,000	2,860	13.0	25,600	15.4	3,010	13.7	27,000	12.9
10,000	1,740	7.9	19,000	11.4	2,100	9.6	22,900	11.0
12,000	1,480	6.7	19,800	11.9	2,130	9.7	28,500	13.6
15,000	883	4.0	15,100	9.1	1,770	8.1	30,200	14.4
20,000	448	2.0	10,500	6.3	975	4.5	23,200	11.1
30,000	142	0.6	5,230	3.2	307	1.4	11,300	5.4
50,000	36	0.2	2,340	1.4	87	0.4	5,650	2.7
100,000以上	7	0	1,160	0.7	17	0.1	2,810	1.3
計	22,000	100	166,000	100	21,900	100	209,000	100

*86年は2,200ポンド。

出所) CSO, *Annual Abstract of Statistics*, 1989.

サッチャー政権の市場自由主義による個人主義の主張はさまざまな不平等を拡大してきている。特に失業者と雇用者、雇用者間の所得格差はかなり促進された。表23をみると、82年度から85年度までの4年間で所得が8000ポンドを境に大きく異なることがわかる。8000ポンド以上の所得階層の人々は人数、所得額とも著しく上昇している。特に1万ポンドから2万ポンド階層の人々の増加が顕著である。8000ポンド以下はみな低下しており、このことはこの期間所得が相対的に上昇したことを示している。

では低所得階層は減少したのであろうか。社会保障改革のグリーンペーパーの参考資料によると、同一所得 (equivalent income) 5分類の最下位層は1971年から82年までの間で510万世帯から540万世帯に増加しており、そのうちわけをみると年金生活者は減少しているが (これも最下位から1ランク

表24 労働者階級の投票の変化

	新労働者階級				伝統的労働者階級			
	南部住民 (40%) ⁽¹⁾	持家 (57%) ⁽¹⁾	非組合員 (66%) ⁽¹⁾	民間労働者	スコット ランド・ 北部住民	公営借家	労働組 合員	公共部門 労働者
保守党	46	44	40	38	29	25	30	32
労働党	28	32	38	39	57	57	48	49
自由党, 社民党	26	24	22	23	15	18	22	19
保守/労働	保守	保守	保守	労働	労働	労働	労働	労働
1987多数	+18	+12	+2	+1	+32	+17	+28	+18
保守/労働	保守	保守	保守	労働	労働	労働	労働	労働
1983多数	+16	+22	+6	+1	+38	+17	+10	+21
1983年からの変化	+4	+3	+7	+2	-1	-4	(-7)	(-2)

注) (1) 全肉体労働者の%。

資料) I. Crewe, *Guardian*, 15 June 1987.

出所) Butler, D. & Kavanagh, D., *The British General Election of 1987*.

上に移動しただけ) 労働年齢単身者、有子夫婦において顕著に増加して⁽⁷⁴⁾いる。このことは、まさにさきの失業者が若年層に集中しているのに対比してみると、イギリスの貧困層がサッチャー政権下で老人層から若年の労働者、国の中心的な有子夫婦へ移動しつつあると考えられる。

以上のように大量失業の長期継続は、個人所得別にも地域別にもさまざまな不平等の拡大をもたらしているのである。

V イギリスの選択——むすびにかえて

最後にサッチャー政権がイギリスを大きく変貌させ新たに作り出した「2つの国民」の意味について考えることで結びにかえたい。

70年代の危機克服としてのサッチャー革命はイギリスに新しい分裂を作り出した。一方は南部に住み、民営化の一環としての持家政策によって住宅を取得し、民間企業につとめる非組合員である新労働者階級である。他方は、スコットランドやウェールズ、北部イングランドに住み、労働組合員であり、公共部門の労働者である伝統的労働者階級である。前者はサッチャー革命の「子供たち」であり、後者は伝統的な労働党支持者である。

表24はクルーエがこの分類によって83年と88年の選挙の投票結果を分析し

たものだが、これをみればサッチャーがもたらした個人主義と市場自由主義の利益にあずかったものとそうでないものの差が明瞭にあらわれている。さらに表25によって地域別の選挙結果をみてもこのことは明瞭に読みとれる。

すぐれた政治学者マイクル・モランはこのことを次のように述べる。「イギリスは発展した国により侵蝕された国際経済のなかで重要でない役割を担わされてきた。この変化は独立した形でのイギリス経済の部分的喪失と、国境をこえて発展する経済構造の創造を伴った。イギリスの南東部は、北アメリカ、西ヨーロッパのある地域、および日本のような東洋の新興経済といった諸部分を取り巻く『都市型』経済を構成している。北アイルランドとイギリス本島の不況地区は、南イタリアやアイルランド共和国のように不況地域の周辺経済を構成している」(Moran [1985] 邦訳 p. 233)。このようにサッチャーが世界市場での競争力の達成という命題をかかげるかぎり、イギリス国家の崩壊の促進は不可避的なのである。ここにおいてモランは3つの選択肢があると言う。「何らかの起国家的政治的取り決めを支持してイギリス国家のあり方を放棄するか、イギリス国家を構成する民族単位に解体するか、あるいはまた国家権力が経済の運命に対する統制力を再び握ることを主張するかである」(同上 p. 235)。サッチャーは結局は第1の道でしかなく、これはEC統合をも含めた道へと通じる。第2の道は70年代の初めにウェールズやスコットランドの民族主義の台頭によって一時活性化したが、これは現在ではリバプールやロンドンのような大都市の急進的社会主義者によって代替されている。そして第3の道は世界経済との環を断ち切ることで国家主権を再主張することであり、労働党内の左派の「代替的経済戦略」(Alternative Economic Strategy)である。このオルターナティブ経済戦略は「より大きな市民的・政治的・経済的権利を与え、政府のみならず学校・工場・病院・住宅公団を含むあらゆる社会組織において民主的な参加を奨励する方策と、経済を社会化し集産化する方策とを組み合わせる必要性」「市民としてのあらゆる社会的な決定への全面的参加は、市場秩序の中での私的利益の追求よりもずっと大きな成就感・満足感を個々人に与えるという考え」(Gamble [1985] 邦訳 p. 241)である。サッチャー政権は彼女の市場主権の徹底性の追求の結果、かかる代替戦略の再登場を呼び起こすことになると思われる。

表25 1987年選挙
全イギリス

1987年の議席

()内は83年からの変化

保守党	労働党	同盟	その他	地域
358 (+ 0)	155 (+ 1)	10 (- 3)	—	England
209 (+ 3)	25 (- 3)	6	—	South
86 (- 2)	34 (+ 3)	0 (- 1)	—	Midlands
63 (- 5)	96 (+ 7)	4 (- 2)	—	North
8 (- 6)	24 (+ 4)	3 (+ 1)	3 (+ 1)	Wales
10 (- 11)	50 (+ 9)	9 (+ 1)	3 (+ 1)	Scotland
376 (- 21)	229 (+ 20)	22 (- 1)	6 (+ 2)	Great Britain
—	—	—	17	Northern Ireland
376 (- 21)	229 (+ 20)	22 (- 1)	23 (+ 2)	United Kingdom

地 域

1987年の議席

()内は83年からの変化

保守党	労働党	同盟	その他	地域
165 (+ 3)	24 (- 3)	3	—	South-East
13 (+ 1)	17 (- 1)	1	—	Inner London
45 (+ 1)	6 (- 2)	2 (+ 1)	—	Outer London
57 (+ 1)	0 (- 1)	0	—	Outer Met. Area
50	1 (+ 1)	0 (- 1)	—	Outer S.E.
44	1	3	—	South-West
14	0	2	—	Devon & Cornwall
30	1	1	—	Rest of S. W.
19 (+ 1)	1	0 (- 1)	—	East Anglia
31 (- 3)	11 (+ 3)	0	—	East Midlands
36	22	0	—	West Midlands
14 (+ 1)	17 (- 1)	0	—	W. Mids Met. Co.
22 (- 1)	5 (+ 1)	0	—	Rest of W. Mids
21 (- 3)	33 (+ 3)	0 (- 2)	—	Yorks & Humber
1	14	0	—	S. Yorks Met. Co.
9 (- 2)	14 (+ 4)	0 (- 2)	—	W. Yorks Met. Co.
11 (- 1)	5 (+ 1)	0	—	Rest of York & H.
34 (- 2)	36 (+ 1)	3 (+ 1)	—	North-West
10 (- 1)	19 (+ 1)	1	—	Gir Man. Met. Co.
4 (- 1)	11	2 (+ 1)	—	Merseyside Met. Co.
20	6	0	—	Rest. of N. W.
8	27 (+ 1)	1 (- 1)	—	Northern
1 (- 1)	12 (+ 1)	0	—	Tyne & Wear Met. Co.
7 (+ 1)	15	1 (- 1)	—	Rest of Northern
8 (- 6)	24 (+ 4)	3 (+ 1)	3 (+ 1)	Wales
4 (- 3)	20 (+ 3)	0	0	Industrial Wales
4 (- 3)	4 (+ 1)	3 (+ 1)	3 (+ 1)	Rural Wales
10 (- 11)	50 (+ 9)	9 (+ 1)	3 (+ 1)	Scotland
1 (- 2)	23 (+ 3)	0 (- 1)	0	Central Clydeside
4 (- 3)	22 (+ 3)	0	0	Rest of indust. belt
0 (- 1)	1 (+ 1)	5 (+ 1)	0 (- 1)	Highlands
5 (- 5)	4 (- 2)	4 (+ 1)	3 (+ 2)	Rest of Scotland

出所) 表24に同じ。

の地域別結果

得票の割合 (1987年の投票率と1983年からの変化)

1987年の投票率	1983年からの変化	保守党	労働党	同盟	ナショナリスト	その他				
75.4	+2.9	46.2	+0.2	29.5	+2.6	23.8	-2.6	—	—	0.4
74.9	+2.7	51.8	+1.2	20.9	+1.1	26.8	-1.9	—	—	0.5
76.3	+2.7	47.8	+1.0	30.0	+1.9	21.8	-2.7	—	—	0.4
75.4	+3.4	36.6	-1.8	42.1	+5.4	21.0	-3.5	—	—	0.3
78.9	+2.8	29.5	-1.5	45.1	+7.5	17.9	-5.3	7.3	-0.5	0.2
75.1	+2.4	24.0	-4.3	42.4	+7.3	19.2	-5.3	14.0	+2.3	0.3
75.7	+3.0	43.3	-0.2	31.5	+3.2	23.7	-2.9	1.7	+0.2	0.4
67.0	-5.8	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
75.3	+2.6	42.3	-0.1	30.8	+3.2	22.6	-2.8	1.7	+0.2	2.6

得票の割合 (1987年の投票率と1983年からの変化)

1987年の投票率	1983年からの変化	保守党	労働党	同盟	ナショナリスト	その他				
74.1	+2.7	52.2	+1.7	22.3	+1.1	25.0	-2.4	—	—	0.6
66.1	+3.4	37.2	+2.2	42.4	+2.1	19.2	-3.0	—	—	1.2
73.4	+2.4	51.3	+2.9	25.8	+1.4	22.4	-3.8	—	—	0.5
76.3	+2.2	55.8	+2.0	17.8	+1.0	25.9	-2.8	—	—	0.5
76.1	+2.8	55.3	+0.0	15.7	+1.0	28.5	-0.8	—	—	0.4
78.3	+2.8	50.6	-0.8	15.9	+1.2	33.0	-0.2	—	—	0.5
78.8	+2.2	48.8	-2.9	12.9	+2.5	37.7	+0.6	—	—	0.7
78.0	+3.1	51.5	+0.2	17.3	+0.6	30.8	-0.5	—	—	0.4
77.1	+2.3	52.1	+1.1	21.7	+1.2	25.7	-2.5	—	—	0.5
77.5	+3.2	48.6	+1.4	30.0	+2.1	21.0	-3.1	—	—	0.4
75.0	+2.4	45.5	+0.5	33.3	+2.1	20.8	-2.6	—	—	0.4
72.6	+2.2	42.6	+0.9	39.8	+2.4	17.3	-3.2	—	—	0.3
77.4	+2.5	48.3	+0.1	27.1	+2.0	24.2	-2.1	—	—	0.4
74.5	+3.5	37.4	-1.2	40.6	+5.3	21.7	-3.9	—	—	0.3
72.5	+3.0	24.9	-3.1	56.0	+7.3	18.9	-4.1	—	—	0.2
75.6	+3.8	37.9	+0.5	41.0	+5.3	20.8	-5.2	—	—	0.4
74.9	+3.6	47.0	-2.3	27.6	+4.2	25.1	-1.9	—	—	0.3
76.2	+3.2	38.0	-2.0	41.2	+5.2	20.6	-3.0	—	—	0.2
75.3	+3.1	35.9	-0.2	44.0	+4.4	19.9	-3.8	—	—	0.1
75.1	+3.6	28.9	-6.1	47.4	+7.5	23.3	-1.2	—	—	0.3
77.8	+3.0	45.7	-1.5	34.4	+4.8	19.6	-3.3	—	—	0.3
75.3	+3.5	32.3	-2.3	46.4	+6.2	21.0	-4.0	—	—	0.3
72.5	+3.1	27.6	-3.7	53.6	+8.2	18.6	-4.7	—	—	0.3
76.9	+3.7	35.0	-1.6	42.3	+5.1	22.4	-3.6	—	—	0.2
78.9	+2.8	29.5	-1.5	45.1	+7.5	17.9	-5.3	7.3	-0.5	0.2
78.2	+3.3	26.3	-0.9	54.3	+9.1	15.4	-7.0	3.7	-1.0	0.2
80.1	+2.0	35.0	-2.6	29.2	+4.9	22.2	-2.4	13.5	+0.3	0.2
75.1	+2.4	24.0	-4.3	42.4	+7.3	19.2	-5.3	14.0	+2.3	0.3
74.9	+2.4	16.6	-5.7	56.1	+9.6	15.6	-6.4	11.4	+2.6	0.3
76.5	+3.0	24.7	-3.3	47.0	+7.8	16.6	-7.4	11.5	+3.0	0.2
72.2	+0.8	22.3	-6.8	20.9	+6.4	40.8	+2.7	13.6	-4.6	2.5
74.1	+2.1	33.6	-3.8	21.5	+4.0	22.8	-2.6	22.0	+2.4	0.2

[注]

- (1) Kavanagh [1987] chap. 2 参照。
- (2) Keegan [1984] p. 20.
- (3) Glyn & Harrison [1980] chap. 3 参照。
- (4) ヒース政権下での労使関係法をめぐる問題については Clegg [1979] chap. 8, 兵藤釗 [1987], 栗田健 [1985] を参照されたい。
- (5) 兵藤釗 [1987] pp. 24-33, 栗田 [1985] pp. 73-77 参照。
- (6) 『ロンドン・エコノミスト』は「マーガレット・サッチャーの10年」という特集のなかでサッチャーがヒースやウィルソン=キャラハン政権と決定的に異なるのは現在のイギリスの失敗の認識の差にあるとしている (*The Economist*, 29 April, 1989)。
- (7) 「サッチャー主義の核心は、市場諸力を使って剰余価値生産の十分な条件を回復することを目標にした首尾一貫した政策体系だということにある」(Glyn & Harrison [1980] 邦訳 p. 201)。また Burden & Campbell [1985] は緊縮通貨政策によって経済を「クラッシュ」させ、競争の圧力を強化させ、蓄積を拡大させることがサッチャー政策の中心だとしている (同, pp. 33-35)。
- (8) 例えばカヴァナは、サッチャーの信念の体系 (belief system) として、① 政府が善をなし続けることには限界があるが害悪を及ぼす力は大きい、② 個人の責任と善悪の存在の重要性、③ 国家は国防と法と秩序という〔本来の〕課題を達成するに十分強力でなければならぬ、④ 人々は政府に依存するのでなく自分で自分の問題を解決すべきである (また家族や隣人が問題を解決する助力をすべき)、⑤ 公共支出の増大は、経済成長がなければ、増税か個人の選択の制限となる、⑥ 市場は経済成長および選択の自由の促進、個人の自由の保障の最良の手段である、⑦ 借入れやインフレに訴えないかぎり、あるサービスへの支出の増大は他のサービスの縮小である。各サービスはある計画の受益者よりもより貧しい〔税に圧迫された〕納税者によって支払われる、⑧ 政府の介入は変化に適応する社会の能力を低下させるので反生産的である。正しい計画は弱者、失業者、病人に対する同情の表明よりもより有効であるの8点を指摘している (Kavanagh [1987] pp. 11-12)。
- (9) Kavanagh [1987] chap. 3 参照。
- (10) Gamble [1985] chap. 5 参照。
- (11) 同上。
- (12) この点に関してはサッチャーが育った家庭環境が大きく影響している。彼女の祖母はヴィクトリア期中産階級の典型的な生き方の人であり、父アルフレッド・ロバーツは中産階級下層から中層へ、そして市議員、市長となった人であり、独立自営商人の魂を持ち、これがサッチャーに大きく

- 影響を与えた (Wapshott & Brock [1983] chap. 2, 黒岩徹 [1989] 第1章参照)。
- (13) 高畑昭男 [1989] p. 29参照。
- (14) *The Economist*, 29 April 1989 pp. 17-18.
- (15) サッチャーを囲むサッチャー主義者 (Thatcherites) には立志伝中の人々が多い。保守党委員長, 通産相, エネルギー相を歴任したセシル・パーキンソン氏は一介の鉄道員の息子であり, 雇用相, 保守党委員長歴任のノーマン・デビット氏も中下層階級出身で新聞記者, 民間航空パイロット, 労組役員などを経験している, 高畑昭男 [1989] pp. 78-90参照。森嶋氏もサッチャーが disestablishment (エスタブリッシュでない人) を好む例としてサッチャーの経済顧問になったウォルターズ教授の例をあげている (森嶋通夫 [1988] pp. 83-84参照)。
- (16) クルーエは, イギリスの選挙分析, 意識調査において, 保守党の躍進, サッチャリズムが新しい社会秩序の創造者であり, また受益者であること, そしてこの社会秩序のなかで新しい労働者階級が発生していることを興味深く検討している (Crewe [1988])。
- (17) King [1988] 参照。
- (18) *Government Expenditure Plan, 1979* 参照。
- (19) *Government Expenditure Plan, 1980* 参照。
- (20) M1, M2, £M3, M3, PSL₁, PSL₂ についての詳細な規定は, 次の文献を参照されたい。Composition of Monetary and liquidity aggregates, and associated statistics, *Bank of England Quarterly Bulletin*, December, 1982.
- (21) Maynard [1988] p. 40参照。
- (22) キーガンは, MTFs は3つの疑わしい仮定の下に設定されているとしている。第1は M3の成長率とインフレーション率との間に予見しうる因果関係があること, 第2は公共部門の借入れは M3の第一義的決定要因であること。第3は公共部門の借入れ水準は利率水準の第一義的決定要因であることである (Keegan [1984] pp. 144-145)。
- (23) この項の叙述は, 西村閑也 [1986], 鬼塚豊吉 [1988], 岡本磐男 [1988] 8-10章に主として依拠している。
- (24) この点については Funding the public sector borrowing requirement: 1952-83, *Bank of England Quarterly Bulletin*, December 1984参照。
- (25) 西村閑也 [1986] pp. 1-3 参照。
- (26) Lewis [1985], 鬼塚豊吉 [1988] p. 79 の第2-5表参照。
- (27) 以下の数字は, 毛利健三 [1988] pp. 160-161の第9表, p. 163の第10表を参照されたい。
- (28) この点の詳細な分析については, 毛利健三 [1988] 第4節, Reform of

Social Security [1985] Vol. 1-3, HMSO を参照のこと。

- (29) Reform of Social Security [1985] Vol. 1, pp. 2-3.
- (30) 民営化 (privatization) についてはさまざまな概念がある。CIRIEC での討議ではティーマイヤーがその概念の使われ方について15もの例を出している (Thiemeyer [1986] 邦訳 pp. 19-23)。ここでは Abromeit [1986] の定義に従っておく。彼は民営化を公企業の資産の売却を通じる公式の民営化、公共的な事業を民間部門に譲渡することによる機能的な民営化、法律上の地位や組織形態、行動原理などの変更によって公企業を可能な限り民営化に同化するという「冷たい民営化 (cold privatization)」の3つの形態に分類している (邦訳 p. 33)。
- (31) Wiltshire [1987] p. 20,
- (32) Abromeit [1986] 邦訳 pp. 36-38,
- (33) ヴィッカーズとヤローによると、1968年~78年と78年~85年における1人当たり産出高の比較では、88年に売却が始まった British Steel が-0.2から12.6と急激に生産性が上昇しているのを例外として、British Telecom は8.2と5.8であり、British Airways は6.4と6.6、とほとんど変化がない (Vickers & Yarrow [1988] pp. 148-149)。なおこの原資料は Molyneux & Thompson [1987] である。
- (34) Abromeit [1986] 邦訳 pp. 43-44, Vickers & Yarrow [1988] pp. 188-192,
- (35) 野村宗訓 [1987] 邦訳 pp. 78-79.
- (36) Abromeit [1986] 邦訳 pp. 44-45.
- (37) Burden & Campbell [1985] p. 137.
- (38) Black & Stafford [1988] pp. 63-68,
- (39) 鈴木浩 [1987] 参照。
- (40) 同上。
- (41) 同上。
- (42) 地方税制改革については、越智洋三 [1986] を参照のこと。
- (43) 税制改革については、主として内山昭 [1988] を参考とした。
- (44) ミンフォードは、サッチャーの供給重視の計画の大きな3つの柱が労組改革、税制と福祉制度の改革、民営化と規制緩和にあるとし、労組改革は炭鉱ストの劇的勝利によって成功し、税制においては法人税・所得税の引き下げに成功し、民営化と規制緩和に関してはロンドン取引所の改革によるシティの台頭、運輸業界における長距離バス産業の急拡大と運賃の大幅引き下げ、雇用保護法規の緩和による小企業の労働者解雇の自由、80年住宅法による土地家屋貸借法の緩和等の規制緩和の成功をあげている。そして民営化は資産売却を通じての歳入の増大と国有部門の能率を向上させたとして最も成功したとしている。そしてその証拠を労働生産性の上昇と利

益率の上昇に求めている。そして問題は失業の増大だが、これは低賃金で働かなくてもすむ社会保障制度、肉体労働者の組合の力による賃金下落の阻止に大きな原因があるが、86年7月以降失業率が低下しつつあり、解決可能とみている (Minford [1987])。かかるサッチャー革命の勝利の讃美者の見解の全体については後述するが、サプライサイドの政策に関していえば成果は資産売却のみであり、能率に関しては改善したのでなく、もともとよい企業の資産売却であった点が見のがされているといえる。なお Minford [1988] も参照されたい。

- (45) 労使関係法の主要論点については、栗田健 [1985] に依拠している。
- (46) この Prior's Act 1980, Tebbit's Act 1982の成立をめぐるのは、サッチャー主義者に近いホームズやミンフォードが漸進主義 (step-by-step approach) の成功としている点が注目される。「1971年のヒースの労使関係法の敗北の反省に立ってサッチャーは徐々に法改正を行ない労働組合の力を非難することによって改革のペースを増していった。」(Holmes [1985] p. 138) 「サッチャーの選んだ漸進主義の方法においては、問題は緊急度に従って取り出され解決され、その他の問題は小さなものとして将来に残した。これは自然で経験的なものであり、インフレの克服、労働組合の抑制、民営化の3つの主要キャンペーンにみられる。」(Minford [1988] p. 96)
- (47) Maclnnes [1987] chap. 6 参照。
- (48) 炭鉱ストライキについては膨大な著書、論文があり、それを整理するだけでも大作業となる。ここではとりあえず簡単な報告として増田寿男 [1988]、同時期私と一緒に炭鉱をまわった早川氏の報告 (早川征一郎 [1985]) をあげておく。
- (49) この点に関しては Maclnnes [1987] pp. 113-124, 石田光男 [1987] を参照されたい。
- (50) 日本労働協会 [1986] pp. 193-196。
- (51) 同上, pp. 221, 234。
- (52) この点に関しては, Maclnnes [1987] pp. 137-141, 高橋克嘉 [1987] pp. 485-487を参照のこと。
- (53) Clegg [1979] 邦訳の「訳者あとがき」参照。
- (54) ミュエルパウアーは、労働生産性上昇要因として次の5つに整理している。①労使関係仮説、失業の増加と政府の労使関係政策によって労働組合が弱体化し経営権が回復したこと。これにより新技術の導入・柔軟な労使慣行の導入が可能となる、②「マイクロ・チップ仮説」、コンピューターの普及を中心とする新技術のイノベーション、③平均以下の脱落説、効率の悪い生産要素の脱落によるプラントの平均能力の改善、④資本スクラップ利用度仮説、スクラップ化が促進され操業度が上昇したことによる、

- ⑤労働利川度假説，生産の変動と雇用調整のずれを問題とするもの (Muelbauer [1986])。このミュエルバウアーの整理を批判的に紹介して労働生産性上昇の中心が資本価値破壊にあることを積極的に論証したのが嶋田氏である。私はこの嶋田氏の見解に賛成である。嶋田巧 [1988]。
- (55) 日本銀行 [1988]。
- (56) 嶋田氏が紹介しているOulton [1987] による。嶋田巧 [1988] pp. 83-92。
- (57) 私はスタグフレーションを国独自の資本蓄積の矛盾の発現であり，長期・構造的なものと把握している (増田寿男 [1984] 参照)。
- (58) 植草益 [1982] pp. 36-37。なおイギリスの産業構造全般の特質については Allen [1970] を参照されたい。アレンはイギリスでの産業集中が中小企業の大量存在，新産業の台頭によっていわれるほど促進されていないと主張している。しかし産業集中度の高い産業はより高度化していると特徴づけている (同上第3章参照)。
- (59) 「資本ストック調整原理」とは「いずれの年の投資も前の年の国民所得の水準と強い正の関係を保って変動し，かつ同時に，前の年にすでに経済に存在する資本の量とは負の関係で変動する。言いかえると工業家は国民所得の大幅増にたいして，1年ほど後に投資を大幅にふやす形で反応する。長期の停滞 (この場合資本ストックはふえるが国民所得はふえない) にたいしては，投資を徹底的に減らす形で反応する。この原理はイギリスの投資趨勢にかなりよくあてはまるものであって，循環的ブームの開始に1年ないし18カ月おくらせて工業投資が上昇するという傾向は明らかにこの理論の予言するところである」 (Bacon & Eltis [1978] 邦訳 p. 186)。このような需要に対応する投資行動は協調的寡占に典型的といえよう。
- (60) イギリスにおける価格設定の協調行動はカルテルが一般的である。しかし1956年の「制限的取引慣行法」，68年の「制限的取引慣行法の改正」によってカルテルは禁止され，わが国と同様「やみカルテル」化し，また高度寡占においてはプライス・リーダーシップなどの形態に移行している (Allen [1970] chap. 4, 植草益 [1975] 参照)。
- (61) イギリスのスタグフレーションの原因を独占の資本蓄積の消極性から究明しているすぐれた論文として森恒夫 [1982] をあげておく。
- (62) イギリスにおけるスタグフレーションの究明としては，グリーン=サトリフ・テーゼとして有名な収益性危機説がある。これは戦間的労働運動の賃上げ圧力と他方における国際競争の圧力による賃金コスト上昇の価格不転嫁から利潤圧縮を説く考えである (Glyn & Sutcliffe [1972])。グリーンはその後の著書で資本蓄積が分析されていないという批判に答えてこれをスクラッピング・メカニズムとして論じている。つまり労働供給に比較しての過剰蓄積は実質賃金を上昇させ，旧式機械をスクラップし，新鋭機械

をすべて稼働させるに足る労働者を旧式の機械から引き離すまで実質賃金は上昇するし利潤率は下がるという考えである (Glyn & Harrison [1980])。他方でグリーンは「利潤をあげるためにはマーケットシェアの相当な拡大をしばしば必要とする新技術への本格的な投資を行なう投資誘因」(邦訳 p. 72)「攻撃的な競争構造が存在していない」(同上)が蓄積を低下させるともいっている。私は、この後者が彼らが指摘していること、つまり協調的寡占構造による投資競争の喪失こそがまさに主原因であり、賃上げによるコストアップがたとえあったにしても新技術が導入されれば前者の矛盾は解決可能という意味で単なる契機であると考えられる。というのは、80年代の大量失業のなかにあっても設備投資が不活発な理由は労働力不足による実質賃金の上昇ではとけないからである。

またもう一方の有力な見解は、福祉国家の肥大化、サービス産業の肥大化が、蓄積源となるべき生産的な産業部門の萎縮をもたらし経済の停滞をもたらすという見解である。この考えは、特に労働力が公共部門やサービス部門に吸収され、それが生産的産業を不活発にすると考えている (Bacon & Eltis [1978])。しかしこれは原因と結果が逆であると考えられる。独占的産業部門の蓄積の不活発さが雇用の収縮を生んでいるのであって、公共部門やサービス部門は、むしろこの結果、雇用吸収が拡大しているといえる。それゆえ現段階のイギリスのスタグフレーションの中心課題は独占の投資停滞=過剰蓄積の問題にあるとってよいと考えられる。

(63) *Economic Trends Annual Supplement* [1988].

(64) 嶋田巧 [1986] pp. 31-32.

(65) CSO [1989].

(66) 同上。

(67) ECの共通産業連関表(法政大学日本統計研究所 [1987])によって西独と比較してみると、イギリスは1979年に個人消費49.1%、政府消費16.0%、総固定資本形成14.4%に対し、1980年の西独はそれぞれ45.9%、13.6%、18.1%となっており、西独と比べて総固定資本形成の割合が低い。

(68) *Economic Trends* [1989] January.

(69) 日本銀行 [1988]。

(70) 同上。

(71) *Employment Gazette* [1989] April.

(72) *Social Trends* [1988].

(73) 日本銀行 [1988]。

(74) *Peform of Social Security* [1985] vol. 3, pp. 10, 19-20.

〔参考文献〕

- 石田光男 [1987] 「賃金制度よりみた労使関係の現在」『日本労働協会雑誌』1987年2・3月号。
- 植草益 [1975] 「イギリスの産業組織」伊東光晴・石川博友・植草益編『世界の企業1 イギリスの社会と企業』筑摩書房。
- [1982] 『産業組織論』筑摩書房。
- 内山昭 [1988] 『サッチャー税制改革の展開と本質』『経済』1988年7月号。
- 岡本磐男 [1988] 『現代イギリスの金融と経済』東洋経済新報社。
- 越智洋三 [1986] 「サッチャー政権の地方財政改革案」『東北学院大学論集』103号。
- 鬼塚豊吉 [1988] 「イギリス」馬場宏二編『世界経済Ⅲ——ヨーロッパ』御茶の水書房。
- 栗田健 [1985] 「労使関係政策の展開」栗田健編著『現代イギリスの経済と労働』御茶の水書房。
- 黒岩徹 [1989] 『闘うリーダーシップ——マーガレット・サッチャー』文芸春秋社。
- 嶋田巧 [1986] 「サッチャリズムとイギリス経済の変貌」『唯物史観』29号。
- [1988] 「サッチャー政権下のイギリス経済——製造業における生産性‘ミラクル’をめぐる」『同志社商学』第40巻1号。
- 鈴木浩 [1987] 「イギリスにおける住宅人権キャンペーン」経済評論増刊『国際居住年と日本の住居』日本評論社。
- 高橋克嘉 [1987] 『イギリス労使関係の変貌』日本評論社。
- 高畑昭男 [1989] 『サッチャー革命——英国はよみがえるか』築地書館。
- 西村閑也 [1988] 「サッチャー政権下の英国におけるマネタリー・コントロール」『証券研究』79号。
- 日本銀行 [1987] 「日本経済を中心とする国際比較統計」1987年版。
- [1988] 同上、1988年版。
- 日本労働協会編 [1986] 『イギリス日系企業の労働事情』日本労働協会。
- 野村余訓 [1987] 「イギリス民営化政策の実態」ティーマイヤー・クオーデン編『民営化の世界的潮流』御茶の水書房。
- 早川征一郎 [1985] 「イギリスの炭鉱争議(1)~(9)」大原社研『研究資料月報』317~330号。
- 兵藤剣 [1987] 「社会契約の生成と挫折」戸塚秀夫・兵藤剣・菊地光造・石田光男『現代イギリスの労使関係 上』東京大学出版会。
- 法政大学・日本統計研究所 [1987] 「EC諸国の産業連関構造(1)(2)」『統計研究参考資料』No. 27, No. 28。
- 増田壽男 [1984] 「戦後国独資の矛盾発見としてのスタグフレーション」舟橋尚道編『現代の経済構造と労使関係』総合労働研究所。

- [1988] 「サッチャーリズムと炭鉱ストライキ」『経済科学通信』No. 55.
- 毛利健三 [1988] 「サッチャーリズムと社会保障」東大社研編『転換期の福祉国家 上』東大出版会.
- 森恒夫 [1982] 「イギリスにおける財政肥大化とスタグフレーション」『経済学批判』11号, 社会評論社.
- 森嶋通夫 [1988] 『サッチャー時代のイギリス』岩波新書.
- Abromeit, H. [1986] Privatization in U. K., Thiemeyer, T. and Quaden, G. ed., *The Privatization of Public Enterprises—A European Debate*——, CIRIEC, 邦訳「イギリスの民営化」尾上久雄・広岡治哉・新田俊三編訳『民営化の世界的潮流』御茶の水書房.
- Allen, G. C. [1970], *The Structure of Industry in Britain*, Longman, 邦訳『イギリスの産業構造』(上田宗次郎・山鹿俊一訳) ミネルヴァ書房.
- Bacon, R. W. and Eltis, W. A. [1978] *Britain's Economic Problem : Too Few Producers*, 2nd ed. Macmillan, 邦訳『英国病の経済学』(中野正・公文俊平・堀元訳) 学習研究社.
- Black, J. and Stafford, D. C. [1988] *Housing Policy and Finance*, Routledge.
- Burden, T. and Campbell, M. [1985] *Capitalism and Public Policy in the U. K.*, Croomhelm.
- Clegg, H. A. [1979] *The Changing System of Industrial Relations in Great Britain*, Basil Blackwell, 邦訳『イギリス労使関係制度の発展』(牧野富夫・木暮雅夫・岩出博・山下幸司訳) ミネルヴァ書房.
- Crewe, I. [1988] How the Electorate become Thatcherites?, Skidelsky, R. ed., *Thatcherism*, Chatto & Windus Ltd.
- CSO [1989] *Annual Abstract of Statistics 1989*.
- Gamble, A. [1985] *Britain in Decline*, Macmillan, 邦訳『イギリス衰退100年史』(都築忠七・小笠原欣幸訳) みすず書房.
- Glyn, A. and Sutcliffe, R. [1972] *British Capitalism, Workers and Profit Squeeze*, Penguin, Harmondsworth, 邦訳『賃上げと資本主義の危機』(平井規之訳) ダイアモンド社.
- Glyn, A. and Harrison J. [1980] *The British Economic Disaster*, Pluto Press, 邦訳『イギリス病』(平井規之訳) 新評論社.
- Holmes, M. [1985] *The First Thatcher Government 1979-1983*, Wheat-sheaf Books Ltd.
- Kavanagh, D. [1987] *Thatcherism and British Politics*, Oxford University Press.

- Keegan, W. [1984] *Mrs. Thatcher's Economic Experiment*, Allen Lane.
- King, A. [1988] Margaret Thatcher as a Political Leader, Skidelsky ed., *Thatcherism*, Chatto & Windus Ltd.
- Lewis, M. [1985] Money and the Control of Inflation in the U.K., *Midland Bank Review*, Summer 1985.
- MacInnes, J. [1987] *Thatcherism at Work*, Open University Press.
- Maynard, G. [1988] *The Economic under Mrs. Thatcher*, Basil Blackwell.
- Minford, P. [1987] 「民営化と規制緩和は成功」『日本経済新聞』1987年5月14日。
- [1988] Mrs. Thatcher's Economic Reform Programme—Past, Present and Future, Skidelsky ed., *Thatcherism*, Chatto & Windus Ltd.
- Molyneux, R. and Thompson, D. [1987] Nationalised Industry Performance: Still Third-Race? *Fiscal Studies* 8(1).
- Moran, M. [1985] *Politics and Society in Britain—An Introduction*, 邦訳『イギリスの政治と社会』（犬童一男監訳）晃洋書房。
- Muelbauer, J. [1986] The Assessment: Productivity and Competitiveness in British Manufacturing, *Oxford Review of Economic Policy*, Vol. 2, No. 3.
- Oulton, N. [1987] Plant Closures and the Productivity 'Miracle' in Manufacturing, *National Institute Economic Review*, August 1987.
- Thiemeyer, T. [1986] chap. I, Thiemeyer, T. and Quaden, G. ed., *The Privatization of Public Enterprises—A European Debate—CIR-IEC*, 邦訳『民営化の世界的潮流』（尾上・広岡・新田編訳）御茶の水書房。
- Vickers, J. and Yarrow, G. [1988] *Privatization, An Economic Analysis*, The MIT Press.
- Wapshott, N. and Brock, G. [1983] *Thatcher—The Major new biography*, Macdonald & Co.
- Wiltshire, K. [1987] *Privatization—The British Experience*, Longman Cheshire.

第5章 労働党のオルターナティブ喪失過程と サッチャリズムの成立

I はじめに

1979年5月4日に政権について以来、サッチャーは、ニューライト路線にしたがって、マネタリズムによるインフレ抑制・国営企業と公営住宅の民営化・労使関係法の改正・年金や福祉給付を中心とする福祉改革・地方行財政改革などを次々と実行に移してきた。10年以上にわたるサッチャリズムの一貫した政策姿勢は、国際的にみても際立っている。もちろんサッチャリズムには、レトリックと現実の政策の間にズレが存在することを認めねばならない。⁽¹⁾しかし保守党と労働党の間で政権交替を繰り返してきたイギリス現代政治において、10年以上にわたる政権維持は異例であるだけでなく、過去の保守党のリーダーシップと比べても、その政治スタイルにおける対決姿勢と非妥協性が特異であることは無視できない。イギリスにおける社会主義的伝統と社会民主主義的政治体制を粉々にしてしまおうとする姿勢は、まさに「サッチャー革命」と呼ぶにふさわしい。

では、かくもドラスティックな政策転換であったにもかかわらず、サッチャリズムが10年以上にわたって国民の支持を獲得することができたのはなぜだろうか。その答として、急激なインフレ、イギリスの長期的産業衰退の一層の深刻化、国営企業の肥大化・非効率化、労働組合ストへの反感、産業構造と社会構造の変化に伴う社会意識の変化などの諸要因を列挙することが可能であろう。しかし、こうした諸要因の単なる順列組合せでは、常識的一般論の域を脱することは難しい。筆者は、この困難を解くためには、サッチャリズムの成立条件を動態的歴史過程として跡づけていく作業が不可欠であると考えている。その際、重視しなければならない点は、サッチャリズムの強靱さが形成されてゆく裏側で、労働党がオルターナティブを喪失させて

ゆくという弱さが存在しているという事実である。つまり本章は、サッチャリズムの成立条件を労働党のオルターナティブ喪失過程という裏側から逆照射してゆくことを目的としているのである。

より具体的には、まず第1に、ケインズ政策に対する信頼が失われた結果、イギリスでは経済政策をめぐってイデオロギー的両極化が現出したが、特に労働党内部において、いかなる形で左派が進出し、公有化と経済計画化を中心とする新経済戦略が形成されていったかを明らかにする。第2に、こうした左派経済戦略の形成にもかかわらず、労働党政府は、その実行を放棄し、これとは正反対の疑似マネタリズムを採用してゆくプロセスを検討する。そして第3に、この路線上の大幅な振幅が政策的矛盾と歪みを生み出すことによって、労働組合と地方自治体の離反を招き、戦後の社会民主主義的政治体制を支えてきたコーポラティズムの決定的な動揺を導いていった過程を明らかにしてゆく。

その際、労働組合・地方自治体あるいは政党といった中間団体が、諸個人の選択に対して独自の役割を果たしていることを筆者が重視している点についてことわっておかねばならない。方法的個人主義を前提とする社会的選択や公共選択アプローチでは、この政策上のドラスティックな構造転換のプロセスだけでなく、〈マネタリズムが中央集権的な政府間関係を生み出すというパラドックス〉も〈国家的強制力の強化による新古典派的世界の創出というパラドックス〉も明らかにできないからである。

II 労働党左派の進出と新経済戦略の形成

1 社会民主主義的コンセンサスの動揺

1951年以降、労働党は基本的に次のような社会民主主義的枠組を前提に政策運営を行ってきた。すなわち労働党政府は、第1に、戦後直後に推進された国有化を停止し、達成された混合経済体制を前提としつつ、第2に、安定的な経済成長を実現する政策手段としてケインズ政策を採用し、第3に、民主主義的諸制度の下で、対立する諸利害を妥協と交渉で調整・統合を図ってゆく「合意の政治」を追求した。そのために、労働組合を、資本の代表と

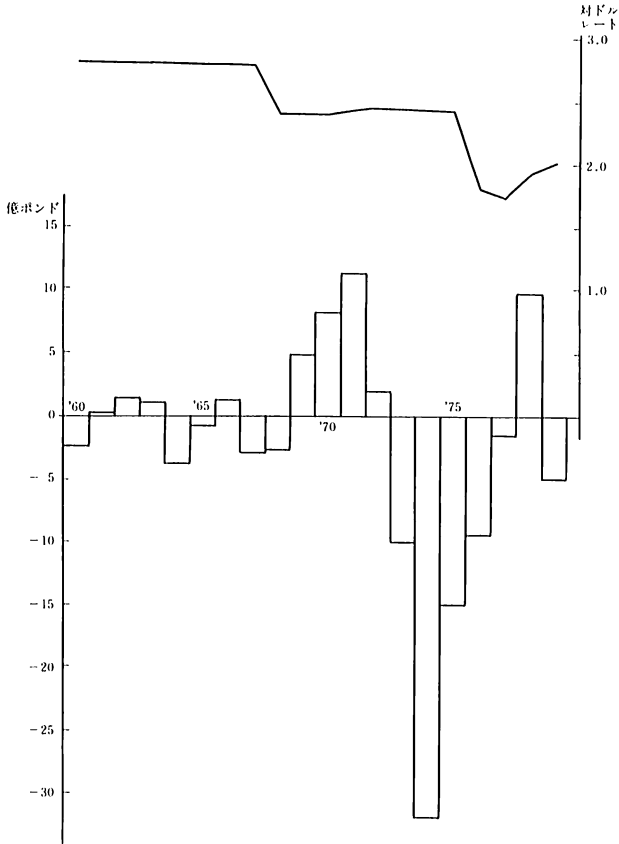
ともに統治のパートナーとして組み入れる一種のコーポラティズム体制を作り上げてきた。いわゆるゲイッケル (Hugh Gaitskell) 路線と呼ばれるものが、それである。⁽²⁾

しかし1960年代に入ると、「イギリス病」といわれる長期的産業衰退が次第に表面化し‘Stop-Go’政策が繰り返されて、60年代末までに、この社会民主主義的コンセンサスは大きな動揺を余儀なくされていった。すなわちケインズ主義的有効需要拡大政策をとると、失業率は減少傾向をたどるものの物価上昇と輸入増加による経常収支赤字がもたらされて、結局すぐに引締め政策に転ぜざるをえなくなっていた。しかも、この繰り返される‘Stop-Go’政策は一層の投資減退と生産性上昇率鈍化を招くことによって、経常収支赤字と失業率増加の振幅を拡大させていった。図1・図2は、そのことを明瞭に示している。

しかし事態は労働党にとってより深刻であった。保守党が総選挙直前に行なう景気刺激政策によって、労働党政権は常に国際収支赤字という「負の遺産」に直面し引締め政策をとることを余儀なくされていったからである。しかも前述のように、拡大局面で生ずる経常収支赤字幅も引締め局面で生ずる失業率上昇幅も大きく増加していったため、労働党政権は基本的に引締め政策に終始し、国際収支黒字をやっと実現した時点で政権を保守党に譲り渡すというパターンを繰り返していったのである。

60年代後半の労働党政権も、1964年選挙綱領⁽³⁾において、新たな科学技術の発展と輸出・投資の拡大を促進する全国計画化を公約したが、巨額の国際収支赤字に直面してほとんど実現されえないままに終わった。国際収支赤字に対処するために公共支出削減政策が実施されたが、それでも対応しきれずに67年ポンド危機を招来し、ついに為替レート切下げによって切り抜けざるをえなくなっていたのである。また労働党政府は66～69年に所得政策を実施したが、これも失業率の上昇を防ぐのに役立ったものの、いったん転位した失業率水準を元に戻すことはできなかった。成長政策によって分配の不平等を除去してゆくという社会民主主義的政策理念は事実によって裏切られ、ケインズ政策に対する信頼は大きく崩れていった。そして高失業率下で課された所得政策＝賃金抑制策は、労働組合のランク・アンド・ファイルによる「山

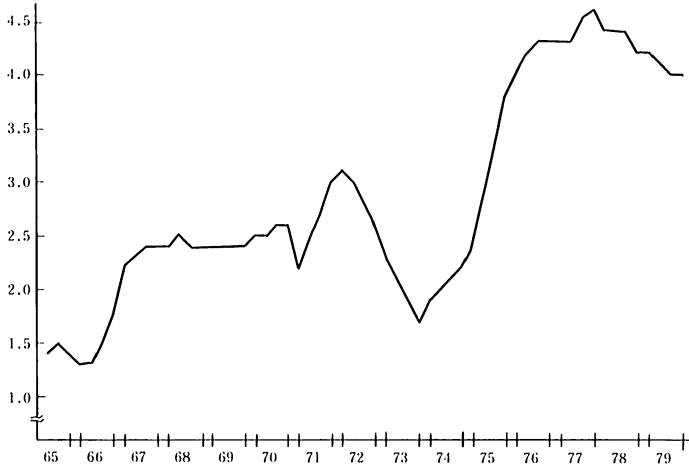
図1 経常収支と為替レート（対ドル）1960-79年



出所) C. S. O., *Economic Trends, Annual Supplement*, 1989, pp.138, 157より作成,

猫」ストを誘発し、他方、賃金コントロールの困難に直面した労働党政府は、1969年、ついに労働組合の権利の法的制限を意図した白書『対立に代えて (In Place Of Strife)』を発表するに至った。この白書では、①非公認ストの場合、調停が入る28日間、仕事への復帰を命ずる権限と、②すべてのストライキの前に組合員の秘密投票を命ずる権限を雇用相(the Secretary of State for Employment)に付与するという提案が含まれていた。この内容は、さら

図2 失業率（連合王国）1965-79年



出所) C. S. O., *Economic Trends : Annual Supplement*, 1989, p. 119より作成.

にランク・アンド・ファイルの激しい反発を招き、労働組合指導者と労働党政府の亀裂を決定的にしてしまった。労働組合をパートナーとして組み込んでゆく「合意の政治」は著しい困難に陥り、60年代末までに社会民主主義を支えてきた基本的な政策的フレームワークは機能不全に陥ってしまったのである。この社会民主主義的コンセンサスの崩壊こそが、労働党左派の進出をもたらした第1の条件に他ならない。

さらに付け加えておかねばならない点は、保守党側の動きである。ヒース率いる保守党は、1970年選挙綱領⁽⁴⁾以降、明確な形で「自由市場の哲学」を政策の前面に出して、社会民主主義的フレームワークに対する右からの挑戦を開始していた。1972年にアッパー・クライドとロールス・ロイスの破産に直面してヒース政権はUターン政策をとったものの、保守党が1970年代後半に入って市場機構を基本とするニューライト路線を鮮明にしてくるにつれて、労働党と労働組合内部において、これに対する強い反発と危機感を生み出していった。これが左派進出の第2の条件であった。

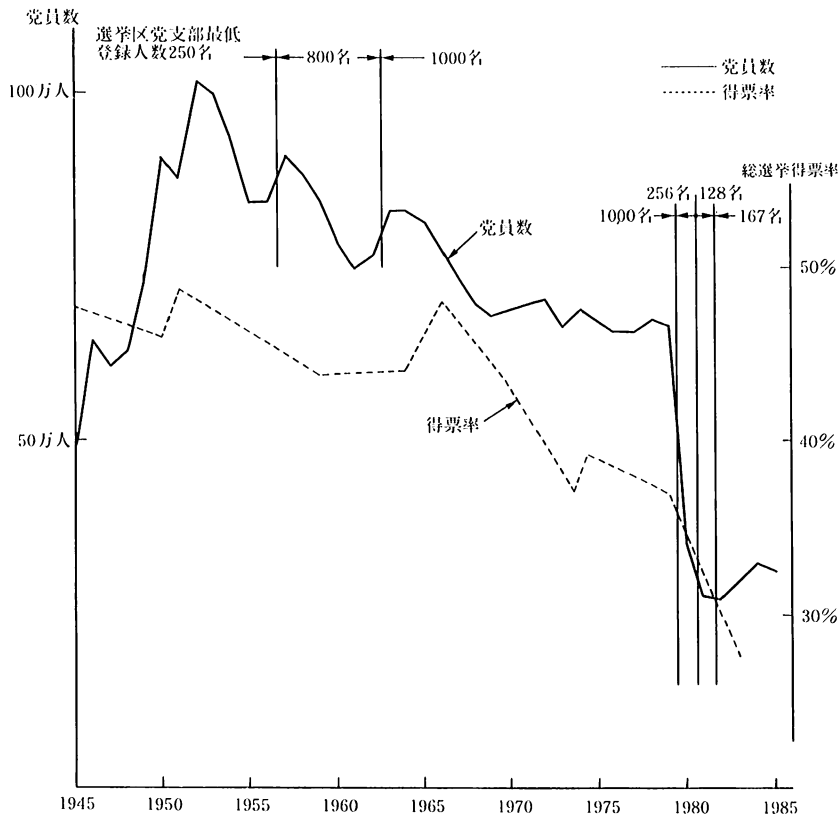
2 労働党左派の進出

ウィルソン政権の政策的失敗が労働党の支持基盤に与えた影響は深刻であった。図3が示すように、労働党の得票率は1966年選挙を頂点にして長期低落傾向に入っていた。⁽⁵⁾ 各種の選挙分析結果が示すように階級的投票行動(Class Voting)の衰退が著しく加速されていった。この傾向は、労働党の党員数にも現れ、党員数はウィルソン政権期に大幅な減少をみた。⁽⁶⁾ だが、ここで止目しておかねばならない点は、階級的投票行動が衰退してゆく一方で、労働党内部では左派が進出するという跛行的な事態が生じたことである。この左派の進出によって1970年代以降には党員数減少に歯止めがかけられ、労働党内部における彼らの発言権が相対的に強化されていったのである。

労働党党員に関する包括的な研究が存在しないために実態は必ずしも明らかにされているとは言いがたいが、いくつかの研究によれば、この左派の進出は、まず第1に、ウィルソン政権の労働政策に対する反発から労働組合内部で生じていった。1967～69年にかけて、労働党に組織加盟する6大労組の中、4労組の全国レベルの役員が左派で占められ、1970年までに、労働党大会で労働組合右派ブロックは支配的地位を失っていった。第2に、より重要なのは、労働党地方支部(Constituency Labour Party)におけるラディカルな新世代党員の加入であった。彼らに共通する特徴は、①比較的若い世代に属し、②より高い学歴を持ち、③肉体労働者よりは公共部門に雇用される専門職(地方行政・教師・社会事業などに従事する者)が多く、④親が労働者階級出身であるというものであった。この若くて高学歴でミドル・クラスの公共部門専門職が、労働党地方支部で次第に中心的役割を担うようになっていった。1968年地方選挙における労働党の大敗や1974年の大都市圏自治体(Metropolitan County Councils)の新設は、彼らの地方議会進出の機会を拡大したし、またロンドンや北部工業都市では、インナーシティ問題が深刻化して公共部門の雇用がますます大きな比重を占めるようになったため、彼らは比較的容易にこれら地域の党支部を掌握できたのである。第3は、1960年代後半以降の女性運動を背景にして加入してきた女性たちであった。

もちろん労働党左派といっても単一の組織と見解とをさすわけではなく、社会主義的プログラムの「修正」に反対するという点で共通性を持っている

図3 労働党党员数と総選挙得票率



出所) P. Seyd [1987] p. 41他より作成。

にすぎない。だがミリタント・グループ (Militant Group) や革命的社会主義者同盟 (the Revolutionary Socialist League) の組織的浸透 (entryism) の影響も過小評価することはできない。彼らは70年代にリヴァプールやブライトン・ケンプトン等の労働党地方支部への組織的浸透に成功し、また1973年に禁止組織リスト廃止が労働党大会で決定されると、労働党青年運動組織 (the Young Socialists) を掌握していったからである。

このような労働党地方支部・労働組合への左派進出を背景にして、1970年以降、労働党大会では左派ブロックが形成されるとともに、労働党地方支部

セクションの左派が中心になって、労働党の政策形成に重要な役割を果たす全国執行委員会 (National Executive Committee) を左派が掌握していった。1964年時点では、同委員会メンバー27名中、左派は8名を占めるにすぎなかったが、70年には11名、そして73年には14名を占めて、その優位を確立した。労働党地方支部セクションの代表ベン (Tony Benn) が1971~72年の全国執行委員会議長になり、次いで74年10月までに、全国執行委員会内部の国内政策委員会 (the Home Policy Committee) の議長にベン、国際問題委員会 (the International Affairs Committee) の議長にミカード (Ian Mikardo) がなり、1978年には組織委員会 (the Organization Committee) 議長にヘファー (Eric Heffer) が就任し、労働党全国執行委員会は完全に左派の掌握下に置かれるところとなった。左派は、この全国執行委員会を拠点にしてラディカルな新政策すなわち新経済戦略 (New Economic Strategy) を形成していったのである。

3 社会契約と新経済戦略の形成

1972年1月に、議会労働党 (Parliamentary Labour Party)、全国執行委員会、TUC各6名から構成される連絡委員会 (TUC/Labour Party Liason Committee) が発足し、社会契約はこの委員会を中心にして形成されていった。1960年代末の政府と労働組合の深刻な対立が1970年総選挙を敗北に導いていった以上、ウィルソンらが政権に復帰するためには労働組合との新たな協力関係の樹立が不可欠であった。他方、労働組合側は、ヒース政権による1971年労使関係法制定と強制的所得政策を撤回させるためには、議会労働党の協力が不可欠であった。したがってTUCと議会労働党との合意は、この71年労使関係法の廃止と強制的所得政策の否定から始まっていった。そして連絡委員会は、社会契約の内容をさらに豊富化させたうえで、「経済政策と生計費 (Economic Policy and the Cost of Living)」を発表した。

この文書で示された社会契約の内容として、まず第1に、1971年労使関係法の廃止、第2に、広範で継続的な価格統制の実施とそれを補足する食料補助金と家賃統制、第3に、社会的平等と富の再配分を図る進歩的社会政策として、①1972年住宅財政法の廃止・私的賃貸住宅の市営化・土地公有化・公

営住宅建設による低価格住宅の供給, ②交通補助金の増額と一部無料の大都市公共交通の実験, ③富裕税・贈与税・累進的所得税の強化, ④処方箋料金の廃止, ⑤年金の即時増加とスライド制の実現, 第4に, 新しい公企業の発展と私企業の一層の公有化, そして雇用助成金を利用した地域開発政策, 第5に, 国内資本の海外流出の統制とEEC撤退, 第6に, 産業民主主義の拡大をあげることができる。全国執行委員会は, この社会契約を政策として体系化した「1973年労働党プログラム (Labour's Programme for Britain)」を作成し, 党大会の承認を受けた。左派は自ら作成した社会主義的プログラムを党の最高決議機関で認めさせるに至ったのである。

この73年プログラムは13章からなるが, 中でも「第2章 新経済戦略」⁽¹⁰⁾は, ラディカルな新機軸を提示した部分であり, 「根本的で不可逆な権力と富のシフト」をめざす社会主義的戦略の中核を占めている。この第2章では, まず製造業トップ100大企業の生産高に占めるシェアが, 1955年の約20%から1970年には約50%となり, さらに1980年には約3分の2になるだろうと予測したうえで, これら少数の独占企業の経営者たちの経済権力が, しばしば国際収支・地域開発・産業投資・物価・生産性といった国全体の公共利益を破壊する決定を行ない, また多国籍企業は勝手に資本を移動させることによって, 政府の財政金融政策・為替政策・立地政策を無効にしてきたという現状認識を示す。そして, こうした事態を変えるには, 従来の財政金融政策などの間接的手段では限界があり, この経済の管制高地に対する直接的コントロールが必要であるとする。73年プログラムは, そのために新たな経済計画化の手段として次の3つの提案を行なった。

すなわち, その第1は, 国家持株会社としての国家企業庁 (the National Enterprise Board) の設立である。この国家企業庁は, 株式取得を通じて公有化の拡大を図る機関となり, 従来の公益企業や衰退産業だけでなく, 港湾・航空機・造船・金融機関・製薬などの収益産業も対象としてゆく。そして国家企業庁は, この持株取得と株主 (あるいは取締役) としての権限を通して, 雇用創出・国内投資拡大・技術開発・輸出促進・輸入代替・政府の価格政策への協力・産業民主主義の拡大を促してゆく役割を負う。第2は, 政府とトップ100の製造企業との間に締結される計画協定 (planning agree-

ment)である。政府は、これら企業との間に、価格・利益・投資計画・労務政策等について協定を結ぶとともに、企業に情報提供を求め、政府の経済計画・資源配分計画・地域開発計画の目的に従わせてゆく。その手段として、①誘導措置（個別企業への選択的な政府資金助成）と、②制裁措置（政府・公企業部門による製品買入れ拒否）が提示される。しかし、これだけでは計画協定の締結と実施は難しいので、第3に、必要な場合に個別企業レベルへの選択的政府介入を可能にする新産業法の制定が提案される。同法では、公的株式取得の見返りに個別企業に援助を与える権限、協定締結命令を出す権限、議会の承認の下に個別企業に投資ないし買収する権限、社会的責任を果せない企業を一時的に公的管財人（Official Trustee）の管理下におく権限など広範な権限を政府に与えることが想定されている。

新経済戦略は、これら3つの経済計画化手段を中心にして、さらにヒース政権の具体的政策に対抗する次のような提案を行なっている。すなわち第4に、ヒース政権の労働政策に対抗して産業民主主義の拡張が提案される。まず1971年労使関係法を廃止し、団体交渉権の強化と不当解雇保護のための立法化を図るとともに、労働裁判所制度に代えて雇用主と労働組合代表からなる中立的調停機関（Conciliation and Arbitration Service）を設立する。さらに企業の最高意志決定機関への労働組合代表の参加を図る。具体的には、主要企業において、労使同数の監査役会（supervisory board）と事業所レベルでの共同規制委員会（joint control committee）を設置することが提起されている。第5に、ヒース政権による強制的所得政策と公共料金引上げ政策を放棄するとともに、インフレ対策としての価格統制政策が主張される。具体的には、①計画協定と新産業法の活用、②価格委員会（Price Commission）と独占委員会（Monopolies Commission）の強化、③小売段階での公正価格リストの公表と消費者モニター制度、④一定の基礎食料に対する特別補助金などが提案される。第6に、公共部門の縮小と減税によって成長促進を図るヒースの減税政策を批判し、年金・社会給付の増大と所得再配分的な税制改革が提案される。これらの諸点を総合すると、この新経済戦略は、保守党が目指す市場メカニズム導入政策に対する真正面からの〈対案戦略〉となっているのである。

ただし、この対案戦略に関しては、次の2点に注意しておかねばならない。第1は、ケインズ政策の限界は指摘されているが、公共支出の増加や減税による完全雇用政策それ自体は否定されていない点である。しかし60年代の経験が示すように、産業衰退の下での景気刺激政策は、輸入増大と国際収支赤字を必然的に招く。したがって左派は、これに選択的輸入統制とEEC撤退をセットにして提案する。第2は、労働組合内部の微妙な対立を背景に、所得政策と労使共同規制案に関して曖昧な部分が残されてしまった点である。後述するように、TUC内部には、伝統的労働組合主義に立って自由な団体交渉への復帰を主張する潮流と政労合意と共同規制を重視する潮流の対立が存在していた。73年プログラムは、強制的所得政策に対しては明確に反対していたが、価格と所得の問題が「政治的問題」であることを指摘し、社会契約に基づく合意の重要性が述べられるにとどまった。しかし73年プログラムは、同時に新経済戦略による経済成長が短期的に達成されることが困難であることを率直に認め、長期的に生産性上昇率を上回る貨幣賃金の上昇が続けば、価格統制政策の失敗が生ずることを指摘していた。結果論的にみれば、問題の火種は残されたままになっていたと言えよう。

III 疑似マネタリズムと新経済戦略の放棄

1 短期議会と社会契約の実施

73年プログラムに基づいて作成された選挙綱領の下で戦った1974年2月の総選挙において、労働党は635議席中301議席を獲得し、少数党政府ながらもウィルソン政権が誕生した。ウィルソン政府は、間近に控えた総選挙を意識して、社会契約を着実に実行する姿勢を示した。すなわちウィルソンは、第1に、1971年労使関係法に代えて労働組合・労使関係法 (the Trade Union and Labour Relation Act) を制定した。全国労使関係裁判所と組合登録所は廃止され、「労働組合の不当労働行為の法理」も撤廃され伝統的な争議免責が復活した。また1975年には雇用保護法 (Employment Protection Act) を制定し、解雇や組合活動に関する労働組合の権利の強化を図っていった。⁽¹¹⁾

第2に、ヒース政権によって行なわれてきた強制的所得政策を打ち切り、

給与局 (Pay Board) を廃止させた。これに対して TUC 総評議会 (General Council) は、1974年6月に「団体交渉と社会契約 (Collective Bargaining and Social Contract)」を発表し、①週30ポンドの最低基本賃金という給与ガイドラインと、②賃上げ期間の12カ月ルールを自発的に設定した。

第3に、価格統制政策を実行に移し、価格法 (Price Code) と価格委員会を維持したうえで新たに家賃凍結を課し、さらに物価省 (the Ministry of Prices, Consumer Protection and Fair Trading) を新設した。そして第4に、1974年3月と7月の予算では、物価対策とともに所得再分配政策が重視された。3月予算はマイルドなデフレ予算であったが、①年金の増加、②高齢者・低所得者向けに食料補助金5億ポンド・住宅補助金7000万ポンドの増加、③所得税の人的控除額引上げと基礎税率3%引上げ、④菓子類・石油等への付加価値税拡大と酒・タバコ税の引上げを行なった。7月の補正予算は選挙対策的なリフレーション予算となったが、①価格抑制のために付加価値税の10%から8%への引下げと食料補助金の5000万ポンド増加、②地域雇用奨励金の倍増 (計1億1800万ポンド) を行なった。そして政府は、所得と富の分配に関する王立委員会 (the Royal Commission on the Distribution of Income and Wealth) を発足させた。しかしヒース政権末期の景気刺激政策とオイルショックによってインフレと国際収支赤字は急速に悪化しており、7月補正予算はそれを加速させてゆく効果をもった。そのため、1974年10月総選挙で過半数を制したウィルソン政権は、75年に入って社会契約に基づく新経済戦略を徐々に修正し、やがてそれを全面的に覆していった。

2 経済計画化の換骨奪胎

1974年8月に、産業省によって白書『イギリス産業の再生 (*The Regeneration of British Industry*)』が公表されたが、国家企業庁設置法案は遅々として審議がはかどらず、上院で修正が重ねられたうえ1975年12月まで国王裁可が得られなかった。その間、75年6月のE E C レファレンダムにおける左派の敗北を背景に、トニー・ベンは産業相からエネルギー相に移され、新産業相ヴァリー (Eric Varley) の下に作成された新白書によって、新経済戦略はさらにその内容を薄められ、75年11月に新産業法として制定された。その

結果、新経済戦略に盛り込まれた経済計画化手段は、原案とは異なる性格のものに変質させられていった。

まず第1に、新設された国家企業庁の権限と役割は著しく制限されたものとなった。新国家企業庁による株式取得は、公開市場手続きによらねばならないとされたうえ、1企業1000万ポンド・30%までに制限された。国家企業庁に割当てられた当初予算は7億ポンドで、議会の承認があれば3億ポンド追加されうるものとされた。左派にとって、新経済戦略を推進するには、この額はあまりにも不十分であった。しかも初代長官ライダー (Don Ryder) は、74年12月にブリティシュ・レイランド経営危機に関する調査委員会の議長を務めた人物であった。前述のように、国家企業庁は、収益産業の公有化を通じてイギリス経済の計画化を推進する機関となるはずであったが、現実には経営危機にある企業に対する救済融資機関へと変質していった。

国家企業庁は、まず1977年9月に経営危機に陥ったブリティシュ・レイランドに対して5000万ポンドの救済融資を与え、翌年4月には、さらに4億5000万ポンドの援助を約束した。次に78年9月に航空機産業に対して、ロールス・ロイスの航空機エンジン開発に2億4000万ポンド、イギリス航空のボーイング757の9機購入に4億ポンド、ブリティシュ・エアロスペースの英仏エアバス共同開発に1億ポンドを投入したが、これも返済見通しの危うい融資であった。また造船業についても、同年12月にワーク・インが行なわれていたクライドバンクのマラソン・ヤードに1700万ポンドの救済融資を与えた。本来、公有化の対象とされた業種に対しても、慢性的赤字企業に対する救済融資に終始していったのである。⁽¹²⁾

第2に、計画協定も、強制条項が取り除かれ、相互の自発的合意に基づかねばならないものとされた。また新産業法においても、強制的企業買収条項は外され、さらに開発助成金についても計画協定を締結しない企業にも与えられることになり、協定締結のための唯一の誘導措置も奪われる形となった。イギリス・クライスラー社だけが協定に参加したが、この場合も、75年11月にクライスラー本社が政府融資を得られない場合は閉鎖を行なうと通告してきたため、2万5000人の新たな失業発生を恐れた労働党政府が、1億6200万ポンドの救済措置を行なう見返りに計画協定に合意させたものであっ

た。しかも、その後イギリス・クライスラーはプジョー・シトロエンに売却されてしまったが、協定にサインするまで政府に一切通知されないというものであった。⁽¹³⁾

第3に、労使共同規制による産業民主主義の拡大についても、1975年のブロック（Lord Bullock）委員会において、当面2000人以上規模の企業に労使同数の監査役会を設置する提案が審議されたが、伝統的な自発的団体交渉に固執するAUEWなどの組合もあって、実現されないままに終わった。

以上のように、新経済戦略は、その中心的提案を大幅に修正され、結局、旧来の救済融資・助成のシステムを拡大させたものへと変質し、しかも救済措置の多くは、生産性向上や経営改善について具体的成果をもたらさないままに終わった。結果論的に言えば、それは、公共部門の肥大化が経済的不効率を助長し、巨額な公的資金の「濫費」は高い税負担と経済衰退をもたらすだけであるというサッチャリズムの主張に、一定の現実的根拠を与えることになったのである。

3 公共支出削減と所得政策への回帰

1975年2月に2億1500万ポンドにのぼる雇用創出パッケージが発表された直後に、予算政策でも社会契約の後退が始まった。インフレ率は20%を越え、1974-75年度の国際収支赤字は38億ポンド、公共部門借入需要額＝PSBR（Public Sector Borrowing Requirement）は約76億ポンドにのぼることが見通されると、ウィルソンは、1975-76年度に10億ポンド、1976-77年度には30億ポンドのPSBRの削減が必要であるとの認識を示した。そして、その具体的第一歩として、75年度予算案において9億1000万ポンドのPSBR削減の方針を打ち出したのである。そのため予算案では、①物価法の緩和とともに食料補助金1億5000万ポンドと住宅補助金6500万ポンドの削減、②年間所得1250ポンド層の増税、③新投資プロジェクトを開始する企業に対する1億ポンドの予算増加と他方での国有企業向けの助成金の削減などが盛り込まれた。これらの内容は、明らかに社会契約からの逸脱であった。しかも、その逸脱は予算政策にとどまらなかった。

6月30日にポンドの対ドル・レートは5%下落し、さらに7月に入って

29%もの下落が生じたため、ヒーリー蔵相 (Denis Healey) ら閣僚は、TUC 幹部と会談し、1週間以内に、10%の給与上昇率制限に合意するように求めた。事実上の所得政策の再開要求であった。これに対して、労働組合側は、労働党政権維持を最優先する TGWU (Transport and General Workers Union) のジョーンズ (Jack Jones) らを中心にして、①年間所得7000ポンド以上の賃金凍結、②6ポンドの一律賃上げ上限額の設定、③賃上げ改定期間に関する12カ月ルール⁽¹⁴⁾の維持を内容とする自発的賃金抑制案を作成した。7月9日のTUC総評議会は、19対13でこの提案の受入れを決定し、「社会契約の発展 (the Development of Social Contract)」と題する文書を発表した。⁽¹⁴⁾ この6ポンド一律賃上げ方式は、パーセンテージ賃上げ方式よりも低所得者ほど有利であるという限りで、より社会主義的であったし、法的強制を回避したためにヴォランタリズムの原則は保たれた。TUCは、これを社会契約の発展と表現したが、実際には公共支出削減を伴う伝統的所得政策と紙一重であり、明らかに社会契約の修正であり崩壊への第一歩であった。事実、その後のポンド危機の進展と対外借入れを契機にして、労働党政府は、社会契約および新経済戦略とは正反対の方向へと政策転換していったのである。

4 IMF危機と疑似マネタリズムの採用

労働党政府による対外借入れは、1975年末から始まった。同年11月、下院において、ヒーリー蔵相は、まず10億SDRs (5億7500万ポンド)、引続いて7億SDRs (4億ポンド)の引出しを申請していることを明らかにした。その際、IMF側は、イギリスの借入れに対する監視措置として貨幣供給量の上限 (monetary ceiling) を設定した。これに対応して、ウィルソンは、1976年2月提出の公共支出白書において、2年間で30億ポンドにのぼる支出削減プランを明らかにし、予算計画にキャッシュ・リミット (現金支出制限) を導入していった。マネタリズムへのシフトが開始されたのである。

これに対して、労働組合と労働党左派は、この大幅な公共支出削減政策を社会契約の放棄と捉え、激しい抵抗を展開した。まず76年1月のTUC・労働党連絡委員会で、TUC側は、労働組合側に一切の協議もないまま政府が一方的に公共支出削減政策を決定したことに抗議するとともに、次の給与交

渉での非協力を主張した。閣内では、多額の教育費削減を理由にレスター (Joan Laster) が教育次官 (Under-Secretary of State for Education) を辞任した。さらに下院では、37名のトリビューン派議員が乗権に回り、この公共支出白書は284対256で否決された。これに対して、ウィルソンは、政府信任投票で対抗し、トリビューン派議員を、公共支出削減政策を認めるのか政府不信任案通過の責任をとるのかというジレンマに追い込むことによって、結局、この白書を通過させていった。

次にウィルソン政府 (なかんずく大蔵省) は、秘密裏に平価切下げ戦略に踏み切った。76年3月4日、ポンドが下落しているところでポンド売りを開始し、さらに翌5日には最低貸出金利 (MLR) を4分の1パーセント引下げた。市場関係者は、これを大蔵省の平価切下げ政策の開始と見て、為替レートは急激に下落していった。こうした状況の下でウィルソンは辞任し、4月6日キャラハン (James Callaghan) が新首相に就任して、1976年度予算案が作成されたのである。

しかしこの予算案では、所得政策の第2段階を成功に導くために、さまざまな控除額引上げを中心とする所得税減税が提案されていた。この所得税減税額は合計9億3200万ポンドにのぼり、一部間接税引上げを差し引いても約6億1500万ポンドの歳入減をもたらすものであり、これとともにPSBRも前年度より約11億8900万ポンドの増加が見積もられていた。⁽¹⁵⁾つまり76年度予算からキャッシュ・リミットが導入されたとはいえ、この時点では、インフレ対策の第1のプライオリティは依然として所得政策の合意の達成におかれていたのである。そのため、この予算案提出後もポンド下落は続き、5月には対ドル・レートは1.70を記録した。あまりに短期間に急落したために、ポンドを買い支えるための外貨準備不足が生じ、再び対外借入れが不可避となった。これまでに見たように、労働党政府は、1960年代に成功した平価切下げ政策を再び選択したが、結局、完全な失敗に終わった。心理的期待や思惑によって為替レートが大きく変動する変動相場制の下では、1国レベルでの平価切下げ政策の有効性はすでに失われていたのである。

76年6月初め、イングランド銀行は、IMFからの借入れを回避するために53億ドルの緊急融資を取り付けた。しかしアメリカ政府から課された条件

は、6カ月以内の返済とその間の財政赤字の縮減というきびしいものであった。6月6日の閣議で、ヒーリー蔵相は1977-78年度に10億ポンドの公共支出削減を行なうことを提案し、ようやく7月13日の閣議で了承された。その間も政府内外で激しい対立が続き、結局、ヒーリーは、7月22日に下院において、国民保険料の雇用者負担を2%増加させることで10億ポンドの赤字を賄うことを言明した。労働者の負担でなく雇用者の負担とすることによって、批判をかわそうとしたのである。しかし、この財政赤字削減策にもかかわらず、9月にもポンド下落が続いた。そして9月末に開かれた労働党大会において、新経済戦略の放棄に抗議して、全国執行委員会が提出した銀行国有化要求が決議されると、9月27日、28日とポンドは急落し対ドル・レートは1.67に達した。

翌29日、キャラハンは、ついにIMFへの借入れ申請を決意するとともに、ポンド下落を招いた原因がケインズ政策の失敗であったとする演説を行なった。すなわち彼は、その演説の中でケインズ主義的有効需要拡大政策はインフレをもたらすだけであり、より高いインフレはより高い失業をもたらすだけであるというマネタリストと同じ認識⁽¹⁶⁾を表明したのである。

11月1日にIMFチームがロンドンに到着し、12月1日、IMF側からの条件提示に従って、キャラハン政府は閣議に、①2年間で25億ポンドのPSBR削減(1977年度10億ポンド、1978年度15億ポンド)、②ブリティッシュ・ペトロリアムの株式5億ポンドの売却、計30億ポンドのPSBR削減を提案、翌2日に了承を得て、15日にIMFに対する回答書を下院に提出した。このIMF条件受入れは、次の3点で予算政策におけるマネタリズムへの転換を意味している。すなわち政府は、第1に、インフレ抑制手段としてマネーサプライ(M3)を政策目標として採用し、第2に、それを財政赤字すなわちPSBRの削減と直接結びつけ、その達成手段としてキャッシュ・リミットを政府支出計画に導入し、第3に、財政赤字削減のために公営企業の株式売却を実施したのである。結局、ポンド危機と対外借入れは、労働党政府に対して、社会契約と新経済戦略を放棄させただけでなく、サッチャー自身の登場に先立ってサッチャリズムの政策をとることを余儀なくさせた。労働党政府が、自らの公約を裏切って、全く正反対の方向へ政策転換を行なわ

ざるをえなかったのである。その際、特にキャッシュ・リミットの導入が予算政策に与えた影響は決定的な意味を持った。それは、政府支出計画の性格を大きく変化させるとともに、労働党左派の基盤である労働組合・地方自治体と政府の利害対立をますます先鋭化させていったからである。

5 キャッシュ・リミットの導入と政府支出計画

キャッシュ・リミットの導入は、政府支出計画⁽¹⁷⁾の中期的な計画機能を著しく後退させ、短期的な支出統制機能を強化させた。従来⁽¹⁷⁾の公共支出白書は、何よりも計画機能を重視して策定されてきた。白書では、価格一定の下に4年間の数量(volume)目標が明示され、翌年になると、その年の調査価格で次の4年間の目標を表示し直す方法をとっていた。4年間をすべて各年の時価をベースにして計画目標を設定しようとする、各年の物価上昇率をどのように見積るかで数量目標は大きく変わってしまい、数量目標の実質的増減が不明確となるからである。実際にも、新政権が誕生し数量目標が設定されると、仮定された経済成長率や賃上げ率が現実とズレても、その目標は固守される傾向を持っていた。事実、大蔵省が過大な経済成長率を見積ったために、しばしば計画未達成が生じ補正予算が組まれることがあった。しかし、この方式にとって、より大きな問題は急激なインフレである。急激なインフレにもかかわらず数量目標を達成しようとすれば、財政赤字を累積させてゆかざるをえなくなるからである。事実、表1で示したように、1970年代に入って、物価上昇率が高まるにつれて財政赤字は年々拡大していったのである。

これに対して、1976年になって政府支出計画に支出統制機能を強化する方法がいくつか導入された。その第1は、言うまでもなく計画へのキャッシュ・リミットの導入である。すなわち大蔵省は、物価上昇率と賃上げ率を推計し、それに基づいて政府支出計画に現われた各省の数量目標をキャッシュ・リミット(現金支出制限額)に置き換える。その後、予測以上の物価上昇率や賃上げが生じて、この現金支出制限額は厳守されねばならない。第2に、キャッシュ・リミットを上回る可能性について早期に警告を与えるために、各省庁別の定期報告を義務付ける財政報告制度(Financial Informa-

tion System) が設けられた。第3に、詳細な目標額を提示する期間が4年から3年に短縮された。以上のように、政府支出計画は当該年度の支出抑制に重点が移されたために、中期的な財政計画機能は大きく損ねられていった。しかし問題はそれだけにとどまらない。支出統制の強化といっても政府がすべての支出をコントロールできるわけではないからである。つまり政府の直接統制が及ぶ範囲が限られているために、当該年度の支出抑制目標を達成しようとすればするほど、直接統制が及ばない領域でのフリクションを高めてゆかざるをえないのである。

まず第1に、支出統制機能の重視は、自由な団体交渉に基づく公共部門の賃上げと本質的に相容れない性格を持つ。特にインフレが昂進している状況で、自由な団体交渉という制度的枠組みを保証しようとする、労働組合の交渉力を弱体化させるか逆により密接な協調を確保しない限り、大幅な賃上げ要求を生じさせ、支出計画を大幅に狂わせる可能性をもたらすからである。こうして公共支出削減政策はますます所得政策の成否にかかってくる。しかし労働党政府が労働組合と合意するためには、社会契約に基づいて公共支出削減政策を回避せねばならないというジレンマに直面する。

第2に、政府支出計画は、地方政府支出全体を含んでいるわけではなく、中央政府補助金と地方債・借入れの2項目が含まれているだけで、中央政府はそれを通じて地方財政に間接的影響を及ぼすことができるだけである。したがって地方政府を含めた全政府支出規模の統制を強めようとするならば、

表1 統合国库基金収支(1960-1979年)
(単位: 100万ポンド)

	歳入	歳出	差額
1960-61	6,207.5	6,053.1	154.4
1961-62	6,969.8	6,544.5	425.3
1962-63	7,186.7	6,857.0	329.7
1963-64	7,287.5	7,197.6	89.9
1964-65	8,157.1	7,712.9	444.2
1965-66	9,144.4	8,455.7	688.7
1966-67	10,278.9	9,541.4	737.5
1967-68	11,227.3	10,871.3	356.0
1968-69	13,363.4	11,615.0	1,748.4
1969-70	15,266.6	12,822.2	2,444.4
1970-71	15,842.8	14,086.3	1,756.5
1971-72	16,931.8	15,548.8	1,383.0
1972-73	17,178.1	17,689.1	▲ 511.0
1973-74	18,266.4	19,965.3	▲1,738.9
1974-75	23,570.1	26,802.5	▲3,232.4
1975-76	29,417.1	36,047.0	▲6,629.9
1976-77	33,778.1	39,272.3	▲5,594.2
1977-78	38,773.2	43,989.0	▲5,215.8
1978-79	43,087.9	51,469.4	▲8,381.5
1979-80	54,331.5	61,007.4	▲6,675.9

出所) C.S.O., *Annual Abstract of Statistics*, No. 107 (1970). p. 294, No. 112 (1975), p. 338, No. 117 (1980). p. 377 & No. 124 (1988). p.262より作成。

ますます中央統制的な財政運営を強いられてゆく。しかし中央政府の支出統制（支出削減）の急速な強化は、地方財政計画を混乱に陥れてゆき、「地方自治」の原則との衝突を不可避にしてゆく。

第3に、社会保障費の自動的な伸びが支出統制を無効にしてゆく可能性をもつ。すなわち、①拠出給付を原則とする年金・失業給付については、物価上昇率に対応して、ある程度の給付引上げが制度的に不可避となっている。社会契約に基づいて推進された1975年社会保障法は、所得比例年金の導入を決めるとともに、基礎年金には賃金水準による再評価、比例年金には平均賃金水準による再評価と物価スライド制の導入、また新職域年金にも国の比例年金と同様の物価スライド制導入（国の負担⁽¹⁸⁾）を認めた。このことは、人口の高齢化を別にしても、少なくともインフレにあわせて年金支出が伸びてゆかざるをえないことを意味する。②補足給付などのミーンズ・テスト付非拠出給付も、一定の受給資格条件を満たせば、政府には自動的に支給義務が発生する。失業率などの変化があって受給者が増加しても、ただちにキャッシュ・リミットを課すことはできない。しかも年金給付が不十分なために、1970年代には、補足給付の例外的ニーズ支払を含めていくつかの非拠出給付を同時に受給している年金生活者の人数は急速に増大していったのである。③さらに個人所得税における人的控除などの租税支出（tax expenditure）の形をとった「社会福祉費」の増大には支出統制が及ばない。租税支出は政府支出計画の対象外であるだけでなく、その拡大は確実に歳入減少を招いてゆく。

以上から明らかなことは、もし労働党政府が大幅な制度改革によって福祉支出削減を実行しない限り、キャッシュ・リミットに基づく公共支出削減政策を強化しようとすればするほど、公共部門を中心とする賃金抑制と地方財政支出統制へと向かわざるをえないということである。このことは労働党政府のジレンマをますます拡大させてゆく。この2つの分野に直接的利害を持つ労働組合と地方自治体こそは、社会契約を強く要求してきた労働党左派の基盤であったからである。すなわち一層の公共支出削減政策は、彼らとの直接的な衝突を招来し、政府と労働組合あるいは労働党内部における亀裂を深刻化させ、労働党政権を誕生させた社会契約の破綻へとつながってゆく危険

性を高めてゆくのである。

しかも労働党政府は、こうしたジレンマに直面して、社会契約を政治的取引材料として断片的に実施しつつ疑似マネタリズムを実行していったために、かえって政策的に一貫性を失い、様々な政策上の歪みを生み出してしまった。それが皮肉にもサッチャリズムの非妥協的政策運営に現実的根拠を与えるという結果をもたらしたのである。次にこうした観点から、労働党政権下の所得政策と地方財政政策について順次検討してゆく。

IV 公共支出削減と自発的所得政策の破綻

1 自発的所得政策の限界

短期的にはともあれ長期的な所得政策の継続には、絶えず次のような危うさがつきまとう。まず何よりも労働組合の最大の目的が生活水準の向上にある以上、何らの譲歩も獲得することなしに実質的生活水準の低下が続くならば、組合員の不満は当然、昂進してゆかざるをえない。こうした状況下で、いったん、いくつかの組合が所得政策への協力を拒否して合意を上回る高い賃金要求を獲得するならば、残りの組合だけで所得政策の合意を守ることは不可能となる。その組合の組合員の不満が高まるだけでなく、競合する他組合との組合員獲得競争にも敗れてしまうからである。それは必然的に賃金爆発をもたらしてゆくが、法的強制を伴わない自発的所得政策の合意の不安定さは、その危険性を一層高くする。

しかも所得政策の破綻は、しばしばその政権の崩壊をもたらす。所得政策は賃金決定を政治的プロセスに委ねるがゆえに、その失敗は政府に政治的責任問題をもたらすからである。したがって、こうした危険が高まってくると、自発的所得政策という形態は、政府に深刻なジレンマを負わせてゆくことになる。すなわち、一方で所得政策を継続させてゆくには、労働組合の交渉力を弱める措置をとる必要性をもたらすが、労働党政府はもはや労働組合に対する法的規制や強制的所得政策を採用することはできない。前述のように、60年代後半の強制的所得政策や白書『対立に代えて』が労働党政府と労働組合の協力関係を決定的に崩壊させたという教訓から、こうした労働政策

をとらないことが社会契約の出発点となって再び労働党政権を成立させたからである。

他方、政府は、公共支出削減目標を不安定に陥れるがゆえに、自由な団体交渉に復帰させることもできない。労働党政府に残された選択肢は、減税ないしリフレッシュ政策を部分的に実施しつつ、それを政治的取引材料としながら所得政策の合意を作り上げてゆくしかない。事実、労働党政府は、1977年末から、なし崩し的にケインズ政策への復帰を志向していった。しかし安易なりフレッシュ政策は、インフレと国際収支赤字の危険性を高めてゆくので、政府はますます所得政策に依存してゆかざるをえないという悪循環にはまってゆく。

一方、労働組合指導者も同様のジレンマに直面する。組合員の自由な団体交渉への復帰要求と賃上げ要求に応えざるをえないが、その完全な実施は、労働党政権の転覆とサッチャリズムの登場という労働組合にとって決定的に不利な状況を作り出してしまいかねない。自発的所得政策に対する TUC 内部の対立は、こうしたジレンマを反映したものにほかならない。結局、労働組合指導者も、政府から減税とリフレッシュ政策に関する譲歩をより多く引き出すことで、所得政策との妥協を図ってゆく以外になくなる。しかし、キャッシュ・リミット導入による公共支出削減政策の強化は、こうした選択肢を著しく制約してしまう。そしてランク・アンド・ファイルの反発を前にして、労働党政府の維持を最優先する TUC 内部の指導者グループを手詰まり状態に追い込んでいったのである。

さて所得政策の第 2 段階は、前述のように、76年度予算の減税と引き換えに同年 5 月に合意された。TGWU のジョーンズと GMWU (General Municipal Workers Union) のバスネット (David Basnett) らは再び一律引上げ方式を主張したが、熟練労働者の相対的地位低下という不満に応えるためにスキャンロンらの主張するパーセンテージ引上げ方式との妥協が図られた。最終合意内容は、政府が年 3% 以内を主張したのに対して、週 2.5~4 ポンド、平均 5% (減税分を加えて 6~8%) の賃上げという内容で決着した。

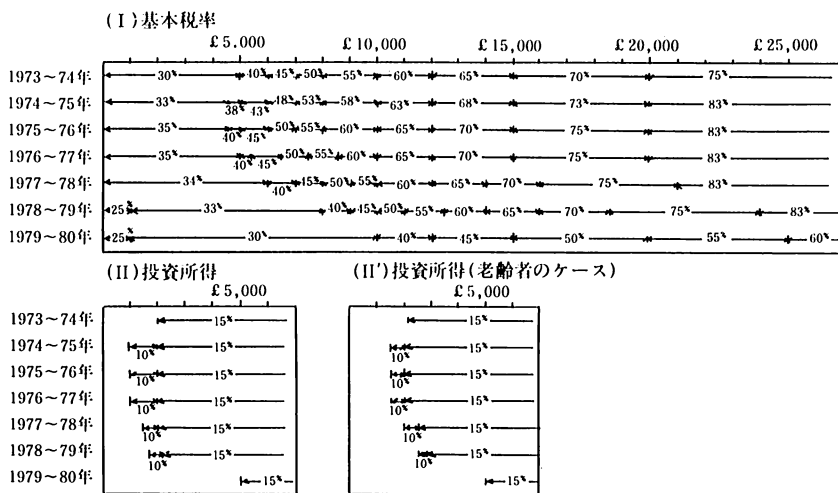
しかし、この合意は、各組合のランク・アンド・ファイルの反発を招くとともに、全国執行委員会内部の左派の抵抗をも引き起こした。連絡委員会の

新文書「次の3年間とプライオリティの問題 (The Next Three Years and the Problem of Priorities)」に対して、7月の連絡委員会で全国執行委員会側から修正要求が出された。この提案は11対8で通過しなかったが、労働党大会においても、ベンは、同文書にもかかわらずポンド下落が続いていることを挙げて、新経済戦略の採用を強く主張した。

翌77年3月、公共支出白書に関して、トリビューン派議員が再び棄権することが事前に判明していたので、政府首脳は労働党議員全員に棄権を命じて休会に持ち込み、自由党との間に協定 (Lib-Lab pact) を成立させ、3月23日に白書を322対298で通過させた。次に提出された77年度予算案は、大規模な所得税減税が盛り込まれていた。すなわち、①基礎税率の35%から33%への引下げ、②基礎税率適用所得帯の1000ポンド引上げ (6000ポンドまで) とそれに応じた各所得帯の限界税率の引下げ、③投資所得に対する課税最低限の500ポンド引上げ (以上、図4参照)、④独身者控除・既婚者控除・配偶者所得控除・追加的人的控除・高齢者控除の控除額引上げなどを含んでおり、減税額は合計で17億6500万ポンドに上った。しかし同時に、付加価値税 (2500万ポンド)・石油税 (4億2500万ポンド)・酒税 (1億2500万ポンド)・自動車免許税 (2億1100万ポンド) などの間接税増徴を行なったので、差し引き10億5000万ポンドの減税額⁽¹⁹⁾となった。予算書が、「税制の変更全体の実行を可能ならしめるような新しい給与政策が、満足すべき合意に到達する」⁽²⁰⁾ことが予算案の前提であると明確に述べているように、この減税案は、所得政策と一体のものとして提案されていた。しかし、大幅減税が提案されていたにもかかわらず、この予算案に対しても左派の抵抗は続いた。予算委員会 (the Financial Bill Committee) において、ルーカー (Jeff Rooker) とワイズ (Andrey Wise) の労働党左派議員2名は、より多額の人的控除引上げを要求して、保守党議員とともに予算案に反対投票を投じた。

こうした状況の下で、ヒーリー蔵相は、白書『インフレに対する攻撃 (The Attack on Inflation After 31st July 1977)』を発表し、以前の2年間よりは高い10%の所得上昇率制限と違反企業に対する制裁措置を提案した。そして所得政策を成立させるために、政府は、さらに7月補正予算を提案した。その内容は、①児童給付の増額、②4月予算で実現できなかった所得税の基

図4 所得税税率の推移



出所) C. S. O., *Annual Abstract of Statistics*, No. 116 [1980], p. 394より作成。

礎税率の35%から34%への引下げ、③ルーカー=ワイズの修正案に基づく人的控除額の引上げ等であった。再び所得政策との取引条件として減税提案が行なわれたのである。

しかし、こうした政府の減税提案にもかかわらず、多くの組合で自由な団体交渉への復帰要求が決議され、ジョーンズの出身労組 TGWU の組合大会でもランク・アンド・ファイルの反乱によって、12カ月ルール⁽²¹⁾の削除が大会決定された。結局、9月のTUC大会では、①12カ月ルールの下での自由な団体交渉への即時復帰と、②リフレッシュ政策の実施を内容とする合同提案7号(スキャンロン提案)が通過していった。TUC執行部は、12カ月ルールでは踏みとどまることはできたが、いかなる給与制限も提起できなかった。これが、給与政策に関する政府とTUCの最後の合意となった。しかし政府の10%ノルマに対する公式の合意がなかったにもかかわらず、それがあたかも存在するかのようなイメージを与えたのは、11月半ばから所得政策第3段階に反対して行なったFBU (Fire Brigades Union) の全国ストに対するTUC総評議会の不支持と政府軍隊の出動(主に消防活動)によってであった。労働党政府は、軍隊の使用によって10%ノルマのイメージをかるう

じて守り通したのである。

2 「不満の冬」の到来

1977年10月にも約10億ポンドの補正予算を組んでいたが、1978年度予算案は、総選挙を意識して一層のリフレーション予算となった。この予算案では、第1に、総額19億6000万ポンドにのぼる大規模減税が提案された。具体的には、①所得税の税率区分として新たに750ポンドまでの所得帯に25%の低税率を導入（36万人が免税・400万人が対象）、②標準税率適用所得上限の8000ポンドへの引上げとそれに応じた各所得帯の限界税率の引下げ、③独身者控除・既婚者控除・高齢者控除の引上げなどである。第2に、前年比で約23億ポンドの経常支出増加が見込まれた。なかでも社会保障費は14億5000万ポンドの増加が計上された（年金・児童手当の増加など）。第3に、PSBRは前年の約57億ポンドから約85億ポンドに拡大された⁽²²⁾。

しかし5月8日、自由党は、所得税の標準税率の1%引下げ（34%→33%）を要求して、保守党とともに予算案に反対票を投じた。ヒーリー蔵相は、そのために生ずる3億7000万ポンドの減収を埋める財源として国民保険料雇用主負担の2.5%引上げを提案したが、結局、1.5%引上げで自由党との間に妥協が成立し、予算案は通過した。

こうした状況の下で、キャラハンは5%ノルマをTUC側に提案、それを7月20日に白書『インフレとの闘争に勝利する（*Winning the Battle against Inflation*）』において公式に表明した。しかしTUC総評議会は、UCW（Union of Communication Workers）のジャクソン（Tom Jackson）を除いて、ほぼ全員がこの5%ノルマに反対を表明した⁽²³⁾。

5%ノルマに対する挑戦は、9月22日、週20ポンドの賃上げと週35時間労働（全体で25%の賃上げ）を要求するフォード自動車の労働者のストライキで始まった。9月26日AUEWは公式に争議を宣言し、10月に入って、TGWUがこれに続いた。フォードは当初5%を回答したが、9週間のストの後、最終的に16.5%を回答し決着した。これに対して、政府は制裁政策をとることを決定したが、有効性をまったく持たなかった。南ウェールズのエンジン工場建設に対する政府補助金の撤回は、高失業地域の雇用喪失につな

がるため実行できなかった。政府はフォード車を購入しないという制裁措置を決めたが、フォードは政府との直接契約をほとんど持たないため実効はなかった。しかも12月13日、4人の労働党左派議員が棄権したため、政府の制裁政策は285対283で否決されてしまった。

所得政策に関する政府の道徳的説得力が失われると、「不満の冬」は頂点を迎えていった。1月1日石油タンク・ローリーの運転手がストに入り、1月11日にTGWUは公式にストを宣言した。闘争は激しさを増し、組合中央の公認がないまま、ランク・アンド・ファイルたちは貯油庫に対する第2次ピケティングを実施していった。さらに、公共部門でGMWU (General Municipal Workers Union), COHSE (Confederation of Health Service Employees), NUPE (National Union of Public Employees) などが次々とストライキに突入し、事態はさらに悪化した。公共部門におけるストライキは、病院・学校・ごみ収集・地方政府などを深刻な混乱に陥れた。1月16日、政府は5%ノルマを9%に上げたが効果はなく、もはや政府は政治責任を回避することはできなくなった。

3 労働党政権の「負の遺産」とサッチャリズムによる「解決」

1979年3月28日、311対310の1票差で政府不信任案が可決した。5月3日に行なわれた総選挙で労働党は大敗を喫したが、労働党の伝統的支持基盤であった階層・地域ほど保守党への大きな投票シフトが生じた。⁽²⁴⁾労働党から保守党へ全国平均で5.2%のシフトが発生したが、労働組合員で7%、特に熟練筋肉労働者で11%、失業者で14.5%、若者で9.5%のシフトが起きた。地域的に見ても、自動車産業労働者が多く住むBirmingham Northfield (10.2%), Hornchurch (8.5%), フォード・ストの根拠地であったBarking (13.9%), さらに「豊かな労働者」が住むニュータウンがあるHarlow (12.9%), Bacildon (11.0%) など伝統的に労働党に投票してきた民間部門の熟練労働者が多く住む地域で大きなシフトが生じたのである。

この基本的原因については、何よりも労働党政権の経済パフォーマンスの悪さに求めることができるであろう。社会契約は結局のところ所得政策に帰結して「不満の冬」を引き起こす一方、総選挙直前のリフレッシュ政策は

第2次オイルショックとあいまってインフレを再燃させてしまった。「不満の冬」は、労働党政権の方が政府と労働組合の協調関係を作り出せるというイメージを粉々にしてしまったのである。

しかし、ここで見落としてはならない点は、「不満の冬」が、公共部門労働組合の「突出」を生み出し、公共部門と私的部門の対立という新たなディメンジョンを表出させたという点であろう。このディメンジョンは、「資本家」対「労働者」という対抗軸を横断し、民間部門の熟練労働者を中心に保守党へのシフトを促したと考えられるからである。

まず第1に、1970年代(1968~79年)に、公共部門の労働組合組織率は66.1%から82.4%へと急速に増加した。これに対して、製造業では50%から70%へと急増したものの、金融・サービス・建設・農業などを含む民間部門⁽²⁵⁾全体の組織率は40%前半にとどまったままであった。産業構造の転換が進む中で、組織率において公共部門の労働組合は群を抜いて強化され、しかも、これら組合では左派の影響力が総じて強まっていった。

第2に、所得政策は、公共・民間⁽²⁶⁾両部門における賃金水準上昇の非同時化(desynchronization)を引き起こした。賃金水準の動向をみると、1974~75年に公共部門が民間部門を上回り、その後、急速に上昇率は下落して下回り、1979~81年にかけて再び上回るという動きを示している。この賃金水準の動きは、明らかに選挙循環と所得政策の動きを反映している。前政権の総選挙向け景気対策のために、次期政権は、国際収支赤字とインフレの問題に直面して引締め政策を実施せざるをえなくなる。厳しいデフレ予算の下で所得政策が行なわれるため、公共部門の賃金は相対的に低下する。所得政策に政治的責任を負う政府は、直接的管理責任を持つ公共部門において、所得政策の厳格な実施を図らねばならない。そのため民間部門との間に徐々に格差ができてくる。所得政策の継続に対して公共部門労働組合の組合員の不満が次第に鬱積し、これらの組合は、総選挙前後にストライキと政治的圧力を利用して一挙に問題の解決を図ろうとする。そのため政権末期に公共部門の大規模な争議だけが「突出」するという結果をもたらしたのである。

さらに前述のように、所得政策との取引条件として減税案が提出されたが、労働党政府自身が疑似マネタリズムを採用したことによって、公共部門

の賃上げ額と減税額が直接的に結びつけられてゆくという皮肉な結果をもたらした。国営企業も含めて巨額の財政赤字が生じている下で、大幅賃上げを目的とする公共部門のストが長期化して「突出」してゆけば、民間部門で働く人々を中心に、公共部門の縮小と減税を二者択一的に結びつけるサッチャリズムの論理がしだいに説得力を持つ状況がつくられてゆく。そして結局、「不満の冬」は、インフレによって目減りしてゆくことになる急激な賃上げよりは、減税による生活水準の向上を望む志向を強めていったのである。

第3に、「不満の冬」で発生した公共部門ストライキの「突出」は、より直接的に私的部門との対立のイメージを作り出した。とくにNUPEの病院ピケティングは、その直接的犠牲者が経営者ではなく患者であったため、マスコミと世論の非難を浴びた。公共部門のストライキの「突出」は、勤労者の共通利害を主張してゆくことを困難にし、「資本家」対「労働者」の対抗という図式に代えて、公共サービス供給者対サービス利用者あるいは公共部門対私的部門という対立関係を持ち込んでいった。

以上みたような労働党政権の「負の遺産」に対して、サッチャーの「解決策」は明快である。第1に、インフレ抑制を最優先するが、それは所得政策によってではなく、労働党政権の下で中途半端に終わったマネタリズムの徹底によって達成する。第2に、ヴォランタリズムに基づく「節度ある」労使関係を確立するために、労使関係法の改正を図る。背後にあるサッチャーの意図はともあれ、それは単純な反労働組合主義ではない。法改正は、組合員の個人的権利を強化することによって、組合幹部と活動家による組合権限の「濫用」をチェックする形をとっているからである。労働組合をあくまでも個人の算術的総和と考える点は、1870年代の労働組合法の法理を連想させるが、1980年と1982年の雇用法、1984年労働組合法における改革方向は、おおむね次の諸点である。すなわち、

- ① 役員選挙・ストライキに対する組合員の直接秘密投票の法制化と公費助成
- ② クローズド・ショップ協定の成立要件の厳格化
- ③ 従業員の組合非加入の自由拡大とクローズド・ショップ非加入者への

表2 公共部門の財政赤字と公共部門借入需要額

(単位：100万ポンド)

	財政赤字			私的部門と 海外への純 貸出等	公共部門借入需要額 (PSBR)			
	公共部門 合計	一般政府 部門	公企業 部門		合計	中央政府	地方政府	公企業
1971-72	655	-354	1,009	537	1,016	642	560	-186
1972-73	1,984	1,227	757	685	2,529	1,934	594	1
1973-74	3,480	2,647	833	893	4,450	2,172	1,563	715
1974-75	5,941	3,866	2,075	1,876	7,999	5,082	2,232	685
1975-76	8,280	5,554	2,726	1,771	10,582	8,803	1,294	485
1976-77	7,341	5,675	1,666	1,207	8,520	5,944	1,378	1,198
1977-78	6,375	5,182	1,193	-281	5,594	4,431	429	734
1978-79	8,223	6,790	1,433	757	9,197	8,084	953	160
1979-80	7,715	5,671	2,044	137	9,930	8,227	2,167	-464

出所) C. S. O., *Financial Statistics*, No. 224 (Dec. 1980) p. 15より作成.

補償措置

- ④ 第2次ピケティングの禁止
- ⑤ 組合役員の行為に伴う労働組合の免責の限定と民事損害賠償の規定
- ⑥ 雇用保護法の見直し（不当解雇保護条項の緩和）
- ⑦ 公共部門の公正賃金規定準拠原則の廃棄
- ⑧ 労働組合費と政治資金（労働党費）の区分の明確化とチェックオフ・システムの見直し

などである。⁽²⁷⁾ これらは、いずれも「不満の冬」で問題化した点に対して、新保守主義から行なった〈労働組合員の個人意志に基づく自由な団体交渉〉への復帰提案となっているのである。

第3は、公共部門の縮小と減税政策である。まず国営企業の民営化によって、市場経済に基づく経営効率化と財政赤字の縮減を図る。次に労働党政権期に高度累進化した所得税の税率区分の簡素化と税率引下げを行なう。さらに、無秩序に拡大されてきた社会給付の整理効率化を図ることによって「貧困のわな」を断ち切り、真に福祉を必要とする者に給付が集中するシステムを確立し、勤労インセンティブを強化することが構想される。

表3 地方当局の歳入構成（イン

	資本金計収入 (Capital Income)				計
	計	借入金	補助金	販売収入他	
1969-70	1,717.4 (23.4)	1,343.8 (18.3)	93.9 (1.3)	279.7	5,628.0 (76.6)
1970-71	2,078.4 (24.9)	1,597.4 (19.2)	111.2 (1.3)	369.9	6,258.5 (75.1)
1971-72	2,269.1 (23.7)	1,701.7 (17.8)	122.1 (1.3)	445.3	7,292.5 (76.3)
1972-73	2,844.0 (25.7)	2,150.9 (19.4)	130.2 (1.2)	563.0	8,214.8 (74.3)
1973-74	3,771.7 (27.7)	2,960.5 (21.8)	155.2 (1.1)	656.1	9,830.2 (72.3)
1974-75	4,078.9 (25.6)	3,407.6 (21.4)	139.7 (0.9)	531.6	11,841.7 (74.4)
1975-76	4,338.4 (21.9)	3,457.7 (17.5)	192.5 (1.0)	688.2	15,462.6 (78.1)
1976-77	4,374.7 (20.1)	3,254.0 (14.9)	269.4 (1.2)	851.2	17,429.4 (79.9)
1977-78	4,132.8 (17.8)	2,815.9 (12.2)	214.0 (0.9)	1,103.0	19,022.4 (82.2)
1978-79	4,341.8 (16.9)	2,751.1 (10.7)	380.1 (1.5)	1,210.7	21,393.0 (83.1)
1979-80	5,001.2 (16.9)	3,135.9 (10.5)	412.1 (1.4)	1,453.2	24,978.5 (83.3)

出所) C. S. O., *Annual Abstract of Statistics*, No.107, p.332, No.112, p.371, No.117, p.備考) 退職年金その他特別基金 (special funds) は含まれていない。

V 地方財政統制と労働党の政策破綻

1 公営住宅政策と家賃統制の破綻

キャッシュ・リミット導入に伴う公共支出削減政策は、労働党政府の地方財政政策にも多くの矛盾と歪みをもたらした。表2で見たように、1976年度以降、地方政府のPSBRは急速に削減されていった。これは地方政府支出の動向にも反映している。76年度以降、地方債発行と借入れが大幅に縮減されたために、資本金計の比重は急速な落ち込みをみせた(表3参照)。また、そのため相対的に経常会計の比重が高まったが、補助金の比重が徐々に減少傾向をたどり、家賃・手数料・料金収入などのその他収入の比重が増大している(同じく表3参照)。レート支援補助金(Rate Support Grant)の算定基礎となる基準支出(Relevant Expenditure)の動向を見ると、政策意図はより明確になる。表4(1979年政府支出計画)によれば、1975年以降、地方政府の経常会計は停滞しているのに対して、資本金計は6年間でほぼ半減している。しかも資本金計の大半を占める住宅支出の減少は、さらに著しい。つまり労働党政権による疑似マネタリズムの採用は、社会契約の中で重要な位置

グランド・ウェールズ)

(単位：100万ポンド，括弧内%)

経常会計収入 (Revenue Income)			総 計
レイト	補助金	その他 (家賃・手数料) 利子その他	
1,515.2 (20.6)	1,954.9 (26.6)	2,157.9 (29.4)	7,345.4 (100)
1,640.5 (19.7)	2,284.2 (27.4)	2,333.9 (28.0)	8,337.0 (100)
1,911.7 (20.0)	2,653.9 (27.8)	2,726.9 (28.5)	9,561.6 (100)
2,179.6 (19.7)	3,135.0 (28.3)	2,900.2 (26.2)	11,058.9 (100)
2,414.6 (17.8)	3,897.3 (28.7)	3,518.3 (25.9)	13,602.0 (100)
2,927.3 (18.4)	5,651.8 (35.5)	3,262.7 (20.5)	15,920.7 (100)
3,795.7 (19.2)	7,666.1 (38.7)	4,000.8 (20.2)	19,801.0 (100)
4,151.0 (19.0)	8,639.8 (39.6)	4,638.6 (21.3)	21,804.1 (100)
4,686.7 (20.2)	9,138.3 (39.5)	5,197.3 (22.4)	23,155.2 (100)
5,166.6 (20.1)	10,103.8 (39.3)	6,122.6 (23.8)	25,734.9 (100)
6,122.5 (20.4)	11,684.4 (39.0)	7,171.6 (23.9)	29,979.7 (100)

409 & No. 124, p. 276より作成。

をしめる公営住宅政策に最も深刻な影響を及ぼしたのである。

労働党政権期における公営住宅建設政策上の最も大きな変化は、1977年の録書『住宅政策 (Housing Policy)』に基づいて導入された住宅投資計画 (Housing Investment Programme) である。この制度では、建前上、地方当局が提出する包括的住宅戦略報告書と2年間の資本支出計画書に基づいて、政府 (環境省) が地方需要を積み上げて全国需要を計測・決定することが想定されていた。しかし実際には、地方当局の住宅投資を、大蔵省が設定したPSBRの範囲内に抑制してゆくシステムとして機能していった。まず政府がPSBR割当額を地方当局間に配分する際に、地方当局の支出実績と環境省が作成する住宅不足の一般需要指標 (Generalized Needs Index) に基づいて配分が決定されてゆく。さらに環境省と地方当局との間で交渉が行なわれるが、その際、地方当局は、前述の2つの文書に基づいて自らの要求を正当化する必要性が生ずる。地方当局は、この報告書で、私的賃貸住宅や持家貸付け等でまかなえない不足分をニーズとして明らかにしてゆく。しかし、その結果、公営住宅建設は、最優先すべきノーマルな住宅保有形態ではなく、残余の保有形態にすぎなくなり、必然的に資本支出額策定の際に、削減の対象となっていくのである。⁽²⁸⁾

表4 基準支出の推移 (イングランド・ウェールズ)

(単位:100万ポンド)

		1974-75	1975-76	1976-77	1977-78	1978-79	1979-80
経常支出	1. 農業・漁業・林業	6	5	4	3	8	5
	2. 産業・エネルギー・雇用	62	68	72	71	73	83
	3. 道路・交通	1,082	1,150	1,061	988	1,034	1,007
	4. 住宅	479	489	479	443	515	585
	5. その他環境サービス	1,316	1,456	1,407	1,494	1,481	1,488
	6. 法秩序・保護	1,445	1,525	1,587	1,555	1,573	1,647
	7. 教育・芸術科学・図書館	6,482	6,664	6,731	6,696	6,884	7,009
	8. 衛生・対人社会サービス	949	1,036	1,064	1,081	1,124	1,148
	9. その他公共サービス	98	104	101	105	103	114
	経常支出合計		11,918	12,498	12,504	12,435	12,794
資本支出	(A. 許認可・助成分野)						
	1. 農業・漁業・林業	9	9	2	—	—	—3
	2. 産業・エネルギー・雇用	—	—	—	1	—	3
	3. 道路・交通	527	530	485	362	332	368
	4. 住宅	3,820	3,167	2,532	1,969	1,592	1,591
	5. その他環境サービス	42	56	80	68	127	139
	6. 法秩序・保護	66	74	64	51	46	43
	7. 教育・芸術科学・図書館	523	467	414	322	271	249
	8. 衛生・対人社会サービス	106	94	74	44	42	56
	A. 小計		5,092	4,397	3,651	2,816	2,411
資本支出	(B. 地方独自分野)						
	1. 農業・漁業・林業	—	—	—	—	—	—
	2. 産業・エネルギー・雇用	1	1	2	3	3	4
	3. 道路・交通	189	186	169	126	126	132
	4. 住宅	14	11	13	9	5	10
	5. その他環境サービス	620	562	421	372	355	276
	6. 法秩序・保護	18	13	11	12	11	7
	7. 教育・芸術科学・図書館	167	143	122	96	94	75
	8. 衛生・対人社会サービス	14	15	12	9	10	8
	B. 小計		1,022	931	750	627	603
資本支出合計		6,114	5,328	4,400	3,444	3,014	2,958
基準支出総額		18,032	17,827	16,904	15,879	15,808	16,044

出所) *The Government's Expenditure Plans, 1980-81 to 1983-84*, pp. 166-67 より作成.

備考) 公共支出調査委員会が1979年に行なった調査価格に基づいている.

このような公共支出削減政策のあり方は、公営住宅政策に深刻な影響を与えた。まず第1に、地方当局による民間住宅の買収＝市営化は急激に減少していった。1974年には2万5600戸（2億3500万ポンド）が市営化されたが、77年には9500戸（5600万ポンド）に減少してしまった。戸数・金額ともに4分の3にも及ぶ縮減であった。しかも、その後も住宅支出の削減が続いたため、改良されないまま放置された所が数多く発生した。さらに1977～78年の地方選挙で労働党は大きく後退したため、GLC (Greater London Council) など保守党が新たに掌握した地方自治体では、この市営化政策は放棄されていった。市営化政策はまったくの失敗に終わった。⁽²⁹⁾

第2に、公営住宅建設着工数も、1975年の17万3800戸から79年には8万100戸と半数以下に落ち込んだ。改良・修繕戸数も1977年まで若干の増加を見たものの、その後急速に減少していった。1977～78年の地方選挙で進出した保守党系自治体を中心に公営住宅建設が停止されていったこともあって、1979年には、公営住宅建設数は1930年代以来の最低水準を記録したのである。⁽³⁰⁾

第3に、表5からも明らかなように、1977～78年以降、公営住宅売却が急速に進められた。すでに1957年住宅法第104条は、次の3つの条件、すなわち、①市場価格での売却、②5年以内に売却する場合、当該カウンシルに再売却することを義務付けたうえで、市場価格の20%を割引きする、③当該カウンシルが再購入する意志がない場合、購入価格と改良投資額を合算した価格より低い価格で再売却する、という条件の下で、公営住宅を居住者に売却する権限を地方政府に付与していた。⁽³¹⁾ 保守党系を中心とする地方当局は、この条項を利用して公営住宅の売却を進めていったのである。

以上のように、キャッシュ・リミット導入に基づく公共支出削減政策は、社会契約に盛り込まれた〈私的賃貸住宅の市営化促進〉および〈公営住宅建設の増加〉という公約を放棄させただけでなく、保守党系地方当局に対して公営住宅売却政策を促す条件を提供していった。サッチャーの公営住宅売

表5 地方公営住宅売却戸数(イングランド・ウェールズ)

年	売却戸数
1970	6,816
1971	17,214
1972	45,878
1973	34,334
1974	4,657
1975	2,723
1976	5,793
1977	13,020
1978	30,045
1979	41,665
1980	81,485

出所) R. Forrest & A. Murie [1988], p.110.

却・持家促進政策は突然出現したのではなく、むしろ労働党政権の政策をより徹底させたにすぎないという一面を持っているのである。

公共支出削減による住宅政策上の歪みは、さらに家賃統制政策にも現われていった。前述のように、1972年住宅財政法の廃止と家賃統制の実施は、公営住宅建設政策とともに、社会契約の重要な一環をしめていた。事実、当初、ウィルソンは、1975年3月まで家賃凍結を実施するとともに、1972年住宅財政法に代えて1975年住宅家賃および助成金法（Housing Rent and Subsidies Act）を導入し、将来的な家賃引上げを目的とした「公正家賃（Fair Rent）」を廃止するとともに、家賃設定に関する地方自治体の自由裁量権を回復させた。また同法は、住宅歳入会計（Housing Revenue Account）に繰り入れられる住宅補助金を、基本要素・新資本コスト要素・補足財政要素・特別要素・高コスト要素の5つの要素から構成される新制度に改めた。⁽³²⁾ウィルソン政府は、特に、この中の特別要素補助金を、1975年度中の家賃増加を週60ペンス以内に制限することを条件に支出していた。

しかし1976年のキャッシュ・リミットの導入とともに方向は逆転した。76年度の場合、この特別要素補助金は、逆に住宅歳入会計の赤字削減と一般レイト基金からの繰入金縮減のために使用され、事実上、家賃上昇を条件にして交付されたのである。以後、労働党政府は、急激なインフレの下で家賃引上げと補助金の増大を余儀なくされていった。しかし、このような住宅政策における社会契約の否定は、労働党内部、特に大都市自治体に勢力を持つ左派からの反対を引き起こしていった。1975年4月以降の家賃凍結解除と1976年以降の住宅歳入会計削減を契機に、労働党左派は、GLCの労働党地方支部を掌握し、ケン・リヴィングストン（Ken Livingston）を中心にして独自のローカル・ソーシャリズムを展開してゆくのである。⁽³³⁾

以上みてきたような労働党政権の住宅政策における行き詰りに対して、1980年住宅法以後のサッチャーの住宅政策は、労働党政権が事実上とらざるをえなかった政策をより一層徹底し、持家促進（資産所有民主主義の普及）という形で政策的に一貫させたものになっている。すなわち第1に、キャッシュ・リミットの一層の徹底によって、公営住宅建設の抑制をさらに図り、第2に、住宅歳入会計補助金を、昨年度の支出額をベースとする方式に簡素

化し、より高い住宅支出に対しては家賃引上げによって対応させることにした。それによって公営住宅支出の削減と効率化を図るとともに、レイト納税者への負担転嫁を断ち切ろうとしたのである。そして第3に、居住者に購入権 (Right to Buy) を付与することによって公営住宅売却の一層の促進を図り、また MIRAS (Mortgage Interest Relief At Source) の強化によって持家取得の促進を図っているのである。

2 補助金政策における矛盾の拡大

労働党政府は、補助金政策全体に対しても政策上の歪みを作り出した。労働党政府が地方財政政策とりわけ補助金政策において直面した問題は、次の2点であったと考えられる。第1は、急激なレイト税率の上昇と補助金の増大にどう対処してゆくのかという問題であった。事実、オイルショックによる急激なインフレと1974年2月の地方行政組織の改編（特に Metropolitan County Councils をはじめとする2層制の地方政府制度の導入）とがあいまって、基準支出に占める補助金総額の比率は急上昇し、1975-76年度には66.5%（表6参照）に達し、同年レイトも30%近くの上昇を記録していた。第2は、従来の都市対農村という枠組みでは処理できないインナーシティ問題という新たな地域間格差をどう是正してゆくのかという問題であった。大都市・北部工業都市などで進行しつつある産業衰退に対する対策は73年プログラムの中心的テーマであったが、新経済戦略の中核的提案が事実上放棄された以上、地方財政政策がますます重要になっていった。

まず第1の問題について、労働党政府は1974年6月にレイフィールド委員会 (Layfield Committee) を発足させて本格的な調査と審議を進めていった。⁽³⁴⁾ 76年5月に報告書が発表されたが、委員会は、政府に対して、①国庫補助金を強化し、中央政府が最終的に財政責任を負う中央責任型の運営方式と、②地方の財政責任と地方民主主義を強化するために、地方新財源を導入して地方の自主決定権を高めてゆく地方責任型の運営方式の選択を求めた。委員会の多数派は地方財政責任を尊重する立場から後者を支持し、さらに具体的に、①新財源としての地方所得税の導入、②レイト課税標準の評価ベースの賃貸価格から資本価格への切り替えと3年毎の再評価（また農業用資産免税

表 6 基準支出(Relevant Exp.) に対する補助金総額の割合
(イングランド・ウェールズ)

	予算	実績
1970-1	57 %	57.4 %
1971-2	57.5	56.9
1972-3	58	57.3
1973-4	60	61.0
1974-5	60.5	62.2
1975-6	66.5	66.4
1976-7	65.5	65.0
1977-8	61	62.2
1978-9	61	61.2
1979-80	61	59.6

出所) T. Travers [1986] p.213
より作成。

の廃止・国有財産の課税方式の改定と直接賦課方式・分割納入制度の導入・小規模企業への減税), ③従来のレイト支援補助金の需要要素と財源要素を統合した単一補助金 (unitary grant) の導入, 特定補助金の一般補助金化, そして単一補助金の財政調整基準のレイト課税標準から個人所得への切り替え (配分ベースの前年度設定), ④会計監査制度の改善, などを提案した。

これに対して, 政府は, 1977年5月に録書『地方財政 (Local Government Finance)』を発表し, 中央責任型・地方責任型いずれの方式も現実的でないとして退け, 次のような提案を行った。すなわち第1に, レイフィールド委員

会の提案のうち, 地方所得税の導入を否定したうえで, 単一補助金提案だけを受け入れた。これは〈割当支出需要 (Assessed Expenditure Needs)〉と〈全国課税標準 (National Standard Poundage)〉によって算出されるレイト基準収入〉の差額を補助する方式をとるものとされたが, 割当支出需要の算定方式については確定的な案を提示するには至らなかった。第2は, レイト課税標準の評価ベースを資本価格に移すことに同意したが, 最初の再評価は1982年に先のぼしにされた。第3に, 会計監査制度の改善策として地方監査諮問委員会 (Advisory Committee on Local Authority Audit) の設立を提案した。これらの提案は, 先述のように, 労働党政権が自由党との協定の上に成り立っていたために, 結局, 第3点を除き放棄されていった。

しかし, ここで無視しえない点は, この単一補助金提案が, レイフィールド委員会に対して環境省が提出した統合補助金 ('combined' grant) とほぼ同じ内容であり, しかもサッチャーによって導入された包括補助金 (block grant) の原型となっているという事実である⁽³⁵⁾。録書は, 中央政府の役割として, ①全国的プライオリティと全国的政策を反映しかつ広く同じ水準で地方サービスを供給させるとともに, ②地方政府の支出計画が全体として政府

の経済目的と矛盾しないように保証することを挙げている。こうした観点に立つかぎり、すでにキャッシュ・リミットは導入されており、この単一補助金は、サッチャーの包括補助金と同様に、新たな地方政府支出統制の手段になりうる可能性が高かったと考えられる。ここでも、労働党政府はサッチャーに先行し、しかも失敗を重ねたのである。ともあれ労働党政府は、単一補助金の実現されなかったため、1974年の補助金改革を前提にして前述の2つの問題に対処してゆかねばならなかった。そして、このことが補助金制度に新たな歪みをもたらしてゆくことになるのである。

1974年に行なわれたレイト支援補助金に関する主な改正点は、次の通りである。第1に、基準支出から大学生奨学金・地方保健サービス・下水道関係費などの「委任事務」を除外し、新たに住宅歳入会計への一般レイト基金繰入額・地方公営企業の赤字額・レイト徴収費用・資本基金のような特定基金などを追加した。第2に、レイト支援補助金は需要要素 (needs element)・財源要素 (resource element)・住宅レイト軽減補填要素 (domestic element) の3つから構成されるが、①需要要素は、従来の人口数基準から対人的社会サービス等の諸要因を加え、重回帰分析を用いて決定する、②財源要素では全国標準の1人当たりレイト課税標準を採用する、③住宅レイト軽減補填要素は、従来どおりフラットな率で一律救済とする、とされた。第3に、国立公園と運輸事業に関して補充補助金 (Supplementary Grant) が導入され、政府の承認を受けたプロジェクトに包括的に交付する方式がとられた。

では1974年補助金改革以降の政府の補助金政策は、どのような特徴を持っていたのであろうか。まず第1に、表6が示すように、1976年のキャッシュ・リミット導入以降、基準支出に占める補助金比率は、急速に低下していった。この補助率削減によって地方の経常支出抑制が図られていった。1976-77年度には、地方自治体の予算修正によって、計画支出水準を2~3%上回ったため、政府は、5000万ポンドの補助金を撤回する措置をとった。また補充補助金の場合も、政府は、1977年と79年に、オックスフォードシャーやサウスヨークシャーのバス事業が認可した補助基準を越えたために罰則を課した。⁽³⁶⁾ 補助金制度を使った地方財政支出の抑制は、けっしてサッチャー政権期に始まったわけではない。

表7 補助金の構成 (イングランド・ウェールズ)

(%)

	特 定 補 助 金	補 充 補 助 金	レイト支援補助金		
			Domestic element	Resource element	Needs element
1967-68	9.3	—	1.6	14.8	74.3
1968-69	9.2	—	3.0	14.5	73.3
1969-70	8.1	—	4.1	13.5	74.3
1970-71	8.2	—	4.9	13.0	73.9
1971-72	8.2	—	4.9	12.6	74.3
1972-73	7.9	—	4.8	12.4	74.9
1973-74	8.0	—	5.6	12.5	73.9
1974-75	9.0	—	9.4	22.4	59.2
1975-76	8.4	4.5	9.3	25.3	52.5
1976-77	9.4	4.3	8.8	25.2	52.3
1977-78	10.5	3.8	8.7	25.0	52.0
1978-79	11.0	3.6	8.1	25.1	52.0
1979-80	12.6	3.7	7.2	24.9	51.6

出所) T. Travers [1986], p.214より作成.

第2に、1974年改革以降、レイト支援補助金は大都市とりわけロンドンに傾斜配分されることになった。74年改革で、需要要素を前述のように変更したのも大都市問題（とりわけインナーシティ問題）に対する1つの対応策であった。仮に人口数基準を継続させておいたならば、人口・学校生徒数が急減するインナーシティは、この需要要素補助金の大幅な減少を被ったであろう。また地方経費を加えた複数要因を重回帰分析することは、直接的ではないにせよ最近の支出実績パターンが支出ニーズに反映されてゆく。これも対人的社会サービス等により多く支出している大都市団体に有利に働く。しかも需要要素算定に際しては、上記の措置だけでなく、大ロンドンに対する補正措置としてロンドン（内部区・外部区）を別枠で算定していた。政府自身も、1977年の白書『インナーシティ政策 (Policy for the Inner Cities)』において、意識的に需要要素をインナーシティに振り向ける方針を言明している⁽³⁷⁾のである。

しかし表7からも明らかなように、政府は、1975-76年度以降、需要要素の比率を低下させ財源要素の比重を高めた。この財源要素において、全国1人当たりレイト課税標準を基準に本来の財源調整機能を果たそうとするなら

ば、土地家屋価格の高いロンドンなどの大都市から価格の低い農村部へ再配分することが自然であった。すなわち大都市の場合、負の財源要素を需要要素の減額で埋め合わせることになる。おそらく単一補助金制度が採用されていれば、

表8 需要要素と財源要素の地域別配分比
(イングランド) (%)

	非都市地域	都市地域	ロンドン
1975-76	57.3	29.4	13.3
1976-77	56.1	29.0	14.9
1977-78	54.8	30.1	15.1
1978-79	53.7	29.6	16.7
1979-80	53.4	29.6	17.0

出所) T. Travers [1986] p.48.

論理的にはそのような結果が引き起こされたであろう。しかし、ここでも政府は、全国1人当たりレイト課税標準を意図的に引上げ、不交付団体が無くなるように調整した。その結果、表8に示されるように、レイト支援補助金(需要要素分+財源要素分)のロンドンや大都市への配分は高まり、非大都市地域の比重が低下していったのである。

第3に、1974年改革以降、補助金配分における中央政府の裁量範囲は増大していった。前述のように、レイト支援補助金の需要要素における要因決定やロンドン特例措置、あるいは財源要素における全国1人当たりレイト課税標準の水準決定は、明らかに政府の裁量的判断に基づくものであった。さらに注目しておかねばならない点は、表7でみたように、労働党政権期に特定補助金の比重が急増したことである。この特定補助金は、警察費がかなりの比重をしめるが、同時に半分以上が、都市問題・都市再開発、移民対策、公共空地荒廃地・スラム対策、雇用保護など大都市問題(特にインナーシティ問題)に関連するものであった。しかも、それは一般財源保証ではなく、中央政府が特定プロジェクト認可に関してかなりの裁量的判断を行なうものであった。労働党政府が、このような形で補助金政策を行なったため、非大都市団体あるいは保守党系の地方自治体は反発を強めていった。補助率削減によって、地方支出全体の抑制が図られてゆく中で、さらに補助金配分を減少させられていったからである。しかも政府の裁量的判断に基づく、恣意的な大都市への傾斜配分は、保守・労働両党の政治的地盤の問題と重なりあったために、政府の公平性・信頼性を著しく損ねる結果をもたらしていった。

もはやサッチャー政権が、レイフィールド委員会の勧告と異なる方向で中央統制を強化したことを批判するだけでは明らかに不十分である。労働党政

権も、ある意味では、同じ方向をたどろうとしていたからである。しかし問題は、それほど単純ではない。1977年の緑書『地方財政』が率直に認めているように、ナショナルなレベルでの計画化と地方自治の拡大はトレード・オフの側面を持ち、予定調和の関係にあるわけではない。さらに一歩問題を掘り下げてみると、インナーシティ問題のように、新しい性格の地域間格差問題が、従来の都市対農村の格差問題に付け加わり、かつそれが構造的な側面を持っているために、地域間格差の是正と納税者個人間負担格差の是正はますます両立しにくくなっているのである。また、程度の問題はあれ、このような新たな地域間格差の是正措置と地方自治権の拡大も対立的側面を持つに違いない。

ともあれサッチャー政権は、補助金政策においても、労働党政権によって作り出された歪みを前提にして、政治的公平性を顧慮することなく、よりドラスティックな政策を実行することができたのである。すなわちサッチャー政権は、第1に、労働党政権が実現しえなかった単一補助金を包括補助金の形で実現することによって、地方財政統制をより徹底していった。第2に、インナーシティ問題については、ドック・ランド再開発にみられるように都市開発公社や民間活力の導入によって対応しつつ、レイト増大の原因となってきたGLC・MCCsそのものを廃止していった。第3に、再評価が困難で歪みの多いレイトを廃止し、利益説的立場から、公共部門を縮小した上で残る社会サービスの対価としてコミュニティ・チャージ（人頭税）を導入した。サッチャーは、地方財政政策をインフレ抑制という経済政策上のプライオリティに従わせつつ、地方公共部門の縮小を図りながら、地方財政責任を「確立」する方向を選じたのである。

VI 党内民主主義改革と労働党の分裂

1 左派の党内部改革要求

政策上の「負の遺産」を数多く残して、労働党は1979年総選挙で敗れたが、この敗北を契機にして党内の亀裂は一層深まっていた。労働党左派は、1973年プログラムを初めとする対案経済戦略の正しさを疑わなかった。

彼らは、敗北の責任はその実現を妨げてきた党指導部にあり、それを可能にした党組織に問題の根源があるとして、79年以降、党内民主主義の改革に全精力を集中させていった。特に①キャラハンが所得政策に対する TUC 大会と党大会の決定を無視して、5%ノルマを一方的に進めようとしたことが「不満の冬」を引き起こしたこと、そして②党憲章第5条に基づいて組織された全国執行委員会一内閣の作業グループの討議と草案を無視して、首相側近のスタッフだけで1979年選挙綱領が作成されたが、新経済戦略の受け入れを拒否したこの選挙綱領の下で戦後最悪の敗北を喫したことが、左派の党組織改革論にはずみを与えた。左派の改革要求は次の3つであった。すなわち

- ① 下院議員の強制的再選抜手続きの定期的（毎年）実施
- ② 全国執行委員会による選挙綱領作成責任の確立
- ③ 党首選挙の民主化（選挙権の拡大）

この改革運動を中心的に組織したのは、議会労働党左派のトリビューン派ではなく、1970年代に若手・知識人らが中心となって設立した議会外キャンペーン組織であった。すなわち CLPD (The Campaign for Labour Party Democracy), ILP (The Independent Labour Publication), LCC (The Labour Coordinating Committee) などが中心となって、労働党地方支部や労働組合を、この党組織改革運動に動員していった。なかでも CLPD は、さまざまな諸潮流を調整し、また党大会に提出する提案モデルを労働党地方支部に提供するなど重要な役割を果たしていった。

下院議員の強制的再選抜問題については、1973年以降、運動が開始されていたが、1977年党大会以降本格化し、ついに1979年党大会で下院議員の強制的再選抜手続きの毎年実施が決定された。さらに党大会2日後、CLPD は大会代議員に対して 'The Fight For Democracy Must Go On' という題名のニュースレターを送付し、党首選挙の民主化と選挙綱領の作成責任問題に関するキャンペーンを本格化させた。そして1980年5月、CLPD を中心に9つの左派組織⁽³⁸⁾を糾合した RFMC (The Rank and File Mobilizing Committee) が結成された。

1980年10月の党大会では、第1に、全国執行委員会による選挙綱領作成の最終責任を確立する党憲章修正案は、362万5000票対350万8000票の僅差で敗

北したものの、選挙綱領は全国執行委員会と影の内閣の共同コントロールの下におかれることになった。そして第2に、党首選挙の選挙権拡大の原則が360万9000票対351万1000票で承認されたが、党首選挙のための選挙人団(electoral college)の構成については結局決定されず、労働組合指導者による臨時党大会召集の緊急動議が通過した。

新制度の下での党首選挙を恐れたキャラハンは、党大会直後に党首を辞任し、旧制度(議会労働党による選挙)の下で党首選挙に臨んだ。しかし下院議員の強制的再選抜手続きを背景にして、CLPDやLCCは、労働党地方支部に対して、フットを党首に選出するため労働党議員に圧力をかけるよう働きかけ、その結果、同年11月フットが新党首に選出された。

1981年1月の臨時党大会では、選挙人団の構成比をめぐる3種類の案が提出されたが、CLPDを中心とするRFMCが推進した議会労働党30%・労働党地方支部30%・加盟組織40%の構成比をとる決議案76号が通過した。左派は、3つの党内民主主義改革要求のうち2つを獲得したが、逆にこれが契機となって、労働党の分裂が表面化していった。

2 労働党の分裂

クロスランド派は、すでに1975年のEECレファレンダムを契機に社会民主同盟(The Social Democratic Alliance)を結成していたが、ケインズ政策への信頼が失われつつある状況で、彼らの党内基盤も狭められていった。しかもクロスランド自身も、キャラハンによる1976年のマネタリズムの採用にあたって、当初反対を表明していたものの、結局この公共支出削減政策に賛成せざるをえず、彼らは、労働党内部でも政策的主導権を完全に喪失していった。こうした状況の下で、1979~81年における左派主導の党組織改革は、彼らの労働党からの離脱を決定的にしていった。1981年1月の臨時党大会以後、彼らは社会民主主義評議会(The Council for Social Democracy)を結成し、3月には13名の労働党議員を中心に社会民主党(Social Democratic Party)の設立に踏み切った。さらに81年中に12名の労働党議員がこれに加わった。

確かに分裂は労働組合や労働党地方支部にまでは及ばなかったが、労働党

の政治的基盤は大きく損われることになった。小選挙区制の下で、保守党に対する反対票が割れたために、労働党は選挙上きわめて不利な状況に追い込まれたからである。保守党が4割近くの得票で絶対過半数を確実に握れるという状況ができあがったのである。しかも、この分裂を契機にして、分裂はさらに左派内部に及んでいった。

1981年1月の臨時党大会後、新党首フットは、幾人かのトリビューン派議員と労働組合指導者(Trade Union for a Labour Victory)を中心にして、左右分裂を回避するために、ヒーリーを副党首に選出させるよう働きかけを開始した。これに対抗して、左派は、RFMCを中心にして、ベンを副党首に選出するように各労働組合大会に働きかけを行なった。約2カ月にわたる左右両派の激しい対立の後、結局ヒーリーが副党首に選出された。しかし第2回投票で、わずか4人の左派議員が投票すればベンが選出されたこともあって、ヒーリーに投票したトリビューン派議員に対して激しい個人攻撃がかけられた。これに対して、フットも影の内閣選挙でベンに投票しないように公然と議会労働党に働きかけていった。RFMCは、今やベンの選挙運動マシーンとなり、左派はベン支持者に限定されてゆくことになった。

こうした中で、左派は全国執行委員会でも主導権を奪われていった。特に右派労働組合セクションは、ゴールドディング(John Golding)を中心にして、全国執行委員会内の小委員会議長の座から左派を次々と排除していった。1981年12月の全国執行委員会の会議では、ミリタント・グループの党憲章第2条(独自のプログラム・原則・政策を持つことを禁止する条項)違反に関して、総書記ヘイワード(Ron Hayward)と全国幹事ヒューズ(David Hughes)に調査を命じる決定を下した。これでCLPDも分裂した。1982年党大会では、党憲章改正によって、党内に存在する非加盟グループの登録制導入が決定され、その結果ミリタント・グループの指導的メンバーが除名されていった。そして1982年プログラムでは、対案経済戦略は後退し、ケインズ主義的な総需要拡大政策が再び中心的内容を占めるに至った。

さらにフォークランド戦争もあって、1983年総選挙では労働党得票率は27.6%と最悪記録を更新した。EEC脱退と一方的核兵器廃棄といった左派のラディカルな要求が、総選挙を敗北に導いた原因であるとして、キノック

(Neil Kinnock) の新現実主義 (New Realism) が大勢を占めてゆくことになるのである。しかし、それはゲイッケルの修正主義路線や左派の新経済戦略と比べても政策的体系性を著しく欠いたものであった。これに対して、左派は、GLC を初めとする大都市自治体を拠点にローカル・ソーシャリズムを展開していったが、サッチャーのレイト・キャッピング政策や GLC・MCCs 廃止政策による狙い撃ちにあった。しかし労働党は、これに対する反対でなかなかまとまらず、ついに左派の拠点である地方政治でも後退を余儀なくされていったのである。

以上のように、1979年総選挙敗北後に労働党左派は党内民主主義改革に全力を傾け、一定の成功をおさめたが、それは、かえってSDPの分裂と引き続く左派内部の亀裂を生み出していった。労働党は分裂による打撃とともに、保守党に対する明確なオルターナティブを喪失し、サッチャー政権に非常に安定的な政治的基盤を提供していったのである。

VII おわりに

これまでサッチャリズムの強靱さの根拠を、労働党のオルターナティブ喪失過程という裏側から逆照射してきた。そのことによって、これまでサッチャリズムに関して抱かれてきた一種の通俗的イメージから、部分的にせよ解放されることができらるだろう。

まず第1に、われわれは、サッチャリズムに先行する1970年代のイギリス政党政治において、イデオロギー的両極化が進んだことに注目しておかねばならない。これまで述べてきたように、ケインズ政策に対する信頼性が失われるにつれて、2つのオルターナティブが登場した。1つは市場経済の論理に基づくニューライト路線であり、いま1つは公有化と計画化を基本とするソーシャリズム強化の路線である。イギリスの場合、特徴的なことは、このイデオロギー的両極化がこれまで政権交替を繰り返してきた2大政党によって担われたことである。サッチャーの政治における対決スタイルは、しばしば彼女のパスナリティと重ねあわされて論じられてきた。しかしイギリス政治における対決政治は、すでに1970年代に始まっており、サッチャーは、

ただ政治的立場を裏返しにしてそれを演じているにすぎないのである。

この事実に関連して改めて留意しておかねばならない点は、方法的個人主義を前提とした「消費者選択」に擬せられる政策選択過程によって、ニューライトの価値目標（まさに新古典派的世界の実現）が達成されたのではないという点であろう。イデオロギー的類似性を持ちながら政策的重点の相違を競い合う2大政党間では、このような政策のドラスティックな転換はありえなかったと考えられるからである。

第2に、サッチャリズムなかんずくマネタリズムの諸政策が、サッチャーによって初めて実現されたのではないという事実である。サッチャーが行なっている政策の基本的な部分は、労働党政権期に出そろっていた。ただ労働党にとって悲劇的だったのは、労働党内部においてソーシャリズム路線が強まってゆく状況で、これを真正面から裏切る形でしか実施しえなかったことである。行論でも述べたように、キャッシュ・リミット導入による公共支出削減政策は、そのしわ寄せを所得政策と地方財政統制に及ぼさざるをえなかった。しかし、それは労働党左派の基盤を直撃することによって、労働党政府と労働組合そして労働党内部の亀裂を深刻化してゆかざるをえなかった。これは、やがて労働党の分裂に帰結してゆく。1980年代に入って、労働党は、まさに完全なオルターナティブ喪失状況に陥るのである。サッチャリズムの強さは、この労働党の弱体化によって支えられているのである。

第3に、このような政策の正反対への振幅が、労働政策や地方財政政策に大きな歪みをもたらしたという事実である。この歪みは、私的部門と公共部門の対立の深刻化をもたらしたが、とりわけ労使関係と住宅政策において、それを先鋭化させていった。公有化と計画化の行き詰まり、まさに、この点での労働党のオルターナティブ喪失は、市場経済の論理に基づくサッチャリズムが非妥協的に推進されうる条件を作り出していったのである。産業構造の変化に伴うマニュアル・ワーカーの減少や持家・自動車保有といった消費生活様式の変化は、社会の底流で徐々に進んできたが、70年代における労働党の公有化・計画化路線の行き詰まりは、こうした社会変化に一気に政治的方向性を与える結果をもたらしたのである。

[注]

- (1) Thompson, G. [1986] 参照。
- (2) ゲイッセルは、1955年に党首に就任し、ゲイッセル路線は党内基盤を確固にする。この路線を理論化したのは、Crosland, A [1956] である。
- (3) Craig, F. W. S. [1975] pp. 258-63.
- (4) Craig, F. W. S. [1975] pp. 325-44.
- (5) 例えば、Dunleavy, P. & Husbands, C. [1985]; Franklin, M. N. [1985]; Heath, A., Jowell, R., & Curtice, J. [1985].
- (6) Whiteley, P. [1983] pp. 6-7; Seyd, P. [1987] p.41.
- (7) Seyd, P. [1987] chap.3; Whiteley, P. [1983] chap.3.
- (8) その内容については、栗田健 [1985] pp. 65-72。
- (9) Taylor, A. J. [1987] chap. 1; Holmes, M. [1985] p. 6, 戸塚秀夫・兵藤剣・菊池光造・石田光男 [1987] 第2章参照。
- (10) Labour Party [1973] pp. 13-39. このプログラム作成の中心メンバーであるホランドの見解については、Holland, S. [1975].
- (11) 栗田健 [1985] pp. 78-79.
- (12) Holmes, M. [1985] pp. 56-58.
- (13) Holmes, M. [1985] p. 53.
- (14) TUC大会でも、AUEW-TASSのギル (Ken Gill) らによって、自由な団体交渉への復帰と社会契約の廃棄を要求する合同提案9号が提出されたが、総評議会の方針を支持する合同提案8号が、694万5000票対337万5000票で可決された (Taylor, A. J. [1987] pp.63-64)。
- (15) *Financial Statement and Budget Report* [1976-77] pp. 17-19.
- (16) Holmes, M. [1985] p.92.
- (17) Glennerster, H. [1985] Part I chap. 2; Heald, D. [1983] chap. 8.
- (18) 一岡光彌 [1982] pp. 170-72。
- (19) *Financial Statement and Budget Report* [1977-78] pp. 31-34.
- (20) *Ibid.*, p. 15.
- (21) Taylor, A. J. [1987] pp. 96-97.
- (22) *Financial Statement and Budget Report* [1978-79] pp. 25, 33 & 36.
- (23) 3月にTGWUのジョーンズは退任して、エヴァンス (Moss Evans) に交代。5月にAUEWではスキャンロンに代わって、右派のダフィー (Terry Duffy) が議長になっていた (Holmes, M. [1985] p.127)。
- (24) Whiteley, P. [1983] pp. 12-13; Holmes, M [1985] pp. 154-55.
- (25) Price, R. & Bain, G. S. [1983] p. 52.
- (26) Heald, D. [1983] chap. 9.
- (27) 栗田健 [1985] pp. 99-127。
- (28) Balchin, P. N. [1981] p. 125; Hepworth, N. P. [1980] pp. 187-88;

- Glennerster, H. [1985] pp. 203-4.
- (29) Balchin, P. N. [1981] p. 102.
- (30) Forrest, R. & Murie, A. [1988] p. 109; Balchin, P. N. [1981] p. 123.
- (31) Balchin, P. N. [1981] pp. 130-36; — [1985] pp. 181-82.
- (32) 高橋誠 [1978] pp. 255-87, Headey, B. [1978] p. 161; Balchin, P. N. [1981] p. 121.
- (33) ローカル・ソーシャリズムについては, Boddy, M. & Fudge, C. [1984]; Cockburn, C. [1977]; Gyford, J. [1983] を参照。
- (34) *Local Government Finance: Report of the Committee of Inquiry* [1976]. その概要については, 高橋誠 [1978] pp. 333-40, 小林昭 [1983], Travers, T. [1986] chap. 6; Hepworth, N. P. [1980] chap. 12 を参照。
- (35) Travers, T. [1986] p. 74, 小林昭 [1983] pp. 608-13.
- (36) Travers, T. [1986] p. 42 & p. 50.
- (37) *Policy For The Inner Cities* [1977] p. 11.
- (38) 9つの組織名は, LCC, ILP, The Institute for Worker's Control, The National Organization for Labour Students, The Cause Four Group, The Militant Group, The Labour Party Young Socialists, The Labour Action for Peace, The Socialist Educational Association である。

[参考文献]

- 一圓光彌 [1982] 『イギリス社会保障論』 光生館。
- 越智洋三 [1986] 「サッチャー政権下の地方支出統制策——ブロック・グラントを中心に」 向山巖・今井勝人・林健久・宮島洋編『現代財政・税制論』 税務経理協会。
- [1989] 「サッチャー政権下の政府間財政関係」 大島通義・宮本憲一・林健久編『政府間財政関係論』 有斐閣。
- 貝塚啓明 [1988] 『財政学』 東京大学出版会。
- 川上忠雄 [1979] 「社会契約の崩壊」 『月刊労働問題』 1979年8月号。
- 北村裕明 [1988] 「イギリス地方税改革と地方自治の再編」 日本地方自治学会編『転換期の地方自治——課題と展望』 敬文堂。
- 栗田健編著 [1985] 『現代イギリスの経済と労働』 御茶の水書房。
- 小林昭 [1983] 「地方財政支出統制と新ブロック・グラント——イギリスにおける財政中央集権化過程の一側面」 宮本憲一・大江志乃夫・永井義雄編『市民社会の思想』 御茶の水書房。
- [1986] 「イギリスにおける地方財政支出統制の強化と地方財政自治の危機」 宮本憲一編『地方財政の国際比較』 勁草書房。
- 阪野智一 [1987] 「低成長下における政治過程(一)——ウィルソン・キャラハン政権からサッチャー政権への転換」 『社会科学研究』 第39巻第1号。

- 高橋誠 [1978] 『現代イギリス地方行政論』 有斐閣。
- 戸塚秀夫・兵藤釗・菊地光造・石田光男 [1987・1988] 『現代イギリスの労使関係——自動車・鉄鋼産業の事例研究(上)(下)』 東京大学出版会。
- Balchin, P. N. [1981] *Housing Policy and Housing Needs*, Macmillan.
 — [1985] *Housing Policy : An Introduction*, Croom Helm.
- Bennet, R. J. [1982] *Central Grants to Local Governments : The political and economic impact of the Rate Support Grant in England and Wales*, Cambridge University Press.
- Boddy, M. & Fudge, C. [1984] *Local Socialism ? : Labour Councils and New Left Alternatives*, Macmillan.
- Cockburn, C. [1977] *The Local State : Management of Cities and People*, Pluto Press.
- Craig, F. W. S. [1975] *British General Election Manifestos 1900-1974*, Macmillan.
- Crosland, A. [1956] *The Future of Socialism*.
- Dunleavy, P. & Husbands, C. [1985] *British Democracy at the Crossroads : Voting and Party Competition in the 1980's*, George Allen & Unwin.
- Forrest, R. & Murie, A. [1988] *Selling the Welfare State : the Privatisation of Public Housing*, Routledge.
- Franklin, M. N. [1985] *The Decline of Class Voting In Britain : Changes in the Basis of Electoral Choice 1964-1983*, Oxford University Press.
- Glennerster, H. [1985] *Paying for Welfare*, Basil Blackwell.
- Gyford, J. [1983] "New Urban Left : a Local Road to Socialism?" *New Society*, No. 21.
- Hatfield, M. [1978] *The House the Left Built : Inside Labour Policy Making 1970-1975*, Victor Gollancz.
- Heald, D. [1983] *Public Expenditure : Its Defence and Reform*, Martin Robertson.
- Headey, B. [1978] *Housing Policy in the Developed Economy*, Croom Helm.
- Heath, A., Jowell, R., & Curtice, J. [1985] *How Britain Votes*, Pergamon Press.
- Hepworth, N. P. [1980] *The Finance of Local Government*, George Allen & Unwin, 6th ed.
- Holland, S. [1975] *The Socialist Challenge*, Quartet.
- Holmes, M. [1985] *The Labour Government, 1974-79 : Political Aims*

- and Economic Reality*, Macmillan.
- Labour Party [1973] *Labour's Programme for Britain*.
- Price, R. & Bain, G. S. [1983] "Union Growth in Britain: retrospect and prospect," *British Journal of Industrial Relations*, XXI.
- Seyd, P. [1987] *The Rise and Fall of The Labour Left*, Macmillan Education.
- Taylor, A. J. [1987] *The Trade Union and The Labour Party*, Croom Helm.
- Thompson, G. [1986] *Conservatives' Economic Policy*, Croom Helm.
- Travers, T. [1986] *The Politics of Local Government Finance*, Allen & Unwin.
- Whiteley, P. [1983] *The Labour Party In Crisis*, Methuen.
- Annual Abstract of Statistics*, HMSO.
- Economic Trends: Annual Supplement*, HMSO.
- Financial Statement and Budget Report*, HMSO.
- Financial Statistics*, HMSO.
- The Government's Expenditure Plans*, HMSO.
- Local Government Finance: Report of the Committee of Inquiry* [1976] Cmnd. 6543, HMSO.
- Local Government Finance* [1977] Cmnd. 6813, HMSO.
- Policy For The Inner Cities* [1977] Cmnd. 6845, HMSO.

第6章 イギリスの地域問題とサッチャー政権

I はじめに

イギリスの地域問題について、わが国経済地理学界はすでに豊富な研究蓄積を有している。この20年余に発表された関連論文の数だけみても、30本前後に達するというほどに強い研究関心を引き付けてきた国は他にないといってよい。それらを通覧してみると、初期の川島 [1966 a, 1969] の主張、すなわち、地域政策とは国民経済の発展成長を推進するためのものではなく、むしろこれによって不可避免的に生ずる問題の是正という役割を持つものであり、したがって社会政策的ないし福祉政策的な性格に彩られているという評価に対し、成長政策という意味をイギリスの地域政策も有するようになっていくという評価が、古賀 [1978] らをはじめとして幾人かによって指摘されるようになったことが、まず注目に値する。第2に、地域政策が推進されるか後退するかは、その時々政権党の性格にかかっているとする川島 [1966 b] の考えに対し、むしろ国民経済全体としての動向が地域政策の行方の鍵を握っているとする辻 [1984] の見解がある。この第2の論点は第1のそれと関係している。福祉政策という位置付けがなされれば、福祉を重視するか、それとも成長を重視するかという、時の政府の政策が問題だということになるし、他方、成長政策として位置付けられれば、いかに地域政策が国民経済の成長に寄与するか否かが、この政策の消長を決することになるからである。

本章は、上記の議論を考慮に入れたうえで、サッチャー政権が、地域問題をどのように認識し、いかなる政策を施し、結果としてイギリスの地域問題にいかなるインパクトを与えたかを解明しようとするものである。サッチャー政権の地域政策については、わが国でもすでにいくつか関連論文が出

されているが、いずれも上記のように設定された問題に対して必ずしも全面的に答えるものではない。⁽¹⁾

II サッチャー政権の地域政策

サッチャー政権の地域政策の特質は、1979年7月17日、下院においてジョーゼフ (Sir Keith Joseph) 産業相が発表した地域産業政策の改訂のなか⁽²⁾に、まず読み取ることができる。それは要するに、地域政策のために支出する財政資金の削減である。1972年に、保守党のヒース政権のもとで導入された地域開発助成金 (RDG, Regional Development Grants) が、70年代後半以降⁽³⁾もっとも重要な地域政策の手段となっていたが、これを削減するために、援助地域の指定を見直し、さらに助成率を引き下げることがもくろまれたのである。

ジョーゼフ産業相は、下院で次のように発言している。

「われわれは、援助地域の3層制、すなわち、特別開発地域、開発地域、中間地域という区別を既存の地域産業政策の諸手段と同様、維持するが、最も御し難い失業問題を有する地域に専念することになる。」

実際、その時までの援助地域は、この国の雇用人口の40%をカバーするほどに広大なものとなっていたので、地域的失業問題を解消ないし緩和するために工業の立地を誘導すべく、新規投資する企業に補助金を与えるのであれば、もっと援助地域の範囲を狭めたほうが効率的であると、容易に考えられる。援助地域を縮小させた結果として、「依然として援助地域として指定されている地域に、より効率的に焦点を当てるために、そしてこの国のさまざまな地域をより首尾一貫して、より公正に扱うために、向こう3年間の過渡期において、(カバーされる雇用人口を) 25%に縮小することを提案する」と、ジョーゼフ産業相は述べたのである。⁽⁴⁾ 援助地域を縮小するために具体的に採られる方策は、援助地域の指定がえである。より高い率の地域開発助成金を受ける地域に昇格するところもありうると述べられているが、⁽⁵⁾ 1980年8月1日と82年8月1日の2段階を経ていくつかの特別開発地域と開発地域は、各々より少ない地域開発助成金しか受けられない地域に指定がえ

されることになるし、また多くの中間地域は後者の期限までに非援助地域として、指定から外されることになる、告知されたのである。

さらに、特別開発地域での建物、プラント、機械の新規投資に対して支払われる助成金の補助率を22%に維持するが、80年8月1日から、開発地域でのそれは20%から15%に引き下げること、そして中間地域での建物投資に対する従来の20%の助成金を廃止することが表明された。以上の措置により、82/83会計年度までに、年間2億2300万ポンド分の財政支出の縮小を政府は計画したのである。この金額は、地域政策のための財政支出の3分の1以上⁽⁶⁾に相当する (Martin [1986] pp. 270-271) ほどに膨大なものである。

ジョーゼフ産業相は下院での発言で、さらに次のように付け加えている。

「地域的インセンティブに対する支出は引き続き相当大きなものであるが、地域的差異は、単に資金を納税者から再分配するだけでは小さくならないであろうことを、私は強調しなければならない。ビジネスを競争力あるものにし、収益力あるものにするには、ローカルな企業と多くの協調とが必要である。効率的な仕事、高い生産性、労働力と経営との間の協調という名声ほどに、地域の繁栄に資するものは何もないだろう。」

サッチャー政権による地域政策の見直しは、以上に留まるものではない。83年12月に発表された『地域産業開発白書』(HM Government [1983])は、なお一層の地域政策の縮小をうたっている。しかし、ここで表明されている方針は、表向きには地域政策の効率の上昇である。例えば、この白書の序において、次のように述べられている。

「地域的な諸政策が、正真正銘の雇用を創造する際に、経済的であり効率的であることを確実にすることが肝要である。まさしくいまこそ、地域的産業インセンティブに関するわれわれの現在の体系の効能を再検討するときである。……地域的産業諸政策の効率性の推計によれば、誤差の範囲が大きいとはいうものの、この諸政策に関する財政支出が援助地域の経済に対して大きなインパクトを与えたのであり、そして、特にそうした地域において約50万の新たな雇用を創出したのである。地域的乗数効果を考慮に入れるならば、1970年代に援助地域で創出された追加的な雇用1つ当たりのコストは、1982年価格でおよそ3万5千ポンドと推計されている。……」(HM Govern-

ment [1983] pp.1-2)。

この白書の本論は「政府のアプローチ」と「地域的産業インセンティブの新しい構造」という2つの章に分かれているが、そこでも高い失業率に悩む問題地域に産業を誘導するための財政資金の支出が、もっと効率的でなければならぬと、次のように強調されている。

「地域的産業政策が国民経済的な純益を生み出すかどうかという問題は、議論の余地がある。分かっていることは、この政策によって国庫に負荷されるコストである。1983-84年に地域的産業インセンティブに関して支出される金額は、6億4300万ポンドとみなされている。それゆえ政府は、地域的産業政策に関する支出ができるだけ効率的であることを確実にすべく、変化がもたらされうるかどうかをみることに関心を持つのである。」(HM Government [1983] p.4)

このような効率性への深い関心が表明されたのちに、クラウディング・アウト論が述べられて、この政策のための財政支出の削減を正当化するための布石が打たれている。また、従来の地域開発助成金が、さして雇用を生み出さない資本集約的なプロジェクトに偏して支出されたり、サービス産業を等閑視するという欠点を持っていた、という批判が述べられている(HM Government [1983] pp.4-5)。そして、「インセンティブは、雇用の創出と選択性に力点を置き、サービス産業に対して差別することなく、現在よりもずっと費用効率的に与えられなければならない」(HM Government [1983] p.5)と再度強調されている。

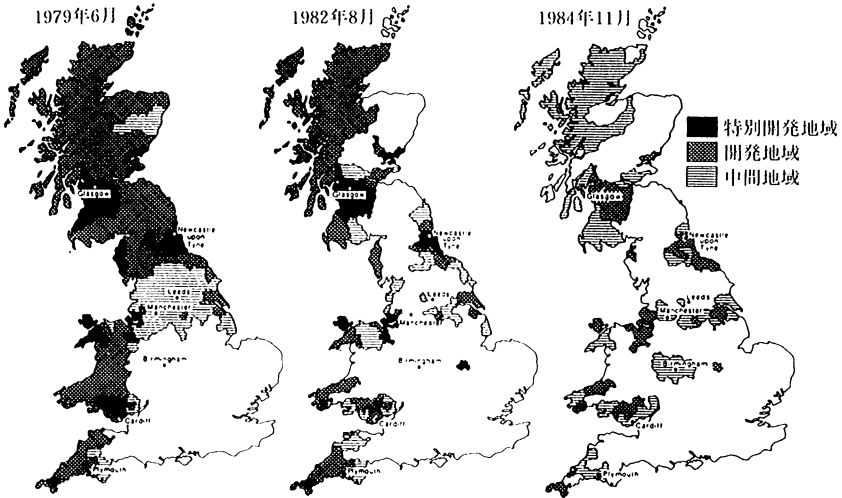
地域的産業インセンティブのなかでもっとも重要なものは、すでに触れたように、1982年産業開発法の第II部で規定されている地域開発助成金と、同法の第7条で規定されている地域的選択的援助である(どちらも実際には、1972年の産業法で導入された制度であるが、現在での法的根拠は、1982年の産業開発法にある)。前者は、開発地域の製造業企業によってなされる投資に対して支出されるものであるが、5000ポンド未満のコストしかかからない建物や工場には補助されないし、また1000ポンド(ただし、就業者100人未満の工場については、500ポンド)未満しかならない個々の設備や機械にも補助されない。

地域的選択的援助は中間地域も含めた援助地域のプロジェクトに対して提供されうるもので、製造業に限らず、サービス産業も含まれている。その際、プロジェクトの実行可能性、援助地域で新たな雇用を生み出すかまたは既存の雇用を維持するのに貢献するかということ、地域経済ならびに国民経済の強化に資すること、プロジェクトの遂行のために援助が必要であることが、この制度で資金を提供されるかどうかの基準となる。この援助には4つの種類があって、第1に援助地域で創出される個々の新たな雇用のゆえに、オフィス・サービス産業に対して支払われる助成金、第2にプロジェクトの総コストに関連するプロジェクト助成金、第3に教育訓練がプロジェクトの重要部分をなす場合の教育訓練助成金、そして欧州投資銀行や欧州石炭鉄鋼共同体からの外貨借入れに関して生じうる為替リスクのカバーである。

白書によると、こうした助成制度のうち、自動的に補助されやすく、また製造業に偏している地域開発助成金の割合を削減し、これに代えて雇用の創出という基準をもっと重視するとしている (HM Government [1983] p.7)。具体的には、従来のような助成金を受ける資格のある事業所に対してではなく、サービス業を含む認可されたプロジェクトに対して助成金を交付すること、認可されるには、新たな生産キャパシティを創出するか、既存のキャパシティを拡大するか、または生産物や生産過程やサービスにおける変化をもたらすものでなければならない、とされている。助成金は、認可された投資支出か、または生み出される雇用の数に照らして一定率をかけて決められる。さらに、雇用1つ当たりのコストというシーリングによって助成金を限定する (ただし、200人未満の中小企業については、このシーリングの枠を設けない)、としている (HM Government [1983] p.7)。

こうした制度の変更により、地域政策の費用効率性が高められると考えられているが、財政支出の削減効果が、再度強調されていることを見落すことはできない (HM Government [1983] pp.7-8)。これに関連して、援助地域の指定の見直しが示唆されている。その要点は、3層制の援助地域が存在する理由を疑うもので、特別開発地域の廃止が示唆されている (HM Government [1983] p.9)。事実、1983年末の白書で示された地域政策の変更は、翌84年11月に実施に移され、それとともに援助地域は開発地域と中間地域の2

図1 サッチャー政権下における援助地域指定の削減



出所) Martin [1985] p. 382.

層制になったのである (Martin [1985])。このようにして、援助地域の指定範囲が縮小された様子は、図1に示されている。

79年に発表された地域政策の改訂と連続して以上の動きを観察するならば、サッチャー政権の地域政策は、要するに、公共支出の抑制の一環として、そのための支出を削減するというものであり、地域政策のための財政資金の効率的運用をめざしている、とひとまず性格づけることができよう⁽⁷⁾。しかし、このようにサッチャー政権の地域政策の特色を結論づけるだけでは、まだ十分ではない。そのことを説き明かすためには、近年サッチャー政権の政策とその地域経済への影響を真正面から論じた著作を数本発表しているケンブリッジ大学の経済地理学者マーティン (Ron Martin) [1985, 1986 a, 1986 b, 1988] の研究を参照してみなければならない。

III サッチャー政権の地域問題への影響

1 マーティンの所論

結論からいえば、サッチャー政権の新保守主義的政策がイギリスの地域間

格差を拡大した、とマーティンは主張している⁽⁸⁾。

彼はサッチャーの新保守主義を、フリードマンのマネタリズム、ハイエクの経済的自由主義、ニューライトの経済学のアンサンブルであると評し、次のような信条を有する思想であると言っている。すなわち、自由企業の交換経済のみが個人の自由を保証する社会組織であり、市場メカニズムのみが資源を効率的に配分しうるとする思想である。この思想によれば、国家の役割とは、国家による生産、政府の民間企業への介入や補助金の提供などにあるのではなく、逆に、政府は財政支出、福祉、規制といった機能を最低限度にまで縮小しなければならないというのである。その最低限度とは、マネーサプライをコントロールし、自由な競争を促進し、財産の安全と法のルールを通じての契約を保証するのに必要な程度だというのである。このような思想に特色づけられた新保守主義は、長年にわたる、とりわけ70年代に顕著になったイギリス経済の沈滞の原因を、インフレーション、公共部門の拡大、労働組合の力の3つに帰している。

マーティンは、サッチャー政権によるこのような診断のうち、少なくとも後2者を、事実に基づいて疑問視している。例えば、公共支出や租税の対GDP比が他の西欧諸国と同水準にあること、しかも対GDP比でみた公共支出の1960年から1979年にかけての伸び率はむしろ相対的に低いから、公共部門の膨張が「イギリス病」を招いたとは言えないというのである。また、労組の力に関する新保守主義の評価について、確かに実質賃金の傾向的上昇と収益率（対固定資本）の傾向的低下とが統計上確認できるものの、これもまた他の西欧諸国と共通しているので、労組の力がそうした傾向を招いたとは速断できないという。イギリス経済、とりわけ衰退著しい製造業にとって問題があるとすれば、それは収益率の傾向的低下ではなく、その絶対的低水準にあるとするのがマーティンの考え方である。それは、「高すぎる実質賃金」の反映ではなく、むしろ低水準の労働生産性ないはこの成長率の低水準を反映しているというのである。いうまでもなく、新保守主義は労働生産性の低さを労組の力の強大さに求めるのであるが、そしてこの主張のなかに部分的な正当性があることをマーティンも認めるのであるが、生産性の低さの責任を労組だけに押し付けるのは、あまりにも単純すぎる、と彼は言って

いる。

しかしともかくも、イギリス経済の沈滞の原因を、インフレ、公共支出、労組の3つに求めるサッチャー政権は、それに対して、マネーサプライの成長のコントロールと公共支出の抑制ないし減少というデフレ政策とともに、民間企業に対する公的規制の緩和・撤廃と労組の力の削減という政策を採ることになる。

以上のようなイギリス経済に対するサッチャー政権の診断と政策は、そっくりそのまま地域問題に対する姿勢にも適用されてきた。この国の地域問題とは、要するに失業率の地域間格差のことであり、高い失業率を継続的に示す不況地域が問題地域とみなされるのである。新保守主義の診断によると、そうした不況地域は伝統的な鉱工業地域であり、強大な力を持つ労組が、生産性と労働力需給関係とによって保証される水準をはるかに上回る高い実質賃金を要求してきたために失業がつくりだされてきたのだという。労組は生産効率の改善のための新規投資に抵抗してきたし、職業的にも地理的にもモビリティが小さすぎるため、失業を自らつくりだしたというのである。このような議論を実証するものとして提示されるのが、労組の組織率の高さと失業率の高さとの間に空間的な相関があるという事実である。

地域問題へのこのような診断の結果として出てくる処方箋は、第1に、財政的再配分だけでは問題地域の失業の低下をもたらさえず、むしろ良好な労資関係を確立し、第2に、賃金のフレキシビリティ、すなわち実質賃金の低下を実現するという政策である。いずれにしても労組の力の削減なしには実現不可能なことである。

以上のようにマーティンは、サッチャー政権のイデオロギー的性格、基本政策、地域問題への認識を論述している。これらは、ギャンブル (Gamble) [1985] の著作と照らしあわせても、まず妥当な論述といえよう。このようにサッチャー政権の性格を捉えれば、対労組政策こそが地域政策とならざるをえないことになる。

しかし、マーティンは対労組政策を分析してはいない。それは、フォーマルな地域政策が、サッチャー政権のもとであっても対労組政策ではないからであろう。彼の分析の力点は、まずサッチャー政権の政策によって、イギリ

ス工業の伝統的中核地域、すなわちウェストミッドランズ、ノースウェスト、ヨークシャー&ハンバーサイドにおいていかに急激な産業衰退が生じたかということ、および、その衰退が、かつて南ウェールズ、クライドサイド、タインサイドなどの周辺の工業地域で生じたような衰退、すなわち特定産業への特化とこの産業の国際的競争力の低下とを通じての失業増大と同類ではないというところにある。そのようなかつての空間的分業形態が問題なのではなく、多国籍企業の投資行動が現下のイギリス産業の衰退をもたらしているというのが、マーティンの主張なのである。1979年から1982年にかけて、イギリスの製造業上位50社は、その全世界にまたがる生産のうち海外での生産の割合を36%から44%に上昇させ、同時に国内での雇用を40万人分減らし、海外でのそれを4万人分増やしたことで、同じ動きが、ウェストミッドランズとノースウェスト各々の10大製造業企業についてもあてはまることが示されている。このような大企業の投資行動は、サッチャー政権発足後まもなく実施された為替コントロールの廃止によって加速された、とマーティンは解釈している。⁽⁹⁾ 大企業の投資行動に対するこのような間接的効果のみならず、デフレ政策そのものが金融力の脆弱な中小企業にとってより厳しく作用し、この規模の製造業企業からも多数の失業が発生したとされている。

地域政策それ自体の変更についても、マーティンは論述しているが、これについては前節で詳しく紹介したので、ここでは、彼の評価に的を絞りたい。マーティンは、サッチャー政権が地域政策を廃止したいとしているのは公然たる秘密である、と下院での議論を指摘しつつ述べている。そうしないのは、欧州地域開発基金から助成金を引き出すためであり、また選挙民の欲心を買うためという、政治的思惑からきている、と彼は解釈している。失業率の地域間格差は市場のメカニズムにまかせればかなりの程度解消するという新保守主義的思想と、上記のような政治的思惑との妥協の結果として、地域政策の廃止ではなく、そのための財政支出の大幅削減という行動が採られた、というのである。

マーティンは助成金の雇用創出効果を高めるといって、83年の自書で明確に示された意図それ自体を肯定しはするものの、助成金の総枠40%の引き下げとセットされている以上、⁽¹⁰⁾ 「より効果的な地域政策」というサッチャー政権

の弁明を字句どおりには受け取れないとしている。

このようなマーティンの評価は、83年の白書の中にもある程度読み取ることができ、「政府のアプローチ」と題した章の最初に、次のように述べられているからである。

「雇用機会の地域間の不均衡は、原理的には、労働市場の自然的調節によって訂正されるはずである。第1に、これは他の所よりも低い賃金と単位コストを通じてなされるべきである。賃金のフレキシビリティは、すぐれた仕事という名声や、生産性と労資関係とに対する建設的態度と結びついて、失業率の高い地域の産業に対する魅力を増進するであろう。」(HM Government [1983] p.3)

しかし、実際には失業率と賃金水準との間に、負の相関関係はイギリスの場合認められない⁽¹¹⁾。むしろ、60年代初めからの動きは、賃金率の地域的差異の縮小であって、その原因を、白書は、労働組合の力と、複数事業所企業の発達とに帰している(HM Government [1983] p.3)。それゆえ、労資間の賃金交渉がもっと個々の企業の環境に相応したものとなるよう、政府は民営化と労組の力の削減とに努めてきた、とはっきり述べられているのである(HM Government [1983] p.3)。自然的調節の過程は、もうひとつ、高失業率地域から低失業率地域への労働力移動によっても進められうる。それを促進するための方策を政府は採ってきた、と白書は述べている。ただ、こうした賃金調整や労働力移動だけでは雇用機会の地域的不均衡を完全に解消できるわけではないので、政府としては、やむをえず前節で紹介したような地域政策を採らざるをえない、という文脈になっているのである(HM Government [1983] pp.3-4)。それゆえ、「この政策を継続する論拠は、現在のところ、原理的には、雇用機会に関する地域的不均衡を、永続的長期的基盤で縮小するという目的を持った社会的な論拠にあると政府は信じる」と述べられているのである(HM Government [1983] p.4)。

このように、「社会的」という用語を用いたからといって、これが川島の言う福祉政策的ないし社会政策的という用語と同一でないのは、「地域的不均衡を、永続的長期的基盤で縮小する」と注意深く但し書きされているのを見れば読み取ることができよう。福祉政策的な資金の再分配であれば、永続

的長期的基盤を持つ雇用を創出できるものではないからである。白書で、自助、内発的發展ということが称揚されていることから分かります⁽¹²⁾とおり、サッチャー政権の地域政策は、福祉政策的な資金の再分配ではなく、この政策を含む新保守主義の経済政策全体によって、労働者の態度を変化させ、労働生産性と収益性を上昇させることである、と評価すべきであろう。但し書き的な書き方であるとはいえ、「地域的産業政策を根拠付ける経済的な論拠も依然としてある」と白書で書かれていることも、それを裏書きするものである(HM Government [1983] p. 4)。

サッチャー政権の新保守主義的政策によって、イギリス経済は活性化し、生産性が大きく上昇したと、一般的に言われている(『経済再生躍り出る英国』日本経済新聞、1987年7月29日。“Britain's supply-side miracle,” *The Economist*, December 3 1988, pp. 77-78)。マーティンも、確かに、1980-84年の間に年率5%の生産性上昇が統計的に確認されたとしている。しかし、生産性は産出の減少以上に雇用を減らせばそれだけで上昇するものでもあるとして、80年代のイギリスの経済的上昇を額面どおりには受け取っていない。1979年と比べて84年の労働生産性は15%高い。しかし、この間、産出が9%減ったのに対し雇用が24%減ったということを指摘し、労働生産性の伸びが真の意味での上昇ではなく、失業を大幅に増やしたがゆえにもたらされたものだと暗示している。

以上のような分析を行なったのち、マーティンはサッチャー政権の政策によってイギリスの周辺の工業地域の経済危機は残存するであろうという予測を、次のような根拠から示している。第1に、製造業の雇用はさらに減少するであろうし、残存しえた製造業雇用もその内実において未熟練ないし半熟練の雇用の割合が増えるであろうからである。第2に、新しい企業の形成が最も貧弱なのはまさしく周辺の工業地域だからである。ハイテク企業はこの国の南に集中しているのである。第3に、工業衰退の激しい地域のほとんどは、サービス業の雇用もむしろ衰退しているからである。成長を期待されるサービス業とは、伝統的なサービス業ではなく、対企業向けサービスを提供する部門なのであるが、これもまたこの国の南に集中しているのである。第4に、政府が示しているように、確かに83-85年にかけてイギリス全体で42

万弱の雇用が増加したが、その中身は、57万弱の女性雇用の増加と、15万弱の男性雇用の減少とから成っているものであり、しかも女性雇用の増加の88%はパートタイマーだからである。⁽¹³⁾ マーティンは、新保守主義の政策が、イギリスの空間的経済格差を拡大し、強化しただけにすぎないと結論を下すのである。

2 地域格差は拡大したか？

前項でみたマーティンのサッチャー政権に対する評価は、おおむね妥当のように思える。しかし念のために、サッチャー政権発足以前と比べて、その後、地域政策のための財政資金の配分にどのような変化が生じたか、そしてまたどのような雇用の量と質の変化があったか、ここで確認しておくべきであろう。というのも、これらの点に関してマーティンが提示しているデータだけでは、サッチャー登場以前と以後との地域格差の動向を捉えるために十分だとは、必ずしも言えないからである。

(1) 地域政策のための財政資金の地域的配分 まず、マーティンの提示しているデータからみてみよう。表1は1977/78会計年度から1983/84会計年度にいたる地域開発助成金その他の支出実績額の推移を示したものである。これから、さまざまな地域的産業助成のための補助金のなかでも、地域開発助成金がかつとも重要な資金となっていることがまずわかる。また、ジョーゼフ産業相が、1982/83年までに助成金の総枠を3分の1以上削減すると1979年に表明したにもかかわらず、実際にはそれほど削減されず、81/82会計年度にはかえって79/80会計年度よりも実質的に補助金の支出実績総額が増え

表1 地域的産業助成に関する財政支出

(単位：百万ポンド)

会計年度		77/78	78/79	79/80	80/81	81/82	82/83	83/84
実績 名目 額	地域開発助成金	393	417	441	491	617	540	440
	地域的選択的助成金	44	104	78	74	76	90	82
	土地及び建物	52	85	110	141	161	137	105
	合計	489	606	629	706	854	767	627
合計 (1980年価格)		752	842	749	706	776	685	560

出所) Martin [1986a], p.272, 原資料は Department of Trade and Industry, *The Government's Expenditure Plans, 1984, 1985*.

表2 地域別にみた地域開発助成金の支出実績 (単位: 百万ポンド)

	地域開発助成金 72/73-84/85		地域開発助成金 83/84-84/85	
	累計額	構成比	支出実績額	構成比
サウスイースト	—	—	—	—
サウスウェスト	82.5	1.7%	17.3	2.0%
ウェストミッドランズ	2.7	0.1	—	—
イーストミッドランズ	44.5	0.9	12	1.4
ヨークシャー&ハンバーサイド	303.2	6.2	50.3	5.9
ノースウェスト	842.0	17.4	163	19.2
ノースイースト	1330.0	27.4	190.3	22.4
ウェールズ	862.4	17.8	164.8	19.4
スコットランド	1381.2	28.5	252.2	29.7
その他	—	—	—	—
合 計	4848.5	100	849.9	100

注) イーストアングリヤがこの表に掲載されていないのは、この地域に対する地域的産業助成がなかったからである。また、ノースイーストとは、ノースとほぼ同じと考えてよい。

出所) Secretaries of State for Trade and Industry, Scotland and Wales [1985] と Morgan [1986] から作成。なお、後者の原資料は Secretaries of State for Trade and Industry, Scotland and Wales [1983]。

表3 地域別にみた地域開発助成金以外の地域的産業助成のための補助金の支出実績 (単位: 百万ポンド)

	地域開発助成金を除く 補助金, 72/73-84/85		地域開発助成金を除く 補助金, 83/84-84/85	
	累 計 額	構 成 比	支出実績額	構 成 比
サウスイースト	122.4	9.9 %	54.8	13.1 %
サウスウェスト	53.1	4.3	18	4.3
ウェストミッドランズ	76.1	6.1	21.8	5.2
イーストミッドランズ	81.6	6.6	27.7	6.6
ヨークシャー&ハンバーサイド	142.9	11.5	35.4	8.5
ノースウェスト	258.4	20.8	89.5	21.4
ノースイースト	127.1	10.2	21.7	5.2
ウェールズ	155.9	12.6	84.3	20.2
スコットランド	208.9	16.8	64.8	15.5
その他	14.7	1.2	?	?
合 計	1241.1	100	418	100

注) その他の欄は、Morgan [1986] によると24.3百万ポンドとなっている。しかし、政府資料によるとこの表に示した通り、14.7百万ポンドである。いま、どちらが正しいのか確かめる術を持っていないが、いずれにしても構成比の数値に大きな影響を与えるものではない。

出所) 表2と同じ。

ていることが明らかである。しかし、83/84会計年度になると、かつてみなかったほどの低額の支出実績となっているし、84/85会計年度の地域開発助成金の支出実績額は約411百万ポンドであるから (Secretaries of State for Trade and Industry, Scotland and Wales [1985]), 83年末の白書で企図されている助成金の削減は着実に進行しているといつてよい。

表2と表3は、地域的産業助成のための補助金の支出実績額を、地域別にみたものである。入手した資料の関係から、ここでは、1972/73会計年度から84/85会計年度までの支出実績額の累計と、そのうちの83/84および84/85の両会計年度の支出実績額の2つに分けるとともに、補助金のうち地域開発助成金だけの場合と、これ以外の補助金の場合とを示しておいた。これらの表から、援助地域に指定されている地域、それもグレードの高い開発地域やかつての特別開発地域をより多く抱えている地域に、当然のことながらより多くの補助金が支出されたことを、はっきりと読み取ることができる。しかし、失業率という点で最も苦しんでいる地域、すなわちノースイーストがかつてほどの厚い給付を受けなくなったということを見落としてはならない。さらに、地域開発助成金以外の補助金、すなわち選択的資金助成の制度などによる補助金については、この国の北部やウェールズの比重が減少し、代わりに、絶対額としては小さいとはいえ、南部の比重が上昇するという構図を読み取ることができる。中でも、83/84年以降になると、最も繁栄しているサウスイーストの比重が以前にもまして増大していることが明らかである。したがってマーティンの言う如く、より効率的な地域政策というサッチャー政権の言明を、額面どおりに受け取ることにはできない。のみならず、地域政策が社会的な意味において実施されるのだという言辞も、この実績からして疑問視されざるをえない。

この点に関連して、モーガンの研究 (Morgan [1986]) を参照することは有益である。彼は、単に地域的産業助成だけを分析しているのではなく、サッチャー政権の産業助成一般を分析しているのである。それによると、サッチャー政権になってから、明らかに「部門開発と構造調整」に関連する財政支出額が大幅に増え、最大の歳出項目になったことが明らかである (表4)。この歳出項目の約94%はNCB, BSC, BL, BS等と大企業に対して

表4 イギリスの産業助成のための財政支出額

(単位：百万ポンド)

会計年度	76/77	77/78	78/79	79/80	80/81	81/82	82/83
地域政策	954	763	928	878	1132	1288	1313
研究・開発・イノベーション	263	256	289	386	441	488	524
小企業	—	—	—	—	—	—	12
部門開発と構造調整	915	764	1759	1847	2342	2406	2433
雇用とトレーニング	92	187	191	178	562	627	601
輸出助成	235	134	236	357	493	629	557
合計	2459	2104	3403	3646	4970	5438	5440

出所) Morgan [1986], p. 332. なお, Morgan [1986] の原資料は National Economic Development Council の刊行物である。

支出されたとのことである。これは、もちろん間接的に地域経済に対して重要な効果を与えうるものである。また、「研究・開発・イノベーション」という項目も無視しえない金額になっているが、この多くは、そうした研究開発を遂行しうる企業の分布からして、サウスイーストに支出されざるをえないし、72億ポンドという膨大な額に達する国防省の設備予算の大部分（これは宇宙航空産業やエレクトロニクス産業に対する助成を意味することになる）が同じ理由からサウスイーストの経済を強化する役割を果たしている、とモーガンは言っている⁽¹⁴⁾。

(2) 失業率の地域格差 サッチャー政権下における雇用の変化については、70年代初めからの変化とあわせて検討する。さもないと、サッチャー政権下の特徴が浮き彫りにされないからである。

まず、失業率の地域格差から検討するが、その前に、地域格差の測定方法について若干述べておくべきことがある。

辻 [1983] は、イギリスの地域格差を失業の観点から捉えようとした時に、失業率の対全国平均比を各地域について計算し、グラフで表わしたことがある。格差とは、畢竟相対的な関係を問題にするのであるから、この方法は至極当然のことにようにみえる。そして、その方法で観察すると、イギリスでは地域格差が縮小してきたと判断されうるのである。

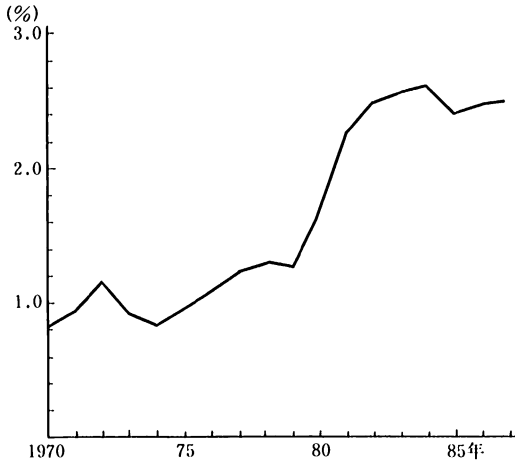
しかし、こと失業率という指標で地域格差を測定しようとするときに、果たして対全国比が社会的な意味を持ちうるのかどうか、問題であると思われる。そのことを、経済的な地域格差を計量的に捉えようとする際によく用い

られる、1人当たり所得という指標と比べて考えてみたい。この後者の指標は、結局のところ生産力を示すものと考えられるが、その1単位が意味するものは時間とともに変りうる。全国的に1人当たり所得が上昇する場合には、多かれ少なかれインフレーションを伴い、したがって、1人当たり所得1単位が具体的に示している生産力は変化するのである。例えば、 T_0 時点においてある地域の所得が50、全国平均が100であり、 T_1 時点において各々120と200になったと仮定してみよう。かつて、この地域の1人当たり所得は全国のそれと比べて50単位分少なかったが、 T_1 時点ではその差が80単位になったからといって、格差が拡大したと言いうるであろうか。答えは否である。 T_0 時点の所得1単位の意味する生産力と T_1 時点のそれとは同じでないからである。1人当たり所得1単位の示す生産力もこの間に変っている以上、むしろ、対全国比という指標に置き換えて比較しなければ、正確な評価は下しえない。そうすると、かつては50%の対全国比が60%に上昇したのだから、この地域からみた地域格差は縮小したことになる。

一方、失業率の場合はどうであろうか。失業率の具体的な捉え方には議論の余地があるが、その1単位が示すものは労働力人口100人当たり失業者1人ということであって、これには1人当たり所得のようなインフレもデフレもない。 T_0 時点のある地域の失業率が2%で全国のそれが6%であったのに対し、 T_1 時点において各々5%と10%に増大したと想定してみよう。この地域の失業率の対全国比はかつての33.3%から50%に変わったのであるから、辻の方法ではこの地域からみた格差は縮小したことになる。しかし、 T_0 時点でこの地域の全国との差は4単位であったのに対して、 T_1 時点でのそれは5単位に拡大している。失業率1単位の持つ意味に目減りも目増しもないはずであるから、この仮想例のような場合、われわれはむしろ格差の拡大があったと評価すべきであろう。

以上のように、地域格差を計量的に測定しようとする場合、用いる指標の1単位が持つ意味を常に考慮に入れなければならないのであり、失業率という指標については、対全国比や変動係数といった、平均との相対比を計算のなかに組み込む方法は、一見すぐれた測定方法のように見えても意味をなさないのである。この場合重要なのは、レンジという意味での開きや、平均か

図2 グレートブリテンにおける
失業率地域格差の推移



注) (1) 地域格差は次の算式で計算、

$$\frac{|X_i - \bar{X}|}{n}$$

ただし、 X_i は i 地域の失業率、 \bar{X} はグレートブリテンの失業率、 n は地域の数、

- (2) 1974年の失業率は1月から11月までの11カ月の平均、1977年失業率は1月から8月までの8カ月の平均、1987年失業率は1月から7月までの7カ月の平均、

出所) Department of Employment, *Employment Gazette*, August 1975, September 1976, September 1977, September 1983, September 1987.

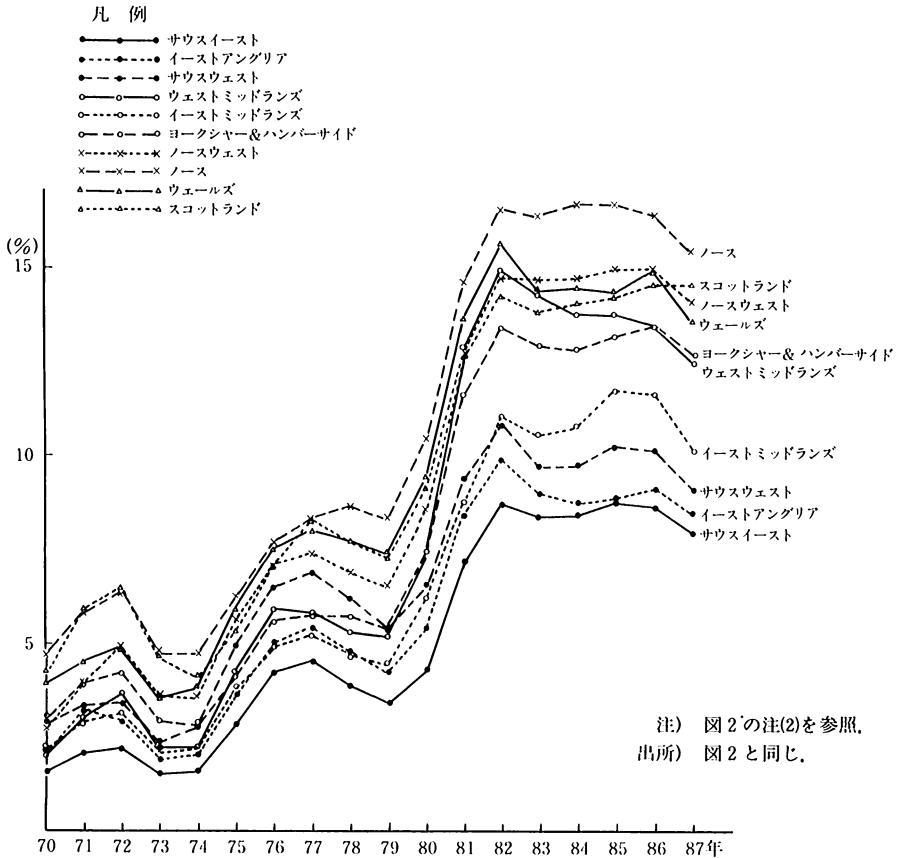
らの絶対差である。

図2は、グレートブリテンを構成する10地域間において、失業率の地域格差がどのような推移をたどったか、平均偏差で表現したものである。これからいくつかの特徴を把握できる。まず、ヒース政権下で地域政策の後退が進行した70-72年には地域格差が拡大したものの、72年の新たな産業法にもとづく地域政策の強化とともに地域格差が縮小したことがわかる。しかし、74年に発足した労働党キャラハン政権のもとでは、傾向的に地域格差が拡大するようになり、しかも地域政策の後

退が開始された76年以降であっても特に地域格差が急拡大したというような兆候は認められない。むしろ77年から79年にかけて地域格差の増減に関しては、地域政策の後退にもかかわらず停滞するようになったのである。ところが79年から84年にかけて、とりわけサッチャー政権下の最初の2年間に激しい格差の拡大が生じた。そして、84年をピークにしていったんは格差が縮小したものの、その後、再び若干拡大している。

図3は10地域の失業率の推移を示したものである。いずれの地域もほぼ似た動きを示している。そしてほぼ一貫して、失業率の最も低い地域はサウスイーストであり、逆にもっとも高い地域はノースである。ただ、この両極に

図3 グレートブリテンにおける地域別失業率の推移



位置する地域の間で、失業率の順位に若干の変動が認められる。かつては、ウェストミッドランズやイーストミッドランズで失業率が相対的に低く、またノースウエストの失業率もスコットランド、ウェールズ、ノースほどに高くはなかった。ところが、80年代に入ってから、はっきりと、南から北に向かえば向かうほど失業率が高くなるという傾向性が認められるようになったのである。84年以降になると、最も低い失業率を記録する地域がイングランド南部の3地域、次に低い失業率を示す地域がイングランド中部の2地域、並びにヨークシャー&ハンバーサイド、そして最も高い地域がイングランド

北部の2地域にスコットランドとウェールズとなっている。特に、一方におけるイングランド南部3地域と、他方におけるイングランド北部3地域に中部のウェストミッドランズ、スコットランド、ウェールズを加えた6地域との間に、大きな懸隔のあることが図から明瞭に読み取れるのである。

以上のことから、サッチャー政権成立以前から、しかも地域政策の強化や後退とは関わりなしに、失業率の地域格差拡大の傾向がイギリスにあったことを認めないわけにはいかない。もちろん、ヒース政権下での地域政策の強化とともに若干格差が低下したことも事実であるから、地域政策が格差縮小のために有効でないというわけではない。また、72年以降の地域政策の強化が、必ずしも雇用の維持創出を第一義とするものではないという事実も考えあわせるならば、地域政策と失業率の地域格差の増減との間にどのような関係があったかは、もう少し慎重な吟味を必要とするように思われる。

この点に関連して、すでに述べたようにサッチャー政権になったからといって、70年代半ば以降における地域政策のもっとも重要な手段たる地域開発助成金は、大幅に減額されたわけではなく、逆に82年まではむしろ増加したことすらあるという事実を指摘しておくことが必要である。にもかかわらず、実はこの時期こそ、未曾有の地域格差の拡大がみられたのである。もちろん、地域格差の増減に影響するのは地域政策だけではない。地域政策という限られた政策分野が地域格差にどう影響したかという問題設定よりも、政府の政策全体がどう地域格差に影響し、その政策パッケージのなかで、地域政策がどう意味付けられ、実際にどう機能したのか、という問題設定の方が、はるかにリアルな接近方法であるといえよう。政府の政策が最も如実に表現される財政資金の配分だけを見ても、すでに触れたように産業政策のための資金よりも、軍事政策のための資金の方がはるかに多く、産業・企業に影響を与えるという点では、したがって地域経済への影響という点では、むしろ後者の方が重要であるといわざるをえないのである。

ともかくも、これほどまでの地域格差の拡大が、サッチャー政権のデフレ政策の開始後生じたという事実は、改めて指摘しておかねばならない。念のために付け加えると、87年になっても、各地域の失業率こそかなり低下したものの(図3)、平均偏差で測定した地域格差の程度は、むしろ上昇したの

である。88年の資料を利用することは残念ながらできなかったが、全ヨーロッパ的な、あるいは全世界的な景気上昇があったがゆえに、恐らくイギリスの失業率も低下したであろうし、各地域のそれもかなりの改善をみたであろう。それによって地域格差が縮小したかもしれないし、逆に拡大したかもしれない。確かなことは、サッチャー登場以前の低水準の格差にわずか1、2年で回復することはとうてい不可能である、ということである⁽¹⁵⁾。イギリスを大きく南北に分けた場合の南北間の明瞭な格差が、短・中期的に解消されるなどということも期待しえない。

マーティンが提示しなかった別の種類のデータもみてみよう。それは、就業者の伸び率を、71-79年の期間と79-86年の期間とで比較するという視点でまとめたものである。サッチャー以前において、もっとも低い伸び率を記録したのはノースウェスト（ただし、この地域は、この間においてすでに絶対的な雇用減を記録した唯一の地域）である。また、ノースや、ウェストミッドランズ、サウスイーストも低かった。これらはいずれも伝統的な工業地域を含む地域である。逆に高い伸び率を示したのはサウスウェスト、イースト

表5 地域別にみた総就業者数の伸び率

	1971-1979 (1971=100)	1979-1986 (1979=100)
サウスイースト	102	98
イーストアングリヤ	115	109
サウスウェスト	121	98
ウェストミッドランズ	102	90
イーストミッドランズ	115	98
ヨークシャー&ハンバーサイド	106	88
ノースウェスト	98	85
ノース	102	86
ウェールズ	107	83
スコットランド	105	90
グレートブリテン	105	93

出所) U.K. Department of Employment [1987] より作成。

表6 地域別にみた製造業就業者数の伸び率

	1971-1979 (1971=100)	1979-1986 (1979=100)
サウスイースト	85	75
イーストアングリヤ	107	98
サウスウェスト	104	85
ウェストミッドランズ	89	71
イーストミッドランズ	101	82
ヨークシャー&ハンバーサイド	91	65
ノースウェスト	84	65
ノース	92	66
ウェールズ	97	64
スコットランド	89	68
グレートブリテン	90	72

出所) 表5と同じ。

表7 地域別にみたサービス業就業者数の伸び率

	1971-1979 (1971=100)	1979-1986 (1979=100)
サウスイースト	111	109
イーストアングリア	127	120
サウスウェスト	135	107
ウェストミッドランズ	118	108
イーストミッドランズ	134	114
ヨークシャー&ハンバーサイド	122	108
ノースウェスト	112	98
ノース	114	103
ウェールズ	121	97
スコットランド	116	103
グレートブリテン	116	107

出所) 表5と同じ。

表8 地域別にみた男性雇用者数の伸び率

	1971-1979 (1971=100)	1979-1986 (1979=100)
サウスイースト	96	93
イーストアングリア	109	106
サウスウェスト	111	94
ウェストミッドランズ	96	86
イーストミッドランズ	107	94
ヨークシャー&ハンバーサイド	100	83
ノースウェスト	93	78
ノース	95	81
ウェールズ	98	78
スコットランド	99	85
グレートブリテン	98	88

出所) 表5と同じ。

サービス業(表7)、男性就業者(表8)、女性就業者(表9)各々の伸び率についても、ほぼ同様の傾向を認めることができる。特にサービス業は、雇用増を期待されうる部門でありながら、サッチャー政権下にあつて、ウェールズとノースウェストではむしろ減少さえしたし、他の北部諸地域も伸び率は南部諸地域よりも低いのである。ところが、女性パートタイマーの伸び率(表10)には若干違った傾向を認めることができる。それは、サッチャー登場以後において、ノースやヨークシャー&ハンバーサイド等のイングランド北

アングリア、イーストミッドランズ等の伝統的農村部である。しかし、サッチャー登場以降、イーストアングリアを除いて、いずれの地域も絶対的雇用減を記録するなかで、その減少率が相対的に低いのは、イーストアングリアを含めたイングランド南部3地域とイーストミッドランズであり、逆に減少率の著しいのは、ウェールズ、ノースウェスト、ノースとなっている(表5)。ヨークシャー&ハンバーサイドとウェールズも含めて、グレートブリテンの北部は、79年と比べて10%以上もの雇用の減少をみたのである。

製造業(表6)、サー

部、スコットランドにおいて、必ずしも低い伸び率になっていないということである。このことは、絶対的な雇用減のなかで、これらグレートブリテンの周辺の地域が女性パートタイマーという縁辺的労働力の利用という点で、イングランド南部の周辺の地域、すなわちサウスウェストやイーストアングリヤに類似した性格を持つ地域に質的に変化しつつあることを示している、と考えられる。そして、その少なからぬ部分が、サウスイーストに本拠を置く大企業の分工場に雇用されていることも十分考えられる。

表9 地域別にみた女性雇用者数の伸び率

	1971-1979 (1971=100)	1979-1986 (1979=100)
サウスイースト	110	105
イーストアングリヤ	127	113
サウスウェスト	138	104
ウェストミッドランズ	111	97
イーストミッドランズ	128	103
ヨークシャー&ハンバーサイド	117	97
ノースウェスト	108	93
ノース	113	95
ウェールズ	125	91
スコットランド	114	97
グレートブリテン	115	100

出所) 表5と同じ。

表10 地域別にみた女性パートタイマー数の伸び率

	1971-1979 (1971=100)	1979-1986 (1979=100)
サウスイースト	132	104
イーストアングリヤ	145	121
サウスウェスト	168	107
ウェストミッドランズ	132	101
イーストミッドランズ	158	108
ヨークシャー&ハンバーサイド	142	104
ノースウェスト	135	100
ノース	142	105
ウェールズ	159	102
スコットランド	148	107
グレートブリテン	140	104

出所) 表5と同じ。

IV むすび

本章の最初で設定した問題について、以上の分析から、次のように結論することができる。

サッチャー政権もまた、これまでの歴代政府がそうであったように、地域間の失業率の大きな格差がイギリスの地域問題であると認識してはいる。しかし、その原因を、何よりも自由な市場のメカニズムが機能しなかったこと

にあるとみている。市場メカニズムを妨げた最大の力とみなされているのは、労働組合である。サッチャー政権は、したがって、労働組合の力を削ぐ政策を進めたが、この政策自体は、サッチャー政権自身によっても地域政策とみなされているわけではない。

サッチャー政権によって従来のフォーマルな地域政策に加えられた変更は、何よりも、そのための財政支出の大幅削減である。それは、公共財政による民間経済に対するクラウディング・アウトを防ぐ、という理論のもとに進められたものである。しかしこれは政権発足後ただちに実現したわけではなく、実際には第2次サッチャー内閣以降に進められたとあってよい。したがって、実際に80年から実施された援助地域の指定範囲の縮小とあわせて考えれば、サッチャー政権初期の地域政策は、以前よりも効率的であって然るべきである、と考えることができる。だが全く逆に、この時期こそ格差拡大のエポックをなしたのである。他方において、地域政策のための財政支出が実際に大幅削減されてからは、格差の増減について、大きな変化がない。これらの事実は、現在のイギリスのフォーマルな地域政策が、雇用機会の格差縮小という点で、無力に近いことを示している。

そうであれば、なぜ地域政策が、そのための財政資金の大幅削減にもかかわらず、続行されるのであろうか、という問題が生ずる。この点について、実証されているわけではないが、ECから地域開発のための資金を引き出すためという目的と、選挙民の歓心を買うためという目的があるからだというマーティン説が妥当であろう。だからこそ、自書のなかで、「社会的」理由から地域政策を進めるのだとっておきながら、その内実において経済的効率性が重視されるというように、アンビヴァレンスが地域政策のなかに認められるのである。

本章では、サッチャー政権下の地域政策に関連するとみなされうるものを、必ずしもすべて取り扱ったわけではない。上記のECの地域政策との関連のみならず、70年代半ば頃から、それまでの失業率の地域間格差の問題に代わって、より重要な問題とみなされがちになってきているインナーシティ問題に対するサッチャー政権の取り組みも、ここでは議論の枠内に入れることができなかつた。エンタープライズ・ゾーンについても同様である。これ

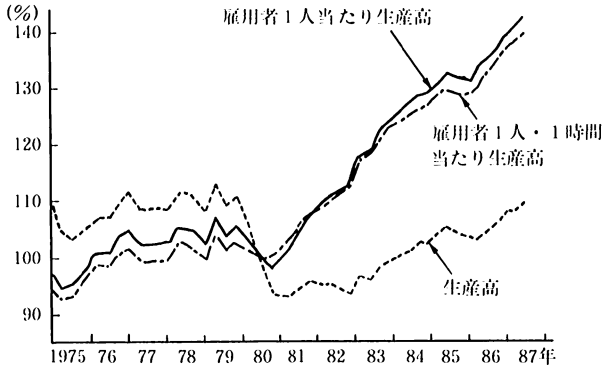
らの問題については、他日を期したい⁽¹⁶⁾。

ところで、マーティンの分析が必ずしも行き届いたものだというわけではないということにも、注意しておく必要がある。そうすることによって、今後の研究課題が浮かび出てくるからである。第1に、彼はイギリス製造業の労働生産性が上昇した理由を雇用の大幅減少にみているけれども、労働時間当たりという、生産性を捉えるのにもっと適した指標を用いると、近年、確かにそれは上昇しているのであり、70年代のそれを上回っているのである(図4)。地域格差の問題と関わらせるならば、労働時間当たりの生産性の上昇率の地域的差異が、それまでの地域格差を縮小する方向に向いているかどうかということが重要である。生産性の高い地域であれば、資本投下もより一層なされる可能性が高いからであり、雇用機会の拡大の可能性があるからである。ただ、その場合、資本投下の主体についても注意を払っておく必要がある。多国籍、あるいは多地域籍の大企業による資本投下であれば、70年代からイギリスが経験しているように、地域の困窮と関わりのない次元で、資本の引き揚げが、したがって雇用の衰退が起り得るからである。その意味から Massey [1979] が早くから指摘しているように、現下の地域問題とは、産業諸部門の地域的配置だけから生ずるのではなく、産業組織あるいは企業組織の空間的反映の問題でもあるのである。

また、サッチャー政権初期の失業率の急上昇が、製造業雇用の縮小に起因していることははっきりしているものの、80年代半ば以降、それがなかなか回復しない理由のひとつとして、労働力人口の急上昇という要因を挙げざるをえない(図5)。労働力人口の急上昇のひとつの理由は、恐らく家計の支持者たる男性労働力の失業により、それまで労働市場に出ることのなかった女性が表舞台に登場してきたことにもあろう。その意味から、失業率の地域格差の説明を、地域政策という狭い政策分野からだけでできるわけでないことはもちろん、政府の政策全体をみるだけで、また民間企業の資本投下をみるだけで十分にできるというわけではないのである。女性パートタイマーの上昇という事実もあわせて考えるならば、男女間の分業形態という社会構造にも光を当てる必要がある。

ともかくも、個々の要因が何であれ、サッチャー政権下において、2つの

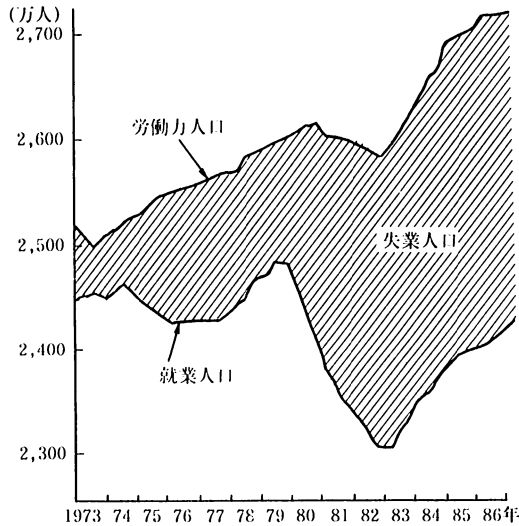
図4 イギリス製造業の労働生産性の推移



注) 1980年=100 (季節調整済み).

出所) Department of Employment, *Employment Gazette*, September 1987, p. 15.

図5 イギリスにおける労働力人口・就業人口・失業人口の推移



注) 季節調整済み.

出所) Department of Employment, *Employment Gazette*, September 1987, p. 4.

国民がイギリスにはっきりと形成されつつあることは (Martin [1988]), 将来この国において地域格差が縮小されずに、現在の水準で固定されるか、または拡大すらしうることを予告しているように思われる。

[注]

- (1) たとえば、小森 [1982], 辻 [1988], 成田 [1987], 山名 [1988] が、サッチャー政権下の地域政策について多少とも論じている。
- (2) ジョーゼフ卿の発言は、後で紹介する Martin [1985, 1986] でも取り上げられているが、本節での引用は、Department of Employment Gazette [1979] p. 883によった。
- (3) 地域開発助成金が高失業率地域に製造業部門の投資を誘引するための施策であるのに対して、工業開発許可証 (Industrial Development Certificate, 略して IDC) が低失業率地域での工業立地を規制する手段となっていた。この後者の施策は、1947年の都市農村計画法に基づくもので、イギリスの地域政策史上、とりわけ60年代において重要な役割を果たしたが、76年以降その重要性がうすれ、サッチャーが政権を握ってから、82年に廃止されてしまった。イギリスの地域政策の歴史についてはいくつかのすぐれた研究がわが国にもある。詳しくは、川島 [1966 a, 1966 b, 1966 c], 古賀 [1978], 辻 [1978 a, 1978 b, 1984, 1988], 山名 [1976] などの諸文献を参照されたい。また英語文献では、Hall [1982], Damesick and Wood [1987] が参考になる。
- (4) 実際には、労働力人口の27.6%をカバーするところまで援助地域の範囲が縮小された (HM Government, 1983, p. 17)。
- (5) Department of Employment (1979) に掲載されている資料によると、グレートブリテン全体で約220の通勤圏地区がいずれかの援助地域に指定されていたが、グレードの高い援助地域に指定がえられる予定の地区として、スコットランド、ノースウェスト、サウスウェスト、ウェールズに数カ所があるにすぎない。
- (6) このサッチャー政権発足当初の地域政策のための財政支出削減計画は、表1に示されているように、援助地域の大幅縮小にもかかわらず、実際には実現しなかった。
- (7) 念のために付け加えておけば、サッチャー政権になって初めて地域政策の大幅後退が始まったのではなく、すでに1976年、キャラハン労働党政権の時にケインズ的経済政策との決別が唱えられ、この時点から地域政策の大幅後退が始まったのである (Martin [1986 a, p. 239])。
- (8) 以下、本項でのマーティンの所説の紹介は、Martin [1986 a] に基づいている。Martin [1985] はその論文のなかに、ほぼそのままの形で収

録されている。なお、Martin [1986 a] 論文の参照ページについては、本項ではいちいち挙げない。

- (9) 多国籍企業の投資行動が、現在のイギリスの地域問題に重要な関係を持っているとする見解は、例えば Holland [1976] にみられるように、かなり以前から認識されている。
- (10) 地域産業開発白書によると、82/83会計年度の地域的産業助成のための財政支出額は9億1700万ポンドであるのに対して、83/84会計年度に6億4300万ポンドに抑えることが企図されている。したがって、30%もの削減を一挙に1年で実現させようとしていることがわかる。
- (11) Pike [1983] は、1976年当時、特別開発地域に指定されていた地区を含む10州の賃金水準と失業率とを検討している。これによると、確かに男女ともフルタイムの肉体労働者はグレートブリテンの平均的賃金水準を上回る賃金を、それら高失業率地域で得ていたが、その差は5%以内とわずかなものである。他方、非肉体労働者は、逆にこれら高失業率地域ではグレートブリテンの平均を下回る賃金しか得ていなかった。なお、1985年になると、むしろ失業率の高い地域ほど賃金水準が低いという一般的傾向が認められる (Martin [1988] pp. 412-413)。
- (12) 白書では、「地方自治体の貢献」という項目が置かれ、その中で、地域経済の問題を解決するのに民間企業と地方自治体の果たす役割が重要である、と書かれている。また、この項目のすぐ上で、「職を単に国内のある場所から他の場所に移すだけというよりも、むしろ、援助地域内での新しい内生的な発展を奨励することにも政府は焦点を当てる必要がある」と書かれている (HM Government [1983] p. 5)。
- (13) これらの雇用の質に関する分析は、Martin [1986 b] と Martin [1988] で、ある程度実証されている。
- (14) Sayer & Morgan [1986] には、1979/80年度において英国国防省と5億ポンド以上の取引を行なった軍需企業の事業所立地の地図が掲げられている (167頁)。これによると、サウスイーストが一大中心地であることが一目瞭然である。その他、ウェストミッドランズとノースウェストが目立つ。
- (15) 「より大きなより豊かな南部」という記事が、*The Economist* (December 17, 1988, pp. 37-38) に掲載されている。これによると、1990年代においてもイギリス南部は他地域よりも急速に成長する、と予測されているとのことである。ただ、この記事の力点は、その南部の成長がサウスイースト自身よりもその周りのかつての伝統的農村部であったイーストアングリア、サウスウェスト、イーストミッドランズによって担われるであろう、ということにある。その意味で南部はより大きくなるというのであるが、これは、貧しい北部が次第に南の方に拡大してきたというマーティン

の見方と対照的である。なお、その記事によると、1988年に、イーストアングリアがサウスイーストよりも低い失業率を記録したとのことである。

- (10) 1988年に公表されたエンタープライズ・ゾーンに関する2つの論文(Bromley & Ress [1988] と Talbot [1988]) をみると、エンタープライズ・ゾーン内に立地した企業は確かに中小規模のものも多いが、それらの多くが倒産しやすい存在であったがゆえに、複数事業所企業の支所が優勢になったことや(Swanseaの場合)、エンタープライズ・ゾーンの提供するインセンティブの主たる受益者は大企業であること(Tynesideの場合)が報告されている。また、公共体の介入があつて初めて、エンタープライズ・ゾーンとして地域経済が再生してきたことや、減免税やディレギュレーションの措置が企業の長期的成長にとって必ずしも有効でないと報告されている。

[参考文献]

- 川島哲郎 [1966 a] 「イギリスの産業立地政策について(-)」『経済学雑誌』第54巻第5号, pp. 1-25.
- [1966 b] 「イギリスの産業立地政策について(二)」『経済学雑誌』第55巻第2号, pp. 49-92.
- [1966 c] 「イギリスの産業立地政策の課題と展望」『経済学雑誌』第55巻第6号, pp. 1-37.
- [1969] 「高度成長期の地域開発政策」『講座 日本資本主義発達史論』第V巻日本評論社, pp. 309-367.
- 古賀正則 [1978] 「イギリスの地域政策の変遷」, 吉岡健次・山崎春成編『現代大都市の構造』東京大学出版会, pp. 219-268.
- 小森星晃 [1982] 「英国における工業立地規制の転換」『都市問題研究』第34巻第3号, pp. 2-18.
- 辻悟一 [1978] 「イギリスにおける工業立地規制(上)」『松山商大論集』第29巻第2号, pp. 21-53.
- [1978] 「イギリスにおける工業立地規制(下)」『松山商大論集』第29巻第3号, pp. 1-24.
- [1983] 「経済的衰退の地理学」『経済学雑誌』第83巻第4・5号, pp. 83-101.
- [1984] 「1970年代のイギリスの地域政策」『経済学雑誌』第85巻第1号, pp. 25-43.
- [1988] 「イギリスの地域政策」川島哲郎・鴨澤巖編『現代世界の地域政策』大明堂, pp. 23-47.
- 成田孝三 [1987] 「英国エンタープライズゾーンの中間時点評価」『季刊経済研究』第10巻第3号, pp. 1-25.

- 山名伸作 [1976] 「イギリス地域政策の動向」『経営研究』（大阪市大）第27巻第1号，pp. 1-24.
- [1988] 「経済の成熟化と地域経済——イギリスの場合」『経営研究』（大阪市大）第39巻第3号，pp. 1-21.
- Bromley, R. D. F. & Rees, J. C. M. [1988] “The First Five Years of the Swansea Enterprise Zone : An Assessment of Change,” *Regional Studies*, Vol. 22, pp. 263-275.
- Damesick, P. & Wood, P. (eds.) [1987] *Regional Problems, Problem Regions, and Public Policy in the United Kingdom*, Oxford University Press, Oxford.
- Department of Employment [1979] “Regional Industrial Policy,” *Employment Gazette*, pp. 883-889.
- Department of Employment [1987] *Employment Gazette*. Historical Supplement No. 1.
- Gamble, A. [1985] *Britain in Decline — Economic Policy, Political Strategy and the British State*, 2nd Edition, Macmillan, London. 邦訳『イギリス衰退100年史』（都築忠七・小笠原欣幸訳）みすず書房.
- Hall, P. [1982] *Urban and Regional Planning*, Allen & Unwin, London.
- HM Government [1983] *Regional Industrial Development*, Cmnd 9111, HMSO, London.
- Holland, S. [1976] *The Regional Problem*, Macmillan, London.
- Martin, R. [1985] “Monetarism Masquerading as Regional Policy ? The Government's New System of Regional Aid,” *Regional Studies*, Vol. 19, pp. 379-388.
- [1986 a] “Thatcherism and Britain's Industrial Landscape,” Martin, R. & Rowthorn, B. (eds.) *The Geography of De-Industrialisation*, Macmillan, Basingstoke and London, pp. 238-290.
- [1986 b] “In What Sense a ‘Jobs Boom’? Employment Recovery, Government Policy and the Regions,” *Regional Studies*, Vol. 20, pp. 463-472.
- [1988] “The Political Economy of Britain's North-South Divide,” *Transactions New Series* (Institut of British Geographers), Vol. 13, pp. 389-418.
- Massey, D. [1979] “In What Sense a Regional Problem,” *Regional Studies*, Vol. 13, pp. 233-243.
- Morgan [1986] “Re-Industrialisation in Peripheral Britain : State Policy, the Space Economy and Industrial Innovation,” Martin, R. & Rowthorn, B. (eds.) *The Geography of De-Industrialisation*,

Macmillan, Basingstoke and London, pp. 322-359.

Pike [1983] "Relative Earnings in Counties with SDAs," *Employment Gazette*, pp. 386-397.

Sayer & Morgan [1986] "The Electronics Industry and Regional Development in Britain," Amin & Goddard (eds.) *Technological Change, Industrial Restructuring and Regional Development*, Allen & Unwin, London, pp. 157-187.

The Secretaries of State for Trade and Industry, Scotland and Wales [1985] *Industrial Development Act 1982, Annual Report*, HMSO, London.

Talbot, J. [1988] "Have Enterprise Zones Encouraged Enterprise? Some Empirical Evidence from Tyneside," *Regional Studies*, Vol. 22, pp. 507-514.

第7章 日本における新保守主義の位相

——第2 臨調と中曽根政治の特質——

I はじめに

自由主義的な旧いタイプの資本主義はすでに破綻した。それに代わるべく人類の理想を託された「(国家) 社会主義」もきわめて問題が多い。以上のような認識のもとに、「ケインズ主義的福祉国家」は、双方の問題をともに解決し得る体制として期待され、広いコンセンサスを確保していた⁽¹⁾。そして、その発展は、双方からの一層の収斂にあるとされ、ほんの少し前まで、多くの人々がその収斂を展望していた。しかし現実には、そのようにはならなかったようである。「ケインズ的福祉国家」は、むしろその一定の成功のゆえに、かえって重大な限界にぶつかり、いまや決定的な転機を迎えた⁽²⁾とみられている。

「幸いにして、いまや潮の流れは変わり始めた。アメリカにおいて、西欧諸国において、さらに全世界の国々において、巨大な政府がもたらす危険に対する認識が深まっており、その諸政策が生み出した成果に対する不満が高まっている。」(Friedman [1980], 邦訳 p. 10)

新自由主義の闘将フリードマンは、ハイエクとともに、ケインズの影に雌伏を余儀なくされること、ほぼ半世紀、ようやく1970年代末、イギリスでサッチャーが、ハイエクと彼の教えを掲げて政権を獲るのを見、またアメリカで、カリフォルニア州から始まった反税運動がまたたくまに全米に広がっていくのを目のあたりにして、ついに自らの時代——新自由主義（ないし新保守主義）の時代——が来たことを告げたのである。

彼の確信をいやがうえにも高めるかのように、1981年秋、「小さな政府——個人の自立・自助」と「強いアメリカ」を叫んで「メイNSTリート・リパブリカン」のレーガンが大統領選で勝利した。これに呼応して日本でも「財

政再建」をテコに第2 臨調・行革政治が始まり、1983年、その延長線上に「戦後政治の総決算」を唱える中曽根政権が誕生した。1982年、西ドイツでCDU 首班のコール政権、1984年、カナダにおいてマルローニ政権など上記新保守主義政権とかなり共通点をもつ政権が誕生した。こうして、フリードマンの期待した彼の時代がいよいよ到来しつつあるかに見えた。

しかし、「保守再生の時代」と呼ばれる1980年代が暮れかけた今日から振り返ると、それはかなり疑わしくなっているといわざるを得ない。新保守主義は、「ケインズの福祉国家」が孕む問題性を、ラディカルに問いかける歴史的契機になったことは誤りではない。しかし、レーガン、そして、いまなお続く長期政権を誇るサッチャーが、それを超える地平を切り拓き得たかということ、前章までの諸章が明らかにしているように、歴史による判断は彼らに厳しい。たとえ、そのように立ち入った判断を控えて、ごく表面的に世界を見渡しても、保守主義の再興は、「ケインズの福祉国家」の経済的、社会的、そして政治的危機への対応の、1つの形態でしかなかったことは、かなりはっきりしてきたといってよい。それは、とくに、イギリス、アメリカという、それぞれ19世紀、20世紀の世界的覇権国家で、現在、経済的衰退に直面しているアングロサクソン国家にもっともよく現われた対応形態で、この両国に似た新保守主義的傾向が強くみられた国として、中曽根政権下の日本が加えられるのがもっとも一般的である⁽³⁾。

「ケインズ主義的福祉国家」の危機への対応としては、その対極に、もうひとつ、コーポラティズムの再生ともいうべき、「ネオ・コーポラティズム」の方向があったように思われる。これは、新自由主義とはまさに逆に、国民的連帯の強化を基盤にした、政府・使用者団体・労働組合間の協調によって、自由主義的多元主義のもつ困難性を克服しようとする体制で、スウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国、それにオーストリアなどが典型とされている。とくに、スウェーデンは、経済的パフォーマンスのみをとりあげても、日本とともに最良の結果を示し続けて、保守主義再興の80年代を乗り切った典型といえよう。

Goldthorpe [1984] は、最近の傾向として社会体制は収斂の方向にある

のではなく、「デュアリズム」(＝新自由主義)と「ネオ・コーポラティズム」への両極化、ないしその両極のあいだにさまざまに展開する多元化を展望している。Offe [1987] も、ほぼ同様に、「ネオ・レッセ・フェール」的連合(巨大資本と田中産階級の同盟)と「ネオ・コーポラティズム」(強固な社会民主主義的な構成要素をもった諸国における、専門的な国家機関の監督の下での高度に集団化された労資の協調モデル)を2つの選択肢として挙げている。しかし、彼は、第3の選択として、労働組合と新中産階級の同盟を基礎にした、非官僚体制的で分権化され、平等主義的で自律的な「福祉社会」モデルもまったく想定できなくはないと、みずからの希望的選択もあげて⁽⁴⁾いる。

「ケインズ主義的福祉国家」の危機への対応として、このような多様な対応があるなかで、すでに指摘したように、日本は、奇しくも、アングロサクソン2国と一緒に新保守主義的傾向が強く見られた国として括られている。これからみていくように、たしかに、かなりの程度の類似性がみられる。しかし、同時に、かなり性格を異にすることも事実である。のちに示すように、見方によっては、新保守主義の対極をなす、「ネオ・コーポラティズム」のもっとも強いモデルという評価もなくはない。さらに両者を止揚した理想型として、日本モデルを評価する見方もある。

以下、イギリス、アメリカのそれとの類似性ととともに、とくにその異質性に注意を集中しながら、日本における新保守主義的現象の位相を見定めていきたい。

新保守主義の諸契機

本章のような小論においては言及しうる点が限られるため、はじめに、イギリス、アメリカに典型的にみられた新保守主義の、どうしても欠かせない主要な契機を、いくつか抽出しておくことが、行論に便宜を与えるであろう。ところで、新保守主義を1つの首尾一貫した主義として定義するには、それぞれの国のなかにおいても、あまりに多様な契機を含み、しばしばそれらをプラグマティックにしか関連させられないような困難を伴う。まして、イギリス、アメリカの両国を通して、これを定義することは、さらに難し

い。この困難をおして、あえて不可欠と思われる契機を抽出すれば、大きくは、それぞれいくつかのサブ契機をもつ、つぎの(A), (B)の2つとなろう。しかし、この2つの契機が互いに侵し合うという矛盾を孕みながら、また相互に補完し合うという、奇妙な性格につきまといわれているのが新保守主義である。⁽⁵⁾

(A) **新自由主義** ネオリベラリズム 第1の契機は、新保守主義が「ネオ・リベラリズム」とも称されるように、レッセ・フェールの再興、ないし経済的自由主義的反動であり、マネタリスト、「公共選択」学派、「供給の経済学」派などがその言語的表現を担っている。

その内容については、すでに本書の姉妹編『経済のマネージャビリティ』で詳しく論じられ、また本書にも具体的に指摘されているので、以下のような簡条書きですませることができよう。

① 「小さな政府」

市場経済においても、管理が必要であり、かつ可能でもあるとして、「純粹公共財」はもとより、生産関連や生活関連の準公共財、さらには普通の財・サービスへも、赤字財政を辞さず、財政支出を拡大していったケインズの財政支出（「大きな政府」）は、効果がないどころか、人為的に経済秩序を攪乱させるだけだとし、「均衡財政」さらには「純粹公共財」のみに支出を限定する「小さな政府」を主張する。

金融政策についても同様に、雇用増加を期待して投資を刺激するために低金利を志向しても、それはもっぱらインフレを生むだけだとし、貨幣供給についての裁量的政策を拒否して、実質経済成長率など一定の率に固定することを主張する。

これは、その系論として完全雇用を目標とし、すべての人々の生活レベル、アメニティを人智の及ぶかぎり、少しでも高めていこうとする「ケインズの福祉国家」の理念を拒否して、企業及び生身の個人の区別なく、自立・自助を要求することを意味する（公的扶助を受けるためにはミーンズ・テストによる非一人前という烙印を必要とする）。そしてそこにこそ、蓄積を！蓄積を！と叫ぶ活力を、経済・社会に呼びもどす鍵があるとする（供給の経済学）。

② 「規制緩和」「民営化」

財政・金融政策ばかりでなく、市場に干渉する「ケインズの福祉国家」の諸規制も、また公的所有も「政府の失敗」があるかぎりく百害あって一利なしとして、^{ディレギュレーション}規制緩和や^{プライヴァタイゼーション}民営化を推進することを主張する。

③ 労使関係の柔軟化政策

労働力をも他の商品と同様に扱い、市場機能を阻害する最大のものとして、労働者組織による労働市場や職場の規制力を攻勢対象とする。

(B) ^{ネオ・コンサーヴァティズム}新保守主義 以上のように、市場に全幅の信頼を置くとやっているが、しかし、自生的には市場が十分に機能しないことを恐れている。それゆえ市場機能を強力に刺激し、障害物を粉砕して、市場機能を国の内外に可及的に押し拡げる強権を欲する。もともと自由な市場の形成は公権力としての国民国家の形成と対になっている。市場になじまない契機まで市場に投げ込み、市場のルールに従わせるには、原始的蓄積期の暴力や自由帝国主義を持ち出すまでもなく、一定の強制が必要である。サッチャーのラディカルな新自由主義の遂行が、法と秩序の強化を先行させたのは十分に理由のあることであった。新自由主義は市場的自由に対して組織的強制を、個人および企業の自律・分権に対して権威主義的集権を伴うのである。ところで、公権力としての国民国家の形成が伝統回帰やナショナリズムと重なって相乗的に強められたように、新保守主義も現状をラディカルに革新しようとするさい、伝統への回帰やナショナリズムに訴える。これが、まさに新保守主義が新保守主義と呼ばれる所似である。とりわけ、回帰すべきロマン化された伝統が、サッチャーのばあいヴィクトリア期の、またレーガンのばあい建国期の活力にあふれた初期ブルジョアジーの「資本主義の精神」の理想化であれば、自由主義と保守主義の再興とはまさに1つのものとなるといってよい。しかも、それを以ってグローバルな覇権を確立した両国にとって、ナショナリズムとグローバリズム（普遍主義）とは、また重なってくるのである。

さて、以上の諸契機に狙いを絞って、日本におけるその現われとそこにおける彼我の類似性と異質性を、さっそく探っていくことにしたいが、以上の個々の契機について検討する前に、大雑把にでも日本における新保守主義的潮流の台頭について、デッサンしておくことが必要であろう。

日本における新保守主義的潮流の台頭とその背景

アメリカ、イギリスにおける新保守主義の台頭のもっとも大きな背景は、すでに触れたように、また序章をはじめ本書のいくつかの章で論じられているように、「ケインズの福祉国家」の経済、政治、社会的危機——スタグフレーション、衰退、統治不能、社会的アノミー等々——にある。日本においても、ある程度同様のことが言える。

(1) まず国内の経済動向についてみれば、さすがの日本の高度成長も1970年代に入って変調を来たし始めるが、1973年の石油危機を契機に、やはりスタグフレーションに陥った。もっとも、このスタグフレーションからは他の諸国に先駆けて脱出することができた。しかし、高度成長の終焉は動かし難く、成長率のサイクルの高くなっているところでも3～5%を出ない低成長を余儀なくされるに至った。それは1970年代に入って、ようやく社会保障を体系的に整えて、先進福祉国家にキャッチ・アップしようとしたときであった——オイルショックの年は「福祉元年」としても記憶されている——。初めて本格的なケインズ主義的な需要創出を試みたこともあって、財政の赤字累積は一挙に先進諸国の水準を抜き、深刻な財政危機をもたらした。とくに1979年一般消費税の導入に失敗した後、法人税の強化など公的増税も行なわれ、財界の危機感、政治への苛立ちが強まった。

対外経済関係についても、高度成長を経て、日本は世界のGNPの1割を占める経済大国として登場し、もはや「小国の論理」は通用しなくなった。資源・エネルギーの対外依存度の高さは、世界の資源・エネルギー問題に大きなインパクトを与えるようになったが、日本にとっても経済安全保障の問題を切実なものにした。またアンバランスに突出した製造業の国際競争力の強さは、日本をスタグフレーションから早期に脱出させるように働いたが、世界各国へ膨大な輸出超過をもたらした。

とくに戦後世界を支えたアメリカへの出超は大きく、アメリカの衰退を促進し、アメリカとの間で深刻な貿易・経済摩擦を惹き起こした。アメリカは日本の取引慣行や政府と企業との癒着などを不公正と非難し、一方で保護主義を強めて日本の進出に対抗するとともに、他方で農産物をはじめ、あらゆる

る分野での市場開放、ディレギュレーションを求めてきた。貿易黒字累積のゆえにすすむ急激な円高、それによる NIES, ASEAN 等からの輸入の増大とあいまって、中小零細工業や流通・サービスまた農業などアンバランスに生産性の低い部門、しかし大量の就業場所を提供している部門に厳しいサバイバル競争による合理化を促すことになったのである。

(2) このことは政治的な、つぎのような問題と重なりあった。

日本の保守政治の本流は、戦後危機下のイデオロギーに基づく激しい政治的対立を経済復興に向けてのコンセンサス・ポリティクスに導いた。

1950年代半ばにその復興がなったのちにも、安全保障をアメリカに委ねて、〈完全雇用―所得倍増〉という極大成長による国民統合を、いわゆる55年体制の実質的ヘゲモニーをとりながら追求してきた。「55年体制」とは、「国内における政治的対立が〈保守〉と〈革新〉という図式に二極分解的に収斂し」、しかも「その政治的対立の焦点が議会内に収斂した」(高島通敏 [1979]) 体制であるが、実態的には、それは春闘による賃上げを公共事業や補助金、またさまざまなレント・シーキングのネットワークによる統合ともいえるものであった。

うえに述べた高度成長の終焉と財政危機、そして自民党の金城湯池だった旧中間層に対するサバイバルをかけた合理化要請は、この55年体制を激しく揺るがすことにならざるを得ない。

じつは、このようにして利益誘導政治が困難に逢着する以前から、55年体制は、すでに危機を迎えていた。高度成長に伴って農村における階級分解が進行し、急激な都市化、とくに、大都市への人々の大流出がみられた。彼らは、都市において基本的に賃労働者以外になり難く、55年体制の建前からいえば、肥大する労組に支えられた〈革新〉が政権を獲得してもよいはずであった。しかし高度成長の中で生まれた新たな都市住民は、一方で共産党や公明党のようなイデオロギー政党に組織されはしたが、多くの部分は、脱イデオロギー化ないしポスト・コレクティヴィズム化して「支持政党なし」の「新中間大衆」(村上泰亮 [1984]) となった。彼らは、高度成長を経た「豊かな社会」の子として、「ポスト・物質主義的価値」[「即自的価値」^{インサートリ} また多様性を志向するが、多くの場合、「保身的」で私生活での趣味の域を出ない。し

かし時として公害や開発による環境破壊、過密や生活関連の社会資本の不足による都市問題等がかかかって社会運動を起こしたりもする。高度成長末期から、石油危機直前に至るまで、〈革新〉と彼らの連合が〈保守〉に肉迫した。とりわけ大都市ではつぎつぎに革新的自治体が誕生し、保守本流は、いままでの体制ではじり貧に追い込まれる危機に陥った。かくて〈保守〉もまた、自ら革新自治体と同じようなことをやり出したが、〈革新〉〈保守〉とも、バラ撒き福祉の域を越える新たなシステムを創り上げる前に、前述の石油危機と高度成長の終焉を迎えてしまったのである。

「保守本流」は対外政治においても、ますます大きくなるつぎのような困難に直面しつつあった。すなわち、前述した日本の経済大国化とそれとは裏腹の衰退に陥ったアメリカは、自由世界の秩序維持について、日本はフリーライダーであると非難しつつ、応分の負担を強く要求してきたのである。対外関係は日米安保に委ね、国内統合のために極大成長を図るという保守本流の従来への行き方は、何らかの転換を迫られるに至ったのである。

すでに気づかれるように、イギリスやアメリカの「ケインズ主義的福祉国家」の危機とはだいぶ様相を異にする。そして、そのことが、当然、それへの対応である日本の新保守主義の性格をイギリスやアメリカのそれと異ならせることになるが、しかし、日本の戦後体制としての保守本流体制ないし55年体制もまた、それなりに危機に直面していたということができるのである。

内田健三 [1989] は1972年の「田中に始まる三木武夫、福田赳夫、大平正芳、鈴木善幸の歴代政権、つまり“三角大福鈴”の10年間は、まさに保守支配の繕いに明け暮れた」としているが、まさにそのことを物語るといってよい。そして彼は「繕いの政治から攻めの政治へ」転換し、「保守一党支配の再構築」を果たしたのが、大平の模索を引きついで中曽根政権であったとしているが、まさにそれが日本における新保守主義の興隆の時であったといつてよい。

(3) さて、この興隆の時に至る過程を粗っぽくデッサンすれば、つぎのようになる。すでに、高度成長期中から、論壇の一部には、池田内閣の「所得倍增計画」をインフレ的であると批判し、ハイエクやフリードマンに共鳴す

る論者が存在し、また「ケインズ主義的福祉国家」は西欧流だとしてこれを⁽⁶⁾批判する見解も存在したが、いづれもごく少数にとどまっていた。⁽⁷⁾少し趣を異にしてくるのは石油危機後のことである。1975年、三木内閣のもとで策定された「昭和50年代前期経済計画」は、「計画で描かれている経済の姿や国民の福祉の向上は、そのすべてが政府の手によって実現されるべきものではなく、個人、家庭、企業の役割や社会的、地域的連帯感に基づく相互援助が重要」であると、財政負担の増大を牽制し、西欧流の福祉国家とは異なる「日本型福祉社会」を提起した。赤字国債が累積して、財政再建が喫緊のものとなり、「一般消費税」の導入を図ろうとした大平内閣のもとで策定された「新経済社会7カ年計画」においては、新保守主義的イデオロギーがより明確な表現を得る。

「国民の公共に対するニーズは……これを従来どおりのやり方で充足していけば、公共部門が肥大化して経済社会の非効率をもたらすおそれがある。効率のよい政府は、活力があり発展性のある経済社会の基本であり、これを実現するためには、高度成長下の行財政を見直して、施策の重点化を図り、個人の自助と家庭及び社会の連帯の基礎のうえに適正な公的福祉を形成する新しい福祉社会への道を追求しなければならない」。

他方、前述したような内外の条件変化に促されて新保守主義のもうひとつの契機である伝統回帰的な権威主義的国家意識もうごめき始めた。一部に『日本よ国家たれ——核の選択』（清水幾太郎 [1980]）と核武装まで含む軍事力増強を求めつつ、国際社会における軍事的、政治的パワーをもつことを主張する「復古的ナショナリスト」が出てきた。しかし、それは極端な主張で、保守の中からも支持は少ない。より注目されるのは、前述したような市場開放等アメリカからの経済的要求に積極的に応え、ODA等の経済援助等、従来の保守本流の経済外交を飛躍的に高めるばかりでなく、さらに自衛力を増強しつつ、アメリカの軍事負担をもより積極的にシェアしていこうとする「新現実派」⁽⁸⁾の台頭である。

このような動きを生み出したり、促進したりするうえで、やはり70年代に入って簇生しだしたシンクタンクや各種の審議会など各種の諮問機関が果たした役割は大きい。それぞれにおけるもつとも多面的、かつ大規模なのが、

1975年から3カ年計画で研究費総額3億円をかけ、主要なシンクタンクを総動員して始められた、NIRAの総合プロジェクト「21世紀への課題」⁽⁹⁾であり、1979年から始まった、「大平総理の政策研究会」⁽¹⁰⁾（「文化の時代」「国際都市構想」「家庭基盤充実」「環太平洋連帯」「総合安全保障」「対外経済政策」「文化の時代の経済運営」「科学技術の史的展開」「多元社会の生活関心」の9つの研究グループからなる）であった。とくに後者は、日本の伝統に根ざした日本の政治、経済、社会組織の中に、西欧の「近代を超えて」、新たな普遍に至る契機を見出すなど、新たな国民総合のイデオロギーを模索し始めた。

しかし、以上のような新たな動きは、なお曲折を免れず、あるいはイデオロギーのみにとどまり、大平の急逝もあって、蠢動の域を出ていなかった。それが「国の歩みを変える」ことをはっきり意図して、現実の政策となって体系的に打ち出され、「戦後政治の流れに転換の節目を刻む大きな政治プロジェクト」（神原勝 [1986] p. iii）となったのが、鈴木内閣のもとで始まった第2臨調・行革であった。そして、それを担当大臣（行政管理庁長官）として推進することによって浮揚力を得て政権を獲得し、「戦後政治の総決算」を高らかに宣言することによって、レーガン、サッチャーと並ぶ、世界の新保守主義の旗手として自他ともに認めたのが、中曽根政権であった。

1981年3月、経団連名誉会長の土光敏夫を会長に据えて発足した第2次臨時行政調査会（以下第2臨調と略す）は、7月10日『緊急答申』（第1次答申）を行なった。これは、現下の財政破綻を増税なしに、すなわち歳出削減によって免れようとして、次年度の予算編成に間に合うように緊急になされたが、「国の歩みを変える」ためには、「どうしてもなんらかの突破口を探らねばならない」（臨調・行革審OB会 [1987] p. 129, 第2臨調・行革審の答申・意見は、すべて本書に収められているので、以下も本書の頁で参照する。以下『臨調・行革審』と略す）と思っていた行革の推進者にとって格好の「突破口」となるものであった。同答申は、今後わが国が目指すべき方向として、国内的には、「活力ある福祉社会の実現」、対外的には「国際社会に対する貢献の増大」という2つの基本理念を掲げ、これからが行革の「本番」として、つぎの4点を重要検討課題として示した。①行政課題の変化と行政の役

割、②行政機構と行政運営の改革、③国と地方の機能分担と地方行政の改善、④官業及び許認可・保護助成政策手段の再検討。

その検討結果は、第2次から第5次にわたる答申に盛り込まれた。政府は答申の都度、それを尊重することを閣議決定し、必要な法律をしばしば「行革関連法」として一括して議会を通し、施行を急いだ。第2臨調解散（1983年3月）後も、臨時行政改革推進審議会（旧行革審1983.5～1986.6、新行革新1986.6～）を設けてその施行状況をチェックしつつ、推進を図った。

かなり大きな表で読みづらいが、いまその主要なものを一括して掲げれば、表1のとおりである。

行革の2つの理念は、前述した新保守主義の(A)(B)の2つの契機にほぼ相当する。これを目指して、行政の全分野の制度、施策、運営を見直すという、この包括性には、まず驚かされる。それぞれ、多かれ少なかれ全領域にかかわり、特定化することは難しいが、さきに抽出した新保守主義の諸契機との間に、つぎのような関連を読みとることは可能であろう。

財政再建をテコにした「1. 行政施策の見直し」は(A)①に、「4. 公社、特殊法人等の改革」「5. 規制緩和」は(A)②に相当し、また、この4と5は、「2. の国家公務員制度改革」とともに(A)③的契機にも関連する。そして、「2. 行政機構改革」「3. 国と地方との関係」は(B)的契機と関連する。

ところで、中曽根政権は、この財政改革、行政改革に、教育改革を加えて3大改革と称し、続いて教育改革に着手していった。その他「防衛費のGNP1%枠突破」「靖国神社公式参拜」、はたまた国のアイデンティティの確立をはかる「日本学研究」の呼びかけなど、さらに(B)的契機を強めていったのである。

さて、以上のような連関を頭に置いて、さっそくはじめに抽出した新保守主義の基本的契機に相当する日本の新保守主義的政策を順次とりあげ、その位相を見定めるべく、彼我の異同について検討していこう。

表1 臨調・行革審等の推進状況

<p>○財政再建 ○厳しい概算 要求基準の 設定 ○90年度まで に特例公債 依存脱却</p>	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>82</td> <td>83</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>一般歳 出(%)</td> <td>1.8</td> <td>△ 0.0</td> <td>△ 0.1</td> </tr> <tr> <td>特例公 債発行 額(億円)</td> <td>70,087</td> <td>66,765</td> <td>63,714</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>85</td> <td>86</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>一般歳 出(%)</td> <td>△ 0.0</td> <td>△ 0.0</td> <td>△ 0.0</td> </tr> <tr> <td>特例公 債発行 額(億円)</td> <td>60,050</td> <td>50,060</td> <td>36,590</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>88</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般歳 出(%)</td> <td>1.2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特例公 債発行 額(億円)</td> <td>31,510</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○行革関連特例法の制定 ・82～84年度の間の歳出カット (厚生年金保険等に係る国庫負担の 減額・教職員定数の改善計画抑制・特 定地域の嵩上げ補助の削減等7事項 36法律) ・特例措置については、補助金一括法 (第102回国会)で85年度について継 続</p>	年 度	82	83	84	一般歳 出(%)	1.8	△ 0.0	△ 0.1	特例公 債発行 額(億円)	70,087	66,765	63,714	年 度	85	86	87	一般歳 出(%)	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	特例公 債発行 額(億円)	60,050	50,060	36,590	年 度	88			一般歳 出(%)	1.2			特例公 債発行 額(億円)	31,510			<p>②義務教育 等</p> <p>(3)農 業</p> <p>(4)社会資本・ 土地</p> <p>①社会資本 ②土 地</p> <p>⑤エネルギ ー</p> <p>⑥科学技術</p> <p>⑦中小企業 対策</p> <p>⑧経済協力</p> <p>⑨防 衛</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学の学部・学科、定員増、極力抑制 ・大学授業料の適正化 ・育英会奨学金の有利子化(84) ・公立学校の施設整備抑制 ・第5次学級編成及び教職員定数改善計画の実施抑制 ・義務教育国庫負担見直し ・学校教育の運営合理化 ・食管制度に係る財政負担の縮減合理化(売買逆さや解消,食糧事務所定員の縮減等) ・転作奨励施策の見直し ・自主流通制度運営の見直し・合理化 ・良質米奨励金の縮減・合理化 ・生産者委価の算定方式見直し ・農業基盤整備事業の重点化、新規事業の抑制 ・農産物価格支持政策の助成水準見直し <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計公共事業関係費の総額抑制 ・地代家賃統制令の廃止(規制緩和一括法) ・「緊急土地対策要綱」閣議決定(87) ・「総合土地対策要綱」閣議決定(88) ・エネルギー対策への民間活力の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・産・官・学の連携強化、民間能力の活用にする効率的重点的研究開発 ・国際協力の推進 ・中小企業対策費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な経済協力の推進 ・経済協力の効率的な実施の推進 ・経済協力行政の運営改善 ・効率的な防衛力の整備(装備の重点化、装備品使用の効率化)
年 度	82	83	84																																				
一般歳 出(%)	1.8	△ 0.0	△ 0.1																																				
特例公 債発行 額(億円)	70,087	66,765	63,714																																				
年 度	85	86	87																																				
一般歳 出(%)	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0																																				
特例公 債発行 額(億円)	60,050	50,060	36,590																																				
年 度	88																																						
一般歳 出(%)	1.2																																						
特例公 債発行 額(億円)	31,510																																						
<p>1 行政施策 の見直し (1)社会保障 ①年 金 ②医 療 ③社会福祉 (2)文 教 ①高等教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金国庫負担の減額(82～87) ・国民年金国庫負担の平等化(83～) ・年金制度の抜本的改革(基礎年金制導入、婦人の年金権の確立、給付と負担の適正化、86年度から施行) ・共済年金の改革・統合(86～) ・老人保健制度の実施(83～) ・医療保険の給付と負担の見直し、退職者医療制度の創設(84) ・国保等政管保険の国庫補助削減 ・地方高率補助の削減 ・社会福祉施設整備抑制 ・児童手当所得制限強化 ・私学助成の総額抑制及び助成の効率化 ・長期的な大学・短大の規模を全体として抑制基調 	<p>2 行政組織 改革 (1)総合調整 機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総務庁設置(84) ○内閣の総合調整機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房の組織の再編成(86) ・安全保障会議設置(86) ○科学技術行政の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・「科学技術政策大綱」閣議決定(86) 																																				

<p>(2)外局 (3)内部部局 (4)地方支分部局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術会議による企画調整機能の充実 (83) ・ 産・官・学の研究交流促進 ・ 科学技術政策研究所設置(88) ○ 中労委と国営企業労委の統合(88) ○ 行政組織規制の弾力化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 官房、局、部の政令移管(84) ○ 省庁内部部局の再編合理化 ・ 10省庁、20局に及び抜本再編成(84) ○ 課等の1割整理再編 ○ ブロック機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸省、郵政省等の機関整理 ・ 財務局、地方運輸局、地方電気通信監理局の内部組織の縮小合理化、委員の縮減等(86) ○ 府県単位機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方行政監察局、財務部等178機関の縮小改組(84) ○ 支所・出張所等(83年度総数5800を88年度末までに644整理) 	<p>(2)地方財政制度・運営の合理化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方財政の自立機能の強化(標準行政以上のサービスは住民の選択と負担で) ・ 事務・事業の民間委託のための法令、通達の見直し方針の決定(88) ・ 地方公共団体に対する補助金の整理合理化、統合・メニュー化の推進 ・ 補助金の総合的見直し ・ 広域行政に対する地方行政体制の整備 ・ 陸運関係地方事務官制度の廃止(85) ・ 地方行革大綱の策定(85)
<p>○ 国家公務員制度改革 (1)定員管理 (2)人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6次定員削減計画(83～86の5年間に5%削減) ○ 第7次定員削減計画(87～91の5年間の5%削減) ○ 公務員総数の縮減(87～88：△25,729人) ○ 省庁間配転の推進(80～87：1057人) ○ 人事管理運営協議会設置(83) ○ 人事管理運営方針等を通じた職員の公務意識の徹底、志気高揚 	<p>4 公社・特殊法人等の改革</p> <p>(1)公社 ○ 国鉄 ○ 電々 ○ 専売</p> <p>(2)特殊法人</p> <p>(3)現業</p> <p>5 規制緩和等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割・民営化(87) ・ 日本電信電話株式会社への改組(85) ・ 電気通信分野への競争の導入(85) ・ 日本たばこ産業株式会社への改組(85) ・ 製造たばこの輸入自由化(85) ・ 統廃合(80-88年 26件 37法人) ・ 民間法人化(同上12法人) ・ 郵政事業(業務委託, オンライン化, 要員合理化) ・ 林野事業(改善計画改訂) ・ 国立病院・療養所(再編計画) <p>臨調答申に沿って逐次推進(2度におわたり一括整理法)</p> <p>旧行革答申に沿って逐次推進(第103国会で一括整理法)</p> <p>新行革審「公的規制の緩和に関する答申」(88年12月)</p>
<p>3 国と地方との関係 (1)国と地方との機能分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国と地方の機能分担の見直し ・ 機関委任事務整理合理化法(第107国会) ・ 地方公共団体に対する国の関与及び組織等に関する必置規制の整備合理化——国の関与整理合理化法(102国会) 	<p>出所) 臨時行政改革推進審議会「臨調・旧行革答申等の推進状況と今後の課題」(88, 6, 29), 総務庁「総務庁年次報告書」(88年9月)等より抄出。</p>

II 第2 臨調・中曽根行革における「新自由主義」の位相

1 「増税なき財政再建」の展開とその帰趨

赤字をも辞さず、支出を拡大していったケインズの財政を拒否して、歳出削減による「均衡財政」、さらには「純粹公共財」のみに支出を限定して「小さな政府」を目指すのが、新保守主義における新自由主義的契機(A)の第1のサブ契機(A-①)であったが、すでにみたように、日本における新保守主義的改革は、まさにこの契機を突破口として推し進められた。

とくに鈴木内閣のもとでは、鈴木首相が「増税なき財政再建」を企業増税に猛反発する財界に「政治生命をかけて」約束したこともあって、「増税なき財政再建」は第2 臨調とほぼ同義と解されたほどであった。「増税なき財政再建」すなわち84年度までに（のち90年度までに引き延ばされる）赤字国債発行ゼロを目指し、一般歳出について、82年度予算は伸び率ゼロ、翌年度予算からはマイナスという厳しい概算要求基準を設定し、これが可能なように、行政の全領域を見直そうとしたのである。『基本答申』は、行政の領域を、「①農業、社会保障、文教のように、行政の果たすべき役割、責任領域の見直しが必要なもの、②外交、経済協力、防衛のように本来的に行政の責任領域に属するものであるか、その運用の改善が必要なもの、③国土、住宅・土地やエネルギー、科学技術のように、行政の責任の見直しと制度・運用の改善という両方の視点から検討が必要なもの」（『臨調・行革審』p.176）と3つに分けているが、歳出削減の主要な対象となったのは、いうまでもなく①の領域である。

農業関係では、保護的介入を弱める方向にはじめてはっきり歩み出し、売買逆輸解消など食糧経費の縮減合理化、転作奨励策の見直しなどによる財政負担の軽減がはかられ、従来膨張する一方であった文教関係においても、軒並み事業計画の縮小・停止がなされた。しかし、もっとも大きな削減の対象となったのは、各種の制度改革もなされた社会保障関係であった。

日本においては、公的扶助の水準・規模は国際的にみてきわめて低いが、児童手当での所得制限の強化（82）や生活保護運用の適正化（83）など適用

対象をさらに絞り込みつつ、たとえば生活保護基準を一般世帯との格差縮小方式から格差維持の均衡方式に変更するなどその水準も低位に抑え、国庫補助率も削減した(85)。明らかに、底辺の底上げによる平等化指向から保護対象をミーンズ・テストの烙印をおかれた少数者に限定し、セルフヘルプをかりたてようとする方向を示し始めた。

医療については、供給の圧倒的部分が利潤動機の企業によってなされ、需要側のみが保険支出になっているため、いきおい過剰供給、とくに薬づけによる〈医療費の膨張—医療保険財政の悪化〉を招きやすい。これに対して、医療適正化、薬価算定の適正化も試みたが、基本は、医療保険への国庫負担の軽減のために、受益者負担の強化によって医療需要を抑える方向に転じた。老人健康保険制度を創出し、老人に一部自己負担を求めるとともに、被備者保険からの分担拠出割合を高めた。また退職者医療制度も同じく被備者保険への負担を高めて、国庫負担を軽減する措置である。国民健康保険の国庫補助率引き下げ、被備者保険本人給付率の引き下げは、そのものズバリの国庫負担の軽減と受益者負担の強化に他ならない。

年金については、まず応急的な特例措置として、厚生年金の国庫負担の減額・繰延べ、事実上同様の機能をもつ国民年金の国庫負担平準化措置がとられたが、84年には年金制度の抜本的改正に手がつけられた。年金一元化を目指した基礎年金制度の創設がこれであるが、それは国民に普遍的な年金制度を給付水準が夫婦合算しても生活保護の水準よりも低い基礎年金に限定し、これに対する国庫からの繰入れ率も3分の1に縮減した。それ以上は被備者について、独立採算の所得比例の、したがって保険料負担の強化と給付水準の引き下げ(さらに給付開始年齢の段階的引き上げが予定されている)を伴った厚生年金、共済年金となった。

ここに、国民の相互援助、連帯によって、できるだけ平等に、健康で文化的な生活を営むことを保障していこうとする姿勢から、老後にも現役時の競争の結果が維持されるべきであるという自立・自助をすすめる新自由主義的傾向への変化をうかがうことができる。

さて、削減策は以上に尽きないが、それは省略して、とにかくこのような削減策によって、「増税なき財政再建」はどの程度成功したのであろうか。

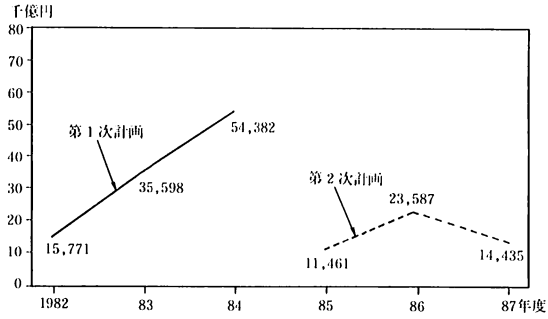
(新) 行革審「臨調・田行革審答中等の推進状況と今後の課題」(88.6.29)は、「かつて危機的状況にあるといわれたわが国の財政は、連年の厳しい概算要求基準の設定と制度・施策の見直しによる歳出削減努力の結果、基本的に増税に頼ることなく、その再建の歩みを着実に進めてきた」と、成果を誇っている。

宮島洋[1989]も、行政施策・制度等の変更の歳出削減効果が「財政再建」にかなり大きく寄与したと推計している。すなわち、行政施策・制度等の変更がなかったと仮定して、歳出額決定要素の自然増(減)のみを織り込んだ推計値と実績を比較して、行政制度、施策の変更の歳出削減効果を図1のように示している。81年度の制度・施策・運用を基準とすれば、そのような削減効果は、82年度の1兆5000億円から84年度の5兆5000億円まで増大し、さらに84年度の制度・施策・運用を基準にして、85年度からはそのうえに、1～2兆円が加わっている。これは、特例国債の減額目標に十分匹敵する額である。ところで、主要経費別にこれを見ると(図2, 図3)、絶対額では公共事業費と社会保障関係費が2大削減領域となっており、それに地方財政、文教、食糧関係費が続いている。またそれぞれの分野の削減率をみると、地方財政費への切り込みがとびぬけて厳しく、食糧・エネルギー、中小企業対策費の削減率も目立つ。以上の一般的削減傾向に逆らって、この間例外的に増加施策がすすめられたのが防衛関係費と恩給関係費である。

ここに、歳出削減とそれによる均衡財政志向およびそのための制度見直しによる「準公共財」の圧縮と「純公共財」の増強という新自由主義的志向がはっきりうかがえる。

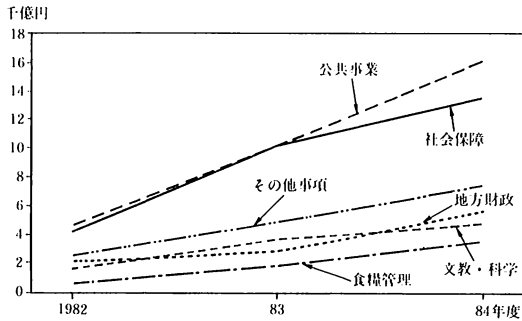
ちなみに、1980年代における歳出削減による財政再建過程を新保守主義の双壁たるサッチャー、レーガン政権のそれと比べてみよう。図4にみるように、3国とも急激な歳出増大に歯止めがかかり、少なくとも対GDP比では、イギリスと日本が若干低下に向かい、アメリカも低下までしないまでも天井を打つ。しかし歳入においては、イギリス、アメリカとも大規模な減税が行なわれたため、対GDP比はやはり低下気味に推移し、とくにアメリカでは皮肉にも空前の大幅な赤字財政を現出させてしまった。イギリスでは、第1次石油危機以来の大幅な財政赤字をさらに悪化させることはなかったが、改

図1 一般歳出の削減額(展望・実績)



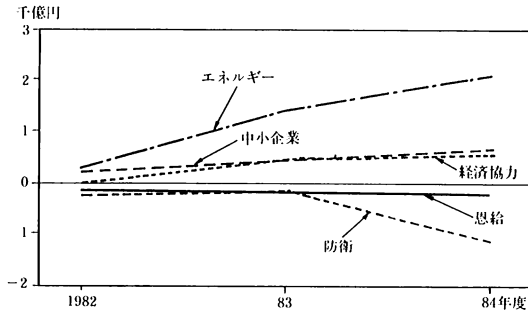
出所) 宮島洋 [1989], p. 145.

図2 一般歳出主要経費の削減額(1)(展望・実績)



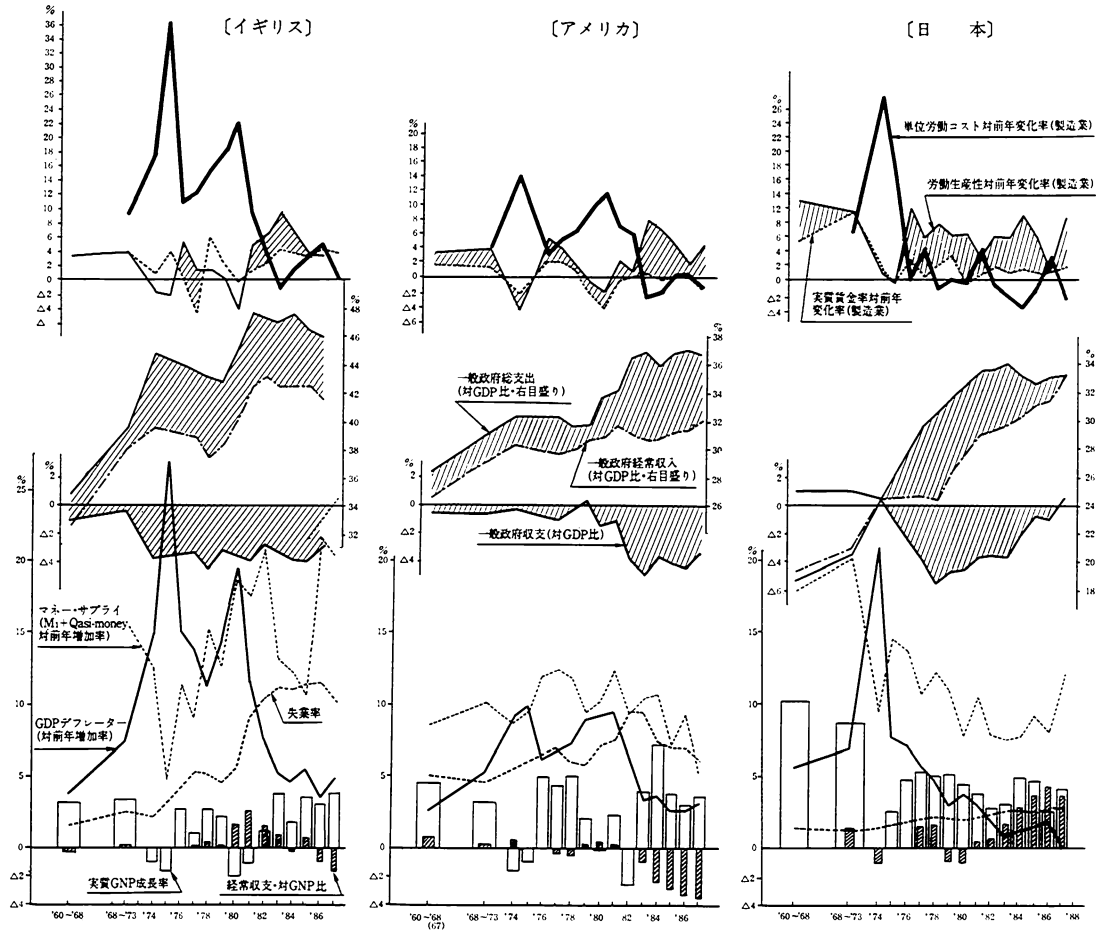
出所) 宮島洋 [1989], p. 147.

図3 一般歳出主要経費の削減額(2)(展望・実績)



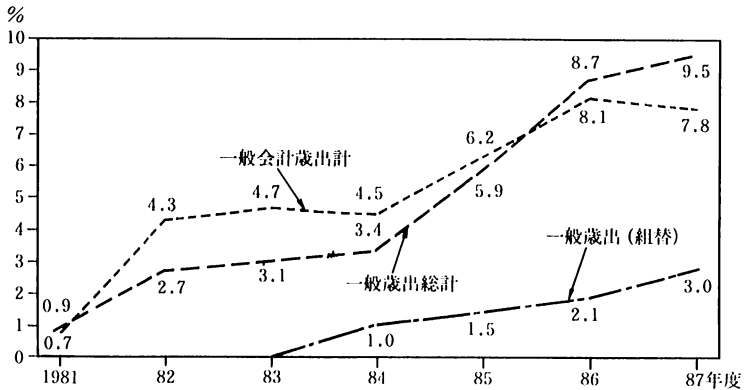
出所) 図2と同じ.

図4 主要経済指標



出所) OECD [1989], *Historical Statistics 1960~1987*, Paris よりグラフ化.

図5 歳出の削減率（削減額／〔補正後予算額＋削減額〕）



出所) 宮島洋 [1989], p. 155.

善も遅々として進まなかった（もともと、最近になってようやく、しかしかなり急速な改善をみた）。これに対して、日本では、名目所得増に対する調整減税も行なわなかったことによる自然増税もあって、歳入の対GDP比も景気回復とともに上昇し、赤字幅の急速な縮小をみた。少なくとも「財政再建」は、日本においてもっともよく成功したようにみえる。

しかし、いま一步踏み込んでみると、新保守主義にとって、日本の事態はそれほど楽観できるものではないことがわかる。

さきに紹介した宮島洋 [1989] の本旨は、じつはその先にある。同書はつづけて、「一般会計」ないし「一般歳出」（「一般会計歳出」から「国債費」と「地方交付税交付金」を除いたものでシーリング予算における歳出削減の戦略的対象範囲としてクローズアップされた）の削減といっても、財政再建期間に限って、一般会計歳出を一時的に停止ないし減額し、再建目標年後に一般会計からこれを補填するという臨時繰延措置、また特別会計や地方財政などに肩代わりさせたりしたまったく名目的な削減措置など、「本来の削減効果あるいは恒久的な削減効果に欠けている」ものが、かなりあることを明らかにしている。数量的にはっきり確定できるものだけをリストアップして集計しても、臨時繰延措置による削減だけで一般会計歳出の約8%、一般歳出の10%に及び、しかもこのほぼ3分の1は分類組替措置に由来するまったく名目的な削減である（図5）。

宮島洋 [1989] は、なぜこのような政策展開になったかと自らに問い、つぎのように自答している。「一言でいえば、一般歳出の実質的かつ即効的な削減が困難な環境で、当面の歳出抑制目標を計数的になんとかクリアーするためであった」(宮島洋 [1989] p. 156) と。かくて、日本における新自由主義を象徴する「増税なき財政再建」も見掛け倒しという面がかなりあるということになる。そこで、この「増税なき財政再建」政策の立案および実施過程に、もう少し立ち入ってみよう。

まず、戦後の財政運営を担当してきた大蔵官僚および政府税制調査会の委員たちにとって、石油危機後の不況過程で急速に深刻化した財政危機を克服する方策として、「増税なき財政再建」などは、当初は全く念頭になかったし、可能だとも思っていなかったようである。政府税調は、1977年10月、「今後の税制のあり方についての答申」において、公共サービスの水準の確保を図りつつ財政再建を達成すること、そのための方策として一般消費税の具体的検討を提言している。1979年に策定された「新経済社会7カ年計画」でも、一方でききにみたように「日本型福祉社会」の構想が語られ、行財政の見直し・合理化が課題とされながらも、他方で、「国民福祉増大のための税負担は高まらざるを得ない」と、「高福祉・高負担」を指向する姿勢を変えておらず、「一般消費税（仮称）を昭和55年度中に実現できるよう諸般の準備をすすめる」と提言している。

ところが、その後、選挙に反映された国民の強い反対によって、その導入は政治的に断念され、「一般消費税」など「大型間接税」の類は政治的にタブー視されるようになった。しかし、大蔵省、政府税調は、その路線を捨てたわけではなかった。第2臨調の発足を3カ月足らず先に控えた1980年12月末、政府税調の小倉武一会長は、「3月(1981年)には特別部会を設け、新税(大型消費税)の具体的審議を始める」と公言していた(神原勝 [1986] p. 72)。ところが、その意図は、すでに指摘したように、第2臨調発足直前に、財界の「増税なき財政再建」を鈴木首相が「政治生命をかけて」約束させられたことによってついでた。大蔵官僚も予算編成のヘゲモニーを確保すべく、さしあたり歳出削減に努力することを余儀なくされた。しかし本音では依然として大型間接税導入を捨てたようには思われぬ。ここで紹介する

余裕はないが、神原勝 [1986] 『転換期の政治過程——臨調の軌跡とその機能』は臨調を舞台に展開されたドラマ——財界の「増税なき財政再建」要求と基本的ないし中期的には「大型間接税」導入による増税を考える大蔵省、さらにはだんだん強くなる内外からの内需拡大要求に突き動かされ始める政府・自民党、そして行革に可能なかぎり抵抗しようとする「現在官僚」と「過去官僚」（官僚OB）らの間の対抗・ヘゲモニー争いと妥協のドラマ——を画いていて興味深い。『答申』はそれぞれの思惑、本音と建前、またそれぞれのグループの中での同じような対立と妥協など、複雑な「動学的均衡解」として出されてくる。「均衡解」がないものは先送りされる。そこから、さきに指摘したような「計数合せ」のような削減措置も出てくるのである。

「増税なき財政再建」は、はやくも「基本答申」（第3次答申）においてくずれてくる。すなわち、同答申では、『増税なき財政再建』とは、……負担率（対国民所得比）の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらないということの意味している」と再定義しているが、そこには、「全体として税負担を増加させない」範囲で、たとえば一方で一時的に所得税を減税し、他方で間接税を導入することを可能にする意図（大蔵省が従来から主張してきた）がうかがわれる。さらに、「最終答申」を前にした第2部会報告では、税負担の公平の観点からの直間比率の見直しの問題を含めた税収構造のあり方の検討を提起しつつ、「大規模な歳出増を伴う新たな制度・政策の必要性に関して広範な国民的合意が形成されたばあいには、その財源は国民負担の増大によって賄うべきである」と大型間接税の導入の道を開いた。さすがにこの点は財界側委員の反撃にあい、「最終答申」からは消え、「第1部会長メモ」に変形された（神原勝 [1986] pp. 272-279）。しかし、すでに「基本答申」が出された前後から、まず日本商工会議所が「いつまでも我慢を続けることはできない。早急に公共事業追加、投資減税、政府金融機関の利下げなど景気対策を要求する」「このために建設国債の増発もやむを得ない」というように⁽¹¹⁾転ずる。経済企画庁、通産省も景気の維持、拡大を図るための景気テコ入れ策の必要を表明するようになる。しかし、このときはなお経団連、日経連、経済同友会そして日銀も反対していた。ところが、やがて外からも内需拡大要請が強まり、とくに1985年以降、円高が浸透して

くと、「内需拡大」とリストラクチャリングを同時にすすめる「前川レポート」(1986, 4)の線で政・財・官の合意が成立する。しかし、いつまでも増税なしですませることはできず、1987年、中曽根内閣は「売上税」導入に挑戦した。この「売上税」もまた挫折するが、1988年、竹下内閣が中曽根内閣のもとで獲得した衆院304議席——「86年体制」——の力に頼ってついに「消費税」導入を成就させたのである。

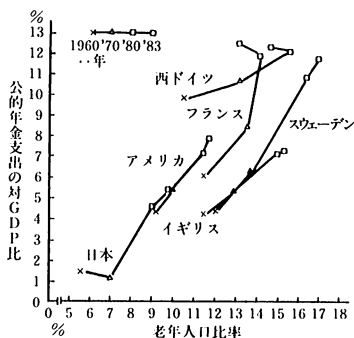
以上にみたように、歳出削減によって財政を均衡させ、「小さな政府」を指向するという新自由主義的財政政策は、ジャーナリズムや学界を賑わした割には、かなり曖昧であり、首尾よく遂行されたとはとても言えない。新自由主義は、日本においては、たしかにファッションのように流行し、「ケインズ経済学の破綻」「大きな政府の失敗」「先進国病」などが声高に叫ばれ、ハイエク、フリードマン、そしてブキャナンらの思想が軋を切ったように、一挙に滔々と流れ込み、日銀はじめ大蔵省、経企庁等の官庁エコノミストの間にも広がったが、かなりプラグマティックに一時の便法としてのみ使われた感がなくもない。

日本における新自由主義の旗手として行革に取り組みつつあった中曽根行政管理庁長官にしても、つぎのようにいう、「これまでケインズ流でやってきて、公債が大きくなりすぎ財政的破綻の寸前まできた。そこで『ケインズよさようなら、フリードマンよ今日は』みたいなポジションにきたわけで、それはある意味で正しい認識ではあるけれども、永久にフリードマンでいけるのかというと、そういうものではなからうと思っています。手術のメスとして、当面はフリードマンを活用していい。しかし日本の本来の体質から見れば、やはり混合経済的体質の必要性は厳然としてあるのであって、その基本認識をはずしてはならんと思っています」(中曽根康弘[1981])。

それはなぜなのだろうか。これは本章全体を通して答えられるべきであろうが、「増税なき財政再建」にかかわるかぎりでは、暫定的にいえば、つぎのようなことが考えられるだろう。

第1に、国際的に比較して、日本の「小さな政府」ぶりは、すでにきわだっており、これ以上の「小さな政府」にするのは難しい。そのうえつぎのような事情を考えれば、その難しさは尋常ではなくなる。

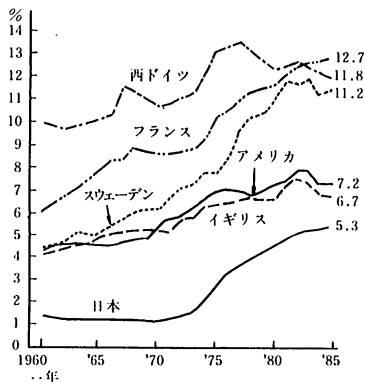
図6 老年人口比率と公的年金支出の対GDP比



資料) UN, *Demographic Yearbook*,
ILO, *Cost of Social Security*.
OECD, *National Accounts of OECD Countries*.

出所) 『保険と年金の動向』Vol. 35, No. 14
(厚生統計協会), p. 247.

図7 公的年金支出の対GDPの推移



資料) 年金支出は OECD, *Social Date File*.
GDP は, OECD, *Annual National Accounts*.

出所) 『保険と年金の動向』Vol. 35, No. 14
(厚生統計協会), p. 247.

財政の規模は、長期的かつ世界的視野でみると、第1次世界大戦、世界恐慌および第2次世界大戦という3つの「構造崩壊」的転換期を経て一段と高い水準に転位するという形で、かなり著しく膨張している。何かがその膨張に寄与しているかをみると、軍事費の膨張もあるが、はるかにそれを凌駕する程度での（広義の）社会保障のための財政支出の転位の膨張である（加藤榮一 [1985]）。

ところで、社会保障支出の対GNP比を決定する因果モデルについての、すでに古典的研究となった Wilensky [1975] は、つぎのことを教えている。

①長期にわたってみると、〈経済水準（1人当たりGNP）〉が福祉国家の発展をもたらす根本的原因である。その影響はもっぱら、②〈近代化→出生率の低下→老齢人口比の増加〉と、③〈制度の経過年数〉を通じて現われる。その他の諸契機、たとえば、④自由主義的民主主義国家か全体主義国家か、⑤軍事費のウェイトの大小、⑥イデオロギーのあり方などは、福祉国家の発展度との相関係数は小さく、一貫した説明要因としては弱い (Wilensky [1975] 邦訳 pp. 70-71)。

以上を念頭において、図6→図7→図8の順にみてゆくと、日本は1970年

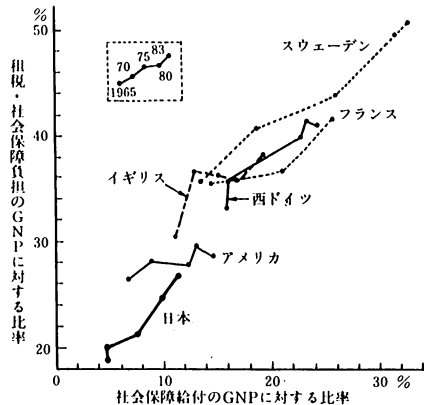
代からようやく公的社会保障が必要な段階、したがってまた「大きな政府」に移行する段階に入り、これからはさらに急激にその傾向を強めることが予想されるのである。すなわち、従来、日本において「小さな政府」が可能だったのは、もちろんそれだけがその要因ではないが、高齢者人口比率が低かったうえに、農村的な社会関係が優越し、いかなる社会でも必要な高齢者等の生活保障の多くを、家族および地域コミュニティなどのインフォーマル・セクターに委ねることができたことによるところ

が大きかったのである。ところが、高度成長とともに急速に進んだ都市化、長寿化、出生率の低下は、それ自体、公的社会保障の需要を膨張させるように働くが、そのようなインフォーマル・セクターを決定的に解体していくことによってその需要を急膨張させたのである。

「日本型福祉社会」論は公的社会保障を削減するために、一方で、このようなインフォーマル・セクターの生活保障機能に頼ろうとするが、いま述べたように、まさにそれが急速に解体されだしているのであって、その何らかの再建は、むしろより大規模な公的な支えなしにはきわめて難しくなりつつあるのである。また「日本型福祉社会」論は、他方で、自立・自助をさらに促しつつ、シルバー産業など民間企業活動にもこれまで以上に頼ろうとする。しかし、すでにして日本人は、病気や老後のために国際的にみて過剰な貯蓄に走り、また医薬品企業や「医は算術」という企業的医療の蓄積衝動にあまりに多く委ねられているのではなからうか。

第2に、日本の財界は、必ずしも、いつも「安上りの政府」を主張していたわけではない。不況が懸念されるばあい、日商はいうまでもないが、少な

図8 国民負担率と社会保障給付規模の関係



注) フランスは1983年不明。

資料) 図6と同じ。

出所) 藤田晴 [1987], 隅谷三喜男・丸山直美編 [1987].

くとも経団連も、可及的大規模な景気テコ入れ策を要求するのが常であった。石油危機直前の過剰流動性は後に多くの論者によって「狂乱インフレ」の有力原因であると批判されるようになったが、経団連は70年不況やそれに続くドルショックにさいしてもごく一部の論者にみられたインフレ懸念論、円切り上げ論に反対して、今回の不況は構造不況であり自律回復は困難だとして公定歩合の引き下げ、国債増発による大型補正予算の編成、それによる景気回復の促進と外貨減らし——したがって調整インフレ——を主張していた。また石油危機後の不況においても、1975年に入るとすぐに、なお日銀、大蔵省、また財界でも同友会はなお引き締め堅持、赤字国債発行慎重論を唱えているなかで、日商につづいていち早く緩和論に転じ、赤字国債の大幅増発を前提とした数次にわたる不況対策を要求している。

ところが、前述したように大平内閣のもとで「一般消費税」導入に挫折し、止むなく法人税等の増税が出されてくると、経団連はこれに猛反発して「増税なき財政再建」に転じ、かくてフリードマンをかかげて第2臨調・行革を主導することになったのである。そして今度のばあい、経団連はたしかに、いままでになくこれに固執している。円高不況下で、いつもながらいち早く景気対策を要求する日商、通産省はむろん、経済企画庁、そして大蔵省、また政府・自民党が内需拡大路線に転換したのちにも、日銀とともに財政・金融政策による「内需拡大」に疑問を呈し続けた。経団連が既成の巨大企業のやや保守的な面を代表し、財界の全体の動向から若干浮き上がってしまったとも見られるが、このように固執したことは注目される。しかし、これもわずかの間で、1987年には、「財政再建計画の一時棚上げもやむを得ない」として「積極的な財政運営による内需拡大」に同調する。

このように、日本の財界の主流は、強固な個人主義あるいは企業としての自立・自助を前提とする一貫した「(新)自由主義」を奉ずるというよりも、きわめてエゴイスティックなプラグマティズムの色が濃い。税制の改正にしても、すべての不公平な優遇措置を撤廃したうえでの所得税減税や大型間接税の導入ではなく、自己に対する優遇を確保しつつけたままの大衆課税による増税は、これを推進してやまないのである。

第3に指摘すべきことは、たしかに「保守本流」の利益誘導型政治は財政

危機によって壁にぶつかり、農民や小零細商工業者への、あるいは社会福祉、医療、文教、公共事業への財政支出を切りつめようとしたが、長年にわたって積み上げられてきた政、官、財あるいは諸団体の利益誘導的結びつきによるそれへの抵抗はきわめて大きかった。さきにも指摘したように、第2臨調における「現在」および「過去官僚」そして〇〇族や××族という族議員の抵抗などがこれを物語る。彼らが強い影響力をもったところは初めから削減対象からはずされ、またそこまでいかなくても、すでにみたように、予算の名目的な組み換えや一時的な繰り延べなどさまざまな手段を弄してサボタージュし、やがて税の自然増収や自然増税、さらに大型間接税の導入などによって財政危機が若干でもやわらげば、たちまちのうちに利益誘導型政治が復活するのである。

さて、最後に、もうひとつ指摘しておく必要があるのは、じつは日本経済は新自由主義的財政・金融政策を必ずしもラディカルに推し進める必要性をもたなかったのではないかということである。すでに論じたように、イギリスにしても、アメリカにしても、かつての世界の覇者の地位からの転落という苦い現実とそれを甘受し得ない自負心の間での極度の緊張、危機感が新自由主義台頭の背景となっている。現状の衰退と過去の栄光への自負とのギャップが大きければ大きいほど、かつて両国に存在したとしばしばロマンティックに想定する経済的自由主義と古き良き社会秩序、モラル、宗教への回帰に、よりラディカルな現状変革——イギリス、アメリカの再生——のエネルギーは高まる。かくてラディカルなマネーサプライ削減、所得税大減税や歳出削減、またプライヴァタイゼーションやディレギュレーションを試みて、再活生化を祈念する。しかしその成果は必ずしも期待したほどにはならない。すでにこれまでの諸章で詳しく論じられているので、あらためて述べるまでもないが、ごく大まかな指標でそのパフォーマンスの輪郭だけでもみれば、前掲図4のとおりであった。両国ともインフレだけは、かなりよくおさまった。しかし失業はきわめて高率となり、容易に改善しない。しかし、この高率の失業を背景に、ようやく労働コストも減少に転じ、経済活性化の兆しは読みとれる。とくにアメリカでは、レーガン政権の後半になって失業率はかなりの改善をみる。しかし、それに伴って財政赤字と経常収支の

赤字がかつてなく大幅となり、世界最大の債務国に転落し、ドル崩落の危機におびえるありさままでアメリカ再生の夢からは遠い。イギリスではようやく財政再建と国際収支の改善をみるが、失業率も依然と高く、イギリス産業が国際競争力を回復したわけではなく、EC統合を懸念するありさまである。

それに対して、日本のばあい、たしかに高度成長は過去のものとなり、低成長を余儀なくされ、失業率も若干高まっている。しかし国際的比較でみれば、実質GDP成長率もそれなりの水準を維持しており、物価も、失業率もともに低い水準にとどまっている。すでに指摘したように、財政危機も若干時間がかかったが、1980年代半から急速に改善している。貯蓄率も高く、投資率も相対的には高く維持され、国際競争力については、貿易黒字幅の増大に現われているように、イギリス、アメリカとは逆に強さが問題となってしまうている。しかも、このようなバイタリティは、日本においては新自由主義の嵐が訪れるはるか以前からのものであり、石油危機後のスタグフレーション克服の過程で——イギリス、アメリカとは異なって単位労働コストがすでに減少していることに象徴されるように——すでにみられたのである。もっとも一般会計の国債依存率や利払い費のウェイト、さらにまた国債残高の対GDP比が国際的比較においてなお高いことが懸念されている。しかし、これも租税によって政府に吸収するウェイトが国際的にみて日本が小さすぎるからでもある。たとえばヨーロッパ諸国のように大型間接税によって、GDPの大きな割合を政府が税収として吸収する機能を、日本では金融によって——しかもより小さな規模で——代替しているにすぎない。これから急速に大きくなると予想される年金財政においても、日本では、国庫負担分は基礎年金の3分の1という小ささに限定され、厚生年金を含めて大部分は積立方式になっているが、これも租税として吸収し、再分配する分が小さいだけ、政府が一方で借金をしつつ、他方で返済する分が大きくなっているということで、いま述べた国債残高が大きくなっているというのに通ずる。もしヨーロッパ諸国が行なっている所得の再分配機能を仮に金融方式、たとえば同じ額だけの社会保障給付を保障する年金国債の発行に凝すれば、それはとてつもなく大きな額に達するであろう。そのような国債発行額と比べれば、日本のそれはなおかなり低いといってよい。しかしこれは仮の計算上の

等置であって再分配の結果がたとえ同じであるとしても、その資本蓄積様式あるいは広く経済・社会のあり方にもつ意味は、著しく異なる。税による吸収とその再分配は、まさに政治的決定であり、その社会においては政治的コンセンサスが大きなウェイトをもっていることが前提となる。この部分が小さく、公債による〈吸収—再分配〉や積立型の〈保険料支払—年金受取り〉——とくにそれが所得比例のばあいはなお一層——は、このような政治的コンセンサスが弱く、それだけ自立・自助の商品経済的契機が強く、競争的で、⁷⁰親資本蓄積的であるといつてよい。日本においては、石油危機後の危機はもっぱら赤字国債の累積というかたちで現われたが、それは、以上のようにみれば、とりわけ政治的コンセンサスのウェイトが小さく——エコノミック・アニマルと称される所以である——、⁷⁰親商品経済・資本蓄積指向型の社会のゆえであったということになる。

この資本蓄積指向型社会は、税負担をできるだけ小さくとどめ——必要なばあいは、金融方式による財政投融资で補って——企業の資本蓄積を促すさまざまな政策を施した。戦後日本の経済成長の原動力は、技術革新につぐ技術革新で技術のバック・ログを消化していったことにあり、長期停滞を前提とするケインズ主義的有効需要創出政策が登場したのはきわめて限られた時期にすぎず、限られた役割しか果たしてこなかった（野口悠一郎 [1983]）。いってみれば、初めから「供給の経済学」に従っていたともいえる。したがって、景気のコントロールには、爆発した需要を抑える金融引き締め政策が前面に出た。しかも、これが著しく効果的であった。もっとも、経常収支が黒字基調に転換した1960年代末頃から金融政策の効き目が落ちてはきていた。またドルショック後、マネーサプライが異常に大きくなった。しかしその後、イギリス、アメリカにおいては、マネーサプライ・コントロール政策を試みながら、しばしば失敗しているのに対して、日本においては、ほぼ成功しつつけている。すなわち、以前に比しては、たしかに劣ってはきているが、国際比較においてみれば、経済はなお弾力性を保持しているのである。

このようにみれば、石油危機後のスタグフレーションを克服し得た後において、なおラディカルに新自由主義政策を遂行する国内経済的必然性は、ほとんどないということになる。むしろ、さらにそれを遂行すれば、国

内外において、さまざまな問題を生み出す可能性の方が高くなる。そして、じつはそのように進行したのである。かくて、「増税なき財政再建」をはじめとする新自由主義のマクロ経済政策が、日本ではかなり曖昧でプラグマティックであったのは、ここに基本的根拠がある。そして、そのような性格は、他の新自由主義的政策においてもみられるのである。

2 「規制緩和」・「民営化」の実態

「規制緩和」・「民営化」の推進——市場機能の強化 第2 臨調・行革審が規制緩和を進めようとした背景には、つぎのような認識があった（行革審答申「民間活力発揮のための行政改革のあり方」【臨調・行革審】pp.556-557）。従来の公的規制は、その目的という点から次の3つに大別できる。

「第1は、経済活動に伴って発生するおそれのある、マイナスの社会的副作用の発生を最小にとどめようとするものである。たとえば、消費者や勤労者の安全、健康の確保、環境の保全、災害の防止等を目的として、市場に提供される財・サービスの質や、その提供に伴う各種の活動の内容に一定の基準を設定したり、制限を加えたりする場合がそれに当る」——「社会的規制」とか「価値実現型規制」といわれているものがこれである。

「第2は、市場の自由な働きに委ねておいたのでは、供給される財・サービスの生産量や価格の安定が達成されないおそれがある場合に、政府が、個々の産業への参入者の資格や数、設備投資の種類や量、財・サービスの生産量や価格などを直接規制することによって、安定した価格の下での需給の均衡の達成を図るものである。いわゆる自然独占の傾向を持つ公益事業などで、参入を制限して独占を認める代わりに、供給義務を課したり料金を規制したりするのは、その典型例である」——「経済的規制」とか「効率志向型規制」といわれているものがこれである。

「第3は、特定のタイプの産業若しくは企業の育成や維持を目的として行われる規制である。いわゆる幼稚産業や衰退産業の保護、中小企業の保護や分野調整などが、その例である」。

しかし、近年のわが国は、このような公的規制の在り方の抜本的な再検討を迫る各種の変化にさらされているという。

まず、第2の「経済的規制」について次のようにいう、「これまでのように生産規模の拡大に努めていれば規模の経済の利益が享受でき生産コストは確実に低下するという大量生産の時代から、情報化を軸とした新たな技術革新の下で多種多様な経済活動が可能となり必要とされる時代となった。そして競争が必然的に寡占や独占をもたらすわけではなく、また『過当競争』による共倒れの危険も減少するという状況になっている。さらに、自然独占状況にあった産業部門の中にも、電気通信に代表されるように、代替的、競合的な技術の発展によって、競争条件の導入が可能となり、また必要とされるものが生まれている」と。

また、第1と第3のタイプの公的規制についても次のようにいう、「経済発展は、『豊かな社会』の到来をもたらした。消費者も生産者も、堅実な経済的基盤とともに豊富な知識や判断力を備え、自己責任能力を高めてきている。したがって、大企業に対して不利な条件の下に置かれている中小零細企業や、生産者に比べて情報が十分でない消費者等を、政府が保護助成する必要は小さくなりつつある。多品種少量生産の時代には、小回りのきく中小企業にとって有利な状況が生まれつつある」と。

そして最後に、「巨額の貿易収支の黒字を抱えて、市場の開放と内需の拡大が強く求められていることを考えれば、わが国が率先して規制緩和を行う必要は更に大きくなる」と対外摩擦への対処という観点をあげている。

情報化を軸とする近年の技術革新が産業の競争条件を競争促進的に大きく変えつつあることは確かであり、そのことがおそらく当該『答申』を背後から支えている「規制緩和」の経済学、すなわち「コンテストビリティ理論」に一定の正当性を与えている。また情報化社会や「豊かな社会」の到来が「小回りのきく中小零細企業」に有利に働く部分のあることも否めない。また最後の対外的要請に応えねばならないという観点も観点としてはわかりやすい。しかし、「コンテストビリティ理論」を援用しつつ、あたかも再び市場機能万能の時代が訪れたかのような、また「情報化」と「豊かな社会」の到来によって経済的弱者の「情報の非対照性」や経済力等の不均衡が著しく改善されたかのような認識には大きな疑問を持たざるを得ない。しかし、これが新自由主義的認識の特徴であるといつてよい。

表2 臨調・旧行革審答申指摘事項の概要

答申別	分野	措置事項	未措置事項(昭63.3.31現在)
臨時認可等調査関係会	資格	○ 電話交換取扱者の認定制度の廃止等 71事項	○ ボイラー溶接士の免許の有効期間の延長(1年→2年)等 3事項
	検査検定	○ 車検(新車)有効期間の延長(2年→3年) ○ 医薬品の検定(指定品目の見直し)等 93事項	○ 保安検査・構造検査の指定検査機関への事務委譲等 7事項
	事業規制	○ データ通信回線利用の自由化 ○ トラック運送事業の運賃規制の緩和等 48事項	○ 蚕糸の生産、流通に関する統制命令の廃止等 2事項
	委 議	○ 毒劇物の製造、輸入業の登録等の都道府県知事への委議等 20事項	—
	そ の 他	○ 建築士事務所の登録有効期間の延長(3年→5年)等 21事項	—
	計253事項	241事項	12事項
臨時規制改革推進関係会	金 融	○ 大口預金金利の緩和 ○ 公共債のディーリング業務認可対象金融機関の範囲の拡大等 42事項	○ 小口預金金利自由化の推進等 2事項
	運 輸	○ 大型船舶検査の民間検査機関等の活用 ○ 航空3社の事業分野の見直し等 110事項	○ 複合一貫輸送等 2事項
	石油等エネルギー	○ 石油製品輸入規制の緩和等 11事項	○ 石油業法の抜本的見直し等 3事項
臨時行規	都市整備	○ 用途地域の見直し ○ 地代家賃統制令の廃止等 29事項	○ 借地・借家の標準的契約約款の作成、普及 1事項
	輸出入関連	○ 市場アクセスの改善 ○ 輸出品のデザイン等の要認定貨物の見直し等 7事項	—

政 制 改 緩 革 和 推 関 進 係 審 議 会	医 薬 品 17事項	○ 製造承認審査事務の迅速化 ○ 各種申請書類の簡素化等	17事項	—
	種 子 7 事項	○ 種子産業への民間参入等	6 事項	○ 植物品種保護制度の在り方検討 1 事項
	職 業 訓 練 4 事項	○ 技能検査の職種区分の統廃合等	4 事項	—
	保 安 四 法 1 事項	○ 保安四法関係許認可事務の合理化	1 事項	—
	各種営業等 30事項	○ 興行場・公衆浴場の営業承継の許可の届出化 ○ 電波法に基づく定期検査等の民間検査機関への委譲等	30事項	—
	計258 事項		249事項	9 事項
合計	511 事 項		490事項	21事項

出所) 臨時行政改革審議会事務局監修 [1988], pp.122-123.

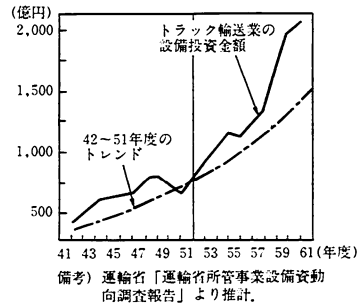
このような認識を背後にもって、第2臨調・行革審は前掲表1および表2にみるように、数次にわたって、「自動車の定期点検整備及び検査」「運転免許証の更新」等一般国民の日常生活を対象とするもので、必要以上に国民に負担をかけている検査・検定簡単化措置から、「データ通信回線利用の自由化」や一連の「金融自由化措置」等の事業規制緩和措置、また「市場アクセスの改善」等の市場開放措置まで総計511項目ときわめて広範にわたって答中を行ない、そのほとんどが実施に移されていった。「発展指向型官僚国家」とか、「日本株式会社」とか称されるように、明治以来、官僚のヘゲモニーが大きく、かつ広く経済活動や社会生活のすみずみにまで浸透していた日本資本主義にとってはまさに画期的なことである。

そして、その経済的効果として、臨時行政改革審議会事務局 [1988] は、図9や表3を掲げている。

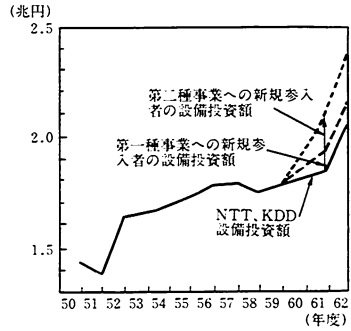
さて、新自由主義にとっては、公的規制でさえ以上のように問題があり、緩和・撤廃しなければならないのに、事業を公営したり、公有したりするのはもってのほかということになる。そこで、「民営化」も推し進めようとした。

図9 規制緩和の効果

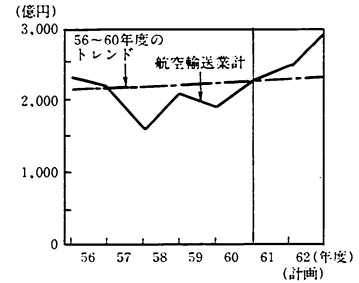
(イ) 42～51年度のトレンドと実績値の乖離幅
 ↓
 平年度ベースで約340億円



(ハ) 60～62年度の新規参入者の設備投資額
 ↓
 平年度ベースで約2,300億円



(ニ) 56～60年度のトレンドで61・62年度が増加した場合と実績値の乖離幅
 ↓
 平年度ベースで約400億円



(コ) 56～60年度のトレンドと実績値の乖離幅
 ↓
 平年度ベースで約130億円

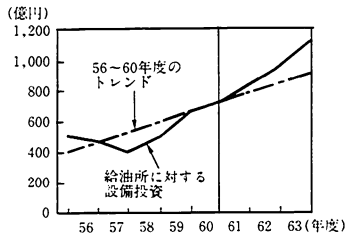


表3 規制緩和・市場開放等の経済効果

(計量モデルによるシミュレーション)

(%、億ドル)

	シミュレーション結果(標準型からの乖離)		
	実質GNP	国内需要	貿易収支
規 制 緩 和	0.6	0.8	△16
市 場 開 放	0.3	0.6	△28
都 市 政 策	0.8	1.1	△25
「民活」プロジェクト	0.6	0.8	△14
計	2.3	3.3	△83

原出所) 和田哲郎(日本銀行)「前川レポートの早期実行を」『経済セミナー』1987年8月号。

出所) 行革審務室 [1988], p.152.

まず、国鉄、電電、専売の3公社は、それぞれ形態は異なるが、いずれも民営化された。国鉄は、次章で詳しくみるが、債務と余剰人員を清算会社に移して、6つの地域JRと貨物及び新幹線保有機構に分割・民営化された。株式は採算の好転を待って一般への公開を狙っているが、現在は全額政府保有となっている。

電電公社は、データ通信部門は子会社として分離したものの、国鉄と異なって、またアメリカのATTとも異なって地域電話通信は分離も分割もされず、長距離通信とともになお一体化されたまま株式会社化された。その意味でイギリスのBTの民営化と似ている。しかし、BTの場合は、競争会社はただ1社、マーキュリーしか参入が許されていないが、日本の場合通信回線を自ら保有してサービスを提供する第1種電気通信事業へ39社(88, 10現在)、第1種事業者から回線を借りてサービスを提供するVAN等の第2種電気通信事業へは608社(同上)というきわめて多数の企業が参入している点ではアメリカに似ている。これについてはいますぐ後に立ち返るとして、特殊法人についても触れておくと、前掲表1にみるように、26件、37法人の統廃合がすすめられ、日航の完全民営化(87)はじめ、12法人の民間法人化が行なわれた。

もともと戦後日本経済においては、公企業のウェイトは高くない。少し古くなるが、1975年の数字で日本の純資産総額に占める公企業の割合は

9.29%、総雇用に占める割合は4.7%であり、アメリカに比べれば若干大きい、欧州諸国に比べればはるかに小さい（植草益 [1983]）。国鉄と電電公社の民営化はこの傾向をさらに一歩進めたといつてよい。

こうして、日本においては、「市場原理に基づく民間の創意を生かした競争は技術革新を促し、多様化した社会のニーズに応えた新しい良質の財・サービスを提供させ、産業の高度化をもたらす」という新自由主義のテーゼがかなりよく実現されたように見える。

しかし、そのような評価は、これをかなり限定しなければならないような現象にただちにぶつかる。

「市場と組織の相互浸透」体質 最近 JR 諸会社の好決算が伝えられ、分割・民営化が大成功をおさめているかのような印象を与えている。しかし、それは大規模な人員整理とますます増え続けている清算事業団の債務を伏せたうえでのことであり、それならば分割・民営化される以前に立派に黒字化していた。また、地方の赤字路線ががつぎつぎに廃止されて、過疎地域における公共交通手段の確保という「公共」の義務の放棄がすすめられるかたわらで、いままでと同様に、政治圧力に屈して膨大な赤字路線の建設がすすめられつつある。行なわれたような国鉄の分割・民営化に、新自由主義の観点からみても、いかなる正当性があったか、きわめて疑問であり、日本の新自由主義の特徴の一端を凝縮して表わしているように思われる。この点は次章をあげての論点であるので、ここで、これ以上論ずるのは控えよう。

ここでは、国鉄の分割・民営化とともに、日本における民営化の双璧として注目を集め、しかも、規制緩和と重なって遂行され、また本節冒頭に触れたような技術革新を軸とする産業構造や経済構造の変化への対応という観点や、それを反映した新自由主義的経済理論の観点からみても、より根柢のありそうな電気通信の自由化と電電公社の民営化について紙数の許すかぎり立ち入ってみておこう。

すでに指摘したように、電気通信事業において、日本は、依然として国営等による欧州諸国やカナダはもとより、民営化された BT をもつイギリスに比べても、アメリカとともに参入がもっとも自由化された（表4）。アメリカにおいては、市内のネットワークは、依然法的独占が維持され、州の公

表4 日本と諸外国の電気通信事業者の概況

		日本		米 国		英 国		フ ラ ン ス	西ドイツ
基 本 政 策		複 数 体 制		地域独占, その他複数体制		2 社 体 制		独 占 体 制 (国営)	独占体制 (国営)
電話, 専用サービス	加入網	電話: NTT 専用: NTT	NCC 1社	地域独占 (LATA 内通信のみ)		BT	マーキュリー	PTT	DBP
			NCC 4社	BOC 22社	独立系会社140社				
	中継網	NTT	NCC 3社	LATA 間通信等					
				ATT	MCI, US スプリント, WU 等				
衛星	NTT	NCC 2社	ATT	GTE, RCA, WU 等					
データ通信サービス		NTT KDD	第二種事業者500社程度	AT&T-IS (ATT系)	Graphnet, Tymnet 等多数	BT	マーキュリーほか200社程度	2社体制 (政府出資会社)	DBP
国際通信		KDD	NCC 2社	ATT	MCI, US スプリント, WUI, ITT, FTCC, TRT 等	2社体制		PTT	DBP
						BT	マーキュリー		
移動体通信	ベージング	NTT	NCC 18社	BOC系	独立系等	BT	エア・コール等5社	2社体制	DBP
								政府出資会社1社	
	自動車電話	NTT	NCC 2社	1 都 市 2 社 体 制	BT系 1社	非BT系 1社	2社体制	DBP	
				BOC系 1社	非BOC系 1社			政府出資会社1社	非政府系1社

注) LATA: Local Access and Transport Area ベル電話運用会社の管轄地域 (全米187地域)

BOC: Bell System Operating Company (ベル電話運用会社)

NCC: New Common Carrier (新第一種電気通信事業者)

出所) 行革審事務室 [1988], p.189.

益事業委員会の規制のもとにあることを思えば、一見すると日本は、むしろアメリカ以上に自由化されたように見える。しかし、ことはそのように単純ではない。じつは日本では市内と市外通信が別会社に分離されておらず、両者が依然としてドンブリ勘定になっているので、黒字の市外通信から赤字の市内通信へ扶助が行なわれている。そして市内通信においてなお独占的シェアを占めるNTTには、民営化されたにもかかわらず、いままでと同じように普遍的供給義務が課されている。したがって市外通信においてNCC (New Common Carrier) のクリーム・スキミング (有利なところだけを事業化してより大きな利益を獲得すること) がおこる。市内通信への合理的なアクセス・チャージがNTTとNCCに平等に課されないかぎり、やがてNTTの減収か、市内料金の引き上げは免れなくなるだろう。現実においては、NCCの育成策と市内料金の急激な引き上げを避けられるように、NTTとNCCとに異なる水準 (NCCはNTTの8割程度) の料金認可が郵政省によってなされている。たしかにNTTの市外料金も低下している。それはNCCのクリーム・スキミングとそれに対抗するNTTの利益圧縮か、効率化のいずれか、あるいはその双方を反映したものであろう。しかしNTTとNCCの双方の料金が郵政省の認可となっていることは規制緩和の本来の趣旨にもとる。たしかに、郵政省の規制宜しきを得れば、NCCの政策的育成と市内料金の引き上げを回避しつつ、技術革新によるコスト低下をねらう絶妙のガイドとなり得る。しかし、伊東光晴 [1989] が懸念するように、「巨大な全国ネットワークをおおうNTT、小規模だが収益のある部門をクリーム・スキミングした1、2の新規参入企業、参入したがコストが高く、限界企業を構成し、その価格が政府決定価格となるため、長距離の価格はさほど低下せず、そのためNTTもかなりの余裕ある経営を続けられる」という寡占市場の弊害を生み出す可能性もある。とくに、「新電々の参入とは言えその経営は、国鉄 (日本テレコム) であり、道路公団 (日本高速通信) であり、京セラを中心に一見民間資本と思われる第2電々にしても、その幹部は官僚の天下りであると考え、これが強力な競争者を構成するかどうか懸念を感じざるを得ない」ということになる。伊東光晴 [1989] は駄目押しの次に次のような日本における民営化のパラドックスを指摘している。言い得て

妙なので、同論文からの引用が続くが許されたい。

「公社の民営化は、政府規制を公社時代に比べて大きく強めたという現実がある。経済学者もエコノミストも公社の民営化は、従来の政府規制を緩和するためのものと考え、これに賛成した人が多い。新電々の参入は市場を競争的にし、競争による利益を生むにちがいないと期待している。だが現実には必ずしもそのようなものではない。公社は政府機関の一部であるから、その行動を信頼し、郵政省による規制は僅かであった。これを監督する郵政省内の部局は数人であり、そのほとんどが電々公社からの出向者であったことがそれを物語っている。だがいったん民営化されると、私企業は公益企業として政府は経営を監督することになり、そのために細部の資料が求められ、料金水準も体系も経営も報告と規制の対象となることとなったのである」(伊東光晴 [1989])。

新たに勃興した情報産業の規制権をめぐる、「通産—郵政戦争」が激しく展開されたが、うへのことは、郵政省もまた、Notorious MITI (悪名高き通産省) ばりの産業政策に——通産省が企業の自立性の強化 (= 多国籍化) と外圧に押されて徐々に規制を手放し、政策官庁に新天地を求め始めたときに——乗り出してきたことを意味する。こうして、日本の規制緩和・民営化政策は、たしかに、一方で市場機能を強めもするが、他方で産業政策的組織機能を容易に払拭し切れないのである。

ところで、日本の「規制緩和」「民営化」政策の両義性と関連して、ここで是非指摘しておかなければならないことは、逆に戦後日本の産業政策においても両義性がみられることである。戦後日本の産業政策はたしかに一面において、市場機能を阻害し、レント・シーキングをばびこらせるようにも働いた。しかし、他面において、それは市場機能と対立ないし阻害するものではなく、むしろ市場のダイナミズムを生かし、「市場のエボリューションを導くように誘導的にも働いた、とくに日本の情報産業政策のばあいはその(12) いてよい」という評価もあることである。戦後日本の経済体制は、一方で、「日本株式会社」「発展指向型官僚国家」であるとイメージされるが、他方で、もっとも競争的で「新古典派的世界」に近いとイメージされる。おそらく、その双方とも正しく、そのような両義的性格こそ戦後日本の経済体制

を特徴づけるものであろう。したがって、そのメカニズムを解明するためには、市場経済論と計画（組織）経済論をともに相対化するような、より枠組の広い「市場と組織の相互浸透」論ないし「中間組織」論を必要とする⁽¹³⁾。ここで戦後日本の経済体制の「市場と組織の相互浸透性」を十分に論証するいとまはないが、それは他に委ねて、ひとまずこれを前提とすれば、つぎのようなパラドキシカルな言い方も可能であろう。

新自由主義イデオロギーをかざして規制緩和・民営化が行なわれる以前から日本の経済体制は——そうでないところがあるが——多分に競争的であり、規制緩和・民営化が行なわれた後において——一層競争的になるところ、あるいは限界を超えて競争的になるところがあるが——多分に競争制限的でレント・シーキングを促すところもある。「日本株式会社」下の Notorious MITI の産業政策が「市場のエヴォリュショナルな発展」を導いたとしても、NTT 民営化後の郵政省のテレコム政策もハーヴェイ・ロードの先見の明を示せるとは限らない。むしろ新自由主義イデオロギーに突き動かされた規制緩和・民営化のもとで「技術立国」という旗をかかげて「発展指向型官僚国家」的性格が強まったり、リクルート疑惑や、社会的規制の緩和によって火がつけられた都市の乱開発と地価高騰等を持ち出すまでもなく政・財・官の相互浸透、利権シナジーが蔓延しないともかぎらない。

かくて、つぎのようにいうことができるであろう、日本の経済体制は市場的競争をラディカルに強化しようという新自由主義政策を「日本株式会社」という外見のいかめしさにもかかわらず容易に受け入れやすい素地をもっている。あるいはすでにして実現している。それゆえ、技術革新やそれをテコとする産業構造の変化への対応には、必ずしも遅れをとってこなかった。むしろアメリカとともにヨーロッパ諸国よりも1歩も2歩もすすんでいる。それゆえ、いまここで規制緩和・民営化を推し進めねばならないという国内経済的契機は必ずしも強くはない。したがってそれは必ずしも新自由主義者の主張がそのまま貫徹するような透明性に欠けることにならざるを得ない。かくて規制緩和・民営化措置の推進契機としてとくに目立ってくるのが、さきに臨調・行革審がかかげた第3の背景、すなわち外圧への対応であるということになるのである。さて、最後に、以上に指摘した日本における規制緩和

和・民営化の諸特徴をよく体現しているとともに、われわれにはきわめて重要であると思われるがまだ指摘されていないもうひとつの契機をよく示す規制緩和措置として、「金融自由措置」について触れておきたい。

金融は資本主義的市場経済の中でのルール判断者ないし、秩序維持機能をも担当する特殊な性格をもっていることも手伝って、戦後日本経済のなかでも、もっとも完璧な規制が行なわれていた分野である。ちなみに、最近の研究によれば、このような規制体制のもとでも歩積み、両立て慣行および「長期取引関係」等を考慮すれば、市場機能は十分に働いており、それだけ、「人為的低金利政策」や「窓口規制」等の規制体系の有効性に疑問が投げかけられている。うえの問題とまさにパラレルに、ここでも「市場と組織の相互浸透」⁽¹⁴⁾を分析し得るより広い枠組からの検討が必要であろう。

それはともかくとして、このような重規制のもとにある分野でも規制緩和がすすんだ。その契機として技術革新（ME化の影響は、とくに直接的である）や経済のグローバリゼーション、また対外的市場開放圧力はもちろん重要である。しかしそれは措いて、ここで是非とも注目したいと思うのは、恒常的なプレトラ状態ともいべき金融資産の累積ということである。世界的に高度成長の時代が終わり、現実資本の蓄積が停滞しているなかで、金融資産はもはやかつてのように金融恐慌によって一挙に縮減されることがなくなり——1987年の株式の崩落も大したことなく終わった——、（赤字）財政支出によって——国際的には世界通貨としてのドルのインフレ的発行によって——そのまま維持され、累積される。その意味でスタグフレーションのひとつの現象形態ともみられる。このようにして累積された金融資産は、まさにマネーゲームを行なって自己を維持するしかない。金融市場の性格からして、あらゆる機会を求めて投機に走り、単一の利率を生み出そうとする。その結果、その方向での究極の形態である証^{セキユリタイゼーション}券化に向かう。しかもそれは経済のグローバリゼーションのうえで展開し、逆にグローバリゼーションを推し進める。そうとすれば、1930年代以来の、あるいは戦時の統制経済以来の、長・短期金融の分離、金融・証券分離、諸金利規制等々の規制体系は、いつまでも維持することはできない。1930年代以来、グラス・スティーガル法、金利規制、レギュレーションQ等によって強い規制下にあったアメリ

カの金融秩序も、このセキュリタイゼーションの方向をラディカルに示した。当初から比較的自由的なイギリスでもビッグバンがそれをさらに推し進めた。日本においても「護送船団方式」という100%規制の金融秩序は、2つのコクサイ化、すなわち国際化とここで注目した〈金融資産の累積——セキュリタイゼーション〉の現われである国債化によって大きく揺らぎだした。このような自由化は金融ということの性格上、グローバルに互いに連動し、促進しあう。それは、以上みたように「過剰資本」の輸出のしあい——それをもっとも大々的に行なっているのが多国籍金融資本である——に他ならず、ここに、規制緩和・民営化の逸することのできないもうひとつの契機が見出されるのである。そして、この過剰資本の処理ということは金融の分野に限られないより一般的な、規制緩和が行なわれたほとんど全分野でみられる現象である。

ところで、この過剰資本の形成のされ方とその処理の仕方は「衰退」に直面するイギリス、アメリカと経済的に「興隆」しつつある日本とでは、異なり、その相違をさらに追求すべきであろう。しかしこれもここでは措く他ない。小括を急ぐためには、日本の新自由主義の曖昧性なりプラグマティックな性格をもたらしものとして、以上までの叙述のうちに引き出したところの、日本の経済体制の両義性——〈市場と組織の相互浸透性〉——をもっとも凝縮して示していると思われる日本の労使関係に現われた新自由主義の特徴についての検討に移るのが好便であろう。

3 労使関係の「柔軟化」政策

サッチャー政府は、1980年、「雇用法」(Employment Act, 1982年改訂)、つづいて1984年、「労働組合法」(Trade Union Act)を成立させた。これらは、労働組合の民主化の名のもとにユニオン・ショップの規制力を制限し(5年ごとに従業員の80%の支持を必要とさせ、ユニオン・ショップがあるために解雇された労働者に補償金を与えるようにした)、組合役員を選出やストライキの決行についても一般組合員の投票を義務づけた。また第2次ピケットや政治的ストライキなどの第2次争議行為も禁止し、労働組合の許容行動範囲を狭め、それを逸脱する違法行為による損害について長く認められ

てきた組合の免責権を剥奪した。

アメリカでは、「労働権 (Right of Work)」州という労働組合に加入したくない労働者の自由を法的に保障している州が、南部諸州を中心になお21州も残っているという状態で、労働組合の力が伝統的に強かったイギリスとは状況を異にしている。しかし、それでも1970年代末まではAFL-CIOも南部諸州での組織化キャンペーンを行ない、また「1977年労働法改正案」を政府に提出させてパターン・バーゲニングの補強に努めていた。これに対して企業は、「労働権」州を守りながら、東部や中西部の労働組合の規制力が強いところからそこへ工場等に移して労働組合の規制から逃がれ、またアメリカ財界の行動組織ラウンド・テーブル (Round Table) の活発な議会工作によって「1977年労働法改正案」をつぶしてしまった。カーター政権は、すでに民主党の伝統的な親労働組合的政策からの離反を余儀なくされていたが、レーガンはサッチャーと同様、新自由主義の旗幟を鮮明にかかげて、完全雇用政策を打ち棄て反労組姿勢を明確にした。大統領就任早々、政府職員である専門航空管制官1万5000人を組織する労働組合 (PATCO) がおこした労働条件改善要求ストライキに対し、違法ストの烙印を押して、ストライキに参加した1万3000人を懲戒解雇してしまったが、それはそのようなレーガン政権の反労働組合姿勢を象徴するものであった。

このような反労働組合政策の背景としては、第1に、第2次大戦後のケインズの福祉国家が、まさにその成功のゆえに招かざるを得なかったスタグフレーションに対して、福祉国家を推し進めた基本勢力としての労働組合の規制力に頼ってケインズの福祉国家の延長線上に構想された所得政策、さらには「社会契約」路線が挫折してしまったことがある。OECDのテクニカル・レポートも1970年代の、OECD諸国の失業率上昇と実質賃金の上昇との間に明確な関係があること、そして、そのさい、「実質賃金の硬直性の程度と失業の増大との間に正の相関関係、すなわち、実質賃金をもっとも硬直的な諸国はもっとも大きな失業の増大を招く傾向があり、逆のばあいは逆であることを計量分析によって導き出し、失業率を低下させるために労働市場の柔軟性を回復することが重要であると論じている (OECD [1986] とくに chap. 1)。新自由主義は、まさに、この実質賃金の高水準と硬直性を打ちくだこ

うと、資本主義の原点に回帰しようとしたのである。

もうひとつ触れておくべきことは、産業構造—企業構造—技術構造—労働力構造の変質である。産業構造は重厚長大型から軽薄短小型へ、あるいはサービス化、ソフト化がすすんで多様化し、またME化をテコにめまぐるしい技術革新が進行し、安定した産業組織—技術構造に対応した労働集団組織、とくにその要であるデマケーションを維持することが著しく困難になってきた。労働力の方も女性化やパート化が進んだ。このような事態の進行は労働市場の、あるいは職場秩序の「柔軟化」を要請するが、従来の産業別労働組合の規制力は、いってみれば、これを妨げるところに根拠をもつ。したがって、このような事態が進行するとともに、従来の労働組合はその規制力を徐々に喪失しつつ、空洞化していかざるを得ない。サッチャー、レーガンの反労働組合攻勢は、まさにこの流れに棹さして、原始的な資本の論理——市場メカニズム——を貫徹させようとしたのである。

さて、日本の新保守主義においても、以上のような新自由主義的労使関係政策は見られる。

まず、前項でみた第2臨調・中曽根行革の目玉とされた国鉄の分割・民営化は、次章で詳しくみるように、「現場協議」に象徴される労働組合の職場秩序規制力を解体しようとするものであった。また公務員の定員削減や給与に関する成績主義、また民間委託や臨時・非常勤など不安定雇用職員の増大がはかられた。そのほかに、臨調の枠を出るが、失業給付法から雇用保険法（雇用改善・能力開発、雇用開発事業など）への転換による失業対策事業の打ち切りや「男女雇用機会均等法」「労働者派遣」また「変形労働時間制」を導入した「労働基準法改正」など、まさに労働市場や職場秩序の「柔軟化」がすすめられた。

しかし、イギリスやアメリカのばあい、従来の傾向をまったく逆転するようなラディカルな転換をみたのに対比するとき、日本のばあいは、その変化は必ずしも顕著ではない。イギリスやアメリカで新自由主義の風潮によって急速に進んだ労使関係の変化は、じつは高度成長期以来、すでに日本の労使関係の中にこそよりはっきりと見られるのである。いまさらいうまでもないことであるが、日本の労働組合は、イギリスやアメリカの労働組合とは異

なって、企業ごとに組織され、したがって企業横断的な労働力の市場に一定の規制を加えることも、また企業の中のデマケーションや職場秩序に一定の影響をもつこともほとんどなかった。たしかに大企業の一定部分に相対的に安定した高賃金の労働者をかかえることを保障したものの、それは、それを可能とする日本経済全体の高度成長という要因を別とすれば、何段階にもわたる系列・下請中小企業や臨時工、社外工、パートタイマー等々の不安定で低賃金の労働市場とのデュアリズムを前提としていた。したがって、OECDのテクニカル・レポートも明らかにしているように、労働市場の硬直性問題とは無縁であった。石油危機を迎えて、日本でも「賃上げの危機」が叫ばれ、「所得政策」の導入が課題になったことがあった。しかし、日本の労働者の賃金決定関数は、消費者物価指数、労働生産性及び労働市場の状況を示す指数のみでほとんど正確に表現され、労働市場の硬直性を示す証拠はまったく挙がらず、所得政策の導入は見送られた。⁽¹⁵⁾ たしかに、石油危機後、日本でも一時スタグフレーションに陥った。しかし必ずしも心配されたほど大きな失業者を出すこともなく、賃金上昇の相対的遅れ（すなわち実質賃金の低下）など価格関係が柔軟に動き、かつ省資源、省エネ的合理化、ME化などの技術革新、新製品開発やソフト化等をすすめて、いち早くスタグフレーションから脱した。イギリス、アメリカの新自由主義者が、大量の失業を背景に、ラディカルな対労働組合攻勢をかけながら、「供給の経済学」や「QWL」など、これから導入しようとする契機を、日本ではすでに、また石油危機下の不況の過程で一層それに磨きをかけつつ、現実化していたのである。したがって、80年代に入って新保守主義の嵐が日本を襲ったとしても、それは日本経済の根幹をなす民間企業センターにおいて、イギリスやアメリカのように新自由主義的労使関係を新しく創り出さねばならないという必要性をほとんど見出せなかったのである。80年代の新保守主義の波にのって起こったことは、日本の労使関係のなかで、わずかに例外的に残る非・企業親和的な関係を一举に葬り去ろうとする最後の仕上げにすぎなかったといえよう。

ところで、その最後の仕上げは、どうみても行き過ぎであったように思われる。おそらく日本的労使関係の導入が相応しくないセクターにまで、非常

に大きな無理を犯して導入されてしまったのではないだろうか。そして、それを促した事情については、次章で詳しく検討されるので、ここでは控えない。

さて、このように、日本においては、新自由主義者が是非実現したいと望むことがすでに現実のものとなっているからといって、しかし日本の労使関係がまったく市場機構に委ねられているかということ、もちろんそうではない。ここに日本の経済体制における両義性の問題がある。コーポラティズムによって何を意味するか。人によってかなり異なる。普通は日本はコーポラティズム化の程度の低い国とされている。しかしコーポラティズム化の尺度のとり方によっては、日本は先進国のなかでももっとも強度のコーポラティズムに分類されうる。たとえば、政治学者の辻中豊氏は、各論者の、それぞれのコーポラティズム化尺度による先進諸国の分類（順位づけ）を表5のようにまとめている（辻中豊 [1986]）。たしかに労働セクターにおける労働者組織率、組織の集権性、団体交渉力、また政・労・使の3者協議制を中心とした参加の制度化、交渉や政策の範囲、協定の有無といった明示的組織・制度をメルクマールとすれば、日本は常にコーポラティズムの対極にあるものとして位置づけられる。新自由主義ないし、ネオ・デュアリズムがすでに実現されているといわれる所以である。しかし、多くの論者が労働セクターをのぞいては日本の政治・経済構造はコーポラティズム化していると評価し、Lehbruch [1984], Wilenky [1981] は、またこの表に掲げられていないが、Penpel & 恒川恵市 [1979] も「労働なきコーポラティズム」と規定している。Schmidt [1983] は、労使の社会的パートナーシップの有無、政・労・使の政策協調（ストライキ量、権威主義的所得政策の不在、統一された労働運動）というように、機能にウエイトを置いて尺度して、日本をオーストリア、スウェーデンなどととも「強度コーポラティズム」に分類している。前述した所得政策にしても、たしかに、これを施行する明示的な制度も、組織も存在せず、市場メカニズムによってインフレが抑えられたようにも見えるが、しかし労使の社会的パートナーシップや政・労・使の暗黙の協調、とくに権威主義的アナウンスメント効果などは否定し得ない。

さらに興味深いことは、日本では新自由主義的風潮が台頭する中で、それ

表5 コーポラティズム尺度による先進国の分類（順位づけ）

	Schmitter (1983) (社会コーポラティズム順位)	Cameron (1984) (コーポラティズム行動の構造的前提としての労働の組織権力)	Czada (1985) (集団政治尺度)	Lehmbruch (1984) (コーポラティズム尺度)	Wilensky (1981) (現代の政治経済構造)	Schmidt (1983) (コーポラティズム尺度)
高	1オーストリア 2ノルウェー 3スウェーデン 4デンマーク 5フィンランド 6オランダ 7ベルギー 8西ドイツ 9スイス 11カナダ 11アイルランド 11アメリカ 13フランス 14イギリス 15日本 16イタリア	高 1スウェーデン 2ノルウェー 3オーストリア 4ベルギー 5フィンランド 6デンマーク 7オランダ 8西ドイツ 9イギリス 10オーストラリア 11アイルランド 12スイス 13イタリア 14カナダ 15アメリカ 16フランス 17日本 低 18スベイン	得点 オーストリア 7スウェーデン ノルウェー 6フィンランド 5ベルギー デンマーク 4オランダ アイルランド ニュージーランド 3スイス 2イギリス オーストラリア 1カナダ イタリア 0アメリカ (西ドイツ) (フランス) (日本)	強ラ度 ティ コーイズ ポム オーストリア スウェーデン ノルウェー オランダ 中ラ度 ティ コーイズ ポム アイルランド ベルギー 西ドイツ デンマーク フィンランド (スイス) 弱ラ度 ティ コーイズ ポム イギリス イタリア 多元主義 アメリカ カナダ オーストラリア ニュージーランド 働き協 調 日本 フランス	民ボラ 的 ティ コーイズ ム オーストリア スウェーデン ノルウェー ベルギー オランダ 西ドイツ イスラエル イタリア 労働なき コーイズ ム 非ティ コーイズ ボム アメリカ イギリス カナダ オーストラリア	強ラ度 ティ コーイズ ポム オーストリア スウェーデン ノルウェー スイス 日本 フィンランド デンマーク ベルギー オランダ ルクセンブルク 西ドイツ オーストラリア ニュージーランド アイ スランド 弱ラ度 ティ コーイズ ポム フランス ギリシア イギリス アイルランド イタリア カナダ ポルトガル スペイン アメリカ
	(n=16)	(n=18)	(n=18)	(n=18)	(n=15)	(n=23)
尺度の 基礎	労働セクター； 組織の集権性、 団体の独占性	(労働の組織統一 度+労働センターの 団交力)×労働組合 組織率(対労働力)	国家規模、貿易依存 度、産業特化度、労 組組織率、労組集権 度、社民政権期間、 超セクター統合	三者協議制を中心にし た、参加の制度化、交渉 や政策の範囲、協定の有 効性	政策参加の型、利益団体 の統合、安定・有効性	労・使の社会的パートナ ーシップの有無、政労使の 政策協調(ストライキ量、 権威的所得政策の不在、 統一された労働運動)

出所) 辻中豊 [1986], p.232.

と並んでネオ・コーポラティズム化もまた進んでいるように見えることである。稲上毅 [1988] [1989] はそれを「緩やかな」ネオ・コーポラティズムの生成と呼び、岡本秀昭 [1988] も、また辻中豊 [1986] も同じ趣旨の発言をしている。すでに1970年から労働大臣の私的諮問機関として、インフォーマルな政・労・使の3者協議が始まり、また1976年から「政策参加」を旗印にして「政策推進労組会議」が発足していたが、80年代に入ってこの傾向が一層明確になった。1982年、「政策推進労組会議」が「全民労協」に発展し、さらに「連合」の誕生となって労働戦線統一に決定的な一歩が踏み出され、「全民労協」ないし「連合」の各省庁との定期協議も質量的に格段に高まった。「労働なき」ネオ・コーポラティズムに一定の「修正」が始まったのである。

かくて「〈ネオ・リベラリズムかそれともネオ・コーポラティズムか〉といった二者択一的な見方は少なくとも日本に関するかぎり馴染まない」、[こういう日本におけるネオ・コーポラティズムの展開は、理念型においてその対極に位置すると考えられるネオ・リベラリズムと十分に併存・両立していく可能性がある]という、われわれにとってきわめて興味深い指摘がなされてくるのである。

この「矛盾」のように見える現象を解く鍵の1つは、「マイクロ・コーポラティズム」論にある。稲上氏も「日本のコーポラティズムは、……なによりも、分散化された『マイクロ・コーポラティズム』の長い良好な企業内労使関係という実績（それは、ヨーロッパの文脈ではネオ・リベラリズムが希求するものに他ならない）があったという点に着目しなければならない」と言って、「企業グループまで広がる『マイクロ・コーポラティズム』を基盤にしながら、それを『緩やかな』ネオ・コーポラティズムが補完する」といった労使関係の将来像、を描きながら両者を接合されている。

個々の企業内での労使協調、すなわち「マイクロ・コーポラティズム」が日本の労使関係の目立った特徴である。そしてそうである以上、使用者間でのコーポラティズム化がすすめば、自らマーケット・メカニズムを補うべきマクロの労使協調もなされ得る。したがって、マクロのネオ・コーポラティズムにおいて「労働者的立場」がどこまで通るかは、「マイクロ・コーポラティズ

ム」における「労働者的立場」がどの程度確保されているかによる。「マイクロ・コーポラティズム」が資本の論理に調和的であるならば、その上に「緩やかに」形成される「ネオ・コーポラティズム」もまた基本的には資本の論理に調和的にならざるを得ないであろう。新自由主義ネオリベラリズムとネオ・コーポラティズムが併存・両立する所以である。

4 小 括

以上、ごく限られた点を、しかもごく粗っぽく観察したにすぎないが、つぎのように言うことができるだろう。1980年代に入って、たしかに日本でも新保守主義的イデオロギーの大波が押し寄せてくるなかで、新自由主義的政策の柱となるような政策が行なわれ、そのパフォーマンスもイギリス、アメリカのそれよりも多くの点で優れていた。

歳出の削減による財政再建にしても、マネーサプライのコントロールにしても、「福祉国家」化をチェックして「半福祉国家」(佐々木毅 [1988])にすることも、また「規制緩和」「民営化」を進めて、民間活力を刺激することも、そして労使関係の「柔軟性」を獲得をすることにも、イギリスやアメリカとの比較において、かなりよく成功しているといつてよかった。

しかし、他面、フリードマンやハイエクのもてはやされぶりにみられるような、日本における新自由主義思想の「流行」の割には、また第2 臨調が意図した包括的・体系的な試みとしては、現実に行なわれたことはかなり曖昧で、及び腰であったり、反対の傾向すらうかがわれた。

それはなぜかを問い、われわれは、それを基本的には戦後日本の経済体制が「小さな政府」という性格を維持しながら、同時に歴史的必然である「大きな政府」への傾向を潜め、「規制緩和」「民営化」を行ないながら、なお一定の規制力を保持し、労使関係を「ネオ・リベラル」化しながら、同時に「ネオ・コーポラティズム」化するという両義的性格に満ちているところに求めた。そしてその両義性の由来を、「規制緩和」「民営化」および労使関係の「柔軟化」を扱ったさいにみたように、さしあたり、日本の経済社会における〈「市場」と「組織」の相互浸透〉という特徴的性格に求めた。労使間の「マイクロ・コーポラティズム」、企業間の「系列」、「下請」を含む「長期契約

取引」として「産業政策」を初めとする日本の行政、つづめていえば「政・官・財」の「長期契約取引」がその内容をなしている。ここでは一切が多角的に、そして長期的に相互依存関係にあり、個人としても、企業としても、労働組合としても、また行政官僚としても、政治家としても自律性を失っている。このような無原理的相互依存の中で、あるいはむしろ無原理的相互依存の中だからこそ、相対的にドミナントになるのはいうまでもなく商品経済の論理、したがって資本の論理であり——これとてかなりぐずぐずであるが——、これが全領域に浸透する。あらゆるところで、タテマエがぐずれホンネが顔を出す。

かくて、日本においては、新自由主義は、その素地が潜在的にあるゆえに、きわめて受容しやすい。受容しやすいばかりでなく受容以前にすでにそれが機能しており、あらためて新自由主義を喧伝しなくとも世界に先駆けてスタグフレーションを克服し得ていたのである。情報化社会への対応をアメリカに劣らずこれまた世界に先駆けて行っていたのである。むしろ、もしこれをさらにすすめると、かえって矛盾を生み出しかねない。それは、ただでさえ強い「国際競争力」をさらに強くし、日本経済の活力が発揮される外枠ないし基盤をなしていたアメリカ経済の衰退に拍車をかけるように働き、また巨大科学とバイオ・テクノロジーによって「神」に挑戦する高度情報社会を先導することによって、人類のカタストロフィをも先導しかねない。それゆえ日本のばあい、イギリスやアメリカのように〈伝統への革命的回帰〉によって従来の傾向を逆転させ、再び市場のダイナミズムを回復して衰退した経済の再活性化を図らなければならないという内的必然性はほとんどなかったといってよい。

このことこそが、日本の新自由主義の政策的曖昧性とプラグマティズムを説明する最大の要因となっているとみてよいであろう。そしてまた日本の新保守主義台頭の契機として、はじめに触れた対外的契機——すなわち、高度成長を経ての「経済大国化」とアメリカの衰退によるバックス・アメリカナの動揺、その両者の交錯が生み出す、政治的、経済的摩擦への対応という契機——がそれだけ大きな意味をもつことになる。しかし、ここで総括を急ぐ前に、日本の新保守主義をして新保守主義たらしめている政治のあり方、

「戦後日本の総決算」の性格をも一瞥しておこう。

III 「戦後日本の総決算」政治にみる新保守主義的統合の位相

1 日本における新保守主義の特質——イギリス、アメリカとの異同

はじめにみておいたように、新保守主義は矛盾した2つの契機をもっている。一方で、「小さな政府」「規制緩和・民営化」そして「労使関係の柔軟化」と「自由化」，したがって企業と強い個人への分権を掲げるとともに、他方で統制・集権・権威主義を強める。現体制の革新をすすめようとするが、それは伝統を保守することによって、これをなそうとし、世界に通用する「普遍性」を主張するが、それは同時にナショナリズムの主張となるという特質をもっていた。

イギリス、アメリカの新保守主義との同質性 例によって、日本の新保守主義においても同様のことがみられるかどうか探ることから始めよう。第2臨調・中曽根行革は、「増税なき財政再建」をテコに、行政の全領域の見直しを行ない、「小さな政府」のもとでの「活力ある日本型福祉社会」の実現を期し、歳出削減、民営化、規制緩和等を推進していったが、〈「市場」と「組織」の相互浸透〉を特徴とする日本の経済社会においては、組織的契機は容易には解体されずに維持され、むしろ強められることすらあることをみた。しかしこの後者の側面は、イギリス、アメリカの新保守主義でもそうであるが、政治的統合のあり方において、よりはっきり現われるのである。

第2臨調は、前掲表1にみるように、行政施策の見直しとともに、行政組織の見直しにも力を入れた。とりわけ「対外政策の総合的实施や緊急事態への対応において内閣レベルの総合調整が喫緊の課題となっている」（行革審「行政改革の推進方策に関する答申」〔85, 7, 22〕『臨調・行革審』p. 517）という認識のもとに、「大統領的政府」を狙って内閣官房の体制強化（内政審議室、外政審議室、安全保障室、内閣情報調査室、内閣広報官室の設置）や安全保障会議を設置して、いわば「危機管理体制」を強化した。ここには、前節末の小括で強調した対外的契機への対応が現われているとみてよい。その他、敗戦前の内務省復活にはほど遠いが、総理府と行政管理庁を統合して総務庁

を設置するなど管理体制を強めた。また、一見地方分権をすすめたかにみえるが、必ずしもそうではない、つぎのような国と地方の関係の見直しも注目される。その見直しのポイントは、新自由主義にふさわしく、自治体行政においても是非必要な、「ミニマム」的「標準行政」を国が指定し、これを越えるものを自治体の「独自行政」とみ、後者については地域住民の「選択と負担」に委ねようとしたのである。それによって自治体の行政の自立性の強化がはかられたかのようにみえるが、その財源調達には冷淡で、しかも「国の歳出抑制に連動しない地方単独事業については効率化、合理化の観点から見直す」というように、国の指導強化をすすめるのだから、いきおい「標準行政」への縮小的画一化がすすむことにならざるを得まい。国から地方への機関委任事務の拡大膨張によって中央集権的になった「新中央集権化」と対比されて、「新々中央集権化」が語られている所以である。⁽¹⁶⁾

ところで、第2臨調・中曽根行革にみられた、このような新保守主義の統制的・集権的・権威主義的契機は、じつは、この第2臨調・中曽根行革の遂行過程そのもののうちにより端的に現われている。すなわち、それは、「国の歩みを変える」ような「戦後政治の総決算」を議会における政党間の討論をはじめ、「政治的意味空間」(佐々木毅 [1986])を決定的に狭ばめて、第2臨調という密室の審議会において決定し、関連諸法案を一括して形式的に議会を通すという政策決定過程——「審議会政治」——のうちにこそ集中的に現われている。このような「審議会政治」を多用して、第2臨調の延長線上に「戦後政治の総決算」をラディカルに遂行していこうとしたところに、日本における新保守主義政治を代表する中曽根行革政治の特徴がある。彼は、財政改革、行政改革について教育改革を3大改革の1つと位置づけたが、この教育改革、また国のアイデンティティをシンボル化しようとした靖国神社公式参拝、そしていよいよ戦後の「半国家」的状況から「国家」への飛躍を企図した軍事費のGNP1%枠突破など、日本の新保守主義の主要な政策は、これをほとんどこの「審議会政治」によって遂行したのである。

このように日本における新保守主義政治の統制的・集権的・権威主義的契機は明らかであるが、それは——イギリス、アメリカのそれと同じように——伝統回帰やナショナリズム的契機によってさらに強められるのである。

この間の事情は、「教育大臨調」といわれた「臨時教育審議会」（「臨教審」と略す）によって遂行した教育改革の中味をみることによって容易にうかがいうる——この教育改革は新保守主義の新自由主義的契機をもっており、相互の関係を考えるうえでも興味深い⁽¹⁷⁾。

臨教審の「第1次答申」（'85. 6. 26）は、「改革の基本的考え方」として、①個性重視の原則、②基礎基本の重視、③創造性・考える力・表現力の育成、④選択の機会の拡大、⑤教育環境の人間化、⑥生涯学習体系への移行、⑦国際化への対応、⑧情報化への対応、以上8項目を掲げているが、もっとも重視しているのは筆頭の「個性重視の原則」である。すなわちいう、「今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の教育の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである」「個性重視の原則は、今次教育改革の主要な原則であり、教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野がこの原則に照らして、抜本的に見直されなければならない」（臨教審『教育改革に関する第1次答申』以下の引用文も同じ）と。

ここに、第2臨調と基調を同じくして、今日のわが国の教育の諸弊害を、個性の無視、そしてこれをさらに公教育という在り方に歸し、その可及的縮小、解体を求め、それに代えて、多様化した教育ニーズ——それは結局、企業・財界の人材ニーズに応じた多様化に他ならないが——にもっともよく応える方途として、「規制緩和」、「民営化」（＝教育の産業化）を行なって、もっともよく「売れる」教育がもっともよく生き残るサバイバル・ゲームをもたらすという新自由主義の考え方が貫徹しているのをみることができ（鎌倉孝夫 [1987] pp. 153-164）。

しかし、この「自由」主義がよく貫徹すればするほど、「売れる」（それも望むらくはより高く売れる）ということに最高の価値を置く風潮が強まることになりパラドキシカルにも多様な価値観の一元化、さらには「売れる商品づくり」への貢献度による教員の差別・選別・排除まで行なわれるという管理の強化まで生まれかねない。それだけではない。教育とは、人間的社会形成の主体を育てるという、商品交換原理では処しえない社会的連帯を基礎に

した社会的共同的営みである。ここに商品交換原理をうえにみたように持ち込もうとすることは、当の社会的連帯を基礎とした社会的共同体を解体していくことを意味する。それゆえ、他方では、それが幻想で終るにしても——新自由主義が商品交換原理を浸透させるのに成功すればするほど幻想的にならざるをえない——つぎのようにいわざるをえなくなる。すなわち、「人間の生命は過去、現在、未来と結ばれており、また各個人は家庭、学校、地域、国家など各レベルにおいて複雑な相互依存関係のなかに生きている。……個性とは、個人の個性のみならず、家庭、学校、地域、企業、国家、文化、時代の個性をも意味している、それぞれの個性は相互に無関係に存在しているのではない」と、個人の個性を制約するさまざまな上位集団の個性、そしてそれにもとづく「規範教育」の重要性を指摘する。そしていう、「とりわけ戦後教育は、我が国伝統文化の特質、長所の否定、徳育の軽視、権利意識と無責任の不均衡をもたらした面があった」「本審議会では、個人の尊厳を重じ、個性豊かな文化の創造を目指す教育を現実の教育の営みのなかで実現することを願い、また伝統文化を継承し、日本人としての自覚に立って国際社会に貢献し得る国民の育成を図ることを目標とした」（臨教審「第1次答申」）と。それは、モノマネで済んだ追いつき過程を終えて、これからは、強い個性による創造性で勝負する技術立国として生きようとする日本において、「個人の能力、適性を無視して、あまりにも均一化された教育の非を改めること」（奈良経済同友会『愛国心と教育』）という多様化の要求を掲げながらも、〈愛国心—滅死奉公〉の精神教化を教育の場に求める日本財界の主張を体現するものであったとあってよい。かくて、教育の「自由化」論と、「規範教育」重視論とは、しばしば話題になった第1部会対第4部会、中曽根ブレーン対文部省との対立という様相を孕みながら、むしろ相互補完する位相に立つのである（鎌倉〔1987〕pp.246-265）。

ところで、この第2の契機は、「日本のアイデンティティの確立要請論」「日本学の提唱」となって満面開花する。85年夏の自民党の軽井沢セミナーで、中曽根首相は「新しい日本の主体性——戦後政治を総決算し『国際国家』日本へ」と題してつぎのように講演した。

「いつのまにか日本は世界の大国になっていて、そうなる今までと違っ

た大国らしい役割と貢献を求められる。したがって国際国家日本へ我々は急速に前進しなければならない。そのさい、非常に大事なことは、日本としてのアイデンティティをもう一度見直し、確立するということです。

戦前の日本は皇国史観というのがありました。そして戦争に敗けてからは太平洋戦争史観というのが入ってきた。これはまた、東京裁判戦争史観とも呼ばれています。……何でも日本が悪いんだというややもすると自虐的思潮が日本をおおった。今もそれは残っている。私はそういう考えには反対だ。

国家というものは、とくに日本のような場合は自然共同体として発生している。だから勝っても国家であり、負けても国家である。そういう立場に立って世界史的なプリンシプル（原理、公理）で日本の過去の業績を批判し、日本のアイデンティティを確立する必要がある。……だから私は『国際日本文化研究センター』をつくろうじゃないか。……最も科学的な根拠に立った日本のアイデンティティを確立する『日本学』というものをつくってくださいと言っているんです」（中曽根康弘 [1985]）と。

しかも、それは、世界に通ずる普遍性をもち、世界的な行き詰りを打開するのに貢献しようと自負する。すなわち、「科学的な普遍性をもった日本の姿とその本質を世界が求めている。日本とはどういう国なのか。あれだけ経済的に伸びた日本の秘密を知りたいと言ってきている」「日本人は……いわゆる共生の哲学というものを持っている。これは今のような世界的な行き詰りを打開するために非常に参考になる、貴重な思想であり、哲学ではないかと私は思っています。対決とか、契約といった西洋の思想よりももっと深い、もっとヒューマンズムのある何ものかが、日本やアジアにはある」（中曽根康弘 [1985]）と。

以上、「戦後日本の総決算」政治を概観し、そこに、イギリス、アメリカと共通した新保守主義の諸契機を——はじめに抽出したかぎりでは——いちおうすべて発見することができた。しかし、行論のうちにすでに現われているように、その共通性を強調することは、かなり苦しい筆運びとならざるを得なかったこともたしかである。

イギリス、アメリカの新保守主義との相違性

① 「伝統」の相違性

まず、第1に、現状を革新して回帰すべき「伝統」の質が異なる。それぞれの国の「伝統」が異なるのは、いうまでもないが、レーガン、サッチャーが回帰しようとする「伝統」と中曽根のそれとはかなり質を異にする。前者のばあい、それは一言でいえば、世界に先駆けて資本主義を生み出し、世界をこれによってつくりかえ、世界そのものとなった資本主義興隆期のアングロサクソンの伝統、「資本主義の精神」である。以下の2つの引用文——アメリカの新保守主義が孕む2つの異なった契機をそれぞれ代表する——は、そのことを端的に物語る。

「アメリカは、資本主義の国として誕生し、その建設者の意図及び憲法によって資本主義の国として作り出された。そして資本主義を核とする文化と文明を生み出した。資本主義や自由経済体制を自らのアイデンティティとする国は他にない。……個人主義や勤労の倫理、自由経済体制を敵視するアメリカ人、政府がますます経済をとりしきることを主張し、あるいはアメリカ人の生活の強制的な社会化を主張するアメリカ人は、アメリカがアメリカでなくなることを深刻な形で主張しているのである。彼はアメリカ的でない価値を主張し、哲学的にアメリカそのものに敵対している」(W. E. Simon, *A Time for Truth*, 1968, New York, —佐々木毅 [1984] pp. 10-11より)。

「私の信ずるところによれば、アメリカが人類史上の他のどの国にも見られないような偉大さの絶頂に達したのは、われわれの建国の父祖達がアメリカの法と教えを神の法に記された諸原理——十戒を含む——の上に樹立したからである。神がアメリカに恵みを与えたのは、アメリカが当初神を崇め、生ける神の無謬の言葉である聖書を崇めようとしたからである」(J. Falwell, *Listen America!* 1981, New York, —佐々木毅 [1984] p. 51より)。

この2つの契機のウェイトの差によってさまざまなヴァリエーションがあり、またそれぞれのグループ、背景思想、地方や国の構造や歴史等々によってさまざまな形態があるが、この2つの契機から成る「資本主義の精神」の再生とそれぞれの栄光と偉大さの再生こそ、新保守主義の堅い核をなすものである。

したがって、自由と市場への絶対的信頼、勤労と節約によってのみ栄光に達するのだという確信を失い、ヨーロッパ的な伝統的保守主義思想によって

なしくずし的に「大きな政府」に妥協しつつ、自国のさらなる経済的・道徳的衰退を許してきたものこそイギリスの従来保守主義であると批判し、これに対決して、かつての若きイギリスに健在で、国家を栄光に導いた「資本主義の精神」の再生をはかろうとするサッチャーも、同列に論じられる。ただ、イギリスにおいては、「国家のなかのもうひとつの国家」と呼ばれた労働組合、それを基盤とする労働党が強かっただけ、サッチャーの対労働組合、対労働党攻撃がきわだった特徴をなしているといえる。

他方、アメリカにおいては、宗教が民衆のなかになお広く生きており、またポピュリズムの伝統があり、そして60～70年代のリベラリズム（ニューレフト）の運動が激しかっただけに、リベラリズム攻撃と草の根の宗教的保守主義の対抗ポピュリズムの勢力が大きいという特徴をもっている。

それに対して、日本の新保守主義が回帰する伝統とは、中曽根首相の言によれば、「この二千年、あるいは縄文時代からすれば五千年、八千年と続いてきている」、「喜びもあれば悲しみもある」、「この人間としての哀歓を共にしてきている共同社会」（中曽根康弘 [1986]）であり、「八百万の神々を持ち、そして我々は動物植物まできょうだいだと思う」ような、また「山川草木悉皆成仏」という「共生の哲学」であり、——さきにも引用したが——「対決とか、契約といった西洋の思想よりもっと深い、もっとヒューマニズムのある何ものか」（中曽根康弘 [1985]）ということである。この日本的共同社会とその哲学において核をなす契機は——もちろん他の表現の仕方もあるが、われわれの文脈に則していえば——〈個と全体（集団）〉との相互浸透ということであろう。われわれは、これをすでに『臨教審答申』において、「個性尊重の原則」の「個性」が「個人の個性」からいつのまにか「家庭、学校、地域、企業、国家」の個性へと融通無礙にずらされていくところにみた。「資本主義の精神」としてのプロテスタントにおいては、絶対的な価値を唯一神に発せしめ、これを内面化することによって個人的「個」を絶対化する。したがって、この「個」が状況に応じて融通無礙に地域、企業、国家等へと同心円的に膨張していくことはない。常に緊張、対立に直面し、相互に納得したルールなしには安定を保ち得ない。このような唯一神と絶対的な個をもたず、八百万の神によって状況に応じてホンネを出すことができ

る、したがって理念によって現世的利益を相対化する力が弱い社会・文化においては、個は状況に左右されやすくなる。これは、つぎのようにも表現される。「欧米の他者から峻別された『個・自己』の主張・確立を求める『個人主義』や『個』を否定しようとする『全体主義』に対し、日本は、……『人と人との間柄』や『個と全体との関係』などを大切に『間柄主義』とでもいうべき文化特質をもつ。それは、『日本教』ともいわれる『人間主義』である。そこにおいては、間柄にある『気』を大切に、自分、本分、職分、身分、気分などといわれるように『分』を重じる。分をわきまえ、分を尽すことを求められ、血縁、地縁、学縁、社縁など『縁（えにし）』で結ばれ、なかまと一緒にいることによって安心する『なかま社会』、『イエ社会』を特質としている」（内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官室編 [1980]『大平総理の政策研究会報告書——21世紀へ向けての提言 [総説]』）。

この〈個と全体（集団）〉の相互浸透性は、日本においてもっとも早くからハイエクに傾倒して、新自由主義者の国際組織・モンペルラン協会に参加し、すでに触れたように、池田内閣の「所得倍増計画」に批判的であった、日本における筋金入りの新自由主義者・木内信胤氏においても、また氏と並んで少数派時代からの新自由主義者・西山千明氏においてもみられ、この点欧米のハイエクアンやフリードマニアンと趣きを異にしていることは興味深い⁽¹⁸⁾。たとえば、木内氏においても各レベルの個性が融通無礙に通じあうが、そのなかでもっとも強調されてくるのは「国の個性」である。その「国の個性」とは「日本らしさ」という「日本のアイデンティティ」のことであるが、その「基」になっているものは何かと問い、つぎのように自答している、「それを私は、“神ながら言挙げせぬ心”とひとまめにして考へるのが、一番いいのではないかと思ふ。“神のまゝに考へ、生き、行動する”のであって、“つべこべと自分自身の『計らひ』による議論はしない”といふのが、この言葉の意味、と私は理解してゐる……。そこから“大らかな心”も生まれてくるし、『勘のよさ』も出てくるのである。／現在の日本人（は）……大いに西欧化し、アメリカ化した日本人であって……表面だけみてもると、いまの日本からは、『日本らしさ』が急速に失はれてアメリカ的になりつつある。それをまた現在の日本人は、『国際化』の名の下に当然視してゐる

るわけだが、これがまた『日本人の大らかさ』の実証であって、平気でそうやってゐるうちに、現在のこの日本国において、新しい東西両文明の融合文明が、見事に構築されつつある。その結果として出来上ったものを、将来の日本人は（恐らくは世界の人も）……“これが本当の日本だ”というに決っている、と思ふのである」（本内信胤 [1986] pp. 113-114）。

② 危機打開的革新と現状満足的自然発生性

うえのことを別様に表現したのが「神ながら」の「自ら成る道」ということであるが、このような伝統への回帰、アイデンティティの確立の仕方がまさに「自ら成る」という性格をもっていた。この点が日本における新保守主義が、かつての覇権国の顕著な衰退への苛立ちを背景として、失われた栄光と伝統を早急に回復することを切望する、イギリスやアメリカの新保守主義と趣きを異にする第2の点である。すなわち、日本における伝統回帰、アイデンティティ確立の契機は、衰退による苛立ちを背景としたイギリスやアメリカとは逆に、「この40年間、経済力も充実し、国民生産も安定してきた。犯罪も少なく、物価は安定し、失業率も極めて低い。しかも男子が74歳、女子が80歳と世界一の長寿国。そういう面からみると日本は世界で最も理想的な状態にある」、という満足感と、「そういう時になると、自分というものはなんだろうかということに気がついてくる」ところにある。あるいは、外から、「日本とはどういう国なのか。あれだけ経済的に伸びた日本の秘密を知りたいと言ってきている」、あるいはまた「今までとは違った大国らしい役割と責任を世界から求められる」というところにアイデンティティを得る契機がある（中曽根康弘 [1985]）。

このことは、日本の新保守主義・保守回帰が、とりたてて強いリーダー・シップやポピュリスト運動を必要とせず、石油危機後のスタグフレーションを切り抜けた77、78年頃からすでに始まっていたことにも示される。これは恐らくはじめに述べたように「高度成長」の落し子としての、また当初はどちらかという「革新」に傾きつつあった「新中間大衆」が、石油危機と「狂乱インフレ」、つづく戦後最大・最長の不況の中で、高度成長中は高まる一方であった期待水準を調整し、彼らが本来的に備えていた「生活保守主義」が一挙に前面に出てきたことを物語るものであろう。

③ プラグマティックなマヌーバー性

うえのことと関連して、もうひとつ日本の新保守主義の特徴として指摘しておきたいことがある。中曽根首相は86年の同日選での衆議院304議席という大勝は次のようにしてもたらされたといっている。「実は選挙というものは、有権者の6割は、投票する政党なり、候補者が決まっているんです。残りの4割が浮動票で、どっちにも動く層です。／グレー・ゾーンにいる人たちというのは、だいたいサラリーマン層やご婦人、あるいは若者層であり、都市近郊からの通勤者が多い。／そのグレー・ゾーンの争奪戦において自民党は勝ったと私は見えています」と。そして、まずはじめに、この自民党の大勝利の原因として、「戦後政治の総決算」の旗印とは裏腹に、まずはいままでの自民党の政策とそのパフォーマンスがよかったことを挙げている。この点は、すでに②として指摘したので省略しよう。ここで注目するのは、つづいて、つぎのようにいうことである。

「もう1つ、現代は視聴覚時代ですから、党首とか、党のリーダーのイメージというものが非常に大事になってきました。……ある有名な、非常に発展している会社の社長は『自分はシナリオライターであり、演出家であり、主役であり、宣伝部長であり、そして跡始末部長である』』と言っておりましたが、情報化時代における会社の社長というものは、そういうマヌーバーなり、パフォーマンスをおやりになる。自由民主党が前進していくためには、これからそういうことをよく考えなければならない。……そこで私はどういう演説を心がけるか」と視聴覚時代のイメージ作り、マヌーバーなり、パフォーマンスにいかにか心をくだいたかを吐露している。中曽根首相はまさにうえの4割のグレー・ゾーンをその主要なターゲットであるとして彼らの支持を獲得しようとするマヌーバーなり、パフォーマンスを行なったのである。そして、次のようなこともその重要な一環であるという。すなわち、いう、「いま、国民が求めているものは何か。それはやっぱり平和とか、あるいはヒューマニティーとか、そういう非常にソフトなものだと思うんです。同時に最近では健全な民主主義というもの、そして長寿問題や教育問題といったものが大きな関心事です。また、全国的な関心の1つは『がん』の問題です。そういうものをカバーして、できるだけ自民党に注目してもら

ように私は協力したつもりです」と。

ところで、これは、古今東西、政治にはつきものであり、まして、現在は情報化時代でありサッチャー・スタイルやレーガン・スタイルが、イギリスやアメリカの新保守主義にとっても重要な要素となっている。しかし、これからすぐ後に述べるように、前節で指摘したような、日本における新自由主義政策のプラグマティックな性格も重なって、日本の新保守主義の、かなり重要な要素となってくるので、われわれとしては、あえてここで挙げておきたい。

さて、日本の新保守主義の諸特徴について、さらにいくつも挙げられるであろうが、以上にみただけでも、それは、イギリス、アメリカのそれとかなり位相を異にすることがわかる。では、それをどのように理解したらよいのだろうか。

2 日本における新保守主義の位相

まずはじめに、「戦後日本の総決算」政治についてつぎのような理解がしばしばなされていることに触れておくべきであろう。すなわち、中曽根首相の従来発言や彼の主宰する青雲塾の35周年にあたっての発言、また「生長の家」での、よく引用される「行政改革で大そうじをして、お座敷をきれいにし、そして立派な憲法を安置する。これが我々のコース」という発言を挙げながら、「重大なことは、このような自民党の支配維持のための国家改造戦略の射程が、憲法改悪を中心的な標的とする日本型ファシズムへの道を展望していることである。中曽根氏は、この『行革』を『戦後政治の総決算』としてとらえるのであるが、この『総決算』をつうじて展望される日本の政治は、明治憲法、現行憲法こえる『第三憲政』下のファシズム政治に他ならない」（大野隆男 [1983] p. 22）というのである。「『戦後政治の総決算』路線をつつ走る中曽根首相。他民族べつ視発言や靖国公式参拝など、その言動の背後にある戦前的な国家観、歴史観をつく！」とキャッチフレーズをつけた『中曽根「皇国史観」批判』（日本共産党中央委員会出版局 [1987]）もほぼ同様の理解を示している。しかし、このような理解は、うえにみたことから判断すれば部分的に当たるところがあるとしても、基本的には当を失し

たものといえよう。

ちなみに、山口定・大嶽秀夫〔1985〕は、日本の新保守主義の位相をめぐって密度の濃い、興味深い討論を展開している。限られたスペースの中で論点を集約するために、これを利用させてもらおう。

まず、両者とも、いますぐあとで述べるように、中曽根政治の性格をめぐって、興味深い対立を示しながらも、戦前回帰型の反動でないと評する点では一致している。うえにみたように、戦後の高度成長を経て、旧中間層の分解がすすんで「新中間大衆」が登場し、日本社会の経済的、社会的パフォーマンスに満足する生活保守主義が強い現在、狭義のファシズムはもちろん、戦前型のファシズムは、まさにアナクロニズムでしかないの、それは当然のことであろう。たとえば大嶽氏は、つぎのようにいう、「戦後政治の総決算というのは確かに中曽根の1つのスローガンではあるのですけれども、あまり真面目にとりすぎるとかえって中曽根の狙いにはまることになる。大時代的に振りかざしたのをある意味で評価している感じになってしまう。私は中曽根が特にいま変わったことをやっているような気がしない」
「自民党の中にももちろん反動的な復古主義に行くような、たとえば右翼的宗教団体とかいろいろありますが、そういうものから突き上げられてきているのを一定の枠にはめて、ある程度満足させつつ、近代化路線でやっていくというように、中曽根は非常にモダンなタイプの政治家だと思う」と。

この論点は、このくらいで切り上げて、対談にしたがって、では積極的にどのように理解したらよいかの検討に入ろう。氏はつづけて次のようにいう、「中曽根は保守本流から逸脱したものではなくて、その連続線上にある」と。「保守本流」として理解する幅が、のちに指摘するようにならかなり広いが、われわれもうえにみたところ（第②点、第③点）からこれに一応は肯くことができる。

これに対して、山口氏は、「戦前型の反動とみるべきではないということ、は、危険がないということではなくて、新しい状況の中で新しい危険性は十分ある」という。そして、たとえば、「中曽根氏についても、転向ということが一応言えると思うのですが、それにもかかわらず、その転向が状況的な対応なのか、本当にどこまで変わったのかということについては、留保して

おきたい……。ちょっと突出するチャンスがあると地が出てしまうという面があるのではないか」「いちばん基本的な問題点は戦後民主主義は国家意識喪失の状態をもたらしたのであって、その点を修正し、国家意識を持った日本人にするということです。そうした中曽根のナショナリストの心情は、私は真面目にとらなければならない」という。しかし、すでに自ら戦前帰郷型のナショナリズムは、氏もこれを否定しているのだから、地が出るか否かは、あまり問題にはならない。大嶽氏がいうように、ナショナリズムは常にファシズムなり、排外主義になるとは限らない。むしろ、戦前のマルクス主義も近代主義も、また戦後民主主義もナショナルな契機を決定的に欠落させていたことに問題があるのではなからうか。それゆえ、戦前は天皇制ファシズムに足をすくわれ、いままた日本の新保守主義からの挑戦をうけているのではないだろうか。オルターナティブな、「開かれたナショナリズム」を模索すべきであって、それを欠いては新保守主義によく対抗して、ポスト・ケインズ主義的福祉国家の新たな地平を切り拓くことはできない。われわれはナショナリズムの種差に鋭敏であるべきだろう。

したがって、「地が出るか否か」というより、現段階の日本の新保守主義のナショナリズムの種差が問題なのである。山口氏も事実上そうされている。すなわち、現代日本の政治構造について、大嶽氏がエリート内部での多元性、政治と経済、社会と政治の分離と権力の分散化など、権力構造が具体的に欧米並みの多元主義フムニタリアリズムになっていると主張されるのに対して、つぎのように疑問を付される。たしかに、「支配体制の中の多元主義」（リベラルなポリクラシー）は、これを認めるが、「それは、支配体制がのっかっている基底社会が多元主義であることを意味しない」、「基本的なところで驚くほど画一化されている」、「これは、たとえば日高六郎の主張であるが、彼はそれを『経済主義』の価値観の支配に見出している」、「私はそれにさらに世界的にもまれな企業社会の論理の貫徹と経済大国ナショナリズムのひそやかな浸透をつけ加えたい」、そしてそれは「一種の共同体イデオロギー」で、「（それが）急進化して異端を許さなくなるという構造」の危険性を感じると。氏は、まさにポスト高度成長期の、現代日本の、問題的なナショナリズムのあり方を指摘されている。これには、われわれも基本的に同感する。しかし、

そのさい、つぎのようなことは考えておかなければならない。ひとつには、大嶽氏もいうように「ポリクラシー」という用語はすでに一定の「支配関係」があることを前提にしているが、それは初めから前提すべきではなく、どのようにどこまで「ポリクラシー」をいえるのか、具体的に分析、実証されるべきものである。すでにみたように日本のばあい「ネオ・コーポラティズム」もひとすじ縄ではいかない両義性に満ちていたのである。またこのナショナリズムに関していえば、われわれがみたように、基本的には、戦後日本の経済マクロ・パフォーマンスの「良さ」とそれに由来する「生活保守主義」に支えられているものであり、イギリス、アメリカにおけるように、かつての覇権国の衰退に対する苛立ちに迫られたものでも、戦前日本の経済的行き詰りをバネとしたものでもない。それゆえ、政治的ラディカルさには欠けるものがある。大嶽氏のいうように、「保守本流」の連続線上にあり、その1つの対応ということもできる。とくに大嶽氏が指摘するように、もともと「保守本流」の源流である吉田政治は、つぎのような両義的な性格をもっていた。すなわち、戦後経済の再建にあたって、超均衡財政とデフレを伴うドッジ・ラインをテコに社民的統制から自由競争経済への転換をすすめ、同時に共産主義への対抗イデオロギーとして自由主義を掲げたが、しかし、その自由主義は、キリスト教に裏打ちされたラディカルな個人主義にもとづく「政治的自由主義」を欠き、したがって権力に対する批判的認識が弱く、伝統的権威主義や集団主義にも同調してしまいかねないプラグマティックな性格⁽¹⁹⁾を免れなかった。そうとすれば、なおさら、中曽根政治は、取り立てて、「保守本流」から逸脱するものではなく状況の変化による、一定の対応の範囲内ということが出来る。

それにしても、一定の性格変化があることはたしかであり、われわれも本節の初めの方で80年代に入って顕著になったイギリス、アメリカの新保守主義と類似する傾向を指摘した。大嶽氏も「自由陣営の中でリーダーシップをとっていくというときに、これまでのようなりーダーシップのとり方では駄目だという認識があつて、その路線に乗りながら、ある種の変化を導入しようとしているのは事実だ。これは大平あたりからはっきり自覚的にそういうのがあつた」と、主として対外関係の変化に促された「保守本流」の一定の変

化を認めている。そして、本章のここまでの考察が、この時期にあらためて新保守主義的政策と政治を押し進めなければならない国内的契機は必ずしも大きくはなかったことを明らかにし得たとするならば、このような対外的契機は、日本の新保守主義政治にとっても特別の重要性を獲得し、かくてまた日本の新保守主義政治の大きな特徴となって、われわれの前に現われてくるのである。

IV 総括と展望

目節の末ですでに小括したように、まず、われわれは日本の新保守主義がまさにイギリス、アメリカから流行したファッションのように、一時、日本の論壇を席卷するがごときの勢いを示しながらも、その経済・社会政策にみられる顕著な特徴として、その曖昧性、両義性、そしてプラグマティックな性格を見出した。

いま、日本の新保守政治の概観を終えてみると——そもそも政治とはそのような性格をもっているのだから当然のことかもしれないが——、そこにおいては、以上の特徴がより極端に、ときにはまさに戯画化されて現われていることに気づく。たとえば、それはつぎのように極まる。明治維新、マッカーサー改革に続く第3維新、「国の歩みを変える」第2臨調、そして「戦後日本の総決算」というラディカルな革新の必要性を訴えながら、自民党のいままでの政策宜しきを得て「日本は世界で最も理想的な状態にある」と、現状満足感に訴える。あるいは日本列島を「不沈空母化」するとか、「行革でお座敷をきれいにして立派な憲法を安置する」といいながら、「いま、国民が求めているものは何か。それはやっぱり平和とか、あるいはヒューマニティとか、そういう非常にソフトなものだと思うんです」ともいう。いずれにせよ、大嶽氏のいうように、「あまり真面目にとりすぎるとかえって中曾根の狙いにはまることになる」。けだし、自ら情報化時代には、イメージが重要でマヌーバーなり、パフォーマンスが重要であると、「風見鶏」の手のうちを明かしているのだから。

さて、日本の新保守主義政治が、このように曖昧で、両義的で、プラクマ

ティックなマヌーバー的なもの以上に出なかったもっとも大きな理由は、やはりここでも、イギリスやアメリカと異なって、新保守主義政治をこの時点であらためて採用しなければならない国内政治的必然性を必ずしももっていなかったところに求められた。それは基本的には経済的パフォーマンスの「良好性」をなお維持することができたゆえに、まさにそれを体制統合のテコとする、戦後日本の「保守本流」政治が通用し得たからであった——その然る所以は、もはや繰り返すまでもないことであるが、戦後日本の経済・社会構造の例の両義的性格にある——。もっとも、戦後日本の「保守本流」政治が、最後に大嶽氏とともに明らかにしたように、経済・社会構造の両義的性格とまさに同質の両義性をもともと孕んでいたことにもよった。

日本の新保守主義性について、このように考察をめぐらしてきたとき、日本の新保守主義のとりわけ大きな特徴をかたちづくるものとして再び、対外的契機的重要性を確認することになったのである。

高度成長を経ることによる日本の「小国」から「経済大国」への変貌、それと対照的な覇権国家・アメリカの経済的衰退によるパックス・アメリカナの動揺、その両者の交錯が生み出す経済的・政治的摩擦——日米間のそれが根幹をなすが、さらに欧州、NIES、そしてASEAN等々との間でも問題を生じていることはいままでもない——の深刻化は、パックス・アメリカナを前提として、国内統合のために極大成長を図るという、いままでの「保守本流」の行き方を困難にした。かくて、さきにみたように、農産物をはじめあらゆる領域にわたる市場開放等、アメリカからの経済的要求に積極的に応えとともに、ODA等の経済援助等の保守本流の経済外交ばかりでなく、アメリカの軍事的負担をもより積極的にシェアしていこうとする「新現実派」が台頭し、これが対応のリーダーシップをとった。このことが「保守本流」の連続線上での一定の対応にイギリスやアメリカばりの新保守主義的色彩の色を濃くするように働いたのである。それゆえ、もはや、いうまでもないことと思うが、その一部の側面、たとえば軍事費のバーデン・シェアリングを強調し、それに〈個と全体〉の融合、「神ながらの言挙げせぬ心」という日本のアイデンティティを重ねて、戦前型ファシズムへの回帰をおそれ、それへの対決のみを前面に押し出すことは、当のマヌーバーの術中に陥

ることになる。

このような、対外的契機に促された「新現実派」的対応は、「保守本流」の連続線上での対応であるかぎり、つまり「経済大国」における「生活保守主義」を不可欠の基礎としているかぎり、じつはあくまで、受動的な対応の域を出るものではない。それゆえ、この対外的契機にしても、ややもすれば、日本の新保守主義の曖昧性、両義性、プラグマティズムと同調し、あるいはそれを助長することさえあるのである。

もっとも、日本の経済・社会構造の例の両義的性格のゆえに、対外的契機は、このような受動的なものばかりではなく、すでにみたように、情報化等の産業・経済構造の変化、それに伴う経済のグローバリゼーションの進行、そして、とくに過剰資本の形成を背景にした多国籍企業の展開が、いまや先進諸国の中でももっとも急進展している部類に属する。それゆえ、これが、もっとも内在的根拠をもって、もっとも積極的に「規制緩和」等の新自由主義的政策を推進する契機となっていると見てよい——しかし、なお日本に特徴的な両義性を払拭しきれない点が興味深い——。

ところで、いまや各国出自の多国籍企業が互にグローバルに展開し合い、競争と協調をまさにグローバルにくりひろげている。かくて、ここから「ボーダーレス」化、すなわち1国的な諸規制・管理（ケインズの福祉国家も含めて）が空洞化していくことを免れない。そうすると、どこまでが国内的契機であり、どこからが国外的契機であるか判別が難しくなってくる。それゆえ、いままでわれわれがなしてきたような、国内に視座の重きを置いた新保守主義の分析は、決定的な限界にぶつかる。ここで世界的連関に視座を置いた分析に転轍されなければならない。あるいは、少なくとも補完されなければならない。しかし、それは、もはや本章の枠をこえる。⁽²⁰⁾

章を閉じる前にあくまでも国内的視座に重きを置いたまま、もうひとつだけ、すなわち、日本の経済・社会・政治構造の特徴として注目した両義的性格のインプリケーションについて少し吟味を加えておきたい。というのは、「はじめに」および第II節でも触れるところがあったが、この両義的性格は、ポスト・ケインズの福祉国家の新たな地平を拓くものとして期待されることがしばしばあるからである。日本の新保守主義イデオログにかかると、こ

の経済・社会・政治構造における両義性は、その生成や変質、また構造について歴史的、ないし社会科学的に分析されることなく——もちろん、この分析のためには、従来の社会諸科学を相対化するような、より広い理論的枠組が必要であろう——、〈個と全体(集団)〉の融合、「神ながらの言挙げせぬ心」、あるいは「共生の哲学」という、有史以来変わらぬ日本のアイデンティティに昇華される。そして、これが行き詰った西欧の近代を超克し、大世紀末の危機から世界を救うイデオロギーであると期待がかけられるのである。

この期待が妥当かどうかは、いまうで指摘したような広い理論的枠組の中で、しかもイギリス、アメリカはじめ先進諸国や途上国について具体的に分析していかねば、これに対する十分な答えは出てこない。しかし、次のような点をちょっと考慮しただけでも、それが過剰な期待であることだけは容易に推察できるであろう。すなわち、なぜ、この「日本モデル」や「日本学」に期待がかけられているのだろうか。もちろん、そればかりではないだろうが、もっとも基本的な理由は、「あれだけ経済的に伸びた日本の秘密を知りたいと言ってきている」と中曽根首相が受けとめたように、もっぱら経済的パフォーマンスの良好性、なかでも「効率性」の高さなり、「国際競争力」の強さである。そして、そうなる所以は、すでに論じたことであるが、個とさまざまなレベルの集団が、またわれわれの生活のあらゆる契機が相互に浸透しあい、それぞれの原理を失っているところにある。たしかに、個人的個性を絶対視したり、家庭やコミュニティ、また労働世界等がそれぞれに原理・習慣、ライフスタイル等々絶対的に固執するものをもっていたりすれば、すべての契機を融通無礙に移動させて得られる「効率性」に劣ることになる。自生的に機能する商品経済の論理をチェックする非商品経済的契機が弱ければ弱いほど、あるいはそれらを商品経済の論理に可及的に適合的に再編成すればするほど「効率性」は高くなる。日本モデルの「効率性」「経済的パフォーマンス」の良好性、あるいは「国際競争」の強さの秘密はここにある。

もちろん、この全面的融通無礙性が、いつでも、どこでも、どのような条件のもとでも同じだということはない。かくてまさに、歴史的・社会科学的分析が必要なのであるが、少なくともつぎのようなことは容易に理解でき

る。すなわち、ある社会が産業化の軌道に乗りながら、なおその産業化が相対的に後発的であり、——つまり社会の労働力をはじめ各ファクターの潜在的ストックが豊富で、しかも利用可能な技術革新のバック・ログが大量にあるならば——、つまりなおキャッチ・アップ過程にあるならば、きわめて良好な経済的パフォーマンスが約束される。しかし逆に、そのようなキャッチ・アップ過程が終り、同時に「豊かになることによって、高齢化に向い、家族・親族の解体化に直面して、社会保障の国家負担を必要とするようになり、さらに企業に対する忠誠心を失ってもはや勤勉に働かなくなっていく」という事態がすすめば、当然に「効率性」は低下する。ところで、「(日本は) もちろんますますそうなるというのではないが、そういう方向に向っている」(富永健一 [1988] p. 49) とするならば、その強さは、きわめて、歴史的・経過的なものといわねばならない。このような産業社会の展開過程について的一般論を除去して、たとえ経済的「効率性」のみを比較対照しても、なお日本モデルにどの程度の優位性が残るかは未知である。

かくて、レーガン、サッチャーの新自由主義も、はたまた中央集権的なネオ・コーポラティズムも、また両者の契機を共に孕んだような日本モデルにしても、いずれもポスト・「ケインズの福祉国家」の地平を拓くモデルたり得ることはむずかしいということになる。その点で、ローカル・コミュニティに相当の重心を置いた「ネオ・コーポラティズム」の、1つの实例ともいべきスウェーデン・モデルは、これから日本が入っていくという産業化の段階にすでに移行して、したがって少なくとも上述の産業社会の一般的発展論をクリアーして、なお70年代の「ケインズの福祉国家」の危機を80年代を通して生き残り、日本と同様の経済的パフォーマンスの良好性を記録し続けているゆえに、きわめて興味深い。しかしそれとて、どこでも、いつでも通用するものではない。それぞれの歴史と構造、そしてナショナルティに根ざしたオルターナティヴを模索していかねばなるまい。しかも、それは世界的連関に視座を置いた分析の後、それを踏まえてなされねばならないのである。

〔注〕

- (1) 「福祉国家とは、労働者階級の政治的、社会的、経済的同権化を中核にして形成され、全国民的な広義の社会保障制度を不可欠の構成要素とする、現代資本主義に特徴的な国家と経済と社会の関係を表現する用語である。その生成の端緒は前世紀末葉のいわゆる大不況期にまで遡るが、福祉国家が飛躍的な発展の基礎を形成したのは、第1次世界大戦から第2次世界大戦直後にいたる激動の30数年間においてであり、戦後の高度成長期にそれは全面的に開花し、そして結実した。その際、社会主義がこうした資本主義の福祉国家化の進展を促進する最も重要な要素として機能したことは疑いなく、その視点から見れば、福祉国家とは、資本主義が、大不況期以降現実的な影響力を持つようになった社会主義との緊張関係のなかで、自己の原理とは異質の要素を取り込むことによって行ってきた資本主義の自己改造であると規定することができよう。もちろん自己改造には犠牲と軋轢を伴うが、それでも資本主義がこれを行えたのは、これまた大不況に端を発し、戦後高度成長期に完成の域に達する産業構造の重化学工業化が、そのための生産力的基盤をつくり出したからである」(加藤栄一 [1988] p. 219)。

「ケインズ主義的福祉国家」Keynesian Welfare State も、内容的には、うへの定義で尽きているが、とくに政治学者、たとえば Krieger, J., [1986] などによって、その「コンセンサス・ポリティックス」を強調しながら用いられた用語で、日本でも田口富久治 [1989] によって継承され、発展させられている。

- (2) この限界の経済的表現がスタグフレーションであるが、それは、経済、社会、政治、そして文化の重層的な危機として現われる。
- (3) たとえば、田口富久治 [1989]。また『20世紀思想事典』(木田元・丸山圭三郎・栗原彬・野家啓一編、三省堂)の「新保守主義」の項目(河合秀和稿)でも、そうになっている。Cooper, B., Kornberg, A. & Mishler, W. ed. [1988] は、イギリス、アメリカ、カナダをとりあげて保守再生の比較分析を行なっている。
- (4) 80年代における、このような多元化、ないし多様化、あるいは「半福祉国家化」については、その他に、Schmitter & Lehnbruch [1979] [1982], 田口富久治 [1989], Cooper, B., Kornberg, A. & Mishler, W. ed. [1988], 佐々木毅 [1989], また加藤栄一 [1985], 東京大学社会科学研究所 [1988], 稲上毅 [1989] なども参考になる。
- (5) 新保守主義における(A)(B)両契機の排反と補完の関係については鎌倉孝夫 [1987] I部第3章3, 同 [1988] II部第4章, また Belsey [1986] が興味深い議論を展開している。
- (6) たとえば、木内信胤「池田政権の功罪と新内閣の課題」『経済往来』

1964年11月号, 同「新自由主義のヴィジョン」『ダイヤモンド』1965年2月号, 同「新自由主義を解明する——『混合主義』は根なし草である」『経済往来』1965年4月号。

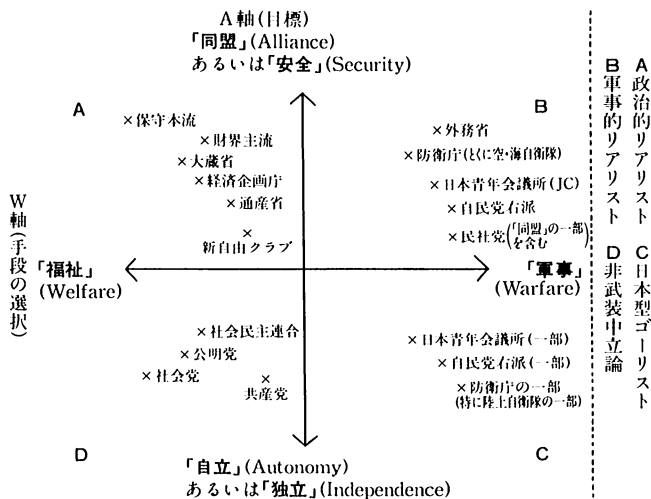
(7) 坂本二郎「日本型福祉国家の構想」『中央公論』1964年12月号。

(8) これは、公文俊平「経済論壇から」『日本経済新聞』(1981. 7. 26)のグルーピングである。当時の鈴木政権を中道として、これに対する右からの批判を2つに分けて、一方を「新現実主義」とし、他方を「新観念論」とする(いわゆる「左翼」は、はじめから論評外である)。前者に、猪木正道, 高坂正堯, 佐瀬昌盛, 佐藤誠三郎等, 大平総理の政策研究会の「総合安全保障グループ」「環太平洋経済圏グループ」(自らもこれに属する)を挙げ、後者に、清水幾太郎, 中川八洋, 高根正昭等を挙げている。

ちなみに、永井陽之助[1980]は、図10のようなマトリクスによって、政治的リアリスト(かつて左翼の理想主義に対して論陣をはったグループで「現実主義者」と呼ばれた)に、猪木正道, 衛藤藩吉, 高坂正堯, 神谷不二, 中島嶺雄, それに自分自身を数え、軍事的リアリストに法眼晋作, 岡崎久彦, 加瀬英明, 中川八洋, 「それに米国の見方では」と断りながら、「佐藤誠三郎, 公文俊平も加えられることがある」としている。

両者を重ねれば、鈴木政権を右から批判しつつ、中曽根政権の中樞にすわった「新現実派」の位置が測定されるであろう。あえていえば、かつての「現実派」がAの領域で、限りなくA軸の方向へ右旋回したものということができよう。

図10



(9) 研究テーマと委託先は、つぎのとおりである。

研 究 テ ー マ	研 究 機 関 名
・国際環境及び我国の社会経済の変化をふまえた総合戦略の展開	(株) 野村総合研究所
・科学技術の進歩とその社会経済との関連	(株) 三菱総合研究所
・人口構成の高齢化に伴う諸問題の解明と総合的対応策	(財) 政策科学研究所
・人口分布変動のインパクト・アナリシス	(株) 社会工学研究所
・先進国問題の帰趨と国際社会への反映	(株) 日本経済調査協議会
・わが国社会における文化的状況の21世紀への展望	(株) シー・ディー・アイ
・高齢化社会における生活の質	(社) 日本リサーチ総合研究所
・情報の国際交流と日本の情報戦略	(財) 未来工学研究所
・わが国産業の展望に関する研究	(株) 日興リサーチセンター
・「日本型」市場経済体制に関する研究	(財) 国民経済研究協会
・日本の労使関係に関する研究	(社) 社会経済国民会議

(10) 各グループごとの報告書が、内閣官房内閣審議室分室・内閣総理大臣補佐官編として、大蔵省印刷局から出版されている。

(11) 諸機関、団体の意見については、大蔵省調査企画課長編 [1988]『年表でみる日本経済の足どり』財経詳報社によった。

(12) 今井賢一 [1984] 同「先端技術分野における産業政策」宮崎勇・碓井彊編 [1985]『先端技術と日本経済』日本評論社。粕谷信次 [1986]。

(13) さしあたり、今井賢一・伊丹敬之・小池和男 [1982] があるが、さらに広い理論的枠組を模索しているものとして、宮沢健一 [1988] が、きわめて興味深い。

(14) さしあたり、館龍一郎・蛭山昌一編 [1987] 序章(蛭山昌一稿)、蛭山昌一 [1982] および堀内昭義 [1980]。

(15) 所得政策不採用の方向に大きな影響をもったのが、経済審議会に設けられた「物価、賃金・所得、生産性研究委員」(主査、熊谷尚夫)で、その報告書が経済審議会 [1968] である。これが、のちにも大きな影響をもちつづけた。

(16) 政府関係研究集団 [1982]、篠原一・西尾勝 [1983]、新藤宗幸 [1986] 第1章。

(17) 教育改革についての以下の叙述は、鎌倉孝夫 [1987] [1988] に多くを

負っている。

- (18) 経済主義的なフリードマンとは、まったく異質であり、ハイエクのもっている伝統的保守主義的側面を強調し、見方によってはハイエクを語りながら、ハイエクから離れているとみることもできよう。西山千明 [1982] [1983] はハイエクをよりヒューム的に、さらにプレ・ソクラテスの古代ギリシャにひきつけて読む。そしていう、「大らかな八百万の神々のもとに、おのずからなる道を生きた伝統に立つ日本人」「欧米の人々はその一神教パラダイムのおかげであくことなく普遍妥当な真理を、驚くべき集中力をもって追いかけてきた。そのあげく、いまや『多数の真理』という状況に自分自身を見出して、困惑しつつ右往左往している。いまこそ、東洋と西洋とは相互に『互性』として、ただ単に補完しあうだけでなく、創造的な飛躍的發展を遂げるべきときだ」と(西山千明 [1983] pp. 293-294)。
- (19) 「保守本流」の源流としての吉田茂の政治思想についての指摘は、大嶽秀夫 [1986]、とくに第5章による。
- (20) そのひとつの試みとして、加藤哲郎 [1988] は、興味深い。

[参考文献]

- 伊東光晴 [1989] 「国鉄・電々改革とは何であったのか」『世界』No. 527, 1989年5月号。
- 稲上毅 [1984] 「インダストリアリズムと労働研究」『日本労働協会雑誌』No. 300。
- [1988] 「労働組合運動の新次元——ユニオン・アイデンティティを求めて」稲上毅 [1989] 所収。
- [1989] 『転換期の労働世界』有信堂。
- 今井賢一・伊丹敬之・小池和男 [1982] 『内部組織の経済学』東洋経済新報社。
- 今井賢一 [1984] 「技術革新からみた最近の産業政策」小宮隆太郎ほか [1984] 所収。
- 植草益 [1983] 「公企業の数・形態・役割」岡野行秀・植草益編 [1983] 『日本の公企業』東京大学出版会、所収。
- 内田健三 [1989] 『現代日本の保守政治』岩波書店。
- 大嶽秀夫 [1986] 『アテナウアーと吉田茂』中央公論社。
- 大野隆男 [1983] 『臨調路線批判』新日本出版社。
- 岡野行秀・植草益 [1983] 『日本の公企業』東京大学出版会。
- 岡本秀昭 [1988] 「労使関係モデルの再検討——『日本型』の新局面」『日本労働協会雑誌』No. 346。
- 粕谷信次 [1986] 「わが国情報産業政策の展開過程と特質」『経済志林』Vol. 54, No. 2。
- 加藤栄一 [1985] 「福祉国家財政の国際比較」東京大学社会科学研究所

- [1985] 所収、
- [1988]「西ドイツ福祉国家のアポリア」東京大学社会科学研究所
[1988] 所収、
- 加藤哲郎 [1988]『ジャパメリカの時代に——現代日本の社会と国家』花伝社。
- 鎌倉孝夫 [1987]『教育改革を撃つ——教育と国家 I』緑風出版、
- [1988]『自由と統制——教育と国家 II』緑風出版、
- 神原勝 [1986]『転換期の政治過程——臨調の軌跡とその機能』総合労働研究所、
- 本内信胤 [1986]『国の個性』プレジデント社、
- 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編 [1984]『日本の産業政策』東京大学出版会、
- 佐々木毅 [1984]『現代アメリカの保守主義』岩波書店、
- [1986]『保守化と政治的意味空間』岩波書店、
- [1989]「半福祉国家の世界」日本政治学会 [1989] 所収、
- 篠原一・西尾勝 [1983]「対談・新々中央集権とは何か——国地方関係の構造
転換と自治体」『地方自治通信』83年8月号、
- 新藤宗幸 [1986]『行政改革と現代政治』岩波書店、
- 政府間関係研究集団 [1983]「新々中央集権と自治体の選択」『世界』83年6月号、
- 隅谷三喜男・丸山直美 [1987]『福祉サービスと財政』中央法規出版、
- 田口富久治編著 [1989]『ケインズ主義的福祉国家——先進6カ国の危機と再編』青木書店、
- 高島通敏 [1979]「大衆運動の多様化と変質」日本政治学会『年報・政治学——55年体制の形成と崩壊』岩波書店、
- 館龍一郎・蠟山昌一編 [1987]『日本の金融 [I] ——新しい見方』東京大学出版会、
- 辻中豊 [1986]「現代日本政治のコラボリズム化」内田満編 [1986]『政治過程』三嶺書房、
- 東京大学社会科学研究所編 [1985]『福祉国家3・福祉国家の展開 [2]』東京大学出版会、
- [1988]『転換期の福祉国家 [上]』東京大学出版会、
- 富永健一 [1988]『日本産業社会の転機』東京大学出版会、
- 永井陽之助 [1980]『現代と戦略』文芸春秋、
- 中曽根康弘 [1981]「行政改革の理念と行動」『月刊自由民主』81年9月号、
- [1985]「新しい日本の主体性——戦後政治を総決算し、『国際国家』日本へ」『月刊自由民主』1985年9月号、
- [1986]『新時代を築く自民党の使命——1986年体制のスタート』『月刊

- 自由民主』1986年10月号。
- 西山干明 [1982]『第4の選択 PART 1——大転換を生き抜く哲学』PHP 研究所。
- [1983]『第4の選択 PART 2——21世紀社会をつくる思想』PHP 研究所。
- 日本政治学会編 [1989]『年報・政治学——転換期の福祉国家と政治学』岩波書店。
- 野口悠一郎 [1983]「日本でケインズ政策はおこなわれたか」『季刊現代経済』No. 52 1983年臨増、野口 [1984] 所収。
- [1984]『日本財政の長期戦略』日本経済新聞社。
- 堀内昭義 [1980]『日本の金融政策』東洋経済新報社。
- 宮島洋 [1989]『財政再建の研究』有斐閣。
- 村上泰亮 [1984]『新中間大衆の時代』中央公論社。
- 山口定・大嶽秀夫 [1985]「対談・戦後日本の保守政治」『書齋の窓』No. 350。
- 臨時行政改革推進審議会（新行革審）[1988]「臨調・田行革審答申等の推進状況と今後の課題」。
- 臨時行政改革審議会事務局監修 [1988]『規制緩和——新行革審提言』ぎょうせい。
- 臨調・行革審OB会監修 [1987]『臨調・行革審——行政改革2000日の記録』行政管理研究センター。
- 蠟山昌一 [1982]『日本の金融システム』東洋経済新報社。
- Cooper, B, Kornberg & Mishler, W. ed. [1988] *Resurgence of Conservatism in Anglo-American Democracies*, Duke Univ. Press, Durham & London.
- Belsey, A., [1986] *The New Right Social Order and Civil Liberties*, in Levitas, R., *The Ideology of the New Right*, Polity Press, Cambridge,
- Friedman, Milton [1962] *Capitalism and Freedom*, Chicago, The Univ. of Chicago Press, 邦訳『資本主義と自由』（熊谷尚夫・西山干明・白井孝昌共訳）マグロウヒルブック。
- Friedman, Milton & Rose [1980] *Free to Choose ; A Personal Statement*, New York & London, Harcourt Brace Jovanovich, 邦訳『選択の自由』（西山干明訳）日本経済新聞社。
- Goldthorpe, John H. ed. [1984] *Order and Conflict in Contemporary Capitalism : Studies in the Political Economy of Western European Nations*, Oxford, Clarendon Press, 邦(抄)訳『収斂の終焉——現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』（稲上毅・下平好博・武川正吾・平岡公一共訳）有信堂。

- Krieger, J. [1986] *Reagan, Thatcher and the Politics of Decline*, Polity Press, Cambridge, Oxford.
- Lehmbruch [1984] Concertation and the Structure of Corporatist Networks, in Goldthorpe ed. [1984].
- Offe, Claus [1987] Some Contradictions of the Modern Welfare State, *Praxis International*, Vol. 1, No. 3, Oct. 1981, 邦訳『後期資本制社会システム』（寿福真美編訳）法政大学出版局.
- OECD [1986], *Flexibility in the Labour Market*, Paris.
- Penpel, T. J. & 恒川恵市 [1979] 「労働なきコーポラティズムか」 in Schmitter & Lehmbruch [1979].
- Schmidt, M. G. [1983] The Welfare State and The Economy in Periods of Economic Crisis : a Comparative Study of Twenty-Three OECD Nations, *European Journal of Political Research*, 11.
- Schmitter, P. C. & Lehmbruch, G. eds. [1979] *Trends toward Corporatist Intermediation*, SAGE Publications, Beverly Hills. London, 邦(抄)訳 [1984]『現代コーポラティズム I』（山口定監訳）木鐸社.
- [1982] Patterns of Corporatist Policy Making, SAGE Publications, Beverly Hills. London, 邦(抄)訳 [1986]『現代コーポラティズム II』（山口定監訳）木鐸社.
- Wilensky, Harold L. [1975], *The Welfare State and Equality : Structural and Ideological Roots of Public Expenditures*, Univ. of California Press, Berkeley, 邦訳『福祉国家と平等——公共支出の構造的・イデオロギー的起源』（下平好博訳）木鐸社.
- [1981], Democratic Corporatism, Consensus and Social Policy : Reflections on Changing Values and the “Crisis of the Welfare State,” in OECD [1983] *Welfare State in Crisis*, Paris, 邦訳 [1983]（厚生大臣官房政策課調査室ほか監訳）ぎょうせい.

第8章 国鉄の「分割・民営化」

——その日本の特殊性・異常性——

I 国鉄「分割・民営化」は成功か——分析視点

1987年4月1日、国鉄は「分割・民営化」され、JRが発足した。その後2年。「鉄道の再生をめざした国鉄改革は順調にすべり出した」（運輸省『運輸白書』1988年版）、「この2年間、各社とも社員に活力が出て、サービス、安全面にも成果が現われてきた。……新しい民間会社としての基礎作りは着々と軌道に乗っていると、自信を持っている」（松田昌士・JR東日本常務取締役、『朝日新聞』1989年3月7日）という声に示されるように、JR2年の経過はきわめて順調であることが宣伝されている。たしかに、JR7社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の各旅客会社と貨物会社）の当期利益は、87年度黒字決算となり、88年度についても、北海道1社を除き、増収大幅増益となった（後述Ⅲ）。

しかし、国鉄「分割・民営化」——JR化は、成功したといえるか。国鉄「分割・民営化」は、日本の臨調・行革路線、新自由主義路線の柱とされたのであって、これが成功したかどうかは、その路線の成否を判断する決定的ポイントであるといえよう。もちろん、現在まだ2年を経過しただけであって、成功したか否かを判定するにはいささか早急であろう。清算事業団の旧国鉄職員の雇用問題もなお残されている。事態はたしかに過渡的段階にある。

しかし、政府、JR当局者の発言、あるいはJR7社の収益状況の好調さと裏腹に、さまざまな諸問題、矛盾がすでに露呈しつつある。清算事業団にかかえ込んだ旧国鉄職員の雇用問題のほか、37兆円余の膨大な累積債務の大半を清算事業団がかかえ込んでおり、後にもみるようにその債務はむしろ増大している。過剰要員と退職金負担、そして膨大な債務を清算事業団に押しつけ

たがゆえに、上述したJR7社の利益が増大したというからくりになっているにすぎないのである。そればかりか、国鉄「分割・民営化」推進の3年間で約10万人もの定員削減、しかもJR7社で1万3000人余の定員割れという状態でJRが発足したことによって、さらに加えて「分割・民営化」に反対しているという理由で、習熟した国労の労働者の多くを本務から追放してしまったことによって、第1に、輸送の使命たる安全性が深刻な危機に陥っていること、第2に、共済年金が完全に破綻に瀕していること、そして第3に、JR内労使関係がきわめて不安定であること、等の諸問題が噴出している。国鉄の経営破綻の主要な原因として、事業に対する政治介入が強調されていた。ところが「分割・民営化」後も、政権政党による事業介入は、整備新幹線、リニアモーター鉄道の導入に示されるように、一向に変わっていない。“JR商法”といわれる、なりふり構わぬ事業分野の拡張によって、競合する私鉄、あるいは関連中小商店等は悲鳴をあげ、JRの事業分野の参入に対して強い反対運動さえ起きている。

JR東日本、東海、西日本では、純民営化をめざして、株式の早期上場を凶ろうとしているが、以上指摘した諸問題の噴出によって、それも危ぶまれている。財界関係誌からも、JR経営や労使関係に対する批判や疑問がまき起きている（たとえば、「JR東日本は第2の日航になる!？」『経済界』1989年春季特大号、「真の民営化に四つの『危険因子』」、『財界展望』1989年4月号等）。それは、「旧国鉄の労使関係は『半世紀前』と評されるほど前近代的なものだったが、JRになっても基本的には変わらない。上から力で押さえつけるような労務政策は職場の荒廃をもたらす。また国労所属のベテラン運転士を職場からはずし、売店などにまわしており、安全上の問題もおきている」（ジャーナリスト・木村達男氏、上掲『財界展望』）という疑義に端的に示されている。

たしかに、JR各会社（新幹線保有機構や清算事業団を含めて）に、現在発生している諸問題は、経営形態移行に伴う過渡的事態による面があることは否定できない。しかし、それらの問題は、過渡的問題であり、JRが純民営化を完成すれば解決できるという性格のものといえるだろうか。「会社更生法の場合には4割とか6割とか債務の減額をする。しかし、国鉄改革では債

務を減額せずに、事業団にそのまま移した。その利子は金を借りて返している。かつて国鉄に対して大蔵省がやっていたのと同じことが、依然続いている」(伊東光晴『朝日新聞』1989年3月7日)。国鉄経営を破綻させたいわば構造的要因が、そのまま何ら解決されずに、JRに持ち込まれている。

そればかりか、移行過程の過渡的問題とみられる要因自体の中にも、旧国鉄時代の経営や労使関係の体質ともいえる要因がからんでいる。と同時に、「分割・民営化」の推進過程の強引さ——とりわけ“怨念”としかいいようのないほどの国労に対する組織破壊攻撃——が、JR経営、とりわけ労使関係の中に持ち込まれている。「分割・民営化」推進の手法、国鉄改革法は、決してたんに行革—新自由主義イデオロギーによる実践(実験)ととらえられない、余りにも異常なものであった。この異常性と、それをもたらした背景、根拠をとらえなければ、国鉄「分割・民営化」について、その意図、狙い、そしてその正否を判断することはできない、といえよう。

たしかに、国鉄「分割・民営化」は、世界的な新保守主義政権による新自由主義路線の潮流に対応する、日本の行革——公共事業の民営化(Privatization)——の1つの典型であった。第2臨調の「基本答申」(1982年7月30日)、これに即した国鉄再建監理委員会答申、『国鉄改革に関する意見』(1985年7月26日)、そして国鉄「分割・民営化」の推進を主張する人たちの意見の中には、新自由主義イデオロギーを明確に読みとることができる。JR経営がいかに推移するか、それが経済、社会にいかなる影響を及ぼすかは、日本の新自由主義路線自体の評価を左右する軸点となるもの、といえるだろう。しかし、このイデオロギーと、現実に行なわれた、そして現に行なわれている事態とは、余りにもかけ離れている。その乖離は、たしかに今日の新自由主義路線自体の非現実性に基づく面があるといえよう。欧米各国でも、現実には決して新自由主義イデオロギーがそのまま現実化したわけではない。しかしその乖離の中に、われわれは、まさに日本の特殊性と、同時に異常性をとらえねばならないと思う。公共事業の民営化はたしかに新自由主義路線の国際的潮流である。しかし、西欧では、現に存在する国有企業としての鉄道の民営化、さらには“分割”などは行なわれていない。⁽¹⁾ いったいなぜ日本で、国有企業たる国鉄の民営化、そして分割さえもが、行革——新自由

主義路線の基本的柱とされたのか。それはたんに市場原理の導入、貫徹による効率性追求を意図した、というだけではとうてい理解しえない。「分割・民営化」推進過程の異常性、さらには怨念ともいふべき国労攻撃は、とても論理的に理解しうる性格のものではない。

われわれは、日本における新自由主義路線の1典型として、国鉄「分割・民営化」をとらえながら、しかしなぜ国鉄がその柱とされねばならなかったのか、なぜ異常としか表現しえないような「分割・民営化」推進の手法が採られねばならなかったのか、を抉り出さなければならない。このことによって、いわゆる日本的経営とか、日本的労使関係といわれることの内容が何であるかについても、解明の光を投げかけうるものとなろう。と同時に、それは、広く日本の政治、経済、社会の特殊性の解明にとっても不可欠の分析となるであろう。こうした分析をとおして、JR経営の今後の方向、したがって日本における新自由主義路線が何をもたらすかという評価についても、一定の判断が可能になろう。公共交通としての鉄道事業はいかにあるべきか、についても、こうした分析をとおして、一定の内容、方向性が示されうであろう。

II 国鉄「分割・民営化」の背景と理由

1 概 説

なぜ国鉄は「分割・民営化」されなければならなかったのか。ここでは、「分割・民営化」が提起、実行されなければならなかった経済的、社会的、政治的根拠（背景）と、その理論的、イデオロギー的根拠（理由）について、明らかにする。この課題は、行革—規制緩和・民営路線自体の背景の解明と当然重なることになるが、国鉄「分割・民営化」の問題に焦点がしぼられることになる。

第2 臨調—行革は、何よりも、公的部門、とりわけ公共事業部門の合理化、効率化推進に狙いがあった。公共事業の民営化、競争原理の導入は、そのための条件であった。しかも、公的部門の合理化、効率化にさいしては、すでに70年代後半以降推進されてきていた民間大企業の合理化（いわゆる減

量経営)の手法を、全面的に公的部門に導入する形で行なわれた。民間大企業の合理化は、必ずしも新自由主義イデオロギーに基づいて行なわれたというより、資本自体の本性に即し、その動力によって行なわれた。しかしこれを、国民生活に関わる公的部門に導入するに当たっては、当然イデオロギー的合理化が不可欠であった。目的が、経済的合理性の追求にあったことによって、効率性追求によってこそ国民ニーズに即した事業が確立されるという新自由主義イデオロギーが活用されることになったのである。

しかし、民間大企業の合理化推進が成功したのは、何より大企業労働組合を、合理化推進に協力させたからであった。行革—公的部門の合理化推進—民間合理化の手法導入に当たっても、公的部門の労働組合対策が不可欠であった。総評運動の主力は、官公部門の労働組合、とりわけ国鉄労働組合であった。国労は、総評の左派として、階級的労働組合運動の主力であったばかりか、運動の中で「現場協議制」など経営・人事にまで介入する成果を獲得してきたのである。行革推進にあたって、国労を、民間大企業労組と同じような労使協調的、合理化協調的組合に転換させうるかどうかに、当然的がしぼられることになる。こうして、日本の行革は、たんなる経済的合理性の追求というだけでなく、労組組織への干渉、その性格転換というすぐれて政治的意図が含まれた。というより、この政治的意図が現実には独走する形をとったのである(本節2)。

もちろん、行革には財政危機対策が背景にあったように、国鉄「分割・民営化」にも、国鉄経営破綻、巨額の債務累積問題の解決が重要な課題であったことは確かである。国鉄経営破綻、債務累積が、国家財政の負担を加重させる危険性があるとの認識が、第2臨調(第4部会)あるいは国鉄再建監理委員会にあった。その意味で、国鉄「分割・民営化」による国鉄財政再建は、財政支出項目の見直し、重点化・効率化を図る行革の施策の重要な一環であった。しかし、問題は、国鉄経営を再建し、累積債務の処理をいかに図るか、にある。そのためには、国鉄経営破綻、債務累積の原因自体を正しく究明しなければならない。果たして、第2臨調、国鉄再建監理委員会は、それをどこまで掘り下げたか(本節3)。

行革は、労働組合、国民の強い反発もなく、予想以上に進展した。第2臨

調の後をうけ、行革推進の監視と取り残した行革施策の推進の役割を果たす臨時行政改革推進審議会の主要な課題は、規制緩和におかれてくる。これに対応して、国鉄「分割・民営化」についても、規制緩和に重点がおかれてくる。その狙いは、民間大資本における過剰資金の形成——それ自体徹底的合理化と行革推進自体によってもたらされた——を背景とする投資分野、活動領域の自由化であり、国鉄「分割・民営化」においては土地・資産、株式の売出し、関連事業分野の拡大である。と同時に、貿易摩擦・円高を背景に、資本の海外投資、多国籍企業化が本格的に進んでいる。これは、国際的な資本の自由化を必要とさせつつ、国内的には産業構造の急激な変化をもたらしている。これに伴う労働力の全国的・全産業的配置転換、移動が行なわれなければならない。国鉄「分割・民営化」の過程——JR移行後にも——で行なわれた労働組合との交渉抜きの一方向的配転、広域配転は、資本の要請に即した労働力移動のいわば実験措置といえよう。ただ、土地・資産、株式売却は、なお今後の問題であることから、ここではこの点は指摘するにとどめる（なお後述III-2参照）。

それにしても、労組との合意抜きの全国的広域配転、さらに国鉄改革法23条による新事業体への採用方式（全員解雇—指名採用、III-1参照）は、明らかに国労組織の破壊という狙いをもつものであった。国鉄「分割・民営化」に、いかなる合理的理由が強調されても、実際には終始一貫国労対策、労組対策に中心がおかれたのである。しかし、それには労働組合側に、何らかの責任はなかったのか。国鉄—国有企業の労働組合であることから来る“甘えの構造”そして自己の実力についての過信、があったのではなからうか。日本の労働組合、そして労使関係の1特徴を明らかにする上にも、その点を分析する必要がある（本節4）。

2 民間大企業の合理化と官公部門への導入

国鉄改革が行政改革の柱とされた最大の根拠は、「教条主義的労働組合の存在」（三塚 [1984] p.52）をなくし、国鉄の労使関係を「民間型の労使関係」に転換させること、それによって労使協力して生産性向上運動に取り組むことにあった。「日本産業の国際競争力を支えている最大の力は、企業意

識に燃えた労働組合の存在である……。このように世界中から羨しがられる労働関係は、昭和20年代、30年代を通じて企業経営者達および民間労働組合の指導者達が、マルクス主義の階級闘争路線に対抗して、命がけでつくり上げてきた成果であった」(同上, p.27)。1969年、国鉄当局は、「マル生」運動によって、民間型労働関係への転換をめざしたが、挫折する。もしこの転換がこの時点で行なわれていたら、「今のような[国鉄経営]破綻状態に陥ってはいなかったであろう」(同上, p.52)。国鉄再建監理委員会・亀井委員長は、国鉄の生産性は「一般の会社と比べたら半分くらいの生産性しかない。……国鉄の運転士のハンドル時間は私鉄の4時間半に対し3時間というところまで落ちてしまって」いる(社会経済国民会議編 [1986] p.95)。民間型労働関係を理想とする財界、そして国鉄当局は、国鉄労働関係をこの性格に転換させ、民間私鉄なみ生産性の実現を、「分割・民営化」によって果たそうとしたのである。そして、この考えが国鉄再建監理委員会の基調となった。

1973年10月のオイルショックを契機に、日本経済も本格的なスタグフレーションに見舞われる(この点、鎌倉 [1980] 参照)。このスタグフレーションに対する資本家的解消策として展開されたのが、民間大企業中心の減量経営・減量合理化であった。不況下の設備過剰の下で、生産量を増大させず、むしろ減少させながらおかつコストを削減すること、したがって雇用削減による人件費切下げ、省エネルギー、省資源、原材料・部品の削減による生産財コストの削減が推進された(鎌倉 [1980] pp.253-255)。

一時帰休、出向・配転だけでなく、大幅な雇用削減が強行されたが、雇用削減の方法も希望退職だけでなく、造船、機械、電機等の企業では指名解雇という手荒な手段さえ採られたのである。しかも、労働組合のこれに対する対抗力はきわめて弱体であった、というよりも同盟系の主力組合は、合理化一雇用削減に抵抗するよりは、逆に協力してこれを推進するという対応を示した。そこには、日本の民間大企業労働者の強い企業一体的意識があったのである。日本の民間大企業労働者の企業一体的意識の形成には、多くの原因があるであろうが、企業別労働組合、しかも本工中心の労働組合組織のあり方、年功序列、終身雇用、ON-JTといういわゆる日本的労働慣行、さらに

QC サークル運動等が、その基本的原因であるといえよう。とりわけ、不況と企業経営の不振の中で、会社が倒産すれば元も子もないとする労働者、というより労働組合の対応が当然生じる。と同時に、自らの会社の競争力を強め、収益力を強めるために、積極的にQC運動に参加し、コスト削減、人員削減にさえ乗り出す労働者が形成されたのである。企業間競争に労働者が巻き込まれたというだけではなく、合理化推進やQCサークル運動に抵抗し、非協力的な労働者を、労働者自体が排除する、合理化に抵抗する総評系労働組合を、それに協調する同盟系労働組合が会社側と一体となって排除する、という事態さえ現われたのであった。

民間大企業のこのような減量経営、合理化の推進は、新自由主義イデオロギーに基づいて行なわれたというよりは、スタグフレーションの下での資本自体の自律的対応、資本の本性自体に基づくものであったといえよう。もちろん、資本の本性が直接に発揮、現実化しえたのは、労働組合のこれに対する抵抗力、規制力の弱さによるものといわざるをえない。スタグフレーションが、インフレーションの下での各種のコスト増大要因、とりわけ賃金上昇と、労働時間短縮、労働条件改善による搾取度の低下に主要な原因があるとすれば（この点、鎌倉 [1980] pp. 59-86, [1984] pp. 220-228を参照）、その資本家的解消は、何よりも雇用削減、賃金抑制による人件費切り下げと、反面労働時間延長、労働強化による搾取度の向上によってなされることになるのは、明らかなことであつた。しかし、このようなスタグフレーションの資本家的処理策の推進にとっては、労働者、労働組合の抵抗力如何が決定的な要因なのであるが、民間大企業労組の対応は、明らかに企業、資本の意向に同調し、自らこの資本家的処理策の推進役を演じたのである。

その結果はどうであつたか。日本経済は、欧米資本主義諸国がなおスタグフレーションを克服しえない中で、いち早くこれを脱することになった。その決定的要因は、労働生産性の上昇、人件費抑制による単位労働費用の低下にあつた。しかしそれは同時に、労働分配率の著しい低下をもたらしたのである（図1参照）。この他、表1にみるように、各種の生産性指標でも、日本は良好な“パフォーマンス”を示している。このような労使一体の下での日本の大企業の合理化—生産性上昇が、輸出競争力強化、貿易の不均衡、貿

易摩擦激化の重要な要因なのであるが、にもかかわらず、財界・政府は、行革推進によって、さらに輸出拡大の途を突き進んだ。

労働組合との協調の下での民間大企業の合理化推進——それはスタグフレーションの資本家的解消策として相当な効果を発揮したという認識と確信を、財界・政府に強く与えたことは確かであろう。だが、民間部門に比べて官公部門は、高度成長下の安易な体質が何ら変わっていない。とくに国鉄労働組合はなお合理化・効率化—生産性向上に対して根強く抵抗・反発している。ここにメスを入れなければ、再びスタグフレーションに陥りかねない。財界・政府は、先進国病・スタグフレーション予防を意図して、行政改革推進に全力を上げたのである。

こうして、国鉄再建監

図1 労働分配率の国際比較

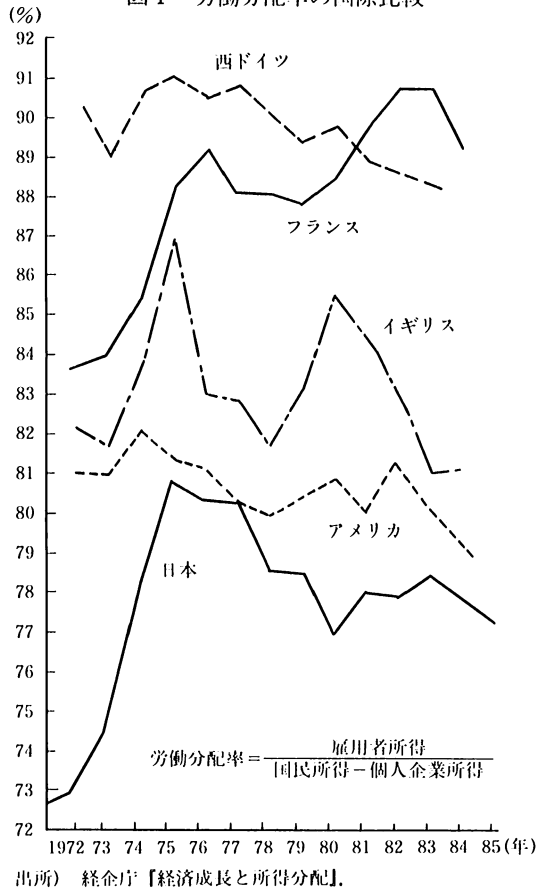


表1 アメリカと日本の生産性比較 (1987年)

	アメリカ	日本
原材料在庫	9カ月分	2カ月分以下
受注から引渡しまで ⁽¹⁾	5-6カ月	1-2カ月
不良品 ⁽²⁾	8-10%	1%以内
設備の平均寿命	17年	10年
労働者1人当り年投資額 ⁽³⁾	2,600ドル	6,500ドル
(1975年以降上昇率)	+25%	+90%

注) (1) 機械器具産業 (2) エレクトロニクス産業

(3) 1975年ドル価格

出所) *Business Week*, June 6, 1988, p.48.

理委員会は、「生産性を私鉄並みとする」ことを指標に——若干の「国鉄事業の特殊性を加味する」とはしているが——、1987年度首の国鉄在籍職員数約27万6000人を、約9万3000人削減して約18万3000人の「適正要員規模」にすることを提起し、現実これを推進したのである。

「生産性を私鉄並みとする」ための「適正要員」の算出は、在来線については「一定の線区ごとに、現業各部門の職員1人当たり生産性を私鉄（主として鉄道旅客事業を行なっている私鉄約60社）並みとする」こと、新幹線については、たとえば東海道新幹線について「国鉄在来線都市13区間と大手私鉄都市間5区間との生産性比較から4割の合理化を必要とするが、新幹線が装置産業であることの特殊性にかんがみ、その半分の約2割の合理化を行なうものとした」とされている。

しかし、このような「適正要員」の算出自体きわめて形式的であって、一方では全国にまたがる列車運行、他方では地方ローカル線をかかえた国鉄の特殊性や、主に大都市圏交通を主力とし都市集積のメリットを吸収している私鉄の特殊性をほとんど無視しているし、関連下請労働者の必要についても配慮されていない。私鉄の労働条件についても、労働協約上の休日さえとれず残業によってダイヤの運行を維持している状態であるし、安全輸送の確立上、車両、路線の点検・整備についても決して十分な要員を確保しているとはいえない（高木郁朗「大量首切りを前提とした『分割・民営化』」『労働経済旬報』[1985, 11上]）。明らかに「私鉄並み」ということが一人歩きして、机上の「適正要員」がはじき出され、しかも実際にそれに従って、いやそれ以上に要員の強引な削減が強行されたのである。

日本の国鉄は、財界あるいは「分割・民営化」を主張する人たちが強調するように「著しい非効率と高コスト」であったとは決していえない。山口孝氏の計算によれば、従業員1人当たり有形固定資産、同人件費でみると、国鉄は私鉄と比べてそれほどの遜色はないし、国鉄職員の高年齢を考慮し、特定人件費を除いてみれば、国鉄の方が人件費は低い。総資本回転率（営業収入／総資本）も大差ない。著しい差があるのは、売上高減価償却率と金利負担率であり、それは国鉄がもっぱら借金によって設備投資を行なってきたことに帰因するものといえよう（表2参照、山口孝「国鉄の財務会計制度と財政

再建の方策の研究』『明治大学商学論叢』第67巻第8号)。また、西欧各国の国鉄と対比してみれば、日本の国鉄の、職員1人当たり輸送量(労働生産性)は、群を抜いて高いし(表3参照)、職員の人件費比率は著しく低い(表4参照)。

こうしてみると、国鉄再建監理委員会による国鉄「分割・民営化」、「私鉄並み労働生産性」の実現は、公共交通としての「鉄道の未来を拓くために」合理的根拠をもって行なわれたというよりも、行政改革、何よりも効率化・合理化の推進のために、労使関係を民間大企業並みに転換させることに目標があった、そして何よりも「職員の意識改革」、「経営上の責任者及び職員が明確なコスト意識と利益目標」(再建監理委員会)を持つようにすることにあった、といえよう。

表2 国鉄と私鉄の収益性と生産性(1983年度)

	国鉄	私鉄
売上高減価償却率(%)	19.84	9.35
売上高人件費率(%)	71.41	35.38
(除特定人件費)(%)	49.02	—
売上高金利負担率(%)	33.05	13.76
(除整理勘定分)(%)	44.72	—
総資本回転率(回)	0.25	0.30
従業員1人当り営業収入(万円)	827	1,636
" 総資産(%)	3,239	5,434
" 人件費(%)	590	579
(除特定人件費)(%)	405	—
" 有形固定資産(%)	2,366	2,499

資料) 国鉄は「監査報告書」、私鉄は日経「経営指標」大手私鉄14社平均、ただし国鉄の従業員数はすべて期末を用いている。営業収入は補助金を除いている。

出所) 山口孝「国鉄の財務会計制度と財政再建の方策の研究」『明治大学商学論叢』第67巻第8号。

表3 各国国鉄の職員1人当たり輸送量(千人トンキロ)

	1965 (指数) ⁽¹⁾	1983 (指数)
イギリス	152 (120)	228 (180)
西ドイツ	237 (111)	350 (164)
フランス	295 (113)	475 (183)
日本	507 (126)	621 (154)

注) (1) 指数は1961年=100。

出所) 「国鉄監査報告書」1984年版。

表4 各国国鉄の人件費比率(1980年度)

	対営業経費	対営業収入	対運輸収入
イギリス	53	60	88
西ドイツ	68	77	119
フランス	58	63	102
日本	47	63	72

出所) 国際鉄道連合会編、国鉄外務部訳「世界各国鉄道統計」1980年度。

3 国鉄「経営破綻」の原因

財政危機“宣伝”の意味 第2臨調—行政改革の推進は、直接には1975年以後の赤字国債の累積に対し、財政再建を一般消費税の導入によって図ろうとした大平政権の政策が失敗したことを契機にしている。“財政危機”が、行革の背景にあったことは明らかである。同様に、国鉄「分割・民営化」についても、国鉄の財政破綻がその背景にある。しかし、第2臨調「答申」は、財政危機克服——“増税なき財政再建”を、行革推進の突破口あるいはテコとして位置づけた。国鉄「経営の破綻」も、同様に、「分割・民営化」推進のテコとして大宣伝されたのであった。

第2臨調第3次答申（基本答申）は、同第4部会の提起に即して、国鉄「分割・民営化」を打ち出したのであるが、「基本的考え方」において、次のように国鉄経営破綻をまず第1に取り上げている。すなわち、「国鉄は、……昭和39年度に欠損を生じて以来、その経営は悪化の一途をたどり、昭和55年度にはついに1兆円を超える欠損となった。／この間、国からの助成は年々増大し、国家財政の大きな負担となっている。今後とも欠損は増大していくことが確実視されており、今や国鉄の経営状況は危機的状況を通り越して破産状況にある」と。この基本答申を受けて設置された国鉄再建監理委員会は、『国鉄改革に関する意見』の第1章「国鉄改革についての基本認識」の冒頭で「国鉄経営は危機的状況にある」と表題にかかげ、「ここ20年間にわたり経営状態は悪化の一途をたどっている。／最近の状況を見ると、昭和60年度における実質的な赤字額は単年度で2兆3千億円という膨大な額に上る見込みであり、これは毎日63億円近くの赤字が増加していく勘定となっている。／さらに、借金の残高も昭和60年度末には実に23兆6千億円もの巨額に達すると見込まれ、民間会社なら既に破産した状態となっている。また、昭和60年度予算では、2兆5千億円という巨額の借金をしても、過去の借金の返済に1兆円、さらに利子の支払に1兆3千億円と元利合計が2兆3千億円にも及び、まさにサラ金地獄に陥っている」といっている。

国鉄財政に対する「国からの助成は年々増大し、国家財政の大きな負担となっている」（基本答申）というのは、決して正確な指摘とはいえない（後述 p. 475-477参照）。だから、基本答申は「国鉄の膨大な赤字はいずれ国民の

負担となる……」として、国民に対し国鉄赤字の負担が重くなると、その意識に訴えようとしているのである。「国鉄問題を解決する前提は、利用者国民に対し高負担か、それともサービスの切り下げかの選択を広めることにはほかならない」（三塚 [1984] p. 51）という考えに、国民世論を同調させること、そこに国鉄財政破綻を強調する理由があったのである。「高負担か、それともサービスの切り下げか」という二者択一の方途しかないことが、なぜそうなのか根拠を何ら示さないうまま、頭から前提されている。

国鉄再建監理委員会の『国鉄改革に関する意見』は、前掲文章に続いて「このような膨大な額の借金を続けていくことにはおのずから限界があり、このまま推移すれば早晚、人件費などを支払うための資金の調達も困難となって、列車の運行など事業の運営にまで重大な支障が生じることが危惧される」と、「サービスの切り下げ」どころか、国鉄事業自体が困難になると、ほとんど国民を恫喝するに等しい言い方をしている。「民間会社なら既に破産した状態」でありながら、しかし鉄道がなお重要な役割を果たしている、とするならば、借金が累増した原因は何かを十分解明し、それをいかにしたら減少できるか——借金の棚上げや政府助成の増大を含めて——を検討しなければならないはずであろう。国鉄の経営破綻—借金累増から、いきなり「列車の運行など事業の運営にまで重大な支障が生じる」というのはまったく短絡した主張である。

国鉄の経営破綻、事業運営の困難という主張は、明らかに国鉄「分割・民営化」を推進、強行するためのテコとして強調されたのである。ということは、それは、国鉄経営破綻自体の解決が「分割・民営化」の目標ではなく、国鉄の赤字を、労働者の犠牲（要員削減と労働強化）と、国民への犠牲（不採算部門の切り捨てと負担の強要）によって処理せんがための口実として主張された、といわざるをえない。

再建監理委員会の「認識」 国鉄は、第2次大戦直後1945～48年まで国営企業であったが、49年12月に制定された「日本国有鉄道法」によって、公社＝公共企業体に移行する。公社化前の経営は赤字であったが、公社移行後63年度までは経営黒字を維持した。しかし、公社移行にさいし、49年の「定員法」によって約10万人の定員削減が強行されたことを忘れてはならない。

表5 国鉄経営

項目 \ 年度	1963	64	65	66	67	68	69	70	71	72
営業収入	5,687	6,002	6,341	7,939	8,561	9,165	10,440	11,457	11,782	12,443
指数	100	106	111	140	151	161	184	201	207	219
旅客収入	3,384	3,697	4,121	5,484	5,916	6,434	7,602	8,463	8,596	9,216
100	109	122	162	175	190	225	250	254	272	
貨物収入	2,115	2,090	1,982	2,200	2,361	2,393	2,449	2,544	2,501	2,395
100	99	94	104	112	113	116	120	118	113	
雑収入	188	215	237	255	284	283	307	327	393	432
100	114	126	136	151	151	163	174	209	230	
助成金受入	—	—	—	—	—	54	83	122	292	399
100	—	—	—	—	—	100	154	226	541	739
営業経費	5,144	6,326	7,571	8,547	9,508	10,526	11,763	13,006	14,207	15,944
100	123	147	166	185	205	229	253	276	310	
営業費	4,082	4,843	5,396	6,049	6,743	7,468	8,426	9,464	10,566	11,758
100	119	132	148	165	183	206	232	259	288	
人件費	2,293	2,735	3,090	3,468	3,849	4,328	4,970	5,728	6,452	7,216
100	119	135	151	168	189	217	250	281	315	
物件費	1,790	2,108	2,306	2,582	2,894	3,140	3,456	3,735	4,114	4,542
100	118	129	144	162	176	193	209	230	254	
利子及び債務	252	386	646	835	1,012	1,195	1,383	1,522	1,632	1,983
100	153	256	331	402	474	549	604	648	787	
取扱諸費	100	153	256	331	402	474	549	604	648	787
減価償却費等	810	1,097	1,529	1,663	1,752	1,862	1,955	2,020	2,010	2,204
100	135	189	205	216	230	241	249	248	272	
営業外損益	30	23	0	7	5	17	7	32	83	86
本年度純損益	574	△300	△1,230	△601	△941	△1,344	△1,316	△1,517	△2,342	△3,415
一般純損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(一般損失相当額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(特定年金損失相当額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(東北・上越新幹線資本費相当額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定退職手当純損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利益積立金又は繰越欠損金	1,595	1,295	65	△536	△1,477	△2,821	△4,137	△5,654	△7,996	△11,411
(一般繰越欠損金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(特定退職手当繰越欠損金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長期負債合計	6,890	8,313	11,102	13,689	16,435	19,306	22,491	26,037	30,871	37,191
100	121	161	199	239	280	326	378	448	540	
工 事 経 費	2,834	2,514	3,237	3,283	3,507	3,804	3,767	3,684	3,964	5,048
(工事負担金及び建設関連利子を除く)	100	89	114	116	124	134	133	130	140	178

注) (1) 1976年度の繰越欠損金9742億円は、1975年度の繰越欠損金3兆1610億円から、特定債し引き、1976年度の純損失9141億円を加えたものである。

(2) 1980年度の繰越欠損金1兆1788億円は、1979年度の一般繰越欠損金3兆3463億円から、を差し引き、1979年度の特定退職手当繰越欠損金1704億円と1980年度の純損失1兆84億出所) 【国鉄監査報告書】1984年版。

成績の推移

(単位：億円)

73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	
13,791	15,714	18,209	19,931	23,690	25,702	29,021	29,637	31,730	33,130	32,989	33,898	
243	276	320	350	417	452	510	521	558	583	580	596	
9,922	11,252	13,151	15,290	18,237	19,499	21,550	22,424	24,035	25,415	25,797	27,504	
293	333	389	452	539	576	637	663	710	751	762	813	
2,381	2,405	2,415	2,779	3,070	3,095	3,540	3,296	3,114	2,794	2,415	1,985	
113	114	114	131	145	146	167	156	147	132	114	94	
549	578	665	714	797	888	968	1,025	1,154	1,284	1,394	1,538	
292	307	354	380	424	472	515	545	614	682	741	818	
938	1,479	1,978	1,148	1,586	2,219	2,964	2,891	3,428	3,638	3,383	2,871	
1,737	2,739	3,663	2,126	2,937	4,109	5,489	5,354	6,348	6,737	6,267	5,317	
18,407	22,329	27,444	29,156	32,147	32,714	37,446	39,643	43,254	47,749	51,401	52,091	
358	434	534	567	625	675	728	771	841	928	999	1,013	
13,838	17,226	20,590	22,943	24,929	26,512	28,183	30,901	33,037	34,466	35,740	35,318	
339	422	504	562	611	649	690	757	809	844	876	865	
8,618	10,335	12,663	13,968	15,302	16,567	17,303	18,587	20,072	20,574	21,141	20,939	
376	451	552	609	667	723	755	811	875	897	922	913	
5,220	6,891	7,927	8,974	9,627	9,945	10,880	12,313	12,965	13,892	14,599	14,379	
292	385	443	501	538	556	608	688	724	776	816	803	
2,278	2,698	4,055	3,160	4,019	4,777	5,525	4,764	6,030	7,989	9,785	10,926	
904	1,071	1,609	1,254	1,595	1,896	2,192	1,890	2,393	3,170	3,883	4,336	
2,292	2,405	2,800	3,053	3,198	3,425	3,738	3,978	4,188	5,294	5,875	5,847	
283	297	346	377	395	423	461	491	517	654	725	722	
73	107	88	85	118	145	207	78	665	841	1,808	1,689	
△ 4,544	△ 6,508	△ 9,147	△ 9,141	△ 8,339	△ 8,867	△ 8,218	△ 10,084	△ 10,859	△ 13,778	△ 16,604	△ 16,504	
-	-	-	-	-	-	△ 8,099	△ 7,282	△ 8,300	△ 8,221	△ 10,831	△ 12,727	△ 12,716
-	-	-	-	-	-	(△ 6,922)	(△ 5,974)	(△ 6,816)	(△ 6,372)	(△ 6,389)	(△ 6,424)	(△ 5,768)
-	-	-	-	-	-	(△ 1,177)	(△ 1,308)	(△ 1,484)	(△ 1,848)	(△ 2,247)	(△ 2,752)	(△ 3,283)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	(△ 2,196)	(△ 3,551)	(△ 3,665)	
-	-	-	-	-	△ 768	△ 936	△ 1,784	△ 2,638	△ 2,947	△ 3,877	△ 3,788	
△ 15,955	△ 22,463	△ 31,610	△ 9,742	△ 18,082	△ 26,949	△ 35,167	△ 11,788	△ 22,647	△ 36,425	△ 53,029	△ 69,533	
-	-	-	-	-	△ 26,181	△ 33,463	△ 8,300	△ 16,520	△ 27,352	△ 40,079	△ 52,795	
-	-	-	-	-	△ 768	△ 1,704	△ 3,488	△ 6,127	△ 9,073	△ 12,950	△ 16,738	
43,679	55,381	67,793	54,582	68,866	84,619	101,492	90,770	108,294	127,235	146,611	165,048	
634	804	984	792	1,000	1,228	1,473	1,317	1,572	1,847	2,128	2,395	
7,103	6,846	7,067	6,631	7,870	10,295	10,197	10,070	10,185	8,886	7,513	6,493	
251	242	249	234	278	363	360	355	359	314	265	229	

務整理特別勘定に移し替えた額 2 兆5404億円及び資本積立金を減額して整理した額5604億円を差

特定債務整理特別勘定に移し替えた額 2 兆8220億円及び資本積立金を減額して整理した5243億円
円を加えたものである。

1955年以後の高度成長に対応して、国鉄には輸送力増強が要請され、57～61年にわたる「国鉄近代化5カ年計画」（当初計画5986億円、4年で打ち切り）が実施される。59年からは、当初計画1735億円（うち世銀借款8千万ドル＝約288億円）で、東海道新幹線工事が開始される。さらに、池田内閣による所得倍增計画の一環として、61～65年にかけての第2次5カ年計画が策定、実施される（当初計画9750億円、実績1兆3491億円）。その重点は「東海道新幹線の増設を含む主要幹線の線路増設で、車両増備を主眼とした輸送力の増強及び輸送方式近代化」におかれたが、国の公共事業投資の重点は、道路建設の拡張におかれ、国鉄には、出資額89億円（60～70年の間まったく増額されず）のほか、新線建設に係るわずかな補助（前年度分の利子相当額の補助＝1961年法律117号、表5および後掲表7の注(1)参照）が行なわれたのみで、借金による投資が要求されたばかりか、設備能力を越えた輸送力増強が要請されたため、三河島（62年5月）、鶴見（63年11月）の重大事故が発生するという状況であった。しかも1964年度から国鉄経営は赤字（純損益300億円）に陥った。64～70年度までは、なお減価償却後の赤字であったが、71年度からは償却前赤字となり、その後、国鉄のJR移行（87年4月）に至るまで、何度かの再建計画（後掲表11参照）にもかかわらず、赤字は解消されることなく年々増大していったのである（表5参照）。

国鉄“再建”を検討するには、何よりもこの経営赤字の原因を徹底的に明らかにしなければならない。国鉄再建監理委員会は、この赤字の原因、「経営破綻」の原因を、どうとらえたのか。

「国鉄の経営が破局的な状況に立ち至った基本的背景としては、……他の交通機関が急速に発達し、国鉄中心のそれまでの輸送構造に大きな変化が生じたことが挙げられる。そしてこのような鉄道事業を取り巻く環境の変化にもかかわらず、国鉄はこれに即応した経営の変革や生産性の向上が立ち遅れるなど時代の変化に的確に対応できなかった。このことが、今日の国鉄経営の破綻をもたらした最も大きな原因である」と再建監理委員会はいつている。そしてこのような「輸送構造」の変化への対応が遅れた理由は、「現行の経営形態そのものに内在する構造的な問題、すなわち、公社という制度の下で巨大組織による全国一元的な運営を行ってきたことにある」という認識を

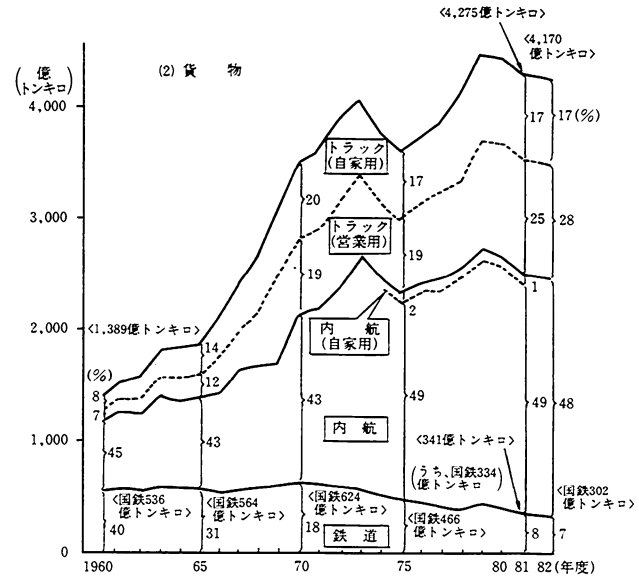
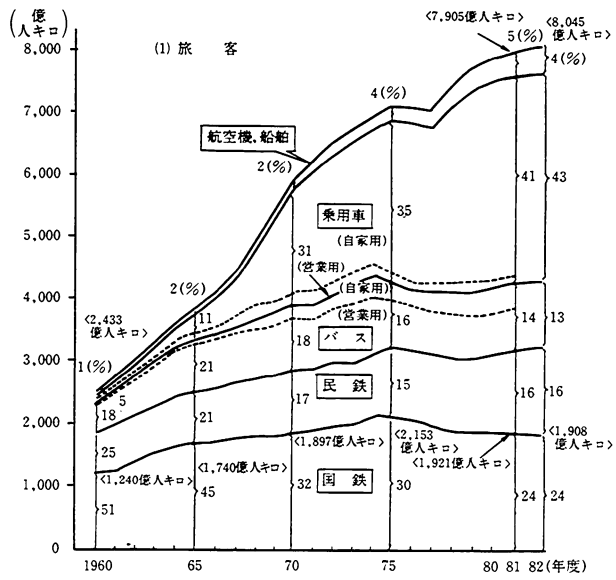
持つに至った」という。と同時に、「総合交通体系」——「マイカー、トラック等の交通機関に対して、政府が直接規制するなど輸送構造そのものを国鉄中心の形に再構築していくための政策措置を講じる」——に対して、再建監理委員会は、「望ましい交通体系の形成は、各交通機関の競争と利用者の自由な選択が反映されることを原則とすべき」である、というのである。

たしかに、国鉄の輸送シェアは、旅客については、とくに乗用車のシェア拡大によって、1960年度の51%から82年度には24%に低下し、貨物については、内航海運とトラック輸送の増大によって、国鉄の輸送シェアは60年度の40%から82年度にはわずかに7%に低下してしまった（図2参照）。その意味では、国鉄は変化への対応に遅れた、といってよい。しかし、それは、果たして公社制度の下での全国一元的な運営という「構造的問題」にただちに帰せられるのであろうか。そして、「望ましい交通体系の形成は、各交通機関の競争と利用者の自由な選択」によって行なわれうるものであろうか。さらに再建監理委員会の“認識”を検討しよう。

再建監理委員会は、まず「公社制度の問題」として、①外部からの干渉、②経営の自主性の喪失、③不正常的な労使関係、④事業範囲の制約、を指摘している。そしてさらに「全国一元的組織の問題」として、①経営管理の限界を越えていること、②画一的な運営、③不合理な依存関係、④競争意識が働かないことを、指摘する。すでに述べたように、公社制度であることから来るとされる「不正常的な労使関係」、さらに「全国一元的組織」から来るとされる「経営管理の限界」——というよりも、ここでも「職員の企業に対する帰属意識」の「希薄」や「職場……規律の乱れ」が指摘されていることから明らかなように、内容的には労務管理・労使関係の正常化を問題としている——に対し、民間大企業並みにするところに「分割・民営化」の最大の狙いがあったのであるが、「公社制度の問題」「全国一元的組織」から来る問題の指摘も、本来必ずしもそこに帰因するとはいいえない問題をそれに帰着させ、とにかく公社形態の転換と「分割・民営化」にしか解決はありえないことを強引に理屈づけようとするものとなっている。

たしかに、公社制度であることによって、国鉄には「外部からの干渉」が行なわれてきた。しかし、「外部からの干渉」とは再建監理委員会のように

図2 輸送機関別輸送量の推移



出所 『国労統計ハンドブック』1986年版。

「過度の国民の期待」ということではすまされない。「我田引鉄」といわれるように、国鉄は集票の手段として、政治家に、そして政権政党に利用されてきた。そこにメスが入られねばならない。しかも、三塚氏できえも、「設備投資にともなう借金」による利子負担が、赤字の1大原因であることを指摘していた（三塚 [1984] pp. 119-120）のであるが、再建監理委員会は、唯一運賃が低く抑えられていたことに、その原因を帰してしまう。なぜ設備投資に伴って借金が増大したかにはまったくふれていない。したがって当然のことながら、国鉄に借金による設備投資を強要した国と財界の責任については一切ノーコメントということになってしまう。

たしかに国鉄経営陣の官僚主義的体質や官僚内のいわゆる学士制度（大野光基 [1986] 参照）が、交通需要構造の変化や地域の交通ニーズへの対応を遅らせた、とあってよい。しかしこの官僚主義的体質も、政権政党と官僚層との癒着、政権政党、財界の干渉に帰因するものであって、必ずしも公社形態自体に基づくものとはいえない。したがって「分割・民営化」してみても、そこにメスが入られない限り、経営陣の官僚主義的体質は変わるはずはない。

再建監理委員会は、地域の交通ニーズに対応した交通体系の形成は、民営化による競争と事業の地域「分割」によってしか行なわれないのであり、全国一元経営の下での分権化では対応しえないという。その理由は、全国一元経営では、「運賃の決定権や、賃金、労働時間等の労働条件の決定権、主要人事の任免権、基本的施設に関する投資の決定権など事業経営にとって最も重要な要素を本社に留保せざるを得なくなる」からだ、という。しかし、地方の交通ニーズに即した交通体系の形成は、公社制度の下でも、たとえばイタリアで行なわれているように、地域の利用者を含めた経営者、労働組合、あるいは地方自治体等の参加による委員会等によって可能なのであり（鎌倉 [1980] pp. 408-413）、そのことと賃金・労働時間などの労働条件、運賃、重要施設の投資の決定権の中央管理とは必ずしも矛盾するものではない。全国一律運賃、全国一律労働条件等の問題は、事業の採算、収益に関わること——つまり価値視点——であって、地域の交通需要への対応、不対応に関わること——つまり使用価値視点——ではない。

再建監理委員会は、上述したように採算・収益を原理とする民営の下での、地域分割による競争が、望ましい交通体系を形成するものと頭から前提している。地域別運賃や賃金・労働条件の地域並み水準への引き下げをいうのも、採算と収益性を、競争による刺激を通した効率性の追求によって確保しようという観点に立った主張である。逆にいえば、地域住民の移動権保障にとっていかに鉄道事業が必要でも、不採算であり、利潤がえられなければ切り捨てて構わないということだし、また巨大な資本力を持つひとにぎりの鉄道資本が、弱小交通資本を淘汰し、事業を独占的に支配しても構わない、ということである。つまり、国鉄を私鉄並みにというのは、国鉄の公共的性格を失わせ、利潤がえられる大都市内、都市間および都市と観光地、あるいは自らが開発した郊外住宅地を結ぶ私鉄のように転換させようということである。一体これが公共事業としての国鉄の再生・再建になるのであろうか。

再建監理委員会は、「民間企業においては、経営者は経営上の重要事項について自ら決断し、また自らの力で事業を維持し、発展させるためにあらゆる努力を傾注する。そしてその成果に対してはすべての責任を負うのが通常である」とか、「国鉄の事業と基本的に異なる鉄道事業を、数多くの民間鉄道事業者が健全に経営している現実に目を向ける必要がある」としている。たしかに利潤原理を基準とした私鉄は、そういう要素が基本である。しかし、再建監理委員会の理解は、明らかに公共事業＝悪、民間企業＝善という考えであり、民間私鉄が、不採算を理由に60～70年前半にいかに鉄道事業から数多く撤退したか（表6参照）、さらに70～80年代にバス事業からも撤退していったか——それが地域住民の足としていかに必要でも——については、まったくふれようとしないし、私鉄バス事業に代わってこれが市町村営—自治体経営として存続されていること（1980年9月現在、市町村営による「代替バス」運営は、144市町村、349系統、5523キロに及んでいる。全運輸労組編[1982]）、さらに私鉄でも公共性を維持する限り、優遇措置や公的助成が不可欠であることには一切目をとざしている。すなわち、都市圏の私鉄投資には、日本開発銀行からの低利融資——たとえば安全防災対策工事・輸送力増強工事には、融資比率50%、利率7.1%（それは資金運用部からの借入れ利率のままである）——が行なわれ、複線化工事に関連する立体交差化・高架

表6 地方中小鉄道の路線廃止状況

	合 計	一 部 廃 止		全 部 廃 止	
		事業者数計	営業キロ計	事業者数計	営業キロ計
1965-69	555.3	32	287.1	14	268.2
1970-74	690.9	27	324.1	24	366.8
1975-79	72.7	2	15.3	6	57.4
1980-82	26.0	3	26.0	0	0.0
	1344.9		652.5		692.4

注) 1982年度現在の地方中小私鉄(地方交通区分に属するもので貨物鉄道と路面電車を除く)の営業キロは1587.6キロ, 55事業者である。

出所) 運輸省鉄道監督局民営鉄道部監修「数字でみる民鉄」1984などより(ただし, 1965年度分のみ【運輸省三十年史, 第2次稿 第四編 昭和40年代の運輸行政】p. 209)。

化工事の費用の93%は, 国と自治体の補助で行なわれ, 踏切保安設備についても, その設備整備費の2分の1を国が, 3分の1を地方自治体が補助しているし, 地方鉄道軌道整備費についても, 国が欠損補助として補助金を交付している(桜井徹「国鉄〈分割・民営化〉論と私鉄経営」総評『調査月報』1985年5月)。

私鉄でさえ, 公的助成, 補助が不可欠なのであるが, 再建監理委員会は国鉄に対し一体どれだけの国の補助が行なわれてきたのか, 道路, 港湾, 空港と比べてそれがどの程度なのかについても, まったくふれようもしない。それではおよそ, 各交通機関間の競争条件や国鉄の輸送シェアの低下の原因についても, ほとんど明らかにはしえないであろう。

再建監理委員会は, 「分割・民営化」しかないことを大前提にして, 国鉄「経営破綻」の原因を, ひたすら「公社形態」と「全国一元的組織」に押しつけてしまったのである。

「経営破綻」の真の原因——再建計画失敗の根拠はどこにあったか 国鉄経営状況をみると(表5参照), 1963年度を100として1984年度には, 営業収入は596, 営業経費は1013, うち営業費は865となっており, 当然損失が拡大した。やや立ち入ってみると, 営業収入中旅客収入は1984年度指数813とほどほどに増大しているが, 貨物収入が94と逆に減少しており, 貨物収入の減少が経営悪化の大きな原因とみることができる。政府助成金受け入れは, 1968

表7 国鉄に対する国

項目	年度	1949 ~67	68	69	70	71	72	73	74
一 般 勘 定									
(政府出資等)									
政 府 出 資		89	—	—	—	35	656	1,950	1,130
無利子無期限貸付金		20	—	—	—	—	—	—	—
新線建設費補助(1)		31	—	—	—	—	—	—	—
計		140	—	—	—	35	656	1,950	1,130
(損益勘定)									
工 事 費 補 助 金		—	54	70	83	230	320	701	905
財政再建債利子補給金(2)		—	—	13	39	62	78	193	305
特別利子補給金(2)		—	—	—	—	—	—	44	268
臨時補給金		—	—	—	—	—	—	—	—
地方交通線特別交付金		—	—	—	—	—	—	—	—
地方バス路線運営費補助金		—	—	—	—	—	—	—	—
大都市交通施設運営費補助金		—	—	—	—	—	—	—	—
合理化促進特別交付金(3)		—	—	—	—	11	7	4	3
特別退職手当補給金		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	54	83	122	303	405	942	1,481
(資本勘定)									
特別施設整備費補助金(4)		—	—	—	—	—	—	—	—
防災事業費補助		—	—	—	—	—	—	—	—
地方交通線特別貸付金		—	—	—	—	—	—	—	—
整備新幹線建設調査費補助金		—	—	—	—	—	—	—	—
磁気浮上方式鉄道技術開発費補助金		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—
特定債務整理特別勘定									
財政再建利子補給金		—	—	—	—	—	—	—	—
財政再建貸付金		—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		140	54	83	122	338	1,061	2,892	2,611

注) (1) 新線建設費補助とは、日本国有鉄道新線建設補助特別措置法(1961年法律第117号)の範囲内で補助されていたものである。

(2) 損益勘定の財政再建債利子補給金及び特別利子補給金は、1975年度限りで廃止された。

(3) 合理化促進特別交付金には、運輸省予算における営業線廃止補償交付金を含む。

(4) 特別施設整備補助金は、1977年度については大都市交通施設整備費補助金であり、施設緊急整備費補助金及び貨物合理化施設費補助金等の合計額である。また、貨物合1984年度限りでそれぞれ廃止された。

(5) 1949年度より84年度までは実績であり、1985年度は予算を示す。

出所) 【国鉄監査報告書】1984年版。

の財政措置状況

(単位：億円)

75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85 (子算)
700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,136	976	1,102	1,305	1,421	1,436	1,643	1,606	1,674	1,574	1,353
416	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
426	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	177	471	610	—	—	—	—	—	—
—	172	276	337	765	1,170	1,264	1,250	1,155	857	698
—	—	11	14	16	18	21	23	25	26	26
—	—	20	23	30	30	31	28	29	26	28
1	2	1	32	21	37	37	37	38	29	11
—	—	—	38	101	201	432	693	463	358	305
1,969	1,150	1,587	2,219	2,964	2,891	3,428	3,638	3,383	2,871	2,421
—	—	169	311	380	288	327	87	78	49	40
—	—	—	87	99	97	97	95	90	81	90
—	—	214	319	225	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	19	18	19	11	8	13	14
—	—	—	—	1	10	6	7	3	3	3
—	—	383	716	725	413	449	200	178	146	147
—	1,850	1,806	1,759	1,709	3,457	3,457	3,457	3,457	3,457	3,457
—	591	635	682	732	—	—	—	—	—	—
—	2,441	2,441	2,441	2,441	3,457	3,457	3,457	3,457	3,457	3,457
2,679	3,590	4,410	5,376	6,130	6,761	7,334	7,294	7,018	6,474	6,025

により、1961年度ないし65年度までの間、建設線の資金に関し、前年度分の利子相当額を子算

1978年度以降については大都市交通施設整備費補助金、踏切保安施設整備費補助金、列車衛生
 理化施設費補助金については、1981年度限りで、列車衛生施設緊急整備費補助金については、

年度から開始されているが、当初の金額がわずか（54億円）であることから、84年度指数5317となっている。他方、営業経費中、人件費・物件費の増大は必ずしも大きいとはいえないが、利子及び債務取扱諸費がなんと84年度指数4336、実額1兆926億円と著しく増大している。長期負債は、80年度に2兆8220億円を特定債務整理特別勘定に移し替えたが、63年度の6890億円から84年度16兆5048億円と激増（同年度指数2395）している。

こうしてみると、国鉄「経営破綻」の第1の原因は、巨額な債務の累増とそれによる利子負担の増加にある。利子及び債務取扱諸費は、83年度純損失中の58.9%、84年度66.2%に及んでいる。1984年度末国鉄の長期債務合計は、21兆8269億円とされているが、その内訳をみると、設備増強・改良工事等のための借金が9.7兆円、減価償却費相当の借金4.5兆円、運営資金不足による借金（償却前赤字相当）7.9兆円となっており、設備投資等に充当した借金が14.2兆円に達している（84年度末見込み、国鉄「経営の現状と改善の方向」1984年12月）。戦後の全期間を通した国鉄投資額14兆6700億円（建設関連利子を除く）中、自己資金8200億円、政府出資4500億円、助成金2500億円に対し、13兆1500億円が借金で賄われている。

国有鉄道でありながら国鉄に対する政府出資は70年度までわずか89億円、71～75年度まで若干増加したが、84年度で合計4560億円にすぎない（表7参照）。国の助成も68年以降若干増大したが、損益勘定における工事費補助金、地方交通線特別交付金、資本勘定における特別施設整備費補助金等のほか、利子補給金という後向きの助成に偏しており（同上）、設備投資中の政府助成（資本勘定）は、80年度でわずか4.1%、82年度2.3%、83年度2.4%と、助成額も、その割合も減少している（表5の「工事経費」と表7の「資本勘定」補助金の比率）。

このような国鉄の設備投資に対する政府の出資および補助の状況は、他の交通施設投資への公的助成と比べて異常に低い。すなわち、公的助成の設備投資中の比率は、道路70.2%、港湾84.5%、空港34.9%（1980年度＝表8参照）である。こうして国鉄に対しては、経済成長に伴う輸送力増強に対応する設備投資、不況下においては鉄鋼、土木・建設部門への需要創出策としての設備投資が要請されながら、政府が当然負担すべき設備投資資金を負担せ

ず、独立採算制を採る公共企業体であることを逆用して、借金による投資に委せたのであり、政府資金による交通施策投資は、圧倒的に道路投資に、そして港湾、空港投資に振りむけられたのである。

西欧諸国の国有鉄道も多かれ少なかれ経営赤字を出しているが、日本の国鉄と比べると繰越欠損、債務残高はわずかである(表9参照)。イギリス、フランス、

西ドイツ国鉄の営業規模は、日本とそれほど変わらないし、人口密度が高く、労働時間が長いという条件の下で、日本国鉄は、労働生産性は西欧国鉄よりはるかに高く(前掲表3)、人件費比率ははるかに低い(同表4)ことを考えれば、日本の経営赤字、債務累積の異常さは、労働者の働きが悪く、賃金が高いことに基づくものとはいえない。それは、主として政府補助の違いに基づいている。西欧国鉄に対する政府補助は、補償金として行なわれ、軌道等固定施設の提供・維持は政府の責任において補償され、社会的性格の強い短距離、ローカル旅客輸送、社会政策的施策や年金・恩給に対しても、政府の補償が行なわれているばかりでなく、欠損に対しては単年度補償(西ドイツの場合、実際には欠損は政府の責任で1~2年後に処理されている)が行なわれている(表10参照)。国鉄に対する財政援助の割合も、いずれも日本よりはるかに高く(表11)、80年代当初の不況と財政危機の中でも、公共交通としての国鉄事業を維持する上に、国家の援助が確実に確保されているのである(鎌倉 [1986], pp.148-159参照)。

かりに日本の国鉄についても、西欧国鉄で現に実施されているような政府補償が行なわれたならば、債務累増、利子急増による「経営破綻」は生じな

表8 交通施設投資の公的助成(1980年度)

	設備投資額 億円	公的助成 億円	比 率 %
国 鉄	10,070	413	4.1
道 路	55,440	38,937	70.2
港 湾	3,145	2,659	84.5
空 港	2,793	974	34.9

出所) 『運輸白書』1981年度版。

表9 各国国鉄の繰越欠損と債務残高
(1983年度末) (単位:億円)

項目	国別 イギリス	西ドイツ	フランス	日 本
繰越欠損	914	7,707	7,627	106,250
債務残高	2,454	31,078	18,989	199,833

注) 各国鉄の営業報告書による。
出所) 『国鉄監査報告書』1984年版。

表10 各国国鉄の経営収支と

項目	イギリス鉄道公社	ドイツ連邦
〈国鉄収支〉		
収 入	12,091	26,190
運輸収入	8,563	17,007
補償金等	※ 3,528	※ 9,183
支 出	12,061	29,830
支出控除(別掲)	(91)	
損 益	3C	△ 3,640
〈財政助成〉		
一般財政助成	○補償金 ※ 3,528 ・公共輸送義務に対する補償	○補償金 ・鉄道近距離旅客輸送に対する補償 ・社会政策運賃による鉄道遠距離旅客輸送に対する補償
	○支出控除助成 91 ・踏切の保守に対する補助 76 ・研究、開発補助金 15	・協同一貫輸送に対する補償 ・その他の営業補償 ・踏切の保守運営に対する補償 ・増資公債の利子補給 ・戦災復旧関係債務の利子補給 ・生徒の輸送(道路輸送)等に対する補償
	小 計 3,619	○欠損補てん金 ○設備投資補助金 小 計
年金負担金等助成	○年金負担金 302	○年金負担金等 ・恩給・年金に対する補償 ・結核対策補償
合 計	3,921	

出所) 国鉄外務部調査資料、国鉄労働組合「国労統計ハンドブック」1986年版。

政府助成の状況 (1983年度)

(単位: 億円)

鉄 道	フ ラ ン ス 国 有 鉄 道	日 本 国 有 鉄 道		
	19,621	34,902		
	13,457	31,519		
	※ 6,164	※ 3,383		
	22,533	51,506		
	△ 2,912	△16,604		
※ 5,116	○ 補 償 金	※ 6,164	○助成金 (損益)	※ 3,383
3,247	・強制運賃割引等に対する補償	1,460	・工事費補助金	1,674
78	・地方旅客輸送に対する補償	1,022	・地方交通線特別交付金	1,155
	・パリ郊外輸送に対する補償	437	・合理化促進特別交付金	38
117	・特別サービス契約 (国防郵便等) に対する補償	58	・地方バス路線運営費補助金	25
45	・基礎施策費用に対する補償	3,187	・大都市交通施設運営費補助金	29
437	○資本助成	695	・特別退職手当補給金	463
33			○助成金 (資本)	178
1,023			・特別施設整備費補助金	78
136			・防災事業費補助金	90
505			・整備新幹線建設調査費補助金	8
3,084			・磁気浮上方式鉄道技術開発費補助金	3
8,705	小 計	6,859	○財政再建利子補給金	3,457
※ 4,067	○年金負担金	3,824		
4,065				
2				
12,772		10, 683		7,018

表11 国鉄に対する財政援助の割合

	国鉄収入(補償金を除く)に対する比率(%)		国家歳出に対する比率(%)	
	1980年度	1983年度	1980年度	1983年度
イギリス	35.8	45.8	0.9	1.1
西ドイツ	75.8	75.1	5.9	5.1
フランス	66.5	79.4	3.5	3.5
日本	24.9	22.2	1.5	1.39

出所) 『国鉄監査報告書』1984年版。

の特定人件費、地方交通線の欠損、借金による設備投資に伴う資本費等合計2兆685億円が、政府によって補償されていたならば、同年度の助成金(3383億円)を控除しても、欠損は生じないと算定している。国鉄「経営破綻」は明らかに政府の道路優先の公共投資政策と国鉄投資に対する無責任に主な理由がある。

第2に、たしかに貨物輸送のシェア縮小と貨物収入の激減が、国鉄「経営破綻」の1原因となっている。貨物部門の赤字は、1980年度6475億円で、国鉄赤字全体の64%を占めている。貨物輸送は、地方貨物駅廃止、集約化、ヤード廃止による拠点間直行輸送方式への転換という縮小合理化によって赤字解消が図られたが、83年度でもなおその赤字は増大(7451億円)し、国鉄赤字中の比率も49.5%を占めている。

上述したように、貨物輸送の赤字は、国鉄の貨物シェアの激減によって生じているが、それは、産業構造の変化、エネルギー構造の変化(石炭→石油、木材の外材輸入等)によるところが大きい。同時に道路の拡張によるトラック輸送の激増が決定的原因である。それは、主要には自動車生産の増大に伴う道路建設の拡張を、しかも大半は国の資金負担で推進するというモータリゼーション促進策によるものといえよう。国鉄が設備投資のほとんど大部分を借金で賄わざるをえないのに対し、トラック等自動車輸送は比較的わずかな自己負担で輸送できるという有利な条件をもった。要するに、競争基盤の平等化が決定的に欠如していたのである。その上、中小トラック輸送業者の過度な競争による輸送労働者の過酷・非人間的長時間・連続労働、過積み輸送による徹底的コスト切り下げが、トラック輸送シェアを著しく拡

かったことは明らかである。山口孝氏(前掲論文)は、1983年度の純損失1兆6604億円に対し、学生・通勤、障害者割引などの公共負担、戦後社会政策的に国鉄が引き受けた人員の退職から生じた特定年金損失、特定退職手当など

大きせた。再建監理委員会のいう「各交通機関の競争と利用者の自由な選択」による交通体系の形成とは、現実には過酷な競争に打ち勝つための非人間的労働と低賃金をもたらすものなのである。

いずれにせよ、上述第1の原因が国鉄貨物輸送赤字の主要な要因だったのであるが、これには何らの対策も講じられることなく、一方では不採算路線・輸送のスクラップ化、他方では大企業製品の大量・定型・拠点間直行輸送におけるコスト割れ（原価の3分の1）、割引輸送が行なわれることによって、その赤字はまったく解消されえなかつたのである。

第3に、再建監理委員会のいう全国一元的組織ゆえのいわゆる内部補助についてどう考えるべきか。1980年度でみると、旅客輸送の原価2兆5992億円、収入2兆2651億円で、3341億円の赤字であるが、内訳をみると新幹線2983億円の黒字（営業係数59）、在来線が6324億円の赤字である。在来線の中で地方交通線を見ると、4072億円の赤字であり、地交線特別交付金1170億円を差し引くと、2902億円の赤字となる（営業係数446）。ということは、在来幹線系の赤字が地交線よりはるかに大きいのである。新幹線の黒字がある程度在来線の赤字をうずめている形になっているが、再建監理委員会が指摘しているように、そうした依存関係によって「経営の効率化を阻害する」とか「本来鉄道特性を発揮しうる分野の競争力を弱体化させる」という事態が現に生じているとはいえない（再建監理委員会も「依存関係が合理的範囲を超える場合に」こういう事態に陥る「ことにもなりかねない」といっている）のであり、「地域ごとの受益と負担の関係」を「明確化」すべしといっても、国鉄の特性である全国に連結する線区を、どう地域区分した上で「受益と負担」をとらえるのか確かな基準はないであろう。

新幹線を除いてほとんどの在来旅客線が赤字である原因が明らかにされねばならない。それは、①モータリゼーションによる自家用車の普及で国鉄のシェアが低下したこと——これも道路・自動車優先の交通政策による——、②赤字を運賃引き上げによってカバーしようとしたことにより、客離れが進んだこと、中長距離輸送が新幹線に転換され、在来線が間引き等により不便にされたこと——これは国鉄経営政策の失敗による——、③要員削減、下請化の促進で、車両・路線の保守・点検が不十分となり安全性が低下し、同時

表12 国鉄再建計画の

	1 (計画69～78年度) (実績69～72年度)	(計画 72～81年度) (実績 廃 案)	2 (計画73～82年度) (実績73～75年度)
関係する 国の計画 (計画期間)	新全国総合開発計画 (65～85年度)	運輸政策審議会答申 (71～85年度)	経済社会基本計画 (73～82年度)
対策の基礎	日本国有鉄道の財政の 再建に関する基本方針 (69, 9, 12 閣議決定)	国鉄財政新再建対策要 綱 (72, 1, 11 党書)	日本国有鉄道の財政再 建対策について (73, 2, 2 閣議了解)
関係法案等	運賃法の改正及び財政 再建法の制定 (69, 5, 9)	運賃法及び財政再建法 の改正 (72, 6, 16 廃 案)	運賃法及び財政再建法 の改正 (73, 9, 18) 運賃法再改正 (74, 3, 30, 運賃改定期日を延 期)
目 標	78年度に償却後黒字	81年度に収支均衡	82年度に収支均衡
投 資 額	3.7兆円	7兆円	10兆円
運 賃 改 定	69年度実収13% 73, 77年度公共負担の 是正を含め実収各10% (69, 5, 10実施)	72, 75, 78年度に実収 15% 81年度にも検討公共負 担の是正	73, 76, 79年度に実収 15% 82年度に実収10% (74, 10, 1, 75, 11, 20実 施)
助 成	再建債利子補給金 (過去債務の孫利子補 給) 工事費補助金	再建債利子補給金 (対象過去債務の拡大) 工事費補助金 (補助率 アップ) 政府出費等	同 左
要 員 縮 減	69～78年度 6万人縮減	69～78年度 11万人縮減	同 左
地 方 交 通 線	ローカル線の道路輸送 への転換 (2,600キロ)	地方閑散線を5年以内 に撤去 (3,400キロ)	同 左 但し、地元の同意を要 する (自民党総務会決 議, 72, 2, 18)

出所) 行政管理庁行政監察局編『国鉄の現状と問題点』(1984年)。

経緯とその内容

3 (計画 76～77年度) (実績 76 年 度)	(計画 76～79年度) (実績 77 年 度)	4 経営改善計画 (計画 80～85年度)
昭和50年代前期経済計画 (76～80年度)	昭和50年代前期経済計画 (76～80年度)	新経済社会7ヶ年計画 (79～85年度)
日本国有鉄道再建対策要綱 (75.12.31 閣議了解)	日本国有鉄道の再建対策について (77.1.20 閣議了解)	日本国有鉄道の再建の基本方針 (77.12.29 閣議了解) 日本国有鉄道の再建について (79.12.29 閣議了解)
財政再建法の廃止 運賃法(50%値上げ)及び 国鉄法(第5章の2経営の 健全性の確立を挿入)の改 正(76.1.15)	運賃法(弾力化)及び国鉄 法(投資条項の拡大)の改 正(77.12.16)	日本国有鉄道経営再建促進特別措 置法(80.11.28)
76及び77年度の2ヶ年で収 支均衡	おおむね79年度に収支均衡	85年度までに健全経営の基盤を確 立、引き続き速やかにその事業の 収支の均衡の回復を図る
5.1兆円	5.1兆円	現状程度に抑制
76年度に実収37%, 名目 50% (76.11.6 実施)	収支均衡の回復を図るた め、所要の運賃改定	国鉄の主体的な経営判断のもと に、適時適切に実施
財政再建利子補給金(過去 債務たな上げ) 工事費補助金 地方交通線特別交付金	同 左 プ ラ ス 大都市交通施設整備補助金 等	過去債務のたな上げ等構造的問題 対策を中心に、従来からの助成を 維持・拡大
80年度までに 1万5千人縮減	同 左	85年度までに 7万4千人縮減(35万人体制)
赤字ローカル線の取扱いの 検討	赤字ローカル線の経営改善 の推進	地方交通線約10,160キロについて 合理化、特別運賃、助成 (うち約2,900キロに) ついて85年度までに (バス輸送等へ転換)

にサービスが低下したこと——合理化強行のマイナス作用である——，④地交線はじめ在来線は，通勤・通学に不可欠な路線であるが，必ずしも採算・利益をあげることにはならない。私鉄が，路線に関わる外部利益を内部化（ターミナルビル，宅地開発，地価上昇の利益吸収等）するのに対し，国鉄はむしろ外部利益を社会に還元してきた。その分本来はその公共性に対して十分な公的補助が不可欠なのである。地交線だけでなく在来幹線に対してもその公共性の観点から十分な公的補助が行なわれるならば，内部補助に係る諸問題，とりわけ都市圏の国鉄運賃の割高は，解消されうるのである。

本来，場所移動の権利は，地域にかかわらず差別なく保障されるべき人権に属する。国鉄は，私企業的採算にのらず，しかも地域住民に不可欠な交通手段を提供するとともに，全国一律の運賃体系によってこの人権を保障するという公共的役割を担ってきたのであり，それに伴う負担は公的補償によって行なわれなければならないのである。

ところで，政府・国鉄当局は，1964年度に国鉄経営赤字を計上した後も，65～71年にわたる第3次長期計画（当初計画2兆9700億円）を策定し，幹線輸送の増強・複線化などによる貨物輸送力増強，大都市の過密と交通難に対する通勤輸送力の増強を推進した。しかしこれに要する資金は，運賃引上げ（66年，旅客37.1%，貨物12.3%）と財政投融资および借金によって充当されるというものであったため，赤字はさらに増大し，計画は4年間で挫折する。1969年度から国鉄は「財政再建」対策を行なわざるをえなくなるのであるが，それは表12にみるように，まさに“破綻”に次ぐ“破綻”の連続であり，再建対策によって国鉄は破局に追い込まれていったのである。

1965～85年度にわたる新全国総合開発計画に対応して策定された国鉄再建10年計画（1969～78）は，「三方一両損」の計画といわれ，再建10年間に，①国鉄労働者6万人（実質16万5000人）削減，合理化で約1兆円の経費削減，②3回にわたる運賃引上げで3兆3000億円の増収，③政府は工事費補助等で9000億円の財政措置を行なう，要するに，労働者と国民・利用者と政府の3者が「一両」ずつ負担して国鉄赤字の解消を図ろうというものだった。しかし，この計画の中心は，国鉄労働者に対する要員削減，生産性向上運動の推進，職務給導入と能率的勤務体制確立による差別的賃金，昇進制度の実

施におかれた。69～71年にかけて磯崎体制の下で「マル生」運動が推進され、国労組織破壊の不当労働行為が吹き荒れたのである。しかし、国労の反撃（本節4）によって、労働者を犠牲にした再建方策は挫折する。一方、運賃値上げによる増収策は、地方線縮小と相俟って、国鉄からの客離れを促進し、予期した増収を実現すべくもなかった。定員削減の強行は、安全性、サービスの低下をもたらし、国鉄離れを速めた。他方、国の財政措置は、69年度国鉄財政再建債の利子負担分13億円（孫利子）と財政再建補給金70億円にしかすぎず、69～72年の再建計画実施期間全体で913億円（前掲表7）でしかない。——その結果、国鉄経営赤字はかえって増大し、再建10年計画は4年目にして打ち切られた。

その後の再建計画も、要員削減——地方線、貨物部門のスクラップ化——、運賃引上げ、政府助成という“再建策”が柱となっていたが、新10年計画（1973～82年度）に端的に示されているように、政府助成をはるかに上回る、したがって借金に依存した過大な設備投資が計画されたため、借金・利子負担が激増し、赤字はますます増大していった。こうして、80年11月「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法」が強行採決され、81年5月、同法4条に基づく「経営改善計画」が国鉄当局により提出される。これは法律の裏付けをもった“後のない計画”とされたのであった。

この“後のない”再建促進策も、①7万4000人の要員削減——経営の重点化、減量合理化、②線区別、地域別運賃の導入と法定限度内での弾力的運賃改定、③過去債務の棚上げ、特定年金退職金等構造的な問題に係る公的助成、の3本柱を内容とするものであったが、減量合理化の推進については「民間企業における手法も採り入れる」こととともに、過去債務棚上げ等構造問題に係わる公的助成の増大が加わった。しかし、公的助成の増大は、すでに開始された第2臨調一行革推進の中で厳しく見直しを要求されるとともに、第2臨調は、この法律に基づく“後のない計画”に対して、一方的に破産宣告をしてしまったのである（以上、鎌倉 [1986] pp. 121-131）。

国鉄に巨額な設備投資を強要しながら、それに見合う政府補助を忘れてきたこと、そして国鉄がいかに合理化・効率化を進めても、競合するトラック、自動車、航空等の輸送機関との競争をあおるだけで、交通機関全体の総合的

調整がまったく行なわれない以上、国鉄はその本来の公共性を失いながら、債務累増と赤字拡大―「経営破綻」に陥っていかざるをえなかったのである。

4 労働組合に責任はなかったか

国鉄「分割・民営化」が、国鉄労働組合等いわゆる階級的労働組合組織をターゲットとして、労使協調、生産性向上推進型の民間大企業労組と同質の性格に転換させることを狙いに行っていたことはすでにふれた。しかし、具体的にはどのような労組の運動がターゲットにされたのか。そして、それに関して労組としては、攻撃を受けなければならなかった弱点がなかったか。「分割・民営化」の大攻撃の中で、これを阻止しえず、逆に国労は組織解体の瀬戸際にまで追いつめられた。総評の中の最強といわれた国労の“強さ”と、その裏にあった“弱さ”を総括しなければならない。

「分割・民営化」が国労運動をターゲットにしたのは、第1に、現場協議制であった。これは、1968年10月のダイヤ改正の柱であったEL（電気機関車）、DL（ディーゼル機関車）の1人乗務制に対する労組のストを含む対抗行動を通し、67年12月の「公共企業体等労働委員会・現場における団体交渉及び労働協約締結に関する紛争仲裁委員会」の「勧告」に基づいて、68年7月1日に発足した。

国鉄当局と国鉄労働組合との「現場協議に関する協約」は、これに基づいて、「現場協議においては、当該現場の労働条件に関する事項であって、当該現場でなければ解決し難いもの及び当該現場で協議することが適当なものについて協議する。ただし、当該現場の長の権限と責任の範囲外の事項、苦情処理手続きの取扱事項及び労働安全衛生委員会に付議されている事項を除く」（第7条）とした（国労『「現場協議」制度の調査報告書』1972. 6. 20）。この国労『調査報告書』は、現場協議制の成果として、第1に、組合員の意識の向上、職場における団結力の強化―現場協議制が組合員自身の問題であるとする認識、職場の組合活動、職場闘争の一環としてそれが闘われる体制が確立してきたこと、第2に、現場労働者の労働条件の向上、第3に、当局側が交渉上のルールに従って応ずるようになり、組合側を無視しえなくなったこと、交渉の中で当局の言行不一致、現場長の無能力の事実が暴露され、職

場の民主化に大きな役割を果たしたことを指摘している（青木宗也「現場協議制の意義と実態」同上『調査報告書』）。また、進んだ職場では「昇職や昇格に事実上の先任権が確立されて、当局の一方的な管理を拒否する素地をつくっていた」（国労編 [1979] p. 8）。もちろん、当局は管理運営事項、昇格・配転・定員等人事に関する事項、現場管理者の権限外事項に対しては、交渉を拒否することも多くあったし、国労においても、多くの組合員は現場協議制を労働条件改善の手段として位置づけていた。しかもなかには、この制度によって、従来のような実力による団交（大衆団交）から委員を限った交渉に変わり、幹部請負いや労使協調の場になっている、との指摘さえなされている。

しかし、この現場協議制に対して、それは「職場での闘いによって労働条件を高めるなどという考えはない……。それはあくまでも建前であって本音では全ては職場を乱し、現場長や地方局の幹部を自分達の意のままにできる体制を実現すること」にあった（志摩好達・鉄道労働組合書記長、国鉄国民会議編 [1986], p. 110）、あるいは「階級的労働組合による革命実践行為としての職場闘争、および、職場の労組支配（人民管理）」（林秀彦・サンケイ新聞言論法制調査室長、同上, p. 23）を意図したものだとする非難が生じたのである。このような非難は、もちろん現場協議制自体にあるというより、運動の内容、目標に関わるものである。

そこで第2に、国労の職場闘争方針をみておこう。安保闘争・三池闘争の敗北の中で、民間労組の右傾化が進み、公労協の中にも労使協調の傾向が現われるなかで、国労は総評の中核として、階級的闘いを堅持した。1965年の国労岡山大会は「職場に労働組合を！」「職場を団交の場に」というスローガンの下に、職場組織の確立と職場闘争に運動の基盤をおいた（篠藤光行監修・国労編 [1978], pp. 163-4）。国労は、1967年7月、この基調に基づく運動の具体的内容を『職場闘争の手引き』（いわゆる黒表紙）として示した。この「黒表紙」本が「分割・民営化」推進過程で国労攻撃の直接のターゲットとされたのである。この『手引き』は、職場組織の強化に基づく職場闘争を運動の基本におくことから当然にも「労働者意識」の高揚に最大の目標をおいた。資本主義体制の認識、国鉄内の階級関係の認識がその前提におか

れ、現場管理者を「第一線」の「敵」と規定した。「大衆行動のやり方」の項では、大衆行動の目的は「敵に脅威をあたえると同時に、味方の団結力を強めその体験を通じて階級的に前進する」とし、具体的には「全労働者の結束がいかにか強いかをしらせる」「当局職制の権力をはねかえし、業務遂行に影響を与えることによって職制をこんわくさせる」等を指摘している。そして、リボン闘争、ピラ貼り、組合旗掲揚、すわり込み行動、ろう城戦術、非協力闘争から超勤拒否、順法闘争、調査点検闘争、サボタージュ、ストライキのやり方まで、判例を紹介しながら具体的に示した。非協力闘争では、業務上必要なこと以外は一切口をきかない等により職制に脅威を与えることなどを通し「職制が敵階級の最前線要員であると割り切ることが階級意識の基本」（国労編〔1967〕pp.44-45）と指摘している。

このような職場闘争指針は、たしかに職制マヒ、職場の労組支配、労働者の階級意識高揚を通し、政治変革を担う主体的力量を築こうとするものという理解を可能にするものといえよう。もちろん、実際の運動は、日常的な労働条件改善に関わる職場要求の実現をめざすものであり、多くの組合員の意識もそのレベルのものであった。また、国労の「反合理化闘争」指針も、原則的、戦略的には資本主義的合理化絶対反対を強調しながら、現実（戦術）的には、合理化提案に対し、労働者の具体的要求を対置するという内容であった（1967年第28回全国大会運動方針）。

しかし、職場の活動家、とくに政治セクトに参加している活動家の中には、職場闘争一階級意識高揚一反独占・体制変革への主体形成という考えが強く形成されたことは明らかである。しかしこの階級の方針が、現場の労働の中での具体的運動、要求と結合されないまま、観念化する傾向が生じた。またいかなる要求が階級的なのかという要求の質が不明確なまま、現場管理者を追い詰め、その管理能力を喪失させることが階級的であるかのような認識も一部ではあれ生じた。多くの民間労組が、労使協調型にあるいは現実的路線に転換している状況の中で、国労の職場闘争方針はそれだけ突出したものと受けとめられることになるのは当然であった。もちろん、国労はすでに61年の「合理化闘争指導要領」等で、地域共闘一国民のための国鉄実現という方針を提起していたし、69年には運賃値上げ反対のストライキを組織し

た。しかし、地域住民・利用者との共通課題の明確化をふまえた地域共闘は、職場闘争重点の運動基調によって、その意義も十分認識されず、運動の組織化も不十分であった。

第3に、国労が「分割・民営化」攻撃のターゲットにされたのは、「マル生」運動の粉砕にあった。政府・国鉄当局は、上述した69～78年度にわたる再建10カ年計画遂行をめざし、「マル生」運動を大々的に展開する。「マル生運動」は、労使協力した生産性向上によって業績をあげ、その成果を配分し、かつ雇用の拡大を果たす、という理念に立っているが、国鉄・マル生運動は実質16万5000人の要員削減を行なうというものであって、理念と現実はまったくかけ離れていた。そればかりか、労使協調的民間大企業労組的性格への転換ということがひとり歩きし、その転換をはかるために、労働者の思想改造、さらには国労・動労等の組織を、不当労働行為さえ行使して破壊しようという、強圧・脅迫の手段がとられた。「すべての攻撃は、国労・動労の組織破壊にむけられた。国労のなかに労働者の利益を守ってたたかう労働組合の存在を許さないということが『マル生』攻撃の本質であり、具体的内容であった」（国労 [1979] p. 4）。『「マル生」に当たって当局は、施設管理権、庁舎管理権を振りかざして、組合活動による施設利用等を禁止したり、ピラ貼りを禁止したり、闘争時に赤旗を立てることも禁止したり、集会さえ禁止するという強圧をかけた。また『現協』の活動を形骸化した。そして組合員一人ひとりにたいして、差別攻撃をおこない、当局のいうことを認めなければ職業的な生涯の将来をすべて閉じてしまう、と脅しをかけたのである」（国労、同上、p. 8）。

しかし、マル生運動は、国労の必死の反撃と広汎な支援組織の活動、そして、マスコミの支援もあって、粉砕された。当時の磯崎総裁は、国労に陳謝し、マル生推進の最高指導者・真鍋職員局長を更迭、さらに地方管理局の現場管理者・運動推進責任者を処分することになる（1971年10～11月）。

国労は、「マル生」を2度と繰り返させないという決意に立って、不当労働行為の実行責任者の処罰、「マル生」によって不利益措置を受けた組合員の利益回復、当局による恣意的な差別排除のために昇給・昇職・昇格についての客観的基準の設定を要求し、これを実質的に実現していった。「協定レ

ベルではなお当局の裁量が残されていた部分についても、その後の職場のたかひによって、昇職・昇格についての裁量権をほとんど全面的に発揮できないまでの実績をつくりあげたところも多い」（同上、p. 9）。

「生産性運動の崩壊が経営者、現場管理者、一般職員に与えた傷あとは甚大なものがあり、まさにこの10年の国鉄の軌跡は管理権崩壊の歴史だったといつてよい」（三塚 [1984] p. 33）。「マル生放棄の後始末では、国鉄首脳は大きな誤りを犯した。それは現場管理者の人事権の大幅な削減に同意したことである。これが階級的労働組合の職場支配をさらに容易にした」（林秀彦・国鉄国民会議編 [1986] p. 33）。マル生運動挫折によって追放・左遷された管理者は、以後国労に対し、あるいは国労に人事権さえ動かされ、ストに対する処分さえ出来なくなった管理者に対し、怨念ともいうべき感情をいただき、マル生再開への深い執念を作り出したのである。

国労は、マル生闘争勝利の原動力を、職場の労働者の団結の力、国労指導部の統一した断固たる決意、政治課題との結合、裁判所、労働委員会、国会での闘い、ILO への提訴、マスコミ第一線ジャーナリストの協力、国労外労組・民主勢力との連携による統一戦線に根ざす運動実践ととらえるとともに、マル生闘争勝利によって「当局の意図を阻止し、反撃によって職場の力関係を労働組合に有利に変化させていったことによって、『再建』が資本・当局の意のままにならぬ状態をつくりあげた」と総括し、同時に「国鉄の『再建』について、政府・資本の示す道すじか、それとも労働者・国民のための道すじか、という対抗関係をあらためて浮かびあがらせることとなった」（国労 [1979] p. 10-11）と運動の展望を示した。国鉄労働者の雇用、権利、労働条件を守る闘いだけではなく、それをスト権奪回にまで発展させること、と同時に国鉄の民主化、公共交通をどう確立するかという「国民の生活の必要性和関係労働者の雇用、生活、権利を守ること、すなわち労働の必要性」との「積極的結合」という「より質の高い労働組合運動」の展開を提起した（同上、p. 12）。この総括視点はたしかに重要であった。しかし、個々の組合員がどれだけ団結こそ不可欠という意識を強固に確立しえているか、現実の労働に根ざした階級的運動の質はどのような内容なのかをどこまで認識しえたのか、を十分総括しえたとはいえない。むしろ、マル生挫折で自

信を喪失し、一面意識的に管理権行使を弱め懐柔策に転じた国鉄当局に対し、国労組合員の中にはその組織力を過信し、実力を過信する傾向が生じたこともたしかである。

マル生闘争勝利をふまえ、国労は75年11月末～12月初めにかけて8日間のスト権奪還ストライキを展開した。公共企業体労働者へのスト権付与については、政府と公労協との懸案事項であったが、74年4月当時の田中内閣と春闘共闘委員会との間で五項目の合意が成立していた。この時に政府の公共企業体等関係官僚協議会は、75年秋までにこの問題の結論を出すことが合意された。これは政府が公企体労働者のスト権付与に前向きな姿勢を示したものと一般に受けとめられた。田中内閣から三木内閣に代わった後も、三木首相もスト権付与に傾いていたといわれている（林茂・辻清明編 [1981]『日本内閣史録』第一法規, pp. 384-385）。8日間ストは行なわれたが、私鉄等交通関係労組の支援もほとんどなかったばかりか、スト突入に対して、自民党内では田中・大平派を中心とする対スト強硬論が強まり、三木首相もストには妥協しないとの強い態度を打ち出した。スト権ストは結局成果をあげないまま終息することになる。そればかりか、一面では202億円損害賠償問題と、他面利用者の国鉄離れを残すという結末となった。明らかに、情勢を楽観的に見過ぎたこととともに、自らの組織力への過信があったといわざるをえない。国鉄利用者はじめ広く国民的理解をうる努力が必要であったが、これも決定的に不足した。逆にこのストライキは、国民一労働者から国労を孤立化させるマイナス作用を招いたといわざるをえない。

もっとも国労は、マル生闘争総括の中で、上述のように、政府・国鉄の交通政策に対して、“国民のための国鉄”——公共交通の確立という政策を対置すべきことを提起した。77年の新潟大会で国労はこの政策を「民主的規制」の闘いとして提出した。この「民主的規制」路線をめぐる国労は各級レベルで討論を組織したが、①職場反合理化の闘争と民主的規制路線との関連が不明確、むしろ後者は前者、すなわち抵抗闘争を曖昧にする、②独占体の権力が支配している以上、国民のための国鉄の実現は困難、むしろ民主的規制による経営への介入は、逆に取り込まれることになる等の主張による反発が強く打ち出され、交通関係労働組合の結集による総合交通政策の形成、

地域住民・利用者との共通課題の確認の上に立った交通諸政策実現の地域共闘の形成の意義、実現への具体的方策が十分認識され、運動化しえないまま、78年の高知大会で「国民の国鉄をめざす民主化・政策要求闘争」の名で確認された。しかし、民主的規制の路線が、従来の抵抗闘争から、労働組合と地域住民の共闘によってその求める交通を創造する闘いであることがほとんど認識されず、この路線を反合理化・抵抗闘争の延長線に位置づけたり、交通関係労組の結集や地域共闘組織の形成をふまえないまま、直線的に革新的政治的統一戦線に結合させるというものとなり、この政策は実践にほとんど結びつかなかった（鎌倉 [1981] pp. 432-433）。職場抵抗闘争こそ階級的であるという強固な観念、職場闘争を直接的に政治的統一戦線に結合させる政治主義的志向が、この政策の実践を妨げた、といつてよい。

国労運動は、階級的視点に立った総評運動の中核であった。しかしながら、情勢認識と方針の正しさ——資本の行動・政策への抵抗闘争による労働者の権利・労働条件の確保——が、現実の労働と生活に根ざした闘争に基礎づけられず、観念的階級性に走る傾向があった。当局・管理者をやり込めることが階級的だという誤認も生じた。マル生闘争総括の不十分性が、この傾向を助長させた。そこには、国労大国主義的志向があったといわざるをえない。非主体であるがゆえに、抵抗闘争しかないという観念が、職場の現実の労働に必ずしも基づかないまま維持し続けられたのも、一面大国主義的志向を可能にした国鉄という場があったからといわざるをえない。またこのような現実の職場実践と遊離した観念的階級性こそが、国鉄労働者内に多くの政治セクトとセクト間の争いを維持してきたことの大きな根拠でもあった、といえよう。ようやく国鉄「分割・民営化」攻撃にさらされる中で、国労は従来の路線の総括の上に、働く現場での働くことを通した地についた団結連帯、労働の量ではなく、社会的に有用な労働の確立というその質についての明確な認識とそれに基づく地域住民との共闘の確立という重要な路線の認識を提起することになるのであるが（兵藤釗編 [1984]）、その時は、すでに事態は激しい「分割・民営化」攻撃、国労組織の根こそぎ解体攻撃への対応に迫りまくられる状況であった。

III 「分割・民営化」の異常性とJRの実態

1 「分割・民営化」の異常性

国鉄「分割・民営化」実現の過程は、きわめて異常であった。それは、「鉄道の未来を拓く」ためとか、地域の交通ニーズに対応するとか、交通諸手段の競争と利用者による選択の自由により、効率性をもった交通体系の形成が可能であるという新自由主義イデオロギーに基づく政策の面をもっていたけれども、現実にはそれはたんに粉飾であり、本質を隠蔽することばでしかなかった。

第1に、審議会を通した諮問行政の下で、国会審議、議決を通した法律制定に基づく民主的政治のあり方が形骸化された点である。中曽根政権は、審議会を積極的に活用した。第2臨調、国鉄再建監理委員会も同様である。しかも、審議会メンバーは最初から中曽根首相の意向に即した考えをもつ財界人、官僚、学者を登用した。国鉄再建監理委員会には、国鉄に利害関係をもつ住友電工会長の亀井正夫氏を委員長にした。日本国有鉄道法には「物品の製造もしくは工事の請負を業とする者であつて日本国有鉄道と取引上密接な利害関係を有するもの又はそれらの者が法人であるときはその役員」は、総裁、副総裁、理事、監査委員等にはなれない（第20条）という規定がある。住友電工・住友グループは国鉄から多額の発注を受けており、「利害関係を有するもの」である。にもかかわらず、こうした違法が行なわれた。しかも中曽根政治は、審議会の答申を絶対化し、即政策として実施したのである。85年7月、第2臨調の提起に即して、国鉄再建監理委員会は「分割・民営化」こそ「最善の策」だという報告を出したが、政府はただちに「分割・民営化」を閣議決定（10月11日）し、これに反対する者はいわば“国賊”であり、新事業体には採用しないという措置を現実に実施した。「分割反対」の考えを持っていた仁杉総裁さえ、マル生挫折に怨念をもつ旧管理者の圧力を基盤にすげかえた（三塚 [1986]）。民主的議会政治を突破した行政権力の独走が強行されたのである。

第2に、マスコミの活用である。審議会答申を絶対化するには、それを世

論化し、それに異を唱えるものは世論から孤立化させる必要がある。中曽根政治は、こうしてマスコミを徹底的に活用し、世論工作を行なった。「マル生」の挫折の彼らなりの教訓といえよう。82年以降、カラスの鳴かない日はあっても、国鉄労働者のタルミ、規律の乱れ、職場の荒廃等についてのマスコミ“調査”、国鉄労働者の実情を何ら知らない記者による記事が載らない日はないという状況であった。職場闘争—現場協議制を通して確認されてきた労使慣行は、悪慣行、ヤミ・カラ等々として報道され、世論の反発を引き出し、しかも現実には労働者の獲得した成果を「緊急措置」として次々に奪っていった。

第3に、「分割・民営化」が、法案の国会審議、議決を経ないまま既定事実化し、国鉄当局もこれに向けた体勢を整備していくなかで、先のマル生攻撃をさらに一層増幅した国労攻撃——「分割・民営化」に反対する国鉄労働者を一掃させようというすさまじいまでの攻撃が吹き荒れた。国鉄当局は、現場協議制を廃棄するばかりか、団交拒否を行ない、業務変更、配転、正当な組合活動の制限（リボン、ワッペン、バッジ着用の禁止等）を、一方的な業務命令によって強行し、組合活動家を狙い打ちにした処分の乱発、「分割・民営化」反対の労働者に対する首切り恫喝、国労組合員等に対する徹底した不当差別を強行した。仕事に習熟した労働者を一方的に配転し、あるいは人活センターに追放し、働く権利も人権も剥奪したのである。この攻撃の中で100名余の労働者が自殺に追い込まれた（鎌倉 [1986] pp. 52~81）。

自らの保身、特定セクトの温存を図ることから、鉄道労働組合とともに、いち早く「分割・民営化」反対の旗を下ろし、「分割・民営化」推進に協調する姿勢に転換した動力車労働組合は、当局施策に協力し、国労はじめ「分割・民営化」反対の労働者を孤立化させ、追い出すという労働組合にあるまじき方向に走った。国鉄当局は、動労を利用して、国労組織の解体化策動を進めた。そして、鉄労とともに「労使共同宣言」に賛成する。この「宣言」は、「鉄道事業の再生を図るために不可欠なことは、激しい競争場裡において将来を展望しうる企業体質を作ることであり、そのために必要な合理化は、労使が一致協力して積極的に推進」する、という内容のものである。しかも、この合理化は、9万4000人の要員削減をはじめ、労働強化・労働条件

切下げ、車輛・線路の保守・点検・整備の改悪を推進するというものであって、これに協力することは、労働組合の正当な要求を放棄して、資本・当局の方針に“奴隸”的に服従することを意味するものであった。国労はこれを拒否したが、政府・国鉄当局は、雇用保障とひきかえに、国労指導部にこの「労使共同宣言」の締結をせまり、同時に安全性に対する告発をやめること、不当労働行為の摘発、労働委員会への提訴を取り下げを執拗に要求したのである。86年9月、国労執行部は、社会党・総評の仲介によって、このような「労使共同宣言」の締結と当局の要求に妥協して、これに従う部分の雇用確保一新事業体への採用を約束させようという方針を固めたのであったが、絶対に仲間を裏切らないという多くの国労組合員の強い意志によって、修善寺大会でこの方針は否決され、国労は労働運動の大義を死守する（六本木敏 [1988] 参照）。しかし、社会党系右派指導部は、国労から分裂して鉄産労を結成するに至る。職場ファシズムともいうべき、不当労働行為と「分割・民営化」に屈服した労組を利用した国労組織破壊攻撃、このような非近代的な人権無視の暴力的手段によって、「分割・民営化」が実現されたのである。

第4に、国鉄からJRに移行する際の労働者、職員の移行方法についての異常性が指摘されねばならない。国鉄改革法23条は、職員の移行措置について、運輸大臣の任命する承継法人の設立委員による労働条件、採用基準の提示、国鉄当局による職員の意思確認と職員の選定および名簿作成、設立委員への提出、設立委員によるもう一段の選別による採用の決定という方法を規定した。すでに国鉄当局は、86年3月より「職員管理調書」の作成を行ない、各職員・労働者の選別を開始した。この「管理調書」は、過去3年間の賞罰、処分、行賞などの項目で、評定事項の中には、業務知識、技能、判断能力、責任感のほか、職場の秩序維持、態度、言葉づかい、現状認識など労働者の思想や組合活動に関わる事項が含まれ、「労使共同宣言」を踏み絵にした労働者の組合所属による差別的選定を可能にするものであった。新事業体移行に際しての国鉄による採用名簿作成には、この「管理調書」が利用されたことは明らかである。しかもその上に設立委員による再度の採用チェックが行なわれるということになる。この採用方式は、事実上全員解雇一指名

採用という内容のもの、といえよう。もちろん、公企体職員として準公務員の資格をもつ以上、新事業体への採用を拒否されてもただちに解雇できるものではない。新事業体に採用されない労働者は、清算事業団職員とされるが、しかし3年を限度として再就職口をさがさねばならないことになる。いわば3年執行猶予付き首切り、ということになる。

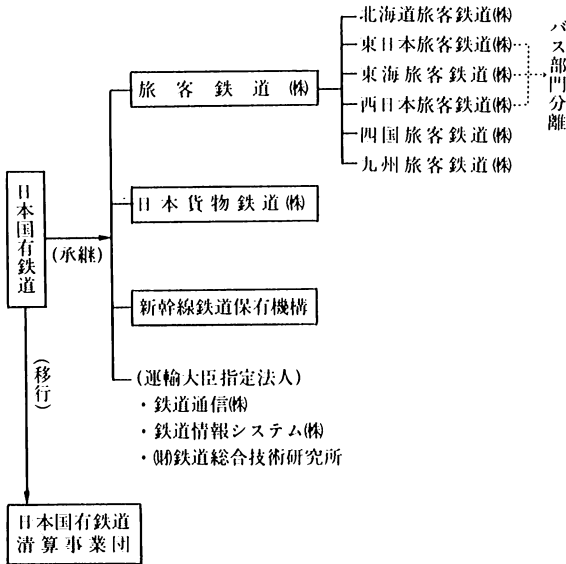
このような事実上の全員解雇—指名採用という方式は、電電公社のNTT化、専売公社の日本たばこ産業への移行においては行なわれなかった。ここでは、従来の公社職員は全員新会社に採用された。いかに要員削減が必要であるとしても、このようなJR移行における採用方式を法律で規定するというのはきわめて異常といわねばならない。しかも、清算事業団送りとなった労働者の大部分は、「分割・民営化」反対を貫く国労、全動労、動労千葉等の労働者であった。採用・解雇に際しての労働組合との団体交渉権を認めず、採用に際しての労働条件、採用基準、従来の労働協約の保障さえ認めないというのは、労働者の生殺与奪の権を会社が一方的に握り、労働組合の権利をふみにじるものとして、それ自体不当労働行為である、といわざるをえない。そしてこのような国家的不当労働行為が、法律によって行なわれるということは、その影響は実に重大であり、民間企業でも、労働組合活動を破壊するため、意図的な会社倒産—全員解雇—新会社設立と指名採用が資本の専制的意志によって合法的に実施されることを可能にすることになる。

国鉄「分割・民営化」は、このように民主主義、人権、労働組合活動のファッショ的な不当な剥奪を通して強行されたのであった。しかし、そのうけは、結局JRの中に持ち込まれることにならざるをえなかった。

2 「分割・民営化」・JRの実態

虚勢のJR—経営問題 国鉄は、その115年の歴史を閉じ、87年4月1日新事業体に移行した。図3でみるように、国鉄は、北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の各旅客鉄道株式会社、全国一本の日本貨物鉄道株式会社と新幹線保有機構、それに国鉄清算事業団に分割・継承（移行）された。バス部門は全国10グループに分け、当面各地域の旅客会社経営（後に分離）とされた。その他鉄道通信、鉄道情報システム、鉄道総合技術研究所が

図3 国鉄分割・民営化後の経営形態



分離された。旅客6社と貨物会社の資本金、職員数（採用名簿登載数）、経営状況見通しは、表13の通りである。「分割・民営化」2年余、なおそれが成功であったか否かを判定するには早急であるが、国鉄再建監理委員会が「分割・民営化」の主要な課題とした、①JR各社の効率的経営形態の確立と安定、②国鉄長期債務等の処理、③「余剰人員」対策は、どの程度進捗したか、あるいはどういう見通しかは、ある程度明らかにしうる。それと同時に、地域の実情に即した交通体系が果たして形成されるか、外部干渉を避け、経営の自主性を確立することができるのか、分割による運転取扱ルールが会社内で異なっても安全に問題はないといえるのか等についても、一定の判断は可能である。ここではまず経営問題についてみよう。

JR旅客6社とJR貨物会社の87年度当期利益見通しは、350億円の利益（表13の「当期損益」の合計）であったが、87年度決算では1558億円（表14のJR7社「当期利益」合計）と4.45倍となった。予想を上回る好調さである。2年目の88年度決算（89年3月期＝表15）の状況は、JR7社ともさらに収入、利益を増大させ、経常利益では、JR四国454.9%増、JR西日本114.5%

表13 国鉄分割・民営化後の各社の概要と経営見通し（1987年度）

鉄 道 会 社 名	資本金 (億円)	(1) 職員数 (人)	(2) 営業キロ (キロ)	引継ぎ 資産額 (億円)	承 継 債務額 (億円)	経営安定 基金額 (億円)	営業収入 (億円)	当期損益 (億円)
北 海 道	90	13,000	2,542	2,932	—	6,822	861	9
東 日 本	2,000	84,343	7,454	38,705	32,987	—	14,722	148
東 海	1,120	21,941	1,984	5,485	3,192	—	8,253	83
西 日 本	1,000	52,943	5,091	13,122	10,159	—	7,725	78
四 国	35	4,610	837	1,144	—	2,082	308	3
九 州	160	15,000	2,101	3,491	—	3,877	1,184	12
貨 物	190	12,289	9,886	1,632	944	—	1,715	17

注) (1) 1987年2月12日の採用名簿登録数。その後辞退者が出ている。

(2) 特定地方交通線を除く。

資料) 『国有鉄道・国鉄線』第45巻第3号, 1987年3月, その他。

出所) 遠山嘉博『現代公企業総論』p. 360。

増を記録した。当期利益(税引前)でJR東海が949億円と第1位(87年度2位), JR東日本883億円が第2位, いずれも突出している。7社合計でも営業収入が前期比7.3%増, 経常利益39.8%増, 当期利益77.8%増である。さらに, 89年度収支(事業)計画(表16)でも, JR7社とも88年度を上回る増収増益を見込んでいる。7社合計の営業収益は, 3兆9385億円と前期(事業計画)比9%増の計画である。ただ, 北海道, 九州, 四国の3島会社は, 営業損益では赤字であり, 経営安定基金の運用益等で赤字をカバーしている。

たしかにJR7社の収益状況をみると, 好調にみえ, 「分割・民営化」はその点では成功のように見える。しかし, JR部内でも「一定の経営努力を前提として黒字になるように設計された枠組みの中での黒字計上」というように, この黒字はそうなるようにいわば予定されていたのである。むしろ政府・国鉄再建監理委員会は, 新会社の営業成績をどうしても黒字にする必要があった。そうでなければ, 自ら強調した「分割・民営化」の意味が問われ, 責任が問われることになるからである。

「設計された枠組みの中での黒字計上」の仕組みは, 第1に, 北海道, 四国, 九州の3島会社に対しては, 債務(承継債務)をまったく負わず, その上経営安定基金を与え, その運用益を営業外収益として取り込ませた(表13参照)。この3島への経営安定基金は, 監理委員会では9000億円とされていたが, 最終的には1兆2781億円(表13)と増額された。第2に, 「分割・民

表14 分割・民営化の「収支決算」

—1987年度 JR 各社決算と1986年度国鉄決算の比較—
(単位：億円)

	営業収入	営業外収入 (うち経営安 定基金収入)	当期利益 (税引前)	支払利息 ⁽¹⁾
J R 北海道	919	628(498)	32	1
J R 東日本	15,657	290	721	2,232
J R 東海	8,746	235	608	219
J R 西日本	7,632	172	92	690
J R 四国	352	199(152)	10	0
J R 九州	1,298	343(283)	36	1
J R 貨物	1,727	16	59	64
保有機構	(7,098)	15	18	6,048
鉄道通信	(161)	4	5	—
システム	(130)	2	3	—
清算事業団	1,921	4,088	△22,152 ⁽³⁾	8,851
計	38,252 ⁽²⁾	5,922	△20,568	18,001
86年度国鉄	36,050	3,604	△13,610	14,981

注) (1) 支払利息は一部推計値。

(2) 86年度国鉄決算との比較の便宜上、旅客各社ならびに JR 貨物からの貸付料などからなる保有機構、鉄道通信、システム3社の営業収入は除いて合計した。

(3) 国鉄決算との比較のため、次の通り修正を行なった。すなわち、清算事業団の87年度純損失は23,152億円であるが、津軽海峡線ならびに岡多・瀬戸線開業に伴う87年度引継債務＝11,213億円にかかる利子・債務取扱諸費を約1000億円と推計して、それを引いた22,152億円を87年度清算事業団の損失額とした。

資料) 『昭和62年度における日本国有鉄道の改革に関する施策の実施の状況に関する報告』; 『運輸と経済』(1988年10月号)等。

出所) 安部誠治「JR体制は鉄道の未来を拓いたか」『貨金と社会保障』1005号、1989年3月上旬号。

営化」時点の長期債務総額37.3兆円(国鉄債務25.4兆円、鉄建公団債務4.6兆円、本州四国連絡橋公団0.6兆円、等)のうちその大半を清算事業団がかかえることになった。当初の監理委員会はこの債務のうち新事業体が14.2兆円負担(承継)するとしていたが、実際には4兆7252億円(表13参照)に押えられ、新幹線保有機構が5.7兆円(その他再調達価額と簿価の差2.9兆円を含め8.6兆円)で、清算事業団は25.6兆円を負担した(将来的に発生する年金負担等の費用分を除くと18.1兆円)。要するに、国鉄債務が処理、解決さ

表15 JR 7社の1989年3月期決算

	北海道	東日本	東海	西日本	四国	九州	貨物
営業収入	{ 940 (2.2)	16,635 (6.2)	9,686 (10.7)	8,071 (5.8)	437 (24.2)	1,396 (7.5)	1,827 (5.8)
営業損益	{ ▼533 (ー)	3,232 (9.0)	1,024 (43.2)	793 (12.0)	▼108 (ー)	▼285 (ー)	105 (▼5.1)
経常損益	{ ▼12 (ー)	856 (11.7)	949 (56.2)	172 (114.5)	57 (454.9)	30 (96.9)	66 (11.6)
税引前当期利益	36 (12.5)	883 (22.5)	949 (56.1)	182 (97.8)	53 (430)	45 (25)	61 (3.4)
当期利益	{ 17 (44.9)	413 (50.8)	352 (112.3)	46 (131.7)	19 (627.9)	11 (29.2)	31 (69.6)

(単位・億円, ▼は損失, マイナス, カッコ内は前期比伸び率%)
出所) 『朝日新聞』1989.5.31.

表16 JR グループ各社の1989年度収支計画

	北海道	東日本	東海	西日本	四国	九州	貨物	合計
営業収益	1,044 (909)	17,002 (15,353)	9,469 (8,677)	8,069 (7,784)	422 (355)	1,485 (1,351)	1,894 (1,717)	39,385 (36,146)
営業費用	1,544 (1,422)	14,187 (12,666)	8,659 (8,018)	7,198 (6,992)	553 (491)	1,733 (1,607)	1,799 (1,626)	35,673 (32,822)
人件費	771 (718)	4,619 (4,381)	1,255 (1,173)	2,894 (2,762)	255 (227)	871 (798)	744 (693)	11,409 (10,752)
物件費	572 (519)	6,570 (5,803)	6,607 (6,356)	3,198 (3,293)	203 (187)	615 (558)	878 (815)	18,643 (17,531)
租税公課	17 (15)	541 (294)	177 (116)	176 (97)	8 (4)	28 (21)	32 (17)	979 (564)
減価償却費	184 (170)	2,457 (2,188)	620 (373)	930 (840)	87 (73)	219 (230)	145 (101)	4,642 (3,975)
営業損益	▲500 (▲513)	2,815 (2,687)	810 (659)	871 (792)	▲131 (▲136)	▲248 (▲256)	95 (91)	3,712 (3,324)
営業外損益※	504 (498)	▲1,883 (▲2,118)	▲130 (▲182)	▲585 (▲660)	158 (152)	296 (283)	▲49 (▲57)	▲1,689 (▲2,084)
経常損益	4 (▲15)	932 (569)	680 (477)	286 (132)	27 (16)	48 (27)	46 (34)	2,023 (1,240)
特別損益	0 (38)	0 (3)	0 (0)	1 (4)	0 (1)	3 (13)	0 (0)	4 (59)
税引前当期利益	4 (23)	932 (572)	680 (477)	287 (136)	27 (17)	51 (40)	46 (34)	2,027 (1,299)
当期利益	3 (10)	468 (276)	312 (244)	135 (58)	14 (7)	25 (17)	21 (13)	978 (625)

(単位億円, ▲はマイナス, カッコ内は88年度, 消費税分は含んでいない)

注) ※経営安定基金の運用益を含む。

出所) 『朝日新聞』1989.3.30.

れたのではなく、清算事業団に押しつけ、JR 各社には債務負担、利子支払を軽減させることによって、JR 各社の黒字が作り出されたのである。第3に、貨物会社の路線使用料負担は、貨物会社がなければその発生が回避され

表17 国鉄職員数の推移（概数）

1982年3月	401,360人	1983年3月	386,680人
1984年3月	358,050人	1985年3月	326,030人
1986年4月	277,700人	1987年4月	
		承継法人採用数	200,650人
		86年度末までの退職数	52,700人
		国鉄清算事業団移行後	23,650人

出所) 『日本国有鉄道監査報告書』, 『交通年鑑(昭和63年版)』等をもとに作成。

表18 推定人件費 (単位: 億円)

項目	会社名	北海道	東日本	東海	西日本	四国	九州	旅客計	貨物	総計
事業計画		731	4,689	1,379	2,842	251	783	10,675	722	11,397
決算(推定)		729	4,341	1,171	2,739	228	782	9,990	694	10,684
差額		△2	△348	△208	△103	△23	△1	△685	△28	△713

注) 決算額が不明なので、運輸省発表の各社ごとの人件費額と職員数から1人当たりの人件費を算出し、これに87.11.1現在の各社職員数を乗じて推定額とした。

出所) 国労調査部提供。

たと認められる経費（可避可能費）に1%位の利益を加えたものとして計算される。このことにより貨物会社の路線使用料は低められ、路線に関わる共通費の多くが旅客会社の負担となる原価計算方式が採用された（山口孝「JR初年度決算の分析」『明大商学論叢』第71巻3・4合併号、1989年3月）。貨物部門はすでに不採算分野の大幅スクラップ化、物資別、コンテナ輸送等儲かる部門のみを残した上に、施設、設備に関わる経費負担を大幅に軽減させたのである。

さらにつけ加えれば、86年9月の平均4.8%のかけ込み運賃値上げ、赤字ローカル線切り捨て、徹底した要員削減による人件費切り捨てが黒字計上の「設計された枠組」であった。要員削減についてみると、75年度定員43万人から、85年度（86.4）27万7000人とこの間約15万人削減、85年度は年間約5万人、「分割・民営化」推進過程3年間で実に約10万人が削減され、87年4月JR発足時には20万650人が採用された（表17）。しかし、2万3650人が清算事業団に移された（うち再就職未定者7628人）。しかも、JR7社で1万3252人の定員割れで、JRはスタートした。こうして事業計画に対する人件費削

表19 1988年度日本国有鉄道清算事業団資金計画

(単位：億円)

収 入			支 出		
事 項	87年度	88年度	事 項	87年度	88年度
新幹線鉄道保有機構収入	2,332	2,326	借 務 償 還 諸 費	16,127	19,384
固 定 資 産 売 却 収 入	3,000	3,000	用 地 対 策 費	490	966
そ の 他 収 入	812	692	雇 用 対 策 費	3,335	886
補 助 金 受 入	1,668	1,643	年 金 等 負 担 金	5,957	5,604
財 政 投 融 資	12,290	13,810	管 理 費 等	2,127	1,441
民 間 借 入 金	7,934	6,810			
合 計	28,036	28,281	合 計	28,036	28,281

出所) 山口孝「JR初年度決算の分析」『明大商学論叢』第71巻3・4合併号。

減分はJR 7社で713億円（東日本だけで348億円）に及ぶと推定されている（表18）。しかも、定員割れでスタートした上、スピードアップはじめ多くの業務、作業範囲の拡大を要求され、激しい労働強化と労働時間の延長が生じている。反面、ベテランの運転手、検査掛・保線労働者等を国労所属ということで本務から追い出し、売店の仕事などをやらせている。オレンジカード売りなどのサービス残業も行なわせている。JR 7社の黒字はこうして演出されたのである。

国鉄債務の大部を負った清算事業団は、87年度首18.1兆円であったが、同年度中に約6600億円を償還したが、他方、津軽海峡線、岡多・瀬戸線開業に伴う鉄建公団債務約1.1兆円を承継し、用地売却が進まなかったことなどによる収入不足分を補うために新たに1.9兆円の新規債務（財政投融资と民間借入金）を負った。88年度にはさらに2.1兆円の新規債務を負う見通し（表19）であり、89年度は3.9兆円の追加債務を要するとされている。「会社更生法の場合は4割とか6割とか債務の減額をする。しかし、国鉄改革では債務を減額せずに、事業団にそのまま移した。その利子は金を借りて返している。かつて国鉄に対して大蔵省がやっていたのと同じことが、依然続いている」（伊東光晴、『朝日新聞』89.3.7）。清算事業団は、利子を借金で返し、さらに借金・利子が増えるという「サラ金地獄」に苦しんでいる。清算事業団の債務償還は、土地売却収入と所有株式（JR 7社の株式919万株）の売却で賄うという予定なのであるが、これはまた新たな問題を発生させることに

なる。この間、清算事業団を含めたJR各社への政府助成金は減少した(表20)。これを「国家財政負担圧力の軽減」というマクロ公共性(国家公共性)〔遠山嘉博〔1987〕p.363〕とする考えがあるが、実は反面このために借金は増大しているのであって、問題は何ら解決されていない。

安部誠治氏の試算によって、JR各社と清算事業団を一体にした収支決算(1987年度)をみると(p.503の表14)、JR11社の税引前当期利益は1584億円、清算事業団の当期損失金は2兆2152億円であり、JR11社と一体的に収支決算すると2兆568億円の損失となる。86年度の国鉄決算の純損は1兆3610億円であるから、「分割・民営化」によって収支が改善されたどころか、約7000億円悪化している。JR各社と清算事業団の債務に係る支払利息も86年度の国鉄のそれを約3000億円上回る1兆8000億円に達している。巨額の債務を清算事業団にかぶせ、それをまた国民の負担に転嫁して、経営黒字を演出する——そういうことなら何も国鉄を「分割・民営化」するまでもなかった。「国鉄を国鉄のまま残し、同様の手続を踏めば、やはりたちどころに黒字に転化したのである」(野田峯雄「亀裂深めるJR体制」『破防法研究』〔1988.7〕)。

3 JRのかかえる内部矛盾

経営問題だけでなく、JRはさまざまな矛盾をかかえ込んでいる。余りにも強引な「分割・民営化」自体がもたらした矛盾である。すなわち、①労働問題—不当労働行為の露呈と労働委員会による改善命令、清算事業団における雇用問題、②安全性の問題、③共済年金問題、④関連事業拡大に関わる問題、⑤新幹線保有機構に関わる問題と地方線問題、合わせてJR各社間の収益力格差問題、⑥土地、株式の売却問題等々である。主要な点を示そう(⑥は次項3で扱う)。

①の労働問題であるが、「分割・民営化」の強行の中で、国鉄当局が行なっ

表20 助成金と借入金予算 (単位:億円)

	85	86	87	88
助成金受入	6,025	3,752	1,950	1,862
借入金	25,174	26,435	不 明	29,284
合 計	31,199	30,187	不 明	31,146

資料) 85, 86年度は監査報告書87, 88年度は88年度政府予算およびJR各社の事業計画書より推計。
出所) 山口孝「JR初年度決算の分析」『明大商学論叢』第71巻第3・4号, 1989, 3.

た不当差別，不当労働行為が次々と暴露され，各地の労働委員会によって不当労働行為が認定され，救済命令が出されている。国労が，人権・団結権の侵害，組合間差別として，国鉄・JRの不当労働行為にたいし地方労働委員会に救済申立を行なった件数は208件にのぼっている。救済申立の内容は，採用差別，配属差別，出向差別，脱退強要，賃金差別等であり，これだけでもいかにすさまじい国労組織破壊攻撃がなされたかを物語っている。労働委員会側は，88年3月の新宿車掌区事件を皮切りに，提訴した国労側の主張をほぼ認め，相次いで救済命令を出している。国労勝訴の救済命令は，89年6月13日現在31件（中労委命令1件を含む）となっている。なかでも，JR北海道・貨物を相手取った北海道地労委への差別採用についての救済申立に対する北海道地労委の審問の場で，元釧路運転区総括助役（88.3退職）は，「国労を意識的に排除した」と明確に証言し，地労委が，清算事業団所属の国労組合員1704名全員のJR採用命令を出したのは，画期的であった。JR当局は，国鉄とJRは別会社である，新会社は改革法の新規採用方式に基づいて行なった，「組合間差別はなく，能力，勤務成績などを基準に公平な評価をしている」（葛西敬之・JR東日本常務『朝日新聞』89.3.27）としているが，不当労働行為はもはや隠しようがない。「民間企業であつたら，組合問題のために在来の会社をつぶして採用者を決めるのは，不当労働行為の最たるもの。国鉄改革は法律に基づいて行なったから，言わば合法的不当労働行為だろう」（伊東光晴，同上）。むしろ，国家的不当労働行為といわざるをえないであろう。国労は，地方労働委員会の救済命令をふまえ，89年6月臨時全国大会で「労働委員会命令を完全に守らせることを基本とした全面解決要求」を決定した。JR移行後もなお国労はじめ「労使共同宣言」非妥協の組合に対する数々の差別が現に行なわれている。本章Iで指摘したように，労働組合の大義を守る組合を差別し，存在を許さないという，まさに非近代的労務政策が行なわれている。能力・実力があり，業務に習熟した労働者を，国労なるがゆえに排除してその仕事を奪う——それでいかに“効率性”の追求なのか。

清算事業団に送られた労働者は，87年4月に2万3650人，そのうち再就職先未定者は7628人に及んだ。ほとんどが北海道・九州の国労組合員であった。

すでに北海道地労委でも明らかにされたように、「分割・民営化」に対して闘う国労組合員を狙い撃ちして排除した“指名解雇”であったといつてよい。その後2次にわたる広域配転等によって、再就職未定の清算事業団職員は88年12月1日現在4150人である。89年1月以降の第3次広域配転が行なわれたが、同4月現在なお2537名（うち国労2156名、全動労176名、北海道1300名、九州1622名である）の再就職未定者がいる。法的には90年4月1日に解雇されることになる。国労組合員の中には、広域配転をも拒否して原職への復帰を闘い取るという不屈の闘志をかかえた者も多くいる。清算事業団雇用問題は深刻な社会問題となろう。

②の安全問題であるが、予定の定員さえ下回る定員割れで、しかも国労組合員の本務はずし、さらに超過密スケジュールの強制の中で徹底的労働強化、労働時間延長、そしてわずかな列車遅延に対しても処分を行なうという労務管理によって、なりふり構わぬ利潤追求に突っ走るJRは、輸送事業の最大の要件である安全性の解体的危機をひき起こしている。すでに「分割・民営化」推進過程で事故は確実に増加し(鎌倉 [1986] pp. 90-116)、山陰本線余部事故 (86. 12. 28) のような大事故が発生していたが、JR移行後、運転事故、障害事故は激増し、「東日本区」では88年4～6月までに44件の事故が生じている(前年同期28件)。JR内部ではこれに対して「非常事態宣言」を発している状況である。JR移行後の主な事故も、88年3月30日上越線アルカディア号の炎上、同8月29日東北線貨物列車脱線、同10月19日上越線貨物列車脱線、残留車両への別の貨物列車衝突、脱線、転覆、同12月5日中央線中野駅での電車衝突(2名死亡、102名負傷)、同12月13日北海道函館本線の貨物列車置き忘れ、脱線、89年1月16日山陽新幹線姫路—西明石間でのパンダグラフ引きちぎり架線事故等、重大事故が相次いでいる(詳しくは、立山学・牛久保秀樹 [1989] 参照)。

輸送の安全は、機械・技術の問題ではない。基本は人間＝労働者の問題である。しかしそれも、精神力や使命感だけではどうすることもできない。適正な労働条件と安全に必要な要員の確保の上で、保安施設の充実・車両・保安部門の検査・修繕・点検体制、そして関係労働者の十分な教育・訓練という四位一体の下で安全性は確保される。無謀な要員削減、運転・線路・車両

表21 公的年金制度の種類
 (単位万人, 成熟度=老
 齢年金受給者÷加入者)

	加入者	老齢年金 受給者	成熟度 (%)
国民年金	3,044	705	23.2
厚生年金	2,699	365	13.5
国家公務員共済	115	41	36.0
鉄道共済	26	34	131.0
NTT共済	30	9	28.6
日本たばこ共済	3	2	74.5
地方公務員共済	329	87	26.6
私立学校共済	36	2	5.2
農林漁業共済	49	10	19.6

注) 国民年金は自営業者など1号被保険者とサラリーマンの妻など3号被保険者の合計, 87年3月末現在, 人数は万人未満を四捨五入し, 成熟度は原数値による計算, 出所) 『日本経済新聞』88, 12, 26.

等々の表面的なことではなく, 安全の確保が基本なのである。

③鉄道共済は, すでに破綻に陥っている。相次ぐ合理化・要員削減によって国鉄共済年金は70年代半ばから社会問題化し, 74年4月から年金額の算定方式を国家公務員共済に合わせ, 給付負担を軽減, 85年度からは, 政府がまとめた財政調整5カ年計画で保険料率引上げ, 年金スライド10%停止(実質10%の段階的引下げ)を実施するとともに, 国家公務員共済, NTT共済, たばこ産業共済から年平均450億円の資金援助を行なってきた。しかしそれでも年間500億円前後の資金不足は避けられず, 積立金残高は85年度の4200億円から88年度末には1600億円にまで減小する見通しである。3共済からの資金援助が切れる90年度以降は毎年3000億円の赤字になる。87年3月末で, 鉄道共済の成熟度は131.0%となり26万人の加入者で34万人の老齢年金受給者を支えている(表21)。87年度でみると, 支出は8900億円, 収入は保険料(加入者22万人)からの保険料1200億円, 清算事業団負担5300億円, 3共済の資金援助500億円, 合計8000億円しかない。「分割・民営化」による要員削減が一気に共済年金制度の破綻を促進した。

これに対し, 鉄道共済年金問題懇談会(座長大来佐武郎)は, 88年10月

の保守・点検に習熟した国労労働者の本務はずし, 労働時間延長(24時間勤務や連続泊勤務), 超過密ダイヤの下でのスピードアップと労働強化, 列車遅延による処分, 賃金等の差別, そしてすでに私鉄以下の車両・線路点検・検査の切り捨て, 列車係・ホーム要員の廃止, 下請化と下請労働者への教育・訓練・連絡体制の不備等, まさにコスト削減—利潤拡大にのみ狂弄するJRは, 輸送の安全性を解体化させるまでになっている。輸送上のサービスは, 接客態度や設備の美化, イベントの実施

「報告書」を提出し、清算事業団、JR 各社、JR 労働者、年金受給者の自助努力と、3 共済等からの支援継続を提起した。政府・自民党は、成熟度がなお低い厚生年金（表21参照）から最低年1000億円の支援、95年の公的年金一元化の「地ならし」として1500億円程度を他の年金制度から支援することを検討している。大蔵省は、鉄道共済年金給付額引下げ、保険料引上げ（現在16.99%労使折半）、JR および清算事業団の負担増を強く要求している。大蔵省は、「こうした努力なしに厚生年金に加入しているサラリーマンの理解と支援はえられない」という考えに立っている。89年2月の関係閣僚懇談会では、清算事業団が年800億円、JR 各社200億円の特別負担、厚生年金等から1450億円の援助とともに、年金支給額引下げ（最高7%）、保険料率引上げ（2.2ポイント）を決め、法案を提出することにした。清算事業団は5年間で4000億円負担増となる。JR 各社もこの負担によって株式上場が厳しくなると危惧している。

臨調一行革は、「国の負担を減らし、労働者同士の相互扶助で」という考えで年金一元化を求めた。鉄道共済問題についても、政府は、他共済からの支援をテコに労働者の相互扶助による公的年金一元化と、給付開始年齢の引上げ（65歳）、保険料率引上げという年金制度改悪の一貫にしようとしている。鉄道共済の破綻は、政府の場当たりの交通政策による国鉄の役割縮小、これに伴う要員の徹底的削減、そして「分割・民営化」に伴う一層の雇用削減によるものである。しかも本来年金制度は、青壮年期の労働と社会的貢献に対する社会全体による高齢者の生活保障であって、労働者相互扶助、あるいは現役労働者の負担による保障というものではない。当然国家として負担を負わなければならない問題なのである。

④の関連事業の拡大については、JR は旅客・貨物鉄道事業のほか「これに附帯する事業を経営することを目的とする」（旅客・貨物鉄道会社法第1条）とされ、事業範囲の制約・規制から自由となった。加藤寛氏は「民営は自由な発想と自立の世界である。国鉄は他競争手段との対抗の中で、鉄道だけを目的として採算を維持することが困難な時代に入っている。鉄道を手段として広く事業分野の拡大を図る、そういう発想がいま求められている」（加藤・山同 [1983] p. 89）といている。鉄道の再生ではなく、鉄道を手段として、

儲かる関連事業に自由に進出し採算を拡大せよ、という「発想」である。しかし、JRの関連事業拡大による地域への影響を考慮して「その地域における当該会社が営む事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動を不当に妨げ、又はその利益を不当に侵害することのないよう特に配慮しなければならない」（同、第10条）と一応の枠がはめられた。しかしこの枠は「配慮」条項にすぎず、実効性をもった歯どめとはならない。

現にJR各社は、規制緩和・事業活動の自由化の下で、いまや“JR商法”といわれるほどさまざまな分野に進出しはじめた。めざすのは「総合サービス企業化」推進という経営戦略である。『経済白書』（1988年度版）は「JR各社の経営施策の具体例」を示しているが、これによれば、旅行業、直営飲食店・飲料製造販売、施設園芸農業、養殖業、トランクルーム、パソコン教室、スーパーマーケット、レンタルショップ、運動競技場、損害保険代理店業、コンピューター・ソフト開発に及んでいる。東京都内では上野駅に60階建超高層ビル、JR山手・中央両線を地下化し、その跡地に霞ヶ関ビル52個分のオフィス、2万4000戸のマンション、1万3900店の店舗等を作るという計画がある。地方ではリゾート開発、ホテル・レジャー施設開発などの大観光事業が進んでいる。

すでに駅空間を利用したさまざまな事業に対して地元中小商店は強い反発を示し、上野駅の超高層ビル計画に対しても、上野旅館組合から反対の声が強まっている（諫早忠義編〔1988〕p.152）。巨大な私鉄—JRの資本力にまかせた関連事業への拡大は、中小私鉄をはじめ、大手私鉄にも非常な脅威となろう。巨大な資本力によって、なりふり構わぬ事業分野の拡張は、儲かる分野の専制的支配の下に、弱小資本を淘汰してしまうであろう。それだけでなく、公共的集積の場を、私的資本の利益に吸収し、地上権、空中権、地下権さえ私的利益目的に使用するということになる。実はこれが「分割・民営化」の狙いでもあったのである。

⑤新幹線保有機構の問題について取り上げておこう。新幹線保有機構の業務は、再建監理委員会によれば「営利を目的とせず、新幹線の資本費負担の調整のために法令で定められた一定の基準に基づく使用料を徴収するとともに、債務の償還、借換えを行う」とされた。すなわち国鉄債務のうち8.6兆

円（うち2.8兆円は再調達価額と簿価の差額）を引き受け、新幹線施設をJR東日本、東海、西日本にリースしてリース料を取り（30年間元利均等償還、2年ごとにリース料の額を輸送実績に応じて見直す）、債務弁済に当てるという機構である。設備投資—新幹線の維持更新工事・改良工事は、リースを受けたJR 3社が自ら行なうものとされている（大規模な災害復旧は政府が検討して決定するとしているが、新幹線保有機構には技術者はいない）。

JR 3社が、保有機構に支払うリース料は、利子を含め年間7100億円。これを時価取得による再調達価格で試算配分すると設備の新しい東北・上越新幹線を受け持つJR 東日本が3900億円、開業から25年以上経つ東海道新幹線を受け持つJR 東海が2000億円、中間の山陽新幹線に携わるJR 西日本は1200億円となる。しかし、各社間の収益を調整した結果、収益の高い東海道新幹線を受け持つJR 東海に多く背負わせることでバランスをとることになり、実際のリース料配分ではJR 東日本2000億円（89年度事業計画収入の13%）、JR 東海4200億円（同、44%）、JR 西日本900億円（同、9%）とした。ところで、当初は2年ごとに輸送実績で負担割合を見直すとされていたが、経営努力で輸送量を増やすと負担が増えるという問題が生じ、リース料の配分比率は固定されることになった。これで保有機構の収益調整の役割はなくなった。

ところが、保有機構は、設備の維持更新、改良、補修は行なわず、財産権のないJR 3社が自ら行なうことになっているが、そのためJR 3社は会計法上減価償却ができない。したがって、更新投資の資金は、税引き後利益を充当するか、借入金に頼るほかないことになる。輸送の安全のための設備保守に当たる運営主体（JR 3社）は、設備保有主体（保有機構）でなく、減価償却により設備保守ができない。上述した新幹線架線事故もこの点に関係していたのではないかとみられる。それはともかく、税引き後利益を設備保守・更新に使えば、株式上場も困難になるし、設備の大規模な更新にはとても足りない以上、結局借入金の増大が不可避となろう。またしても借金地獄への道である。とりわけ設備更新の時期が迫るJR 東海は、現在見かけは高収益をあげてはいるものの、設備老朽化により内部留保を上回る設備投資資金が必要であり、また大規模な更新を行なわねばならないことから、借金の

増大に見舞われよう。JR 東日本、西日本とて遅かれ早かれ同じ状況になる。(『好調 JR 3 社を蝕む『新幹線保有機構』』『選択』89, 6) 早くも新幹線保有機構の矛盾が露呈し、存在意義が問われている。

新幹線保有機構は、当初から鉄建公団の存続とともに、政府・政権政党による新幹線建設への影響力、介入を温存する機構と考えられていた(鎌倉[1986] p.41)。北陸・九州・東北の整備新幹線は第2臨調では凍結とされていた。しかし三塚博氏(自民党整備新幹線建設促進特別委員会顧問)はじめ自民党の圧力で、整備新幹線着工が決定され、89年度予算では北陸ルートの高崎—軽井沢間50億円の建設事業費がつき、東北・北陸・九州のトンネル工事に係る「難工事推進事業費」が18億円計上された。89年度工事着工という計画であるが、国、地方自治体(地元経済界)、JR 3 者の建設費負担割合はなお確定していない。三塚博私案の政府60%、JR10%を含め民間30%、地方公共団体10%という案、細田吉蔵氏(整備新幹線建設促進特別委員長)の国50%、JR30%、地方20%案、運輸省の国40%、JR40%、地方20%案、大蔵省の国25%、JR50%、あと地方負担という案が出されている。その中でとくに重要なのはJR負担分であり、89年度予算では、JR新幹線保有機構を活用し、JRグループの資金をプール——本来国に返済すべき新幹線リース料の一部を建設費にふりむけることが決まった。新幹線保有機構は、整備新幹線建設に関して、すでに明確に政権政党介入の場、利権の場になっている。この他リニアモーターカーも、89年度予算で13億円余の開発推進費がついた。これをめぐってまた新たな利権争いが激化している。「分割・民営化」は、政治による外部干渉を少しもなくしてはいない。利権構造とその主役を変えたにすぎない。

反面、地域負担、国民の負担はさらに加重される。北陸新幹線では89年度初年度だけで、鉄道建設10%、駅舎建設25%、年12億5000万円の負担(初年度負担率25%)となっており、さらに新幹線保有機構のリース料を整備新幹線建設資金(総工費20兆円ともいわれる)に充当することは、それだけ債務返済を遅らせ、借金の一層の増大、あるいは国民への負担増加をもたらそう。その上、整備新幹線開通とともない在来線が廃止される。高崎—軽井沢間の新幹線開設によって、在来の信越線廃止が決定された。これに対して沿

表22 業績と「生産性」格差

	北海道	東日本	東海	西日本	四国	九州	貨物	私鉄平均
(1) 営業利益率(%)	⑦ △ 58.5	① 18.9	③ 8.2	② 9.3	⑥ △ 42.6	⑤ △ 22.3	④ 6.4	14.5
(2) 総資本営業利益率(%)	⑦ △ 5.3	② 7.0	① 11.4	④ 5.1	⑥ △ 4.4	⑤ △ 3.7	③ 6.3	4.4
(3) 従業員1人当たり収益 (万円)	⑦ 708	② 1,886	① 4,084	③ 1,483	⑥ 792	⑤ 867	④ 1,437	1,961
(4) 従業員1人当たり営業 利益 (万円)	⑧ △ 415	① 357	② 334	③ 138	⑥ △ 337	⑤ △ 192	④ 92	285
(5) 従業員1人当たり有形 固定資産 (万円)	⑥ 1,858	② 4,127	④ 2,230	② 2,245	③ 2,321	⑤ 2,134	⑦ 175	3,261
(6) 税引前当期利益率(%)	③ 3.4	② 4.6	① 7.0	⑦ 1.2	⑤ 2.8	⑥ 2.8	④ 3.4	5.4
(7) 資本金利益率(%)	② 13.4	③ 13.7	① 14.7	⑦ 2.5	⑤ 5.7	⑥ 5.6	④ 9.7	10.4

注) ○中番号は順位を示す。△は欠損または欠損率を示す(山口孝「JR初年度決算の分析」, 前掲)。
出所) 各社決算書より算出, 私鉄平均は日銀前掲書。

線住民は強く反対している。

利権にからむ新幹線建設の反面, 地元負担は増え, 地域住民の日常的な“足”としての鉄道が奪われようとしている。すでにJR各社間に著しい業績と生産性格差が生じている(表22参照)。JR北海道・清水英朗常務取締役は「62年度(昭和)には当期利益を計上したが, 経常損益は22億円の赤字であり, 更には, 62年度において, 特別利益として計上することができた連絡線運営補助金は62年度限り, 特定地方交通線運営補助金は63年度限りの措置であり, 64年度以降はこれら補助金はない」(『運輸と経済』89, 1)と述べている。経営を維持するにはさらに経営安定基金の積み増しが必要であり, これは清算事業団債務を増大させる。その中で, さらに不採算路算のスクラップ化が一層促進されるであろう。

国鉄「分割・民営化」は, 決して地域住民の交通ニーズへの対応や地域住民の利便を図るなどというものではないことが, 明らかにされているといえよう。

4 土地・株式の売却問題

37.3兆円の国鉄債務のうち25.6兆円を背負い込んだ清算事業団は, 3350

haの土地の売却で7.7兆円、JR株売却で1.2兆円、新幹線保有機構から2.9兆円を収入として獲得し、13.8兆円を国民に負担させる計画で87年度出発した。旧国鉄の持つ土地面積は87年度で6万5380ha、うち清算事業団は8180haを受け取った（あとはJR6社と新幹線保有機構の所有）。ところで国鉄用地の簿価は、わずか6899億円（83年度）でしかない。時価による土地評価を国鉄再建監理委員会は示さなかった。「国鉄の土地が公正に評価され、駅舎、ビル、車両という有形資産の評価にとどまらず、世界一級の国鉄のシステム技術、通信網などの無形資産が適正に評価された場合、国鉄を200兆円の資産を保有する企業とみても決しておかしくはありません」（牛久保秀樹『賃金と社会保障』85, 11上）といわれており、国鉄の土地資産だけでも70～80兆円ともいわれている。

清算事業団は、土地売却収入の計画を、87年度、88年度とも3000億円とし、一般競争入札による売却を予定したのであるが、折からの急激な土地高騰の中で、国鉄用地の一般競争入札による売却がこれを加熱させるという批判が起こり、政府は都内など地価高騰地区での旧国鉄用地の売却を87年10月凍結した。その結果、用地売却実績は87年度1300億円、88年度2000億円にとどまった。このため清算事業団のかかえる債務は87年度首の18.1兆円から89年度首22.3兆円に膨れ上がってしまった。

清算事業団は、一般競争入札の方が確実に高値がつくところから、強くこの方式による売却を主張している。しかし政府は、地価高騰地区を監視区域として指定して入札見合わせを行なったり、自治体に一定面積以上の土地取引に対する地価の制限を可能にするなどの地価対策を実施している関係上、一般競争入札方式を全面的に解禁していない。そこで導入されたのが、信託方式による売却と建物との一括売却方式である。土地信託方式は、資産処分審議会（清算事業団理事長の諮問機関・会長平岩外四経団連副会長）が提起したもので、①事業団が信託銀行と土地信託契約を結び、信託銀行がビル等を建設する、②事業団は信託受益権を小口化して売却し、売却収入を債務返済にあてる、③信託受益権購入者は、持ち分に応じて信託銀行からオフィス賃貸料などの配当を受け、信託期間（10～20年）終了時に土地、建物の所有権を譲り受ける、というものである。信託受益権の小口化といっても例えば600

億円の高額物件の場合500～600口、1口1億円単位、20～30億円の物件でも1口5000万円程度で、購入者は主に銀行など機関投資家になるとみられる。すでに清算事業団はこの方式で渋谷駅北側約1000m²の処分を決め、都内23区内用地約1000～2000m²も同様の方式で売却することにしており、全体で約1兆円程度の収入を確保したいとしている。この他東京・大阪の旧国鉄宿舎跡地など500m²前後の小規模物件については、低中層マンションを建設し、事業団は土地・建物合わせた区分所有権を売却する方式を検討している。信託方式を取るにせよ、土地利用・収益証券の売買を通して、新たな投機対象が形成されるばかりか、公共的用地が金融機関など機関投資家等による排他的利用に、したがって私的利潤追求の手段とされることになるし、信託期間後は所有権も転換することになる。公共用地としての旧国鉄用地は、少なくとも自治体、地域住民の参加による公共的利用計画に即してその利用を検討すべきであろう。

ところで、土地売却が意図通り進まない状況の中でクローズアップされてきたのが、株式の売出し、売却である。分割されたJR各社の株式は清算事業団の所有となっており、清算事業団は持株会社の性格をもっている。労働者の働きと利用者の運賃（国の負担も基本は国民の税金）で築いた国鉄資産が、すべて清算事業団の所有となった。しかもNTTやたばこ産業の場合と異なり、株式売却方法や政府の株式保有義務については何の規定もない。株式売却が可能ならば、全部売却（完全民営化）できることになっている。

政府は、87年4月1日JR移行のとき、1992年度にJR7社の株式を上場させる方針を打ち出し、89年1月には臨時閣議で「分割・民営化後の各会社の株式については、国鉄改革の趣旨に沿ってできるだけ早い時期に適切な売却が可能となるよう引続き条件整備等を進める」ことを申し合わせた。JR各社の粉飾ともいべき利益計上も、ひたすら株式売却にむけての「条件整備」なのである。

株式の上場には、一定の上場基準がある。東京証券市場一部上場基準をみると、①上場株数6000株以上（額面5万円）、東京周辺に本社がない場合2万株以上、②大株主上位10名の持株が発行株数の70%以下、③設立経過年数が最近の事業年度からさかのぼって5年以上（ただし民営企業の場合1年でよ

い)、④株主資本額(純資産額)10億円以上、⑤1株当たり純資産10万円以上、⑥上場前3年間の1株当たり利益が1万5000円以上、かつ上場直近の事業年度における1株当たり利益2万円以上、⑦配当5000円以上(以上額面5万円の場合)、等である。これを基準にしてみると、上場株式数、純資産額ともJR各社はクリアしているが、1株当たり純資産では、北海道、九州、四国が基準を達成している。これは経営安定基金を資本準備金に繰り入れるという操作によって可能になったものにすぎない。JR東日本・西日本・東海はなお基準を満たしていない(JR東日本の1株当たり純資産額は8万1000円、上場直前年度まで1034億円の内部留保の加算が必要)。1株当たり利益では、初年度から東日本・東海・北海道各社で達成している(東日本1万9200円、東海2万7098円、表22参照)。配当金についても、東日本の場合87、88年度で600億円、89年度約800億円の経常利益を計上する必要があるが、これを十分達成している(表14、15、16参照)。東日本・東海は、90年度上場可能の状況になっている。

しかし、JR7社の株式上場基準の達成は、清算事業団への債務押しつけ、定員割れと激しい労働強化、安全性の切り捨て等の“虚勢”によるものであったし、その上に共済年金、整備新幹線建設資金の負担、さらに新幹線施設、設備の保守・更新に関わる負担等が加わっており、決して表面上の好決算通りの経営内容とはいえないのである。

それにしても遅くとも92年上場をめざしてJR各社は、内部留保の拡大、利益拡大に突っ走ることになろう。清算事業団は、いわば“粉飾”の上で、JR株の高値放出を意図している。東日本・東海の株式を額面5万円として放出したとき100万円で売却されたとすると、総額4兆2400億円となり、資本金を控除しても約4兆円が株式譲渡益としてころがり込むことになる(表23参照)。それによって、清算事業団・政府は、キャピタルゲインを手にし、民間大企業、金融会社は、田国鉄資産を手中におさめることになる。土地信託証券、JR株の売却は、「カジノ経済」化を一層加熱させるとともに、この虚構の「カジノ経済」の維持のための財政・金融政策をさらに必要とさせることになる。いずれにせよ、「分割・民営化」は、大資本による公共土地、資産の私的利用と私的所有一分取りを実現させ、その支配力を強化させるところ

に意図があったのである。

5 総合交通体系は可能か——JR化とは何だったのか

国鉄再建監理委員会は、「望ましい交通体系の形成は、各交通機関の競争と利用者の自由な選択が反映されることを原則とすべきであり、政府の政策措置もこのような原則ができるだけ生かされるように配慮して行なわれることが、真の意味での総合交通体系の形成に資するものとする」としている。自由競争による効率性の実現、利用者の“選択の自由”——それがいわばおのずから「望ましい交通体系」を形成するという、明らかに新自由主義の理念に立っている。果たしてこのような市場原理、競争原理の上で、総合交通体系の形成は可能なのか。

個別企業一別資本間の自由競争が、需要に対する供給の自律的調整を可能にし、社会的な秩序、均衡関係を形成するという考えは、決して新しいものではなく、古典的自由主義思想としてのアダム・スミスにさかのぼることができる。しかし、この理念が現実化しえたのは、たかだか19世紀20年代から70年代にかけての自由主義段階においてであった。そこでは、ほぼ自由競争を現実化しうる条件が形成されていたのである。固定資本規模が比較的小さく、部門間移動、新資本による参入条件があった。しかし、スミスにおいてさえ、交通・教育などは公共事業として維持されるとしている。もっとも、それを国家の事業として行なうのは、たとえば教育に関しては法の遵守、国防意識の確立など政治的要請によるものとし、道路・運河等については、その建設維持が私人の利益にならず、社会の利益になるからだ、とし、むしろ社会的負担（通行税等の受益者負担）で賄われることが望ましい、としていた。ところで、株式会社の発達とともに、固定設備の巨大な事業も、株式発行一資本の集中動員を通して行なわれるようになるが、それとともに、株式発行一資本集中を行ないうる企業に、これらの事業は集中化することになる。株式会社は、資本間の不均衡をもたらす要因となったのであり、同時に参入制限一競争条件の不均衡をもたらすものとなった。

問題を交通諸機関の競争に限定すると、競争を通して「望ましい交通体系」が形成されるとするさい、少なくとも最低条件として、各交通機関の

表23 JR 本州 3 社の株価指標（私鉄 5 社との比較）

	(円) 1 株経常利益	(円) 1 株利益	(円) 1 株純資産	(%) 自己資本 利益率	(円) 株 価(88年 10月31日)	(億円) 資本金額
西 武 鉄 道	12.0	5.8	89.7	6.4	4,700	217
東 武 鉄 道	11.6	6.0	139.6	4.2	1,470	479
東 京 急 行 電 鉄	11.8	5.7	140.1	4.1	1,790	648
近 畿 日 本 鉄 道	9.9	5.9	87.7	6.8	1,370	772
西 日 本 鉄 道	13.7	5.8	76.7	7.6	718	170
J R 東 日 本	19.2	6.8	81.0	8.5	?	2,000
J R 東 海	27.0	7.4	81.3	9.1	?	1,120
J R 西 日 本	4.0	1.0	78.5	1.3	?	1,000

資料) 東洋経済新報社『会社四季報』, JR 各社事業報告書,

出所) 山口孝, 前掲論文,

競争条件・基盤の平等化がなければならない。この点で、戦後および現在の日本の交通産業に、競争条件・基盤の平等化があるかどうか問われる。すでに明らかにしたように、この条件は決定的に欠如している。国鉄はもともと不利な条件で競争にさらされてきたのであった。競争条件・基盤の不平等の上で自由競争が展開されれば、明らかに条件の有利な道路＝自動車、海運、航空が、圧倒的に支配することになろう。自由競争を通して「望ましい交通体系」の形成を、といっても、すでに自由競争の条件がないのである。

このことは、鉄道事業だけについてもいえる。表23で示しているように、JR 各社、とくに本州の旅客各社は、大手私鉄を圧倒する資本力をもっている。私鉄の場合でも、中小の私鉄は、大手私鉄に資本力で圧倒され、買収、あるいは切り捨て、廃止を余儀なくされてきた。ここに巨大な資本力をもつ JR 各社が“自由”な競争に参入することになる。確実に弱肉強食の競争戦が展開され、競争を放置すれば、私鉄は圧倒され、吸収されることになりかねない。資本力の決定的格差が存在する上での競争は、確実に大資本による中小資本の集中・支配をもたらす。この意味で「望ましい交通体系」とは、実は巨大な資本による交通産業の制圧を意味するものなのである。

しかしより重要な問題は、「望ましい交通体系」というとき、いかなる観点に立ち、だれの立場で「望ましい」か、ということである。国鉄再建監理委員会も、「分割・民営化」に賛成する立場の者も、「望ましい」とする観点は、収支採算をあげること、すなわち利潤を獲得することであり、したがっ

て当然に個別資本の立場に立っている。つまり「望ましい」ことの内容は、コストを下げ、競争力を強め、収益力を拡大することである。利用者に対する利便、サービスは、そのこと自体が目的のではなく、それは収益拡大の手段であるにすぎない。個別資本にとっての収益力の拡大は、必ず反面では、労働時間延長、労働強化、要員削減等による人件費削減、安全・福祉に必要な費用・設備の可能な限りの削減を伴う。JR各社はその点では、実に見事に資本の論理に徹している。国労その他労働組合としての自主的立場に立つ労働者の存在を認めようとしないのは、それが資本、個別資本の論理に反する行動をとっているからである。この点で「望ましい」観点とは、資本の意志の専制的貫徹、ということになろう。

同時に、この個別資本の収益力拡大の観点に立てば、社会的にいかに必要不可欠な鉄道も、採算があげられなければ切り捨てるということになるし、交通機関がひき起こす外部費用は可能な限り負担せず、その事業のもたらす公共的利益—集積のメリット、沿線開発、土地利用度の上昇、地価上昇のメリット等は、可能な限り内部化、つまり私的利潤として吸収する、ということになろう。本来、社会的な共同利用と共同利益をもたらす鉄道事業の公共的性格は、これによって廃棄されてしまう。JR化は、公共交通の“死”を意味する。

日本の行政改革は、国際的な貿易不均衡—貿易摩擦解消の立場で考えれば、シュミット西ドイツ前首相の指摘するように「日本政府の政策ミス」（『日本経済新聞』85.9.28）であった。行政改革は、いよいよ日本経済の効率性・競争力を高め、貿易不均衡の拡大をもたらすものであった。国鉄「分割・民営化」もこの「政策ミス」を増幅させるものであった、といってもよい。そして本章が分析、解明してきたように、「分割・民営化」は個別資本の論理の徹底が突出し、怨念ともいうべき国労組織つぶし、およそ近代的とはいえない、独自の利益集団としての組合の存在否定、資本の論理に抵抗する労働者の排除による運転・設備保守等の安全性切捨て——人権・民主主義自体の否定の上で、強行されたのである。しかも、それによってJRの経営自主権が確立されたともいえない。整備新幹線やリニアモーターカーをめぐる政権政党の党利党略による干渉・介入は現実につき、清算事業国の債務増大

に示されるように、国が負担すべき負担を免れることから来る借金依存の体質は何ら解決されず、かえって増大するという状況にある。国家財政の負担を軽減させることが「マクロ公共性」(遠山 [1987] p. 363) というならば、このことは社会的共同利益を保障すべき、公共交通を廃棄することを意味する。国家財政の負担軽減自体が「公共性」をもつわけではない。何のための財政負担なのか、その負担軽減によってどの領域に財政支出をふりむけようとするのかが問われなければならないのである。

「望ましい交通体系」の形成にとっては、少なくとも国民経済的・社会的観点に立って検討されなければならない。それは、真に利用者の利便、サービスの観点に立つならば、国鉄再建監理委員会のような個別資本の収益性、利潤を第一義とする観点を転換し、社会的観点から、人権としての移動権の均等条件の保障という人間の生活＝人権と民主主義の立場で検討しなければならない。人間生活に必要な交通手段を、どの地域に住む者にとっても、どのような条件にある人にとっても(たとえば障害者、子供、老人等)、それがいかに収益性の面で欠如していても、基本的に等しく享受しうる条件が整備されなければならない。安全輸送こそ輸送の使命であり、最大のサービスである。このためには必要な要員確保、安全輸送を可能にする労働条件の改善が不可欠である。外部費用を最少にするためには、公害の少ない、エネルギー効率の高い輸送機関を重点に、公的コントロールが行なわれなければならない。集積メリットの活用、用地活用についても、一般利用者、自治体による公共的利用によりメリットを社会的に還元すべきである。要するに、商品経済的価値視点から、人間生活の社会的条件の整備と社会的に有用な人間らしい労働の実現という人間的生活と労働の観点への転換が必要である。この観点の上で、社会的な交通諸機関の調整、それぞれの地域のニーズに応じた交通諸機関の配置と適正な費用分担が公的立場—社会的共同事業の維持・整備の立場から、行なわれなければならないのである(なお、鎌倉 [1986] p. 177以下参照)。

[注]

- (1) 西欧の鉄道は、基本的に国有企業によって経営されている。むしろ鉄道事業は赤字経営だから、しかし社会的には必要不可欠だから、国有事業と

して行なわれているのであり、国有鉄道が赤字だから民営化するとか、いわんや全国ネットの鉄道をわざわざ分割するとかいう発想はまったくない。国家の補償が、西欧国鉄では十分なされている点は、本文で示した。さらに、たとえば、西ドイツでは、道路輸送に対しては鉄道の賃率を適用（賃率同一化、1961年に最高最低運賃制に移行）する一方、トラック輸送用営業免許の交付を厳しく制限し、鉄道中心主義の立場から、トラック輸送を公的に規制している。同時に、鉄道の果たす社会的意義＝公共性を明らかにした上で、「区分会計」方式を導入し、国家的領域（インフラストラクチャーとしての線路、施設の提供、管理）、公共経済的領域（採算ベースでは運営できない近距離旅客輸送の国家的補償）、企業の領域（収益的運営可能な長距離旅客輸送、貨物輸送）に区分し、それぞれの領域ごとに収支の成果計算を行なっている。

フランスでも、戦後の経済復興方式として、経済計画にもとづき国有企業を政策的に動員する経済管理方式（ディリジスム）が採用された。国鉄もこの方式の採用で、基本的枠組みが与えられている。国鉄の政策的動員に関わる特殊な負担は、当然国家の補償とされている。もっとも1967年の「ノラ報告」（公企業改革に関する報告）は、政府と国有企業の関係（役割分担）を「契約」の形で整理し、「契約」条項を越えた政策介入を国有企業から排除して経営的自主性を強めるという新しいディリジスムを提起し、いわゆる自由化を進めている。78年の「ギヨマ報告」（陸上輸送のための指針）は、輸送割当制廃止、運賃決定の自由化、収支均衡の強調等を提起し、自由化を進めている。しかし自由化といっても、その範囲は、自由化可能なものに限られ、「契約」においても、公共性の高い給付は、あらかじめ国家補償が約束されている。1982年12月の国内交通基本法では、移動の権利としての「交通権」が明文化されるとともに、道路輸送の規制は強化されている。

戦後イギリス国鉄は、イギリス運輸委員会（1947年設立）のもとに、国内の全公共交通機関（航空を除く）が一元的に管理・運営され、全国交通体系の総合化をめざす政策が強力におし進められていった。しかし、62年の運輸法で運輸委員会が解体されて以降、規制緩和が進んでいる。しかし国家の補償はもちろん日本国鉄とは比べものにならない。62年の制度改革をうけた「ピーチング・プラン」によって、イギリス国鉄は縮小・合理化の方向をたどる。62-71年まで営業キロ67%、職員数42%に縮小された。サッチャー政権は、積極的に国有企業の民有・民営化を進めているが、国鉄については、民営化ではなく、路線の廃止・縮小路線を走っている。これに対してイギリスでは強い批判が起こっている。

アメリカ鉄道を中心は貨物輸送である。鉄道旅客シェアは70年代初頭に1%を割った。民間旅客会社の倒産、路線廃止の中で、71年にアムトラッ

ク（Amtrak 鉄道旅客輸送公社，民間路線9.5百キロのうち3.7百キロを受け継ぐ）が連邦補助金で設立された。民営による旅客鉄道破綻の末の公社化である。貨物輸送でも，破産鉄道6社を引きついで74年にコーンレール（Conrail）が設立されたが（政府持株85%，他は従業員持株），合理化努力で86年に黒字化し，86年コーンレール民営化法が成立して，持株の公開が行なわれることになった。しかしこれも，赤字だから民営化ではなく，黒字転換による民営化である（以上，平井都士夫編著 [1986] pp. 60-74，遠山嘉博 [1987] pp. 282-294，Steel, D. & Heald, D. eds. [1984]，Kay, J., Mayer, C & Thompson, D. eds. [1986] pp. 44-55等参照）。

〔参考文献〕

- 「赤旗」（国鉄問題取材班編）[1985]『岐路に立つ国鉄』新日本出版社。
 有賀宗吉 [1978]『国鉄の労政と労働運動』（上・下）交通協力会。
 諫早忠義編著 [1983]『再建へ出発進行！』大月書店。
 —— [1988]『巨大企業JR』大月書店。
 石川達二郎 [1974]『国鉄・機能と財政の構図』交通日本社。
 井上ひさし・伊東光晴 [1986]『国鉄を考える』岩波ブックレット No. 58。
 （財）運輸経済研究センター編 [1980]『欧米の交通公企業——外国運輸法制における公企業の研究調査報告集』同センター。
 —— [1988]『鉄道政策論の展開——創業からJRまで120年』白桃書房。
 大島国雄 [1969，新訂1976]『公企業の経営学』白桃書房。
 —— [1984]『公企業改革の時代』同文館。
 ——野崎幸雄・井上昭幸編 [1983]『国有企業の経営』白桃書房。
 大島藤太郎 [1981]『国鉄——問題をうみだすその体質』（著作集2）時潮社。
 大野光基 [1986]『国鉄を売った官僚たち』善本社。
 岡野行秀・植草益編 [1983]『日本の公企業』東京大学出版会。
 小田美智男 [1986]『危機に立つ国鉄労働者』オリジン出版センター。
 加藤仁 [1986]『国鉄崩壊』講談社。
 加藤寛 [1976]『現代日本の公企業』日本経済新聞社。
 —— [1985]『国鉄再建はこうなる』ダイヤモンド社
 ——・山同陽一 [1983]『国鉄・電々・専売再生の構図』東洋経済新報社。
 鎌倉孝夫 [1980]『スタグフレーション』河出書房新社。
 ——編 [1982]『行政改革資料集』ありえす書房。
 —— [1984]『現代社会とマルクス』河出書房新社。
 —— [1986]『国鉄改革を撃つ』緑風出版。
 ——・村上寛治・六本木敏・中野洋・高島喜久男 [1989]『敵よりも一日ながく』社会評論社。

- 鎌田慧 [1986]『国鉄処分』柘植書房。
- 上岡直見 [1988]『JRって何だ!?!』草の根出版会。
- 桐山襲編 [1986]『国鉄を殺すな——国鉄労働者は発言する』冬芽社。
- 共同通信社会部編 [1978]『国鉄を裸にする』共同通信社。
- 儀我壯一郎編 [1982]『公企業の国際比較』青木書店。
- 草野厚 [1989]『国鉄改革——政策決定ゲームの主役たち』中公新書。
- 行政改革研究会 [1981]『臨調ニュースI』。
- [1982]『臨調ニュースII』。
- [1982、83]『臨調ニュースIII』。
- 国鉄 [1979]『吹米諸国の鉄道と交通政策』。
- 国鉄外務部訳 [1982]『(ドイツ)連邦鉄道営業報告書』。
- 国鉄国民会議編 [1986]『国鉄二つの大罪』啓正社。
- 国鉄再建監理委員会 [1985]『国鉄改革に関する意見——鉄道の未来を拓くために』。
- 国鉄再建問題研究会編 [1981]『国鉄再建への道』日本リーダーズ協会。
- 国鉄問題研究会編 [1985]『国鉄の未来への選択』労働旬報社。
- 国鉄問題を考える会編 [1981]『どこへ行く国鉄』労働旬報社。
- 国鉄労働組合編 [1967]『職場闘争の手引き』。
- [1979]『国鉄マル生闘争資料集』労働旬報社。
- [1985]『監理委員会の「国鉄再建」案批判』。
- ・篠藤光行監修 [1978]『国鉄労働者の組織と運動』労働旬報社。
- 国労調査資料室編 [1985]『国鉄再建への道——私たちはこう考える』。
- 国労ルポ集団編 [1988]『いまJRで何が起っているか』教育史料出版会。
- 交通権学会編 [1986]『交通権——現代社会の移動の権利』日本経済評論社。
- 佐藤達也 [1986]『国鉄民営化の疑惑』第三書館。
- サンケイ新聞国鉄取材班編 [1987]『国鉄のいちばん長い日』PHP研究所。
- 塩田直 [1986]『国鉄再建 最後の選択』日本文芸社。
- 下田守一 [1982]『嵐のなかの国鉄』労働旬報社。
- 社会経済国民会議編 [1986]『分割・民営はなぜ必要か』社会経済国民会議。
- 社会通信社編 [1986]『国鉄闘争——勝利への展望』社会通信社。
- 人活センター編 [1987]『国鉄を葬る人たちへの手紙』教育史料出版会。
- 全運輸労組編 [1982]『生活交通の現状 行政現場からの報告』勁草書房。
- 総務庁行政監察局 [1984]『国鉄の現状と問題点』大蔵省印刷局。
- [1985]『国鉄経営の現状と問題点』大蔵省印刷局。
- 高野邦彦 [1986]『国鉄「民営分割」への挑戦』ダイヤモンド社。
- 高橋秀雄・秋山義雄『国鉄の再建——その方策と提言』交通日本社。
- 立山学(菊地吾郎) [1986]『国鉄民営分割の政治算術』ヒューマン・ネットワーク出版部。

- [1989]『JRの光と影』岩波書店
- ・牛久保秀樹 [1989]『JRのゆがんだ「決算」』教育史料出版会、
- 玉村博己 [1979]『フランス企業と国有化問題』同文館、
- 角本良平 [1989]『鉄道政策の検証——JRの未来を探る』白桃書房、
- 遠山嘉博 [1973]『イギリス産業国有化論』ミネルヴァ書房、
- [1982]『国鉄』（官民機能分担研究会資料4）関西経済連合会、
- ・山谷修作・寺戸恭平 [1978]『諸外国の公企業制度に関する調査研究報告書』行政管理研究センター、
- [1987]『現代公企業総論』東洋経済新報社、
- 富塚三夫 [1986]『国鉄再建への時刻表』かんき出版、
- 中西健一 [1985]『戦後日本国有鉄道論』東洋経済新報社、
- [1987]『国有鉄道——経営形態論史』晃洋書房、
- 中野洋 [1986]『俺たちは鉄路に生きる』社会評論社、
- 日本共産党編 [1986]『国鉄問題——〈分割・民営化〉の真相』日本共産党
ブックレット⑤、
- 日本貿易振興会編 [1983]『フランスにおける国有化の現状』JETRO、
- 原田勝正 [1984]『日本の国鉄』岩波書店、
- [1988]『国鉄解体』筑摩書房、
- 八丁和生 [1982]『いま国鉄は——深まる危機と国民の選択』法律文化社、
- 平井都士夫・山口孝 [1983]『国鉄の再生』新日本出版社、
- 編 [1986]『国鉄解体の危機』新日本出版社、
- 平岩武郎 [1986]『国鉄解体前夜』亜紀書房、
- 藤木成彦 [1979]『80年代の旅立ち 国鉄の秘策』オーエス出版社、
- 日々野正己 [1985]『交通権の思想』講談社、
- 兵藤剣編 [1984]『国鉄労働運動への提言』第一書林、
- 平和経済計画会議編 [1982]『公企業と労働組合』御茶の水書房、
- ・公企業労協編『80年代と公共部門』勤草書房、
- 松尾定行 [1986]『国鉄が消えた!?日』日本経済評論社、
- 松山徳之 [1987]『JR 5年後の崩壊地図』エール出版社、
- 真鍋繁樹 [1985]『国鉄解体』講談社、
- 丸山昇 [1986]『国鉄民営化残酷物語』エール出版社、
- [1987]『JR 残酷物語』エール出版社、
- [1988]『新・JR 残酷物語』エール出版社、
- 三塚博 [1984]『国鉄を再建する方法はこれしかない』政治広報センター、
- [1986]『さらば国有鉄道』ネスコ、
- 三菱総合研究所事業戦略研究室 [1986]『整備新幹線とはなにか』清文社、
- [1987]『整備新幹線をどうつくるか』清文社、
- 屋山太郎 [1987]『国鉄に何を学ぶか』文芸春秋社、

- 湯沢威 [1988] 『イギリス鉄道経営史』 日本経済評論社。
- 吉田震太郎編 [1983] 『行政改革』 社会主義協会。
- [1985] 『行政改革——この上からの革命』 ありえす書房。
- 編 [1988] 『80年代の国家と財政』 同文館。
- 吉留路樹 [1982] 『国鉄問題の真相』 市民出版社。
- [1985] 『許すまじ国鉄分割・民営』 市民出版社。
- 臨時行政改革推進審議会事務局監修 [1988] 『規制緩和——新行革審提言』 ぎょうせい。
- 六本木敏 [1988] 『人として生きる』 教育史料出版会。
- 和歌山線を守る住民の会・和歌山線交通権裁判原告団編 [1988] 『JRは10年 たったらなくなる』 和歌山線を守る会事務局。
- 『運輸と経済』 [1984, 1], 「欧州鉄道の最新経営情報」 運輸調査局外国部。
- [1985, 12] 「特集 国鉄再建監理委員会の『国鉄改革に関する意見』を読んで」 運輸調査局。
- [1988, 10], [1989, 1]
- 『記録ジャーナル』 [1986, 3] Vol. 7 「特集反『国鉄解体』論」 記録ジャーナル社。
- 『暮らしと政治』 [1985, 5] No. 323 「国鉄を原点から問う」 日本共産党。
- 『経済評論』 別冊 [1982] 「行革と官公労働運動の条件」 日本評論社。
- 増刊 [1985] 「国鉄再建を考える」 日本評論社。
- 『ジュリスト』 増刊総合特集 No. 31 [1983] 「国鉄——公企業と公共交通」 有斐閣。
- No. 860 [1986] 「国鉄分割・民営化の検討」 有斐閣。
- 『賃金と社会保障』 [1985, 2上] No. 907 「国鉄解体と闘う」 労働旬報社。
- [1985, 11上] No. 925 「国鉄解体と闘う Part II」 労働旬報社。
- [1989, 3上] No. 1005 「JR体制の労働運動」 労働旬報社。
- 『破防法研究』 [1988, 7] No. 62 「特集 JRを告発する」 破防法研究会。
- 『労働経済旬報』 [1985, 11上] 「特集 国鉄再建監理委員会『答申』批判」 労働経済社。
- Ascher, K. [1987] *The Politics of Privatisation: Contracting out Public Services*, London Macmillan Education.
- Butler, S. M. [1985] *Privatizing Federal Spending: A Strategy to Eliminate the Deficit*, New York. Universe Books, 邦訳『民営導入への道——財政赤字削減の処方箋』(長富裕一郎監訳) 東洋経済新報社, 1986.
- Friedman, M. and R. [1980] *Free to Choose: A Personal Statement*, New York, Harcourt Brace Javanovich, 邦訳『選択の自由——自立社会への挑戦』(西山千明訳) 日本経済新聞社 1980.

- Friedman, W. ed. [1954] *The Public Corporation : A Comparative Symposium*, London, Stevens & Sons, 邦訳『公社制度の比較研究』（井出嘉憲・奥平康弘・田口富久治・寺戸恭平訳）公企業研究調査会 1975.
- Grand, J. L. and Robinson R. eds. [1984] *Privatisation and the Welfare State*, London George Allen & Unwin.
- Hastings, S., and Levie, H. [1983] *Privatisation ?* Nottingham, Spokesman.
- Hayward, J. [1986] *The State and the Market Economy : Industrial Patriotism and Economic Intervention in France*, Sussex, Wheat-sheaf Books.
- Kay, J., Mayer, C. and Thompson, D. eds. [1986] *Privatisation and Regulation : The U. K Experience*. Oxford, Clarendon Press.
- Parris, H., Pestieau, P. and Saynor, P. [1987] *Public Enterprise in Western Europe*, London, CroomHelm.
- Steel, D. and Heald, D. eds. [1984] *Privatizing Public Enterprises : Options and Dilemmas*. London, Royal Institute of Public Administration.
- Tiemeyer, T. and Quadon, G. eds. [1986] *The Privatisation of Public Enterprises : A European Debate*, CIRIEC, 邦訳『民営化の世界潮流』（尾上久雄・広岡治哉・新田俊三編訳）御茶の水書房, 1987.
- Tivey, L. J. [1966 2nd ed. 1973] *Nationalization in British Industry*, London, Jonathan Cape, 邦訳『イギリス産業の国有化』（遠山嘉博訳）ミネルヴァ書房 1980.
- Veljanovski, C. [1987] *Selling the State : Privatisation in Britain*, London, Weidenfeld and Nicolson.

補章 「新自由主義経済政策批判」の回顧と展望

世界経済はいま大いなる転換の渦中にある。その帰趨にはなお予断を許さぬものが残るとはいえ、時の流れがこの日本でことさらに速いのはやむをえまい……。村上泰亮「新自由主義経済政策批判——複合幻想の経済政策」が発表されたのは1982年末、再読しての第1の印象はこのことであった。一面でそれはいまなお新鮮な論点をいくつも含む。だが、時論としての側面からくる不利を割引いても、これがわずか5年あまりまえの議論とは思えないほど、この間の推移は複雑かつ急速だったというべきなのであろう。

この論文は当時かなりの反響を呼んだ。直接の論争文として吉富勝「新自由主義の歴史的役割」、それにたいする村上泰亮の反論「世界経済の何が転換しつつあるのか」、関連論文として同「転換する産業文明と21世紀への展望」のほか、時評、特定の論点の検討、鼎談の当事者などとして公文俊平・香西泰・岩野茂道・西川俊作などの名前を挙げることができる。が、波紋はおおむね論壇的な現象の枠内にとどまって、1年後の1983年末頃にはほぼ消滅したとみてよいであろう。

だが、この作品をそのまま放置するのはいささか口惜しい。少なくとも、昨今の社会科学文献には珍しい文体の魅力がある。沈着かつ冷静なようでいて、しばしば大きく飛躍し強く訴える文章の妙だけでも、賞翫する価値はあろう。もっとも、サムエルソンがガルブレイスを評していったように、文章の上手すぎる経済学者は、重罪ではないまでも非行ともいべき一種の罪を犯したことになるという考え方も、ありえないわけではない。前提を明確にし推論を確実にすることによって解が定まる問題だけを扱うのであれば、文章の巧拙などはほとんど意味をもたないともいえよう。が、緊迫した状況のもとでどのような政策を採用すべきかについて、迷いながらも飛躍し決断し実行しなければならぬ場合もある。特定の政策が予見された唯一の結果を

つねに伴うというわけでもない。他はいざ知らず経済政策だけはこのような事態を免れているのだという主張は、時には危険でさえあろう。とすれば、文体の如何もかならずしも瑣末な問題ではあるまい。確定解の得られそうな問題だけにみずからを局限したいという禁欲は、すでに体質化してひと一倍強い。が、他方ではその種の禁欲をあえて放棄したところでしか、政策の実行や立案はおろか評価さえ可能にならないという信念もある。文体に現われてくる内容構成の特徴として、全体像にかんする文明論的な視野からの大胆な推断と、諸部分にかんする確実な命題を求めようとしての細心の限定とが、独特の対照をかたちづくっているという点を挙げるのだが、その背後にあるのはこのような事情なのではあるまいか。沈着と飛躍、冷静と衝迫、細心と大胆の対照がかもしだす緊張は、ときには息苦しいこともあるが、それがおそらくは書き手にとってだけでなく、読み手にとってさえもしばしば意外の展開を導き、新たな問題の提起と検討とを促すのである。

以下、この作品をとりあげるのには、たんにここ5年あまりのあいだに時間がどう推移したかを測りたいがためではない。もちろん文体の魅力や内容構成の対照のためだけでもない。新自由主義経済思想をどう評価すべきかという問題をめぐって、そこに示された独自の解答を回顧しつつ批判的に検討することによって、新たな展望を切り拓くことができるかもしれないという期待のためである。このやりかたが問題にたいする間接的な接近にすぎないことはいうまでもないが、レーガン政権発足後2年目に書かれた論文を最後の8年目に検討することからくる後知恵の効用は、意外に大きいかもしれない。もっとも本章の目的は「新自由主義経済政策批判」の内容を初出にそくして確定したうえで、問題点と考えられるものの若干を指摘しつつ、そのうちのひとつ変動相場制をめぐる村上説に批判的な検討を加えたいというにすぎない。新自由主義自体の解明ではないし、村上説の全面的な検討でさえない。が、80年代初頭の「村上・吉富論争」をも視野に収めつつ新自由主義経済思想への評価を確定するための準備作業としての意味くらいは持たせたいものと思う。

村上論文の要点　論文は「はじめに」と題された序文と、番号の付され

た6節の本論から成る（以下、この論文からの引用は煩を避けて原則としてページ数を指示しないが、必要に応じて初出誌ページで所在を示す。また初出誌と再録書とで表現が異なるばあい、とくに断わらないかぎり初出誌による）。各節をごく大まかに特徴づけるとすれば、「はじめに」が執筆動機をかちらませた問題の提起、本論は「1. 3つのアンチテーゼ」が主題の提示、「2. 新自由主義幻想」と「3. 変動為替レート幻想」が自説の積極的な展開、「4. 複合幻想の帰結——アメリカの場合」と「5. 複合幻想の帰結——日本の場合」が現状の診断、「6. 選択」が政策の提言、ということになろう。著者特有の思考がよく表われている箇所や、立ち入った検討を要すると考えられる箇所に留意しつつ、それぞれの内容をもう少し詳しくみておこう。

まず「はじめに」が提起するのは、第2次大戦後完成した世界経済秩序（「20世紀システム」）が世紀単位の大きな構造変動に見舞われ、崩壊の危機に直面しているという認識である。システム危機の感覚は秩序の指導者であったアメリカで広く浸透し、二流の受益者にすぎなかった日本で稀薄であるが、問題の焦点は、各国が危機の淵源をどう把握し、世界的な視野からの政策体系にかんする合意をどううちたてるかにあるのだという。この危機感の次元でレーガン政権の登場を説明しようとしていること（「何か思いきった大きな手を打たなければ、アメリカは駄目になるという素朴な庶民感覚、つまり愛国心といってもよいものが、レーガンを当選させ支持している」、および例外的な楽園ともみえる日本にたいしては強い警告を発していること（「現在の日本の豊かさは、かなりの部分がタイミングの悪戯の産物であり、東の間の幻影に終る可能性が高い」）——のち単行本収録のさい「序 1982年夏」と改題されたこのプロローグでは、以上2つの論点に注目しておきたい。

つづけて本論第1節は戦後の世界経済秩序の特徴を、大きく、①ケインズ主義的需要管理と福祉国家型再分配、②固定為替レート制度下のIMFとGATTの国際的枠組、③それを支えたパックス・アメリカナと捉えたうえで、いまやそれぞれの反対物が、つまり新自由主義・変動為替レート制度・ナショナリズム自国中心主義が支配的な政策思潮として登場してきたのだという。そしてこ

の「3つのアンチテーゼ」への推転を惹き起したのは、世紀を単位とするような技術革新の大波と、その具現としての耐久消費財等需要の爆発がすでに飽和したという事態なのだを括る。——主題のこのような提示のしかたと括りかたからすれば、システム危機の淵源はケインズ主義や福祉政策そのものにあるのではなく、この飽和の事態にもかかわらずそれらを試みつづけたことにこそあるという把握が本節で示され、全篇を貫くことになったとしてもさして不思議ではない。事実、アンチテーゼ群の幻想性を強調しつつ、それらが新しい秩序を創成するための処方箋としては欠陥をもっていると主張することが、次の課題をなすのである。

第2節はアンチテーゼの1つとしての新自由主義の内容を、①労働市場についての垂直な長期フィリップス曲線分析、②貨幣市場についての新貨幣数量説、③財市場についてのスミスの見えざる手のヴィジョンという形に整理したうえで、その固有の特徴は①や②にあるのではなく③に集約されるという主張を、さまざまな角度から展開している。次節とならんで、対吉富論争においても明確に対立しあった争点のいくつかをふくむ節でもある。まず①について——フリードマンたちが価格理論的な根拠の不明確な右下がりのフィリップス曲線分析を批判することによって一般的な分析用具の拡充に参与したとみて、これを評価しつつも、そのこと自体は新自由主義の採用を必然化するわけではないのだという。この当初の論文の段階では、批判以後の期待を取り入れ一般化されたフィリップス曲線でさえ「名目賃金上昇率決定のあり方を示す関数」であるとされた点は見落とせない。

つぎに②の新貨幣数量説について——その短期的分析の側面に限れば、たとえばマネタリストがIS-LM曲線分析の枠組を認めるとか、ケインジアンが投資にたいする利子の効果や消費にたいする資産残高の効果に関心を払うようになったとかの点に示されているように、両者のあいだにはある種の同意が成立しつつあるとみる。が、長期的分析の側面では、貨幣の需給状況の変化——実質利子率——貯蓄・投資の均衡水準——成長率その他の実物経済の変化という経路を新自由主義が認めようとせず、貨幣供給と名目所得の相関や貨幣供給と物価水準の相関が経験的に有力であるとするところをもって、経済の貨幣的側面と実物的側面とが分離されうるという主張の実証的証拠に

代えようとする点に、大きな問題があるのだという。裏返していえば、貨幣供給は長期的にも実質所得に影響しうるといようなかたちで、上記両側面の分離不可能性を強調するのが村上説によって解された非新自由主義の立場であるということになろう。

さらに③のスミスのヴィジョンについて——市場機構が実物経済の均衡を達成しうる自己調整力を十分にもつとするこの主張にたいしては、利子率による投資と貯蓄の均衡化過程が有効に働くか否かが、その当否を判定するにさいしての焦点にならざるをえまいという。そのうえで、現在変数としての利子率と期待変数としての将来収益の関係の如何によっては——たとえばケインズが直面した1930年代のように将来の見通しが暗いために——しばしば右の均衡化過程が作動しないことがあるのだと対置する。このかたちで新自由主義ヴィジョンの根拠の薄弱性を主張しつつ、その「経験的証拠も（フリードマンによる大不況の説明も含めて）説得的ではない」というときの口吻からすれば、世界大恐慌以後の市場機構は自身による調整を待ちうるだけの耐性のない政治経済構造の一環に組み込まれてしまったという認識が——より強く端的に言いきってよいとすれば——市場機構は自己調整力を喪失してしまったのだという認識が村上説の根底にある、と考えてよからう。

かくて垂直な長期フィリップス曲線分析・新貨幣数量説・スミスのヴィジョンの3つの構成要素は、同じ程度に幻想だとされているわけではない。「③のスミスのヴィジョンは、①と②の主張を必然的に導くと考えてよいが、……①と②の主張にとって③のスミスのヴィジョンが不可欠だとはいえない」としたうえで、③についての理論的根拠も実証的根拠も薄弱であると主張すること——これが新自由主義は幻想にすぎないとする第2節の微妙な組立ての主内容だったわけである。

ところが、戦後の世界経済秩序にたいするいま1つのアンチテーゼとしての変動相場制を検討した第3節のばあいには、事態はかなり異なる。期待された効果が十分に発揮されなかったとする観点からの変動制への評価と密接にからむかたちで、その「幻想」性が主張されていると解してよいからである。主要な検討の対象は、為替レートの変動が国際収支の不均衡をつねに調整する効果をもつか否か、これに関連してレートの変動が自国経済を外国の

動向から隔離し経済政策に自律性を付与するという効果をもつか否か、さらには変動相場制の機能不全と保護主義の登場とは相互にどう関連しているか、などの諸点であった。第1に国際収支の調整については、それと経常収支の調整との混同を戒めつつ、変動相場制には経常収支の調整能力が欠けているという。第2の隔離効果および政策の自律性確保の効果についても、評価は否定的である。第3の変動相場制と保護主義との相互関連については、為替レートの変動は経常収支の不均衡を調整しえないがゆえに、近年のアメリカその他における保護貿易運動の潮流を惹き起したとするだけでなく、保護主義が逆に変動相場制の経常収支調整能力をいっそう低下させてしまったと主張する。これら3点については後に立ち入った検討を加えよう。

第4節「複合幻想の帰結——アメリカの場合」は、新自由主義・変動為替レート・自国中心主義という「3つのアンチテーゼ」をもっとも徹底的に実行しようとしたのがレーガン政権であるとみたとすえ、それぞれの孕む問題点の増幅こそがアメリカに端を発する現在の世界不況を深刻化し、ひいては第2次大戦後完成した世界経済秩序を危機に陥れる一因を醸成することになったのだと主張している。焦点の1つは、執筆時点の82年後半で観察された高金利の由来をどのような筋立てで説明し、その影響をいかなる外延で把握するかという点にあったと読むことができる。

すなわちいう——アメリカ経済は貯蓄過小・政府赤字・経常赤字・インフレ化傾向の諸点で、まず「過熱しやすい経済」だと特徴づけられなければならない。レーガンの標榜する「強いアメリカ」の回復にとってさえ、賢明な政策シナリオの第1段は、政府支出の抑制と貯蓄奨励（消費抑制）型の税制改革という組合せを採用することによって、この体質を改めることにあつたはずである。にもかかわらず、小さな政府のイデオロギーがからんで増税が不可能となっただけでなく、逆に対ソ・バランスの強化をねらった軍事支出による政府赤字の増大と、明らかに時期尚早の投資刺激策とが採用されざるをえなかった。その根底にあるのは、現代のアメリカ型政治経済構造がもはや当面の成果なしの低成長を許容しうる耐性を失ってしまったという事態にほかならない。超抑制型の貨幣政策は、この膨張型の財政政策が強化する過熱体質を回避し「全体のつじつまをあわせる唯一の手段」として登場したの

だ——と。高金利の由来にかんする説明がこう整理されてよいとすれば、理論的にはIS-LM曲線分析の枠組がごく自然に採用されたうえで、事実上前者の右シフトと後者の左シフトというかたちで事態が解釈されることになっているのも不思議ではないといえよう。

高金利の影響については、まずそれがドル建資産に向う国際資本移動の流れを作り出して、利子率較差とそれにもとづくドル高期待とを定着させたのだとする（その筋立ては、第3節をめぐって後にもるように「資本収支にかかわる金融的要因が支配的となって、経常収支にかかわる実物的要因を抑えてしまう場合の一例」として整理されうるものとほぼ同じであるが、第3節には「思考実験」であった立論が、第4節では事態の経緯とされてしまっている点にも注意しておく必要がある）。ついで西ドイツや日本をふくむ諸外国の側では、利子率較差の拡大と自国通貨安のいっそうの進行とを避けるための——ドル売介入をふくむ意味での——引締め政策が不可避になったとみて、それが景気の頓挫と世界的な不況の深化への連繫とを生むことになったのだと運ぶ。ひるがえってアメリカについては、このことを通じて経済的地位の相対的な改善と総合的ファンダメンタルズの向上とがもたらされ、結局は当初の対米国際資本移動とドル高期待の定着へという循環さえ生まれて、レーガノミックスの——「強いアメリカ」の回復が実現したかのごとき印象を与えるという意味での——予想外の「成功」が可能になったというかたちに括る。だが、村上説がこの「成功」にたいして批判的であることはいうまでもない。たんにアメリカ経済の再活性化が認められないとするだけでなく、それが先進産業諸国を不況に追いこむことによって同盟関係を動揺させ、アメリカを中心とする世界政治経済体制の危機を醸成したとみる点に、その現状診断の特色があるといえよう。

第5節「複合幻想の帰結——日本の場合」は、アメリカと対比して大きく2点で日本の経済社会を特徴づけつつ、新自由主義幻想にとらわれぬ新たな政策運営の必要を強調しようとしている。特徴づけの第1は、保守勢力・産業界・官僚・中央銀行はむろんのこと言論界や世人一般をとっても、後発型産業社会の宿命に加えて独特の社会体質のゆえに、幸か不幸かここでは「新自由主義のつまみ食い」がありえたとすぎないという点である。その第2

は、投資にたいして過大な貯蓄・経常収支の黒字・高い労働生産性上昇率・早いインフレ期待の低位収束などの諸点で、アメリカとは逆に日本経済が「冷却しやすい経済」だという点である。膨大な政府赤字という現象だけは日米共通だが、日本のそれは第1次石油危機以降インフレを抑制してからの財政拡張中心の再建政策のつけなのであり、アメリカのそれは基本的には以前の時期からの遺産とみるべきものにほかならない（したがって日本の財政赤字のアメリカにおける対応物はレーガン再建政策のつけとしての高利子率であり、アメリカの財政赤字の日本における対応物は従来からの貯蓄超過である）。そうだとすれば、「過熱しやすい体質」を改め潜在成長力をあげるべきアメリカが結果的に緊縮的貨幣政策中心の運営を余儀なくされたからといって、「冷却しやすい体質」を改め低成長に適合したマクロバランスを作るべき日本がそれに追従する必要はない。にもかかわらず、たとえば拡張的貨幣政策と均衡財政政策のような組み合わせが70年代後半以来一度も考慮されなかった理由の1つは、全世界的に「新自由主義的主張の影響の下で引締め型の貨幣政策が圧倒的な主流となった」という事態にあるとみてよい。いまここの種の幻想を脱して、新しい政策のありかたを検討しなければならない——というのであった。

第6節「選択」では、前節の主張にもとづいて具体的な政策提言を行なおうとしている。将来にかんする不確定性を技術革新の新しい波の可能性と、世界経済秩序の新たな編成にたいして果たしうる先進産業諸国、とくに日本の建設的な役割如何の2点に求めつつ、これらをめぐる楽観・悲観の見直しに応じて2つの選択肢が考えられるという。第1のシナリオは、①新産業革命を促進するためのインフラストラクチャーなどへの政府投資、②主要先進諸国間の固定為替レートの設定と円高提案とをふくむ新国際通貨制度の創出、③旧産業構造につながる政府支出の整理、の諸点で日本が積極的な、場合によっては主導的な政策をとることである。第2のシナリオは、①わが国税制の——マル優の見直しによる貯蓄抑制・住宅等購入用の借入利子への税控除による消費促進・間接税中心の増税等の諸手段による——根本的な変更、②国際経済秩序再編についての積極的関与の回避と国際摩擦への忍耐の堅持、③新産業革命への慎重な傍観と政府活動の雇用問題への限定という消極

的な、しかし明確な目的意識をもった諸政策を採用することである。そのばあい70年代とは逆に日本の国際的孤立は高まろうが、このコストさえ支払おうとせずには選択を回避して「事後適応型の政策」に終始するならば、不況と摩擦は加重され事態はさらに悪化せざるをえないであろう。いまの日本の政治状況から推して積極的なシナリオの可能性は小さいだけに、拱手傍観を脱して消極的シナリオを先取りする程度の勇気はぜひとも発揮されなければならない——これが本節の帰結であった。

だが、こういう形での政策提言が全篇の終節をなすということは、村上説にたいする評価を著しく困難にするものともいえる。全節をもう一度簡約化してみよう。まず「はじめに」で世紀単位の構造変動にみまわれた世界経済秩序が、いまや崩壊の危機に直面しているとみての問題提起があり、本論第1節で危機への対応としての新自由主義・変動為替レート・自国中心主義の3つを、戦後秩序の諸特徴へのアンチテーゼとみる主題の提示があった。それをうけて第2節では世界大恐怖以後の市場機構が自己調整力の遅滞ないし喪失に陥ったという認識から、新自由主義ヴィジョンは幻想にすぎないという主張が展開され、第3節では期待された国際収支調整力や隔離効果が発揮されなかったという判定から、変動為替レート制度は幻想にすぎないという主張が展開された。つづく第4節では3つの幻想のはらむ問題点の増幅こそが、82年当時のアメリカの高金利・世界不況の深化・世界経済秩序の危機を醸成したのだという診断が下され、第5節では日本の現状も、3つの幻想からの脱却と新たな政策構想の必要とを要請しているという診断が下された。こうして第6節は技術革新の可能性と国際協調の如何におうじて2つの選択肢を提示しつつ、事後適応を戒める政策提言で全篇を括ろうとするものになったのである。

いうまでもないことだが、以上のような再構成と簡約化はあくまでも1つの読み方にすぎない。文体の魅力を写せないのはやむをえないが、それと密接にからむ論点の飛躍があるため、問題提起から政策提言にいたる各節の連繋について、さらには各節の内容そのものについても、正確な再現は意外に困難なのである。また序節の問題提起や第1節の主題提示の背景をなす独特の歴史観や文明論が、経済分析と微妙にからむがゆえの困難も見落せない。

村上説がかもしだす緊張と長短の1源泉はここにあるともいえるのだが、その関係を全面的に解きほぐすためには、本章の範囲をこえる準備が必要であろう。そこでここでは、戦後の世界経済秩序が崩壊の危機に直面しているという「はじめに」の認識や、新自由主義ならびに変動相場制は危機に陥ったこの秩序を支えてきたものへのアンチテーゼにほかならないとする第1節の把握を受け入れたとしても、なお残る問題点のいくつかについて検討の対象を限定することにしたい。

自説の存否にかかわる論点の積極的な展開という点では、第2節「新自由主義幻想」と第3節「変動為替レート幻想」が村上説の核心である。が、両節の議論の組み立て方はかなり異なる。新自由主義を幻想だとする主張が、結局のところ市場機構の自己調整力にかんする——それ自体としては論証の対象にはなっていないところの——独自の認識を、一種の与件としてその根底においていたのにたいして、変動為替レートを幻想だとする主張は、期待された効果が十分に発揮されなかったとする——事実の当否をめぐるものとしてかなりの程度までは決着をつけるところの——判定と密接にからむかたちで、提出されていたと解せるからである。第2節を立ち入って検討しようとするれば、「はじめに」や第1節にまつわるのと同じ困難に出会うことにもなろう。むしろ第3節をさきに検討することによって、第2節にも通ずる特有の思考法を確認することができるならば、第4節および第5節の現状診断と第6節の政策提言とを立ち入って検討する手がかりを得ることも、はるかに容易になるにちがいない。結局、以下では「新自由主義経済政策批判」の一環としての「変動為替レート幻想」論の内容を改めて確定しつつ多少の批判的検討を加え、もって他の諸説と村上説の全体とにたいする評価を確定するための準備作業にあてることを試みたいと思う。

変動相場制と国際収支調整 さて第3節の主要な検討対象は、すでに確認したように3つであったが、その第1は国際収支の調整をめぐるものであった。議論は、国際収支の調整と経常収支の調整との区別を強調したうえで、ひとまず為替当局による介入がなく経常収支の黒字（赤字）と資本収支の赤字（黒字）とが対応するケースをとって、両者のいずれを原因とし結果

とみるかは、簡単には決められないのだとすることから始まっていた。が、その背後にあるのは、じつは次の2つの系列を峻別しなければならないという発想なのである。すなわち、(a)経常収支の動向——経済の実物的側面——いわゆる経済的ファンダメンタルズによる為替レート期待の形成という系列と、(b)資本収支——金融的諸要因——広義の（つまり各国の金融政策や長期投資の動向如何にとどまらず「政治＝軍事的ファンダメンタルズ」の相違をもふくむ）政治経済的な勢力分布を通しての為替レート期待の形成という系列の2つが、それである。とすれば、「経常収支黒字を支えている要因と資本収支赤字を支えている要因のうち、どちらがより強力か、あるいはどちらがより素早く反応するか」の綱引きにおいて、(b)の系列が優位を占めるような事態のもとでは、為替レートは経済的ファンダメンタルズから期待されてよいのとは異なる方向に変動し、もはや経常収支の不均衡を調整しえないということになる。本節ではまた「資本収支にかかわる金融的要因が支配的となって、経常収支にかかわる実物的要因を抑えてしまう場合の1例」として、アメリカの高金利——円建資産からドル建資産への転換——円安——利子率較差を上回る円の減価期待——利子率較差の持続と円安期待の定着、という筋立ての現実的可能性も検討されていた。そこから推しても、変動相場制の「幻想」性を主張する村上説の1根拠は、こういうかたちでの経常収支調整能力の欠如という判定にあったとしてよいのである。

資本収支への関心がこのように強いのだとすれば、第2の変動相場制の隔離効果および政策の自律性確保の効果についても、否定的な評価が出てくるのはやむをえない。が、具体的には「資本移動が可能であると、たとえば拡張的財政政策の効果の一部は国の外側に洩れてしまうし、拡張的貨幣政策は逆に他の国々に対して緊縮的な影響を及ぼす」という叙述があるだけなので、どのような分析の枠組が念頭におかれているのか、十分には明らかでない。のちの対吉富論争の過程では「為替レート変化の期待によって、2国間利子率の差が生じる場合を考えていない」という理由で、マンデル・モデルへの不満も表明されていた（「世界経済の何が転換しつつあるのか」p.80）。だが、この当初の論文の段階では、IS-LM分析が必要に応じてごく自然に導入されている。このことは第2節で新貨幣数量説を検討するさいの、また第

4節でレーガノミックス下の高金利を説明するさいの、財政政策や貨幣政策の特徴づけからも容易に認めることができる。そこで本節でも、これに国際収支バランス線を重ねた枠組が念頭にあったと見てよいとすれば、拡張的財政政策——利子率上昇——資本流入——為替レート（自国通貨価値）の上昇——経常収支の悪化——外国における経常収支の改善という筋と、拡張的貨幣政策——利子率下落——資本流出——為替レートの下落——経常収支の改善——外国における経常収支の悪化という筋とが、上記引用の含意だったということになろう。

ただし、IS-LM 平面に重ねられた国際収支バランス線は、当初のマンデル＝フレミング・モデルにおける小国のケースを離れていえば、一般的には右上がりになる。そこでたとえば財政拡張政策をとったばあい、生産物市場と貨幣市場の新たな同時均衡点が総合国際収支の改善に結びつくか改悪に結びつくかは、アプリアリには決まらないで、利子率の上昇による資本収支の黒字化と実質所得の増大にともなう経常収支の赤字化との「綱引き」の帰趨に依存することになろう。前者が勝つばあいには、総合国際収支の改善にともなう為替レートの上昇と経常収支の悪化とが生じ、後者が勝つばあいには、逆に総合国際収支の改悪にともなう為替レートの下落と経常収支の改善が生じる。無条件に「拡張的財政政策の効果の一部が国の外側に洩れてしまう」といえるのは前者のばあいだけで、後者が勝つばあいには、変動相場制は自国の財政拡張による外国の経常収支改善を相殺するという意味で、むしろ「隔離」効果を発揮するといわなければなるまい。「綱引き」の帰趨を決定するのは、LM 曲線の形状を規定する貨幣需要の利子弾力性や貨幣需要の所得弾力性、IS 曲線の形状を規定する投資の利子弾力性や所得乗数（したがって限界消費性向や限界輸入性向）などの如何である。かりに資本移動の利子弾力性が同じであっても、各経済ごとにこれらの値が異なれば——というよりもこの種のパラメーターの相違に現われてくる制度的な、あるいは社会経済的な諸要因が異なれば、財政拡張政策の効果もまた異なってくるわけであった。

貨幣拡張政策の効果についても、両曲線の形状を規定する諸要因の如何がからむことはいうまでもない。が、このばあいには、利子率の下落による資

本収支の赤字化と、実質所得の増大にともなう経常収支の赤字化とが重なるため、総合国際収支はかならず悪化する。それにともなう為替レートの下落は経常収支の改善を呼ぶ。したがって変動相場制は、自国の貨幣拡張による外国の経常収支改善を相殺する方向に作用するという意味で、つねに「隔離」効果を発揮する——つまり村上説が主張するのとは逆の機能をはたす——とってよいのだが、その程度については、実質所得の増大にともなう当初の経常収支の赤字化と、為替レートの下落による以後の経常収支の改善との相対関係がどうなるか、という点に留意する必要がある。前者が後者を凌駕するばあいや、両者が等しい場合には、「拡張的貨幣政策は……他の国々に対して緊縮的な影響を及ぼす」とはいえなくなる。のちの論文のなかには、この問題を多少とも意識したと解せる叙述もないわけではないが、それでさえあまりにも曖昧で真意は量りがたい（「世界経済の何が転換しつつあるのか」第2節参照）。

本節の主要な検討課題の第3は、変動相場制と保護主義の相互関連という論点であった。為替レートの変動は経常収支の不均衡を調整しえないがゆえに、近年のアメリカその他における保護貿易運動の潮流を惹き起したとするだけでなく、保護主義が逆に変動相場制の経常収支調整能力をいっそう低下させてしまったというのが、その主張にほかならない。が、これをどう評価すべきかという問題は、結局のところ本節全体におよぶさまざまな問題を提起せざるをえないのである。まず前半部分については、すでにみた第1の検討課題への解答をめぐるのと同一問題が絡むことになろう。(a)系列と(b)系列の峻別を認めるとしても、「経常収支黒字を支えている要因と資本収支赤字を支えている要因のうち、どちらがより強力か、あるいはどちらがより素早く反応するか」という問題の立てかたが、どのような時間的視野を念頭においたものなのかは、かならずしも明確ではない。前後関係から傍証するまでもなく、引用文中の「強力」と「素早く」とは同義に使われていると考える。が、そうだとすれば、強力ではあるが素早く反応したり作用したりするとは限らないような要因の存在は、無視されることになろう。全節をつうじてJカーヴ効果への言及がまったく無いことも、このことと無関係ではないはずである。

もつとも、本節のなかにもこの種の問題を意識したと解せる箇所がないわけではない。アメリカの高金利に始まって利子率較差の持続と円高期待の定着に終る先に確認した筋立ての可能性にたいして、逆に「金融的要因は即座にかつ強く働くが、円安が経常収支黒字をいよいよ膨張させ、資本流出が拡大すると、ついには日本での利子率も上昇し……円安期待が終って円高期待の局面が始まる」という事態の可能性を考慮した叙述などは、その適例というべきであろう。金融的要因と実物的要因の優劣を比較するためには、強弱だけでなく——それとは対応しないかもしれぬところの——遅速の観点が必要であること、したがって時間の幅をどうとるかという問題がここには絡まざるをえないことを、事実上意識したものとも読めるからである、本節の検討課題の第3部分の後半、つまり保護主義が変動相場制の機能不全を強化するという主張も、じつはこれに連なる。アメリカの輸入制限がなければ「一層の円安が経常収支黒字をさらに拡大させ、ついには行き過ぎが頂点に達して、円高傾向への反転が生じるころだったかもしれない」という推論が、この主張の論拠とされていたわけであった。

だが村上説の力点は、おそらくここにはない。円高期待の局面なるものは、経常収支黒字が象徴する実物経済的な要因の優越する局面にほかならないとして、それへの反転を想定するのは、スミスのヴィジョンへの信仰告白を——すなわち「最初のうちは金融的要因によって行き過ぎが生じるものの、けっきょくは実物的要因がゆっくりとしかし着実に働いてある種の実物的均衡が回復する」というかたちをとった信仰告白を行なったものにすぎないというのである。このヴィジョンの根拠薄弱を強調した第2節③の部分想起しておくのも無駄ではあるまい。もつとも第2節のばあい、市場機構が実物経済の均衡を達成しうる自己調整力をもつという主張もそれへの反論も、主として閉鎖体系クローズド・システムを念頭におくものだったと考えるのが、この第3節では、スミスのヴィジョンの意味が、開放体系オープン・システムのもとにある諸経済にかわりうるとされたうえで「購買力平価均等のような実物経済の国際的均衡状態」を指すものへと、拡張されることになっているとみてよいであろう。——この種の国際的均衡状態をアприオリに期待しうる理由はない、広義の政治経済的な勢力分布を通ずる国際資本移動が為替レートの期待形成を左右

する可能性も等しく、あるいはむしろより「強力」であるかもしれぬものとして考慮する必要がある、というのが本節の主張であった。これはまた、変動相場制が——不断にまたは短期的にはともかく——中期的ないし長期的には国際収支調整能力をなお持ちえているとみる、いわゆる弾力性オプティミズムにたいしての村上説独特の反論のしかたであったともいえよう。

(a)系列と(b)系列を峻別したうえで、後者の優越する可能性をさぐろうとする姿勢が、1982年夏という執筆当時の状況を少なからず反映したものであることは、想像に難くない。物価上昇率・失業率・生産性上昇率などのいずれの点でも、アメリカの経済的ファンダメンタルズは日本に劣っていたにもかかわらず、ドル相場のほうはレーガン政権の登場前後から上昇に転じて、結局1985年9月のいわゆるG5によるプラザ合意まで、上昇趨勢のもとにおける高位を維持したからであった。だが、そのことが変動相場制の国際収支調整能力を総合的に評価しようというよりも、機能不全の事例を挙げさえすれば「再検討」の必要を説得しえたことになるという発想を生んだのだとすれば、いささか不幸なことだったといわなければなるまい。単なる時論の域をこえた評価を下そうとするのであれば、時間的視野をどうとるべきかという観点を放擲することはできないはずであった。

ところが、問題はこれにはとどまらない。本節のなかには、変動相場制の経常収支調整能力の欠如をめぐる「これは、少なくとも従来からの了解からすれば、大きな『欠陥』であろう」という叙述がある。が、この控え目な表現が指示する以上に、村上説自身の観点からしてもそれが「欠陥」であることは、変動相場制の「幻想」性を経常収支調整能力の欠如を指摘することによって主張しようとする——すでに本節第1の検討課題にさいして確認したところの——姿勢を想起するだけで、容易に了解されるところであろう。このような姿勢の背後には、経常収支の均衡を——どのような時間の幅における均衡であるかはひとまず問わないことにして——望ましいものとする思考が、当然のこのように前提されている。だからこそ、本節で旧IMF体制下の「固定為替レートは主として経常収支を均衡させるために設定されていた」と見たうえで、のちの第6節において今後のありうべき「選択」の1つとして「主要先進国間の固定為替レートの設定」が提唱されることにもなる

わけであった。だが、そもそも経常収支の均衡は、いかなる意味において望ましいとされているのであろうか。それは毎期毎期、あるいは毎年毎年バランスすべきものなのだろうか。

いま経常収支が赤字で資本収支が黒字の低い発展段階にある「農業国」と、経常収支が黒字で資本収支が赤字の高い発展段階にある「工業国」を考えてみよう。「農業国」が「工業国」から資本を輸入することによって生産力を高め、数年後には農産物を「工業国」に輸出して得た貿易黒字によって借入元本と利子との合計の一部または全部を支払いうるようになったとすれば、この間の各年における経常赤字や資本黒字は、むしろ一概に否定すべきものではなかったということになる。「工業国」にとっても、必要な原料や食料を自国で生産するよりも、また以前よりも安価かつ安定的に入手しうるだけでなく、貸付元本が利子をともなって回収されうるのだとすれば、各年の両収支の黒字や赤字について同じことがいえる。今ではかなり知られるようになったことだが、第1次大戦前の——典型的には大戦に先立つ約20年間に顕著に認められた——いわゆる古典的な国際金本位の時代における「工業国」と「農業国」の関係の中には、このような側面が色濃く含まれていた。1次産品の世界的な需給関係にそくしていえば、新興開発諸国のロンドン金融市場などでの起債をはじめとする各種の借入——その手取金による鉄道建設その他の工業資財の購入——開発の成果として増大した1次産品の借入先工業国への販売、という関係がそこでの1つの軸となっていたのであり、しかも当初の借入先工業国が支払超過を記録しているところの別の工業国にたいする1次産品の販売——そこからの受取超過による当初の借入の返済、という関係がこれに多角的に絡んでいたのであって、そうした安定的な構造が当時の需給関係の逸すべからざる特徴となっていたのである。

このような場合には、各年ごとの経常収支における「農業国」の赤字と「工業国」の黒字は、総生産と総支出とのアンバランスを——つまり「農業国」については生産を上回る支出の、「工業国」については生産を下回る支出の各アンバランスを——示すものと考えてよい。そしてこのことに対応する両国それぞれの金融的な受取と支払のアンバランスを埋め合せるのが、年々の資本収支における「農業国」の黒字や「工業国」の赤字なのであっ

た。だが、時間の幅をより長くとするならば、両国ともこの期間全体における生産と支出の総額は、経常収支や資本収支の年々のアンバランスが許されない場合に比べて確実に増大している。要するに、両国における両収支の各年のアンバランスというのは、国際分業にもとづくいわゆる特化の利益がある時間の幅をもって実現されえているという事態の証しと考へべき側面を、含むものにほかならなかったわけである。

ところが、同じことは高い発展段階にある2つの「工業国」のあいだでも生じうる。総生産の中には、自国で支出の対象となる——サービスをもふくむ意味での——商品(①)と外国に販売される商品(②)が含まれており、総支出の対象となる商品の中には、自国で生産された商品(③)と外国から購入した商品(④)が含まれているから、自国で生産され支出の対象となる商品(①=③)を除外して考えれば、総生産を上回る総支出を行なう国の経常収支は赤字であろうし(②<④)、総生産を下回る総支出を行なう国の経常収支は黒字のはずである(②>④)。総支出を投資と消費から成るものとし、総生産と消費との差を貯蓄と呼べば、投資が貯蓄を上回る国は経常収支赤字国であり、投資が貯蓄を下回る国は経常収支黒字国だということになる。これが周知の、経常収支の動向を国民経済の全体的な活動との関連において捉えようとするアブソープション・アプローチにほかならない。為替レートをふくむ価格の変化が輸出・輸入に及ぼす影響を弾力性概念で分析しようとする以前からの手法の部分分析的な性格をこえて、このアプローチは国際収支問題を巨視的に、かつ中長期的な時間的視野のもとに——したがって投資や消費をはじめとするマクロ諸変数を内生化したかたちで——分析しようとするものであった。

村上論文自身、第4節でアメリカ経済を、第5節で日本経済を総括的に特徴づけようとするさいに、アブソープション・アプローチを——その名を冠するか否かを問わないとすれば——採用していたと見てよいであろう。念のために確認しておけば、アメリカ経済を「過熱しやすい経済」と呼んで「このような貯蓄過小・政府赤字型の経済が経常収支赤字傾向を示すのはマクロバランスからいって自然」であるというときの枠組や、日本経済を潜在的には「冷却しやすい経済」と呼んで投資にたいする貯蓄の過大と経常収支の黒

字とを関連づけようとするときの枠組などがそうであった（第4節 p.140, 第5節 p.145）。しかも、それにもかかわらずその思考は、次のような方向——をつまみ経常収支のアンバランスをめぐる現在の日米関係の中には、国際的な分業と交換からくる利益を双方が享受していることの証しとしての側面が含まれているかもしれないという方向——を辿ることはなかったわけである。

だが、たとえばアメリカ経済をとりあげてみよう。日本をはじめとする自余の世界からの貿易赤字のかたちをとった商品の供給が、かりに許されなかったとすればどうなるだろうか。消費や投資の現在のパターンの変更も財政赤字の削減も、短期間には困難であるとすれば、すでに1960年代にも溯りうる——たとえば60年から85年までの製造業平均でいえば日本のみならず西ドイツ・フランス・イタリア・イギリスにさえ劣るところの——労働生産性上昇率の鈍化ないし非加速化趨勢のもとにあって、そうでなくとも「過熱」しやすい体質をかかえたままの同国のインフレーションが、なおいっそう強化されることはほぼ間違いない。生産性の数字に近年やや持直しが認められるとはいっても、この推測を否定するほどのものではないとみてよい。逆に日本のばあいに、貿易黒字が許されず、したがって——たとえば85年までの10年間でますます比重を高めて全輸出の2割強から4割弱にも及ぶにいたったところの——最大のアメリカへの輸出が削減されざるをえなかったとすれば、結果は明らかであろう。高い貯蓄率の短期間での変更も財政赤字のこれ以上の累積も不可能だとすれば、そうでなくとも「冷却」しやすい体質をかかえたその経済が、デフレーションをつねに免れて現在程度の成長を達成することさえありえなかったはずである。この面からいえば、アメリカの資本収支黒字は、たとえば金利高騰による民間投資削減などの弊害を防遏しつつ有効需要の創出に寄与していたのであり、日本の経常収支黒字は、失業の輸出としてではなく資本収支赤字と表裏の関係にあるものとして、アメリカの資本収支黒字の一部を支え、ひいては自身の安定にも寄与していたと見うる。少なくとも、ある時期までの日米関係のなかには、こういう側面が含まれていたと見うるわけであった。

だが、もちろんこれは事態の一面である。さきの「農業国」と「工業国」

のケースにおいても、相互依存関係の利益を双方が実現していると呼べるためには、「農業国」の借入がその国の内部で生産的に機能して、将来の返済能力の形成に寄与するという条件がひとつ必要であった。「工業国」にとっては、对外投资が自国通貨で目減りを免れ利子をともなって回収されれば、ひとまずそれは「生産的」に機能したと呼べるわけであろうが、そのこのの意味が借入国における返済能力の形成と、その実現を可能にする相互環境の展開とを通して、実質的な裏付けを獲得しうるといのでなければならなかったのである。ところが近年のアメリカは、この条件が確保されているのか否かがかならずしも明確でないままに、経常収支赤字の急速かつ趨勢的な拡大を経験してきた。77年以後拡大しはじめた貿易赤字が経常赤字につながったのは82年以後であるが、それがストック面での対外純資産残高の激減をよんで85年には負債が一举に1000億ドルを、86年には2500億ドルを、87年には4000億ドルを突破し、事態が放置されれば1兆ドルに達するものも時間の問題、などといわれるほどの世界最大の債務国に転落したことなど、あらためて強調するまでもあるまい。

この負債はどのようにして返済されうるのだろうか。プラザ合意以後の急速なドル安は輸出価額の増大を可能にする輸出数量の増大をよんだが、もちろん他方では輸出価格の上昇を上回る輸入価格の上昇をひきおこして輸入価額の増大をも加重せざるをえなかった。膨張する対外利払の重圧を考慮すると、返済の基礎をなすべき経常収支の黒字を実現するためには、たとえ輸出が拡大しているとしても輸入の削減が不可欠なのだが、先進国の中でも最低の部類に属する——たとえば80年代中頃に日本の約3分の1にも満たぬ5%前後の——貯蓄率の水準や、政治経済的な諸事情もからんで削減の見通しも定かでない財政赤字の動向などを強調するまでもなく、さまざまな構造的・政策的要因をかかえたいまのアメリカにとって、困難はあまりにも大きい。輸入の削減は、住宅をふくむ直接間接の消費にかたむきすぎた資源の配分を調整し直して、輸出の拡大による経常収支黒字の裏打ちを確保するためにも必要なのだが、産業構造の動的かつ政策的な再編成を伴わざるをえないということになると、それがいかなる期間で——そしてアメリカ特有の行政機構やその対企業関係を考慮するならば——そもそもどのような経緯をへて実

現されうるのか、ますます不明確になるというほかないであろう。

アメリカ産業の国際競争力　もっともドル安要因を別にしても、アメリカ産業の国際的競争力が多少とも回復したのかもしれないと思わせる指標や事例が、近年いくつか認められるようになったことも事実である。インフレの抑制とならんで、それをレーガノミックスの功績だとする見方もないわけではない。たしかに80年代に入ってから、たとえば製造業における労働生産性の上昇率は、70年代の最悪期をかなり超え——時期区分や計算方式の如何にもよるが——60年代の比較的良好な時期に匹敵する数字を示すようになった。名目賃金上昇率の安定ないし抑制が伝統的な労使関係や賃金決定方式の見直しと結びついて、労働費用上昇率の安定ないし抑制を可能にしたというような事例を、このこととの関連で強調するとか、新規設備投資の増大・研究開発投資の拡充・在庫管理の効率化・販売技術の強化などの事例を、企業経営における合理化努力の証拠として列挙する研究も出はじめている。さらに高収益を実現している個々の巨大会社のいわゆるリストラクチャリングやグローバル化の動向に注目して、経常収支のレベルではなくミクロの企業レベルでのアメリカ経済の強靱さを指摘する声も、いぜんとして途絶えてはいない。アジア NIES にたいする直接投資について顕著に認められるように、この種の企業行動自体がマクロ面での貿易赤字につながるケースもあるというだけでなく、債務国に転落してなお投資収益収支がひきつづき黒字であることにたいするその貢献が強調されることにもなるのであった。

だが、この種の指標や事例でもって、国際的競争力の低下趨勢に歯止めがかかったと判断するエコノミストは少ないであろう。アメリカ経済における効率性の停滞は、かなりの程度まで社会のありかた自体に根ざして「構造的」とでも呼ぶほかないような諸要因の錯綜に依存する——少なくともわが国では、この主張のほうに大方の同意が得られるのではあるまいか。多民族社会に特有の多様な労働力・強力な産業別組合・寡占体制下で優位をしめた量産型産業・伝統的な労務管理方式などの事情に親和してきた労使関係のありかたには根強いものがあるし、労働工程の細分化と単純化を軸としてきた

生産編成の基本構造に根本的な変化があったともいえないであろう。近年の賃金切下げをふくむ組合側の各種の譲歩や、長期雇用をふくむ新しい労働協約の事例は無視しえないが、それらはなお、たとえばいわゆる「参加」型の協調的な労使関係の流れを確立したとよべるほどのものではない。アブセンティズムが象徴する労働倫理の弛緩という事態は、戦後の繁栄と安定を生みだした需要管理政策や所得再分配政策の産物であるだけでなく、多かれ少なかれ上記のような旧来の労使関係や生産編成の特性に絡む諸要因の産物でもあった。単純労働と低賃金に依存する労働集約的な部品の加工工程を海外に移動させて、国内では産業構造を高度技術・多品種少量型生産・サービス経済化などの方向に適合するよう再編成するというような課題がありうるとすると、労働力の質と組織をめぐるアメリカ社会に特有な事情が、今後困難を加重する可能性も小さくはないはずである。

企業経営のありかたについても、問題は多い。一般に近年のアメリカ企業は、PER（株 価 収 益 率）^{プライス・アーニングス・レシオ}や株価そのもののような指標を改善することを目標にして、短期的な観点から可能なかぎり危険を回避しつつ収益性を高めることに腐心してきた。たとえ当面はより大きな危険を負担することになるとしても、新技術の開発・導入・蓄積をはじめとする積極策によって生産力を高め、長期的な観点から収益性を考えるなどというのとは、事実上かなり異なる企業行動を示してきたわけであって、内部組織の編成方法もそのことに対応した難点を免れえなくなってきたといえよう。これが過度な類型化であるとしても、少なくとも危険と収益を評量するさいの時間の幅をどうとるべきかという問題をめぐって、彼らが1つの転機に立たされていることだけは間違いあるまい。資本市場に密着した企業金融のありかたや旺盛なM&A（^{マージナス・アンド・アクワイジションズ}合併・吸収）の動向も、あるいはさかのぼって上記のような労使関係でさえも、このような企業経営のあり方と密接な関係にある。それらはすべて、アメリカ的な繁栄の外観を可能にしてきた従来状況と多かれ少なかれ適合しあう関係にあるだけに、安住と惰性を脱して今後どこまで柔軟に新しい事態を切り拓いていけるかが問われている。近年の合理化努力の事例は、問題の所在が認識されはじめたことを示すものではあっても、全面的な刷新を意味するものではないと考えられるのである。

産業の国際的競争力が多様な要因に依存することはいうまでもない。先にふれた製造業における労働生産性上昇率の数字についても、楽観・悲観さまざまな見方が出ている。が、労働力・労使関係・企業経営などの孕む問題を単純化して概観しただけでも、今後の推移が予断を許さないことは確かだといえよう。レーガノミックス下で拡大した財政の——連邦・州・地方政府の暦年の数字でいえば、81年の300億ドルから82年には一挙に1110億ドルへ、以後増減をくりかえしつつも1000億ドルを切ることはなく、86年には1480億ドルのピークを記録したところの——大幅な赤字が、どのような速度で、そもそもいかにして削減されうるのかについても、不透明な点が多すぎる。削減スタンスの確認という性格をもつグラム＝ラドマン＝ホリングス法さえ、緩和修正（1987年9月）を蒙らざるをえなかった事情も、このこととの関連で想起されてよい。アメリカの経常収支赤字と対外債務残高の水準が持続可能なものなのか否かという問題ひとつをとっても、すでに87年10月の株価大暴落のようなかたちで警告を発してきた市場自体、このままでは明確な解答の出しようもないのである。削減の方向をたどらざるをえないとしても、その速度の如何によっては、労働生産性の上昇に裏付けられた国際競争力の回復が確認されないかぎり、ドル相場の急落がアメリカ経済にたいする信認の決定的な動揺に直結し、国際通貨体制と世界経済そのものの大規模な編成替えを不可避とする事態さえ、生ずるおそれなしとしないであろう。

ところが、それにもかかわらず仮に財政赤字の削減が進んだらあいい、それと労働生産性の上昇とは両立しないかもしれない。これまでの赤字そのものがともかくも総需要を引き上げ、設備の更新ないし拡大にともなう生産性上昇の可能性のいくつかを実現する側面をもってきた公算も無視できないからである。もちろん今後の設備投資の動向については、資本財の相対価格や金利、あるいは第1期および第2期のレーガン税制改革の効果の如何、ひいては景気変動や対外関係の推移などの錯綜しあう要因がさまざまな程度に絡みうる。が、財政赤字の削減と、それにとまなうデフレーションが——その程度については、近年のアメリカと自余の世界との特異な相互依存関係からくる累積化がとりわけ危惧されなければならないのだが、それが——避けられないのであれば、事態は労働生産性の上昇にとってかなり厳しいものになる

かもしれない。

エネルギー価格と労働生産性の関係についても、同じような問題がある。1970年代の2度のショックにつづく石油価格の動向を復習しておく、80年末以後アラビアン・ライトのスポットでいえば、それはひところのバーレル当たり40ドルから82年末までに30ドル弱の水準へと下落し、ついで83年から85年末までは27, 8ドル前後の水準にあった。85年末からそれはさらに急落し、86年の後半にはネットバック価格でバーレル当たり10ドル強の底に達した。だが、以後は上昇に転じて、87年に入って同17ドル前後の水準にある。要するに、70年代のショックが労働生産性の上昇にとって直接・間接に悪影響を与えたのだとすれば、80年代に入ってから価格下落は逆の作用を果たしたはずなのだが、これからはその種の好影響は望めないかもしれないというのが、その意味にほかならない。

もっとも、油価高騰と生産性下落の関係は通常想定されるほど単純ではなく、因果関係の立証には相当な困難がともなう。が、たとえば高騰が直接に、またインフレーションの一因をになうことで間接に、資本ストックの稼働コストを引き上げたために、労働力への代替が進む傾向を呼ぶことになったとすれば、産出高1単位当たりの資本稼働量など他の事情に変化のないかぎり、労働生産性は低下せざるをえない。また石油ショックが景気後退に寄与するとともに総投資抑制的な作用を果たすとすれば、先の財政赤字削減のばあいと同じ意味で生産性にはマイナスの効果があつたであろう。設備の更新ないし拡大にともなう生産技術の進歩に多くは望めない。しかもその遅速を別にしても、このようなばあい、通常労働者1人当たり資本ストックの増加率は低下すると考えてよいが、そのこと自体1人当たり実質国民総生産の成長率、したがって労働生産性上昇率の数字にたいしては——その推計にしばしば用いられるコブ＝ダグラス型の生産関数を前提した場合などでは直截に現われてくるように——マイナスの効果をもつのである。要するに、資本蓄積にともなういわゆる「縦への深化」も「横への拡大」も期待しがたくなる公算が強まるわけであった。

油価と生産性の関係については、なお考慮すべき点が多い。高騰がひきおこしうる生産水準の低下をめぐる、かりに通常の総供給曲線と総需要曲線

による分析の枠組に依拠するのであれば、企業の限界費用曲線の上方へのシフトを左右する要因としては、エネルギーがどの程度弾力的に他の生産要素で代替されうるかということ以外に、いわゆるエネルギー原単位、つまり産出高1単位当たりエネルギー消費量の大小を無視することはできない。国民総生産ベースではしばしば「石油生産性」と呼ばれるこの数字が、主要先進国中アメリカ経済でもっとも大きいことも、よく知られているところであろう。また油価高騰がひきおこしうる物価水準の持続的な上昇にたいして、どのような財政金融政策が採用されるかということも、総需要曲線のシフトを左右する原因の1つとして見落とせない。政策スタンスがインフレ抑制的であれば、実質国民総生産の短期的な水準はより大きく低下するであろうし、失業回避的であれば——そのことがもたらす中長期的な影響はいま問わないとして——その逆が生じる可能性があるだろう。さらに油価の激変を通ずる相對価格体系の変化にたいして、産業構造の再編成がどの程度柔軟に進行しうるかということも、同じ労働投入量で獲得される総産出高の減少程度と、その後ありうべき回復に要する時間の遅速とに影響しうるであろう。

この種の多様な要因がからみうるのであれば、70年代のエネルギー価格の高騰が労働生産性の低下に与えた影響の推計結果にさまざまな相違が認められるのもやむをえない。国民経済の諸部門をアグリゲイトする水準の如何をふくめ、推計に用いたモデルの構造に応じて、大きな逆相関を認めないものから強い悪影響を導くものまで、かなりの変異がある。利用した統計の性格や対象とする期間の如何によっても、パラメーターの信頼度は違ってくる。だが、もちろん順相関ないし好影響という結果はない。そして——J. テイタムのばあいのように——70年代について強い悪影響を導いたものほど、80年代前半については石油価格下落の労働生産性上昇にたいする好影響を強調する結果になる。したがってまた、このいわば一時的な、あるいは外的な要因が消滅したあとの労働生産性の動向については、事実上厳しい評価が提出されることになるわけであった。

こうみえてくと、アメリカ経済における効率性の低下に歯止めがかかったか否かという問いにたいしては、明確な肯定的解答を留保しておくほかないであろう。しかも、かりにそれが出せたとしても、競争相手の動向の如何に

よっては、国際的な産業的競争力の低下が避けられないことなどいうまでもあるまい。詳論の余白はないが、この点では、マイクロエレクトロニクスやファインケミカルを中心とした精密機械・電子機器・化学・自動車などの諸産業にみられるように、多数の工程にわたる広範な技術を総合し集約するような分野で競争力を高めてきた日本の製造業の動向を無視することはできないはずである。日本経済のばあい、70年代の石油ショックと80年代前半のドル高とを通して、産業構造にしめる先端技術＝高付加価値部門の比重を高める事実上の契機が与えられ、結果的にその定着への傾向が刺激されてきたとみてよい。今後予想される需要の多様化ないし差異化の流れにたいしても、これを通して比較的柔軟な対応を可能にする1根拠が与えられることにもなったわけである。ところがアメリカ経済のばあいには、同じ石油ショックとドル高が、60年代にもさかのぼりうる産業の空洞化傾向に拍車をかけ成長力を減殺する作用を果たしたのだといわなければなるまい。そしてこのような対照は、結局のところ、先にみた労働力・労使関係・企業経営などの孕む問題の位相が日本とアメリカとでは大きく異ならざるをえないということによるのであった。

固定相場制提案への疑問 さて村上論文が発表されたのが1982年末、それから5年以上を経てみると、アメリカの経常収支赤字問題の輪郭はよほど明確になってきたといえる。赤字が何らかの方策で削減さるべき不均衡を意味するという点では、もはや反対論者は少ないであろう。しかも以上みてきたように、労働生産性を引き上げて国際的な産業的競争力の低下趨勢に歯止めをかけうる見通しが急には立たないうえに、財政赤字の削減問題をふくむさまざまな構造的・政策的要因が絡んでくるのだとすれば、輸出増大および輸入削減がどのような期間と経緯とで実現されうるのかについても、大方は不透明な展望しか持ちようがないのである。そのことがアメリカにとってのみならず、いまや世界経済そのものにとって重大な不安定要因に転化したというのが、現状についての多数意見であろう。

もつとも、だからこそ問題の所在が逆に曖昧になったという側面も、なお残るとも考える。この点は、削減さるべき経常収支赤字の程度を決めよう

とすれば、ただちに明らかになろう。経常収支フローだけを切り離すとして、そもそもそれは年々バランスすべきものかどうか、その赤字が許されるか、たとえばそれはGNPにたいしてどの程度まで可能だと判断すべきなのか。あるいはストックとしての対外純債務残高との対比でいえば、完済まではかならず年々の黒字を達成すべきなのかどうか、その必要はないのだとすれば、どのような水準の残高にたいしてそうであると判断すべきなのか。この種の設問にたいしては、将来についての見通しの如何に応じて多様な解答がありうる。というのは、すでにみたように、アメリカの経常収支赤字（およびそれと裏表の関係にある資本収支の黒字）なるものの意味が、国際的な分業と交換からくる利益の、ある時間の幅を通しての実現という態度にかかわりうるからであった。経常フローや債務ストックのどのような水準の赤字が、具体的にアメリカにとってそうでありうるかについての判断に、一義的な解答はない。輸出増大や輸入削減にからむ諸要因についての評価の如何によっては、累積債務の加速的な増大を回避しうるかぎりにおいて現状を容認する見方さえありうるであろう。これを一方の極とすれば、他方の極には、基軸通貨としてのドルとアメリカ経済とにたいする信認はすでに動揺をきたし、いまや国際通貨体制と世界経済そのものの大規模な編成替えが爆発の危険を間近にはらんで進行しつつあるのだという見方もあることになろう。いずれも少数意見にとどまらざるをえまいが、将来の見通しがかわるばあいには問題への解答が難しくなるということの適例だとしてよいはずである。本章は具体的な解答を提出する場ではないが、以上の検討からして現状を容認する見方には与しえないということだけは、ここでも強調しておきたい。経常赤字や累積債務が国際分業利益の実現という意味をもちうる展望はもはや乏しく、事態が放置されれば世界経済そのものに重大な局面の勃発する可能性も皆無ではないであろう。世界経済体制の危機は、村上論文の発表時点よりさらに深化したとも考えうるのである。

では村上説は、レーガン政権が発足して2年目という段階でアメリカの経常収支赤字と累積債務問題の現在を予見して、危機を乗り切るための新たな世界システムの構築をいち早く訴えるものだったのであろうか。先見の明や国際協力への情熱はもちろん高く評価されてよいが、ここで問題にした

かったのは、経常収支のアンバランスにたいする評価の基準が明確でないという点なのであった。当時のアメリカ経済を具体的に展望したうえで、その経常収支には是正を要する不均衡があるという判断が下されたわけではない。したがってどの程度までアンバランスが是正されなければならないのか、そもそもなぜそれは是正されなければならないのか、などの問題も一切提起されてはいない。結局は再説になるが、変動相場制を「幻想」にすぎないとする議論は、経常収支の均衡を論ずるさいの時間の幅をどうとるかという問題を伏せたまま、均衡を望ましいものとする暗黙の前提と、変動制が均衡を達成しえなかったという判定とを合成したものにほかならなかったのである。

だが、そうだとすれば、幻想を克服し「主要先進国の固定為替レートの設定」という形で国際協力を実行しようとするさいの基準も、不明確なままにとどまらざるをえない（第6節，p.148）。念のために、つづく対吉富論争の過程での——日米関係の将来を82年末から83年初頭までの時点で展望しつつ出された——次のような提案にそくしてこの点を確認しておこう。すなわち、今後はアメリカが失うであろう資本輸出余力を日本が肩代りせざるをえなくなるため、円レートは「経常収支をバランスさせる水準よりは円安になろうとする傾向」を示すだろうが、それにたいして日米両国（をふくむ先進諸国）間では「為替レートを固定化する方向で『均衡破壊的』な動きを防ぐ方が政治的に賢明ではないか」というのである（「世界経済の何が転換しつつあるのか」p.83）。ここで『『均衡破壊的』な動き』とされているのは、吉富論文からの表現を転用しつつ、経済的ファンダメンタルズの良好な国での通貨価値の下落や、逆にそれが悪い国での通貨価値の上昇によって、経常収支の——前者の黒字および後者の赤字というかたちの——アンバランスが、双方でいっそう拡大する事態を指していた（吉富勝「新自由主義の歴史的役割」p.123参照）。要するにこれは、「経常収支をバランスさせる水準」の為替レートを算定することができるとしたうえで、市場の実勢をおそらくは大きく超える円高・ドル安のそのレートを固定化するための、国際的な政策協調を主張したものにほかならない。アメリカ議会の動向をふくむ当時の日米の政治経済関係からすれば、少なくとも為替レートの方向にかんするかぎり、

当然ともみえる提案だったといえるのかもしれない。

だが、「経常収支をバランスさせる水準」の為替レートがどのような時間の幅を念頭において算定されるべきなのかについては、ここでも一切言及がない。もちろん分析の目的によっては、外国為替市場における需要と供給を為替レートのみ関数とするモデルも有用である。が、たとえばアメリカ経済について、労働生産性の相対的な——つまり国際的に比較された——上昇率や財政赤字の削減問題にかんする見通しを所与としたモデルで「バランス」レートを算定したとしても、それが有効でありうる期間のごく限られたものに留まらざるをえないであろう。労働生産性の相対的上昇率の変化は第1次的には国際的な産業的競争力の変化による輸出の変動を通して、また財政赤字の削減動向はおなじく国民所得の変化による輸入の変動を通して、それぞれ外国為替の供給と需要とをシフトさせるであろう（たとえば労働生産性の相対的上昇率が下落し、あるいは財政赤字削減が進まない場合には、新たな「バランス」レートは当初のものよりもさらに円高・ドル安でなければならない）。これらの要因を外生変数化するということは、村上説型の提案が視野に収めるべき時間の幅を無視することにつながる。85年9月のプラザ合意以後の急速なドル安にもかかわらず、アメリカの経常収支に根本的な改善がない点については、Jカーブ効果をはじめとして考慮すべき要因が少なくない。が、当面の政策論議にひきつけていえば、この事態は為替レートを唯一の内生変数とするモデルの限界を示すものとしてよいのである。

このタイプの固定相場制の提案には、別の難点もある。かりに「経常収支をバランスさせる水準」の為替レートを目指すという総論については合意が得られたとしても、バランスを達成するために必要な時間をどのように見込み、具体的にどのような政策手段をとるべきかについての判断は、関係各国間で異ならざるをえまい。したがって、実際には特定の時点にかかわって掲げられるほかない固定化の具体的な値をめぐる各論については、最終的な合意の得られる可能性は小さいのである。現実の時間のなかでは、いまま見たように、為替レート以外のさまざまな要因が経常収支の動向にからむ。そのバランスを達成するためには、おそらく為替レートのほかにそれらに影響する政策諸手段の併用が必要になると考えなくてはなるまい。労働生産性の引

上げに直接間接にかかわるような構造政策を別にしても、比較的短い——たとえば数カ月から1、2年というような——期間についてさえ、財政金融政策をふくむ諸手段を通して各国内の需要動向を制御する必要も生じるかもしれない。変動相場制への移行以後、とくに顕著なJカーブ効果が発生したばあいなどにしばしば注目されたように、短期については輸出・輸入の価格(為替レート)弾力性は小さく、しばしば所得弾力性に大きく劣るため、経常収支のバランスを至上命令とするかぎり、内需の制御が——できればその点にかんする国際協調が——必要になる可能性は高いとみてよいであろう。かつての金本位制のもとでのいわゆる「ゲームのルール」は、赤字国における引締めと黒字国における緩和とを要請するものだったという意味で、内需の制御にかんする国際協調政策とみうる側面をもっていた。現在の変動相場制のもとでも、為替レートの変化を通ずる貿易財と非貿易財の相対価格の変化がこれに取って代わったというのではなく、経済的ファンダメンタルズの弱い国における引締めと強い国における緩和とを軸とする何らかの「ルール」の必要が残るという点では、おそらく根本的な変化はないと考えてよいのである。一般的に、景気循環の国際的「同調」性が古典的な金本位時代に劣るといふことも、「ルール」の必要を支持するものといえるかもしれない。

だが、1国の財政政策や金融政策が内需を制御するうえで少なくとも短期的には有効であるとすれば、まさにそのゆえに、それらは経常収支のバランスよりも物価や雇用の安定を優先目的とせざるをえないかもしれない。たとえば、ある国の政策当局にとって物価上昇率が目標値の範囲内におさまり、雇用もいわゆる自然失業率の近傍にあると判断されるような場合に、外国の経常収支をバランスさせるべく財政金融政策を発動することが要請されたとしても、それが受け入れられる可能性は小さいであろう。このような場合には、自国の経常収支の調整を目的とする政策変更でさえ、難しくなるかもしれない。為替レートの変化という手段が国際収支の調整にたいしてはすでに割り当てられているとしたうえで、中長期的にみて相当な効果をそれに期待する弾力性オプティミズムの考え方がもたれているならば、その国の物価や雇用が右のような理想的な状況にあるか否かにかかわらず、同じことがいえるであろう。ある国の政策当局は、しばしば失業率と物価上昇率が少なく

とも短期的には逆相関の関係にあるとみて、その現況を変更するために、それに直接的な影響をもつ政策手段として財政金融政策を採用するかもしれない。その結果生ずる国際収支の変動にたいしては、短期間の介入が必要な若干のケースを除いて、基本的には市場の需給関係を通ずる為替レートの変動で対処するほかないと考えているかもしれない。このような場合、経常収支のみのバランスを優先させるという目的のために、為替レートを市場の実勢に逆らって変更する必要があるような国際的な固定化への合意が、どのようにして成立しうるであろうか。かりに成立したとしても、その「合意レート」のもとで経常収支のバランスを維持するためには、主権国家が事実上選択したもののみなせる失業率と物価上昇率の組み合わせについての変更を迫るような、財政金融政策の発動が必要になるのだとすれば、問題の国際的な合意をだれがどう強制しうるのであろうか。

財政赤字削減の困難 現在のアメリカの経常収支赤字が削減を要する不均衡を意味するという点、そのためにはドル相場下落だけでは不十分で、財政赤字の削減をふくむ諸手段の併用が必要であることについては、すでに触れた。それが世界経済の不安定要因に転化したという判断と、したがって果敢な緊縮政策への要求とは、むしろ諸外国の側で、少なくともその一部でより有力だといえるのかもしれない。だが、かりに緊縮が国際的な合意になったとしても、アメリカ自身による選択が実現する見通しはなお不透明なままなのである。これは1つには、85年9月以後の急速かつ大幅なドル相場下落によって、産業の競争力が高まり輸出量が増大したということと関係がある。労働生産性の相対的な上昇に裏付けられたものではないにしても、それがたとえば以前に失った輸出シェアを一部で回復させつつあるというような状況が生ずると、財政赤字がドル高と結びついて輸出の停滞につながったそれまでの事態にくらべて、少なくとも個々の産業や企業の側からする削減への動機が弱くなるのはやむをえない。経常収支赤字の要因も、直接には輸入価格の上昇や対外累積債務の利払いなどに重点を移しつつあるといえよう。

だが、連邦赤字の根はもっと深いところにある。その1つが全支出の5割

をこえる広義の福祉関係諸項目にともなう財政の硬直化であって、とくに消費者物価指数にスライドして適格者への自動的な所得の支持を保証するエンタイトルメント型の給付は、それを象徴するものといわなければなるまい。この給付にたいしては、スタグフレーション期に支出の著増を招くうえに受給者を過度に利することになるという批判や、いまや当初の目的からは逸脱して事実上中所得層以上にとつての「福祉の権利化」を意味しつつあるという批判もあるが、最大の問題点は、やはり裁量の余地がないということであろう。起源は古いが直接には70年代中期にさかのぼりうるこのタイプの給付は、しかしレーガン政権下で逆に拡大した。もともと「大きな政府」にたいする「納税者の反乱」がレーガン登場の1つの背景をなしており、非国防費の削減も試みられはしたのだが、貧困救済的支出の削減が相対的に大きいわりに社会保険年金財政などには根本的な改革が及ばず、福祉国家化の流れを逆転させるという当初の目的も事実上放棄されることになったわけである。60年代および70年代中頃までのかなりの福祉国家へむけての進展が、国防費の抑制ないし経済規模に比しての低下を許す環境のもとで可能になったのだとすれば、国際的な軍事力の再強化をも標榜しつつ登場したレーガン財政のもとでは、逆にバターか大砲かの二者択一にともなう緊張関係が強化され顕在してくることになるのはやむをえまい。しかも減税によるインセンティブでパイを大きくする試みが、少なくとも今までのところでは「呪術」に終る公算が大きいとなると、節度を失った財政赤字の累積という以外に具体的な解答はありえなかったであろう。——とはいえ、外国人が責任を負う必要のない立場から後知恵でレーガノミックスの不整合を批判することはやさしい。その矛盾はむしろ社会的統合を維持しつつ転換期を耐えぬこうとするアメリカ自身が抱える矛盾の、いささか屈折した表現であったといえるのかもしれない。

いずれにせよ、財政赤字の削減問題にからむ諸事情をかいま見るだけでも、政策諸目標の設定や優先順位を決定するのはひとまずその国自身であるほかない、という当然の関係があらためて了解されてくるのである。世界経済の不安定化を憂慮する外国人にとって、経常収支赤字の削減としたがって果敢な緊縮政策とへの希求がいかに切実であろうとも、アメリカの現状は事

実上これらに優先順位を置かせてはいないのだと受け止める以外にないであろう。アメリカ国内においても、財政赤字削減の政治的な実行可能性やデフレーションへの懸念をとりあげて、経常収支赤字にたいしてはドル相場下落などの手段で対応せざるをえないとする——事実上の選考を自覚的に表明した——意見さえ一部にある。国際的な観点から政策目標の優先順位に変更を促そうというのであれば、選択肢を鍛え直したうえで、変更がアメリカ自身にとってどのような意味で利益になるのかを具体的に示さなければなるまい。そのさい、たとえば財政赤字の容認とドル安の並行がアメリカ経済にもたらしうるものが何であり、それにたいして市場がどう反応せざるをえなくなるかについての見取り図が添えられてもよいはずである。あるいは経常収支赤字をファイナンスする外国資本がもはや民間部門に限られなくなっている現状に鑑みて、市場に過剰反応が発生するばあいの通貨当局相互の対応にかんするシナリオが併記されてもよいであろう。が、いずれにせよ、村上説型の固定相場制の提案に決定的に欠けているのは、それが関係諸国に受け入れられるための条件の具体的な検討という点であった。したがって、それが新たな世界システムへむけての国際協力の一環とされうる根拠は何かという問いにたいしても具体的な解答は提示されていない。そしてこれは、すでに強調してきたように、経常収支のアンバランスを評価するさいの基準が村上説では明確でなかったということと密接に関連しあうものだったのである。

弾力性ペシミズムと「システム危機」　以上で検討してきたのは、変動相場制を「幻想」にすぎないとする議論の2大構成要素のうちの1つ、すなわち経常収支の均衡を論ずるさいの時間の幅をどうとるかという問題を伏せたまま、均衡を望ましいものとした村上説の暗黙の前提に関するものであった。もう1つの構成要素、すなわち変動制が均衡を達成しえなかったという判定については、もはやここでは検討する余裕がない。たしかに主要諸国の経常収支の年度別にみたアンバランスの程度は——村上論文が視野におさめる82年頃までをとるとして——変動相場制への移行の以前と以後とで大きな相違を記録してはいない。2度の石油ショックに起因するものなど、移行後のアンバランスについては考慮すべき事情が少なくないが、それにしてもこ

の事実は当時の変動制支持論者の期待を裏切るものだったといえよう。村上説が位置するのは、おそらく議論のこの層である。が、この点については、当該国の輸出・輸入の価格（為替レート）弾力性をとくに短期について規定する諸要因や、主要関係国をめぐる景気循環の波長と位相をとくに国際的同調性の観点から具体的に検討する必要があるほか、経常収支のアンバランスに対応する資本収支の逆のアンバランスを可能にする各国に共通の関係について、ある程度一般的な検討を加えておく必要もあるかもしれない。

たとえば経常収支赤字国にたいして、金利裁定資金の流入による資本収支の黒字が対応するケースを考えてみよう。この流入には先物外貨の購入がともなうが、同国通貨の先行きをめぐって、経常赤字に由来する相場下落の圧力が下限に達し反転して上昇予想を生むにいたれば、外貨の現在の先物相場が将来の直物相場を上回ることになるかぎり、先物市場では資金流入にともなう購入を相殺するところの外貨の投機的売却が生じうる（このばあい同市場について高い先物レートが供給増と需要減を、逆が逆をともなう通常のケースをとり、いわゆる不安定化的投機を考えない）。ところが、赤字国通貨をめぐるこのような反転しての上昇予想は、実際には強気筋と弱気筋の混在からくる需給の交錯を通して、したがって予想に影響する諸要因を経常収支要因が十分に凌駕するほど赤字が大きくなって初めて生み出されることが多かった。もちろん経常収支の赤字に由来する相場下落の圧力は、為替当局の介入も資本移動もなく同収支だけが為替需給を構成するというような仮想的なケースにおけるほど、顕在してはこない。が、それは反転しての上昇予想を生み出すにいたるほど強烈ではあったとみるのである。このような関係を生み出す諸力が各国に共通に働いていたのだとすると、経常収支が不断にバランスする必要はなく、各年のある程度の赤字にも資本収支の黒字が対応することになろうし、為替レートの変動も、固定相場制期とは異なり不断にあるいは各年ごとに赤字を解消する——というのではなく、すでに相当な程度に達した赤字にたいしてその調整機能を発揮しようとしてよいことになろう。Jカーブ要因や景気循環要因がこれにからんで事態を錯綜させ、さらに石油ショックのような外的事情が織り込まれてくると、変動相場制への移行の前で各国各年の経常収支赤字の程度には顕著な相違が記録されないと

しても、さほど不思議ではあるまい。

変動相場制は経常収支の均衡を達成しえなかったという村上説の判定が、たとえば70年代についてどのような要因の検討を経たうえで提出されたものなのかは十分に明らかでない。もちろん論文第3節のなかには、経常収支と資本収支にかんする逆方向のアンバランスの対応関係を、為替レート予想の形成にかかわらせて検討しようとする部分が含まれてはいた。だが叙述の力点は、すでに確認したように(a)系列と(b)系列を峻別したうえで、両者の「綱引き」における優劣を比較することに置かれていたわけである。広義の政治経済的な国際勢力分布における強国を前提したうえで、為替相場に影響しうる条件の変化が発生した場合に、同国資本収支の黒字に起因する通貨価値の上昇が、それによって惹起された経常収支の赤字に起因する通貨価値の下落圧力を上回り、国際収支が相場の高位予想を定着させつつバランスしつづけるという事態——あくまでも限取りを濃くした推測にとどまるのだが、これが村上説にとって現実を生じる連関としてその可能性を確認したいところの事態だったのではあるまいか。「綱引き」の勝者は(b)系列であって、為替レートの変動はこの強国の経常収支赤字を解消しえないということになる。こう解してよいのだとすれば、これは執筆時点におけるドル相場の高位を理論化の素材とすることによって、いわゆる「有事に強いドル」という把握を為替レートの予想形成にかんする仮説へと一般化しつつ、変動相場制の経常収支調整能力を判定する自説の論拠にまで高めようとしたものにほかならなかった。

では、経常収支—実物—経済的ファンダメンタルズの系列にたいして、資本収支—金融—政治経済的ファンダメンタルズの系列が勝利を収める上記の事態は、村上説にあってどのような時間的視野のもとにその現実的可能性を確認されようとしていたのだろうか。これに対する直接の解答はない。が、「実物経済の国際的均衡状態」の想定をスミスのヴィジョンへの信仰告白にすぎないと断定するときの先に確認した口吻からすれば、視野が短期に限られていないことだけは確かである。いうまでもないことだが、変動相場制への評価は、たんにレーガノミックス下のドル高期だけでなくその後のドル安期にも、もちろんサプライ・ショックとスタグフレーションの70年代にもつ

うずる枠組のもとで行なわれるのが望ましい。この制度のもとでは経常収支のアンバランスが不断にあるいは各年ごとに解消されなかったとか、当面はそれが維持させられるだけでなく逆に拡大させられたとか、そういうことが持続する期間はもはや「当面」と呼ぶには長すぎるように思えるとか、為替レートの調整力はアンバランスが大きくなってはじめて、しかもかなり緩慢に作動したにすぎないようにみえるとかというような事態は、この制度の限界を示すものであり、支持論者の期待を裏切るものではあったかもしれない。だが、村上論文の全節を通して、変動相場制の経常収支調整能力にかんする限界を指摘することと、その全面的な欠如を推断することとは別である、という点についての自覚を示す叙述には出会わなかった。さらにたとえば、Jカーヴ要因や景気循環要因、あるいはいま簡単にみたかたちの裁定＝投機要因などが異なるタイミングでからみあい、事態を錯綜させたのかもしれないという方向での、具体的な言及を発見することもできなかった。このような状況は、既述のように村上説が中長期的な意味でも弾力性オプティミズムに反対だと推測されるということと、相互に関連しあっている。その反対論も実証的な分析に基づくものではなかったといつてよい。この点をふくめもはや立ち入る余裕がないが、村上説型のいわば弾力性ベシミズムが多数意見とは異なるように思われるということだけは指摘しておきたいと思う。

なお以上に関連して、82年後半当時のアメリカにおける高金利の由来と影響をめぐる論文4節の叙述について、若干のコメントをつけ加えておかなければならない。1つの問題は、その由来をめぐる「超抑制型の貨幣政策」の効果を検討するさいに、どのような時間の幅が念頭におかれているのかが、ここでも明確でないという点であった。貨幣供給抑制の金利上昇にたいするいわゆる流動性効果・所得効果・インフレ期待効果などの区別がないことも、おそらくこの点に関わると考えてよい。また貨幣量の抑制がインフレ鎮静化の無視しえざる背景であったことは確かだとしても、他方で当面の期間(81-82年)におけるその四半期統計量は相当な乱高下をも示していた。それが金融資産の収益にかんする将来への不確実性を高め、ある種のリスク・プレミアム効果を発揮することはなかったのかどうか、という問題も生じうる。さらに「膨張型の財政政策」が高金利に貢献した程度についても、

少なくとも82年前半まではそれほど大きな赤字幅が記録されてはいないことからすれば、より立ち入った検討が必要になるであろう。投資減税と加速度償却をふくむ81年のいわゆる第1期レーガン税制改革が、かりにこの時期すでに設備の更新や拡大を促す効果を発揮したとすれば、投資収益率の上昇ないし上昇見通しからくる資金需給の逼迫が金利の実質的な上昇に寄与する関係もありえたかもしれない。村上説のぼあい、高金利の由来をめぐる貨幣政策と財政政策の関連はかならずしも明確ではなく、せいぜい前記のかたちの整理を可能にするにとどまる。したがって超抑制型の貨幣政策が「全体のつじつまをあわせる唯一の手段」として登場したという括り方も相当に難解なのだが、それもたとえば上記のように諸効果が区別されず、そこから提起されてくる問題が意識されていないということと無関係ではないはずである。

高金利の影響をめぐる叙述についても、1点だけは指摘しておきたい。アメリカの財政金融政策に端を発した不況が世界政治経済体制の危機を醸成したというばあい、その因果関係がどのような次元で設定されているのかが不明なのである。景気の好転が危機を解消するのかと問われれば、答えは明らかに否となろう。事実、この論文発表直後の82年12月、年度別指標でいえば83年からの一応の——しかし実質的には相対的な高金利のもとにおける——好転にもかかわらず、その後の事態は危機の緩和ではなく深化を示しているというのが、村上説の延長線上からえられる解答にならざるをえまい。さきに「序」と第1節について確認したように、危機の根底に横たわるのは、世紀を単位とするような技術革新の大波と、その具現としての耐久消費財等需要の爆発とがすでに飽和したという事態のはずであった。だからこそ、この戦後の世界政治経済体制は別名「20世紀システム」とも呼ばれ、その危機は短期の循環によって直接に左右されるのではなく、いわば超長期の波動にかかわる構造的なものとして「システム危機」とも命名されたわけなのであろう。現状診断を体制認識に転化させるためには、錯綜した回路を再構成するための自覚的な手続きが必要なはずであって、たとえば他の箇所ではかならずしも無視されているわけではない短期と長期、循環と構造的なような区別が本節では生かされていない点にこそ、むしろ自身の立論の根拠に響きかねない危機意識の緊迫が示されているように思われる。

『『新自由主義経済政策批判』の回顧と展望』という表題からすれば、村上論文の核心をなす2つの部分のうち、「変動為替レート幻想」ではなく「新自由主義幻想」を先にとりあげる接近法があったかもしれない。が、そうしなかった理由は「変動為替レート幻想」論の具体的な検討に入るまえにすでに述べた。実のところ「新自由主義幻想」論の部分についても、いくつかの問題点を指摘することができるように思う。すでにみた労働市場・貨幣市場・財市場という村上説による新自由主義の3つの特徴づけにそくして、順にそれぞれ1例だけを挙げるとすれば、第1にフリードマンによる批判以後の一般化されたフィリップス曲線をも「名目賃金上昇率決定のあり方を示す関数」とみてよいのかどうかという点、第2に古典的ならざる「新」貨幣数量説の特徴づけの1つとして長期LM曲線の垂直性を指摘することが適切かどうかという点、第3に投資と貯蓄の長期均衡化過程の中心に利子率をおくのが新自由主義のスミスのヴィジョンだと解せるのかどうかという点、などがそうである。これらは相互に関連しているはずであり、つきつめると村上説による3市場のようなかたちで新自由主義を特徴づけることが妥当か否かという問題を提起することになるかもしれない。

もともと村上型「新自由主義経済政策批判」の構造上の1特徴は、2つの核心部分のあいだにむしろ直接の関連を設定しないという点にあった。つまり新自由主義の立場と変動為替レート支持とのあいだに必然的な関連はない（変動相場制を支持する非新自由主義経済学者も多い）として、「新自由主義幻想」論と「変動為替レート幻想」論とをひとまず別個に展開するかたちをとっていたわけである。そこで、たとえばマネタリスト的な長期定常モデルを取り上げて、為替レート決定理論としての購買力平価説の不備を突くとか、フリードマンのフィリップス曲線批判・新貨幣数量説・市場機構信頼論など一連の新自由主義的主張が、その有名な変動相場制擁護論とどう関連しているかを検討したうえで、双方を批判的に総括するとか、というような構成にはなっていなかった。『『新自由主義経済政策批判』の回顧と展望』と題した本章が、しかしひとまず変動相場制と国際収支の事実関係を扱うさいの視角をめぐる論点を軸にせざるをえなかったのも、変動相場制への村上説に

よる批判の視角にそくした構成をとるほかなかったからであった。だが、「変動為替レート幻想」論を貫く思考の習慣や論理の枠組は、深いところで「新自由主義幻想」論をも貫いているはずである。本稿を準備稿として両「幻想」論にたいする批判的検討に決着をつけ、もって新自由主義経済思想への評価を確定するための拠点を確保することが次の課題である。

[注]

- (1) 村上泰亮「新自由主義経済政策批判——複合幻想の経済政策」(『中央公論』1982年12月), のち「二十世紀システムの衰退——新自由主義経済政策批判」と改題し, 若干の, しかし内容的には少なからざる意味をもちうる表現上の改訂を経て, 同著『新中間大衆の時代』(1984年1月刊, 中央公論社)に再録。
- (2) 吉富勝「新自由主義の歴史的役割——村上泰亮氏『新自由主義経済政策批判』に答える」(『中央公論』1983年2月)

村上泰亮「世界経済の何が転換しつつあるのか——吉富勝氏の批判に答えて」(『中央公論』1982年4月), のち「世界経済解体の症候群——吉富勝氏の批判に答えて」と改題し, 同上『新中間大衆の時代』に再録。

公文俊平「経済論壇から」(『日本経済新聞』, 1982年11月28日)

香西泰「経済論壇から」(『日本経済新聞』, 1983年1月30日, 1983年3月27日)

岩野茂道「変動相場制の評価——村上・吉富論争を中心に」(『経済評論』1983年7月)

村上泰亮・吉富勝・西川俊作「新しい世界経済システムを探る」(『エコノミスト』1983年11月29日)

●執筆者紹介

序章	川上 忠雄 (かわかみ ただお)	法政大学経済学部教授
第1章	杉浦 克己 (すぎうら かつみ)	東京大学教養学部教授
第2章	山本喜久治 (やまもと きくじ)	合成化学産業労働組合連合本部書記
第3章	萩原 進 (はぎわら すすむ)	法政大学経済学部教授
第4章	増田 寿男 (ますだ としお)	法政大学経済学部教授
第5章	金子 勝 (かねこ まさる)	法政大学経済学部教授
第6章	山本 健児 (やまもと けんじ)	法政大学経済学部教授
第7章	粕谷 信次 (かすや しんじ)	法政大学経済学部教授
第8章	鎌倉 孝夫 (かまくら たかお)	埼玉大学経済学部教授
補章	藤川 昌弘 (ふじかわまさひろ)	法政大学経済学部教授



法政大学比較経済研究所・研究シリーズ 5

新保守主義の経済社会政策

——レーガン、サッチャー、中曽根三政権の比較研究

1989年11月24日 初版第1刷発行

1990年2月15日 第2刷発行

編者 法政大学比較経済研究所

川上忠雄・増田寿男

発行所 財団法人法政大学山版局

〒102 東京都千代田区富士見2-17-1

電話 (03)237-1731/振替 東京6-95814

製版・印刷 三和印刷/製本 鈴木製本所

©1989 Hosei University Press

Printed in Japan

ISBN 4-588-60205-5

比較經濟研究所研究シリーズ刊行にあたって

比較經濟研究所は法政大学の多摩キャンパスへの移転を機に一九八四年四月に設立された。その主たる目的はわが国を中心とする国際經濟關係および国際經濟比較の調査研究にある。法政大学における研究の充実と活性化を念願して設立されたものである。

本研究所はいくつかの形で研究成果を公表しつつあるが、このシリーズはその主なものの一つとなろう。今後、このシリーズが続々と出版され、その質も一巻一巻と向上していくことを期待してやまない。

一九八七年 正月

法政大学比較經濟研究所長 佐々木 隆雄

●比較経済研究所研究シリーズ／既刊

① 佐々木隆雄・絵所秀紀編

日本電子産業の海外進出

わが国電子産業の世界各地における活動と経験をあまねく調査し、民生・産業両面にわたる現状を分析する。アジア諸国の追い上げと米欧の保護主義激化の狭間における今後の展開を予測し、いわゆる日本的経営の有効性にも及ぶ。

② 鶴見誠良編

金融のグローバル化Ⅰ

国際金融ネットワークの形成

世界的な銀行支店網の展開と、衛星—コンピューターを結ぶ国際的金融決済システムの形成とにより、地球上いつでもどこからでも金融取引が可能になる条件が作られつつある。あわせて、特に先進国の金融市場の変貌過程を展望する。

③ 鶴見誠良・林 直嗣編

金融のグローバル化Ⅱ

国際金融センター日本

ロンドン、ニューヨークと並び、国際金融ネットワークの三極構造の一角を占めるに至った東京。その国際化の条件とは何か、どのような問題に直面しているか。第一線の金融研究者と実務専門家が、未曾有の激動期を多角的に分析。

④ 川上忠雄・杉浦克己編

経済のマネージャビリティ

新自由主義からの批判に耐えるか

〈経済のマネージャビリティ〉の思想はどこまで批判に耐えるか、またその批判の正当性と有効性はどうか。ケインズを軸に、ハイエク、フリードマン、ブキャナンらの論点を比較検討しつつ、市場システム管理の問題を追究する。

⑤ 川上忠雄・増田寿男編

新保守主義の経済社会政策

レーガン、サッチャー、中曽根三政権の比較研究

1970年代末—80年代初頭に高成長終焉後の経済危機を打開すべく登場した三権の、マネタリズム・サプライサイド経済学等に依拠した経済社会政策の実態、その実験の意味と影響を多角的に分析、現代資本主義論に豊富な論点を提起。

▶ ①②③④ 定価 各3090円（消費税込）